Japanese-American Commercial Year Book

JAPANESE-AMERICAN COMMERCIAL

YEAR BOOK

PUBLISHED BY

JAPANESE-AMERICAN

COMMERCIAL WEEKLY

NEW YORK

1914

LIST OF THE CONTRIBUTOR

INTRODUCTION

Last August we issued a special edition containing Mr. Hamilton W. Mabie's article entitled "America and the Far East," originally appearing in the "Outlook." We expressed our appreciation of the article, and also put ourselves on record as in hearty sympathy with the conclusion of the "Outlook" that the privilege of American citizenship should be extended to the Japanese, provided that Japan would continue to restrict the emigration of its subjects to these shores. We distributed the special edition among the leading Americans throughout the country, and requested them to express their frank opinion on the stand of the "Outlook" and the comments we made.

To our mingled surprise and satisfaction we have been favored with more replies than we hoped to receive. Nor is it only the volume of the letters which surprised us. The intense interest which the authors of these letters manifested, and the sincerity and candor in which they approached the question have been a source of great satisfaction. It is because of this fact that we present some of these letters in the following pages.

The Japanese question in America is a world problem. Its significance cannot be overestimated. Its solution requires mutual patience, forbearance, and concession on the part of the nations concerned. Politicians whose eyes are always upon the ballot cannot be trusted to handle such a problem. Newspapers which cater to the wishes and passions of the benighted masses are ill-qualified to discuss it. It is upon the shoulders of statesmen of broad caliber and foresight and men of public spirit that the duty of solving this great question must rest. Mr. Mabie is right when he describes the issue between Japan and the United States in these words:

"The chief concern of the nation is the spirit with which it is to characterize its dealings with half the world. Questions of immigration can be easily arranged; those 'Asiatic hordes' which are so terrifying to the imagination cannot come even if they wish to come; and the control of the Pacific is only a rhetorical possibility; the fleets of England and Germany combined would be lost in its vast expanse. But there is an issue in the Far East which transcends all local fears and all policies for the near future. What is at stake is not the needs of this or that section or the supremacy of the Caucasian; it is the issue between peace and co-operation of the two halves of the globe or their antagonism and destructive competition. The way to disarm those Asiatic hordes so that they will not overrun Europe and America is to make them our friends by practicing towards them the justice which we demand for ourselves, the cour-

tesy which we may hope to learn from them, and those Christian principles which we preach to them but do not always practice in our dealings with them."

The foundation of international peace is justice. Nay, more; it is the very soul of civilization. Let nations act in disregard of justice, let them follow the guidance of greed, prejudice and bigotry, and the passions that defy reason and good sense, and the light of peace will be extinguished and the cloud of enmity and hostility will darken the world.

We do not think that Japan will combat the injustice of the Occident with the sword and gun. She has too much sense to undertake such a task. We do not think that Japan will ever play the role of Don Quixote, assume the leadership of Asiatic peoples, and lead the "yellow army" against the aggressive West. Rightly or mistakenly she believes that in temperament and inclination she is more Occidental than Oriental, that her interest and destiny are more closely interwoven with those of the civilized peoples of Europe and America than those of the neighboring peoples of Asia. It is indeed her firm conviction that she has nothing to gain by casting her lot with the huge inert mass of humanity that inhabits the vast territory east of the Ural Mountains.

In appealing to the sense of justice Japan is voicing the sentiment of not only her own people, but the sentiment of all the justice-loving men and women throughout the world. She speaks not for herself or for the peoples of the Orient alone, but for all the civilized peoples which stand for humanity and justice.

JAPANESE-AMERICAN PROBLEM

AMICABLE PROPOSITION SUGGESTED BY THE "OUTLOOK," ISSUE OF AUGUST 2D, 1913.

The California legislature has created an *impasse*, or if it has not created it, it has at least revealed it. We, the "Outlook," suggest the following proposition as the basis of practical action in getting out of the *impasse:*

1. Allow Japan to regulate emigration to the United States (as she is now doing) with the renewed understanding between our government and hers that she is not to permit emigration *en masse* or in even such a volume or of such a kind as would be socially, economically, or politically embarrassing to us in Pacific Coast States.

2. Grant the right of naturalization to individual Japanese of proper personal qualifications who are now permanently settled in the United States and to individual Japanese who may hereafter come here under the terms of the understanding mentioned in the foregoing paragraph—such applicants for naturalization being required to present a passport from the Japanese Government with the endorsement "expatriation authorized" as a guarantee that the Japanese Government approves of the bearer's abandonment of Japanese allegiance.

3. Give the American Government in its agreement with the Japanese Government the expressed right to exclude without appeal all Japanese immigrants who do not come to this country with proper passports from their own Government and to deport all found here without such papers. This assumes, of course, that the Japanese now here will be given the opportunity to obtain, if their right to them can be shown, the necessary passports.

WANTED: A FINAL SOLUTION OF THE JAPANESE PROBLEM.

SUGGESTED BY THE "INDEPENDENT," ISSUE OF NOVEMBER 6TH, 1913.

Last May the California legislature passed a law providing in effect that aliens not eligible to citizenship could not acquire or hold any land in the State. The object of the law was avowedly to exclude the Japanese from participation in a liberty which had previously been freely accorded them and which is still freely accorded to other aliens. The measure took effect August 10th, despite the strenuous protest of the Federal Government and the almost unanimous opposition of the enlightened sense of the nation.

The Japanese are a very proud and sensitive people. That is known. They are also a very self-controlled people. That is not so well known. At first they were thunderstruck. Then they became angry. Then they controlled themselves.

After Mr. Bryan had returned from his unsuccessful mission to Sacramento and the yellow journals had ceased shrieking for war, the Amer-

ican people, with characteristic irresponsibility, promptly forgot Japan and her grievances and turned their attention to Mexico, the Canal tolls dispute, business, baseball and turkey trotting. Mr. Wilson began his assiduous study of the tariff and the currency. Mr. Bryan went lecturing.

The Japanese are a proud, sensitive and self-controlled people, as we have said. But the Japanese do not forget. Let no one for an instant imagine that time and indifference on our part will heal this wound.

Half a year has now elapsed. What is the present situation?

The world does not know what Viscount Chinda has asked of Mr. Bryan or what replies Mr. Bryan has made. It only knows that the Japanese Ambassador has frequently called on Mr. Bryan and President Wilson and that apparently the two Governments have not yet come to any mutually satisfactory conclusion.

There is always, however, the best thing that ought to be done in any crisis as well as the best thing that can be done. The "Independent" is glad to believe that it had a not inappreciable part in helping to settle the California school question in 1906 and 1907. May we venture now to offer a suggestion that seems to us worthy of consideration at this more critical juncture?

There are two important questions involved in the present dispute. The one is legal, the other moral. The legal question is this: Does the existing treaty between Japan and the United States permit the Japanese to own land in the United States? We can see no reason why this should not be decided by the United States Supreme Court, or if both parties prefer, by the Hague Court.

But a mere legal decision, no matter which side won, would hardly prevent the recurrence of similar disputes in the future. The real question, therefore, is how the statesmen of Japan and America can devise a plan for permanent peace and good understanding between the two nations. In other words, how can they apply the golden rule to their mutual intercourse?

If it is a fact that nothing is ever settled until it is settled right, then the Japanese question will never be settled until the Japanese have the same rights of naturalization in the United States as the citizens of England, France or Germany. Japan has already become one of the five great world Powers measured by any qualitative test. In the virtues of patriotism, loyalty, alertness, thoroughness, self-control, personal cleanliness, estheticism and politeness they excel us. Japan is fairly entitled to recognition by us as an equal, with all the privileges such recognition implies. She is bound to receive it sooner or later. But no nation will put itself in the position of asking another to naturalize its citizens. If Japanese citizens are to be given the privileges of naturalization in this country, the initiative must be taken by us. But this can hardly be expected at the present moment or, we fear, for some time to come. Japanese naturalization is not a present issue.

What, then, can we do? All Japan wants is not to be discriminated against as an inferior. Her honor is dearer to her than all else. Anyone who would understand Japan must never forget that the two policies which her statesmen have pursued with unswerving constancy since the restoration of the late Emperor in 1868 are first to maintain her national integrity or independence, and, second, to make herself the equal of any civilized nation in

existence. Japan does not care whether her citizens own land in California or not, only that they shall have the privilege of owning land. Japan does not care to have her people emigrate to America. Korea, Manchuria and Formosa are the natural outlets for her surplus population.

Japan can be depended upon to do in the future what she has already done since 1907—to stop absolutely all emigration which we think undesirable. No laborers can even now get passports for the United States except the aged parents and wives of those already here. Japan wants to keep her subjects at home to please us, and not because we refuse to receive them. Any exclusion law similar to the Chinese exclusion law she will regard with the intensest resentment.

What, then, would be a practical, reasonable and satisfactory solution of the present difficulty pending the ultimate giving of full naturalization rights to the Japanese?

It seems to us that the Administration should negotiate a treaty with Japan granting to those Japanese permitted by their Government to come here the right to own land just as other aliens do. Japan should in return issue no passports to any class of her subjects we preferred not to receive.

By such a treaty and informal agreement Japan would gain the recognition she craves and California the relief from labor competition she fears.

Indeed, Japan would probably be wise enough to concede another point if such a treaty were entered into. On the principle that it is generally best to let sleeping dogs lie she might well agree to let the treaty have reference only to the future, and not to raise at all the question of the constitutionality of the present Webb law. That has already done all the mischief it can and there is little to be gained by reviving the States' rights question, especially with the Jeffersonian Mr. Bryan, in the State Department. The only danger that we can possibly see in such a treaty is that if Mr. Wilson and Mr. Bryan negotiate it with Japan they will have to get it confirmed by the Senate. There are jingo senators who would take the opportunity to do no little harm to the good relations of the two countries.

But we think that President Wilson and Mr. Bryan should take their chances with the Senate. A solemn duty to Japan requires it. Surely they cannot object in principle to such a treaty. Let the Senate take the responsibility, if it cares to, of straining still further a historic friendship.

Possibly questions of political tactics may cause delay, but as soon as the Currency bill is out of the way, this Japanese question should be settled so as to do justice to our great and friendly neighbor across the Pacific.

Let the President, then, prove himself as great an international statesman as he has already proved himself a national statesman.

He has the opportunity.

PROF. GEO. L. LADD, LL.D.

NEW HAVEN, CONN.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

You have done me the honor to ask for my opinion as to the desirableness of maintaining in the future the relations of "romantic friendship" which has been hitherto traditional between the United States and Japan. To the question, whether this *is* desirable, I should answer unhesitatingly, "Yes"; but only if it can be consistently placed on a basis of intelligent respect of each nation for the other, and a reasonable respect of each nation for itself.

There is little doubt that until comparatively recent times, the United States and Japan have taken a somewhat romantic view of each other, and have founded their friendly feeling largely upon this view. There is no more doubt that, of late, this view has been somewhat abruptly disturbed, and the feeling founded upon it considerably modified—and this not in the direction of a romantic or any other kind of friendship. These historical facts start three inquiries in which all thoughtful and sincere patriots and friends of both countries ought to be profoundly interested. What were the causes, and how far valid, for this traditional friendship? What are the reasons, and whose fault is it, that this sort of friendship has been of late so much disturbed and abated? What, if anything, can now be done to restore it, and even to place it upon more solid and unassailable foundations?

The earlier relations of the United States and Japan were very largely of an essentially romantic character. Japan admired us for our display of strength and enterprise, our astonishing material prosperity, our educational resources; and—on much better grounds—for our generous reception into our homes and educational institutions of her ambitious sons and daughters. We admired Japan for the charm of its scenery, the picturesqueness of its manner of life, the delicate beauty of its art work in various lines, and the knightly and chivalric character of its history and its people. Our claims of this sort to admiration were made impressive by the experiences of travelers and students from Europe, and even by not a few of the missionaries who would have done far better if they had left utterly behind them their patriotic pride and boasting of America.

The Japanese claims upon us for a corresponding sort of admiration were emphasized, not only by travelers and importers, but also by scoers and hundreds of fictitious and mischief making magazine articles and books, among which, I fear, we must count some of those written by the celebrated Lafcadio Hearn. All these claims were, naturally and not unreasonably, more effective upon us Westerners, because Japan is not and never has been a truly Oriental country. In its institutions, its virtues and its vices it has always been much more essentially like Christian Mediaeval Europe than like either India or China, or even the Near East.

Now it requires very little reflection to discover that a lasting and sound, if also romantic friendship, cannot be built upon such cliams to admiration as those which have been mentioned above. Whether between nations or individuals, the basis of an enduring friendship must be built upon *moral* foundations, broad and strong enough to support a superstructure of moral conduct in all commercial, social and political rela-

tions. But hard as it is for my patriotic pride, I feel both obligated and competent to make the following confession. Until recently the Japanese in general have held quite exaggerated notions of the moral character of the government and the people of the United States. On the other hand, the people of the United States have underestimated the moral worthiness—in the most inclusive and highest use of the word "moral"—of the people and the government of Japan. In a word, the United States is not so good in the essentials of commercial, social and political morality as Japan formerly conceived us to be. But Japan, in the same ethical essentials is on the whole much better than the United States even now believes it to be.

The statements which have just been made are not, indeed, conducive to the pride in his country taken by the average American, and they would probably not be accepted as true by this same average American. That they are in fact true I am confident of the sufficiency of my knowledge to affirm; and true patriotism should show itself chiefly in a readiness to confess, and an eagerness to remedy, the errors and faults of one's own country.

Nor are the reasons for this exaggerated estimate in opposite directions far to seek. For a whole generation after the romantic friendship between the two countries began the Japanese saw at close range only the best side of the institutions and people of the United States. The students who came here from Japan were received into Christian homes and made the acquaintance, chiefly, of the better classes among our own young men and women. The missionaries from this country to Japan represented before the people there, outside of the treaty ports, a type of life and conduct far above the average of the people of the United States. On the other hand, the travelers to Japan saw only the more patently vicious life of the Japanese, and hod no opportunity to see, or even to conjecture, the more quiet and solid virtues of the better classes. The missionaries, too, were almost totally secluded from the homes and confidences of these classes, and they sent to the American people—partly in an honest ignorance, partly on justifiable grounds, but partly also in order to make a more effectual appeal to missionary sentiment—quite one-sided accounts of the moral degradation of the Japanese nation at large. But underlying and largely contributory to this misunderstanding was the extreme difference to which the peoples were trained and accustomed in regard to the morals of the sexual relation and of commercial transactions under cover of a contract. Thus it came about that the two nations were habitually looking at each other from ethically considered different points of view; and also that, whereas Japan became earlier accustomed to the best sides, and better classes, of the people of the United States, the people of the United States remain to this day almost wholly acquainted with the best sides, and the better classes of the people of Japan.

The more important reasons for the recent changes which have come over the relation of romantic friendship between the United States and Japan may occupy us at another time.

Yours truly,

George Trumbull Ladd.

New Haven, Oct. 1, 1918.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

There can be no doubt that the

"romantic" friendship between the United States and Japan which was traditional from the beginning, has been of late seriously interrupted, or —to use your own expression—"mutilated." The present existing friendship between the two nations, whatever value and permanent characteristics it may possess, is certainly not similar to the older kind. Probably the romance of those earlier relations will never return. For my part, I do not think it desirable that they should return in precisely their traditional form. Count Okuma once said to the writer that he regarded Commodore Perry as "the best friend" among foreigners Japan ever had. This was because the commodore forced, with admirable tact, your country to recognize, admire and court those methods of obtaining and defending the national honor and national interests which the circumstances of to-day make necessary for every people who would take a position of the so-called "first rank" among the nations of the earth. But in my judgment the work done by Townsend Harris in accomplishing the first treaty between Japan and foreign nations was the greater work. It was even more important in establishing relations of permanent friendship, based on moral grounds; and it called out higher personal qualities in the men who took part in it. And when these earlier treaties became outgrown and greatly obnoxious to Japan it was the action of our minister, Colonel Buck, who, more than any of the diplomatic corps, placed our friendship on more permanent, because more securely righteous grounds. For Colonel Buck, as he once told me, had learned not only to admire but to respect and love the Japanese. I speak of these items in the history of our relations because I believe that the moral character of the two nations and the just and generous conduct toward each other, of the two peoples and their governments, can alone afford a solid foundation for the continuance of a friendly attitude.

It is thoughts like these which give us a correct point of view from which to regard the reasons for the recent decline in the romantic relations, until recently prevailing, between the United States and Japan. These reasons are undoubtedly somewhat confused and complicated. But among them I wish to distinguish the following three as the most stable and influential. There are (1) Disillusionment, (2) Race-prejudice with its accompaniment of race-conceit, and (3) Conflicting interests, especially of the commercial sort. Of the three, the last is the most potent and the most, ethically considered, disgraceful.

By the influence of disillusionment I mean to indicate the truth that the prolonged and more complete intercourse of the two people has *revealed* each to the other, and so has uncovered the deficiencies, faulty, and social, political and more private vices of each of the two. This influence is strengthened by the fact that some of these vices have become of late years more accentuated and pervasive. This is especially true of the United States; while in several particulars Japan has been somewhat steadily improving. For example, there has been improvement in the knowledge and practice of business honor in Japan; there has been deterioration in the United States. There has been improvement—real, if slight—in sexual morality in Japan; there has been increased degradation and abasement in the United States. Witness the growth of the "white slave" traffic, the multiplication of divorces, the spread of foul

diseases. There has been immense progress in Japan in the efficiency for material good, the freedom, and the probity and interest in the common people of the government of Japan; while in the United States the government has been increasingly corrupt as the guardian and fosterer of class interests. Of course, our Japanese friends have been finding these things out. No wonder that the discovery has dimmed the lustre of our first reputation!

On the other hand, we have been discovering some things about our Japanese friends which have in a measure dissipated the atmosphere of romance with which we were wont formerly to surround them. The students who have been coming to this country for the last decade have by no means been up to the grade of those who came in the three decades preceding. Instead of being son and grandson of *samurai*, already mature in purpose and character, and bent on making the most of every opportunity, they have, to a considerable extent, been sons of the *nouveaux rich*, who come to get a smattering of English, finance and political economy in order to humor their parents or to enjoy the experiences of a freer life in a foreign country. It is not the Christian homes into which such students are received, or the sons and daughters of these homes, who are their intimate companions. Then, too, especially on the Pacific Coast, we have been getting acquainted with the fickleness of the Japanese laborer, the trickiness of the Japanese shop keeper, and on the home ground, of the readiness of the Japanese merchant or importer to slip out from under the contract when it bears heavily upon him. Yet, in all this, I feel forced to confess that, when it comes to weighing valid reasons for their process of disillusionment, Japan, on the whole, makes a much better showing that does the United States.

This process of disillusionment has been accentuated by the influence of race-prejudice and race-conceit. As to positive race-hatred, in the form in which it exists between the Turks and the Armenians, or between the Mohammedans and the Hindoos in India it is not possible that it should ever exist between the United States and Japan. But the Anglo-Saxons and the mixed descendants in Great Britain and America are not noted for a low, or even a fairly humble opinion of themselves; and the mixture of Malay, Mongolian and Ainu blood which enters into the modern Japanese has not yet lost its native elements of a certain fiery pride, tending toward impulsive action and over-self-confidence. Now all this has the well known, but curious and absurd effect, of making the one race prone to exaggerate the peculiar vices and defects, and relatively oblivious to the peculiar virtues and excellencies of the other. Thus it comes about that our frankness is apt to seem coarseness, or even brutality, to the cultivated Japanese gentleman; that the independent bearing and too often, under the circumstances, imprudent bearing of our girls and women, is set down to essential immodesty; that our enforcement of the business contract seems legalized robbery (as, indeed, it is too often); that our deference to woman as the "weaker vessel" seems unmanly; and that our regard for certain moral and religious conventions has the strong savor of hyprocrisy. On the other hand, the reserve of the Japanese gentleman is attributed by us to an offensive haughtiness; the century-old custom in the Orient of bartering for every

article of trade is considered essential dishonesty; the unwillingness to exhibit private griefs is set down to hard-heartedness; the unwillingness to give offense by open or implied contradiction or censure is placed on a par with the habit of lying; cheating contrary to contract is esteemed infinitely worse than cheating under the dishonest contract; and the poor girl who goes to Soshiwara to get medicine for a sick father or to help her lover through his education is regarded as less an object of compjassion than the shop girl or typewriter who sells herself for better food or clothing. Such is the justice and justness of judgment that springs from conventional race-conceit!

But worst of all, and most blameworthy in the mutilation of friendly relations between the United States and Japan, has been the influence of conflicting interests—and among these chiefly the commercial. In this respect the United States has been by far the chief transgressor. There is good evidence to show that the Japanese government has made every reasonable effort to compel its subjects to observe the compact of the "open door" in Manchuria and China. Since the Protectorate in Korea it has treated certain American enterprises in a more tender way than those instituted by its own subjects. It has dealt with the American missionaries much more considerately and generously than we should have dealt with the same number of Buddhist priests, behaving in the same way in this country. On the other hand, there is abundant evidence to show that many Far Eastern correspondents have been suborned and not a few newspapers subsidized for the promotion by misrepresentation and falsehood of the business interests of American promoters and syndicates. Indeed, if we set aside for the present the sources of irritation, of which San Francisco has been the seat, these promoters and syndicates and the press they control, are the worst enemies of an abiding and sound friendship between the two countries.

Yours truly,

GEO. T. LADD.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

The practical question in which both of us, and all the genuine friends of both nations, are interested, is how to establish and maintain a friendship between the United States and Japan, that shall have a basis of intelligent respect of each for the other, and of each for itself. Such a basis must be one of fair dealing guided by righteous judgment. But I have already instanced as the chief causes of a marked decline in the hitherto romantic relation of the two nations, these three: Disillusionment, race-prejudice with its accompaniment of race-conceit, and conflict of important interests, especially in the commercial sphere. If, then, we convert the answer to the practical question of remedies from its vague, general form into one more definite and particular, we may say: These three causes, at least, must be faced frankly and, as far as possible, ameliorated or removed. But of the three, the last is much the more tangible, so to say, and therefore the cause to which immediate effort may be most efficiently directed. In our brief consideration of the remedies for the existing evils we will, therefore, reverse the order of the three.

It is a common opinion, and a statement often glorified at the notable gatherings of business men, that the extension of commerce is going, through its close-fitting influence

on the financial interests of the nations, to put an end to international animosities and even to war. Nothing could well be further from the truth of history and from the truths of principle as founded on psychological science. The real experience of both past and present is quite the other way. It is commercial rivalry, as influenced by the relatively few who have a conscienceless greed, which has been the most potent influence to produce recent wars, and which at this very moment constitutes the chief threatening of the peace of nations. It is the promoters, financiers, subsidizers of the press, seekers after all sorts of privileges and concessions, who are at the present time the chief sources of danger to an efficient and righteous friendship between the United States and Japan.

On the other hand, it is undoubtedly true that the extension of fair trade and the interchange of commodities, the "interlocking" of the nations in common commercial interests and partnerships involving two or more, the definition and recognition of a universal code of commercial law, the increased equity of courts adjudicating suits between citizens of different countries, and other similar improvements, tend to establish and safeguard relations of friendship between the nations. This should be true, and is true, in a somewhat peculiar way, of the friendship of the United States and Japan. They are geographically, historically and otherwise related so as to make this true.

Now it is in this kind of relations that the Government, the lands, the press, the action of individuals, and the propagation of opinion, can have most immediate and prevalent influence. Neither the Government of the United States nor that of Japan should allow itself to be implicated in the fostering or enforcing of any unjust or, to the other injurious, schemes for promoting the commercial supremacy of either country. The press of both should be made responsible, if not to the law, at least to public opinion, for defamatory falsehoods; the courts should be open on terms of perfect equality, to citizens of both countries in either country; and individual violators of commercial rights and commercial equity should be punished, if not by legal methods, by holding them up to the distrust and scorn of opinion. In all these respects, the improvement of the present situation, and the securing of a better foundation for a more righteous and enduring relation of friendship between the two countries concerned, are by no means hopeless or very distant objects of endeavor.

It is not my purpose at present to attempt to estimate the relative faultiness and crimes of the two friendly countries in the sphere, as hitherto existing, of commercial rivalry. In brief, however, I believe that the action of the Government and of the press (because the latter has been more strictly controlled) has been superior both in wisdom and in fairness, in Japan; that the business morality of would-be promoters and searchers for "concessions" in Korea, Manchuria and China, is about on a par in the two countries; and that the trade-morals of the great body of the smaller business men, low as it is in the United States, is decidedly superior to that of the same class in Japan. But in both countries the present outlook is, on the whole, hopeful toward the removal of this disturbing cause to our friendship. The chief obstacle to its more speedy removal is a lying press. In this connection I venture to speak of only one of many similar experiences of my own. One of the New York papers, in a letter from "Our Eastern Correspondent (*sic*), charged the

Japanese Government with violating the "open-door" policy, and in proof brought forward statistics to show that Japanese trade in Manchuria was increasing much more rapidly than American trade, and that British trade was many times our own. I wrote an article in which I showed from the official statistics that the same thing was true in the Manila Islands. The paper would not publish my article.

The removal of the injury done to the existing friendship between the United States and Japan by race-prejudice and race-conceit must necessarily be a slower affair. Here is something much more subtle and deep-seated; something which even certain *Fach*-professors of so-called sociology claim to be inevitable and valuable; and which the superficial patriot cherishes as a justification for many of the most cruel and hideously immoral performances. It is not necessary for me, in the present connection, to argue that the whole thing in the form in which it is customarily held, is unscientific and, in its practical workings, often absurd. In the United States, at the present time, no such thing as purity of race exists; and we are fast becoming one of the most heterogeneous and sadly mixed peoples of the whole world. If we continue a few years longer to take in a half-million of the lowest orders of the people from Eastern and Southern Europe, and our negro population, whether assimilated or not, continues to increase, what will become of our reasons for race-conceit? I am myself descended from ancestors who have been in this country from the very beginning. Yet in my veins is the blood of the Norman French, of the Anglo-Saxon, of the Scandinavian, and of the Welsh; and into the veins of my children is incorporated the blood of the Pennsylvanian Dutch. Yet when, on being called to a professorship at Yale, I wished to qualify as a voter in Connecticut I had to show a German who could scarcely speak English that I was able to read correctly—not to say, at all understand—a passage from the Constitution of the State!

If we compare, one by one, the manly qualities and virtues which make nations strong and entitled to moral respect, the people of Japan are to-day quite the equals of the people of the United States. In some fundamental institutions of civilization they are rapidly becoming our superiors. But this cause of misunderstanding and enmity cannot be overcome all at once or by any violent measures. The intelligent people in both countries must be patient, each with the whole people of the other. Japan must understand that, in spite of the triumph of race-prejudice in certain quarters, and notwithstanding the injustice and insult with which this prejudice sometimes expresses itself, the great body of the American people still love fairness and justice and feel friendly toward Japan. And our people must be patient until they, too, learn how little the average tourist, how much less the group of commercial travelers on the verandas of the foreign hotels in Yokohama, Kobe and Shanghai, and "Far Eastern Correspondents" of a press under control of "interests," have of truth to tell of the real character of the Japanese nation.

What has been said of the combatting of race-prejudice is even more true of the whole process which I have called "disillusionment." Friendships between nations, as well as between individuals, must be tolerant of faults. It is not the glamor of an ill-founded, romantic friendship, which we wish to preserve. It is not admiration and confidence, secured by shutting our eyes to each

other's faults, which are best for either. Both countries can afford to have the *truth* known, about each to the other. And in this way, with mutual tolerance and reciprocal patience, and improved acquaintance, the United States and Japan may continue the best of friends.

George Trumbull Ladd.
New Haven, October, 1913.

COUNT OKUMA

TOKIO, JAPAN.

Editor "Japanese-American Commercial Weekly:
Dear Sir:

The present anti-Japanese movement in California closely resembles the Japanese anti-foreign, anti-American movement of fifty years ago, which was due to three causes. The first of these was racial feeling. "There come the people with strange colored faces. What do those hairy foreigners want?" This racial antagonism was keenly felt and naturally resulted in opposition to the foreigners.

With the coming of the foreigners there was a sudden rise in the price of commodities. About this time the Civil War in America cut short the supply of cotton for English factories, and the British merchants in their trouble came to Japan to buy cotton. "This is terrible! The foreigners have no cotton and have come to seize one of our necessities of life. The crafty things!" With these thoughts in their hearts the anti-foreigners hastened to Yokohama to assassinate all the strangers, whether they had come to buy cotton or not. A group of Choshu men, seeing Satsuma men loading cotton into a small Western schooner to sell to foreigners, thinking they were craftily robbing Japan of one of her necessities, set fire to their houses.

Besides the racial and economic issues, there was the question of political parties. At that time there existed in Japan the Loyalists, the Shoganate Party, the party in favor of opening Japan to foreign intercourse, and the anti-foreigners. The conflict between these parties was very intense. Had it not been for the antagonism between the political parties there might have been no firing upon the fleets of America, England, France and Holland at Shimonoseki. Though this mistake was made by Japan, right prevailed and Japan paid an indemnity of $3,000,000. The share which fell to America was $750,000. But Congress said this was robbery, and they could not receive the money. The Central Government was greatly troubled. It could not return the money and Congress would not permit it to be received. So the Secretary of State deposited the money in a New York bank. Finally the money was returned to Japan with accumulated interest. We see by this that even though the American sense of righteousness may at times appear to be lost, it will reassert itself.

All of the events of these years demonstrated to the most obdurate anti-foreigners in our country that it was impossible to keep Japan closed to the world. Thus the original ground for the struggle of political parties ceased.

When the passions of men are aroused, crowds collect and act without reason, as when the Japanese bombarded the foreign fleets at Shimonoseki. This was lawless. There was little real reason for breaking the peace. When one stops to think, nothing was gained by it. With the progress of science and education, man has come to understand that war means loss. But occasionally people are carried away by the ac-

tion of crowd psychology and political influence and some outrageous thing occurs.

In this way Japan was stirred 50 years ago by racial prejudice, economic fears, and the contest of political parties, to bitter opposition against foreigners. To-day we see the action of these same three motives in the anti-Japanese agitation in California.

But the Japanese who had vision ceased their opposition to foreigners half a century ago, and finally opened their doors to them, especially welcoming Americans. Among those who were once bitterly opposed to foreigners were men who afterwards became great statesmen. Prince Ito and Marquis Inouye, who afterwards led the nation in assimilating Western civilization, once joined a party to burn the British Legation. To confess the truth, I myself once entertained the thought of attacking Americans, but never actually put the thought into execution. In California civilization is more advanced and so the opposition to the Japanese does not take the form of firing on war ships, burning legations, and assassination. It is only in the form of legislation, limiting the rights of the Japanese in holding land, and presenting opposition to Japanese merchants and fishermen.

We know now the difficulty under which the American Government labors in dealing with such international questions, since in many ways the country is like forty-eight independent nations. In order to meet the difficulty, leading statesmen like ex-Presidents McKinley, Roosevelt and Taft have been laboring, but the task is difficult. Time will give an ultimate decision and truth will win the victory.

Just as the Japanese wrestled for fourteen or fifteen years with the question of whether to assimilate Western civilization and settled the question before the coming of the twentieth year, so the California question will be settled peacefully if we wait in patience.

I believe that unless the Japanese and American people work together in close association we shall not witness the truest progress in the regions of the Pacific. Unless Japan and America co-operate little can be done in furthering the development of China with 400,000,000 people; there is also an important connection between the development of American-British commerce on the Atlantic and the prosperity of American-Japanese trade.

Believing in the ultimate triumph of a peaceful and permanent settlement of the issues involved.

Yours truly

Shigenodu Okuma

MR. BUEI NKKANO

Pres. of tht Tokio Chamber of Commerce

Editor Japanese-Am. Com'l. Weekly

Dear Sir: It is verp much to be regretted that the question relating to the Alien Land Law recently enacted by the State of California has not yet been brought to a satisfactory settlement in spite of the conciliatory attitude of our country. I am often assured that a local problem such as this should not shake to its foundation the traditional amity and friendship between our country and the United States. Yet, it is neither a good nor a fair theory to conclude that the Japanese must suffer and should not feel hurt because this unreasonable treatment is simply of a local nature. However local it may be, it is evident a manifestation of the unfriendly and discriminatory disposition of a part of the Americans toward our country and people. Anybody who has studied the course

of the growing prosperity of the State of California cannot fail but to recognize the important part that the Japanese have played in many and various spheres of activity, for which the Japanese little expected such ill-favored return.

Undoubtedly it is a disgrace to our country that the Japanese are not treated fairly and on an equality with the people of other nationalities in any part of the world, and we feel greatly dishonored when discriminated against in California just because of our being Japanese. Brotherly love and sympathy are the leading ideas of Christian civilization; peace and good-will are and will ever be the dominant principles of our country. Guided by these noble ideas and principles, Japan has strictly lived up to the terms of the so-called "gentleman's agreement," and it has been solely for the sake of avoiding all possible cause of international ill-feeling that both the Government and the people of Japan have bravely borne and are still bearing all these grievances, for, in my view and that of many other serious thinkers in this country, such an "agreement" as that of 1907, should in all circumstances be considered as a grievance to the party who stands the sacrifice. In the present dispute, repeated protests have been handed to the United States Government, and the problem has already assumed a great and weighty international aspect.

The situation requires of the United States of America, whose name has always been associated with justice, kindness and humanity, to return to its former humane spirit and to take proper means, as an immediate course, to render the California Land Law ineffective, and further, as a permanent means, to see that discrimination of any nature against our people shall not be made in whatever circumstances, and to lead the public opinion of America in a healthier and more reasonable direction. It is a vital obligation of the Japanese Government to protect its people and to guard the national honor. And, if our patient, inoffensive and peaceful attitude does not bring about the desired result, by reminding and awakening the American people at large, we shall then, and only then, be forced to realize that the United States of America and her people are something entirely different from what we have for so many years past taken them to be.

Buei Nakano

HON. Y. SAKATANI.

Mayor of Tokio, Ex-Minister of Finance

Editor Japanese-Am. Com'l Weekly

Dear Sir: I have received your letter dated Sept. 8th, in which you have requested me to contribute to your journal my views concerning the present relations between the United States and Japan.

The recent anti-alien legislation of the State of California, which has given a shocking pain to those Japanese who are living in that State, and which has, in the same time, caused not a little agitation among the Japanese at their own home, seems to me as something other than that what we call the fair and righteous policy. I believe that the Japanese in general, not only those who are in California, but also those who are at home here, are not all satisfied of their being discriminatively treated by Americans.

The racial hatred, which is a survival of barbarism, ought to be driven out of the pale of civilization, and all international problems must be settled on principles of justice. I am, however, aware that, while the anti-Japanese land law of California is not deserved to be called the fair

play, there are surely some faults on the side of the Japanese on the Pacific Coast of America, which are presumably the causes of their having become rather hated by the Californians. But I am very glad to know that almost all Americans except the Californian politicians are looking upon the attitude of the California legislature towards the Japanese with blame and wonder.

Many things could be told of the pending problem, but we should, anyhow, settle the matter reasonably and amicably, and also should strive not to break the friendly relations between the two nations which has been so intimately kept during the last sixty years—since the Americans opened our country. Moreover, we should be always ready and willing to do whatever we can to facilitate the better understanding of each other.

Y. SAKATANI.

Tokio, Japan, Oct. 4, 1913.

MR. JACK LONDON,

GLEN ELLEN, CAL.

Most Famous Novelist in the U. S.

Editor Japanese-Am. Com'l Weekly

Dear Sir: In reply to your of the 16th inst. First of all, I should say, by stopping the stupid newspaper from always fomenting race prejudice.

This, of course, being impossible, I would say, next, by educating the people of the United States and the people of Japan so that they will be too intelligently tolerant to respond to any call to race prejudice.

And, finally, by realizing, in industry and government, of socialism—which last word is merely a word that stands for the actual application in the affairs of men of the theory of the Brotherhood of Man.

In the meantime the nations and races are only unruly boys who have not yet grown to the stature of men. So we must expect them to do unruly and boisterous things at times. And, just as boys grow up, so the races of mankind will grow up, and laugh when they look back upon their childish quarrels.

Sincerely yours,
JACK LONDON.

Glen Ellen, Sonoma, Cal., Aug. 1913

HON. HORACE M. TOWNER,

DELEGATE OF IOWA,
HOUSE OF REPRESENTATIVES, UNITED STATES.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Your letter of recent date is received. I have never thought there were any real grounds for serious difference over the California question. It is entirely a matter of the interpretation of treaty and statutory provisions, and as it affects private individuals is subject to determination in the courts. That in such event the Japanese could anticipate no possible unfairness to them is manifest by decisions of a like character that have been rendered in similar cases on the Pacific Coast. The intelligence and civilization of nations depend not so much upon protestations as upon acts which really test their ability to control their actions with regard to the highest standards of humanity and their adherence to the highest tenets of advancing civilization. I believe that two such advancing and progressive nations as Japan and the United States cannot allow insignificant episodes to endanger their relationship which has not only been pleasant to both peoples, but protable as well.

With best wishes for you in your work, I am,

Sincerely yours,
H. M. TOWNER.
August 1913.

HON. GEO. E. CHAMBERLAIN

United State Senate

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir: I beg to acknowledge the receipt of your favor of the 16th instant, in which you ask for an expression of opinion from me as to what should be the attitude of the Japanese Empire and the United States in order to perpetuate the existing friendly relations. There is no reason in the world why the Americans and the Japanese should not be on the most intimate terms of commercial relationship, and every reason suggests that they should be. Of course there are those on both sides of the Pacific who would create friction and stir up trouble between these great peoples, but the conservative judgment of thoughtful men everywhere will frown upon this course and endeavor to maintain amicable relations between the two governments.

As a first step to avoid misunderstanding each of these powers ought to abstain entirely from the internal policies of the other. In other words, Americans have no right to say to the people of Japan what their internal policy should be with reference to education, marriage, the admission and conduct of aliens, and every true American ought to resent any attempted interference on the part of their citizens, whether resident in America or Japan, in any of these matters. So, on the other hand, I believe that the conservative sentiment of Japan does and will resent the attempted interference upon the part of the Japanese whether resident in Japan or America with the internal policies of America as affecting any of the subjects mentioned above. There will be, of course, individual cases of disagreement, but these are local ordinarily and ought not in any respect to interrupt the friendly relations of these two great powers.

One of the inalienable rights of all peoples is to govern themselves in matters local as seems to them best, and no people or power have any right to dictate what laws should or should not be adopted to carry out the policies of the government. I believe that the people of the United States and of Japan generally entertain this view of the subject and that the ties of friendship which have always bound the two people together in their commercial relations will not be sundered by the interference of those who have not the good of either country at heart.

I have the honor to remain,

Yours very respectfully,

GEO. E. CHAMBERLAIN.

Aug. 19, 1918.

MR. EDWARD F. WILLIAMS

Chicago, Ill.

The Editor, "Japanese-American Commercial Weewly."

Dear Sir: I am in hearty sympathy with the article by Mr. Hamilton W. Mabie, which you printed in your issue of August 9th. Surely all the better class of Americans recognize the great ability of the Japanese and hope that nothing may occur to mar the friendship which exists between their nation and ours. We want the Japanese who come to us to have the same privileges as other immigrants enjoy—German, English, Italian, French, etc.—be permitted to purchase and hold property and to become citizens of the United States. We think California was wrong in the action her legislature took, and we trust that the Japanese will not for one moment think that such action expresses the gen-

eral feeling among us.

Very sincerely,

EDWARD F. WILLIAMS.

MR. ALPHEUS H. HARDY

Boston, Mass.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir: I most cordially approve of the "Outlook's" proposition as a basis for the solution of the Japanese question. Perhaps it is as far as we can safely go at present, and we can leave to the future the possibility of a better understanding and enlarged comity between the East and the West.

Those of us who have lived in, not simply visited the East, know that this is possible, and while differences of traditions, modes of living, habits of thought will always exist. race prejudice should be so far eliminated as to make mutual respect and national appreciation the basis of international intercourse.

Time will permit us to know our fellow men better and make our relations with them sane and just.

Yours truly,

ALPHEUS H. HARDY.

HON. MORRIS SHEPPARD

United States Senate

Editor "Japanese-American Commercial Weekly."

Dear Sir: I am in receipt of your letter of August 16th, and in reply I beg to say that I have not had opportunity to study the Japanese situation sufficiently to express a definite opinion along the lines mentioned in your letter.

I am quite sure that the wisdom and keen judgment of President Wilson and his cabinet, coupled with the intelligence, candor and patience of the Japanese people, will go far toward continuing the peaceful relations which have so long existed between the two countries.

Yours very truly,

MORRIS SHEPPARD.

HON. HARRY LANE.

United States Senate, Committee of Forest Reservation and the Protection of Game.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I am in receipt of your esteemed favor of the 16th inst. requesting me to give my idea upon what should be the best attitude for the people of the two nations, irrespective of the California incidents, in order to perpetuate the existing friendship.

It is my personal opinion that the best attitude for the people of the two nations to adopt toward one another and to encourage is the one of respectful consideration, each for the rights, destinies and the mission of the other nation.

It is due to the people of Japan that the Americans learn to appreciate the wonderful energy, the untiring industry and the high mental attributes of the Japanese as a people. It is due to them that the people of America realize that they have proved themselves to be one of the most remarkable people of whom we have any recorded history. Their singleness of purpose, their high ideals of patriotism, their devotion and loyalty to their country, and the painstaking care, patience and attention to detail in their efforts to work out the problems of government and civilization is entitled to the highest respect from the people of all nations.

The people of this country will sooner or later realize this. There should be no race prejudice existing; there is no reason for it. It is my personal opinion that Japan is destined to be to Asia and to fulfill the

destinies, and perhaps occupy the position, which England occupies in its relation to Europe. She occupies a geographical position, and her people possess a fitness which, in the future, if she is true to herself, will cause her to be the arbiter of, in a large measure, the fate of Asia. It is a wonderful opportunity which is presented to a people, in my opinion, not only fit to grapple with, but to comprehend the problems. The relations of this country to Japan and the relations of Japan to this country should be that of good neighbors working in a spirit of kindliness and friendship to one another. The mission of my country lies nearer at home; she has plenty of problems at this time to keep her attention within her own borders or with the affairs or relations of those natural divisions more nearly adjacent thereto, and from the affairs of which, in justice to herself, she cannot entirely separate herself. I do not mean financial interests. I mean her national interests. There is no good reason, in my opinion, why the United States and Japan cannot each go along its course fulfilling a useful purpose in this world with plenty to do to occupy their attention, in increasing the happiness and the prosperity of its own country, without in any way intruding upon one another, and harboring no feeling of jealousy at the success which its neighbor may attain.

It would be a wonderful advance in the art of civilization if the United States and Japan would join hands and work for its betterment, giving the world an example of two countries which were devoted to the advancement of mankind, as well as to the welfare of their own people without jealousy or suspicion.

I hope that such a good understanding as I have here outlined may speedily come about before the two countries.

As a physician by profession, I am familiar with the unexcelled character of the work and the great benefit which the world has derived from the deep researches which have been given to civilization by the medical and scientific men of Japan.

With assurances of my esteem, believe me,

Yours respectfully,
HARRY LANE.
August 20, 1918.

HON. HENRY F. HOLLIS.

United States Senate; Chairman of Committee of Enrolled Bills.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I have received your kind letter, inviting me to express my views as to the best attitude for the people of Japan and the United States to maintain, irrespective of the California incidents, in order to perpetuate the existing friendship.

Japan and the United States are now reckoned among the leading nations of the world, and each has a responsible share in the advancement of civilization and enlightenment in its own hemisphere. I believe that there should be no jealousy or friction between these two great nations, but an attitude of helpfulness and encouragement. I believe that such will be the future relations of the two countries, and I shall do my utmost to further such condition.

Respectfully yours,
HENRY F. HOLLIS.

HON JONAH K. KALANIANOLE

Committee on the Territories; House of Representatives, United States.

The Editor Japanese-American Com-

mercial Weekly:
DEAR SIR:

In reply to your request that I give to your publication my idea of how peaceful relations should be perpetuated between the United States and Japan, would say that in view of the fact that it is only recently that Hawaii has become a part of this country, I feel that I cannot express myself from the viewpoint of the Americans of this country.

However, I shall state that as far as Hawaii is concerned, we had lived with different races on the islands in a most happy and amiable condition. The races and the residents of Hawaii enjoy the same benefits, study in the same schools, work together side by side in the business houses, in fact, they are on the same footing with the people of the territory.

Trusting that this will be satisfactory to you, I remain,

Very truly yours,
JONAH K. KALANIANOLE,
Delegate from Hawaii.

BRIGADIER-GENERAL
WM. M. WHERRY.
United States Army.

The Editor of the "Japanese-American Commercial Weekly,"
DEAR SIR:

In response to your request to me to give you my idea of the best attitude of the people of the two nations to perpetuate the existing friendliness between Japan and the United States, I offer you the following thoughts:

The relations between Japan and the United States, whether regarded from a materialistic or a sentimental point of view, are too sacred and too important to the future interests of mankind to be treated otherwise than on the broadest principles and with the utmost wisdom and forbearing friendship.

The two great nations may be likened to two planets, each with a high destiny, moving in their respective, well defined orbits, with no reason to deviate therefrom, or to clash in any manner that may not be adjusted by wise statesmanship, mutual forbearance and understanding.

The two peoples composing the two nations, respectively, recognize the natural laws binding and separating them, and if rightly guided and controlled by wisdom and altruism will never allow selfish interests and wild vagaries and schemes of individuals, or local committees, or classes among their citizens, to so influence the policy of one Nation toward the other as to sever the bonds of a friendship begun in the interest of civilization and advancement of the human race, and deserving to be perpetuated on the same broad lines and in the same interests.

"Esto perpetua."

Respectfully yours,
WM. M. WHERRY, R. N. D.
Brig.-Gen. U. S. Army, Retired.

DR. THOMAS D. GOODELL.
Professor of Yale University.

The Editor of the "Japanese-American Commercial Weekly."
DEAR SIR:

In reply to your question I can only say that I have no specific suggestion to make, but merely a rather obvious general one. The only remedy for popular prejudice anywhere is the gradual spread of knowledge, and that is a slow process. Even slight differences in the national background, point of view, and habits of thought—as between Great Britain and the United States, where there is no barrier of language—are a constant source of misunderstanding and irritation; much more where those differences are great. The ex-

tension of honest trade, from which each party gains, is a powerful agency for better understanding; and toward that, happily, self-interest is always at work. Whatever helps to promote international travel, or a better appreciation of the best Japanese art and artistic handiwork among us, or a better understanding, among either people, of the higher thought of the other, helps to promote international conciliation. The more intelligent classes in America and in Japan are friends. To enlarge the intelligent classes on this subject must be the aim—and not to be diverted from that aim by temporary discouragements. Time favors all that is good.

THOMAS D. GOODELL.

REV. ARTHUR J. BROWN, D. D.

The Foreign Missions Chairman; Conference of North America.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

I fully concur in your opinion that "we cannot hand down to a future generation a mutilated romantic relation between Japan and the United States." I am deeply concerned by the controversy that has recently arisen and I earnestly hope for a satisfactory solution. The question is wider and deeper than the public generally imagines. We have come into a period not only of close international relationships in commercial, religious, intellectual and social ideas, but of racial intermingling. It is folly for any nation to-day to imagine that it can reserve a considerable portion of the earth's surface for its own exclusive use. Some of its own people will seek other lands, and in turn some of the people from other nations will seek it. On what terms shall this racial intermingling be recognized? What rights of residence and property shall be accorded aliens in any country? This is too large and difficult a question for satisfactory discussion within the limits of this letter. I can only epitomize my own conviction:

First, that the intermingling should be on mutual terms, any restraint that is applied to aliens in one country being equilly applicable to aliens in another country. This is not only a question of Asiatics in America, but of Asiatics in a half dozen European nations, and also of Americans and Europeans in Japan and China.

Second, that due consideration should be given to the right of a government to determine whether a given body of aliens can or should be so assimilated in the body politic as to justify giving them a voice in the government as citizens.

Third, that any regulations that may be deemed necessary should be characterized by the large spirit of Christian brotherhood and mutual good will, the principle of the Golden Rule which counsels us to do unto others as we would have them do unto us.

Fourth, that the fundamental questions involved cannot be settled by the independent and sporadic action of local communities, especially when more or less inflamed by personal interests or prejudices, nor can they be settled by one nation as a whole. They can be really and permanently adjusted only by concurrent international action, action which shall apply alike to Japanese in America and Americans in Japan, Chinese in British possessions and British in China, and so on through the list of the nations now concerned.

I enclose a marked copy of a statement that I gave out April 25th on the appeal of a union meeting of

American missionaries in Japan.

With all good wishes, I remain,

Sincerely yours,

ARTHUR J. BROWN.

As Christian men we share the deep interest that all intelligent Americans have in the international standing of our country. We have, too, a special relationship to the subject in that the large missionary work which our boards are conducting in Asia is so identified with that spirit of fairness and brotherhood which Christianity inculcates that any action of the American people which is regarded by the nations of Asia as inconsistent with that spirit prejudices very seriously not only our missionary influence but the prestige of our country as a whole, since Asia regards America as a Christian nation and gives Christianity the praise or blame for the national policies which America adopts. In these circumstances, we not only have the common desire of our countrymen that right legislation should be enacted because right in itself, but we feel keenly sensitive to anything which might lessen the confidence of Asiatic nations in our fairness and justice. We do not fail to recognize the fact that our countrymen in California are facing a difficult problem, nor do we presume to discuss the precise form which legislation should take, for that, of course, must be determined by those who are directly responsible for it. We venture to believe that the Japanese government would rather have its subjects colonize its own possessions in Korea and Formosa, and that it is not so much concerned by their rights to acquire land for agricultural purposes in any Western country as it is that whatever legislation may be enacted should not discriminate against the Japanese in a way that reflects upon national self-respect and that equality of international standing which the Japanese reasonably desire to maintain. The loyalty of the Japanese government in carrying out its agreement of 1907, regarding the restriction of Japanese emigration to the United States, is an evidence of the disposition of the Japanese authorities to act fairly and in good faith when due consideration is given to their honor. We fully concur in President Wilson's admirable statement that if the people of California "deem it necessary to exclude all aliens who have not declared their intentions to become citizens from the privileges of land ownership, they can do so along lines which do not involve 'invidious discrimination' and 'draw in question the treaty obligations of the government of the United States' in whose maintenance we are all concerned." I therefore unite with our missionaries in Japan in expressing my strong appreciation of the wise and statesmanlike course of President Wilson in this matter. my conviction that he is giving full recognition alike to federal, state and Japanese interests. My earnest hope that the Christian people of the United States will aid in creating a public sentiment which will effectively support our government in this difficult and delicate situation.

ARTHUR J. BROWN.

HON. HUNTER H. MOSS, JR.
House of Representatives.
Washington, D. C.,

Editor, "Japanese-American Commercial Weekly,"

DEAR SIR:

Answering your communication of the 16th inst., I desire to say that, in my judgment, every patriotic American and every patriotic Japanese citizen should unite in preserving the historic friendship of the

two great nations of which they are proud to be citizens. To point out the best method of doing this, in this brief reply, is impossible. It would require a discussion of past relations and history of the two countries, of which time will not now permit, but, to offer a sure solution, I would say, "Let every thinking citizen of these two countries ignore the clamor of jingoes and yellow journals, be slow to believe reports of unfriendly action of one country against the other, bear in mind the vast responsibility resting upon governments, and keep ocnstantly in view the wonderful piogress of civilization, education, and enlightenment that has marked the history of both nations." Working together, they constitute a splendid power for good; in hostile attitude they menace the very progress of which they are justly proud.

Cordially yours,

HUNTER H. MOSS, JR.

August 20, 1913.

JUDGE GEO. C. HOLT.

District Court of the United States.

Editor, "Japanese-American Commercial Weekly,"

DEAR SIR:

I have received your letter asking what, in my opinion, should be the best attitude for the people of the two nations of Japan and the United States, irrespective of the California incidents, in order to perpetuate the existing friendship between them.

The question is so broad that it is difficult to answer it without commonplace generalizations. Of course, justice and courtesy are the foundations of national, as of individual, friendships. But, in addition, I think it should be the constant effort of the intelligent citizens of each country to encourage the growth of trade, the increase of travel, and the general development of an appreciation of the value to each country of pacific and cordial relations between them, and to counteract the tendency to race hostility which characterizes the illiberal classes in all countries, and the efforts which certain persons make from selfish motives for the promotion of war. Time will be necessary for such influences to prevail; but I believe that they only can be relied on for permanent results.

Yours respectfully,

GEO. C. HOLT.

PRESIDENT D. H. HILL.

College of Agriculture and Mechanic Arts of N. C.

West Raleigh, N. C.,

Editor, "Japanese-American Commercial Weekly," 110 W. 40th St.,

DEAR SIR:

In reply to your letter of August 16th, I am inclined to think that the best attitude for the Japanese and the Americans to maintain towards one another is an attitude of confidence and friendship. Both are progressive nations, both have a great deal to do for their own people, both are busily trying to do what they can to make the nation great and prosperous. Each must work this out along its own line, but each can help the other. Why, then, should we take time to quarrel with one another or to develop any mutual distrust or lack of friendliness.

Yours very truly,

D. H. HILL,

President.

DR. CHARLES B. GIBSON, LECTURER

Your letter of the sixteenth instant at hand, asking my opinion as to the American-Japanese situation, irrespective of the California incident.

I will endeavor to give herewith my views, without prejudice, and I

trust that what I may have to say will be accepted in the same spirit in which they are given, without fear or favor but with a desire to be fair to both parties concerned.

As an American citizen, whose ancestors came to this country over two hundred and fifty years ago and settled, or helped to settle, up a new land, fought against the forces of Nature, and contended with a semi-barbarous people, in that they might enjoy life, liberty and pursuit of happiness which the Great God of the Universe has vouchsafed to all peoples, I am not in favor of the mixing of peoples of such great racial differences as our people and people of the Orient.

It is a self-evident fact, however, that Japan of to-day is a nation so far advanced in civilization, as compared with the Japan of a century ago, and that the country is growing so fast and the population is increasing so rapidly that she must have the opportunity to spread and grow as she should, in view of these new conditions. But to that end it is better that she acquire territory more nearly like her home land and that the people and conditions be more in harmony with her people and conditions than we of the United States ever can be, hence, in my judgment, the land best adapted for the spreading and growth of Japan is the group of the Philippine Islands and to my notion it would be to the interest of both countries, the United States and Japan, if some amicable arrangement could be made to cede to Japan these islands, which lie so far away from our sphere of action and which are peopled by a race so entirely different from our own people.

As an American citizen I have never been in favor of acquiring or holding the Philippine Islands, but the results of war brought this land into our hands, at an enormous cost of life and money, and we have tried to do for it as well as we did for Cuba, but the land, the people, the climate and everything seems to be against our people and race continuing to hold the islands and I for one believe that it is altogether well and proper for these islands to be turned over to Japan, for the proper consideration and under proper condition and that this means will do much to maintain the friendly relations now existing and which we all hope will continue to exist between these two great nations.

I believe the racial differences and the climatic conditions warrant us in keeping on this side of the Pacific Ocean and that the same conditions warrant the Japanese people in remaining on the other side of the Pacific Ocean and I am inclined to think that the consummation of this will be the means of perpetuating the pacific conditions which the name of this great body of water, the proper dividing line between two such peoples, is intended to convey.

I have the honor to remain,

Yours very respectfully,

CHAS. BROCKWAY GIBSON.

Chicago, Ill. Aug. 1913

HON. FRANCIS E. WARREN,

CHAIRMAN COMMITTEE ON ENGROSSED BILLS, UNITED STATES SENATE.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

In compliance with your request that I give you briefly my opinion as to what should be the best attitude of the people of the United States and Japan to follow in order to perpetuate the existing friendship between the two countries, I would say:

I believe the people of the two nations should endeavor to enlarge

and extend the commercial relations now existing between the two countries. By continuing to build up commerce and trade beneficial to both countries the feelings of friendship between them, which I believe now exists, in my opinion, would be perpetuated and made permanent.

Yours very truly,

F. E. Warren.

HON. EVERIS A. HAYES,

DELEGATE OF CALIFORNIA, COMMITTEE ON BANKING AND CURRENCY, HOUSE OF REPRESENTATIVES, UNITED STATES.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Replying to your favor of the 26th instant, permit me to say that, in common with nearly all the people of California, I have the highest respect and regard for the Japanese people and my attitude in regard to Japanese immigration is not prompted at all by any prejudices or personal feeling. I simply know, as a result of my ethnological studies, that it would be a calamity for both peoples if there should be a general intermingling of the two races.

If our Japanese friends could recognize this basis and would understand that our position is not prompted by any feeling that they are not our full equals in mental ability, civilization or in any other way, I think they would feel very differently about it.

Sincerely yours,

E. A. Hayes.

Aug. 1913

PROF. H. G. KNIGHT,

DEAN AND DIRECTOR OF THE UNIVERSITY OF WYOMING.

Laramie, Wyo.,

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

In answer to your circular letter of August 16th will state that in my estimation the little difference between Japan and the United States will, of course, settle itself without any difficulty. However, the following will give you some idea of how I stand in regard to the matter:

In the trouble between Japan and America in California my sympathies have been with the Japanese, although I realize that any nation has the right to do what California has done. With our peculiar government any one of the states may take up a matter of this kind which makes matters rather embarrassing for the federal government, and personally I see no way out of the matter unless we change our federal constitution and change largely the relation between the nation and the various states.

A clearer understanding in Japan of our peculiar form of government would do very much to bring the two nations into closer friendly relationship. California does not represent the nation any more than a province of Japan would represent the nation of Japan.

Where two nations come in close contact race prejudice is very likely to be shown. This is a very difficult matter to overcome. I know a number of years ago when I lived upon the Pacific Coast, at that time there was a prejudice against the Chinese. The Japanese had not started to immigrate to any appreciable extent to America at that time. Later the Hindoos came in for their share. In California many people believe that the Japanese have come in direct competition with the American producers, and of course this prejudice crops out and is undoubtedly shared by people of both nations in the

State of California.

I am firmly of the belief that time will take care of this matter. The only suggestion I have to make is one that was given in the fore part of my letter in regard to the clear understanding of our government. I cannot believe that the Japanese are seriously hurt, and what is more, if they are, they should get indemnity for the damage done. The incident, to say the least, was an unfortunate one. I hope the like will not occur again.

MR. ISAAC N. SELIGMAN,

BANKER OF NEW YORK.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

In reply to your letter I would say that I do not think that the unfortunate Japanese incident in California can permanently affect the cordial relations between Japan and the United States. Both nations understand that everything has been done by our Washington administration to prevent any rupture.

The long standing friendship between the two nations will continue in spite of such friction.

The education of many Japanese students in our universities, the sending to Japan by our Peace Societies of prominent men and students to enable the Japanese to thoroughly understand and appreciate the esteem in which our country holds Japanese civilization, progress and self-sacrifice should tend to cement the growing friendship between the two countries.

The Japan Society, in sending literary and artistic representatives to Japan, has, I am sure, aided the cordial feeling.

It might be well to establish exchange professors in universities in Japan and our country—similar to the ones established by Germany, France and our country—which should tend to more strongly bind the bonds of amity between our nation and Japan.

Our aim should be to instil confidence in the honest endeavors of each country—to understand each other thoroughly, and when friction should arise, let us each, i. e., Japan and the United States, brush it aside confident that nothing can or will interfere with the existing friendship.

Truly,

ISAAC N. SELIGMAN.

MR. ABBOTT KINNEY,

VENICE, CALIFORNIA.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

The poetry, art and natural beauty of Old Japan charms educated people of all nations. To this interest has been added the development of the Japanese civilization upon the most modern scientific basis. Japan to-day is one of the leading nations of the world in the application of new knowledge.

The long period of appreciation and friendship of the Japanese and the American people should be maintained and improved, and all the more because of the similarity of the present lines of progress and of the same serious social problems in both nations. To maintain and improve national friendship and good feeling sources of friction must be suppressed and fair dealing enforced. At your request I suggest the following thoughts on this subject.

Alien land owners tend to become either absentee landlords or tend to segregate from the local population and to become an empire within an empire.

Absentee landlords have been a disaster to every country or part of a country permitting this unsound eco-

[illegible]

[illegible] lands the situation would become hostile to the permanent interests of Japan and its people. Local discontent and disorder might come first but in the end the government itself would become involved. Japan is therefore wise in maintaining laws against such a foreign land ownership distressful to its own people. No increased production would compensate Japan for such an injury to its own farmers. Men make states and the man educated and molded to the type of the state must be there to maintain it.

The state therefore must protect its own human units above all other things. From these points may be derived the following rules

[illegible]

State of California.

I am firmly of the belief that time will take care of this matter. The only suggestion I have to make is one that was given in the fore part of my letter in regard to the clear understanding of our government. I cannot believe that the Japanese are seriously hurt, and what is more, if they are, they should get indemnity for the damage done. The incident, to say the least, was an unfortunate one. I hope the like will not occur again.

MR. ISAAC N. SELIGMAN,

BANKER OF NEW YORK.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

In reply to your letter I would say that I do not think that the unfortunate Japanese incident in California can permanently affect the cordial relations between Japan and the United States. Both nations understand that everything has been done by our Washington administration to prevent any rupture.

The long standing friendship between the two nations will continue in spite of such friction.

The education of many Japanese students in our universities, the sending to Japan by our Peace Societies of prominent men and students to enable the Japanese to thoroughly understand and appreciate the esteem in which our country holds Japanese civilization, progress and self-sacrifice should tend to cement the growing friendship between the two countries.

The Japan Society, in sending literary and artistic representatives to Japan, has, I am sure, aided the cordial feeling.

It might be well to establish exchange professors in universities in Japan and our country—similar to the ones established by Germany, France and our country—which should tend to more strongly bind the bonds of amity between our nation and Japan.

Our aim should be to instil confidence in the honest endeavors of each country—to understand each other thoroughly, and when friction should arise, let us each, i. e., Japan and the United States, brush it aside confident that nothing can or will interfere with the existing friendship.

Truly,

ISAAC N. SELIGMAN.

MR. ABBOTT KINNEY,

VENICE, CALIFORNIA.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

The poetry, art and natural beauty of Old Japan charms educated people of all nations. To this interest has been added the development of the Japanese civilization upon the most modern scientific basis. Japan to-day is one of the leading nations of the world in the application of new knowledge.

The long period of appreciation and friendship of the Japanese and the American people should be maintained and improved, and all the more because of the similarity of the present lines of progress and of the same serious social problems in both nations. To maintain and improve national friendship and good feeling sources of friction must be suppressed and fair dealing enforced. At your request I suggest the following thoughts on this subject.

Alien land owners tend to become either absentee landlords or tend to segregate from the local population and to become an empire within an empire.

Absentee landlords have been a disaster to every country or part of a country permitting this unsound eco-

nomic condition. Ireland is an example of this error. That island though an integral part of the kingdom of Great Britain and Ireland and though the absentee owners were all Englishmen and often of Irish birth suffered greatly under the curse of absentee landlords. The results there were distress, discontent and depopulation.

Mexico to-day is suffering and in the throes of revolution in part from the same error. The segregation and solidarity of an alien population holding lands in a foreign country tends to maintain the language and customs of their native land and to unite them in production, policy, marketing and finance.

Friction with the native population under such conditions is certain. The more efficient and capable a body of foreigners is the greater must be the hostility of the natives they supercede or displace.

If a body of Americans devised a new method with machinery and a system of accelerating crop raising and should go to Japan and buy out a large body of land, and thus exclude a great number of native land owners and cultivators from such lands the situation would become hostile to the permanent interests of Japan and its people. Local discontent and disorder might come first, but in the end the government itself would become involved. Japan is therefore wise in maintaining laws against such a foreign land ownership distressful to its own people. No increased production could compensate Japan for such an injury to its own farmers. Men make states, and the man educated and evolved to the type of the state must be there to maintain it.

The state therefore must protect its own human units above all other things. From these points may be derived the following rules.

A nation should not allow either absentee or alien land ownership.

This rule applies equally to its own citizens and to the citizens of all countries.

No immigrants for settlement should be allowed to come into any nation that are not desired for citizens and who do not desire to become citizens of such nation. No considerable number of foreign persons of any one outside nationality should be allowed to remain in a country for more than a strictly limited time unless such foreigners became citizens of the country thus invaded. The United States of America has been profoundly and adversely affected by the violation of the above rules. The immense flood of immigration that has been coming into the Atlantic ports must be greatly curtailed for the safety of the American system of social organization.

The penalty for not doing this will be the loss of the character and type of the present American nation.

The best policy for conditions as they are in this country would be the admission to citizenship of all persons now residing here and the strict limitation of immigration from any and all other nations.

The Japanese are a superior people and are far more desirable in a reasonable number as citizens than many of those who have come from foreign lands to the United States.

The intellectual, scientific, political and financial men of Japan are the equals of any people in the world.

The Japanese should certainly be invited to become citizens of the United States; at the same time statesmanship to preserve good feeling requires that the danger arising from a loose and large immigration from any quarter of the world should be avoided by strict and general lim-

itations.

Very truly yours,
Abbot Kinney.

PROF. ARTHUR E. HAYNES.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I gladly comply with the kind request in your letter of the 16th inst.

I believe the relations of peace and prosperity between the United States and Japan ought to be maintained on that high plane of honor, justice and humanitarianism, so admirably advocated by Dr. Hamilton W. Mabie.

Some of the most precious memories of my long career as a teacher are of pupils of mine who are Japanese. One of them, Riusei Watanaba, recited to me in Hillsdale College, Mich., in 1890, and the other, Shigstomo Okada, in the University of Minnesota, in 1910.

Both of these young men were gifted in mind, were excellent, faithful students, of fine character and refined in manners.

It is a great pleasure to recall to memory my pleasant associations with them, and to have had such an inspiring introduction, through them, to some of the noble characteristics of your people.

I wish the people of my beloved country, the United States, would carefully read Dr. Mabie's articles on Japan, recently written from that country. They correct many errors, and cause me to recall and to say amen to the good thought of the poet who wrote:

"Were half the wealth bestowed on camps and courts,
Were half the power that shakes the world with terror,
Given to redeem the human mind from error,
There were no need of arsenals nor forts."

Japan, in its splendid struggle to improve the great opportunities facing her, can well afford to think kindly and deal generously with the United States, which opened the first door to these opportunities for her; while, on the other hand, the United States, in its greatness and power, can not afford to deal unjustly with the "Sun-Rise Kingdom of the Far East"; and *neither* nation can afford to give just cause for war between them.

Sincerely and cordially yours,
Arthur E. Haynes,
Professor of Engineering Mathematics, Retired, University of Minnesota.

August 23, 1913.

PROF. J. M. SCHOEBERLS.
OF MICHIGAN UNIVERSITY.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Replying to your esteemed favor of August 16, it seems to me that the most necessary thing for the people of both nations to do is to see to it that only the wisest and most broad-minded citizens are elected to positions of authority. so that the evil effects of short-sighted agitators and yellow journalism can be overcome. or at least be rendered less effective. As this reform is largely a matter of education, the element of *time* must play an important part. Most efficient has been the recent attitude of Japan in refusing to receive officially the special envoy from Mexico: in this act the nation has set a splendid example of "What should be the best attitude for the people of the two nations in order to perpetuate the existing friendship."

I have visited Japan on two different occasions, and as a result of

my observations I should very much like to see all causes for friction between the two nations removed.

Sincerely yours,
J. M. SCHOEBERLS.

HON. CARROLL S. PAGE,

United States Senate
Committee on Education and Labor

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

Yours of 16th received. Heaven forbid that any condition shall ever arise to disturb the friendship between Japan and this country! They should ever continue the best of friends, and I believe they ever will so continue. Every effort to disturb these cordial relations must be frowned upon. It is inconceivable that the genius of idiocy should ever so far prevail in this country as to permit some little faction to disturb the existing *entente cordiale* which every consideration makes it all-important should be maintained. I can conceive of no sacrifice, except honor, that should not be cheerfully made in the interest of peace and friendship between Japan and America. Yours truly, CARROLL S. PAGE.

Washington, D. C.,
Aug. 19, 1918.

MR. GEORGE KENNAN

Editor of "Out Look" New York

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

I should suggest as practical and possible measures:

I. That the people and government of Japan should recognize the fact that in some parts of the United States and particularly on the Pacific Coast, there is a more or less general fear of unrestricted Asiatic immigration. This fear is based partly on economic considerations, and partly on the belief that it would be unwise, at present, to try, on a large scale, the blending or amalgamation of races that are as dissimilar in physique, in training, and in heredity as the Europeans and Americans on one side and the Japanese, Chinese and Koreans on the other. Such race blending might have no bad consequences, but it has not yet been tried anywhere on a large scale, and many Americans, who have the greatest possible respect for the Japanese and the Chinese, are afraid to have the experiment tried at present on American soil. The pressure of population on the means of subsistence in China and Japan is now, or will eventually become, very great, and if the United States should permit the free and unrestricted immigration of Chinese and Japanese, they would undoubtedly come to the Pacific Coast in very large numbers. In less than half a century, therefore, the people of this country might be confronted by a race problem of great difficulty and complexity, and might be forced to try the experiment of amalgamation on a great scale whether they wished to do so and were ready to do so or not. In view of the uncertainty of the result, they prefer not to have the problem forced upon them prematurely. The people and government of Japan should give friendly and dispassionate consideration to these fears, even though they may regard them as groundless, and should try to convince all Americans, as they have already convinced many, that they are good citizens and good men, and are quite worthy to have the rights and privileges that they seek.

II. The people and government of Japan should continue to restrict emigration to the United States, as they are now doing, and should thus prevent such an increase

of the Japanese population in the Pacific Coast States as might, under existing conditions, be socially, politically or economically embarrassing.

III. The people and government of the United States should regard such restriction as a friendly act, and, in return for it, should give to the Japanese who are now here, as well as to those who are permitted by their own government to come here, all the rights and privileges that are given to immigrants from Europe, including the right of naturalization.

IV. The people of the United States should instruct their representatives in Congress to enact a law giving to the national government exclusive jurisdiction of all questions affecting the rights of aliens under international treaties, and expressly forbidding state legislatures either to interpret treaties or to attack the rights or change the status of aliens living in this country under the protection of treaties. A joint resolution which had this end in view was introduced in Congress by Representative Bartholdt, of Missouri, last May; but it has never been acted upon. At present the national government is responsible for injuries done to aliens in its territory, but is almost powerless either to prevent such injuries or to grant redress for them if they happen to be sanctioned by any particular state. When the states gave to the national government the treaty-making power they also surrendered to it, by implication, the control of aliens and such states should not now be permitted to legislate on any matter affecting the rights of aliens under treaties that the national government has made. All legislation relating to foreigners who are living and transacting business in the United States by virtue of treaty agreements should be national legislation, not state legislation. If a law were enacted to make clear and enforce the exclusive jurisdiction of the national government in all matters affecting the rights of aliens under treaties, it would do more than any other one thing to secure friendly relations, not only between the United States and Japan, but between the United States and all other Powers.

Yours very truly,
George Kennan

MISS ALICE M. BROWN,

FLORIN, CALIFORNIA.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Your question is fraught with so much significance that I feel inadequate to offer an idea of value. But for the California incidents, by which the seeds of distortion, falsification and misunderstanding were sown, the traditional friendship between the two countries would have continued unruffled. Omitting the cause of the discordant relations makes it more difficult to characterize what should be the best attitude for the two people of the two nations.

America should courteously extend to immigrants from Japan the privilege of citizenship as is given to other non-English speaking aliens, and permit Japanese citizens desiring residence here and having good moral and educational qualifications to come to this country. But there should be no restrictions that do not apply likewise to other aliens.

Our attitude of prejudice and discrimination toward Orientals is Mediaevalism and should be extirpated.

The education of our youth along Chauvinistic lines must be abandoned, and a world-wide feeling of

human brotherhood take its place.

Our schools and universities, our clubs and chautauquas, books and magazines should play a larger part in disseminating knowledge of Oriental history, art, literature and modern progress and civilization in the Orient, especially Japan, "The Light of Asia."

Let our standard of judging Japan be as noble as her standard is of judging us. The grateful good will, the faith in our justice, the unfaltering belief in our integrity, are part and parcel of the Japanese people; our attitude toward them should be no less magnanimous.

The Zoilists, the Hobsons, the Tveitmoes, must be recognized as menaces to civilization.

The attitude of Japan and the Japanese people are too commendable for me to add any ideas of mine. I have witnessed the patience, the hopefulness, the forbearance of the Japanese here while they were being made the victims of vile abuse, distortion and basest falsification, and I marveled at their wonderful self-restraint, their complete lack of bitterness or desire to retaliate. They treated their detractors and enemies with the same kindly courtesy, a Christian forbearance, that exemplified the Master's words, "Father forgive them, they know not what they do." Such poise and generosity mark an inately cultured and highly civilized people and their day of triumph must come.

I believe to make the English language a part of the curriculum of every school in Japan, the submission of the English phonetic alphabet for the character writing of the Japanese language would make a closer bond between the two peoples, and between all Occidentals and Japanese.

If it were possible for the Japanese women, before coming to this country, to be required to receive brief instruction in domestic science from an Occidental standpoint, it would enable them to make a home at once instead of taking years to learn how, and fit them for social relations with their American neighbors. They need to come equipped with a knowledge of English more than the men do, for their secluded lives prevents them from learning a new tongue here and is their greatest detriment to their adaptation to our standards.

These suggestions are getting away from your question, but seem pertinent to me in overcoming the friction of unlikeness and inadaptability of the Japanese coming to this country in our future relations.

Very sincerely,

Alice M. Brown.

MR. ALBERT S. COOK,

GREENSBORO, VERMONT.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Replying to your inquiry of August 16th, I see every reason why the traditional friendship of Japan and the United States should be perpetuated, and in every way strengthened. Neither country has anything to gain by a quarrel now or in the future. A free exchange of products can only redound to the benefit of both nations. And surely we in America have much to learn from the loyalty, chivalry, patience, thrift, reverence and courtesy of the Japanese at their best.

Yours very truly,

Albert S. Cook.

DR. J. B. M'NALLY.

PRESCOTT, ARIZONA.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I am in receipt of your esteemed favor of the 16th inst., requesting an opinion as to the best attitude of the people of the two nations, namely, Japan and the United States, in order to perpetuate the present existing friendship.

I deeply feel the honor bestowed, and confidence reposed in me in asking for such an opinion. I have grave fears, however, that, in view of my lack of knowledge and training along such lines of thought, that my reply, at most, will be superficial and uninstructive, and too, my predilections for a people whose characteristics, traits and traditions I have studied and admired since early boyhood, may, in a measure, distort and invalidate my judgment.

It is indeed too true, and would be a sad and besmirching blight were anything to arise which would interrupt the almost wild and romantic history of the friendly relationship begun some sixty years ago, on the pleasant waters of Yedo Bay.

Profiticus, the Son of Modern Commerce, went awooing,
I fain would say, right gallant were his thoughts,
Old Neptune, true as Cupid ere could be,—
Steered right his barque to yonder eastern sea;
Behold! the Rising Sun at morning's dawn,
Showed him a Bride, sweet, gentle, pure and fair.

With importuning words and smiles he wooed this bashful maid,
This Oriental Queen of Queens. To her gently said,
"This heart and hand, I give to thee, I'll shield thee from all wrong.
I'll raise thee to a Mighty Throne, resplendent, great and strong."

She yielded to his heart's desire, and took him as her spouse,
For three score years they have lived in peace, in love's unsullied vows.
She, like the maid whose trusting love, at first is hard to gain,
Has proved her troth, and ne'er has sought to work beguile or shame.

The Powers that be on land or sea, since Time's far distant day,
Will ever crush the vagrant thoughts that would such love allay,
Will ever rise to stem the tide that swells on Envy's shore,
And smite with might the foes of Right, the cursairs of gore.

Americans, while upholding, pursuing, and tenaciously perpetuating those policies and traits characteristic of the Anglo-Saxon race, are also possessed of attributes and manners peculiarly their own, one of which is to express directly, and without ceremony, convictions honestly entertained. I will therefore be candid in giving you my opinion, and what I believe to be the feelings of the American people in general towards the Japanese race and country. I believe the great moving and dominating spirit of this nation entertains the same kindly feeling, the same admiration, respect and friendship for your people and country that they have so clearly manifested on many occasions in the past, notably, that great and unanimous expression of friendship, sympathy and good will from even the beginning of the rumblings and rumors of the late Japanese-Russian war.

I believe that all thinking Americans regard the Japanese as a brave, heroic and progressive people, whose lasting friendship they ever and eagerly wish to enjoy. While the foregoing is true, it is equally palpable that there is a settled and obstinate desire on the part of the American people to venerate and continue the Anglo-Saxon policy of

non-assimilation with any but Caucasian races. This being true, although in a less objectionable sense toward the Japanese people, it follows as a sequent and logical conclusion that there would be a more or less general aversion to the unlimited and unrestricted migration into this country of any people who, by law, are denied citizenship, and with whom the people refuse to admix sanguiferously.

While there is a modicum of jealousy manifest among certain laboring classes of the Pacific States against the incursion of Japanese labor, which, in an analytical sense, is a commendation to the industry, thrift, sobriety and good behavior of the Japanese worker, the great desire of the better and more intelligent classes is to treat all Japanese with that full measure of courtesy and good will which every rule of modern civilization and friendly international relationship enjoins.

You, as an educated gentleman, know the peculiar status of authority preserved in and retained by every sovereign State in this Union, and maintained and duly respected by their federated government. Among those supreme State perogatives are the rights of the citizens to enact unqualified election and land purchase laws. While I do not condemn this system and policy of States rights, on the contrary, I approve it, for, while it may at times favor the political demagogue in his efforts to attain place and power by working on the popular local prejudices of the untutored masses, it more often tends to cultivate and develop that spirit of self-reliance, liberty under the law and human advancement, which is the ultimate purpose and goal of all organized governments.

In conclusion, I sincerely hope, and would strongly suggest, that the more intellectual citizens of both nations pursue the same policy of forbearance in the exigencies of action, and adjustment of any international differences which may arise, which has characterized their commendable diplomatic deportment in the past. In so doing they will eventually establish a permanent and peaceful feeling of mutual understanding and good will among the masses of both countries.

Each one adopting the other's best traits and rejecting his delinquencies, emulating all that is good, elevating and enobling in each other. In this way may we hope for peace and prosperity between, and by, the peoples of those two great nations, and, may we further hope that, as the day of Universal Intellectual Dawn advances, the Brotherhood of all Men, on this small planet, irrespective of creed or color, will, in every sense and aspect, become a stable and tangible reality.

Very sincerely yours,

J. B. M'NALLY.

REV. B. B. TYLER.

Denver, Colo.,

Editor of the "Japanese-American Commercial Weekly,

Dear Sir:

In reply to yours of the 16th inst. concerning the attitude of the United States toward Japan irrespective of the California incidents, I desire to say:

First.—Those in authority should emphatically condemn anti-Japanese feeling manifested in the California incidents. Let the world know that the American people have no sympathy whatever with such spirit and conduct. They are thoroughly and altogether un-American.

Second.—We ought to bear ourselves toward the Japanese, in our political and commercial relations, as

toward kinspeople and equals. Such a course is good policy and thoroughly Christian.

Cordially and fraternally,
B. B. Tyler.

HON. BURTON L. FRENCH.

HOUSE OF REPRESENTATIVES, WASHINGTON, D. C.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I am in receipt of your letter of the 26th instant requesting me to write you my idea on the subject of the relationship of the American and Japanese nations and I appreciate the honor that you do me in extending this invitation.

This is a subject to which I have given much attention and my studies of the Japanese people have given me tremendous respect for them and admiration for them as individuals and as a nation.

My examination, too, of the question of whether or not nations of such distinct ethnic character as the Japanese and American peoples should endeavor to live as members of the same government when it is reasonably possible to avoid the same, leads me to an adverse conclusion. The conclusion applies to Japan as a country available for the settlement of Americans with the object of their becoming Japanese citizens and also applies to our own country from the standpoint of opening our doors to the immigration of Japanese and citizenship, that in many instances and probably in an increasing ratio, would follow.

I am ready to recognize equality of races in this question, and I consider the proposition with that as a basis. In fact, very largely because I do regard the Japanese so highly am I led to the conclusions that I have reached with respect to the question of maintaining Japanese and American populations side by side in either Japan or America.

I want both nations to attain the greatest possible achievements; I want our nations to be friendly throughout all time; I can see no reason why the two nations should not be friendly perpetually, with full intercourse that should exist between friendly nations, providing a question shall not be injected into the relationship of our country and Japan such as would be injected were our people to attempt to colonize in considerable numbers in Japan looking to citizenship, or the Japanese people attempt to colonize in our own land with the same ultimate end.

I have attempted to give you briefly my idea on the subject and I have done so because I do not know that you would care to have a paper from me that you could give publication that would give expression to these views. If so, would you kindly write me again indicating the length of article that would be acceptable.

I have undertaken certain matters that will draw heavily on my time during the next several months, so may not be able to comply with your request, but if agreeable under the circumstances and if I can find time to do so, I shall be glad to furnish a paper discussing the subject.

Yours very truly,
Burton L. French.
August 28, 1913.

MR. CHAS F. LUMMIS,

THE SOUTHWEST MUSEUM, LOS ANGELES, CAL.

The Editor "Japanese - American Commercial Weekly"

Dear Sir:

I have your courteous and patriotic letter asking my opinion as to the relative attitude of the United States and Japan.

As a Californian for 29 years I feel free to say that the official action of some of our politicians does not in any sense represent the sober and enlightened sentiment of the people of California. There are many and varying interests here; but on the average we are a civilized people.

My opinion of the attitude that the two nations should hold toward one another is very simply expressed. It is that they should realize the Brotherhood of Man. Men understand Brotherhood. It is only those who fall short of manhood who fall short of this comprehension.

Japan and the United States have striking and superficial differences in facial habit, racial history and problems and in many of the social and economic standards.

But below the surface we are all human beings; all of the same average capacities, ambitions and responsibilities.

My sincere hope is that in both nations the preponderance of intelligence and manly thought shall be sufficient to make the mutual attitude of these countries one fairly poised on that one pivot on which the destiny of man can swing—namely, Brotherhood.

Sincerely yours,
CHAS. F. LUMMIS.

HON. JAS. J. HILL.

ST. PAUL, MINN.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Replying to your request for an expression of opinion upon what should be the attitude of the people of Japan and the United States in order to perpetuate the friendship between them, it seems to me that international friendships, like individual friendships, cannot be forced. They must be based, as they can and should be based in the case of these two countries, on a common ideal of the purposes of modern civilization and a common method of realizing it. These ends will be worked out in very different ways by people so essentially different in many respects. It is not direct co-operation so much as understanding and agreement in ultimate purpose that is to be aimed at. It is apparent that in industry and commerce, in all the arts of peace as well as of war, we are both progressing toward the same aim, by the different methods best suited to each of us. I think that such a relation as this is the only practicable as well as the most helpful one to maintain. A wholesome competition for a high place in the industrial and moral development of the world is consistent with the friendliest feelings and with an even closer agreement to maintain, at al costs, what is vital to both of us—the peace of the Pacific. It would probably be useless to try to outline a possible and desirable future relation any more difinitely than this.

Yours very truly,
Jas. J. Hill.

HON. STEPHEN H. ALLEN,

Member of American Bar Asson.

TOPEKA, KANSAS.

Editor "Japanese-American Commercial Weekly."

Dear Sir:

On my return from the meeting of the American Bar Association at Montreal I find your letter of the 26th ult. requesting my views on the means of perpetuating the friendship of Japan and the United States.

Throughout all past ages race prejudice has been a most prolific cause of human misery. It cannot always be successfully combatted with reason, for it is of the very na-

ture of prejudice to close the door against reason and truth. Being myself the offspring of long lines of American ancestors, I write as a representative American. The greatest service the United States is rendering for civilization is that of breaking down race and national prejudices and bringing the people of all lands to recognize a common humanity and to accord to each person such consideration as his individual worth merits. In America we have witnessed the successive breaking down of intense prejudices against immigrants from Ireland, Germany, Sweden, Italy and other European countries, and a great abatement of the prejudices against Africans. The process by which the result is attained involves learning a common language and becoming acquainted with each other.

Greater differences in language, customs, habits of life and of thought between Americans and Japanese than have existed between Americans and Europeans interpose added barriers to mutual good understanding. I have long entertained most profound admiration for the spirit manifested by the Japanese people in their efforts to learn from Western nations and assimilate to their own needs whatever they find of value. There are many lessons that we Americans might learn from Japan and China with great profit. We are somewhat inclined to overrate our knowledge and achievements and underrate those of other nations, especially the Asiatic.

Race prejudices can be broken down by becoming better acquainted. This is the process by which prejudices against European people have been overcome. Progress cannot be made safely and certainly by the immigration of the people of one country into the other in large colonies, for fear and distrust would be the first effect. It is, however, indispensable that there be come commingling of the best elements of the people of each country with those of the other, and this should be increased and extended as far and as rapidly as possible. Let us increase in every possible way the interchange of ideas, the formation of business combinations, trade relations and personal friendships. Every good citizen of every country should cease to speak or think of war between civilized nations as permissible under any circumstances. Wholesale national crimes manifested in wars should be condemned by all sane people as the crimes it involves of murder, robbery, arson, etc., are condemned when committed by private persons.

Your work is along the right line. You seek to make the people of Japan and the United States understand each other. When they do so fully the question you ask will be satisfactorily answered.

The universal moral law enjoins good will and mutual help among all people. International difficulties will disappear when public sentiment accords with the moral law.

Very truly yours,
STEPHEN H. ALLEN.
September 1913

MR. J. C. W. COXE.

LOS ANGELES, CAL.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

The recent flurry over the California alien land legislation is indicative of good. It shows clearly the sensitiveness of both Japan and the United States as to any disturbance of existing harmony between the two nations. The representation of strained relations was due to a "yellow" and jingo press, which had more concern for a sensation and in-

creased circulation than it had for truth and equity. The California situation is easily explained. The so-called Progressives were in power. Their course of procedure was one of high handed usurpation. They practically disfranchised a large portion of the qualified voters of the state in the last Presidential election by denying them representation on the electoral ticket. That this was done under the forms of law did not make it any more equitable, nor robe it with decent respectability. The courts were the pliant tools of partisanship. The alien land law was an echo from the voice of Dennis Kearney and the sand lots of San Francisco. It was anti-Chinese agitation under a new garb. The pretense of peril to the interests of American citizens was hollow mockery. The decent people of the state never demanded such enactment, nor do they now endorse it. The demand came from a quarter which deserves little respect; the assent to the demand was a weak compliance as a bid for support at the polls. The voice may have appeared to be that of Jacob, but the hand was that of Esau. The national government did not approve it. The people of the nation have not approved it. The conviction is strong that the majority of the voters in California do not approve it—though as yet no opportunity has been given to test their opinion. This certainly is true; a large element of citizenship regards the legislation as unnecessery, uncalled for, unpatriotic, un-Christian. This element will not be silenced by any cry of political expediency. Its ethical standards are not determined by any man's political ambition. The voice of conscience is much more than the clamor of a mob. This constituency has not yet spoken its full and final word. It is in no undue haste; it can bide its time, but it will be heard—and demagogues will take notice. Some people are wronged financially; others are wronged morally. All need to be patient, and wait, and work. The day will come when California must declare for principle rather than for expediency—or rather, that right is the only true expediency.

Meantime all high minded people of each nation should "seek peace and pursue it." All talk of war between the two nations is jingoism, no matter from whose voice or pen it may come. Our real and best interests are never alien. We have clasped hands in friendship; may the day be far distant when that handclasp shall be broken.

Yours truly,

J. C. W. Coxe.

DR. HARRIS KENNEDY,

ROXBURY, MASS.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

In reply to your request for an article on American-Japan relations, allow me to submit the following thoughts on the subject:

When Commodore Perry opened Japan to the world the United States, knowingly or unknowingly, became in the eyes of the Japanese people their teacher and guide. For many years Americans, as the people of the United States were called, have been looked up to with warm regard and true admiration for all the material benefits they have brought to the attention of the Japanese people, and for the part they have played in introducing Japan to the rest of the world, after her many years of isolation.

Great changes were destined to take place in the Island Kingdom,

and many of the advantages and honors which came to Japan have been looked upon by her people as having been brought to them by her friend, the United States. They felt truly that without the part played by the United States, the history of Japan would have been a very different story subsequent to 1850.

We look with wonder at the changes wrought in Japan, but living in the midst of our own changes, we have not and do not fully realize or consider them without some effort. Japan, with her marvelous culture and civilization, so different from the Western World, has with dexterity grafted Western ideas upon the ancient Oriental stock. The Western World, amazed, has been far from gaining such a knowledge of the Far East, as Japan in a brief interval has grasped of the West. We, the people of the United States, should remember that the best teacher is the one who not only imparts knowledge, but grows by contact with the pupil. If Japan has been proud of her teacher, surely we must be equally proud of our intelligent pupil. During these years of change in Japan do not let us forget our own internal and external changes. We have had our own problems: The reconstruction after the Civil War, for an example, of an internal problem, and the acquisition of the Philippine Islands for an external one. We formulated the doctrine, "America for Americans," and then we have attempted to make the 1,400 islands and 35 distinct tribes of the Philippine Islands our brothers. It has brought us in contact with the rest of the world, much as Japan has been thrust in contact with her neighbors: we being geographically isolated until Admiral Dewey destroyed the Spanish fleet, Japan until Commodore Perry arrived. If "America for the Americans" is a sound doctrine, then "Asia for the Asiatics" is common sense. The Japanese are the Yankees of the Pacific, and seem destined to control Asia. Why shudder? Until the West gets down and tries to learn more of the ideals of the East, we shall make small progress at a mutual understanding. An arrogant teacher and a smart pupil never make a beneficial combination. Our pupil, Japan, has learned much, and is still learning. We have taught much, and must appreciate that we can learn much from the Orient, and especially from our apt pupil, Japan.

What citizens of the United States are familiar with the names or deeds of the great men of Japan? In Japan the names of Washington, Franklin and Lincoln mean something. What, in the United States do such names as Ito, Kitasato and Shibusawa mean? We not only can, but should try to be familiar with such names. Ito, the statesman and wise counsellor, has been called the Bismarck of Japan, Kitasato, a scientific investigator and discoverer of the organism of bubonic plague, the Pasteur of Japan; Baron Shibusawa, philanthropist and financier—the Morgan of Japan.

The more we study, the more we shall find that the two nations have much in common, and we should try to dwell on our similarities, and not exaggerate our differences. A very striking difference could be modified to our mutual advantage. Reference is made here to the value of the individual. The Western World has run riot on individualism, and the Far East has been lax in appreciation of the value of the individual life. Mutual modifications of this point should benefit both parties. The Japanese people are cleanly, industrious, frugal and ambitious: sterling traits. We of the West should improve our own condition by more frugality in this extravagant, mate-

rialistic age. We Americans are apt to have too much spread eagle about us, and forget that modesty may be a virtue. The smarty American youth is a pathetic object. The Japanese sees the danger of importing this smarty spirit, and we should see the virtue of importing frugality to our people.

Universal peace may be far distant, but some of us may see visions, and it is well. How can any fair-minded person expect or ask any of the peoples of the Far East to come to the Hague Tribunal, when none but Westerners take part in its deliberations or pass judgment? Such a request is irrational. The Far East has been long-suffering, and the part played by the West has been dark in spots. The West should blush to-day at the situation of the Indian opium traffic in China. Some day, let us hope, Japan, the United States and Great Britain together may call a halt in this nefarious traffic.

Our watchword might well be in the future to dwell upon similarities, and avoid exaggerating differences between the great nation of the earth.

Sincerely yours,

HARRIS KENNEDY.

PROF. N. H. GARDNER,

NORTHAMPTON, MASS.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

I have your letter of the 16th regarding my views on "the best attitude for the people" of America and of Japan to take "to perpetuate the existing friendship" between the two nations. I can say nothing, I think, that is not obvious and commonplace. Friendship between nations is largely negative, denoting often little more than the absence of hostile or strained relations. Active friendship is usually based on mutual self-interest. It is certainly endangered when what is felt to be the interest of one clashes with that which is regarded as its interest by the other. Such clashing interests are to-day largely commercial, or economic, though they are frequently racial or, in a somewhat narrower sense, ethical, based on a certain consciousness of a standard to be maintained in the national character. Much of it arises from a misunderstanding on the part of either of the other's aims and interests, also of their own. Governments and peoples, however, are not without some sense of honor and of justice, holding in check the tendency to push their own claims too far; and there is even such a thing as mutual sympathy and affection in some degree among peoples as among individuals.

The thing to do to promote and perpetuate peace and good will among the peoples of America and Japan is to cultivate the tendencies that make for them in honor, justice, mutual understanding and sympathy and to curb those that make against them in ignorance, prejudice and the unethical interest of mere power and aggrandisement. Travel and intercourse of various sorts—commercial, literary, artistic, scientific—tend to break down race prejudice, but much depends on the mutual behavior of those brought into contact; there are cases where the parties are better disposed the less they see of one another. The civilization of manners and the development of the ethical qualities of a people are matters dependent on many circumstances, and of great difficulty.

Here for a long time to come, probably, we must bear and forbear. On the whole I think that educated Americans have very friendly feelings for Japan; the great mass of the people care very little, I imagine, about international relations of any

sort, save as their emotions are excited by the newspapers. Hence, anything that can be done to influence public opinion and sentiment through the newspapers is important so far as the attitude of the people is concerned. The attitude in the future must depend very much on Japan's policies; they are still, I take it, largely to be declared. Hence, a natural reserve on our part. We have yet to learn that not only has the West penetrated the East, but that the East has awakened to contribute henceforth to the life of the West, and that we are henceforth debtors the one of the other.

Yours truly,
H. N. GARDINER.
August, 1913.

PROF. WILLIAM W. SLOANE,

PRINCETON, N. J.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I have just returned from an absence during which my mail could not be forwarded and now find your note among other letters. The question is grave because what we call race antipathy is so acute everywhere in the world at this time. While men differ in faith and institutions nationality may unite them, as it likewise divides those who are identical in these respects as in race. But when faith, institutions and blood are all three different and national interests conflicting as well, international relations become very hard to regulate, and that which considers itself the higher civilization will always maintain a fierce struggle for existence, as long as men run to and fro on the earth either for pleasure, for instruction, or for business interest. I fear it is impossible to allay all strife between Japan and America; no two nations can love each other when they have conflicting interests and ambitions. But individuals of high principle can do much, very much, to promote mutual good-will by mutual concessions and clear explanation of facts. The central purpose must be an equal share between the two nations of the profitable things that belong to both—especially in trade. America respects Japan as Japan respects America; let each give the other a good bargain in their reciprocal dealings. I highly appreciate the purpose of your letter and venture to add that among the nations of Europe the peoples of each stay as far as possible within their own borders and jealously guard for themselves what each has won. The minimum of French are to be found in England, and vice versa; so also with all the rest. So far as possible we should each stay within our own borders and establish our interests under our own flag. Some few must, in the nature of things, find their life work as exiles and to them as to all, indeed, due kindness and consideration must be shown. The more intelligent travelers, the better.

Yours truly,
WM. W. SLOANE.
Princeton, N. J., Aug. 26, 1913.

REV. GEO. HEBER JONES,

BOARD OF FOREIGN MISSIONS OF THE METHODIST EPISCOPAL CHURCH.

Editor "Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Your letter of August 16th relating to the matter of an expression of opinion by myself concerning the mutual relations of Japan and America, arrived during my absence in Europe. I have only just returned and this must be my explanation for the failure to acknowledge your request.

Doubtless the matter has now

passed, so that it is too late for me to be of any service, but I wish to assure you that I regard with intense interest the development of cordial and helpful relations between our two nations. I believe that the matter of maintaining friendship between the Governments of our two countries is comparatively easy. The crux of the whole situation is at the point of good understanding, mutual respect and helpful sympathy between the peoples of the two nations.

I regard as unfair and unjust the effort of any State legislature to single out the Japanese and deny to them the rights which are freely accorded the nationals of any other country. I feel that our foreign treaty relations should rest in an even balance upon all the countries to whom we stand related and it is evidently contrary to the principles of justice and equity that any State Government should take a course antagonistic to our central Government in dealing with the rights of foreigners.

I am heartily in favor of the extension of the franchise to Japanese who desire to become citizens of the United States. I believe they would make a most desirable and valuable contribution to the thoroughly cosmopolitan character of our citizenship.

Very cordially yours,
Geo. Heber Jones.

Oct. 6, 1913.

CONGRESSMAN GEORGE E. GORMAN,

DELEGATE OF ILLINOIS.

Editor, "Japanese-American Commercial Weekly,"

Dear Sir:

I beg to acknowledge receipt of your letter of August 26th, and in reply there to beg to say that I share in full measure the sentiments you express for the peace and prosperity of Japan and America.

My idea of the best attitude for the people of the two nations, in order to perpetuate the existing peace would be for each to pursue the even tenor of their way, each conceding to the other the right to manage their domestic affairs, and each recognizing the right of the other to compete in all commercial relations with the peoples of all other countries, each striving to accomplish the greatest measure of prosperity and success for their own people without infringing upon the rights of the other or intruding into the domestic affairs of the other.

Thanking you for your courtesy in inviting an expression of my views on this subject, I have the honor to remain,

Yours respectfully,
Geo. E. Gorman.

PROF. RAYMOND G. GETTELL,

TRINITY COLLEGE, HARTFORD, CONN.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I refer to your letter of August 16th as follows:

The proper relation between Japan and the United States should be based neither upon the sentimental and romantic interest which many Americans have had in the past for the semi-civilized island which Commodore Perry opened to Americans in the middle of the last century; nor upon the race prejudice and ignorance which lead some to look upon Japan as an inevitable enemy, economic and political, of the United States. The proper attitude is one of mutual respect and friendship between two great nations, which control the two sides of the Pacific Ocean and are therefore jointly responsible for peace and good govern-

ment in all lands which it touches, and which have naturally mutual economic interests, not contradictory. The development of financial and commercial relations and an increased knowledge of the motives of each other will do much to establish the proper attitude in both states.

Sincerely,

Raymond G. Gettell.

CONGRESSMAN H. ROBERT FOWLER,

DELEGATE OF ILLINOIS.

COMMITTEE ON CLAIMS, HOUSE OF REPRESENTATIVES, U. S.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I have the honor to acknowledge the receipt of your letter of the 26th of August requesting a few lines relative to my opinion as to the best way to preserve and perpetuate the existing friendship between the United States and Japan.

In reply, permit me to say that the Japanese people are among the most progressive and ambitious people of the world. During the latter ages I met brilliant young Japanese students in the University of Michigan, and I found their capacity to be equal to that of American students. We were told by these Japanese students that they had been sent to America for the purpose of studying American institutions and our methods of civilization. They also informed us that they were here for the purpose of receiving the best training in our universities that could be had in such universities. I was impressed at that time that the Japanese people were determined to cut their way out of the dark and lonely state which the Mongolian race had occupied for centuries. Instead of being a contented people ruled and governed by an ambitious emperor, they have become an active, aggressive and progressive people striving for the highest civilization possible. One of the things which the powers of the world are exerting themselves to the point of madness is that of trying to outstrip each other in the construction of mighty destructive engines and munitions of war, with a hope that such will be a warning to the world to keep hands off.

In my opinion, this is a great mistake. It makes no difference how great battle ship fleets of the world may be nor how powerful their capacity may be for the destruction of human life, yet the ingenuity of man will always be equal to the emergency which has been revealed recently. If one drop shot of a high explosive from an airship is sufficient to destroy a mighty fleet of war vessels. If some great power like the United States or England could issue to the world an invitation for the nations to unite in disarming the great high seas, I feel that that would do more to stop the agitation of war and restore peace than any other one act.

We have a treaty with Canada whereby no war vessels shall be permitted to float upon the Great Lakes. In my opinion, this is the greatest guaranty of peace between the United States and Canada. The civilization of the world has reached that point to-day in which mankind is largely governed by the golden rule, if such a rule could be the motto, of every national power of the world which would have more effect in reaching the hearts of men and schooling them against bloodshed and the destruction of property than any other method for preventing which has been already constructed by the ingenuity of man. This is my plan for peace between the United States and Japan, as well as between the United States and all other coun-

tries.

The late plan adopted by the President in offering the good graces of the United States to settle the troubles in Mexico will undoubtedly be successful and worth more to the world as a factor to restore peace and perpetuate good will between the nations than all of the wars that can or will be fought.

I thank you very much for the interest which your paper is taking for the purpose of promoting peace and progress among the nations of the world. With best wishes, I beg to remain,

Yours very truly,
H. ROBERT FOWLER.

MR. CHAS. U. MACHNIC,

MGR. FOREIGN DEPT. AMERICAN LOCOMOTIVE COMPANY, NEW YORK.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

Absence from office and pressure of business prevented an earlier acknowledgment of your esteemed favor of August 16th.

With regard to your question as to what should be the best attitude for the people of the two nations in order to perpetuate the existing friendship, I can add very little to what has already been written on the subject by eminent men of both Japan and this country. I believe the relations between Japan and the United States have been very cordial and will continue to be so in spite of the pernicious activities of a handful of irresponsible labor agitators and politicians in California. The United States and Japan are commercially inter-dependent and the intelligent citizens of both countries entertain for each other the profoundest respect and sincere friendship.

Very cordially yours,
CHAS. U. MACHNIC.

MR. RICHARD A. BALLINGER,

Seattle, Washington.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

You ask me for an expression of opinion as to the best attitude for the people of your nation and of the United States to assume in order to perpetuate existing friendship.

In my judgment, there can be no friendship where there is not mutual trust, confidence and respect. Among the intelligent people of both countries I believe this condition exists. The attitude of each should be of such open, fair and frank international dealings as to insure a still higher degree of mutual respect and confidence. Most of all, as friends we should rid ourselves of suspicions and criticisms, and endeavor through the public journals of both countries to have all questions of trade, commerce and race affiliation or intercourse honestly presented and discussed.

The subject presents a field inviting a much broader and more elaborate discussion than I am able to deal with in this communication.

Yours very respectfully,
R. A. BALLINGER.

REV. HENRY WILDER FOOTE.

AMERICAN UNITARIAN ASSOCIATION, BOSTON, MASS.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

Upon my return from my vacation I find awaiting me your letter of nearly a month ago, asking for an expression of my views upon the relation between Japan and the United States.

I regret that I received your letter at so late a date that a reply would

probably be useless to you, but I desire to express my strong feeling that it is of the highest importance for both nations that a cordial and lasting peace should be preserved between Japan and the United States, and I believe, further, that with the exercise of wisdom, sympathy and patience on the part of both Governments, there need never be an occasion for the rise of other than friendly relations between the two peoples.

Faithfully yours,
HENRY WILDER FOOTE.

PROF. C. EVERETT CONANT,

LECTURER IN INDONESIAN PHILOLOGY OF THE UNIVERSITY OF CHICAGO.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

In response to your inquiry of the 16th of August, I would say that it is the duty of every true patriot of the United States and Japan alike to do his utmost to discredit and denounce the blatant jingoism of his unthinking countrymen, wherever he finds such criminal hoodlumism manifesting itself, whether in private conversation, on the stump, or in the yellow journals.

Very sincerely yours,
C. EVERETT CONANT.

PROF. JOHN C. KIRTLAND,

THE PHILLIPS EXETER ACADEMY.
Exeter, N. H.

Editor, "Japanese-American Commercial Weekly,"

Dear Sir:

I fear that I cannot contribute anything to the columns of your paper that would help greatly the cause which you are advocating, but I am in entire sympathy with your purpose. There is no influence in modern life more absurd, more dangerous, than the continuance of the old-time confusion of patriotism with jingoism, and there are few peoples with so good reasons for mutual appreciation as the Japanese and the people of this country.

Faithfully yours,
JOHN C. KIRTLAND.

PROF. H. S. V. GEORGE TUCKER

VIRGINIA BEACH, VA.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

Pardon my delay in replying to your letter, but I am just back from a long trip.

The question you propose is an extremely important one. After fourteen years' residence in Japan, I feel convinced that the fundamental ideals and aspirations of the Japanese people are very similar to those of this country. There are superficial differences which tend to conceal the similarity, and therefore an imperfect acquaintance with each other is sure to give rise to misunderstandings. The ordinary American knows of Japan only through sensational newspaper articles. I am constantly surprised at the ignorance displayed here of the character and motives of the Japanese. There is a widely spread impression that as a race they are tricky, unreliable, and that they are seeking their own interests without regard to the good of others. Those of us who know the Japanese realize how false these opinions are, and I may say that I for one take every opportunity to correct such an impression. What is needed is a campaign of education. In this campaign however we must not make the mistake of overpraising Japan. This mistake has been made by some in the past, and the present prejudice is largely a reaction from the marvelous accounts that were given of the Japanese about the time

of the Russian war. We need to be perfectly frank with each other. The Japanese character is high enough to stand on its own merits, and has no need of bombastic over-praise. In order that there may be perfect confidence between the two nations, we must know each other's faults as well as virtues. Also we must learn to be patient with misunderstandings that arise from superficial differences, and try to produce confidence by showing the similarity of the underlying motives.

As a Christian missionary, permit me to say that the welcome which has been given by so many in your country to Christianity, the religion that expresses what is best in the character and ideals of the West, is doing much and will do more to demonstrate the essential likeness in character of the two peoples.

I cannot in a letter touch upon concrete questions, but frankness, sympathy and a mutual effort to know each other will, I am sure, furnish the true solution. America has no need whatever to suspect the motives of Japan or to fear the most intimate contact with Japanese on the ground of essential difference in character and ideals. On the other hand Japan can trust the justice and brotherly feeling of the great mass of the American people when once they are in possession of the real facts about the Japanese.

Assuring you of my great interest in this question and my desire to do all in my power to further its solution, I am,

Yours very sincerely,
H. S. V. George Tucker.

CONGRESSMAN JOHN J. ESCH

DELEGATE OF WISCONSIN.

The Editor of the "Japanese-American Commercial Weekly,"

Dear Sir:

Yours of August 16th asking for my views as to "what should be the best attitude for the people of the two nations (Japan and America), irrespective of the California incidents, in order to perpetuate the existing friendship" duly received.

In reply I beg to state that the best attitude should be one of unfailing friendship, based upon a broad and just consideration of the rights of each nation. In any negotiations which may be entered into, not merely the present but the future should be kept in view. This world is not too small to permit each nation to work out its destiny to the fullest extent.

Yours very truly,
John J. Esch.

FRANK J. SYMMES,

RECEIVER CALIFORNIA SAFE DEPOSIT AND TRUST COMPANY, SAN FRANCISCO, CAL.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

You ask what should be the best attitude of the people of two nations to perpetuate an existing friendship.

Mutual acquaintance the world over begets friendship, and friendship begets peace and good will.

Unfriendliness comes from misunderstandings and misunderstandings occur from neglect of prompt and frank interchange of ideas. Suspicion breeds ill will and lives by what it feeds on.

The world is essentially good, and rulers of nations are friendly disignorant and irresponsible is heard in the land, and has its effect at home and abroad.

Nations must overlook the voice of the noisy abroad and seek to over-

come it at home. Unfortunately, this cry of the noisy, the ignorant and the vicious make an immediate if not a permanent impression, while the influence of the educated, the wise and the upright is slow of action and longer in reaching its effect.

Trade and commerce among nations is a most important factor in the making for that friendship which insures peace and good will between them, and the visits of tourists also goes far toward a friendly acquaintance among the peoples, but all must recognize that centuries of existence apart and differences of race, religion and tradition forbid any *rapid changes* of a nation's customs. The intermingling of different peoples in great numbers cannot well be forced.

Yours very truly,

FRANK J. SYMMES.

MRS. DAVID MURRAY,

NEWBRUNSWICK, N. J.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

Thank you for your kind letter asking my opinion in regard to the future relations between the United States and Japan.

I am not in the habit of writing for publication, especially as I am biased greatly in favor of Japan, my opinion might not be trustworthy.

I have no fear that the friendly relations which have existed for so many years will ever be broken. They are too firmly rooted for that.

I think, however, that if American citizenship were given to the Japanese the constant frictions which arise under present conditions would permanently be allayed.

The new note from Japan published in to-day's papers appears quite sensible. That is—to wait until a proper state of affairs occurs and then to test the questions involved through the United States courts.

I lived many years in Japan and am devoted to the nation and the people. My husband and I went there in 1873. And as you doubtless know, Dr. Murray laid the foundation of your educational system. Therefore I am greatly interested in the future of your people.

With kind regards,

Yours sincerely,

MRS. DAVID MURRAY.

New Brunswick, N. J., Aug. 27.

DR. JOHN R. HAYNES,

LOS ANGELES, CAL.

The Editor of the "Japanese-American Commercial Weekly."

DEAR SIR:

In response to your communication of August 16th, let me say that every sane man and woman in America should desire with the utmost earnestness the perpetuation of the existing friendship, and should labor to increase the cordial spirit of fellowship between Japan and the United States. Nothing should be allowed to injure this entente cordial, and all matters of disagreement should be settled by friendly arbitration.

With the heartiest sympathy for your efforts in this direction, I am,

Yours very truly,

JOHN R. HAYNES.

REV. M. A. WATTHEN,

FIRST PRESBYTERIAN CHURCH, SEATTLE, WASHINGTON.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Yours in regard to the relationships that should exist between America and Japan received and contents carefully noted.

The California incident is only an incident; it has nothing to do with our international relationships any more than the act of one county in the state of New York has to do with the relationship of the state of California to the United States Government. California has undertaken to deal with a local condition within her own boundary. Her acts do not bind the United States nor do they in any way reflect the sentiment of the religious, intelligent, patriotic citizens of the United States.

The relationship that should exist between Japan and the United States, regardless of all incidents, should be one of friendship, love and Christian fellowship.

Christianity has reduced the size of the world and brought us all too close together to quarrel or to be antagonistic to one another. The United States has only friendship, kindness, helpfulness and Christian courtesy to offer Japan. Japan ought to reciprocate in the fullest degree. It is to the interest of both countries to live in peace and harmony with each other. Such a relationship will redound to the prosperity, happiness and the development of both countries. We should not attempt to act independently of each other. We should act with an eye single to the interest of each nation. America, claiming to be a Christian nation, has only Bibles and good will for Japan.

Some day I hope to be able to induce people to furnish the money with which to erect a great building in Seattle, in which there will be dormitories, schools, a magnificent and well-appointed club, church and home equipments—this building to stand in this city on the Pacific Ocean as a welcome to the Japanese who come and as a common clearing house for America and Japan. Help me erect such a building showing America's extended hands of friendship welcoming Japan to her shores.

These sentiments express the true feeling of true Americans.

Respectfully yours,

M. A. Watthen.

PRESIDENT J. A. THOMPSON,

PRESIDENT'S OFFICE, TARKIO COLLEGE, TARKIO, MO.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Replying to your request for an expression in regard to the attitude which the people of Japan and the United States should take with reference to the relations of the two nations in order to perpetuate the existing friendship, the California incidents excluded, I have never been much influenced by race hatreds. I think that a very large proportion of the people of the United States are in the same attitude. Leaving race prejudice out of view, there seems to me nothing to disturb the traditional friendship of the two nations mentioned. Each nation therefore should seek to prevent anything which would tend to create or foster race prejudices. If this policy is followed by both nations, nothing can occur to interrupt their friendship. The only rivalry which should exist between Japan and the United States is the generous rivalry of friends who have the same great ends in view. May I add that not only should these two great nations be just in their dealings with one another, but each should be just in its dealing with every other nation. Then there could be no possible just and honorable reason for a clash between them.

Very sincerely your friend,

J. A. Thompson.

HON. W. L. JONES,
COMMITTEE ON IRRIGATION AND RECLAMATION OF ARID LANDS.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Your favor of August 16th at hand. If the United States and Japan will treat each other fairly and squarely with a due regard for the rights of each to deal with its own internal affairs in its own way, there will be no interruption of peace between the two countries and the prosperity of each.

Very sincerely yours,
W. L. JONES.

PROF. HENRY B. WARD,
UNIVERSITY OF ILLINOIS.

The Editor, "Japanese-American Commercial Weewly."

Dear Sir:

You were good enough to send me during the summer a copy of the Japanese - American Commercial Weekly, with a reprint of the article by Dr. Mabie. I had already read this, and thoroughly sympathize with the opinions as expressed. We have a considerable number of Japanese students, and the result of our contact with them is to create a strong *pro*-Japanese sentiment in this community.

HENRY B. WARD.

DAVID STARR JORDAN.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Let me express my strong approval of the suggestions made by Mr. George Kennan in your journal. It is well to consider all views of honest people, for in such matters reason, not sentiment, must finally rule. The Japanese in America must get and keep the good will of honorable men with whom they are associated.

Impersonal hatred—the dislike of people we never saw—is one of the costliest things in the world. Race hatreds and national hatreds rest on it. And impersonal liking, while pleasanter, is not much more useful. We want friendship between those Americans and Japanese who know each other.

You will let me say that Europe is not pleased with the accounts that your military party and the mob that follows it, are trying to use force on China. Europe is tired of war. It is a miserable failure as a means of bringing about results. All suggestions of "vigorous foreign policy"—which means threatened war—from whatever quarter are met with great disfavor. One weakness, shared by a good many people in Japan, is the idea that a big navy and a big army secure respect for the nation. The people of Europe have seen too much of that kind of glory to do other than groan at its burdens. I am,

Very sincerely yours,
DAVID STARR JORDAN.
Innsbruck, October 11, 1913.

CONGRESSMAN ADOLPH J. SABATH,
DELEGATE OF ILLINOIS.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Your communication of the 26th of August has been received, and in reply thereto I beg to say that the people of the two nations should ignore the jingo papers and the remarks of a few scattered individuals who dream of nothing else but war. I feel confident that the majority of the American people, as well as the Japanese, realize that it is for the

best interests of both nations that friendly relations should always continue.

Very truly yours,
ADOLPH J. SABATH.

MR. J. M. GREEN,
PRINCIPAL OF NEW JERSEY STATE NORMAL AND MODEL SCHOOLS, TRENTON, N. J.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly,

Dear Sir:

Replying to your favor of the 16th of August, it seems to me that the best attitude between Japan and the United States, notwithstanding the California incidents, is suggested by the attitude that two individuals who cared for each other's respect would have toward each other.

A certain individual might be learned in banking and brilliant in conversation, and yet fail to pay his debts. His neighbor might admire him for the first two characteristics, but not for the third. If, therefore, the neighbor is not to be misunderstood, he must specify the features he admires and the one to which he objects, rather than condemn as a whole.

My understanding is that there are certain particulars in California that are objectionable on the part of some people. Our Nation should be large enough to speak of these particulars and not condemn Japan in general terms. Japan should exercise the same manner toward us. I think this course would cause both nations to realize that there is more in each other to admire than to condemn.

Very truly yours,
J. M. GREEN.

MR. HENRY WHITE,
MASON HOUSE, DUBLIN, N. H.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

In reply to your letter of August 26th I would say that, not having seen the recent correspondence between the Governments of this country and Japan, I am not in a position to express an opinion on the subject to which you refer.

I feel, however, that the people of both nations cannot do better than leave the maintenance and perpetuation of the friendly relations which have so long and so happily existed between the United States and Japan in the hands of their respective Governments, which have shown themselves to be animated by sentiments of the most conciliatory and friendly nature in respect to each other.

Yours sincerely,
HENRY WHITE.

HON. GEO. C. PERKINS,
UNITED STATES SENATE, CHAIRMAN COMMITTEE ON RAILROADS.

Editor "Japanese-American Commercial Weekly."

Dear Sir:

I am in receipt of your letter of the 16th instant relative to the diplomatic relations between the United States and Japan and note your inquiry as to what, in my judgment, should be the best attitude of the two nations to perpetuate the present cordial relations existing.

I am sure the Government of the two nations will continue the present amicable and cordial relations which now exist and that our treaty relations will be ratified by the Senate and prove a benefit to the people of the United States and Japan.

Yours truly,
GEO. C. PERKINS.

Sept. 21, 1913.

HON. MILES POINDEXTER,

CHAIRMAN UNITED STATES SENATE COMMITTEE ON EXPENDITURE IN THE WAR DEPARTMENT.

The Editor Japanese-American Commercial Weekly:

DEAR SIR:

I have been asked to speak of the recent Japan-California controversy, but I regard that as only a sympton and incident of world-wide influences and conditions which I will refer to. Friendship for Japan and admiration for its wonderful people is traditional in America. I think it is universally recognized that all of our sympathies have been with Japan in her struggles, and our hearts have gone out to her in her rise from comparative obscurity to international power and fame in the present generation. Speaking purely as an individual citizen, and expressing sentiments which I have gained as such in contact with all the elements which go to form public opinion in America, I can say that in every posed, but the voice of the noisy, the great contest in which Japan has staked her status as a nation our sympathies have been on the side of Japan. In my youth I knew officers of Commodore Perry's, and one of my early impressions was the admiration which they expressed for the Japanese people, growing out of their observations and associations in the Perry expedition of 1852-4.

The coming theatre of events is the Pacific Ocean. The attention of the world will be more and more compelled to that theater of action. It has become perfectly evident that the genius of Japan will be one of the dominant influences upon that theater; likewise, through force of inevitable conditions, will be America. The peace, comfort and enlightenment of the world are interested in the preservation of friendship and good feeling between these two great peoples. The series of California tated our relations are but symptoms of certain material conditions which questions which have somewhat agi- it is well to note. The great central feature and characteristic of American history is the westward movement—the pioneering of a continent, crossing mountains and settling unknown lands beyond, crossing other mountains, founding states, establishing governments, building cities, carrying the old civilization of the world into virgin lands, and extending and enlarging it to new ideals of democracy and to new means and methods making for the comfort of mankind in general. We have been absorbed in this work, and, by reason of it and the conditions which brought it about, we have been relieved to a large extent of the social and economic problems which have racked older civilizations. Our westward movement was also but a continuation of the westward course of European Occidental civilization and institutions. These conditions and this movement have been the dominant circumstance directing the course of modern history. Now for the first time we have come to an end of at least one phase of this globe-encircling movement—we have settled the land, built cities throughout its length and breadth, admitted all the states there are to be admitted to the Union. Our population and the population of Europe is much greater than ever before, is increasing more rapidly than ever before, the demand for trade, for means of livelihood, for land, for food, is more eager and more pressing. Coincident with this, the supply for these demands has disappeared in the sense in which it existed heretofore. There are no more great open public areas within the United States, there is no more west

in the old sense; the far west is like the east—the same competition, the same struggle for existence. The last census period our population increased at least sixteen millions; it will increase more during the present decade. This increase alone requires enormous resources for its support and development, and for the satisfaction of its aspirations. We have come to the *Ultima Thule*. We have reached the end of the world so far as the westward movement is concerned. Beyond us is the Pacific and beyond it are the old civilizations of the East from which ours, in the far centuries, had its beginning. This change, just now come about, is creating and will create, with alarming rapidity, social and economic problems unknown to us heretofore. Japan must expand, and it is natural that her citizens should seek to find a foothold on our Western coast. Our own people, however, with somewhat different habits and methods of earning a livelihood, are in occupation of that land, and fundamentally the controversy in the California question is a struggle between two peoples for the possession of the soil. Of course, if we are a nation we must be conceded the privilege of deciding for ourselves all questions of citizenship, immigration, land titles, etc. We concede the same privilege to every other country—to Japan, and to every sovereign nation. However, there will be found space for the expansion and for the development of the genius of Japan in other great fields ,and there is yet room for internal growth and expansion of the American people within their own territory, in the conservation, development, and use of the natural resources within our borders.

Japan and America can and will be of mutual benefit and assistance, each profiting by the trade, commerce and friendship of the other.

Yours truly,
MILES POINDEXTER.

PROF. W. T. HEWETT, PH. D.,

CORNELL UNIVERSITY,
ITHACA, N. Y.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Our national and State systems of government with distinct provinces oftentimes as regards the State, with local, relations which have not always received legal definition and limitation, constitutes often for a time a perplexing situation. Laws respecting the tenure of land by foreigners in the several States are not uniform. Real estate in New York could not be held directly by a foreigner until recently, a usage dating from the adoption of the Constitution, if I mistake not. This diversity in land tenure has caused the unpleasant situation in California, which all Americans regret, and which most Americans believe unnecessary. It is an unfortunate instance of where local legislation can even disturb international relations though it certainly cannot imperil them. The sound sense of the people of both nations, and the wisdom of those who guide our national affairs in the two countries make any permanent divergence of view or injustice impossible.

We recognize with admiration the growth of a great national power in the East, the wonderful loyalty of the Japanese people, and their growth in all the knowledge which characterizes modern civilization. The sons of Japan have studied among us and we are proud of them as among our most earnest students, whom we hail as our friends and coworkers in all that constitutes social

and scientific well-being. A true understanding of our National and State Governments, and the establishment of the supremacy of treaty obligations above local laws will secure justice in both nations to the citizens of the other. Time and patience are alone needed to secure this.

Yours very truly,
W. T. Hewett.

JAMES W. GARNER, PH. D.,
PROFESSOR OF POLITICAL SCIENCE,
UNIVERSITY OF ILLINOIS.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

I am in receipt of your letter requesting my opinion concerning the best means of promoting the existing friendship between the United States and Japan. In my judgment, there is nothing which conduces more to the strengthening of friendly relations and the creation of mutual respect among civilized peoples who speak different languages and who happen to live on opposite sides of a boundary line, than a proper understanding of the character, the institutions and the ideals of one another. Such knowledge never fails to banish distrust and suspicion, dispel prejudice, develop sympathy and compel admiration wherever it is deserved. What Senator L. Q. C. Lamar, of Mississippi, speaking almost with the voice of an inspired pacificator, said to the people of the North in a eulogy on Charles Sumner, in 1875: "My countrymen, know one another and you will love one another," applies with equal force to the relations of civilized peoples who speak different languages and inhabit different countries. In the short of a few generations, the Japanese people have risen to the rank of a great political and military power among the nations of the world; along educational lines they have advanced by leaps and bounds, and their sons are to be found in large numbers in all the great universities of America and Europe; in literature their contributions have been noteworthy; in sanitary and medical science their triumphs have excited the envy of Western nations; in the arts and handicrafts they have attained a leadership now recognized the world over; and indeed along industrial lines generally their progress has been little short of marvelous. As a people, the Japanese are intensely patriotic; they are ambitious; they have many high ideals as a nation; and they have shown a desire and a capacity to adopt the best features of Western civilization such as no other Oriental race has exhibited. The American who does not feel a certain pride in the extraordinary progress which they have made, who does not admire their bravery, their patriotism and their passion for education and who does not appreciate the finer aspects of their civilization is a sorry creature indeed. Want of sympathy and respect for a people who have achieved so much in so brief a period, wherever it exists, can only be attributed to ignorance and misunderstanding and whatever will tend to remove these barriers will conduce to the breaking down of popular prejudices and the creation of stronger bonds of friendship.

The time has come when we should cease to treat the Japanese as an inferior race, since in many respects they have already become the equal of Western nations. Our own practice of granting citizenship to the offscourings of Southern Europe and the employment of languages in our naturalization laws which restricts the rights of citizenship to persons of the "white race" and to persons

of "African nativity," while excluding the Japanese are justly offensive to them and is hardly consistent with the policy of equal treatment which we profess. Such discrimination is founded neither upon considerations of justice, reason or a sincere desire to maintain a high standard of citizenship and it should be abandoned.

JAMES W. GARNER.

MR. J. F. GOUCHER.

Editor Japanese-American Commercial Weekly:

Dear Sir:

Your letter of August 16th has just reached me this week in Tokyo, which accounts for my delay in answering. I dare say the matter of which you wrote would no longer be of special interest to you, and to give an adequate interpretation of my views would require a much longer letter than I have time to write, as I have engagements at 12, 1, 4, 6 and 8, and am leaving Tokyo in the morning, and am simply doing those necessary things which cannot be put off.

I want to express the very great appreciation I feel regarding the statesmanship which is manifest in very possible influence which is exerted in maintaining peace between America and Japan. The nations at heart have respect for and confidence in and are loyal to each other. The deepest sentiments are not always most vociferous in expression, and a large part of the statements which are current through the public press are the utterances of persons who are either thoughtless concerning the subject of which they speak, or have a motive which would be furthered by interruption of those fraternal relations which have characterized the two nations in the past. I am greatly pleased with many of the evidences of progress which I see in Japan since my last visit here.

With kindest regards, believe me,

Cordially yours,

J. F. GOUCHER.

Tokyo, Japan,

October 9, 1913.

PRESIDENT DAVID STARR JORDAN.

The Editor of the "Japanese-American Commercial Weekly,"

Dear Sir: In answer to your kind note as to how to promote better understanding between America and Japan let me say:

The best antidote to narrow nativism and provincial feeling is found in travel and in getting acquainted with the point of view of other folks. The men and women of culture in both nations understand each other pretty well already; and between these there is only the most friendly feeling. We have to consider the men of narrower experiences, "the man on the street."

He was all on the side of Japan in the Russian War, until he began to believe that the under dog in the fight was really Russia, and he was led to imagine Japan as puffed up by her victories, an attitude which the Anglo-Saxon always resents in other people.

Moreover, after the war came a great rush of the poorest, least cultured and least sympathetic of the Japanese people, those who had been in a state of semi-slavery on the sugar plantations of Hawaii. These he did not like. Besides, the trade unions were against them. They cut down wages, and although they were mostly clean, industrious and ambitious, the man on the street took a prejudice against them, and it will take the educated Japanese some time to remove this first impression.

As a whole, however, even these poor Japanese have been good citi-

zens. Unlike the poor of most other nations, they have been sober, thrifty and ambitious.

I do not in the least approve the recent legislation in California. Nor do I think that any considerable body of serious men think it wise or expedient. It must be remembered, however, that every nation has the inherent right to decide the terms, if any, on which other people may enter the country or reside in it. California has made a decision which I think is illegal. It is not the Japanese who may complain of it, it is the people of the United States, who, if this law stands, are forced into a line of policy which they have never considered and never approved. The governor and legislature of California may be right, but the rest of us would like to talk it over first. It may be, however, that under our laws each state can choose for herself and make a foreign policy of her own. The case has never been decided. If that is the fact, there is nothing for Japan to say, or for the other United States to say. California chooses for herself and must take the responsibility alone.

It is not possible for Japan to claim to be treated just as other nations are, for the conditions are not the same. The United States is essentially a nation of European origin, of European blood and European traditions. She admits the Japanese on their passports but scans her European immigrants very closely, and will do so still more closely in the future, but she cannot classify them by nationalities. Some of the best and some of the worst come from Great Britain and from Italy.

But the number coming is limited. It is not clear that there would be a limit in Japan, and California, to which most of the Japanese come, has not yet her quota of Americans. Besides, behind Japan and still more eager to emigrate are the numberless poor of China and India.

Most that has been said against the Japanese in America is untrue. Whether they "assimilate" readily depends on what you mean by the word. If to catch the spirit of a new country is what you mean, the Japanese are among those most quick to do this. If you mean to intermarry and be lost in the European mass the Japanese do not assimilate. Race friendliness in the same district does not demand race mixture. But there is no foundation to the idea that children of mixed blood are necessarily of inferior stock. Some of the finest people in Japan are half English or half French.

It is well to be tolerant of public opinion which we do not share. The Southern states of America have a most embarrassing race problem to which there is no solution save in industrial education and in ceasing to worry over what cannot be helped. There are many good people in California, with no prejudice against the Japanese, who imagine that Japanese or Chinese land ownership is the beginning of just such a problem in California, the more acute because the Japanese are more competent and self-assertive.

I do not think this. There is a problem certainly, but it has been settled by the emigration agreement. There will be no mass of non-assimilated Japanese. Moreover, the problems of the South are the problems of the mulatto and the former slave. Their acuteness is conditioned on the lack of industry and of integrity in a large part of the negro population. Where the negro makes himself industrially capable and acceptable, the problem disappears. The Japanese never were slaves. They are never servile. They are polite, self-respecting, not often unreasonable and not quarrelsome.

They mind their own business. If, therefore, they constitute a race problem, it is one very different from that of the negro.

I believe it for the interest of Japan as well as of the United States to hold back unskilled laborers, to encourage students to come, and to open wide on both sides the doors of hospitality to travelers.

I believe that every permanent resident in this nation, of whatever race, should become a citizen for his own protection and for ours. Till he becomes a citizen he is a ward of the United States, not a member of the community, and as such he must remain under the diplomatic eye of the nation from which he comes.

MR. GEO. W. CABLE.
Northampton, Mass.,

Editor "Japanese-American Commercial Weekly."

Dear Sir:

It is good to have your question concerning the best attitude of Japan and the United States toward each other include the clause "irrespective of the California incidents." For that attitude should be founded on permanent principles of the widest application, so simply stated as to mind and to men learned in international policies.

The initial element in modern political liberty is the rights of the individual. But when we attempt to establish a social order on this alone we find it totally inadequate and are forced to declare as a second principle, that individual rights can never override the common interests of the community. On these two principles we can go far toward the maintenance of a free, prosperous and noble social order. But in international relations we are forced to find a more extended application of this second principle, to wit, that in a federation of communities no single community or minority group of communities can justly maintain a right to do things, have things, or interdict things, in a manner antagonistic to the general interest of the whole confederation. By the right measures, whatever they are, our American nation should establish, if it is not already established, the imperative ruling that no State of its Union may treat a foreign nation as the American national Government would not treat that foreign nation. All restrictions of the rights of the States of our Union and the transferance of those rights to the Federal Government are justified on this principle. A State may not collect customs, erect fortifications, coin money, etc. It may not wage war or even treat for peace; and it ought to be adjudged that where a State has relinquished its right to make war it has no right to give occasion for international offense, on its own initiative.

On the other hand, a just recognition of the subordination of the interests of the individual to the common interests of the people among whom he lives should have great weight to modify the demands of any government concerning the treatment of individuals of its nationality living in foreign parts.

This is, of course, a colloquial and incomplete statement, but it is offered with a most earnest sentiment for the maintenance of the ideal relations which have always hitherto existed between the American and Japanese people.

Yours truly,
GEO. W. CABLE.

Aug. 28, 1913.

THE ADDRESS

JAPANESE GOVERNMENTS' AUTHORITIES IN U. S. OF AMERICA, CANADA, MEXICO AND SOUTH AMERICA.

IMPERIAL JAPANESE EMBASSY, 1810 N. St., N. W., Washington, D. C.
JAPANESE CONSULATE GEN., 60 Wall St., New York City.
JAPANESE CONSULATE, People's Gas Bldg., Chicago, Ill.
JAPANESE CONSULATE GEN., 221 Sansom St., San Francisco, Cal.
JAPANESE CONSULATE BRANCH, Los Angeles, Cal.
JAPANESE CONSULATE, 305-6-7 Central Bldg., Seattle, Wash.
JAPANESE CONSULATE, Henry Bldg., 4th St., Portland, Ore.
JAPANESE CONSULATE GEN., Fort and Beletania Sts., Honolulu, H. I.
JAPANESE CONSULATE GEN., 385 Laurier Ave., E St., Ottawa, Canada.
JAPANESE CONSULATE, Lot 541, Ground 1, Vancouver, B. C.
JAPANESE LEGATION, Calle De Orozaba, Mexico, D. F.
JAPANESE LEGATION, 398 Evenida de la Republica, Santiago, Chile, S. A.
JAPANESE LEGATION, Proca Liberdade, Rio Janeiro, Brazil, S. A.
JAPANESE CONSULATE, Proca Liberdade, Rio Janeiro, Brazil, S. A.
JAPANESE CONSULATE, Lima, Peru, S. A.

JAPANESE ASSOCIATIONS IN AMERICA, CANADA AND MEXICO.

JAPANESE ASS'N OF AMERICA, 1436 Post St., San Francisco, Cal.
JAPANESE AS'N, 613 Harrison St., Oakland, Cal.
JAPANESE ASS'N, 2157 Dwightway, Berkeley, Cal.
JAPANESE ASS'N OF ALAMEDA CO., 1614 Park St., Alameda, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 132, Alvarado, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box W, Vacaville, Cal.
JAPANESE ASS'N, 1214 3d St., Sacramento, Cal.
JAPANESE ASS'N, 949 F St., Fresno Cal.
JAPANESE ASS'N OF KINGS CO., 314 E. 7th St., Hanford, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 331, Bakersfield, Cal.
JAPANESE ASS'N, R. D. 1, Box 120, Orange, Cal.
JAPANESE ASS'N, Box 78, Oxnard, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 972, Pasadena, Cal.
JAPANESE ASS'N, Room 16, Post Office Bldg., Riverside, Cal.
JAPANESE ASS'N, 342 3d St., San Bernardino, Cal.
JAPANESE ASS'N, 1521 H St., San Diego, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 333, Walnut Grove, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 2, Penryn, Cal.
JAPANESE ASS'N, 107 Georgia St., Vallejo, Cal.
JAPANESE ASS'N, 111 N. Main St., Santa Ana, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 236, Santa Barbara, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 65, Moneta, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 47, Cortland, Cal.
JAPANESE ASS'N. P. O. Box 135, Isleton, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 178, Loomis, Placer Co., Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 93, Marysville, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 794, Coalinga, Cal.
JAPANESE ASS'N OF SANTA CLARA, 596 N. 5th St., San Jose, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 477, Watsonville, Cal.
JAPANESE ASS'N, 22 Sausal St., Salinas, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 223, Monterey, Cal.
JAPANESE ASS'N, 28 E. Washington St., Stockton, Cal.
JAPANESE ASS'N OF SONOMA, P. O. Box 427, Sebastopol, Cal.
JAPANESE ASS'N, 500 2d Ave., San Mateo, Cal.
JAPANESE ASS'N, 833 Emerson St., Palo Alta, Cal.
JAPANESE ASS'N OF TULARE, P. O. Box 72, Lodi, Cal.
JAPANESE ASS'N, Rooms 3-5, 105 E. 1st St., Los Angeles, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 187, Napa, Cal.
JAPANESE ASS'N OF CONTRA COSTA, P. O. Box 339, Concord, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 195, Suisun, Cal.
JAPANESE ASS'N, 311 4th St., Chico, Cal.
JAPANESE ASS'N, 6 Bulkhead St., Santa Cruz, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 82, Florin, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 757 Red Bluff, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 93, Guadaloupe, Cal.
JAPANESE ASS'N OF SAN LUIS OBISPO, P. O. Box 404, Arroyo, Grande, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 104, Anaheim, Cal.

JAPANESE ASS'N, P. O. Box 25, Burnette, Cal.
JAPANESE ASS'N OF IMPERIAL VALLEY, P. O. Box J,, Brawley, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 274, Lompoe, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 566, Long Beach, Cal.
JAPANESE ASS'N OF NEW MARK, R. D. 6, Box 166, Los Angeles, Cal.
JAPANESE ASS'N OF SMELZA, R. 1, Box 24, Huntington Beach, Cal.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 355, Ukiah, Cal.
JAPANESE ASS'N OF NEVADA, 137 E. 1st St., Reno, Nev.
JAPANESE ASS'N, OF OGDEN, 2415 Lincoln Ave., Ogden, Utah.
JAPANESE ASS'N OF UTAH, P. O. Box 943, Salt Lake City, Utah.
JAPANESE ASS'N OF COLORADO, Barclay Block, Denver, Colo.
JAPANESE ASS'N OF OREGON, 218 Henry Bldg., Portland, Ore.
JAPANESE ASS'N OF NORTH AMERICA, 214 2d St., Seattle, Wash.
JAPANESE ASS'N OF TACOMA, 1319 Pacific Ave., Tacoma, Wash.
JAPANESE ASS'N OF ARIZONA, P. O. Box 113, Phoenix, Ariz.
JAPANESE ASS'N OR MONTANA, P. O. Box 28, Billings, Mont.
JAPANESE ASS'N OF IDAHO, P. O. Box 931, Boise Idaho.
JAPANESE ASS'N OF IDAHO FALLS, R. F. D. 1, Box 31, Idaho Falls, Idaho.
JAPANESE ASS'N OF FREMONT, P. O. Box 6M, 6 Sugar City, Idaho.
JAPANESE ASS'N OF WYOMING, P. O. Box 445, Kemmerer, Wyo.
JAPANESE MUTUAL AID ASS'N, 3219 Groveland Ave., Chicago, Ill.
JAPANESE MUTUAL AID ASS'N, 60 Wall St., New York City.
JAPANESE AID ASS'N, 2615 Detroit Ave., Cleveland, O.
JAPANESE CLUB, 517 Columbus Ave., Boston, Mass.
JAPANESE ASS'N OF CANADA, P. O. Dr. 2139, Vancouver, B. C.
JAPANESE ASS'N OF MEXICO, Avenia Morelos 77, Mexico, D. F.
JAPANESE ASS'N OF PANAMA, P. O. Box 80, Panama.

NEW YORK CITY AND BROOKLYN, N. Y.

ADACHI, W. TAKEMA. Office, Morimura Bros., 546 Broadway.
Residence, 1345 55th st., Brooklyn........................Borough Park 2847-J
AKAWO, MORIMURA & CO. Mattings, 45 East 17th st. ....Stuyvesant 913
AKAWO, G. ZENJIRO. Akawo, Morimura & Co.
AMANO, SHIGEJI. Office, Morimura Bros., 546 Broadway.
Residence, 625 Westfield ave., Westfield, N. J...................Westfield 421
ARAI, RYOICHIRO. Office, Morimura, Arai & Co., 19 Madison ave.
Residence, Riverside, Conn. ....Stamford 1562-4
ARAKI, N. Dentist, 110 East 23d st.
ASAHI RESTAURANT, 61 West 38th st. ....Greeley 2798
ASAKURA, SOHEI. Akawo, Morimura & Co.
ASHIURA UNBI. Takeda & Co.
ASHIWARA, KWO. Artist, 312 West 114th st. ....Morningside 2470
CHIBA, TADASHI. Togo & Co., 104 Fifth ave. Residence, 200 Waverly place.
CHITOSE RESTAURANT. Yamamoto & Tsuji, 131 East 59th st.
DOKI-KAI. 506 West 136th street.
EGASHIRA, KANZO. Japanese-American Commercial Weekly, 110-112 West 40th st.
EMPIRE TAILOR. Kasai, T., 270 West 40th st. ....Bryant 3750
ENDOW, KICHINOSUKE. Akawo, Morimura & Co.
ENOCHTY, T. Electrician, 1 Arden st.
FUJIMORI, TAKAMICHI. Residence, 751 West 180th st. ....Audubon 6434
FUJITA ALBANY. Restaurant, 114 West 14th st.
FUKUI, TOKICHI. Takamine Office.
Residence, 1011 Park Lane, Plainfield, N. J...................Plainfield 687-W
FUKUSHIMA, OTTO. Art Rooms, 8 East 30th st. ....Madison Square 5338
Residence, 35 Mt. Morris Park ....Harlem 4229
FUKUSHIMA, SANGO. Office, Morimura Bros.
FURUYA & NISHIMURA. Tea Importers, 96 Front st....................Broad 2119
FURUYA, TAKENOSUKE. Office, Furuya & Nishimura.
FUTABA, TEI. Restaurant, Iwata, S., 196 Worth st....................Worth 1436
GOICHA-KAI. 469 West 157th st ....Audubon 7327-J
GOMI, T. D. CO. Perfumers, 3 East 17th st.........................Stuyvesant 746
GREELEY SQUARE POOL PARLOR. Sakai & Ategane, 104 West 30th st.
HARADA, TAMEZO. Pastor, 80 Manhattan ave.....................Riverside 10044
HARADA, TOICHIRO. Correspondent, Osaka Asahi, care Japanese Am.-Com. Weekly.
HARUTA, TETSUJIRO. Office, Tajimi & Co., 597 Broadway.
HAYAKAWA, YASUJIRO. New York Life Insurance Co., 149 Broadway..Franklin 4900
HAYASHI, HIDEKI. Oriental Tea Trading Co., 962 Columbus ave.

HIKI, YASHUHIKO. Mgr. Japan Cotton Trading Co., 15 William st.
Residence, 548 Riverside Drive .... Morningside 5790
HIRANO, ROKUSABURO, 114 East 19th st. .... Gramercy 6077
HIROSE, TAKEO. Office, Morimura, Arai & Co.
Residence, 547 St. Marks ave., Westfield, N. J. .... Westfield 552
HOMMA, GISABURO. Office, Furuya & Nishimura.
HORI, ARATA. Osaka Shosen Kaisha, 381 Broadway.
HORI, ICHIRO. Photographer, 1 Manhattan ave. .... Riverside 1361—4900
HORIKOSHI. Z. & CO. Japanese Silk Importers, 115-117 East 23d st.... Gramercy 4603
HORIUCHI, SHUNTARO. Secretary Japanese Mutual Aid Association.
ICHINOMIYA, RINTARO. Mgr. Yokohama Specie Bank, 55 Wall st.
Residence, 362 Riverside Drive .... Riverside 5144
IKEDA, K. & CO. Tea Importers, 87 Front st. .... Broad 6651
IMAI, KEIICHIRO. Japanese Bazaar, 8 East 125th st.
IMPERIAL BRUSH CO. 19 Madison ave. .... Madison Square 9731
INABA, AKIZO. Engineer, 105 Audubon ave.
INOUYE, KUMASABURO. Mgr. Kyoto Mfg & Trading Co.
INOUYE, MAKOTO. Mitsui & Co., 25 Madison ave.
IRIYE, KANICHI. 215 East 50th st.
ISSHIKI, TORAJI. Office, Mitsui & Co.
Residence, 420 West 130th st. .... Morningside 8500
ITO, ASAMI & CO. 816 Westchester ave., Bronx.
ITO, RYOKICHI. Office, Morimura, Arai & Co.
Residence, 1542 Fifth st.. Brooklyn. .... Borough Park 2030-W
IWAMI, WM. J. Marui & Co., 621 Broadway.
IWANAMI, TAKAO. Architect, 682 Post st., Bronx.
IWAYA, K. Ohashi & Co., 395 Broadway.
IYENAGA, TOYOKICHI. Lecturer, 2 Macon st., Brooklyn .... Bedford 2533
IYODA, HARUJI. Mogi, Momonoi & Co., 25 Barclay st.
IYODA, SEIGO. Dentist, 68 West 108th st. .... Riverside 9563
IZUTSU RESTAURANT. Tanaka Meijiro, 328 East 59th st. .... Plaza 5806
JAPAN ART BRUSH CO. Tribune Building .... Beekman 4246
JAPAN CENTRAL TEA TRADING ASS'N. 96 Front st. .... Broad 2119
JAPAN GARDEN. 255 Fifth ave.
JAPAN IMPORT. & EXPORT. CO. Irving place and 16th st...... Stuyvesant 1100
JAPAN SOCIETY OF NEW YORK. 165 Broadway .... Cortland 1249
JAPANESE ABLE EMPLOYMENT AGENCY. Tani, M., 844 Sixth ave.... Bryant 7709
JAPANESE-AM. EMPLOYMENT AGENCY. Mrs. Motto, 75 West 44th st.. Bryant 3222
JAPANESE-AMERICAN COMMERCIAL WEEKLY. World's Tower Building.
110-112 West 40th st. .... Bryant 710
Printing Department, 414 Eighth ave. .... Chelsea 3253
JAPANESE ART LINEN CO. 135 Fifth ave. .... Gramercy 3779
JAPANESE ARTIFICIAL FLOWER CO. Sakada, 804 Columbus ave.
JAPANESE BAZAAR. 8 East 125th st .... Harlem 991
JAPANESE CHRISTIAN ASS'N. 102 West 123d st. .... Morningside 8193
JAPANESE CHRISTIAN WOMEN'S HOME. 518 West 134th st....... Morningside 365
JAPANESE CLEANING AND DYEING CO. Shimizu, Y.. 102 West 49th st. Bryant 5918
JAPANESE CONSUL. Residence, 2 West 68th st. .... Schuyler 5300
JAPANESE CONSULATE GENERAL. 60 Wall st. John 1108
Official Staff:
Iijima Kametaro, Consul General.
Kurusu Saburo, An-Eleve Consul.
Saito, Kano Vice-Consul.
Wakasugi Kaname, Clerk.
Miyamura, Suyeo Clerk.
JAPANESE DOM. EMPLOY. AGENCY. Mrs. K. Mori, 111 Lexington ave.. Mad. Sq. 5358
JAPANESE EMPLOY. AGENCY. T. Fujimori, 826 Sixth ave. .... Bryant 3080
JAPANESE HELP AGENCY. 915 Sixth ave. .... Columbus 2735
JAPANESE HOUSE AND GARDEN CO. 5 Beekman st. .... Cortland 1235
JAPANESE IMPORTING CO. 118 East 28th st. .... Madison Square 1229
JAPANESE M. E. MISSION. Grace Church, West 105th st., near Columbus ave.
JAPANESE N. Y. MISSION. 330 East 57th st. .... Plaza 6752
JAPANESE MUTUAL AID SOCIETY. 60 Wal lst. .... John 2145

JAPANESE NOVELTY CO. 451 Sixth ave. ....Madison Square 9455
JAPANESE YOUNG MEN'S ASS'N. 465 East 57th st.
JAPANESE Y. M. C. A., 17 Concord, Brooklyn, N. Y. ....Main 1144
JAPANESE YOUNG MEN'S HOME. 796 Lexington ave. ....Plaza 2969
JINUSHI, NOBUNOSUKE. Office, Morimura Bros.
Residence, 600 Lenox ave., Westfield, N. J. ....Westfield 587-W
JOYA, MOKU. Reporter, "The World."
KAI, KENICHI. New York Shimpo, 238 Sixth ave.
KAISEI-TEI. Restaurant, Habu, S., 177 West 97th st. ....Riverside 5719
KAKIUCHI, TSUNETARO. Agent, Nippon Ginko, 55 Wall st. ....Broad 1391
Residence, Bratton Hall, Broadway and 86th st. ....Riverside 3900
KAMOI, G. HISASHI. 47 Prospect place. ....Murray Hill 2958
KANECHIKA, MASANAO. Photographer, 54 West 110th st. ....Riverside 1044
KASAI, B. & CO. 1231 Bedford Avenue, Brooklyn.....................Bedford 2440-J
KASAI, K. Kyoto Mfg. and Trading Co. 31 East 17th st.
KASHIWA, A. MANJIRO. Representative Nippon Trading Society. 112 Wall st.
KATAGIRI BROS. Provisions, 224 East 59th st. ....Plaza 5799
KATAGIRI, TOMOHARU. ,, ,, ,,
KATO, KENTARO. Artist, 108 East 23d st.
KATO, MOTOJIRO. 61 West 38th st.
KAWAGUCHI, KAZUO. Japanese Arts, 147 West 23d st. ....Chelsea 6399
KAWAJI, T. Morimura Bros., 546 Broadway.
KAWASOYE, MURAJI. Toyo Club, 41 East 19th st.
Residence, 1865 Barnes ave., Ban Nest.
KIKUCHI, TOYO. Photo Studio, 418 Fifth ave. ....Greeley 5781
Residence, 161 West 108th st. ....Morningside 6807
KIKUSUI RESTAURANT. Kawai, S., 224 West 123d st. ....Morningside 710
KIMBARA, TOZO. Morimura, Arai & Co., 19 Madison avenue.
KISHITA, MATAICHI. Dentist, 310 West 111th st. ....Morningside 2588
KISO & CO. 5 Beekman st. ....Cortland 1235
KONDO & CO. Art Objects, 38 West 38th st. ....Morningside 9698
KOSHIBA, H. T. Studio, 546 Fifth ace. ....Bryant 4779
Residence, 728 West 181st st. ....Audubon 5700
KOYAMA, K. K., 11 Vandam st.
KOZAI, TATSUO. Japanese Goods, 2273 Broadway ....Schuyler 3584
KUME, MATAZO. Tata Sons & Co., 450 Fourth ave. ....Madison Square 3580
Residence, 114 East 6th st., Plainfield, N. J. ....Plainfield 596-J
KUME, TAKEO. Morimura Bros., 546 Broadway.
KUMASHIRO, S., 261 Edgecombe ave.
KURATA, HEIJI. Boarding House, 205 East 60th st. ....Plaza 6805
KUSANOBU, TAKEJI. Office Furuya & Nishimura.
Residence, 65 Morgan place, Arlington, N. J. ....Arlington 194-M
KUSHIBIKI, YUNDO. Hotel Marseilles, Broadway and 103d st.
KUSUI, KANICHI. 620 Beverly Road, Flatbush, N. Y. ....Flatbush 1287-W
KUZUHARA, K. American Trading Co.
KYOTO MFG. & TRADING CO., 31 East 17th st.
MAKINO, KOKUJI. Architect. 564 West 173d st. ....Audubon 596
MARUI, H. & CO. Office Supplies, 621 Broadway ....Spring 1938
MARUYA, KOSAKU. Sassa Tailor, 68 West 38th st.
MASUDA, HAJIMU. Sekine, I., & Co., 530 Broadway.
MASUKO, KINTARO. Office Morimura, Arai & Co., 19 Madison ave.
MATSUSHIMA, YASUO. Yokohama Specie Bank, 55 Wall st.
MAYEKAWA, M. Harvard Club, 27 West 44th st.
MIKI, M. & CO. Japanese and Chinese Antiques, 15-17 East 40th....Murray Hill 1251
Miki Mitsumasa Residence, 312 West 114th st. ....Morningside 2470
MIHARA, SIGERU. Nippon Yusen Kaisha, 299 Broadway.
MITSUI & CO. 25 Madison ave. ....Madison Square 10010
MIYAKAWA, MASUJI. New York Japan Review, Tribune Building.
MIYAKO HOTEL. Matsuo, K., 340 West 58th st. ....Columbus 5579
MIYANAGA, TORANOSUKE. Morimura Brothers, 546 Broadway.

MIYAZAKI, G. Importer and Exporter, 82 Wall st. ....John 4068
MIZUNO, SEIICHI. Brooklyn Rapid Transit Co., 85 Clinton, Brooklyn.
MIZUNO, TOKUJI, Yokohama Specie Bank, 55 Wall.
MIZUTANI, SHOZO. Office, Morimura Brothers, 546 Broadway.
MOGI, KITARO. Office, Mogi Momonoi & Co.
Residence, 635 Flatbush Avenue, Brooklyn.
MOGI, YUJU. Ivory Engraver, 4 West 33d ....Madison Square 9254
MOGI, MOMONOI & CO. Japanese Goods, 25 Barclay ....Barclay 5793
MORIMURA BROS. Japanese Goods, 546 Broadway ....Spring 5810
MORIOKA, TANAKA. Office, Mitsui & Co.
Residence, 41 Convent Avenue ....Morningside 8500
MURAI, YASUKATA. General Manager, Morimura Bros.
Residence, Riverside, Conn. ....Stamford 1562-3
MURASE, KURO DR., 86 Lexington Avenue ....Madison Square 4518
NAGAYE, KANESAKU. Architect, Designer, Gorham Co., 5th Avenue and 36th.
NAKAGAMI, KIICHIRO. Takeda & Co., 112 East 59th.
NAKAGAWA, CHARY. Boarding, 1471½ Cherry.
NAKAGAWA, MOTOSAKU, 409 Lafayette Street.
NAKADA, DENICHIRO. Office, Mitsui & Co.
Residence, 34 Washington Avenue, Plainfield, N. J. ....Plainfield 1517-R
NAKAHARA, TOICHI. Japanese-American Commercial Weekly.............Bryant 710
Residence, 229 West 35th ....Greeley 5433
NAKANISHI, SHO. 150 Gold Street, Brooklyn.
NAKASHIMA, M. Boarding, 108 E. 117th ....Harlem 2935
NAKAYAMA, GINNOSUKE. Office, Nippon Dry Goods Co.
Residence, 34 Vermilyea Avenue ....Audubon 5516
NEW YORK ACREAGE CO. Singer Building ....Cortland 525
NEW YORK SHIMPO. (Japanese Times), 238 6th Avenue ....Chelsea 6473
NIMURA, T. 47 Prospect Place.
NIPPON CLUB. 161 West 93d ....Riverside 179
NIPPON DRY GOODS CO. 621 Broadway ....Spring 1938
NIPPON MENKWA KAISHA. (Japanese Cotton Trading Co.), 15 William..Broad 5998
NIPPON POOL PARLOR. Nakamura, S., 142 E. 59th.
NIPPON STUDIO. Matsui, F., 115 West 106th ....Riverside 5158
NIPPON YUSEN KAISHA. Agent, 299 Broadway ....Worth 874
NISHIMOTO, KUZO. Imperial Brush Co., 19 Madison Avenue.
NISHIMURA, SHOTARO. Boarding, 184 High, Brooklyn ....Main 2097
NISHIO, GENICHIRO. Photographer, 418 5th Avenue ....Greeley 5781
NOGUCHI, HIDEYO, M. D. Rockefeller Institute, 66th and Avenue A.
NONAKA, KOJI, Nozawaya & Co., 118 East 25th.
NOZAWAYA & CO. Japanese Silk, 118 East 25th ....Madison Square 3800
OGAWA, S. Laundry, 685 Lexington Avenue..............................Plaza 5418
OGURI, JOKICHI, 2493 Valentine Avenue.
OGURI, YONEZO. Mitsui & Co., 25 Madison Avenue.
OHASHI, H. & CO. Carbon Paper, 395 Broadway ....Franklin 2091
OHASHI, HIDESABURO. Residence, 229 West 109th ....Riverside 1374
OHIRA, KOSHITARO. 7 Nassau Court, Brooklyn.
OHKI, SHINJIRO. Office, Morimura, Arai & Co.
Residence, 319 Harrison Avenue, Westfield, N. J. ....Westfield 355-J
OHORI, ATSUSHI. Pastor, 518 West 134th ....Morningside 365
OHTA, SOJIRO. Architect, McKim, Mead & White Co., 101 Park Avenue.
OKABE, M. 428 W. 20th.
OKADA, I. Photo Studio, 136 West 42d ....Bryant 7673
OKADA, MITURU. Dentist, 86 Lexington Avenue ....Madison Square 5418
OKAJIMA, NORIHARU. Kasai & Co., 1231 Bedford ave., Brooklyn.
OKAMOTO, YONEZO. Office, Singer Building ....Cortland 525
OKANO, SHOHICHI. Jiyu-Tei Restaurant, 58 Sands, Brooklyn ....Main 7475
OKUBO, TOSHIKATA. Office, Yokohama Specie Bank.
Residence, 325 Central Park West ....Riverside 2602
OKURA & CO. 30 Church ....Cortland 2035
ONISHI, AKIRA. Nippon Club, 161 West 93.

ONO, SHOICHI. Tajimi & Co., 597 Broadway.
Residence, 56 Rugby Road, Flatbush, Brooklyn ....Flatbush 2553-W
ONO, TAKEO. Architect, Japanese House and Garden Co., 5 Beekman st.
ORIENTAL TEA TRADING CO. 962 Columbus Avenue ....Riverside 9275
ORIENTAL TEA TRADING CO. 1693 Amsterdam Avenue ....Audubon 7384
OSAKA SHOSEN KAISHA. 381 Broadway ....Franklin 2433
OSHIMA, KANO. Oriental Antiques, 27 West 38th ....Greeley 3271
OSHIMA, TOMOSUKE. Mogi, Momonoi & Co., 25 Barclay.
SAKAGIBARA, SENHICHIRO. Tajimi & Co., 597 Broadway.
SAKAI, HAYAO. Artist, Morimura Brothers, 546 Broadway.
SAKAI, SEIJI. Mitsui & Co., 87 Front st.
SAKANO, MASAJI. Tailor, 1 West 30th ....Madison Square 3770
SAKANO, SHINZIRO. Horikoshi, Z. & Co., 115-117 East 23d st.
SAKURAI, KOJIRO. Furuya & Nishimura, 96 Front.
SAKURAI, MITSUJI. Mogi, Momonoi & Co., 25 Barclay.
SASSA, E. Tailor, 68 West 38th ....Greeley 2878
SATAKE, MASATOSHI. Garage, 413 East 84th ....Lenox 4413
SATOW & SUZUKI. Florist, Woodside, Brooklyn ....Newtown 53
SEKI HIRO, MISS R. M. 172 Lafayette Avenue, Brooklyn..............Prospect 2438
SEKINE, I. CO. Brush, 530 Broadway ....Spring 6694
SEKINE, IOJI. Residence, 948 Bayridge Avenue, Brooklyn...........Bath Beach 2054
SEKINE, ZENSAKU. 55 Wall Street.
SEKO, KONOSUKE. Manager Mitsui & Co.
Residence, 150 West 79th ....Schuyler 8225
SENBONGI, MASAHARU. New York Shimpo, 238 6th.
SHIMA, E. T. Japanese Color Printing, 20 East 33d.
SHIMIZU, ROKUICHIRO. Delicatessen, 103 Bridge, Brooklyn.
SHIMIZU, SOJIRO. Pastor, New York Mission, 330 East 57th ....Plaza 6752
SHINTANI, S. Asahi Restaurant, 61 West 38th.
SHIRAYE, SHINJI. Yamanaka & Co., 254 5th Avenue.
SHODA, SAHEI. Artist, 287 5th Avenue.
SUGA, A. 15 Nassau Court, Brooklyn.
SUGIURA, K. DR. Roosevelt Hospital, West 59th.
SUNRISE RICE CAKE CO. 1008 Avenue A ....Plaza 5218
TAISHO, RYOKAN. Boarding. Hika. M., 4 Nassau Court, Brooklyn.
TAJIMA, SHIGEJI. Mitsui & Co., 25 Madison ave.
TAJIMI & CO. Japanese Goods, 597 Broadway ....Spring 6811
TAKAGI, K. Care E. P. Gleason Manufacturing Co., 37 Murray Street.
TAKAGI, KEIICHI. Office, Okura & Co.
Residence, 132 Westervelt Avenue, Plainfield, N. J............Plainfield 297-M
TAKAKI, SHUNZO. Office, Mitsui & Co.
Residence, 923 East 7th, Plainfield, N. J.....................Plainfield 405-M
TAKAMI, C. TOYOHIKO, M. D. 182 High, Brooklyn ....Main 6625
TAKAMINE, JOKICHI. Office, 552 W. 173d ....Audubon 4058
Residence, 334 Riverside Drive ....Riverside 5962
Country House, Merrywold Park, Sullivan County, N. Y., Moore's.
TAKATA & CO. 50 Church ....Cortland 286
TAKATA, YUTO. Manager Tajima & Co.
Residence, 1021 East 14th, Brooklyn, N. Y.
TAKAYAMA, KIICHI. Manager Nozawaya & Co.
Residence, 69 South Maple Avenue, Orange, N. J................Orange 38-M
TAKEBE, JUNZO B. Florist, 1835 61st, Brooklyn.
TAKEDA, H. & CO. Provisions and Novelties, 110-112 East 59th...........Plaza 1678
TAKEDA, HISAKICHI. ,, ..
TAKENAKA, EVA MRS. China, 960 6th ....Plaza 6935
TANAKA, KYOTARO. Mitsui & Co., 25 Madison Avenue.
TANAKA, M. Morimura Brothers, 546 Broadway.
TANAKA, TOKUZO. 135 Sherman Avenue.
TANAKA, MRS. Rooming, 132 Lawrence ....Morningside 3972
TANAKA, S. Japanese Goods, 1238 Fulton, Brooklyn.
TERADA, HENRY. Park Booking Circuit, Inc., 1402 Broadway.
TERADA, MRS. Dressmaker, 15 Nassau Court, Brooklyn.

TESHIMA, S. Mitsui & Co.
Residence, 5 Woodside Road, Madison, N. J. ....Madison 178
TESHIMA, TOMOTAKE. Mitsui & Co. Residence, 143 West 140th st.
TETSUKA, KUNIICHI. Morimura Bros.
Residence, 556 Belvidere Avenue, Plainfield, N. J. ....Plainfield 1676-J
TOGO, W. & CO. Dry Goods. 104 Fifth Avenue ....Chelsea 5362
TOKIO MARINE INS. CO. Agent, Appleton & Co., 3 South William.......Broad 2903
TOKYO & CO. 62 West 125th.
TOKYO-KWAN. Boarding, Nakahara, S., 80 Sands, Brooklyn ....Main 3707
TOMIZAWA, AIGORO. Miki, M. & Co., 15 East 40th.
TOYO CLUB. 41 East 19th ....Gramercy 3619
TOYO, KISEN KAISHA. Agent, 1246 Broadway.
TSUMANUMA, IWAHIKO. Architect, Trowbridge, Livingston, 527 5th Avenue.
RES. 492 West 136th.
UCHIDA, MINORU. Japanese-Am. Commercial Weekly, 110 West 40th st.
USHIKUBO, DAIJIRO. Manager, Yamanaka & Co.
Residence, 308 West 93d ....Riverside 5148
Country Residence, 309 Collis Avenue, Arlington, N. J. ....Arlington 1686
WADA, KUNIO, M. D. 506 West 136th.
WAKAMATSU-TEI. Restaurant, Sano Brothers, 189 West 123d.......Morningside 7154
WATANABE, TETSUJIRO. 34 Vermilyea Avenue.
WOOYENAKA, KEIZO. Takamine's Office.
Residence, 564 West 173d ....Audubon 596
YAJIMA, SHUNKICHI. Manager Horikoshis & Co.
Residence, 925 East 7th, Plainfield, N. J. ....Plainfield 919-M
YAMAGUCHI, IWASABURO. Morimura Brothers.
Residence, 852 West 179th.....................................Audubon 825
YAMAGUCHI, MINOSUKE, M. D. 38 Post Avenue ....Aubudon 846
YAMAMOTO, SHOSHIRO. Morimura Brothers.
Residence, 709 Boulevard, Westfield, N. J. ....Westfield 697
YAMAMURA, C. Miki & Co., 15 East 40th.
YAMASAKI, RYUZO. Oriental Tea Trading Co., 1693 Amsterdam Avenue.
YAMANAKA & CO. Art objects, 254 Fifth Avenue ....Madison Square 420
YAMANASHI ASS'N. 17 West 63d ....Columbus 5120
YAMATO HOTEL. 121 West 64th ....Columbus 3007
YANAGIWARA, SUKESHIGE. Office New York Life, 346 Broadway.....Franklin 4900
Residence, 185 Hemlock, Brooklyn.
YANO, SHUZO. Graphophones and Provisions, 571 West 159th...........Audubon 475
YASUI, RUISEN. Japanese-American Commercial Weekly, 110 West 40th.
YOKOHAMA-KWAN. Restaurant, Morino, H., 6674 Lexington Avenue.....Harlem 6200
YOKOHAMA NURSERY CO. Kakuda, Aitatro, 31 Barclay ....Barclay 6045
YOKOHAMA SPECIE BANK. 55 Wall ....Broad 1391
YOSHIDA, SHUSHO. Boarding, 624 Lexington Avenue ....Plaza 6255
YOSHINO, MRS. Rooming, 132 Lawrence ....Morningside 3972
YOSHIURA. 642 Amsterdam Avenue.
YOTSUMOTO, SHUNKO. 75 West 44th.

NEW YORK STATE.

ANRAKU, YEIKUMA, 791 State St., Schenectady, N. Y.
BABA, A. K., 2850 W. 14th, Coney Island, N. Y.
HATANO, ENO, Box 476, Mineola, L. I., N. Y.
IDEURA, K., Board Walk, Ocean Grove, N. Y.
KITAOKA, Y., South Beach, N. Y.
KONOIKE, Bowery and Thompson Walk, Coney Island, N. Y.
MATSUNAKA, S., & OHASHI, Poultry Farm, Nepera Park, Westchester, N. Y.
NAGATA, RAIZO, Rye, N. Y.
OKA, K., Seaside Walk, Coney Island, N. Y.
SATO, S. H., Old Lake, Arena, Del. Co., N. Y.
SATO, T., Luna Park, Coney Island, N. Y.
SANTO TEA CO., 377 Plymouth Ave., Rochester, N. Y.
SHINE, F., Box 144, Roslyn, N. Y.
SUZUKI, HIDEKIYO, Poultry Farm, Mt. Kisco, N. Y.
TAMIYA, K., Tokyo Co., Steeplechase, Rockaway Beach, N. Y.
TOMIMAS, S., Auburn, N. Y.
UCHIDA, E. RINICHI, Nyack Country Club, Nyack, N. Y.

ATLANTIC CITY, N. J., AND NEW JERSEY.

AKABA, SEPPO, Care Kondo & Co., Atlantic City, N. Y.
HAYASHI, TETSUJI, 923 Board Walk, Atlantic City, N. J.
KATO, KAKUJIRO, 1912 Board Walk,

Atlantic City, N. J.
KONDO & CO., 23 S. Maryland Ave., Atlantic City, N. J.
KONDO, SAJURO, 23 S. Maryland Ave., Atlantic City, N. J.
TETSUKA, YONEICHI, 515 Board Walk, Atlantic City, N. J.
TOKYO & CO., 1545 Board Walk, Atlantic City, N. J.
OTANI, MASAKICHI, Emanary & Co., Board Walk, Atlantic City, N. J.
UCHIYAMA, M., Yokohama Impt. Co., Board Walk, Atlantic City, N. J.
YOSHIZATO, Y., Care Tokyo & Co.

AKASU, GEO., Brushwood, Bernardsville, N. J.
ENDOW, M., 87 Park Ave., Glen Ridge, N. J.
ONOMOTO, M., Japan Nursery, 362 Clark St., S. Orange, N. J.
GORDER, G. K., Hackettstown, N. J.
KAIDO, TOMIZO, Laundry, 11 Chestnut St., Summit, N. J.
KANEKO,. E., P. O. Box 248, Elberon, N. J.
KANSAKI, K., Caterer, 465 Springfield Ave., Summit, N. J. Summit 439-W
KITAMURA, MANKICHI, 516 Malone Ave., W. Hoboken, N. J. Union 2234
KODANI, S., Laundry, Summit, N. J.
MATSUURA, K., Care Butler Bros., Jersey City, N. J.
NAKABAYASHI, T., Japanese Art Store, Point Pleasant, N. J.
NARAZAKI, S., Ocean City, N. J.
SHINOWARA, H. K., Residence, P. O. Box 158, Dumont, N. J.
TAISHOW LAUNDRY (Watanabe, N., and TAKENAKA, H., 884 So. Orange, Newark, N. J.

PHILADELPHIA.

AZUMA, K., 701 Pine St.
IIZUKA, W. I., Boarding, 1634 Vine St.
KODAMA, N. H., 503 Chestnut St.
KOGAWA, ROKUSABURO, 2516 So. Hicks St.
SAKAMI, I., 512 So. 41st St.
TOTANI, J. R., 151 So. 60th St.

PITTSBURG, PA., AND VICINITY.

AKAMATSU, MASAOMI, Westinghouse Electric & Mfg. Co., East Pittsburgh, Pa.
AKASHI, TATSUICHI, 218 Olive Ave., Pittsburgh, Pa.
HIRAI, MORITO, Carnegie Institute of Technology, Pittsburgh, Pa.
HIROKI, TAKEO, Pittsburgh University, Pittsburgh, Pa.
IMAI, SEIZO, Care W. H. Electric & Mfg. Co., East Pittsburgh, Pa.
KAIJU, TAMIZO, American Window Glass Co., Pittsburgh, Pa.
KIKKAWA, T., 213 Lehigh Ave., East Pittsburgh, Pa.
KISHITA, NOBUZO, Care W. H. Electric & Mfg. Co., East Pittsburgh, Pa.
KITAMURA, SUKEZO, Carnegie Institute of Technology, Pittsburgh, Pa.
KOMOTA, HANJIRO, Carnegie Institute of Technology, Pittsburgh, Pa.
KONDO & CO., 218 Olive Ave., Pittsburgh, Pa.
MATSUSHITA, KOSAI, 413 Penn Ave., Pittsburgh, Pa.
MORII, SEIZO, American Window Glass Co., Pittsburgh, Pa.
NAKAYAMA, RYOZO, Carnegie Institute of Technology, Pittsburgh, Pa.
OHIRA, 5224 Liberty Ave., Pittsburgh, Pa.
OKAZAKI, KAMAJIRO, Pittsburgh University, Pittsburgh, Pa.
ONO, M., American Window Glass Co., Pittsburgh, Pa.
SUGA OTOO, Care W. H. Electric & Mfg. Co., East Pittsburgh, Pa.
TAKANO, YAICHIRO, Kondo & Co.
UYEDA, SEIZO, Care W. H. Electric & Mfg. Co., East Pittsburgh, Pa.
YAMAMOTO, MINOSAKU T., Lecturer, Care of School of Education, Pittsburgh University, Pittsburgh, Pa.
YOSHIZAWA, KOJIRO, Care W. H. Elec. & Mfg. Co., East Pittsburgh, Pa.

IWASAKI, TATEO, American Bridge Co., Ambridge, Pa.
OGATA, L. I., 216 Stoley Ave., Collingdale, Pa.
OISHI, CHIKAKU, Photographer, Gladwyne, Pa.
MIYAZAKI, YUSUKE, Pressed Steel Car Co., McKees Rock, Pa.
SONOYAMA, TOMEKICHI, Union Switch & Signal Co., Swissvale, Pa.
TAKEUCHI, S., 509 Swede St., Morristown, Pa.
YAMADA, HARRY, Hill Crest Cottage. North Water Gap, Pa.

WASHINGTON, D. C. VIRGINIA AND MARYLAND.

IMPERIAL JAPANESE EMBASSY, 1310 North St., Washington, D.C. Main 381 Mansion, N. W., Washington, D. C. Main 6377.
INOUYE, I. COL., The Benedict, 1808 I St., N. N., Washington, D. C.
ITO, K., 1313 N St., N. W., Washington, D. C.
MOTOSHIGE, S., 2125 Bancroft Pl., Washington, D. C.
NARAZAWA, Y., Commandant House, Navy Yard, Washington, D. C.
TAKENOUCHI, Commander.
Care Japanese Embassy

AKAGI, S., 505 First St., Portsmouth, Va.
ASHIDATE, R., Store, 211 Hope St., Portsmouth, Va.
HAMURA, H., 1118 Second St., S. W., Roanoke, Va.
KUROKAWA, G., Ocean View Park, Va.
TANAKA, S., 127 Henly St., Portsmouth, Va.

ARKANSAS.

IIJIMA, Mikado Cafe, Fort Smith, Ark.
JAPANESE ARTS CO., 412 Central Ave., Hot Springs, Ark.
JAPANESE COFFEE CO., 113 Mission St., Helena, Ark.
KASUGA, T., 310 E. Markham St., Little Rock, Ark.

OKLAHOMA.

INAGA, Y., Stockyards St., Box 1304, Oklahoma, Okla.
MATSUYAMA, P. O. Box 404, Okeene, Okla.
NISHIZAKI, Y., P. O. Box 423, Waynaka, Okla.
YAMAKAWA, KIYOSHI, P. O. Box 1304, Oklahoma City, Okla.

FLORIDA, ALABAMA, GEORGIA, KENTUCKY AND SOUTH CAROLINA.

ASHIDA, SHIKAZO, R. F. D. 2, Miami, Fla.
CHIKUSA, A. H., Japanese Goods, St. Augustine, Fla.
HIGASHI, I. K., Yamato, Fla.
KAMIYA, H. TAMEMASU, Fruits and Vegetables, 318 Clematis Ave., Yamato, Fla.; Branch, West Palm Beach, Fla.
KAWASAKI, KIYOSADA, Box 88, Yamato, Fla.
MURATA, Y., Tampa, Fla.
NIUCHI, S., Yamato, Fla.
OISHI, C., Mgr. Kamiyas Store, West Palm Beach, Fla.
SAKAI, J., Yamato, Fla.
TAKAMI, T., P. O. Box 96, South Jacksonville, Fla.
YAMA RESTAURANT, Boynton, Fla.
YAMAUCHI, J., Yamato, Fla.
YOSHIDA, G. G., Truck Gardener, P. O. Box 2, Yamota, Fla.

IMURA, SAHEI, Alvin Japanese Nursery Co., Mobile, Ala.
MASUDA, H., Goose Creek, S. C.
NAKAYAMA, Y., 100 W. Walnut St., Louisville, Ky.
SAKU, T., Elmendorf Farm, Lexington, Ky.
SATO, H., Care Executive Mansion, Atlanta, Ga.
TAHARA, F., Phoenix Club, Brunswick, Ga.
TOKUNAGA, M., 1630 Tobacco St., Columbia, S. C.

CLEVELAND, OHIO.

ISHIKAWA, F., 8114 Euclid Ave., Cleveland, O.
ITOW CO., Gold Fish, 1107 Prospect Ave.,
KONDO, RYOZO, 2615 Detroit Ave., Cleveland, O.
KINOSHITA, YETSUZO, 1783 E. 86th St., Cleveland, O.
MASUDA, TOMEKICHI, 1783 E. 86th St., Cleveland, O.
NAKADE, TAKASHI, Rikko Art Co., Cleveland, O.
ONO, TADAO, The Penton Publishing Co., Cleveland, O.
RIKKO ART CO., 2615 Detroit Ave.. Cleveland, O.
SANO. S.. 1317 E. 9th St.. Cleveland, O.
SHIGETON, J. Y., 3903 Euclid Ave., Cleveland, O.
TAKAGI, J., Restaurant, 1317 E. 9th St., Cleveland, O.
TANGE TEA CO., 102 St. Clair Ave., Cleveland, O.
TANGE TEA CO., Retail, 23 Taylor Arcade, Cleveland, O.
YAMASAKI RESTAURANT, 2015 Prospect Ave., Cleveland, O.
ISHII, YEIJIRO, Painesville, O.
KANDA, SASUKE, Restaurant, Chagrin Falls, O.
KOBE, T. A., 128 W. 6th St., E. Liverpool, O.
MATSUZAWA, I., Lorain, O.
OTAKE, K., Store, Meyers Lake, Canton, O.
OTAKE, K., Restaurant, 139 E. Tusca St., Canton, O.
SUZUKI, S. SUSAN, Restaurant, Elyria, O.

DETROIT, MICH., AND VICINITY.

JAPANESE TEA CO., 266 Michigan Ave., Detroit, Mich.
NISHI, K., 792 Woodward Ave., Detroit, Mich.
NISHIYAMA, MIZUTANI, Restaurant, 185 Randolph, Detroit, Mich.
OHNO, T., 313 Jos. Campan Ave., Detroit, Mich.
OKAMOTO, K., 827 4th Ave., Detroit, Mich.
SHIONO CO., Japanese Goods, 613 Grattot Ave., Detroit, Mich.
IDE, S. M. P., 309 N. State St., Ann Arbor, Mich.
IKEDA, C., Care Sanitarium, Battle Creek, Mich.
ITANO, A., M. A. C., East Lansing, Mich.
MIZAWA, M., Yorkville, Mich.
SUZUKI, Y., 114 West Main St., Battle Creek, Mich.
TAKAHASHI, S., Route 1, Bridgman, Mich.
YOSHIDA, T., Engr., Sheffield Car Co., Three Rivers, Mich.

WISCONSIN.

ARA, T., 1058 Williamson St., Madison, Wis.
KANEKO, M., P. O. Box 20, Superior, Wis.
OZAKI, J., 119 11th St., Racine, Wis.
SAWATA, U., Engr., Care American Bridge Co., Milwaukee, Wis.

CHICAGO, ILL., AND ILLINOIS.

ABE, KAHACHI, Consul, Residence, 5735 Lexington Ave.
ASO, TORAKICHI, Japanese Y. M. C. A., 3219 Groveland Ave.
CENTRAL TEA TRADING ASS'N, People's Gas Building.
CHINO, HIROSHI, 1504 E. 63d Pl.
FUJI TRADING CO., Japanese Food Products, 188 N. Wabash Ave. Central 2895.
FUJIMOTO, TADASU, 1932 Calumet Ave.
FURUYA & NISHIMURA, Tea Importers, 230 Michigan Ave.
HARADA, RENJI, 4833 Madison Ave.
HITOMI, K. CO., 1243 N. Clark.
HORIKOSHI, Z., & Co., Medinah Building.
IDEGUCHI, S., 6810 Lakewood Ave.
INTERNATIONAL TRADING CO., Importers and Exporters, 14 Kindze.
ITOW, SOGORO, Japanese Goods, 867 E. 63d.
ITOW, TOKUMATSU, Curio Shop, 1511 N. Clark.
INUBUSE, JINPEI, N. American Bldg.
INUBUSE, KYOHEI, Artist, 6602 Greenwood ave.
JAPANESE ART PICTURE CO., 3104 Michigan Ave.
JAPANESE CHRISTIAN ASS'N, 3850 Lake Ave.
JAPANESE CONSULATE, People's Gas Building.
JAPANESE MUTUAL AID ASS'N, 3219 Groveland Ave.
JAPANESE STUDENT CLUB, Middle Divinity Hall, University of Chicago.
JAPANESE WOMEN'S ASS'N, 3219 Groveland Ave.
JAPANESE Y. M. C. A., 3219 Groveland Ave.
JINNO, SHOJIRO, 312 W. Madison.

KADOKURA, YEIJI, Fuji Trading Co., 183 N. Wabash Ave.
KAMEI, KAZUHIKO, Osaka Shosen Kaisha, Railway Exchange Bldg.
KAMIMURA, S., Nagasaki Restaurant, 643 S. State St.
KANEKO, USAKU, Toyo Co., 414 Michigan Ave.
KANEMATSU, TADASABURO, Commission Merchant, 1203 E. 63d.
KAWASAKI, GORO, 3200 Calumet Ave.
KODAMA, KASHIRO, Care Takito, Ogawa & Co., 156 W. Lake.
KONDO, NOBORU, Japanese Art Picture Co., 3104 Michigan Ave.
KURUSHIMA, TATSUZO, Restaurant, 3636 Irving Park Ave.
MAYEDA, HIROSHI, 172 W. Chestnut.
MAYEMAYA BROTHERS, Japanese Goods, 341 W. 63d St.
MATSUKAWA, TOKUICHI, 1407 E. 55th.
MATSUO, ICHIRO, Artist, 1750 St. Michael.
MARUYAMA, TOMIHEI, 6206 Washington Ave.
MIURA, GORO, 3219 Groveland Ave.
MORI, HISASHIGE. Yamanaka & Co.,
MORIMURA BROTHERS, 220 S. State.
MORINAGA, KURAKICHI, Restaurant, 2917 Prairie Ave.
MURATA, SHOZO, Office, Osaka Shosen Kaisha, Railway Exchange Bldg.; Residence, 80 E. Jackson.
MUROKAWA, Tailor, 810 E. 43d.
NAGANO, SHINSAKU, Fuji Trading Co., 183 N. Wabash.
NAGASHIWO, MINORU, Bamboo Goods, 1923 Van Buren.
NAKAGAWA, HANJU, Care Toyo Co., 414 S. Michigan Ave.
NAKAMURA, HIDEO, 365 E. Illinois, Randolph 5080-1; Residence, 607 St. Clair, Dearborn 1497.
NAKAYAMA, T., Morimura Brothers.
NANIWA, KUMATARO, Acrobat, *6348* DAUTE AV.
NISHIIYE, SHOICHI, 662 N. State.
NITTO & CO., 3305 Madison.
OGASAWARA, S., 604 Venetian Bldg.
OGAWA, HIDEO, 3850 Lake Ave.
OGAWA, TATSUO, Takito Ogawa Co., 156 W. Lake.
OHI, MOTOZO, 3200 Calumet Ave.
OIKAWA, RYOHACHI DR., 3354 Rhodes Ave.
OKAZAKI, SHUGO, Japanese Goods, 1229 E. 63d.
ONO, F. YEIKI, Photographer, 1035 E. 63d.; H. P. 6003.
OSAKA SHOSEN KAISHA, Railway Exchange Bldg.
OTSUKA, TARO R., Japanese Garden Constructor, Toyo Co., Fine Arts Bldg.
SAITO, SAKUJIRO, 8711 Saginaw Ave.
SHIMAZU, MISAKI, Pastor, 3219 Groveland Ave.
SHIMIZU, SANJIRO H., 1406 Foster Ave.
SHIMIZU, YAOICHI, Japanese Consulate.
SUYA, YOSAMATSU, 200 Monroe.
TAKAHASHI, TAKESHI, 2870 N. Clark.
TAKAOKA, NAOJIRO, Mgr. Horikoshi & Co., Medinah Bldg.
TAKEMURA, HIDEO, 3305 Madison.
TAKIMOTO, T. RYUSEN, *3238 PHODES AV.*
TAKITO OGAWA & CO., Japanese Goods. 327-331 W. MADISON ST.
TAKITO, JISABURO, Takito Ogawa & Co.
TAMBA, TSUNEO, 1626 N. American Bldg.
TANAKA, SATARO, 4462 Evanston Ave.
TANAKA, SHUGO, Yamato & Co., 1612 N. American Bldg.
TOYO & CO., Fine Arts Bldg., 414 S. Michigan Avenue.
TSUDA, SEISABURO, Dry Goods, Room 1718 N. American Bldg.
WATANABE, TAKEFUMI, Dentist, 1632 W. Congress.
YAMAGUCHI, HIDETARO, Furuya & Nishimura, 230 N. Michigan Ave.
YAMASAKI, M., 3200 Calumet Ave.
YAMATO & CO., 1612 N. American Bldg.; Central 1868.

SEIKE, I., 7 Wall St., Stirling, Ill.

INDIANA.

KOBAYASHI, T., 621 Virginia St., Gary, Ind.
MATSUZAKI, S., P. O. Box 19, Indianapolis, Ind.
NAKAMURA, H., Photographer, 328 E. 5th St., Terre Haute, Ind.
ONUMA, TENDO, P. O. Box 479, Indianapolis, Ind.
OZAKI, Y., Photographer, 614 Ottawa St., Logansport, Ind.
TAKATA, K., Care Y. M. C. A., Gary, Ind.
YUGE, M., Care Standard Steel Car Co., Hammond, Ind.

MISSOURI.

FUKAGAI, K., 2123 Olive St., St. Louis, Mo.
HARADA, K., Care Kemper Grain Co., Kansas City, Mo.
HASEGAWA, K., Kellestrass Farm, Kansas City, Mo.
INUKAI, D., 910 Market St., St. Louis, Mo.
MISHINO, I., 401 Texas St., Shreveport, La.

KANSAS.

FUJITA, K., 2510 N. Allis St., Kansas City, Kan.
HIROOKA, S., E. 4th St., Wellington, Kan.
KAGEYAMA, O., P. O. Box 119, Newton, Kan.
SHIBATA, K., R. F. D. Box 121, Garden City, Kan.
SUYEMATSU, R., 430 N. 4th St., Kansas City, Kan.
TSUNEKAWA, S., P. O. Box 533, Chante, Kan.

NEBRASKA.

ISHIKAWA, K. CO., 30th and M Sts., S. Omaha, Neb.
OKANO, S., 36th and M Sts., Omaha, Neb.
OKUNDA, K., 36th and L Sts., Omaha, Neb.
EAGLE RESTAURANT, P. O. Box 465, Scotts Bluff, Neb.
ENDO, H., P. O. Box 405, Scotts Bluff, Neb.
FUJITA, H., P. O. Box 324, Scotts Bluff, Neb.
HISADOMI, Y., R. F. D. 1, Scotts Bluff, Neb.
ISHIKAWA, Hotel, P. O. Box 405, Scotts Bluff, Neb.
MATSUDA, K., P. O. Box 465, Scotts Bluff, Neb.
MIYAUCHI, I., P. O. Box 286, Scotts Bluff, Neb.
NAITO, K., P. O. Box 314, Scotts Bluff, Neb.

NAGAKI, T., R. F. D. 1, Box 69, Scotts Bluff, Neb.
OSUMI, T., P. O. Box 159, Scotts Bluff, Neb.
OYABU, K., Scotts Bluff Sugar Co., Scotts Bluff, Neb.
TANAKA, I. H., P. O. Box 285, Scotts Bluff, Neb.
YAMADA STUDIO, Scotts Bluff, Neb.
YAMAGE, Y., P. O. Box 405, Scotts Bluff, Neb.
HAYASHI, M., P. O. Box 186, Mitchell, Neb.
KADONAKA, H., P. O. Box 224, Mitchell, Neb.
MORIMOTO, G., R. F. D. 1, Box 36, Mitchell, Neb.
SUGANO, M., R. F. D. 1, Box 68, Mitchell, Neb.
TOMOI, I., R. F. D. 1, Box 73, Mitchell, Neb.
MISHIMA, B., P. O. Box 18, Minatare, Neb.
OKADA, O., P. O. Box 23, Minatare, Neb.
ENDO, Y., R. F. D. 1, Brainard, Neb.
ISHIKAWA, U., R. 1, Box 50, Gering, Neb.
KUBO, U., P. O. Box 6, Henry, Neb.
MATSUMOTO, M., R. F. D. 1, Box 61, N. Platte, Neb.
PALACE RESTAURANT, 499 S. 11th St., Hastings, Neb.
TAMURA, M., R. F. D. 1, Box 113, Mc-Cook, Neb.
SADAHIRO, M., P. O. Box 277, Grand Island, Neb.
YOSHIMURA, T., P. O. Box 64, Bushnell, Neb.

IOWA AND MINNESOTA.

NAKAI, B., 720 Walnut St., Des Moines, Ia.
NAKASHIMA, F., Care U. P. Transfer, Council Bluffs, Ia.
OZAKI, T., 922 Central Ave., Ft. Dodge, Ia.
SATOW, N., P. O. Box 471, Breckenridge, Minn.

NORTH AND SOUTH DAKOTA.

MATSUBARA, Columbia Restaurant, Wahpeton, N. D.
TAKITO, T., P. O. Box 30, Edgemont, S. D.
TANIGUCHI, M., P. O. Box 274, Ardmore, S. D.

WYOMING.

CHEYENNE.

CHEYENNE CO., 423 W. 17th.
KOMAKU, Boarding, 1619 Thomas St.
OGASAWARA, Boarding, 510 W. 18th St.
OKANO, Photographer, 1717 Eddy St.
TENGU, Restaurant, 1711 Thomas St.
U. P. HOUSE, 714 W. 15th St.
WAKIMOTO, Nishimura Office, P. O. Box 99.
WAKIMOTO, TSUTOMU, Res., 2405 House St.

SUPERIOR.

AGA, U., P. O. Box 18.
YAMAMOTO, O. K., P. O. Box 288, Care Superior Coal Co.

HANNA.

MASUOKA, MONZO, P. O. Box 202.
NAKAKO, Photographer.
TANAKA, R., P. O. Box 378.
WAKIMOTO, NISHIMURA, P. O. Box 202.

OAKLEY.

JAPANESE ASS'N, P. O. Box 127.
KUBOTA, H. T., P. O. Box 125.
NISHI, T., P. O. Box 144.

MONTANA.

AKAGI, Hotel, 24 S. Arizona St., Butte.
AKIMOTO, S., P. O. Box 94, Crow Agency.
HATTORI, J., P. O. Box 18, Havre.
JAPANESE ASS'N, P. O. Box 28, Billings.
KATAOKA, G., P. O. Box 29, Lima.
KANAZAWA, K., Box 32, Gold Creek.
KATO, A., Box 35, Box Elder.
KUBO, K., P. O. Box 81, Deer Lodge.
MITSUHATA COFFEE HOUSE, Minnesota Ave., Billings.
MIYAKAWA, G., P. O. Box 63, Lima.
NEW YORK RESTAURANT, Hamilton.
OKAMOTO, T., P. O. Box 24, Phillipsburg.
SAKAMOTO, K., Wallis P. O.
WAKASUGI, K., P. O. Box 345, Harlowton.
YAMAGUCHI, K., P. O. Box 8, Rockvale.
YAMAMOTO, Hotel, Woody St., Missoula.
YOMATO, Restaurant, P. O. Box 805, Havre.

TEXAS.

ALVIN FRUITS CO., Alvin, Texas.
AKINO, K., 1308 Main St., Dallas, Texas.
ANDOW, K., Webster, Texas.
ARAI, K., League City, Texas.
ARAI, S., Alvin, Texas.
ASAI, M., Clark St. Rd., Houston, Texas.
FUJINO KONISHI FARM, P. O. Box 23, Webster, Texas.
FUKUSHIMA, K., Mitsui & Co., Care Southern Products Co., Dallas, Texas.
HIGASHI, F., 314 Fremont St., Galveston, Texas.
HIRANO, I., League City, Texas.
HIROOKA, K., League City, Texas.
IMURA, S., Alvin, Texas.
ITOW, S., 935 W. Mistletoe Ave., San Antonio, Texas.
IWAMA & CO., 319 Alamo Plaza, San Antonio, Texas; Residence, 339 Cedar St., San Antonio, Texas.
IWAMURA, S., Pine Island, Texas.
KARINO, OKUZUMI FARM, Irving Texas.
KIOKA, K., 618 Austin Ave., Waco, Texas.
KISHI, Y., Terry, Texas.
KIYONO, A., League City, Texas.
KOBAYASHI, M., Webster, Texas.
MATSUOKA, K., 114 Main Plaza, San Antonio, Texas.
MAYUMI, Y., Fannett, Texas.
MEGURO, K., League City, Texas.
MUROI, S., P. O. Box 59, S. Houston, Texas.
MINAMI PRODUCTS CO., 703 Stewart Bldg., Houston, Texas.
NISHIYAMA, H., Iago, Texas.
NISHIZAKI, S., League City, Texas.
OKAI, T., Clark St. Rd., Houston, Texas.
OKAZAKI RESTAURANT, 1111 Congress Ave., Houston, Texas; 407 Travis St., Houston, Texas.
ONISHI, IWAJIRO, Webster, Texas.
ONISHI, RIHEI, P. O. Box 1, Pierce, Texas.
OHTA, K., Nippon Restaurant, 114 Main Plaza, San Antonio, Texas.
OHTANI, T., Box 54, Webster, Texas.
SAGITANI, N., 319 Alamo Plaza, San Antonio, Texas.
SAIBARA, S., P. O. Box 36, Webster, Texas.

SEKIYA & MUTA, Restaurant, 1808 Main St., Dallas, Texas; Res., 1412 Collins St., Dallas, Texas.
TANIUCHI, Restaurant, 1212 Main St., Ft. Worth, Texas.
TOYO ARTS CO., 910 Elm St., Dallas, Texas.
TSUKAWARA OBIGANE FARM, Irving, Texas.
TSUKAWA, K., 1308 Main St., Dallas, Texas.
UMEDA, S., R. F. D. 7, Mornadel Add., San Antonio, Texas.
UYESUGI, Toyo Restaurant, 314 Tremont St., Galveston, Texas.
WARATANI, Beauchamp St., Houston, Texas.
WATANABE, T., Webster, Texas.

CONNECTICUT AND VERMONT.

ASAKAWA, KANICHI PROF., Yale University, New Haven, Conn.
ALOHA FARM, North Ridge Rd., Greenwich, Conn.
HIGASHI, S., Box 11, Sharon, Conn.
NAKANISHI, F. TOKUTARO, 438½ Shelton Ave., New Haven, Conn.
TASHIRO, A., Japanese Goods, New Haven, Conn.
TASHIRO, TOYOJI, 911 Townsend Ave., New Haven, Conn.
WATANABE, TAMIZO, "Nippon Jin Sha," Greenwich, Conn.
YOROZU, K., 119 Old Church Rd., Greenwich, Conn.
AIBA, R., Gonyea & Aiba, Furniture Store, Rutland, Vt.

BOSTON, MASS., AND VICINITY.

ETOW, YOZO, New American House, Hanover St., Boston, Mass.
HASEGAWA, F., Artist, 517 Columbus Ave., Boston, Mass.
HISATA, KIYOSHI, Yamanaka & Co., Boston, Mass.
HORIKOSHI, Z. & CO., 31 Bedford St., Boston, Mass.
ISHII, JUNPACHI, Mass. Institute of Technology, Boston, Mass.
ISHIKAWA S. CO., Japanese Goods, 188 Boylston St., Boston, Mass.
ISHIKAWA, SHUNSUI, 188 Boylston St., Boston, Mass.
ISHIKAWA, Y. MRS., 188 Boylston St., Boston, Mass.
IWABORI, K., 110 Bower St., Boston, Mass.
JAPANESE CLUB, 517 Columbus Ave., Boston, Mass.
KISHITA, Y., Museum of Fine Arts, Boston, Mass.
MATSUKI, BUNKYO, Japanese Arts, 2 Newbury St., Boston, Mass.
MORI, TASABURO, Yamanaga & Co., Boston, Mass.
MURAKAMI, HISAKICHI, Yamanaka & Co., Boston, Mass.
NISHIURA, YOSHITARO, Japanese Goods, 2347 Washington St., Boston, Mass.
OGURO, REITARO, Horticulturist, 37 Batavia St., Boston, Mass.
SONODA, TAKESHI, B. M., American Shoe Machinery Co., 53 State St., Boston, Mass.
TACHIBANA, YOICHI, Dentist, 517 Columbus Ave., Boston, Mass.
TANIHARA, JENTARO, Artist, 31 Dwight St., Boston, Mass.
TOMITA, K., Artist, Museum of Fine Arts, Boston, Mass.
YAMANAKA & CO., Arts & Curios, 456 Boylston St., Boston, Mass.
YAMANAKA, SHIGEJIRO, Yamanaka & Co., 456 Boylston St., Boston, Mass.

MURATA, TAICHI, 702 Lakeview Ave., Cambridge, Mass.
HABU, S., Provisions and Restaurant, 21 Wapping St., Charlestown, Mass.
HIRAOKA, BENZO, Boarding, 62 Henley St., Charlestown, Mass.
TSUJI, H. T., Boarding, 19 Wapping St., Charlestown, Mass.

ABE, C., Quin's Estate, Winchester, Mass.
AKIMOTO, M., 259 Court, Plymouth, Mass.
CHIKUSA, A. HEITARO, Japanese Goods, 4 Onset Ave., Onset, Mass.
AGATSUMA, S., Neponset, Mass.
HASHIMOTO, KENSUKE N., 4 Story Terrace, Marblehead, Mass.
KAKIHARA, S., Chicken Farm, S. Lowell, Mass.
KAMEMORI, FUNAICHI, E. Comerville, Mass.
KAMEYAMA, S. & SERADA, H., Florists, Stoneham, Mass.
KAWANO, I., 57 Pine St., Waltham, Mass.
KAWASOYE, H., Artist, Care Smith, Belmont St., Watertown, Mass.
KUROKI, K., 33 Florence St., Malden, Mass.
MURATA, K., Care White, Chestnut Hill, Mass.
MISHIMA, K. L., 240 Bennington St., Newton, Mass.
MIYANAGA, S., Japanese Goods, Oak Bluff, Mass.
NAOMURA, PERCY, 50 Maples Rd., Brookline, Mass.
OWATA, T., Bass Point, Nahant, Mass.
SAKAKI, M., Japanese Tea Garden, Revere Beach, Mass.
TAKAHASHI, H., S. Amherst, Mass.
TAMBA, T., Care R. S. & P. Co., Main St., Worcester, Mass.
TERASHIMA, J., Jeweler, Attleboro, Mass.
TSUBOYAMA, K., Japanese Goods, York Beach, Main.
YAMANAKA, Y., Bass Point, Nahant, Mass.
YOSHII, Y., Jeweler, Attleboro, Mass.
YOSHIHARA, N., Japanese Goods, Lincoln Park, Fall River, Mass.

PROVIDENCE, R. I.

ASAHI & CO., 214 Union St., Providence, R. I.
KOBAYASHI, G., 125 Hope St., Providence, R. I.
KOSHIBA, T., Photo Studio, 310 Butler Exchange, Providence, R. I.
NAGASHIMA, SEITARO, Jeweler, 402 Westminster St., Providence, R. I.
OHKI, SEIZO, Photographer, 75 Westminster St., Providence, R. I.
SUZUKI, KIYOSHI, 75 Westminster St., Providence, R. I.
TADA, MASAJI, Standard Comb Co., 26 Fountain St., Providence, R. I.
TERASHIMA, YASOJI, 214 Union St., Providence, R. I.

CANADA.

JAPANESE CONSULATE GENERAL, 385 Laurier Ave., E. St., Ottawa, Can.
FURUYA & NISHIMURA, Tea Importers, 55 St. Francois Xavier, Montreal.
MIKADO CO., Silks, 20 Wellington St., W., Toronto.
K. Kiyoshi, 20 Wellington St., W., Toronto.

U. Sato, 20 Wellington St., W., Toronto.
F. Kawakita, 20 Wellington St., W., Toronto.
SHIMAMURA CO., LTD., Silks, 71 Adelaide St., W., Toronto.
U. Yokoya, 71 Adelaide St., W., Toronto.
M. Yoshida, 71 Adelaide St., W., Toronto.
SILKS CO., LTD., 24 Wellington St., W., Toronto.
S. Ubukata, 24 Wellington St., W., Toronto.
G. Sakamoto, 24 Wellington St., W., Toronto.
T. Hirai, 24 Wellington St., W., Toronto.
I. Higo, 597 Sherbrooke, W., Montreal.
KOIKE, K., Care Manufacturers' Life Insurance Co., Toronto.
MOKUZAI, K., Mech. Engr., Care Henry Birks & Sons, 16 Phillips Sq., Montreal.
UMEHARA, T., Farmer, Temperanceville, Ontario.

MEXICO, D. F.

JAPANESE LEGATION, Calle De Orisaba.
JAPANESE ASS'N IN MEXICO, Avenida Morelos 77.
AOKI, Bamboo Goods, 2a Puente De Alvarado 39.
HARA NOVELTY CO., Ave. Juares 28.
HAYASHI, O., Apartado 2380.
KOBAYASHI, N., Evenida Morelos 77.
MASAKAINA, Cleaning and Dyeing, 5a Calle Del Gen Prim 7.
MATSUMOTO, Florist, 3a Ave. Colima 82.
MUTAGUCHI, Hotel, 5a Violeta 129.
SUZUKI, K., Alaeta 7, Tacubaga.
TERASHIMA, K., Calle De Buena Vista 4.
WAKUMI, S., 9a Mosqueta 250.

MEXICO, LOCAL.

AGATSUMA, R., Calle De Nueva 15, Magdarena, Sonora.
ENDOW, SIGLO XX., Magdarena, Sonora.
ENDOW, M., 3a Del Havre 49, Cuidad de Mex.
FUJI, N., Apartado 163, Chauhuahua.
HAYASHI, Y., Minas Las Chispas, Arispe, Sonora.
HIGASHI, T., Hacienda De Fecumaluco, Canta Rosa.
HIRAMI, T., Palau Coah.
HISHIMOTO, N., Apartado 9, Guymas, Sonora.
HODOUCHI, K., Aparatado 384, La Cananea, Sonora.
INOUYE, H., Aparatado 28, Porfirio Diaz, Coah.
ISHIHARA, M., The Fehre Mine, S. A. El Gigre, Bia de Ysabal.
ITAMI, S., Ave. Mexico Norte, 15 Mixvac
ITOW, K., P. O. Box 100, Tampico, Mex.
KAGETSUKA, I., Apartado 138, La Cananea, Sonora.
KAWAKAMI, M., Hotel Juares, C. Sat Barbara, Chih.
KITAZAWA, K. DR., Caborca, Altar, Sonora.
KUMAGAYA, K., Huixtla Soconusca, Chiapis.
KURITA, J., Apartado 6 Empalme, Sonora.
KUWABARA, M., Mocaezuma Copper Co., Blares de Nacozari.
MATSUMOTO, S., 59 Agarta St., C. Juares, Chih.
MINAKATA, I., Aguas Caliente, Mex.
MUJAKOJI, M., Calle de Independencia 172, Colima.
NAGATA, S., Pilares de Nacozari, Sonora.
NAKAJIMA, T., Calle de Avasolo 5, Hermosilo, Sonora.
NAKAZONO, A., Navosato, Sinaloa, Mex.
NARAHARA, I., Apartado 96 La Conanea, Sonora.
NIIO, K., Apartado 126 La Cananea, Sonora.
NISHIYAMA, S., Calle de Hidalgo 206, Monterey, Nuevo Lion.
NONAKA, H., Hotel de Nacogari.
OHBA, T., Apartado 122 La Cananea, Sonora.
OGATA, M., Hotel Juares, C. Santa Barbara, Chih.
SATOW, T., Calle del Carmen, Hermosilo, Sonora.
SHINODA, Hacienda de San Geromine Guero, Chih.
TAKAGI, K., Casa Redonda, S. P. Shops, Mazallan, Sin.
TERAYA, U., Hacienda Constansia, Minatetlan, V. C.
TOMIKATA, T., Calle 15 Principal 167. Durango.

PANAMA.

MUKAI, Y., P. O. Box 80, Panama.
UEYAMA, S., Paraiso, Canal Zone, Panama.

SOUTH AMERICA.

FUJISAKI & CO., Sao Paulo, Brazil.
TOYO IMIN KAISHA, Box 1082 Sao Paulo, Brasil.
KITSUTANI CO., Alequpa, Lima, Peru.
KUDO CO., Lima, Peru.
MORIMOTO CO., Lima, Peru.

LONDON, ENGLAND.

FUJIYA, Japanese Provisions, 180 Brompton Rd., S. W.
FORMOSA OOLONG TEA ROOM, 86 Piccadilly, W.
HINODE-YA, Hotel, 84 Corani St., Russell Sq., W. C.
IIDA & CO., 122 Wood St., E. C.
IKUINE CLUB, Hotel and Restaurant, 25 Fitzroy Sq., W. C.
JAPAN-BRITISH TIMES, Editor, H. Kosuka, Shepherds Bush, W.
KATO, S., Japanese Goods, 208 Oxford St., W.
MASUDA, T. & CO., 84 Victoria St., S. W.
MITSUI & CO., 31-33 Lime St., E. C.
MIYAKO-TEI, Restaurant, 3 Darbley St., W.
MIZUTANI, A., Dentist, 42 Richmond Rd., Shepherds Bush, W.
NIPON YUSEN KAISHA, 4 Lloyds Ave., E. C.
NOZAWA & CO., Broad St. House, E. C.
TAKATA & CO., 37 Bishopsgate, E. C.
YAMANAKA & CO., 127 New Bond St., W.
YOKOHAMA SPECIE BANK, 7 Bishopsgate St., E. C.

BERLIN.

MATSUSHITA, S., Boarding and Restaurant, Berlin, W. Motz-Strasse 21.
JAPAN AND CHINA, Editor Shigenobu Oikawa, Berlin, Schoneberg Konigsweg 14.

PARIS.

SOUWA, H., Hotel, 6 Boulevard de Clichy.

THE ADDRESS INDEX

Albany Restaurant

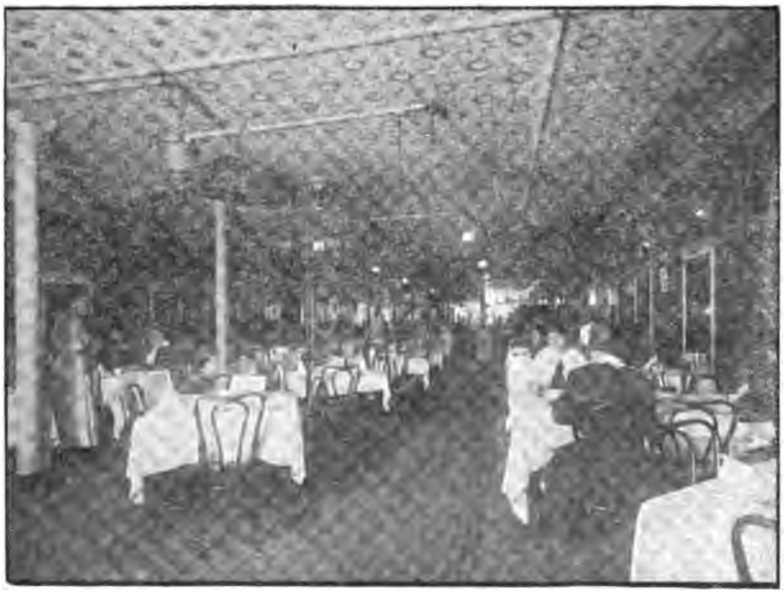
FOR LADIES AND GENTLEMEN

114 WEST 14TH ST., NEW YORK.

藤田洋食店

POLITENESS IS OUR MOTTO

紐育市唯一の日本人經營洋食店



紐育市第十四丁目西一百十四番

COMMUTATION TICKETS 5 Per Cent OFF

MENU

Regular Dinner or Supper 25c

FROM 11 AM. TO 8 PM.

Comprising Soup, one Roast or Entree with Potatoes and Vegtable and one Dessert, Tea, Coffee, Cocoa or Milk.

ALL ORDERS CARRIED OUT WITH THE UTMOST CELERITY

市の側面觀にて所謂周遊船のマンハッタン嶋を巡航するにあるなり、此の周遊船はバタリー及び西四十二町の波止場より毎日午前十時及び午後二時半二回宛小蒸汽船の出發する有りて乘船賃一弗なり此の周遊船は所謂紐育市の本嶋たるマンハッタン嶋をばハドソン河を遡りて、ハーレム河を横斷してイースト河を下るなり此の間到る處に紐育市の側面觀を味ふことを得べし、一周時間は僅かに二時間半。

▲アミユーズメントパーク　紐育市内に於ける遊就公園は第二百町にフオートヂョーヂ有るのみにて其他は悉く市外あり、百三十町の渡場を横切りてニユージャーシー州對岸にはパリセードパーク有り、イースト河を遡ぼること十哩にしてシチーアイランド有り、更らに上登せばグレーンアイランド有り（往復汽船賃五十仙）、ロングアイランド方面に於ける夏場にして最も有名なるはコーネーアイランドなり、同地へは紐育より滊船にて往復五十仙、電車にて往復三十仙あり、其の他ブライトンビーチ、マンハッタンビーチ、ラツカウエイビーチ、ロングビーチ、ノースビーチ等有り、スタッテンアイランドにはサウスビーチ有り何れも夏期に於ける遊就公園にして各種の興行物有り、玉場、射的場たよび酒屋等總ての遊戲設備せらる、コーネーアイランドの如きは一日の見物人十五萬乃至二十萬人に達するなり。

▲紐育市と水路の便　ハドソン河及びイースト河に取り圍まれたる紐育市が水路の便を得ることは寧ろ當然のことなるべし、ハドソン河には定期航路を有するハドソン河滊船會社有り、夏期中（五月十四日より十月十九日迄）毎日午前八時四十分（デブロッセス）同九時（西四十二町）及び九時二十分（西百二十九町）の波止場より出帆して同日午後六時十分アルバニー（紐育州首府）に到着し得べし、イースト河を往來する幾多の滊船會社は太西洋沿岸諸州の要港と連絡を通せり、紐育市よりボストン市迄は乘船賃二弗五十仙毎日午後五時半出帆翌朝同市に到着するなり、右滊船會社の重なるものは、ホールリバー、ベースチートライン、コロニアルライン等の諸滊船會社なり。

△ヒッポドロム　四十三町と六街　入場料同上。

△ハドソン　西四十四町　入場料同上。

▲新聞雜誌社　紐育市に於ける新聞雜誌は日刊、週刊又は月刊等を加ふれば其の數七百に達すべし、即ち日刊新聞五十、週刊新聞二百五十、月刊のもの三百九十なり、今此等の內重なるものを摘載せば朝刊としてはタイムス、トリビユーン、ヘラルド、ウオールド、サン、紐育アメリカン等夕刊としてはポースト、テレグラム、グローブ、イブニングサン、メール、ジャーナル等なり、週刊としてはチーション、アウトルツク、インデペンデント、タウン●アンド●カウンチー、コリーア、ハーパース、ライフ、デヤツヂ、パツク等あり月刊としてはセンチユリー、スクリブナー、ハーパース、アメリカン評論、ホームヂヤーナル、ウオールヅウオーク、マツクレアー、マンシー、レビユー●オブ●レビユー等有名のものなるべし、歐洲各國より移住せる民族の間には數名の新聞を發行しつゝあり、伊太利人の如き既に七種の日刊及び週刊新聞を有せりと云ふ。



ウオールドルフ(左)とサンとリビユーン(中央)

●紐育附近の勝地及遊戲場　紐育市內に於ける重立つ見物記は以上數項に亘りて其の大要を書き盡したり今や紐育名所案內記を終はらんとして最後に紐育市の四圍に散在せる幾十の勝地又はアミューズメントプレース(夏期遊覽場)等に就き略述することゝせん。

▲周遊船　紐育市を見物するには之を大別して三方面より觀察し得るあり、一つは紐育市全景の平面觀にして、ウールウオース、メトロポリタン、シンガービルヂング等の高塔に登りて四望八展するにあり、二つは街上及び地中より市街の內面を觀察するにあり、即ち高架、地上及び地下鐵道に曲乘して市內見物をなすなり、第三は紐育

△ホーランド ハウス　山本海軍大將の投宿せられたるホテルにして第五街と三十町に在り。

△ホテル セントレヂス　第五街と五十七町に在り伏見宮殿下御來米の際御投宿せられたり。

△ホテル ベルモント　中央停車場の正面に在りて日本人の投宿する者多し。

△ホテル エムパイア　ブロードウエイと六十四町の間に在り。

△ホテル ナバー　三十六町と第七街に在り日本人の來宿を歡迎す

△ホテル アーリントン　二十五町とブロードウエイに在り。

▲劇場　紐育市に於ける演劇場は西四十二町とブロードウエイを中心點となし、所謂タイムス・スクエアーあるものは半面に於て紐育市社交界の代名詞たるに到れり、今左に重立つ劇場を示さん。(入場料變動有り)

△メトロポリタンオペラ　ブロードウエイ三十九町入場料二弗より七弗。



ハドソン河の上流

△マンハッタンオペラ　三十四町と第八アベニュー入場料一弗より五弗。

△デイリー　三十町とブロードウエイ　入場料五十仙より二弗五十仙。

△ウオーラック　三十町とブロードウエイ　入場料同上。

△リシアム　四十五町とブロードウエイ　入場料同上。

△クリック　四十二町入場料同上

△ニューアムステルダム　四十二町と第七街　入場料同上。

△ベタイビサント　四十四町とブロードウエイ　入場料　同上。

△バークレー　四十四町と第五街入場料同上。

△エムパイヤ　四十町とブロードウエイ　入場料同上。

△マヂソンスクエアー　二十三町入場料同上。

△ガーデン　三十五町とマヂソンアベニュー　入場料同上。

△リパチー　四十二町と第七アベニュー入場料同上。

會社の工事は中央停車場工事と相俟つて世界に於ける有數の建物なりと稱せらるゝに到れり。

▲各鐵道會社の停車場　尙ほ左に紐育市に集注し來れる各鐵道會社及其の停車場を列記せん。

◎左記括弧内は停車場又は渡船場なり

△バルチモーアオハヨー（リバチー街西廿三町）
△ニユージャーシーセントラル（同）
△デラウエーア、ラツカワナ及ウエスターン（バークレー街、クリストフアー街、西二十三町）
△イリー（チャンバー街、西二十三町）
△ハーレム（グランドセントラル、八十六、百十、百二十五、百三十八、百八十三町）
△レハイバレー（コートランド街、西二十三町）
△ロングアイランド（東三十四町）
△ニユーイングランド（中央停車場）
△ニユーヘブン（同）
△同ハーレム河支線（ウイリース、百三十町）
△紐育プツトナム（百五十五町）
△紐育ニユーヘブンハートフオード（中央停車場）
△紐育セントラル（同上、東百二十五、百三十八町）
△北ニユージャシー（チャンバー街、西廿三町）
△ペンシルベニア（コートランド街、デブロツセス、西二十三、同三十三町）
△フイラデルフイヤリーデング（リバチー街、西二十三町）



プラザホテル

▲紐育市のホテル　重立つホテルを左に紹介せん。

△プラザ　ホテル　東五十九町と五十七町の間に在り最新式の建築にして東伏見宮殿下の御投宿せられしこと有り。

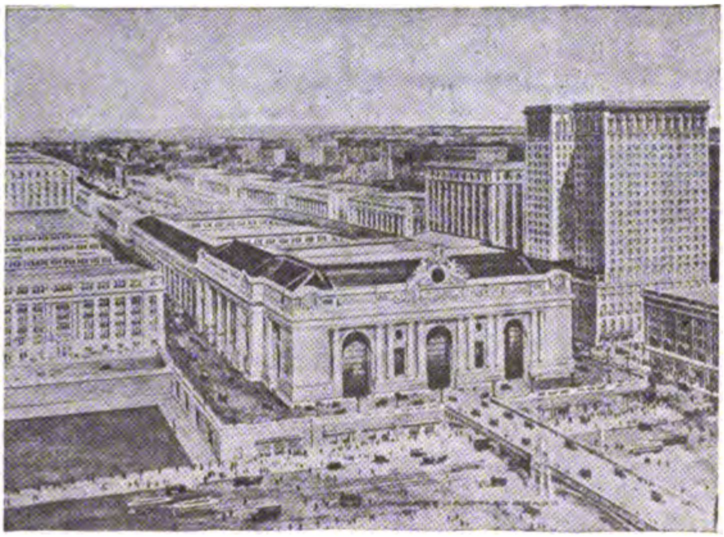
△ホテル　ウオードフ　アストリア　最新式の旅館にして媾和當時小村全權大使投宿せらる。

△ホテル　ニツカ　ボツカ　西四十二町とブロードウエイに在り我東郷大將の投宿せしこと有り。

△ホテル　アスター　黒木大將來米の際投宿せられたるホテルにして四十四町とブロードウエイに在り。

道停車場としては僅かにグランド●セントラル●ステーション（中央停車場）及びペンシルベニヤ停車場に過ぎずと雖も、ハドソン河を境して彼岸に於ける停車場に通ずる各鐵道會社は何れも渡船の運轉により紐育市に其の停車場を有すると同一の營業を繼續し得るものなれば、彼のオハヨウ、バルチモーア、レーハイバレー、ラツクワナ、ニユージヤーシー中央、デラヴエーア、イリー線等何れも其の停車場がニユージヤーシー州に在るに拘らず紐育市よりの乘車往復は何等の不便を感ずること更らになし今左に中央停車場及びペンシルベニヤ停車場の内容につき略述す可し。

▲中央停車場　グランドセントラル●ステーションは東第四十二町目より同四十五町目迄にしてレキシントン●アベニユーとマヂソン●アベニユーの中間に在り、同停車場は千九百年以來改築に從事し一日の營業も停止することなくして今や殆んど其の全部竣工するに到りたり、其の建築費用は一億八千萬弗と稱す、建物は二百四呎の間口に七百呎の奥行を有し高さはスパンより二百呎あり、鐵道線は上下二層に分れて各十二線有り、一日間に出入する列車三百五十（一千四百客車）ありと云ふ。



グランドセントラルステーシヨン

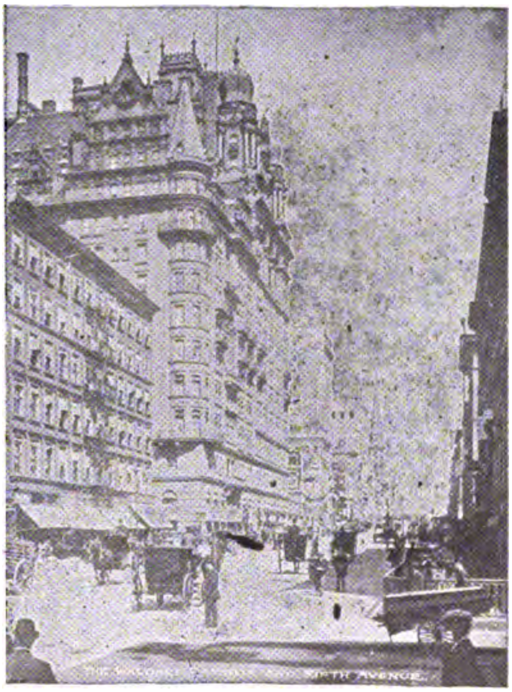
▲ペンシルバニヤ停車場　同停車場は西第三十一町目より同三十三町目にして第七、第八アベニユーの間に在り、同鐵道會社は隧道によりハドソン河及びイースト河を横切りて交通の便頗る大なり、同停車場の大さは幅五百二十呎、長千五百呎にして此の地價約八百萬弗なり、建築費は總額一億五千萬弗に達したり、同會社が紐育市より鐵道の布設權を得るため支拂ふ可き契約額は最初の廿五ケ年間に於てすら實に二百五十萬弗の多額ありと云へば全鐵道

り十三年迄の大藏大臣)ウイリアム●ブラントフオード氏(紐育新聞紙最初の印刷人)等の墓標は有名のものなり。

▲セントポール教會　は紐育市に於ける最古のものにして千七百五十六年の創立なり、場所はブロードウエイとヴエシーストリートトの角に在り、此の教會にはワシントン大統領及びクリントン知事が出席せし會堂として今尚ほ紀念せられ居るなり。

▲グレース教會　ブロードウエイと第十町目の角に在り、同教會はレクターストリートに設立せられたりしが其の後今の場所に移し千八百四十六年に竣工せり、教會堂は石灰石及び花崗岩を以て建築せられ通行者をして印象せしむるなり。

●フキフス●アベニユー　紐育市の街路を代表し紐育市民を代表せるものとして、紐育市及び紐育市民の誇りとせるは市の中央を南北に開通せるフキフスアベニウーなり、フキフス●アベニユーは南ワシントンスクエアーに始まり中央公園の東側に添ふて北進しハーレム河に到りて終る、本道路は電車の敷設を許さず僅かに自働車を以て其の交通機關となし同乘客自働車はワシントン小公園より八十九町目に達する間を往來せり



フキフスアベニユー(三十四町目)

此の道路の兩側は四十二町目以南は商業區たりと雖も其れ以北は殆んど悉く住宅市區たるの觀有りカーネギー、ヴアンダビルト等世界的富豪の家庭は此の兩側に並列す、フキフス●アベニユーに添ひて吾人の最も壯觀を覺ゆるは第四十町目より四十二町目に亘りて新設せられたる紐育市公立圖書館なり、同圖書館はカーネギー翁が五百萬弗を寄附せるに起因して、其の建築及び設備費合計九百萬弗を投じ新築せられたるものなり、圖書の數は二百萬冊を超ゆと云ふ。

●停車場、ホテル、劇場及新聞社　紐育市内に於ける鐵

なれば街道として米國都市中第一位の長距離を有するものなり、扨てブロードウエイに添ふて特筆すべきものは歴史的教會堂なり、紐育市に於ける基督教々會は其數七百に達せると雖ども何れも大同小異にして彼の第五アベニユー（第五十一町目）に於ける聖パトリツク教會堂が二百萬弗を投じて新築せるものを除きては其の外形に於ては殆んど見るべき程のものなし、教會々員の多數にして有名の説教者を有するは第五アベニユーに於てはバプチスト教會（三十四町目角）プレスビテリアン教會（五十五町目角）等にしてブロードウエイにたいては組合教會（五十七町目角）等に過ぎず、然りと雖ども歴史的教會としては同町に添ひたるトリニチー教會、セントポール會堂、グレース教會等を推奨せざる可らず。

▲トリニチー教會　はウオールストリートがブロードウエイに突き當りたる古びたる建物なり、同教會は千六百九十七年以來同地に設立せられたる第三番目の建物にして、今や同教會の四圍は何れも二十階三十階の大厦高樓を以て壓迫を加へつつある間に獨り巍然として靈界の重鎭たるの風致は、ウオールストリートに失敗し失望せる幾萬の生靈に命を與へ希望を示せるものゝ如し、此の教會は屢々高價を以て買上げられんとせしこと有りしも、教會の獨立と歴史的名所を保存せんが爲め遂に現存することを得たり、同教會の資産は少くとも二千萬弗なる可しと云ふ、此の教會の敷地は八十呎に百九十二呎のものなるが教會堂の外は墓地となせしなり、墓所には獨立戰爭當時英領獄所に捕へられて死せる愛國者の紀念碑有り、ロバートフルトン氏、リビングストン氏家族、アルバート、ガラチン氏（千八百一年よ



メトロポリタン　オペラハウス（タイムススクエアー）

を中心として集合するに到りたり、我が正金銀行支店は同町五十五番地なる紐育シチー國立銀行と同建物に在り、我が總領事館も同じく同町六〇番地に在り。扨てウォールストリートに於て見るべきものは同町とナッサウ町との東角にある米國大藏省紐育支局の建物なり、同ビルヂングの所在は嘗て市廳、紐育領土政廳のありし所にして獨立戰爭後第一の中央議會を開會せし場所たると同時に又ワシントン大統領が就任式を擧げたるビルヂングなり、今其の正門にワシントンが直立せる銅像あるは千七百八十九年四月三十日ワシントン將軍が大統領に就任せし當時の面影を紀念せしものなり、ウォールストリート附近にしてブロードウエイに株式取引所あり一日株式の取引高は三千萬弗に達すべしと云ふ、手形交換所はブロードウエイ近くシーダーストリートに在り、手形交換所組合銀行は五十三毎日午前開館約十五分間にして



株式取引所

手形の交換を終るなり、一日平均の交換高は二億五千萬弗内外なるべし、紐育市商業會議所はリバチーストリートにあり、千七百六十八年の制立にあれるものにして紐育商業團體としては相當の勢力を有し紐育港の内外國貿易に貢すること頗る大なり。

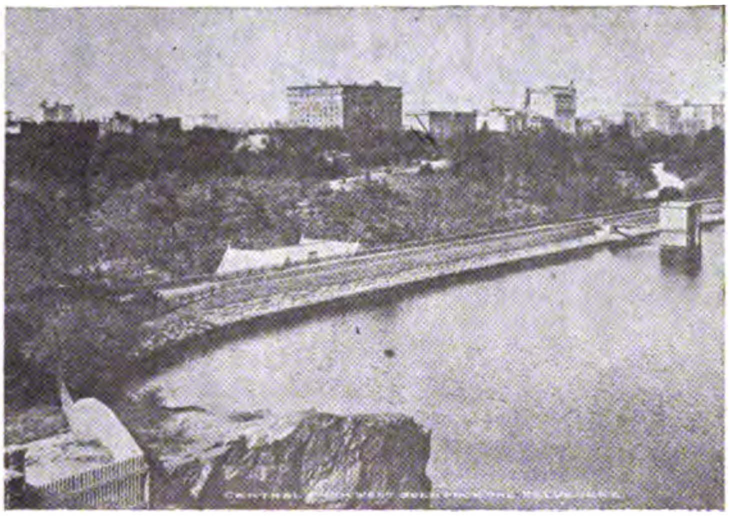
●ブロードウエイと歷史的敎會　紐育市の大通りとして知られたるブロードウエイは其の起點をサウスフエリーに發し紐育市南東端より市の中央を斜めに西北に開通せる大道なり此の大通りに添ふて各所に小公園ありユニオン、ワシントン、マヂソン等のスクエアーを始め、商業又は社交の中心點たるウォールストリート第十四町目、ヘラルド、タイムス、コロンバス等のスクエアーは常にブロードウエイに於ける特色を發揮せるものと云ふべし、而して此の大道は遠く北進して二百四十二町目を經て更らにヤンカース町に達するもの

百十町目に各二ヶ所を有す、パーク內には有名なる美術館有り七十九町目には博物館あり。

▲ブロンクス公園　地下鐵道及び高架鐵道にて東百八十町目に至ればブロンクスパークに達するなり、同公園は未だ完成を告ぐるに至らずと雖も、動物園、植物園等は比較的完全のものなるを以て郊外散策を兼ねて此の地に遊ぶもの頗る多し

▲リバーサイド公園　河畔公園はホドソン河に添ひたる細長き傾斜面をなしたるパークにして七十二町目より起り百六十町目に到る、此の間觀興すべきものは招魂紀念碑、コロンビヤ大學グランド將軍墓所を始め所謂リバーサイドヅライブ位ゐのものなり。

▲ブロスペクト公園　ブロンクス區の中央にあり、セントラルパークと相比肩し得るなり、廣大なる池畔に舟遊を試ろみ、幽靜なる樹木の間に靜養して音樂堂より漏れ來る奏樂に精神を休養するには最も適當なるパークと云ふべし。

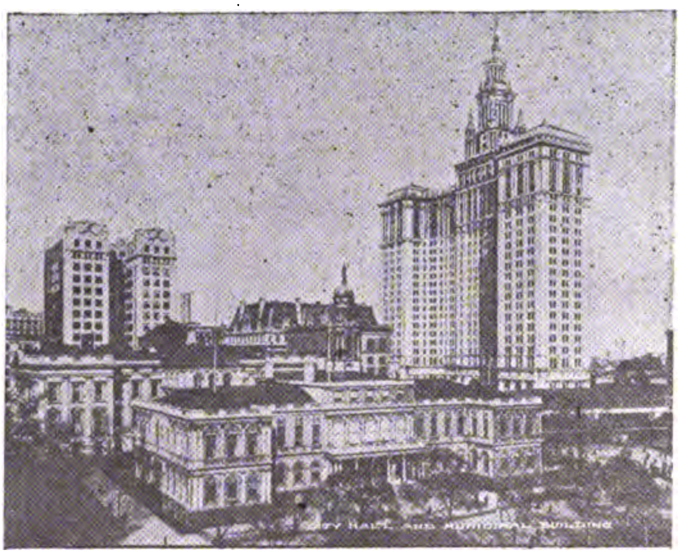


セントラルパークの貯水池

●ウオール街と其の附近　紐育市が米國經濟界の中心點たると等しくウオールストリートは紐育市經濟界の中心點なり、さればウオールストリートは米國經濟界の牛耳を握れると云ふも過言にあらざるべし、ウオールストリートの名稱は其の昔英領新アムステルダムと稱せられしマンハツタン嶋南端に設立せられし紐育市が亞米利加土人の襲擊を防禦せんが爲めに時の知事ピーター・スタイベサント氏が千六百五十三年に廣大なる障壁(ウオール)を築きたるものに起因するものなり、右障壁は其の後六十年を經て其必要を認めざるに到り今より凡そ二百年の昔し取り拂はれて遂に一街道を見るに到れり、ウオールストリートが商業經濟の中心點たるが爲め各種の銀行、仲買商、契約業者は同町

るエリス嶋に相往來する人々多く、遙か沖合には有名ある自由女神の銅像あり、此の自由女神は千八百六十五年佛國人の彫刻技師オーガスト・バーソリヂ氏の設計になれるものにして佛國人が米國に寄贈せるものあり、蓋し此の自由女神を以て兩國遠永の平和を希望せんが爲めあり。

▲シチーホールパーク　市役所を中心とせる極めて狹少なる地域を稱して市廳公園と云ふ、同公園が市民の記臆を離るゝこと能はざる所以のものは市政の中央機關の所在地たると、從つて人事往來の頻繁に伴ひ交通機關が同地を其の集合地域となしたるが爲めなり、現在せる市役所は今より約百年前に建設せられたるものにして二階造りの建物なり、此の市役所を中心としてウオールド新聞、ツリビユーン新聞、夕刊サン新聞社郵便局等何れも十階二十階のビルヂングは其の四圍に聳へ、殊に紐育市の誇とせる新市役所建物は一千七百萬弗を投じたる二十七階の石造にして遠からず移轉業務の開始を見るに至るべし、世界第一の新市廳を其の側面に眺め居る市役所が其の百年の昔今日の紐育市を生み出さんとは想像し能はざりしならん、尙ほ歷史的公園としては米國々祖ジヨーヂ・ワシントン將軍が獨立を宣言せし時、其の獨立宣言書を朗讀したるは今の市廳所在の地點ありとす。



市廳及びシチーホールパーク

▲中央公園　マンハツタン嶋の中央第五十九町目より百十町目に達し、幅員は僅かに第五アベニユーより第八アベニユーの間に在る極めて細長きパークなり、其の面積は八百四英町にして（長さ二哩半幅半哩）千八百五十八年に設計せられたるが經費一千五百萬弗を投じたり、公園の中央には貯水池（百四十三英町）ありて紐育市民に給水す、四ヶ所の横斷人道は六十五、七十九、八十三、九十七町目に有り、正門は五十九と

達せり、エイスアベニユーは北ハーレム河を起點となしエイスアベニユーを經てフルトン及びチヤーチストリートに出でバタリーに達す此の電鐵の外馬車鐵道有り乘客自働車有り、交通の便誠に盛んなり、尙交通機關として注意すべきはハドソン河及イースト河を往復せる渡船場の設備漸く全からんとするに至りしことなり、フエリーボートはサウスフエリーよりスタテン嶋に達するもの有り（市營）リバチーストリート、十四、廿三町目等よりホボケン及ジヤーシチーに達するもの有り（主として私營のものにして渡船賃三仙）其他四十二町目、百卅町目等も渡船場あり（五仙賃）尙ほ市營の渡船場として南ブルツクリン渡船場あり此外私營にかゝる各種の渡船場は實に三十六會社あり、此等私營になれる渡船營業は其波止場使用權は何れも紐育市より貸借契約により年々新たに其の特權を得るに依つて始めて營業を繼續し得ることゝなり居れり。



バタリーパーク

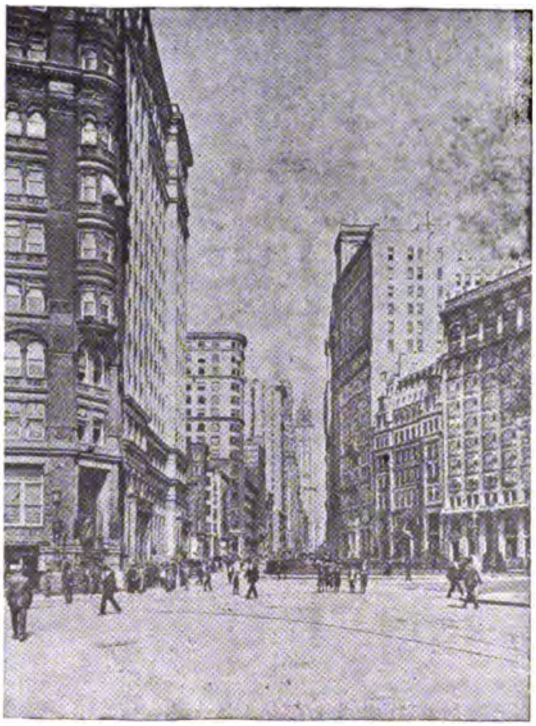
●紐育市の公園　市民の靜養所としてなくてならぬものは兒童の遊戲場一般市民の休憩所たるべき大小數個の公園に如くものは無し、此の點に就ては紐育市の如き地形を有せる都市は最も困難を覺ゆるなり、先づ公園として吾人の記述すべきものはセントラルパーク（中央公園）、ブロンクス公園、リバーサイドパーク、ブルツクリン市のプロスペクト公園等が其主たるものなるべし其他バンコートラントパーク、バタリーパーク等を始めユニオンスクエアー、ワシントン、マヂソン小公園と云ふが如き大小十餘個のパーク有りと雖此等を一つ〳〵記載するも大同小異なれば茲には其一二に就き記述せん

▲バタリーパーク　パークと云ふ程のものに非ずと雖ども、マンハツタン區の南端にしてホドソン河とイースト河の分岐點にあり、同所には水族館あり、稅關所あり、高架、地下鐵道の起點たると共に歐洲移民を輸入し來れ

は十五呎あり、尙ほペンシルヴエニヤ鐵道會社は其の地下線を遠くイースト河を横斷してロングアイランドに出でジヤマイカ方面に出づるの隧道を開鑿せり、尙ほベルモント隧道なるものあり東四十二丁目よりクイーン區に達するもの目下開鑿中なり。

▲高架鐵道　高架線はサウスフエツリーより起り第二、第三街線を通ずるものと、第六、第九街線を通ずるものとの四線を有す、第二街線は百二十九丁目を終點となし第三街は百八十三丁目に達しブロンクス公園に至る、第六街線は五十九町目に至つて終點となり更らに第九街線に連絡す、第九街は百五十五町目に達して終はる、此等四個の高架線中乘換し得べき處は第六街線に在つてはレクトアー街及び五十九町目、第二街線と第三街線はチヤサムスコエアーに於てし更らに總ての四大線はサウスフエリーに於て乘換へ得るなり、尙ほ高架鐵道はブルツクリン橋を起點となし武市に二大支線を有し一つは遠くコーチーアイランド町に達するもの有り。

▲地上電車　紐育市に於ける地上電車は第五街を除くの外各要所の地點に布敷せられざるはなし、セコンドアベニユー線は中央郵便局を起點とあしセンタースツリート、ブルームストリート、ターパーユニオン等を經て第百二十九町目に達しサードアベニユーは同じく郵便局よりパークロー、ボーシーストリート等を經て百三十町目に達す、レキシントンアベニユーは第百三十町目より二十三町、ブロードウエイ等を經てバタリーに達す、セブンスアベニユーは百九十四町目フオードヂヨージよりアムステルダム街を經由してコロムバスアベニユーに出で西ブロードウエイ、フルトンストリートよりバタリーに



ブロードウエイ（ダウンタウン）

を起點としてイースト河を橫切りブルツクリン市ボーローホール(前市役所)アトランチツク街に達する新地下鐵道は、千九百八年ブルツクリン隧道の竣工と共に開通するに至れり、此等地下鐵道會社は私設會社ラピツド、ツランシツト鐵道會社の經營になれるものにて同會社は紐育市と特別の契約を以て事業を經營しつゝあるなり、今其の契約の內容に就き一言すれば紐育市が地下鐵道布設に關し一般市民投票の結果之を市營となすべきことに決定せしも其後各種の事情あり、殊に現在のラピツト運輸會社は千八百七十五年以來市より特種の布設權を許與せられ居る場合なるを以て、市營問題は漸やく轉換し次の如き條件の下に私營たらしむるに至りたり、即ち市は地下鐵道の開鑿及び鐵軌に對する資本を供給し、會社は鐵道の布設其他の改構、修築に要する一件の資金を供給すべし、市は五十年間會社の私營を許可し更らに二十五年間期限延長の先有權を認め、此等期間滿了と共に地下線は全部市有たるべしとなし尙ほ最初の五十年間は市が地下線開鑿のため募集せる公債の利息と、同布設總經費の百分の一宛を每年塡補基金として積立つべきことゝせり。



メトロポリタンビルデング
(四頁參照)

地下鐵道として更らに記載すべきはペンシルヴエニヤ鐵道會社がハドソン川を橫切りたる隧道なり、之をマクアード隧道と俗稱す蓋し現任大藏大臣マクアード氏の努力により開設せられたるが爲めなり同地下線はニユージヤーシー州のジヤシチー第十五街より紐育市モートン街に通ずるものと、ジヤシチー、モンガモリー街よりコートランドに出る二線あり、前者は西三十三丁目ペンシルヴエニヤ停車場附近第六街近に達し、後者はチヤーチ街ハドソンターミナルに達するなり、此等の隧道は水面下六十呎乃至九十呎、其の直徑

を經て漸やく開通するに至りしと雖も未だ其の兩端は工事の竣成を見るに至らず、今日迄の經費は一千萬弗の敷地代を合へて二千七百八十萬弗に達し居れり、橋の長は九千九百呎、幅百十六呎、橋路は二筋の人道と四路の電車道と一筋の馬車道に七分せられたり、此等二大橋の外にウイリアムスバーグ橋あり一千九百四年の竣工にかゝり長さ七千二百呎、幅四十八呎乃至百三十五呎、幅は二筋の鐵路と四筋の電車線二筋の人道二筋の車道等に區分せらる此の橋の建築費は一千一百萬弗なり。クイーンスボロー橋は千九百九年に開設せらる長七千六百三十六呎、經費千七百八十萬弗、四筋の鐵道と二筋の電車線は橋中を開通せり。

●交通機關　紐育市に於ける交通機關は前項に述べたる橋梁を始め電車(地上、地下、及び高架の三線)馬車鐵道、自働車、馬車等の外に渡船場も亦其の重要機關なり、今此等各方面に於ける交通機關を略述すべし。

▲地下鐵道　紐育市が其の地勢の狹長なるため市民の來往をして迅速且つ便益ならしめんが爲め、高架鐵道の布敷を必要となし更らに地下鐵道の開通を認むるに至れり、抑も地下鐵道建設計畫は一千八百九十九年デヨン、マクドナルド氏の設計に成り同氏は其の工事を引き受けて翌年より十五ヶ年を費やし其の延長二十九哩に達する大工事を竣成するに至れり、此の建設費は約三千五百萬弗なり、扨て此の地下鐵道の起點はマンハッタン區の南端即ち南バタリーにして夫れよりブロードウエイを通過して西九十六丁目に至り同地にて二線に分れ一はブロードウエイを上りて西二百四十二丁目バンコートラント公園に達し、一つは東側に折れて百十丁目に出でそれよりレノクス街を北進して東百八十丁目即ちブロンクス公園の正門に達して止む、地下線には急行と普通の二線あり各複線なるが、急行線はブルックリン停車場より九十六丁目に達する地點にして此の間停車場は僅かに十四丁目、中央停車場(四十二丁目)、七十二丁目の三個處あるのみ、此の急行列車によりサウスフエリーより九十六丁目に達する時間は僅かに二十一分なり普通列車は三十一分を要す。

地下鐵道の內部を說明せんに地表下七呎の下に高さ十三呎幅二十五呎(但しサウスフエリーより九十六丁目に達する間は五十呎)なり、此の地下鐵道の開鑿には三百二十一萬二千立方ヤードの岩石と土壤とを採堀し之れに使用せる材料は鋼鐵六萬五千噸、鑄鐵八千噸、コンクリート五十萬千立方ヤード、耐水材九十一萬平方ヤード等なり、一日の乘客平均八十萬人に達せり。

更らに地下線につき說明を加ふべきはサウスフエリー

道會社に契約して其の使用料を一定せしが爲めなり、即ち今日に於ては右鐵道會社は同橋一回の往復電車より五仙宛を市廳に納附することゝなし、馬一頭に三仙一頭馬車に五仙、二頭馬車及び自働車には十仙宛を徴收することゝなれり徒歩者は勿論自由に往來し得るなり、現今の維持費は凡そ四十四萬弗内外なるが此等會社より收むる通交料を以て優に支辨し得るに至れり、目下同橋を往復する電車數は一日約四千臺にして一ヶ年の總電車は百四十萬臺に達することとなれり武橋は吊鐵橋にして中央に二個の吊臺あり其の石礎は水面下四十五呎の深に及び其の吊臺の頂は水面上實に二百七十八呎の高塔たり、橋幅は前述せる如く八十五呎なるが之を分ちて七筋となし中央が人道にして其の兩側に各二線の電車道あり、更らに其の外側は各一筋の馬車道に區劃せられたり、次ぎに垂吊鐵線一本の直徑を見るに實に十五吋四分の三なるもの四本あり、各線は五千二百九十六個の大鐵線を結束せるものなれば此等合線せられたる小鐵線を結合せば一個の吊鐵線の延長は三千五百十五哩となり此等四筋の鐵線を合はし一線となさんには一萬五千哩の長距離に達し得るなり、而して此等吊鐵線一筋の重量は一萬二千噸を下らざるを以て此等四の鐵線のみにても四萬八千噸の重量を有する勘定なり、而して此の武橋の生命は二萬年なるべしと云ふ、次に此の大橋を相往來する人員は一日平均十三萬五乃至十四萬人なるべし、此の内八萬人は午前七時より九時の間及び午後四時より六時の間に於て往復するなり如斯人事往來の激しき大橋あるに其の開通以來今日に至る迄僅に一人の負傷者を出したるのみとは誠に米國に於ては珍らしき現象なりと云ふべし。



ブルックリン橋

▲マンハッタン橋　千九百一年の起工に始まり十ヶ年

千九百十三年正月を以て新築落成せり、其の高さ地上より七百八十四呎、地下室三層あり三十七呎の深さを有し更らに其の土臺として地下盤石に達するため百三十呎を開鑿せるなり其の階數五十五階、佛國に於けるエフエル塔九百八十四呎を除けば實に世界第一の建物なりと云ふ今左に紐育市に於ける三大建物を比較せば左の如し

	ウールウォース建物	メトロポリタン建物	シンガー建物
高さ	七八〇呎	七〇〇呎	六一二呎
階數	五五階	五〇階	四七階
重量	二〇六百萬斤	一七〇百萬斤	一六五百萬斤
面積	四〇英町	二五英町	一一英町
電燈	八〇、〇〇〇個	三〇、〇〇〇個	一四、五〇〇個
水管	四三	一三	一九
昇降器	二八	三八	一六
總昇降器の高	二哩	一哩半	四分の三哩

●紐育市の大橋　紐育市の名物として旅客の見逸すべからざるはブルックリン橋とマンハッタン橋なり、ブルックリン橋は市政廳の正面パークロー街よりイースト河に跨りてブルックリン區に達する長さ六千五百三十七呎、幅八十五呎、水面の高さ百十九呎の大橋なり今武橋に就き其の大要を綴らんに該大橋は今を去る四十五年の昔し即ち一千八百七十年佛國生れの建築技師ジョン、ローブリング氏が設計に掛るものにして其竣工を告ぐるに至りしは十三ヶ年の後にして開通を見しは千八百八十三年なりき、茲に注意すべきは右大橋の設計主任技師たりしローブリング氏は工事中不幸にも大負傷を蒙りし爲死去せるに其の長子ウイリアム、ローブリング氏は亡父の業を繼續して遂に其の竣成を見るに至りしことなり、而して此の二代ローブリング氏も亦失火のため兩眼を失ひ遂に失明するに至りしば何れも武橋に對する悲慘ある犧牲の物語りと云ふべし。扨て此のブルックリン大橋が最初建設せられたる費用は一千五百萬弗ありしが其後修繕改良等其他の經費を合計すれば今日迄の大橋に對する費用は實に二千二百五十三萬八千弗に達し居るあり、此の大橋が開通せしより十四ヶ年間は兩市より任命せる特別委員の監督により支配せられたるものにて、其の修繕又は改良等に要せし經費は同橋を往來せる通行料を以て之に當てたるなり、即ち十四年間に於ける通行料總額は約一千六百九十萬弗なりしに對し同年間の經費は約一千七百五十萬弗に達したり、然るに千八百九十七年に至り此等の通行料は著るしく減少するに至れり、是れ通交機關の漸やく繁雜となるに及んで一つ〳〵通行料を徵收するあと困難となるに至り右大橋の通行權を武市高架鐵

られたる旗竿の四十八呎を加へて四百四十七呎其地下の堀込七十五呎を合し五百五十二呎に達し此の重量二萬噸地價及建物四百萬弗なりビルヂングの內には九百五十の事務所と十個の昇降器あり其の昇降哩數平均一時間十六哩三分にして一時間に運ぶ人員八百十四人十時間八千百四十人の割合に當れり而して最も驚くべきは此の昇降器監視人が此のビルヂング內に於ける三千五百人ルームの借主の人名を記臆せることと之れなり。

▲フラットアイオン建物（ブロードウエイと第五街角）　此の建物は二十階二百九十呎の小形なるものなれど其の造り形が所謂三角形にして其の下面より眺むれば一種の壯觀を呈せり此の建物は風力に抵抗し得るに最も强しと云ふ。

▲ハドソンターミナル建物（チャーチ街三〇五）　此の建物は事務所用としては世界第一の建物にして階數は僅かに二十二階に過ぎずと雖も其の面積に於ては敷地七萬方呎にして全建物の立方呎は實に一千八百十五萬立方呎に達したり、事務所專用の室數は實に四千戶にして此の建物に通勤せる事務員合計一萬人に達するなり、尙ほ其の內容に就き記述せば五千二百の戶、五千の窓十六哩の水管、二十九哩の水蒸氣管、百十三哩の電線三萬個の電燈等ありとす。



フラツトアイオンビルデング

▲メトロポリタン建物（東二十三街マヂソン街）五十階の大建物にして其の高さ七百二十六呎紐育市に於ける建物中第二位に在り、見物人のため特に專用昇降器ありて塔上に達し得るの便宜あるはシンガー建物、ウールウオース建物と同じ登昇料五十仙なり。

▲ウールウオース建物（ブロードウエイ、バークレイ街）紐育市に於ける第一の高塔にして又世界に於ける事務所用最高の建物として紐育市民の誇りとなせる建物は

百六十七弗六十七仙となる勘定なり、此の地價は千九百六年頃に至る迄の相場なりしが同年ブロードウエイとウォールス街の角なる敷地一呎四方五百七十六弗の高價を以て賣買せらるゝに至り從來の地價相場は一變するに到れり、此の建物はシーマーホン建築會社の設立せるものにして該擔保會社は九十九年の無限にて一ヶ年の家賃七萬五千弗を支拂ひつゝあり。次に事務所用貸室の賃率を見るにチャンバー街以南の所謂商業區域に於ては第五階目以上の階層に在つては一呎四方二弗の室料を徴收するを以て普通となす、而して第五階目以下の各階層は漸次高率を示し其の最高の家賃として一呎四方十一弗を徴せらるゝ所ありと云ふ、尚ほ此等事務所用建物には何れも昇降器を有し昇降に便ならしむ此の昇降器の最も急行のものにて一分間に五百呎乃至七百呎を運轉し得るなり。

▲シンガービルデング（ブロードウエイ、リバチー）目下紐育に於ける第三高層の建築物にして四十七層六百十二呎地下の堀込より頂上まで六百九十呎其の總階數は地下の二層を合して四十九層にして華盛頓府にある紀念碑の五百五十呎よりも高し其の重量九千萬斤あり全室面積九エーカー半縱横に走れるスチームパイプ十五哩に及び電燈數一萬五千、昇降器は一分間に四十七層を走り急行は三十秒に三十層を走る此のビルデングの特長はウインドアンカー式にして即ち耐風力を有するに有り此の建物は敷地價を併せば一千萬弗に達したり。



シンガービルデング

▲パークロー建物（パークロー三四）　三十一層三百三十六呎、頂上まで三百九十九呎なるが尚ほ屋上に立て

年には八十一萬三千人に激增し、千八百九十年には更らに百五十萬の大都會となりしが千八百九十七年に至り大紐育市の市政實施せらるゝに及んで從來の紐育市たりしマンハッタン區の外にブルックリン、ブロンクス、クイーンス、リッチモンドの四區を合併し其の人口俄かに激增したり、千九百十年の國勢調査による大紐育市の人口は實に五百二十萬に達したるなり、茲に於て紐育市は倫敦(人口七百五十萬)に次ぎ世界第二の大都會たるに至れり。

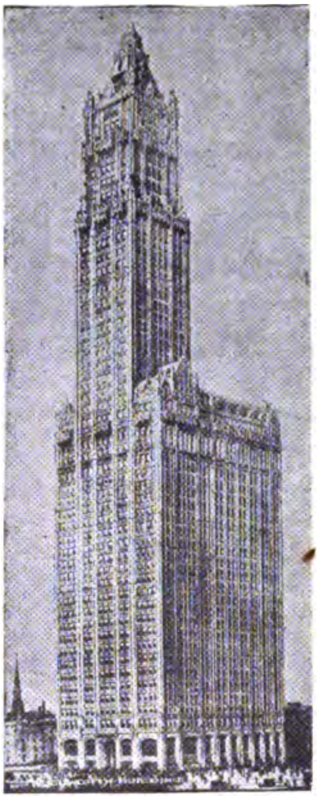
今紐育市が如何に世界的大都市たるやを證言せんに一日間に於ける紐育市郵便局が取扱ふ郵便物は實に一千萬個に達し、市民が郵便局に收むる金額は一千二百萬弗なりと云ふ一事に於ても明かなるべし、更らに電車乘客數街上線のみにても一ヶ年四億五千二百萬人にして一日平均百二十四萬餘人に達するなり、紐育市が商業的中心地點たることは一日間に株劵交換所に於て三百萬件の取引あることに依るも明かなりとす、又紐育市政が一ヶ年間の歲出二億一千萬弗にして之を我が金圓に換算して考ふる時は殆んど我が日本國財政の金額に等しき有樣なるを以て紐育市が都市經營に關し如何に世界的大事業を營みつゝあるかを窺ふべきなり、之れより紐育市に就き名所案內記を綴ることゝせん。

●紐育市の建物　紐育市に旅行せる人々にして最も驚くべきものは紐育市の建物なり、紐育と云へば直ちにあの幾十階なるウールウオース建物やシンガー建物メトロポリタン建物等を想像して高樓の大空に聳ゆる印象は何人の腦裡より取り去る能はざるべし、紐育市が如斯大建築物を支持し得る所以のものは主としてマンハッタン嶋の地盤が悉く岩層なるが爲めなり、二十階三十階、五十階と云ふが如き大建物の土臺は必ず地平線下二十呎五十呎乃至百呎以上の堅固なる土臺を築かざるべからざるが紐育市の地盤はよく此等の土臺を支ふるに足る堅固なる岩層を有するなり。

▲マンハッタン生命保險會社　紐育市に於ける大建築物にして地下土臺を設置するに至りし建物は千八百九十四年即ち今より約二十年前今のマンハッタン生命保險株式會社(ブロードウエイ)の建築せられたるに始まる、右土臺は地下五十五呎の深さに於て岩層に達せり右マンハッタン生命保險會社は其高さ三百五十呎にして十八階あるが建築費一千五百萬弗を要したりと云ふ

▲アメリカン擔保會社建物(ブロードウエイとパイン街)　地下七十五呎の土臺の上に建てられたる二十一階の建物あるが同敷地は僅かに八十五呎四方あるに其地價は實に百三十五萬弗なりしを以て一呎四方の價二

第一附錄 紐育名所案内



ウールウオース
ビルデング
(四頁參照)

●紐育市概念　紐育市が只に米國第一の大都會なるのみならず今や實に世界的大都市たるの現象を呈するに至りたることは紐育市の歴史を繙くものをして驚かしめざるはなし、抑も紐育市たるマンハッタン嶋に移住するに至りしは和蘭國民が西暦千六百十四年のことなりと雖も此等歐洲殖民地が發見せられたるは彼のヘンリーハドソン氏が今のハドソン川を千六百九年に探見せしに始まるなり、其の後二三年間は歐洲より航海せる商船の度々碇泊せしことあり千六百十四年に至り定期航海船の往復するに至り當時極めて小數の移住民は商業組合を設くることなりたり紐育市が千九百十四年を期し其開闢三百年祝賀記念會を擧行せんと企つに至りしは正に此商業組合の成立を以て紐育市の紀元となしたるが爲ならん、然れども紐育市が市の機關を設備するに至りしは千六百廿四年市條令の發布せられたる時にあるを以て或る論者は紐育市の紀元を同年になすべきなりと主張する者あるなり、何れにしても紐育市が開設せられてより今日に至る期間は極て短かく三百年内外のものなること明かなり、斯の如き歳月の間に今日の如き世界的大都市と迄膨脹せんとは何人も豫想し能はざりし處なるべし。

紐育市名稱の起元は英國人にして當時此の領土を統御せしヨーク侯の名に因みたるものなりと云ふ、其の後米國獨立戰爭後一千七百九十七年に至り紐育州廳を開設し歐洲よりの移民年と共に流入し來り其の人口の增加と共に商業の繁榮を見るに至りたるなり、即ち千六百九十九年に至り六千の人口を有せし紐育市は千七百七十六年に二萬二千となり千八百年には六萬一千人に增加し、千八百二十年には十二萬三千人、千八百六十

MANUFACTURERS & IMPORTERS

Embroidery, Drawn work, Art and Dry Goods

Nippon Dry Goods Co., Inc.

日本美術品、ドライグーッ類

直輸入卸商

ドロンウオーク、ハンカチ、キモノ、手拭地類

製造販賣元

紐育 日本ドライグーッ商會

本店 横濱市山下町六〇

支店 桑港サンソムアベニュー一三二一

○當店は日本に於て刺繍ドロンウオークの製造輸出の卒先者にして大小二十一個所の直轄製造所を有す

○當店は其の製品の優等なると價格の低廉なるとを以て特色とす

○當店は諸方よりのメールオーダーに對し注意を拂ひ便宜を計る

621 BROADWAY, NEW YORK.

Telephone 1938 Sp:ing

MAIN OFFICE

60 A. YAMASHITA-CHO, YOKOHAMA, JAPAN.

日本玉場

中村繁松

横田太一

紐育市西五十九町目一四二

青年館

御下宿

大井田

JAPANESE YOUNG MENS HOME

798 Lexington Ave., New York.

森職業周旋所

紐育市レキシントン街百十一番

森喜代治

Japanese Domestic Employment Agency

111 Lexington Ave. Bet. 27th-28th St., N. Y.

Telephone 9358 Madison Sq.

日本人口入事務所

藤森孝道

826 6th Avenue, New York City.

Telephone 3089 Bryant

OSAKA SHOSEN KAISHA

大阪商船株式會社



香港、上海、日本、マニラ、北米タコマ間

たこま丸

しやとる丸

しかご丸

めきしこ丸

ぱなま丸

かなだ丸

二週一回定期

西曆一千九百十三年十二月二十五日印刷
西曆一千九百十四年一月一日發行

定價壹弗

北米合衆國紐育市四十丁目西十番地
編輯者　日米週報編輯局

北米合衆國紐育市第八街四百十四番地
印刷所　日米週報印刷所

北米合衆國紐育市四十丁目西十番地
發行所　日米週報社

あるゝなつた。

然るに其の後明治十四年に至り東京に於て海外輸出貿易の目的を以て新たに設立せられたる同伸會社が、其の支店を紐育市に設くるあとゝなつたが、新井君は佐藤新井組を辭退して同伸會社紐育支店長に榮轉するこ とゝあつた、此の同伸會社と云ふのは即ち生絲輸出貿易を以て其の生命となしてをつた會社であつたから、新井君が同社の支店を支配するに及んで同伸社が長足の進歩を見るに至つたのは勿論の事で有る。然るに新井君は同支店を主宰すること十有三年の後即ち明治二十六年十月に至り森村翁と共同にして合名會社を創立するに及んで同伸社を辭任するに至つた。新井君の新運命は此の時に於て愈々圓熟せる發展を作るべき機會を作るに至つたものと見へる、爾來二十餘年間森村新井組の隆々たる發達は遂に今日の大事業を成就すること、なつたので有る。

森村新井組の事業は生絲部の外に棉花部も有るが、何れも適處に適才を得て無限の發展をなしつゝ有る。新井君は此等二大部の總采配者であると共に、更らに帝國毛刷會社をも創立して我が國海外貿易の發達に貢献をしてをることは、吾等在留者の等しく賞讃に價すべき偉業であると云はねばあらぬ。新井君は如斯して過去四十年間我國生絲貿易事業の爲めに其の全生涯を犠牲となして居る。殊に製糸の改良に新案を發明したことや、生絲貿易市場に奸商出で欺僞的行爲多きため一時は全く日本生絲の市價を失ひ、日本國民の商業道德をさへ失墜せられんとせし場合に於て、新井君一人のみが、至誠を以て商略となし公正を以て約束を履行し辛ふじて日本生絲貿易業者の信用を恢復するに至つたと云ふ事は是れ特筆すべき一大功蹟と稱すべきで有らう。然り斯の如くして新井君が我海外貿易事業界に貢献せる事實を知らば、新井君の功蹟は確かに相當の位勳を拜受し得べき偉業ありと云はねばならぬ。

在米日本人紳士録終

始まつて居る。それから引き續いて黴菌免疫に關する研究、更らに近年に至り黴毒の研究に努力し人工培養法を發見し同時に「ルエチン」と云ふ接種液をも發見したが、續いてフレクキシノー氏と共に俗に云ふ「小兒痲痺」の研究に從事して其の病源體の純粹培養法をも發見するに至つた。特に昨年來は恐水病源の人工培養法を發見して斯學界を驚嘆せしむるに至り、野口博士は斯界のオーソリチーとして世界の學者から賞讃せらるゝやうになつた。吾人は如斯世界的學者を我が同胞間に產出するに至つたこそを誇りとなすと共に、更らに博士の研究が世界人類幸福の爲め偉大なる貢獻あらんことを希望する次第である。

新井領一郎君

森村新井會社々長

紐育市マヂソン街一九番

新井君は群馬縣勢田郡黑保根村に於て、安政三年七月十九日に誕生した。抑も群馬縣は我國養蠶業の國產地で有つて、今日同縣が日本養蠶、蠶種業に就て常に其の模範縣たる所以は當然のことで有る。扨て新井君の家業は云ふ迄もなく養蠶業であつた。特に君の令兄は斯業に就いては特種の實驗と智識とを有して居つたものだから、令兄の名聲は既に縣下に轟く程になつて居た。斯の如き家庭に養育された新井君だから、君が幼少の時代から養蠶業並に製絲業に關する學を修めると共に、君が長ずるに及んで益々進歩する知識を得つゝ有つた。そこで君は年僅かに十八九の少年なるにも拘らず、早くも海外に飛躍を試み、以て我が國生絲の外國貿易事業界に貢獻せんとする大志を抱くに至つたで、卽ち新井君が渡米したのは僅かに明治九年の夏で有つて今から三十九年の大昔で有る。渡米せし其の年に丁度ヒラデルヒヤ市に萬國大博覽會が有つた年で、新井君は其の大博に關し或る要務を帶びて渡航したので有るが、此の時既に君が抱ける大使命を成就すべき機會を得ることゝなつた。卽ち新井君は此の大博を利用して日本の生產品、殊に生絲、雜貨、茶等を米國に輸入し日米貿易の發達を圖らんとする抱負を有して渡米したので有る。其の當時紐育に在つて仕事をしてゐたものには誰一人もなかつたが、新井君と佐藤桃太郞、森村豊、益田林三郞、鈴木東一、伊達忠七、妻木賴黃の諸氏と同時代に紐育に來たり、佐藤、森村氏等と共に生絲商店をフエント街九十七番地に開始し、佐藤商會と稱してゐたが、明治十一年に至り佐藤新井組と改稱して益々業務を擴張する

ふてをるやうに見へる。吾輩は君が更らに偉大なる事業家として奮闘あらんことを希望し尚ほ君の前途に幸多からんことを祝福せずには居られない。

醫學博士　野口英世君

ロックフエラー研究所病理學部長
紐育市マンハッタンアベニユー一

歐米列國に漫遊して恐水病細菌學鈴蛇の解剖剤其の他専門的學理の講演を試みし以來、ドクトル野口の名聲は誠に世界的とあつた。野口君が久しくロックフエラー研究所に在つて米國醫學界に貢献し其著書は米國醫科大學の教科書又は參考書として愛讀せられ、野口博士の名は米國醫學界に認識せられてをることは久しき事で有つたが、昨年來獨、佛、墺列國醫學大會に出席して一場の講演を終ると共に、君が世界の學者を驚かす樣になつたのは只に在留同胞と云はず、又日本國民一般と云はず、實に世界人類のため大に慶賀すべき事と思ふ。

野口君は福嶋縣の出身で東京に出で濟生學舍と云ふ私立醫學専門學校に入學したのは今から二十年前のことであつたが、濟生學舍に入る迄は中々苦學したものと見へる、神田駿河臺の渡邊歯科醫院や伊皿子の高山紀齋氏等の書生をしてゐたのである。然し君は天才と見へて英語も獨逸語も學校に入る前に相當の實力を有し原書に依つて研究してをつた。故に濟生學舍に入校したけれど僅か一ヶ年餘りで前期後期の試驗に及第した其の後明治三十一年に北里傳染病院研究所に入つて大に研究したが、彼の滿洲にペスト病流行するに及んで君は語學に上達してをると云ふ理由で北里氏一行の外交委員として隨行した、此の間僅かに一ヶ年半であつたが露國語や支那語も盛んに話せる樣になつた。

其の後明治三十三年に至り今のロックフエラー研究所長フレツキシノー氏の知遇を受け千九百年に渡米した渡米後はペンシルヴアニヤ大學に入り理科學を專攻し千九百三年カーチギー研究所の助手とあり、丁抹コーペンヘーゲンに黴菌學研究の爲め派遣せられ、翌年歸來してペンシルヴアニヤ大學の助教授となり、更らに轉じて今のロックフエラー研究所に入ることゝなつた其の後千九百七年に至り君はペン大學より名譽理學博士の學位を受け、明治四十四年に日本より醫學博士の學位を受くるに至つた。

扨て野口博士が最初世人の注意を惹き、斯界から敬意を拂はるゝやうになつたのは、君が彼の蛇毒の研究に

學校から中學校、中學校から高等學校、高等學校から帝國大學と云ふ秩序正しき敎育を受け、明治四十年に至り京都帝國大學法科大學を卒業した。法學を專攻した君は司法官や辯護士たらんと欲せば誠に容易のことで有つたが然し君は窮屈な官吏や無節操な三百的の辯護士連中と同一視せらるゝのを最も不快に感じたで有らう、斷然決意して實業界に飛出す事となつた。即ち日本棉花株式會社大阪本店詰となるに至つたのは大學卒業の年であつた。在勤すること約三年にして君は同會社ボンベイ支店詰に榮轉し更らに明治四十五年に紐育支店長として榮轉することゝなり、今日に及んで居る。君が今日の地位を得るに至つたのは云ふ迄もなく、常識あり、事業的才能あり、沈着にして數理的智識を有すると云ふが如き何れも實業家として間然する處なき資格を以て居ることに歸因すべきである。君の如き春秋に富んでをる靑年事業家が將來に於ける發展は一層目覺ましきものがあるであらう。君の健在を祈る。

酒井隼雄君

森村組リンネン部主任
紐育市ブロードウェイ五四六

明治三十二年に慶應義塾本科を卒業してから、京都の村井吉兵衛氏經營の村井商會に入社したが、居ること一ケ年にして渡米することゝなつた。渡米の目的は即ち森村組に入らんが爲めで有つた。明治三十三年森村組に入社してから本年に至る迄既に十五年と云ふ歳月を我が國海外貿易事業の爲めに犧牲たらしめてをる君が、今日の成功を見るに至つたのは寧しろ當然のことで有らう。酒井君の故郷は福井市であつて明治十一年の生れで有るが、十歳の頃から東京に移轉し君は小學校時代から東京で敎育を受けた。君の性質はよく村井翁に似てをる樣に思はれる、其の親切な點に於て、或は謙讓なる點に於て、誠實勤勉なる點に於て、或は溫良、恭敬なる點に於て、或は寛恕、無我、公正、忍耐と云ふが如き點に於て、確かに森村組の氣風に一致し其の美德を代表して居るかの樣に見へる。君は一昨年以來スイートホームを構へて、本春に至り令息擧君を擧げ、一家團欒として樂しき家庭の主人公となり、何不足なき人生極美を味ひつゝ、多忙なる未來の運命を双肩に擔

振つてをつた。今後に於ける君の活動や確かに驚天動地と云ふが如き大事を成就し得るの機會に到達すべきは吾人の信じて疑はざる處で有る、乞ふ幸に自愛自重せられん事を。

大木信次郎君

森村新井組生糸販賣係主任
ニユージヤシー州ウエストフヒールド市

明治二十九年農商務省第一回實業練習生として渡米することゝなつた大木君は、福嶋縣田村郡三春町の人で明治五年の生れで有る。君は東京高等商業學校出身の俊才であつて其の實業練習生に拔擢せられたのは元より當然の事であるが、君の今日ある所以は正に此の海外實業練習生たりし時に於て、既に生糸業に從事すべく運命附けられた爲で有らう。即ち君が渡米の目的は米國に於ける生糸貿易を調査し專攻せんが爲めに農商務省から派遣せられたるが爲である。實業練習生として紐育に來るや其の翌年に至つて三井物産紐育支店の生糸部に入社して、同社に勤務すること約五ケ年、此の間生糸貿易に關する總ての研究をなし遂ぐることが出來たと見へる。其目的を成就して一と先づ歸朝することゝなつたのは明治三十四年で有つた。夫れから同三十六年に至り横濱生糸合名會社に入ることゝあり其の翌年再び渡米して其の支店たる今の森村新井組に本據を据ゆる樣になつて以來今日に至る迄既に十年一日の如く精勤して居る。君が千九百八年から生糸の行商を開始したことは特筆すべきで有る。行商と云ふことは總の商業界に實行せられて居ることであつて敢て珍らしきことではないけれど、大木君の如き生糸行商を始めたものは實に空前のことである、今後若し此の種の職業が發展し得ることが出來れば、君は確かに新事業の開拓者として賞讃せらるゝことで有らう。如斯して大木君は生糸商業界に貢獻すること前後既に十九年、我が國生糸事業界に取つては實に其の福音宣傳者と稱すべきで有る。

日置保彦君

日本棉花株式會社紐育支店長
紐育市ウイリアム街十五番地

日置君は岡山市の人明治十六年の出生で有る。幼少の時から頗る沈着な人物であつたが、頭腦の明晰なることゝ、隨つて立論の確かある事は君の特性で有る。小

足立竹馬君

森村組雜貨約賣部主任
武市五十五街千三百四十五番

理論は好きだが思ひ切りのよい、豪膽ではあるが細密な頭腦を持つて、總ての事物を裁斷する極めて簡明、而して一度こーだと主張したら飽く迄其主張の貫徹に努むと云ふ頑强なる態度と、勇氣とヲ有して居るものは土佐人の特性で有る。又人に接する極めて無邪氣、事を爲すに極めて無慾、萬事萬端處世の道程に於て寸毫たりとも隱險の思想が含まれてをるでは無い、虛心坦懷、恰かも竹を破つた樣な赤裸々たる行動に出づるのは土佐人の特長で有る。故に此等赤裸々にして無邪氣なる言行が、動もすれば尊敬の態度を持する能はず多少の誤解を招いて野武士禮に習はずと云ふが如き非難の起ることは誠に不得止ことで有らう。然れども非禮の如く見へても、又敬意の程度を缺ぐが如き場合があつても、そは敢て非禮を行はんとするものに非ず、敢て侮辱を加へんと欲するものに非ずと辯せんよりも、寧ろ徒らに阿諛甘言俗臭芬々たるの小才士、僞善者たらざらんことを希ふ結果に外ならぬと云ふ頑固なる態度を有してをるからであることを知らば、此の一風變つた土佐人の特質は正に之れ人生の美點で有ると云はねばならぬ。吾輩は此の意味に於て所謂文明の進歩に伴ふ輕佻者流の無節操、破廉耻、僞善、隱險、猜疑、嫉妬と云ふが如き誠に忌々しき現象を矯正せんが爲め、土佐人の有する特長は確かに二十世紀の社會が要求する一大精神で有ることを認めずには居られない。

然り森村組に於ける足立君が此の土佐人古有の特性を遺憾なく發揮して居ることは、君を知つて居るものは何人も否定することは出來ない。其の頭腦の明晰なる點に於て、裁決力に富んでをる點に於て、理屈ぽい點に於て、豪膽なる點に於て、無邪氣なる點に於て、意氣ある點に於て、無我なる點に於て、又向き出しにして飾氣の無い點に於て、思ふた事は直ちに喋べると云ふ點に於て、其の行動の赤裸々として隱險ならざる點に於て、實に足立君は土佐人の代表的人物である。君は明治五年高知市に生れたが故郷で普通敎育を卒へてから名古屋市に出で、同地の英語學校に入學して語學の研究に從事すること數年、首尾よく卒業して渡米したのは市俄古大博覽會開設の一年前即ち今から廿二年の一と昔しで有る。其の後君は日本雜貨商に從事すること丶なり今の森村組へ七年前入社するに至る迄は、アトランチック市の吉見日本雜貨商店の支配人として手腕を

たとも有つた。然し日露戰役起ると共に、君は三井物産桑港支店の招待に依り再び同社に入る事となつたが明治三十七年の秋紐育支店に榮轉した。此の間君は紐育大學商科部に入つて三ヶ年の研學をなし商業學士の肩書を得て卒業し今や一方の旗頭となり同支店茶販賣部主任として重要の地位を占むるに至つて居る。尙ほ君の道樂は總ての運動で有る外に哲學の研究に趣味を持つてをることだ、蓋し獨立自尊の主義は此等高尙なる道樂趣味から割出されたことで有らう。君は東京の人明治十六年の生れで有る。

齒科醫 木下又市君

紐育市西百十一丁目三一〇番

木下君は愛媛縣越智郡弓削村の人で有るが、少年の時から故郷を飛び出して米國に渡航したのは今から丁度二十年前の事で有る。年若い君が紐育に着いた時には果して如何なる抱負を持つてゐたのか否やは知らないけれど、君の今日ある經歷から歸納して見ると、君には確固たる目的が立つてをつたに相違無い。此の目的は將來齒科醫たらんとする希望に外ならなかつた。君が武市の海軍工廠に學資金を得る爲めに奮闘しつゝ、然かも苦學の生涯を送ること數年間、豫定の資金を貯蓄するに至つて、始めて君はボストン市に赴き同市のハイスクールに入學し四ヶ年の後に同校を卒業した。夫れより君は米國齒科醫學專問學校として有名なるタフト、デンタル、カレッヂに入學し同校を優等の成績を以て卒業し齒科醫學士たるに至つたのは千九百八年の夏で有つた。同校卒業後直ちにマサチユセット州に於ける齒科醫術開業試驗に合格し、ボストン市に於て米人間に開業すること數月であつたが、紐育在留同胞よりの希望に從つて紐育市に轉居するあとゝなつたのは同年の歲暮で有つた。而して木下君は實地に開業せる傍ら齒並專門の學校として米國唯一のアングル、スクールに入つて齒並醫術の蘊奧を極め同校をも卒業するに至つた事は、在留同胞學生の龜鑑と稱すべきで有らう。君はドクトル高見君とは竹馬の友で有る、而して今や兩君相並んで米國學生々活に光榮ある成功を見るに至つてをることは、假令偶然のことゝは云ひながら後進青年者の取つて以て摸範たらしむべき奮闘の生涯を送つた勇者と稱すべく、君が今日在留同胞社界のみならず米國民間に於ても大に好評を博し得る所以のものは決して偶然のことではない。吾人は君が更らに健闘せられん事を希望す。

老として尊敬せらるゝ所以のものは蓋し君の美徳に加ふるに此の大事を開拓せしが爲で有らう。天野君が今日日本人共濟會の副會長として同胞後進の靑年を導いて居る處は、君の如き人格を有して始めて其の功果を收むべきことで有ると思ふ。君は萬延元年尾張の藩士大槻兵右衛門氏の次男として生れたが、幼少の時其の叔父君天野重民氏の養子となり天野家を繼ぐ事となつた十一歳の頃迄は藩校たる明倫堂に入つて漢學を修めてゐたが、彼の廢藩置縣の政變と共に明倫堂は廢校となつた爲め、更らに十三四歳となつて愛知縣立語學校に入りて研學を續けて居る內、年十六歳にして小學校講師となつて育英事業に從事する事となつた。其の後十八歳の未成年時代に於て巡査となり、更に郡書記となり或は郵便局に或は稅關所に榮轉奉職して居る內に、前述せる如き名古屋出品協會の顧問として渡米するに至つた。天野君は今や夫人と共に息女常子孃の育英に餘念なく、一家團欒、和氣靄然として理想の家庭に樂しき生涯を送つて居る。君の如きは眞に在留同胞社會に於ける代表的紳士と云はねばならぬ。

坂井誠治君

三井物產紐育支店茶販賣部主任
紐育市フロント街八七

坂井君は幼少の時代から餘程頑强であり且つ意氣ある人物で有つたと見へる。獨立自尊と云ふモットウは君の全生涯を飾るべき成功の秘決で有る。君は十二歳の時高等小學校の第三年級に進んだが、不都合の行爲が有つたと云ふので遂に諭示退校と云ふ責咎を受くるに至つた。此の不都合と云ふのは君の頑强にして負け嫌いの意氣が動機となつて居るらしい。詳しきことは判らないが、何んでも君は敎員の仕打ちが氣に入らない敎員が生意氣だと云ふのが癪に觸つて、右の敎員を毆打したと云ふことが諭示退校の理由で有つた。それから君は家庭敎師に就いて普通學を修め、十四歳の時から三井物產東京本店に小僧として入社したが、十七歳の時拔擢せられて名古屋支店に、十八歳の時門司支店に榮轉し十九歳となつて再び東京本店に轉勤することゝなつた。然し君は渡米の目的にて三井物產を退社して其翌年桑港に上陸したのは明治三十五年で有つた。桑港に於て商業專門學校に通學すること二ヶ年、此の間に一寸新世界新聞社會計課に入つて同社の經濟を整理し

天野重次君

森村組文房部主任
ニユージヤシー州ウエストフヒールド市

敢て森村組と云はず一般在留同胞社會に於ける元老の一員として、人々から尊敬せられ重寶がられ、溫厚の君士であることと云ふ麗はしき評判を專有し得ることが出來る程に人格の高い、そして言論行動の至誠にして方正ある美德を有する人物にして天野重次翁の如きは、未だ其他に多くの實例を見出すことが出來ないと思ふ。是れ偏に吾輩の獨斷的觀察でもなければ、好意的批評でもない、只社會の輿論を綴り合はした結論に外ならぬ。然り然れども天野君の在米生活の奮鬪振は或は失敗の歷史を繰り返へして居るかも知れぬ。されど君が千八百九十三年に於て市俄古大博覽會の開設せらるゝや、名古屋出品協會最高顧問として渡米せし以來二十餘年間、目覺ましき新事業の創設に貢献し、米國の市場に日本美術雜貨の新販路を開拓せし功績は、確かに君の在米生涯を飾るべき最大の勲籍であらねばならぬ。即ち君は市俄古大博覽會閉鎖の後近藤、森本の兩氏と共同でボストン市に行いて日本美術店を開業し、未だ成功を見る迄に至らざりしと雖も、更らに大計畫を抱いて紐育市に來り、千八百九十八年に於て、山中繁二郎、近藤佐重郎、森本銀太郎三氏と共に山中天野商會と云ふ合名會社を創立し日本の美術、骨董品及び雜貨の販賣事業を開始し、アトランチツク市に其の支店を設け昇天の商勢を以て在米日本人美術店としては確かに第一流の商會たるに至つた。然れども組合員中に於て或は辭任するものあり、或は獨立するものあり、加ふるに米國の經濟界の不振と共に君が經營してをつた山中天野商會の商況意の如くならぬと云ふ時勢に遭遇した爲め、遂に君は同商會組合員を辭任することゝあり、今の森村組に轉ずることゝなつた。今日の山中美術商會が如斯發展を見るに至りし所以は新任幹部諸氏の手腕に依る事であらうけれど、又時勢の變遷が大に與つて其の近因たることを認めなければならぬと共に、更らに天野君が奮鬪しつゝ開拓せる市場に蒔いた其の種子が、數年の後に至つて盛んに美しき花を開き、麗はしい果を實るに至つたことで有らう。故に天野君の奮鬪史は君自身に於ては或は失敗で有るかも知れぬが、君の創策によつて創立された事業其の物の發達は確かに君の努力に負ふ處なりと稱すべく、斯業界は君の爲めに感謝して居る處で有る。君が今日在米同胞事業界の元

らるゝ事となつてをる。君今や其の生糸部主任となり併せて支店長代理者たるの要職を帯ぶに至つた。君は如斯して紐育三井物産支店に本據を構へて君の采配如何に依つては我國海外貿易界に至大の影響を齎らすべき重且つ大なる責任を双肩に擔ふて居る。此れが爲め昨年に至り君は歐洲列國の養蠶業並に生糸商業界を親しく視察するに至つた。今後君が我生糸貿易界に貢献し得る機會は更らに益々大あるとで有らう、吾人は君の健在を祝し、且つ其の成功を祈る。

金原東造君

森村新井組棉花部主任
紐育市西百四十六丁目五四三

金原君は東京市麻布區飯倉町で明治十二年に生れた。幼少の時代から身體が強壯であつて學生社會に於ける總ての遊戯運動は何れも頭角を表はしてゐないものはなかつた。其の正則中學校に入るや同校野珠隊の撰手として、又東京高等商業學校に學ぶや同校庭球部のチャンピオンとして常に斯界に於ける花役者で有つたとは、當時のレコードが之を證明してをる。高等商業學校を出で明治三十七年に横濱生糸合名會社に入社してから專ら棉花部に勤務すると十年一日の如く、君が今日同會社に於ける一方の重鎭として目覺ましき活動をなして居るのは寧ろ當然のことゝ云はねばあらぬ。君が横濱生糸合名會社に入つてから約く四ヶ年間本店詰とあつて精勤せし功績は君をして紐育支店に榮轉せしめ其の棉花部主任たらしむるに至つた、時に明治四十一年。紐育に榮轉してからは毎年棉花季節に於て南部地方に出張して親しく斯界の事情を視察し且つ同店出張所の監督をなすと數年に及んだ。今日森村新井組に於ける棉花事業の隆盛を見るに至つた事は、確かに君の手腕に負ふ處誠に大なりと云はねばならぬ。君は如斯して同店棉花部主任たると茲に七ヶ年此の間三度歸朝したが昨年の秋歸米に際し天國の如き麗はしき家庭を構ふる樣になつた。吾輩は君に就いて多くを知らない、然し君の溫厚なる態度と孔夫子然たる德望とに加ふるに事務的才能に富んでゐる處を知らば、君が紳士的事業家として好模範を斯界に實現して居る樣に見へる。是れ君の美德であつて後進青年事業家の大に學ぶべき處であると思ふ。然り君の如き眞面目なる事業家は二十世紀の商業界が要求する處の理想的新人物と稱すべきであらう。

裡に奮闘の生活を送つたかゞ想像せらるゝのである。其の後明治十九年に至り從來森村組が日本雜貨小賣商店たりしを純然たる卸商會と變更する樣になり遂に今日の發達を見るに至つたのは、全く村井君の劃策であつたと云ふとも特筆し置くべきことと思ふ。

序でに村井君の幼少時代のことを紹介して見たい、君は伊豫の國宇和嶋藩の吉田と云ふ農村に安政元年九月に生れ、小供の時から父業を手傳ひ農業に從事してをつたものゝ、君の天性は農夫たることを許さなかつたと見へる、一時は父君の命令に從ひ某寺院に入門して僧侶たらざる可らざる境遇に置かれたこともあつたが、君の天職は遂に僧侶たることを許さなかつたと見へる、十四歳の時笈を負ふて東都に出で慶應義塾に入舍して政治經濟學を研究し他日の大政治家大事業家たらんと志す樣になつた。同義塾に居ること數年未だ卒業するに至らざる内に、前述せるが如き事情の下に君は拔擢せられて森村組に入らなければならぬことゝなつた。君が今日我國海外貿易商界の巨魁たる森村組を統御し能く今日の發展を持ち來らしむるに至つた力量は、君の政治的天才に加ふるに事務的經綸の才能に富んで居ることを證據立てゝ居る、君の如き人物は在米同胞社會に於ける模範的事業家にして、且つ成功者中の元老と稱すべきである。

田嶋繁二君

三井物産會社紐育支店生糸部主任
紐育市マヂソン街二一五

田嶋君は群馬縣佐波郡嶋村に明治十六年に呱々の聲を上げた。抑も此の嶋村と云ふ處は我が國に於ける養蠶業並に蠶種業の開祖地である、此の開祖地であると云ふ四圍の境遇からして田嶋君も自然と養蠶業や生糸商業に趣味を有するに至つたのは寧ろ當然のことである。殊に君の叔父君の如きは日本蠶種を以て遙々歐洲に販路を求めんと伊太利や佛國等に出張したと云ふが如き家柄で有るから、君が小學校を卒へ東京に出で東京中學校に入學して居る途中で、學資貯蓄の目的を以て二ケ年間學業を廢し、生糸商界に身を投じたと云ふことは確かに蠶は身を助くと云ふ諺を實現し得たので有る。其後明治三十八年に至つて東京高等商業學校を卒業して三井物産の横濱支店に入社し、同年十二月特別なる選拔を受け紐育支店に榮轉することゝなつた。爾來約十年間同支店に勤務して、君が幼少の時代から修得した特種の手腕は遺憾なく、三井物産生糸部内に發揮せ

根本の理由は即ち村井君の人格と其の廣大無邊なる眞理の主張が漸次實現せられたが爲めであらねばならぬ換言せば森村組の海外貿易が世界同胞主義に基き世界の平和と人權の擴張を計り併せて國家の富强に資せんとする大精神に外ならぬと云ふとは、我が國海外貿易業者一般の心とすべき處である。特に此の精神を以て貿易業に從事せんとする人々が營業處世の教訓として私利を樂まないと、信實を旨とすると、信友の肉身に優れること等は勿論であるが、更らに最後に天道を信じ至誠以て其の天職に從事して倦まざれば、天は遂に吾等に幸福を與ふるに相違なしと云ふ一種の人世觀を示して居る處は、吾が國民の大に學ばなければならぬ事と思ふ。然り村井君の言行は常に此大精神から迸つて居る、即ち村井君が人に接する時四海兄弟主義から割出されたる温かい人情は、初對面の人々でも一見舊知の如しと云ふ麗はしい感化を與へぬことがないと云ふが如き、又君が情誼の裡に於てすら尙ほ且つ常に至誠を以て、責任ある言葉を發するが如き、人を咎めず、友を信じ、而して其の事業の爲めに一身を犧牲たらしめて今日に及んで居る處や、然かも其の奮闘の活歷史が常に國家の富强を本源となし敢て私利を樂しまんと欲せない處は、是れ即はち村井君が今日の成功をなせる所以であつて、又森村組が今日の發展をなせる所以であらねばならぬ。

扨て森村組が紐育市に創立せられたるは今から約四十年の大昔しであつて、森村翁の令弟森村豊氏が第六街に日本雜貨小賣商を開業したのが其の紀元となつて居る。村井君の渡米したのは明治十二年であつたが、君の使命や果して如何。森村翁が紐育に於ける新事業の擴張發展を計らんが爲め、何人か適當なる人物はあるまいかと、時の慶應義塾々長福澤諭吉翁に相談した時に、福澤氏答へて曰く年は頗る若輩であるが我義塾の内に一人目立つた人才が學んでをる、君の要求せらるる人物として推薦し得るの光榮を有するは我が義塾の誇りであると、直ちに此の一青年を森村翁に推薦した。此の青年とは即ち今の村井保固君であつた。今から三十六年前重大なる責任を双肩擔つて渡米した君は森村組事業の經營と其の擴張との爲めに寢食を忘れて奮闘した。君の奮闘史を縷述せんか到底本誌の如き限りある紙面に於ては其の萬分の一をも記すとが出來ないが只だ君が森村組事業創立初代に於ける難關に際し、店内の床上に藁を敷き、箱板を以て枕に替へて迄も其の困難たりし商戰と惡闘を持續し遂に光輝ある凱戰の商利を得たと云ふ事を述べて置けば、如何に君が苦境の

して今日に至つたのだ。然し君は同胞の要求に應せんが爲め開業すると既に七ヶ年に及んで居るが、君が學術の研究に餘念なきとは矢張り從來と異なるとはない今後益々勉勵怠るとあきを覺悟して居る處は、確かに君が前途に大事をあし得るの運命を有して居ることを豫言して居るものと云はねばあらぬ。

村井保固君

森村組總支配人
紐育市ブロードウヱイ五四六

吾輩は村井保固君を評論するに當り先づ森村組が如何ある精神を以て生れてをるかを論述せねばあらぬ。之れ森村組の精神は即ち森村翁や村井君の精神で有つて彼の天地を貫ける大精神は即ち森村組の生命であり、又村井君の生命であるからで有る。吾等試みに森村組を訪ふて其の支配事務室を見舞はんか、何よりも吾人の感興に心骨を踊らすものは、同社の總長たる森村市左衛門氏の署名を以て、社員に訓示せる我が社の精神てふ六大精神の訓令である。曰はく、

一、海外貿易は四海兄弟人權擴張共同幸福を得て、永く世界の平和を保ち　國家富强の元を開き、將來國家に志す者の執るべき事業と決心し創立したる神中也。

二、私利を不樂、一身を犧牲とし後世國民の發達するを樂とするを目的とす。

三、至誠を心とし信實を旨とし約束を違へざる事。

四、ウソをつかず慢心、イカリ、驕り、怠り、私欲を愼むと。

五、身をケガスなかれ、朋友は肉身より大切なり、和合共力するときは其功德金銀杯の及ぶ所にあらず、終生の神靈なり。

六、天の道を信ずべし、天は人の爲めに萬物を經營し寸時も休むことなし。

右の條々を鐵石心を以て勇氣、昇天の如く確守すべし、修養して怠らざれば心神の至誠天に通ずべしと、是れ即ち森村組の精神である。故に森村組に入社して居る人々は悉く此の主義により此の精神に依つて活動してゐないものは一人もあい譯であるが、其の代表的中心人物は云ふ迄もなく森村翁と村井君とで有る。

吾輩は以上の六大敎訓から學ぶべき美點は實に澤山あるとであらうけれど徒らに之を布衍するが如き愚を繰り返へすの必要を認めない。然し村井君が今日の大事業をなし森村組をして今日の隆盛を見るに至らしめた

年を以て故郷を飛び出し紐育市に渡航するに至つたのは西歴千八百九十四年のことで、今から丁度滿二十年と云ふ一と昔しで有つた。紐育に入るや其の翌年に至つて森村組に入社し。爾來二十年一日の如くに忠勤を盡して居る。君が森村組に入つてから今日迄同社に於ける精勤にして然かも機敏なる事業振りは實に同社内に於ける模範的人才として常に後進の青年諸氏に麗はしき教訓となつて居る。如斯誠實にして忍耐深かい、頑强にして理性に富んだ君の天性に加ふるに、其の無邪氣にして一視同人的の態度は確かに君をして今日の地位を得さしめたるに相違ない。數年ならずしてリンチン部に關係して其の主任たると久しかつたが本年に入つてから今の地位に轉勤した。君今や麗はしき家庭の主人公として二人の子供を有し樂しき人生を送つて居る。君は在米同胞青年に對し意味深き持論が一つある、それは學術研究とか、事業視察と云ふ名目の下に渡米したものは五年乃至八年間にして其の目的を達し、速やかに歸朝すべし、若しそれ以上在留すると云ふとは無意味であるのみならず同胞の顏汚しであると云ふ主張である。蓋し君の如き人物にして始めて此の論旨を主張し得るとが出來るであらう。

齒科醫　伊與田清吾君

紐育市西百八丁目六十八番地

今から十年前に渡米した伊與田君は、齒科に關する學術の研究を重ねんが爲めであつた。明治十一年大分縣中津町に生れた君は年十一二の時代から齒科醫たらざる可らざる境遇に置かれた、と云ふのは君の親戚に菅沼友三郎と云ふ人があつて同氏は其の當時既に米國に於て齒科醫學を修め歸朝して東京に齒科病院を開き我が國の齒科醫界に於て一方の泰斗となつて居たものだが、君の父兄達や親戚等は是非とも君をして將來の齒科醫たらしめんと勸誘したものと見へる、幼年なりし君をして遙々東都に笈を負ふて菅沼氏の門弟たらしむるに至つた。君は如斯して十一二歲の時代から齒科に關する見識と技術とを修得しつゝ傍らに於て、英語や中等教育科目を學び遂に東京齒科醫院（今の東京齒科專門學校）に入學し學理と實驗とを兼修すると約二ヶ年に及んだが、學校を卒業する以前に於て旣に醫術開業試驗に合格した。其の後一ヶ年程東京に於て開業してゐたが、更らに學術の蘊奧を究め度い目的で紐育に來り紐育齒科醫學校で約二ヶ年間研究を積んだ後、同胞の要求に驅られて千九百七年に到り再び實地に開業

の秘密を破つて明言して居る。吾人は君の主張と理想とをして遺憾なく發揮せしむる時勢の到來せんことを鶴首しつゝ君が前途の幸福を祈る。

井上信君

三井物産紐育支店樟腦部主任
紐育市マヂソン街二五

在米同胞社會に於ける運動家中で最も目立つて吾人の注意を引いて居るものは三井物産の井上君である。井上君は只に日本人社會中に於ける棟梁たるのみならず米人社會に於て嶄然頭角を現はして居るとは吾等の誇りとなす處である。然かも君の多樣なる運動種類が何れも歐米人固有の運動部類に切り込んで彼等の間に在つて常に好評を博し、第一流の撰手として力量を表はして居るとは、只に君一個人としての名譽たるのみならず、實に我在米同胞の誇りで有る。更らに極言せば我日本人は歐米の運動又は社交界に仲間入りをする實力を有し、且つ彼等と競技するも決して敗を取らないと云ふことを彼等歐米人に示してをると思へば、吾等在留同胞は尙ほ更ら肩幅の廣きを覺へざるには居られない。井上君が會員二百五十名を有するハウオース、カンツリー倶樂部と稱する紐育地方に於ける最大のゴルフ倶樂部の役員として且つ同倶樂部の代表撰手となり常に其の技倆を斯界に發揮し歐米人をして賞讃置く能はざらしむることは吾人の最も快となす處で有る。君は明治十八年に東京市に生れ年二十にして東京高等商業學校を卒業し、直ちに三井物産株式會社橫濱支店詰となつたが、其の翌年即ち明治三十九年には撰拔せられて紐育支店に榮轉し遂に今日に至つて居る。君の如き春秋に富んで居る商業家の、其の前途に擔へる新運命が驚天動地の大事を爲すに至るべきやは吾人の豫言を俟たずとも明白のとで有らう。君の幸福を祈る。

山口岩三郎君

森村組運輸部主任
紐育市西百七十九丁目八二五

山口君は長崎市の人である明治九年に生れた。爾來十七八歲の頃迄は故鄕に在つて父君の事業を手傳ふて居つたが、長崎市の如き海外貿易港に生ひ育つた君、然かも父君が此等の貿易業に直接又は間接に關係してをつた四圍の境遇からして、山口君も自然と世界的思想を有する樣になつたと見へる。年僅かに十八と云ふ若

した。然し君は最初から商賈人にならんとする希望は少しもなかつたらしい。君が今日繪畫をよくする處を見れば少年時代に於て斯業を研學したとも想像せらるるのである、特に君本來の希望せし職業は醫師たらんとするに有つたが、不幸にも身體虛弱の爲め中途にして學業を廢して森村組に入ることゝなつた。然し森村に入つたもの丶更らに身体保養の爲め明治二十八年布哇に轉地し同地に滯留すること一ヶ年餘りであつたが此の間に君は今日同地に於ける最大邦字新聞たる布哇新報を起して其の主筆となり在留同胞社會に貢献せしこと頗る大なるものがあつた。此の當時君は全生涯を文藝の爲めに献げて見度いと思ふたこともあつたらしいが、徒らに有志騷ぎに貴重のライフを費やすのは馬鹿馬鹿しいと云ふ自覺を生ずるに及んで、斷然新聞事業を廢して紐育に遠征したのは明治二十九年の秋であつた。紐育に來るや從來森村組との關係も深い君のことだから直ちに森村新井組に入社する樣になつたのは當然のことである。其後今日に至る迄殆んど二十年間は飛ばず鳴かずで森村新井組に忠勤し今日に於ては新井翁の女房役を勤めて萬事萬端同翁の事業を助け其の相談相手となるに至つて居るが、餘り社交方面に顏出しせないものだから廣瀨君が森村新井組に重要の椅子を占め我が海外貿易事業界に所謂緣の下の力持ちをして居ると云ふことに對し餘り多くの注意を拂ふ機會がないやうに見へる。是れは廣瀨君が殊更ら自己の吹聽を謹しみ、公私の區別なく表面上に社交界の華たらしむることを避けて居る一事に起因すべきことゝ思ふ。吾人の知つてゐる範圍に於ては君は辯論の人である、事務的の人であり又社交的人物であることを否認することは出來ぬ。例へば君が女子敎育論に對する抱負の如き、或は職業と人間の價値と云ふが如き實際的にして然かも哲學的なる主張や論說は到底凡人の眞似るなどが出來ない卓論であることを聞き、或は運動界に於て君が米人テンニス倶樂部會員として其の役員を勤めて居る處や、或は君が得意の道樂謠曲は在米同胞社會に於ける第一流の達人として賞讃せられ幾多の門弟を有してをる處などは、矢張り廣瀨君の特性を說明してをるのである。然し君が拔群の天才と實力とを有してをるに拘はらず尙ほ且つ日本人社會に匿れたる生涯を送らんと殊更ら努めてをる處は、他日君をして一層大なる廣瀨君たらしむる所以であるであらうと思ふと吾輩は畏友として此處に單評を試みざるには居られない。君は明治四年の生れであるが現在の戸籍は東京市京橋區木挽町九百三番であることは、總領事館登錄簿が君

岡山市士族の家庭に生れた。君が十六歳の時紐育市に漂然として上陸する迄に至つた動機は、小學校を卒へ中學校に入り中途にして商船學校に轉校し他日運轉技師として遠洋航海に從事せん希望であつたが、其の當時某先輩の船長たりしが、同氏の勸誘により直ちに船員となり實地研究をなすこととなつた。此時君は年僅かに十四で有つたが二ヶ年間遠洋航海に從事せし時、自巳の天職は海上に非ずして陸上の職業たることを悟る樣になり十六歳の時紐育に到着するに至つた。紐育に着いてから四ヶ年間は學僕或は家庭勞働と云ふが如き各種の經驗を嘗めた後、日本人が學問して學校を卒へ愈社會に出ると又同じく元の家庭働きをなさねばならぬ境遇にあることを認め、今後立身出世の道を求むるには何か技術上の職業を見出すに如くものはないと云ふ自覺が起ると同時、從來懷鄕病に罹つて早やく歸國し度いと云ふ希望は全く斷念し愈米國の土となる迄踏み止まつて何事か自巳の天職を成就せんものと決心する樣になつた。是れ君が今日米國人エリザベス孃とスイート、ホームを作り久、明兩君を設け樂しき家庭の主人公たり得るに至つた動機となつて居る。そこで佐々君は千九百四年に至りホテル、マツカルピンに於て洋服プレツス業を開始した。日本人にして此の種の事業を開く樣にあつたのは元より君を以て嚆矢となすべく米人社會に於ても誠に稀れなる新職業であつたものだから此の新事業は旭の如き勢を以て日々繁昌に赴き一時は十四人の職工と三人の配達人を使用するに至つたと云ふことで有る。以て其の當時君が如何に巨額の富を作る機會を持つてをつたかゞ想像せらるゝ。其の後時勢の變遷と共に純然たる洋服裁縫業を營むこととなり今の處に本據を構へ、日米人上流社會に多くの得意先を有し、其の信用を贏ち得たることは、君の成功として勿論慶賀すべきことで有るが、吾人は寧しろ君の如き事業家あるを見て、在留日本人社會の誇りであると思ふ吾輩は今後君が紐育に於ける斯業界のキングたらんとを祈望して止まない。

廣瀨猛雄君

森村新井組事務長

ニユージャシー州ウエストフヒールド市

廣瀨君は高知縣の人で有る。父君實榮氏は森村銀行の頭取をやつて居ると云ふ緣故があつたか否やは、吾人の知らない處であるが年若い時代に既に森村組に入社

楠井貫一君

大倉組紐育支店代理者
紐育市チャーチ街三十番地

楠井君は圓滿な、如才ない、事務的才能に富んで居る新進の人物であることは、君が紐育大倉組支店に來つてから僅かに三四年にしか成らないけれど、其の社交振りを目撃し、其の事務所を見舞ふた者は誰れでも吾人と同感を起さない者はない。君が彼の日本倶樂部幹事として或は家屋委員として常に會員中に最も圓極に切り廻はつて居る處は、吾人門外漢と雖も嘆賞に價すべきを氣附かずには居られない。君は京都市の人であるが東京高等商業學校を卒業して大倉組に入社したのは明治三十九年で有つた。然し楠井君の學歷に就いて附言して置き度いとは、君が京都府立中學校を卒へてから高等商業學校を卒業するに至る期間に於て、東京なる高等工業學校に三ヶ年の研學をなし機械工學に關する學術の蘊奥を極めて居ると云ふとは、君の實業的方面に於ける將來に如何なる發展を持ち來すべき資料たるべきや否やは、假令吾人の關知する處でないとするも、其處には確かに深い理由を見出したに相違ない大倉組に入社してから數年を經ざる内、千九百十年に至り拔擢せられて紐育支店詰に榮轉したのは蓋し大倉組の紐育支店には君の如き手腕あり學識ある特種の人才を要求したが爲めで有らう。今回支店長高木氏が本店詰となつて歸朝するに及んで君は其の後任者として大倉組紐育支店の代理者たるに至つたとは寧ろ當然のとと云はねばならぬ。君の如き春秋に富んで居る新人物が他日更らに大事をなすに至るべき時勢の到來することは除り遠き將來のことではあるまい。吾人は君が自重自愛し以て其の天職を全ふせられんとを祈望して擱筆し置かん。

佐々壽君

佐々洋服店主
紐育市西三十八丁目六八

米國東部地方に於ける日本人洋服店業の魁にして、且つ今日紐育の商業中心地に日米兩國民を相手として、一門の成功を持ち來らして居るものは先づ佐々君を以て第一位に推擧せなければならぬ。君が今日の獨立營業をなすに至る迄には相當の苦心もあつたに相違ないが、十八年前赤裸々たる一少年が紐育に上陸してから今日の事業に成功する樣になつた佐々君は明治十年に

大嶋供佐君

茂木桃井組營業部長
紐育市西百十一丁目二三八番

明治三年に奥州盛岡市に生れた大嶋君は年漸やく二十と云ふ壯年時代となつた時、何か世界的仕事を遣つて見度いと云ふ大望を抱いて渡航するやうになつたのは今から卅七年の一と昔しで有つた。桑港に上陸してから約五ヶ年間同市に滯留してをつたが、此の五年間に於ける君の奮闘は他日君が各地に活躍を試みる實力を涵養した樣に見へる。即ち大嶋君が桑港に於て奮闘したあとは第一日本人靑年會事業に關係して其の幹事となり同胞靑年界に献身的な骨折りをなしたとは、矢張り君自身に於ける精神修養の機會を與へられたものと見へる、其の當時に於ける君が熱心にして純良なる宗教信者とあつたとは之を證明して居る。第二は君が獨學自修の機會を得たとで有る、元よりストーデ博士の薫陶に依ると大なるものありとするも君が今日の見識を備へ、英語の達人として在留同胞中第一流の人才たるに至つたのは即ち君が自制自修、堅忍不抜の精神に富んで居つたに歸因すべきで有らう。第三は君が斯の如き多忙の生涯を送つてゐた内に實業方面に踏臺を求めて、日本雜貨業に從事することゝあつたとである。斯樣にして君が五年間の實力養成と實地研究の結果は遂に千九百九十二年に至り紐育市に遠征し更らに高木種吉氏と共同して日本美術雜貨店をヒラデルヒヤ市に經營することゝなつた。其後更らに君は獨立して費府に竹器製造所を起し日本竹細工販賣の爲め大に貢獻する處があつたが資金の充實を見る能はずして前途有望たりし事業も遂に中途にして挫折するに至つたのは同業發展政策上誠に遺憾となす處で有る。斯の如くして獨立自營の事業に失敗せし君は其後アトランチツク市なる嶋村組に支配人として入社し更らに千九百二年に至り今の茂木桃井組營業部長として、我國陶器磁器並に美術雜貨貿易界に目覺ましい手腕を振ふ樣にあつた大嶋君は桑港時代に面白い逸話を持て居るそは今日西部地方に於ける在留日本人勞働者の爲めには大に紀念すべき一仕事を大嶋君が發明したとで有る。君が靑年會幹事時代に於て幾多の靑年に對し適當なる職業を見さなければならんと苦心せし結果、遂に屋外掃除勞働と云ふ働き仕事を發明する樣になつた。今日到る處に此の種の勞働業に從事して居る幾百千の同胞は正に大嶋君に感謝すべきとであらねばならぬ。

參者と云ふべきで有らう、從つて君が同商會に於ける位置も其の活動の範圍も或は古參者諸氏の様に餘り幅が利けあいかも知れぬ。然し君が同商會に招聘せらるるに至つた理由を知らば君の前途は確かに多忙の運命に充ちて居る様に見へる。君が渡米するに至つたのは今から丁度二十五年前のとで、渡米の動機は當時君の叔父君にして在紐育同延會社支店支配人であつた風間金八氏を尋ねて、同會社に入らんが爲めであつた。同延會社と云へば我國生糸輸出業に關しては特種の關係を有してをつたとは何人も知つて居るとであるが、君の同會社に入つたのは明治廿三年十月で有つた。其の後同會社が明治四十二年に至つて閉鎖せらるゝ迄約二十年間、初鹿野君は我生糸貿易業に從事し其の後半期に於ては風間氏の後を襲ふて同延會社支店支配人として花々しい活動を試み、同延會社の初鹿野君か初鹿野君の同延會社であるか、殆んど異身同體の如き實力を以て我生糸輸出貿易界に貢献したとは吾人の記臆すべきとであらねばならぬ。然し時勢の變遷と共に同延會社は不幸にして漸次衰運に趣き遂に破綻の止を得ざるととあつた。茲に於て君は其の精算人として暫らく森村新井組の社内に事務所を置くととなつた。此の如き關係からして從來は常に反對の位置に立つてをつた新井君と初鹿野君とは漸次胸襟を開ひて我生糸貿易業に關する意見の一致、意思投合を見るに至つたものと見へる。君が同延會社殘務一濟を片附くるに及んで、森村新井組に招かるゝ様になつて今日に及んで居る。蓋し君が過去二十餘年間に於ける實驗的手腕は新井氏をして君の入社を歡迎せしが爲めである。君は明治四年山梨縣東山梨郡日川村の生れであるが、小學校を終へてから約二ヶ年間は英學塾及び漢學塾に通學してをつたが、其の當時私學として唯一の學府で有つた慶應義塾に入學せんと東京に出たのは君が年十四歳の夏で有つた。其後五ヶ年間螢雪功成り十八歳の若年を以て同義塾を卒業することゝあつた。卒業後直ちに渡米し紐育に其の本據を構へ我生糸貿易界に貢献せると既に四分の一世紀に及んでをる。今から十年二十年の後に我生糸貿易業が果して如何なる程度迄發達すべき運命を有するや否やは、吾人の豫測すること甚だ困難であるけれど、初鹿野君が我生糸輸出貿易業の將來と其の運命を共にせんとする覺悟を以て奮闘努力するで有らうとは吾人の豫言するに難からぬことゝ思ふ。吾人は君が他日第二の新井氏たる重望を擔ふて居ることを知るが故に君の健在を祈らずに居られない、君幸に自愛せられんことを。

て勉學すること二ヶ年、卒業期を俟つを晩しと思ひ直ちにスタンフオード大學に入校せんとパロアルト市に赴いて入學試驗に取りかゝつた處、横濱市の小林氏がシカゴ市に開かるゝ大博覽會に東京組合なる名義の下に出品せんと渡航するに逢ひ、君は小林氏の懇請に從ひ大學入學試驗を中止し直ちに東行することゝなつた。是れ君が舊友の恩に酬ひんが爲め學業を棄して迄も小林氏の勸誘に應ずるに至つたことで有らう。君が今日の活動をなし得るの機會は乃ち此の時に於て愈々萠芽することゝなつたシカゴ市に出で東京組合賣店部支配人として目覺ましき手腕を表はしたことは當時同博覽會に關係して居た人々の等しく嘆賞する處で有る。大博後君は同志のもの三四名と聖路易市に出で日本美術雜貨店を經營することゝなつたが、時勢は君の新事業を祝福せなかつたと見へる、不幸にも遂に失敗を見るに至つた。茲に於て君は再びシカゴ市に出で當時日本雜貨商會とし一二を爭ふてゐた嶋村組支店の支配人となつたが、其の後手塚組の支配人となり、同氏が關西貿易會社に轉任するや千八百九十七年に至り入つて同會社の副支配人となり、同會社の破綻するや千九百三年に今の森村組に入り其の陶器部主任として尚ほ村井氏を助けて其の副支配人たるの要職を占むることゝなつた。

爾後今日に至る迄十有餘年森村組の重鎭として益々君の手腕は發揮せらるゝ機會に接して居る。君は只に商業方面に得意の手腕を振つてをる計りでない。紐育に於ける日米人外交社交方面に於て常に森村組を代表して活動してをる處は、吾人の大に敬服すべき點で有る其の共濟會や新日本人會の設立に就き卓越せる企圖を立て在留同胞發展に努力して居ることは何人も感謝すべき處で有らう。君が今後森村組に於ける柱石たるべき實力と量位とを實現し第二の森村翁又は村井氏として我が雜貨貿易商業界に於ける元老たるべき時期の到來は餘り遠き將來のことでは有るまい。故に吾人は君の健實にして計畫深い實業的天才の圓熟なる發達を希望して止まざるものである。君幸に自重し自愛せられんことを。

初鹿野啓二郎君

森村新井組生糸係
ニユージヤシー州ウエストフヒールド市

初鹿野君が森村新井組に入社したのは今から僅かに五年前のことである、故に君は森村新井組に於ては誠に新

代からの村の庄屋で酒醸業を營んでゐた。然し君が明治三年に呱々の聲を揚げてから間もなく廢藩置縣の制度行はるゝ樣になつたと共に、不幸にも君の家運は漸次衰へんとする傾きあるに至つたものだから君が小學校を卒へて大阪市に出て時の文部省直轄中學校に勉學してをつたに拘はらず遂に中途にして退校し、歸鄕して父君が米穀商を營む樣になつたのを助けねばならぬ身となつた。此の時君は僅かに十六歲の春であつたが實業に身を委ぬることなら宜しく海外貿易業に從事せんとする希望を抱くに至つた。

そこで地主君は單身故鄕を去つて東京に出奔せんとした處が、父君の勸告に從ひ橫濱市に伴はれて、小林氏經營の日本雜貨商會に出勤するやうになつた。君が同商會に入つたのは勿論海外貿易に從事せんが爲め實習の場所たらしめん考で有つたけれど、其當時君は所謂年期奉公と云ふ約束で十ヶ年間は勤務せなければならぬ義務ある身となつたのは君が年十六歲の秋で有つた。同商會に在勤すること二ヶ年餘りを經たが、此の間に君は橫濱商業學校夜學部に通學するの特點を與へられて居つたと云ふことは、其の當時に於て旣に君が破格の人才であつたことを證據立てゝ居る。然るに地主君は友人の勸誘により小林商會を辭して日本郵船會社に入りて其の倉庫部に勤務することゝなつた。當時の倉庫部には主として外國人相手の仕事のみで有つたが君が此係員たることを得たのは、三ヶ年間商業夜學校に於て英語の研究を積んだ實力に歸因すべきで有る。地主君は郵船會社に居ること一ヶ年にして再び外國商館でバーナード、エンド、ウード商會と云ふ日本茶輸出貿易商會に轉勤する樣になつた、蓋し君が海外貿易に從事せんとする野心は郵船會社を辭退せなければならぬこととなつたに相違なしとするも、又君の語學が達者で營業實務の才能あるを認識したる同商會が君を重用せんとする切なる勸誘に應せんが爲めで有つた。此の時君は僅かに二十歲の靑年であつたが、愈々海外に飛躍を試むべき機會は近付いて來た。同商館に居ること三年に及んで社員等の勸めにより米國に渡航し、シカゴ市に於ける米人茶商會に入り日本茶貿易に從事せんとする希望に滿たされて、桑港に上陸したのは今から二十三年前のことで有る。

然るに上陸してシカゴ地方の商店に紹介狀を送つて事狀を聞き合はせて見た處が、日本人は容易に米人商店に働き口を見出すことが出來ないと云ふ事實を知ることゝなつた。茲に於て地主君は先づ一層語學の研究を積んで他日の大功を期せんと桑港のハイスクールに入學し

大橋秀三郎君

大橋商會々主
紐育市レオナード街五四

愛知縣海東郡津嶋町に明治九年に生れた大橋君は名古屋中學校を卒業するや、直ちに京都第三高等中學校に入學した、蓋し君は未來に於ける大政治家たらんとする希望を有して居つた爲めで有る。然るに家運衰へて遂に中途退學をせなければならぬこととなつた。されど君の野心は到底抑制することが出來ない、再び大志を抱いて渡米することとなつた。乃ちハーヴアード大學に入り同校に政治經濟學を研究すること三ヶ年に及んだが、學費欠乏の爲め遂に同校をも中途にして退學することゝなつた。此の時君は黄金の力の如何に大なるべきかを自覺するに及んだと見へる、千九百六年に至り資金僅かに十弗を懐にしてカーボン紙の行商を開始した。君の奮鬪力に富んで居る經濟的特種の技能は十弗の資金を以て開業した君の事業をして數年ならずして長足の進歩發達を見るに至らしめた。今や大橋カーボン商會として堂々たる製造場を有し毎日五十人乃至六十人を使雇し其の商業區域も東部沿岸諸州は勿論遠く市俄古市或はテキサス地方迄擴張する様になつた。大橋君の如き事業は日本人營業の實業としては確かに新機軸を出したものと云ふべきである。今日君が數萬の富を貯へ更らに業務の發展を計つて歐洲大陸へも手を延ばす様になつたのは、實に時勢に投合せし君の新事業が、君をして今日の幸運を持ち來らしめたとするも亦君にして先見の明あるにあらずんば此の機會を捕ふることが出來なかつたことは云ふ迄もないことだ。君が前途の成功は未知數に屬して居る、今後君が日本人ミリオナーとして紐育市に名望を博するに至るは餘り遠き將來では有るまい。吾人は君の健在と成功とを祈望す。

地主延之助君

森村組副支配人
ニユージャシー州ウエストフヒールド市

事務的才能と營業的力量とを持つて居る事業家は如何なる場所に突き出しても常に目醒ましい働きをせないものはない。森村組に於ける地主君の如きは矢張り此の種の特性に富んで居る人物と云はねばならぬ。地主君の故郷は三重縣飯南郡愛可村であるが家業は祖先代

あつたが或る事情のため伊與田君は更らに東方に遠征し遂に紐育市に據處を構ゆる樣になり、千九百一年に至り茂木今成組(今の茂木桃井組)に在勤することゝあり爾來今日に至る迄十四年間茂木桃井組支配人として同店の發展を一手に引き受けたるが如き重望と責務とを以て奮闘して居る。君今や三人の子女を有し麗はしい家庭の主人公として前途多忙の運命を擔ふて居る。

君の性質は誠に磊落である、殊に一杯機嫌の時には一刀亂馬を斷つと云ふが如き機敏なる觀察を以て事物を裁判する處は何人も眞似の出來ないことである。然し君の事務的才能に於ける緻密ある判斷力と豫言的見識とは、磊落にして粗暴たるかの如く見ゆる君の社交上に於ける特性を悉く消化して居る樣に見へる。君も亦我が事業界に於ける一怪傑と稱すべきで有る。

石川春水君

石川美術商店々主

ボストン市ベイルストン街一八八

石川君は加賀の人である。米國に渡航するに至つたのは今から十六年前のとで有る。君は元來故國に於て繪畫の修養深く米國に來つたのは斯道の研鑽を目的としてをつた。故に君は畫家として立つも既に一家をなすに至るだけの實力を有して居る相な。君の性は頗る正直であつて社交術に長じ、能く人を容るゝが故に何人と雖も君の人格を慕はないものはない。又君は世故に通ずると同時に商才にも長けて居るから、君が今日其の專門なる畫道を離れて商業界に身を投ずるに至つたのも誠に深い理由が有るものと云はねばあらぬ。

君は事業經營者として中々の手腕を有して居るのだ、今から十年前紐育市に於て日本美術雜貨店を營み相當の成績を擧げたが、其後ボストン市に至つて商店を開くこととなつたのは今から四年前のあとで有る。此のボストン市に於ける最近數年間の活動は君の事業をして長足の發展をなさしむるに至つた。蓋し君の事緣經營に關する非凡の商才が遺憾なく實現されたが爲めであらう。今や君は本店の外にマサチユセツト州オークアラフに支店を經營して居る、尙ほ附記すべきことは君が今日の成功を見るに至つたとは勿論君の實力に依るとに相違ないとするも、更らに今日の置位を造り上げしは君の令夫人が內助の効も亦與つて大なるとであると云ふことだ。吾人は石川君の健在を祝し其の事業の益發展あらんとを祈る。

現在執務上に於て多大の便益を與へて居るに相違ないと思ふ。大久保君は學生時代に於て面白い一つ話が有る、嘗て友人某を出迎への爲め新橋停車場附近に佇ずんで居つた時、江戸兒式の一勞働者が君の面前に止まり、君の頭の天邊から足の爪先迄幾度となく眺めては不審相な顔して大久保君に訊ねて『君の職業は如何ん』と。乃ち大久保君は學生であると直答したが、右の男は非常に失望せる風情で『誠に殘念です貴下が學生であると云ふことを聞いては、若しも貴下が相撲界に立身出世の道を求めたらんには確かに天下の横綱たるに至るべきを』と涙ながらに立ち去つたと云ふ滑稽話しがある相な。是れ君が六尺大の體軀を有せるが爲めであるからだ。然し相撲界に天下の横綱たるの機會を持たなかつた君が、我が實業界に於て天下の横綱たるに至るべき機會は刻一刻と君の前途を祝福して居る様に見へる。君が貴族的生涯を棄てゝ平民的實業界に天下の横綱たらんとするの勇氣は、故國實業界に偉大の教訓と刺戟とを與へつゝあるものと云はねばあらぬ。吾人は此の意味に於て大久保君の健在と其成功とを祈らずんばあるべからず。

伊與田春次君

茂木桃井組支配人
紐育市バークレー街一二五

伊與田君は大分縣中津町の人である。明治七年に呱々の聲を擧げたが、少年の時代から海外に飛び出して一仕事して見度いと云ふ希望と野心とは、君をして長く故郷に止まらしむることが出來なかつた。即ち君が十八歳となつた時最早君の心は狭苦しい日本の天地ではなかつた、直ちに大志を抱いて渡米することゝあつたのは千八百九十三年のことである。桑港に上陸するや君の希望たる實業方面に活路を開かんと求めたが幸にして當時桑港に於ける日本人經營の日本雜貨商として は最大なりし甲斐商會に店員として勤務することゝなつた。是れ君が米國に於ける日本雜貨商に關する智識と經驗とを得るに至つた紀念すべき最初の舞臺であつたに相違ない。君は甲斐商會に止まること三ヶ年に及んだが、君の商業實務上に於ける手腕は君をして更らに一大飛躍を試ましむる事となつた。即ち千八百九十七年に至り甲斐商會が聖路易市に其の支店を新設するに及んで、君は拔擢せられて其の支店長となり東行遠征する様になつた。同地に滯留すること二ヶ年餘りで

あつたであらう。蓋し自巳の長所を發見するには種々ある試煉をなさなければならないからである。君の如き學識と實驗とを有せる人物が新しい意匠を以て新事業に着手するに至らば其の成功や疑ひなき處で有る。吾人は君のホテル事業が速やかに實現せられんことを望む。

大久保利賢君

横濱正金銀行紐育支店副支配人
紐育市ウォール街五五

明治維新の元勳にして大政治家であつた大久保利通公の家庭に養育せられた君が、其の令兄諸氏の政治界又は外交界に官僚的職業を漁さつて居る場合に、身を商業界に投ずることは既に非凡の人物であることを證明して居る。君の如き家系を有し四圍の境遇からして君の立身出世を求めんとせば、假令如何なる方面に於ても相當の成功を持ち來すべきは疑ひなしと雖も、殊に官界に遊泳したらんには此頃は少くとも一方の頭領として地方長官たり又は本省の局長たり得ることは誠に易々たるものであつたに相違ない。然るに斯の如き階級的方面の職業をば念頭に置かずして平民的實業方面に新局面を開拓せんとし、君が東京帝國大學獨逸法學部を卒業するや直ちに横濱正金銀行に入ることゝなつたのは、今から僅かに十二年前明治三十六年の夏であつた。正金銀行に入つた其の翌年に至り君は撰拔されて英京倫敦なる同行支店詰に榮轉することゝなり明治四十三年迄約七ヶ年間同地に勤務して居つたが、同年春賜暇歸朝となり、歸朝後は直ちに同行東京支店副支配人と云ふ要職に榮轉することゝなつた。斯の如くして君は東京に在勤すること四ヶ年の後再び拔擢せられて紐育支店副支配人として榮轉する樣になつたのは昨年七月の事で有る。君の紐育市に轉任せらるゝに至つた理由は云ふ迄もなく一宮現支店長の後繼者たらしめんが爲めであらねばならぬ。君は明治十一年の生れであるが東京府立第一中學校を出た時に、君は既に身を商業方面に委ねんものと決心せしものと見へる、直ちに東京高等商業學校に入らんとせしが、先輩諸氏の勸誘に依り第一高等學校に入學し進んで帝國大學を卒業することゝなつた。故に君が帝大法科に入つたのも卒業後は必ず實業界に入らんが爲めであつた。然し商業界に投ずるに鹿爪らしい獨逸法律などを研究せなくとも差閊はないものゝ樣に見へたけれど、愈々實業社會に入るに及んでは大學敎育を受けて居つたと云ふ事が

べきである。されば山中君の如きは單に商業方面に於て一大成功を持ち來たらして居るのみならず、又是れに依つて日本を米國に紹介し日米の平和的關係を結びつゝある點に於て大に感謝すべき事業を成就したものと稱すべきであらう。目下山中商會ボストン支店には山中君監督の下に森太三郎支配人以下日本人五名米人男女六名の店員を有し同市に於ける代表的日本美術店となつて居るのは決して故なきにあらずと思ふ。尙ほ山中君はボストン市同胞社會に在つて常に公共事業に盡力する所多く現に同市日本人倶樂部の會長として重きを内外人の間になして居るのである。山中君の如きは在米同胞社會に於ける事業家にして且つ摸範的紳士と稱すべきである。益々健在にして事業の發展は勿論日米問題の惹起せる昨今に於て君が特殊の才能を遺憾なく發揮せんことを切望して止まざる次第である。

内田林市君

ナイヤック倶樂部支配人
紐育州ナイヤック市

長崎縣矢上郡矢上村に明治五年に生れた内田君は、十八歳の時に普通教員檢定試驗に合格して一時小學校の教師となつた、其の後間もなく日本郵船會社に入社して輸送課に入り外國品部に勤務すること約二ケ年に及んだが、故あつて退社し故郷に歸つて父が醫業に從事せるを助け其の藥局の助手たるに至つた。在郷すること數年の後、明治二十八年に至り渡米して牧畜業を專攻せんとしミシガン大學農科大學專修科に入學し二年の後卒業したが此の時は牛酪製造を專攻した。其後オンタリオ大學に學び或はガールフ市の牛乳撿查係りとして實地に研究を重ねた。然し君は農業方面よりも商業方面に趣味を有するものと見へて、明治三十六年紐育市に出でホテル業を研究することゝなつた、即ちアスターホテルに入つて實地見學を重ね、其の後日本倶樂部の支配人となつたが、今はナイヤック倶樂部の支配人として手腕を振つて居る。同倶樂部は會員五百名を有し避暑地として紐育郊外優勝の地である、内田君は今後終生の事業として日本に理想的のホテルを經營せん計畫を立てゝ居る。數年前東京帝國ホテルから其の支配人として勸誘があつたけれど、君は尙ほ研究の必要があつた爲め之を固辭したと云ふことである。君が小學校教員より會社員となり、藥局生から牧畜業者たらんとし最後に旅館業を專攻して自から經營せんとする決心を有するに至つた迄には、隨分思想の變遷が

後優等の成績を以て卒業した。卒業後千九百十年に至り紐育市に於て再び實業界に投じたが此の時君は既に純然たる獨立事業經營者として商業を經營することゝなつたのは、蓋し君が過去に於ける實業教育と實地經驗を重ねたる結果に外ならぬ事と云はねばならぬ。君が現今營業して居るものは日本雜貨美術品等の輸入であるが、殊に君が營業中に於て同業者間に率先して着手したものは日本竹籠及び手拭地輸入に關する機敏なる營業振りである。今日の川口君は紐育市に於て事業を開始してから誠に日淺いことであるけれど、君が抱負は着々として成就し事業も漸次擴張せられて居る。精勤にして奮闘力に富んで居る君が他日の大成を期し得ることは吾人の信じて疑はざる處である、君の健在を祈る。

山中繁次郎君

山中商店理事

ボストン市ペイルストン街四五六

山中君は大阪に本店を構へ、倫敦、紐育及びボストン市に支店を持て居る日本美術並に東洋骨董商として有名ある山中商會の理事の一員で有つて、現にボストン支店の監督主任を勤めて居る。當年取つて四十六歳であるが謙讓溫厚の紳士として在留同胞間は勿論一般米人社會に於て尊敬を受けて居る。山中君の渡米は明治二十七年であつて丁度山中商會が其の支店を紐育に開設せし當時であつた。然るに今から十六年前山中商會が更らに其の支店をボストン市に開設するに至つて、君は其の創立主任として新らしき商業區域の開拓に努力し遂に今日の發展を見るに至つたものである。

由來ボストン市と云ふ處は日本美術品、尙ほ之を廣く云へば東洋美術骨董品に對し特種の趣味を有して居る處であるが、之れは今を去る二十餘年前モーリス博士に依賴して幾萬の財を投じ東洋美術品並に骨董品を聚集せしめ、同市の美術館に陳列するに至つて同地方の市民は自然と此の方面に注意を拂ひ趣味を開發する樣になつた事は確かに日本美術商の隆盛を來らしむる遠因となつて居るに相違ないが、更らに彼等市民をして日本及び東洋美術骨董品の紹介に努めつゝある山中君が其の日本第一流の商店として彼等の間に異彩を放ち此等の商品を紹介せしとが今日同市に於ける日本趣味を鼓吹するに至つた近因であると云はねばならぬ。換言せば新英州に於ける日本美術思想の開發はモーリス博士や山中君等の畫策に負ふ所頗る大なるものと云ふ

育市へ移轉せしとは既に事業の發達を意味して居るがパークロー街に新らしき商會を設立してからの竹田北村商會なるものは日本食料品の外に日本美術及び雜貨營業をも開始することゝなつた。其の後大正三年正月に至つて竹田君は日本雜貨商の發展を計らんが爲め紐育の中心たる東五十九丁目百十番地に移轉して商店を擴張し日本雜貨商店として堂々たる外觀と豊裕なる實質を備ふることゝなつた。元より日本食料品並に日本の書籍雜誌等の營業は從前と殊なる處は無いけれど、竹田君は外國貿易の發達を計らんには少數在留者の日本人を相手とすることの前途に大なる望みを有して居ないことを知つて居るものだから、今後の事業發達は米人を相手となす日本品の輸入と日本人を相手とする米國品輸出は即ち君の理想を實現せしむべく、君の努力と其の遠大なる計畫とを要求して止まざるものがあつたに相違ない。從來竹田北村商會の名義であつたのを北村氏の死去と共に再び竹田氏の個人經營となるに至つたが、竹田君は更らに其の個人經營を變更して株式組織となし株式會社竹田商會と改稱し自から其の社長として業務を支配する樣になつた。殊に昨年來は米國品を日本に輸出する新事業方面に活動を開始することゝなつた。此の新事業は竹田君の素思をして貫徹せしむるためには當然なさゞる可からざる事業で有つたに相違ないけれど矢張り機會が到來するでなければ容易に手出しすることは不可能事であると見へる。竹田君は過去二十有七年間海外貿易と云ふ目的と希望とを以て奮闘し來つたが、今日に於ては最早其の祈願の大半は成就するに至つた、然し竹田君の使命は現狀を以て到底滿足することは出來ぬであらう、今後更らに一大發展をなし日米貿易界の爲め目醒ましき大事業を遂行する機會の到來する事は敢て想像するに難からぬことゝ思ふ。吾輩は竹田君が過去に於ける奮闘努力の精神と其の實力とに信頼して、君の理想が完成せられんことを希望して止まぬものである。

川口一男君

川口商店主

紐育市西二十三丁目一四七番

川口一男君は東京の人である、今から九年前渡米して桑港なる明治商會に店員として勤務すること約く二ケ年であつたが、其れから太西洋沿岸に遠征して商業教育を受くることゝなつた、即ち君はマサチユセット州ボストン市に至り同市高等商業學校に學ぶこと數年の

竹田久吉君

竹田商會々主
紐育市東五十九丁目百十番地

竹田君は幼少の時から海外貿易に從事せんとする希望を有して居つたが、其の機會は君が十九歳の時に至つて漸やく實現せらるゝ樣になつた。即ち竹田君は明治二年五月一日其故鄕なる兵庫縣川邊郡園田村に生れてから十九歳に至るまでは父君の農業を手傳ふて居たが明治二十一年に及んで愈貿易事業に從事するため神戶市に出で同市に於て日本竹細工輸出商會として有名なる有馬竹器合資會社に入社することゝなつた。有馬商會に入つてから四年の後に拔擢せられて同商會の社長たるに至つたのは君が年僅かに二十三の頃であつた。如斯して君が日本竹器貿易商に從事すること十有餘年に及んだが、明治三十一年となつて、君は此の竹器の直輸出を獨立自營せんと企て渡米するに至つたのは同年十月のことであつた。此の渡航は日本竹器の見本を持つて來て注意を取り日本海外貿易の爲め貢獻せんとするに有つたとは云ふ迄もなきことであらう。此の竹器販賣の事業は君をして每年一度故國に相往來せしむるほどに繁昌を極めた、其の後明治三十四年にいたり紐育市に定住することゝなつて右竹器輸入事業の外に日本食料品を販賣せんが爲めブルツクリン市に竹田商店なるものを設立したが、其の當時に於ける東部地方に在留せる同胞の少數なりしが爲め到底今日の如く規摸の大なる日本食料品雜貨商店を經營するとは不可能の時代であつたと見へる、竹田商會は折角開業せられたが僅か一年の後には遂に破產の宣告を受けなければならぬことゝなつた。

然し破產した竹田君は是れが爲めに素思を曲ぐるが如き卑狂者ではない何處迄も海外貿易の實を擧げんとする竹田君は其の翌年に至り再び武市ゴールド街に家賃僅かに十五弗と云ふ極めて小規摸な商店を開ひて日本食料品を營業するあとゝなつた、此の時が竹田君の今日迄の營業中で最も逆境に立つて居つた時であるさうな。されど此の逆境に逢ふても倘ほ倦まざる勇氣は君の事業をして漸次進步發達せしむるに至つた。即ち明治四十年に至り君は市俄古市に其の支店を開設することゝなり、其の翌年には愈本店を紐育市に移しパークロー街に廣大なる商店を設くるあとゝなつた。此の時竹田君は今は故人となつて居る北村福松氏と合作會社を作つて竹田北村商會と改稱し大正三年二月に至る迄此の名義に依つて事業の發展を計つて居つた。君が紐

の數年前から計畫し實行し着手し來つて居つた、卸販賣に關し純然たる卸商會となすに至つたことは、同商會をして更に目覺ましい發展を遂げしむるに至つたとは、是れ茂木君は勿論故今成氏のため一大慰藉たるに相違あるまい。茂木君は如斯して今やアトランチツクシチーに支店を有し、日米三十餘名を使用して盛に日本陶磁器及び雜貨の輸入業を營む樣にあつて、今では森村組と比肩し敢て遜色なきの大事業を成就するに至つたとは、決して偶然のとではあるまい。腕一本で然かも獨力自立と云ふ主義で他人から鐚錢一文の援助だに受くることなくして遂に今日の成功を見る樣になつたとは天は自から助くるものを助くと云ふ眞理が茂木君を通じて明らかに實現せられて居る。如斯人格と理想とを以て奮鬪し來つた君が過去二十六年間に於ける在米生涯の活歷史は眞に後進靑年同胞の一龜鑑と稱すべきである。

書伯 谷原善太郎君

ボストン市ヅワイト街三一番

谷原君は廣嶋縣の人で有る、年齡は五十近くボストン市在留日本人中の元老である。一九〇四年に聖路易博覽會開設の當時商用を帶びて渡米するに至つた君は、同大博覽會閉館後紐育市に來り更らにボストン市に赴いてから同地に居を構へることゝなつた。谷原君は日本書伯として常に日米人間に重きを成して居るのみならず、日本風室内裝飾、骨董品修繕等を始め多藝多能なる君の天才は各方面に發揮してをる、建築や機械等に關する造詣深く、日本庭園の設計、日本建築事業の請負と云ふが如き方面にも手を延ばして居る。既に紐育州のマンハツタンビーチ、オンタリオビーチ、マ州ナンタスケツトのパラゴン公園、レパビーチのウオターランド公園、フロリオ州ヂヤクソンパーク等に等ける日本村は之れ皆な谷原君の設計になれるものである氏は朴訥にして脫俗せる風あり一見奇人の如く感ずれど親しく接すれば其の慇懃なる態度と淳朴せる言容は人をして懷かしむるものがある。在留同胞間に德望ある元老として敬愛せられて居るのは寧ろ當然のおとゝ云はねばならぬ。

一大紀念となつてをる、何と勇ましい獨力自立の精神ではあるまい乎。

茂木君が行商に從事する品物は日本美術雜貨であつたが、君は森村組から僅か計りの日本雜貨を仕入れ、之を旅に入れて各戸を叩いて行商を開始した。行商に就ては何等の經驗を持たない君、殊に日本雜貨に對する何等の智識を有してゐない君が、愈々獨立自營の職業を求めんとするに當り、當時森村組の重役達ちは成功の見込みなきを說いて君が徒らに骨折りするのが誠に氣の毒であると云ふ調子で、君が折角企てた事業の前途に對し餘り多くの望みを有してゐなかつたのみならず、或る種の人々等は君の行商するを見て國辱であると云ふ酷評さへ唱ふる者があつた程で、君が自己の運命を開拓せんとして新機軸を出した事業は遂に內外から呪はれるやうになつた。然し一旦志を立てた茂木君が他人の批評や、自己の骨折損位のことで其の事業を中止するが如き弱武者でなかつたことは君をして遂に今日の大事業を成就せしむるの新起點と祝福さるゝに至つた。

茂木君は栃木縣足利郡毛野村に於て慶應二年に生れた小學校敎育を卒へて東京に出で、東京で屈指の吳服店であつた小林吳服店々員となつたのは君が年十四歲の頃であつた。其の後間もなく君は同商店橫濱支店詰となり前後十ヶ年間吳服反物類に關する業務に從事してをつたが、明治二十二年に至り深然橫濱を去りて渡米することゝなつた。渡航の動機は別に大した目論見があつた譯ではない、其の當時福澤翁などが盛んに皷吹してをつた海外熱に感激し自分も何か外國に於て一仕事を遣つて見度いと云ふに過ぎなかつたらしい。斯して晩香坡に上陸してからシャトル、桑港等を視察して紐育に着いたのは其の翌年の春であつた。紐育に於て新たに職業を見出した君は約二ヶ年間、雨の降る朝も雪の降る夕も、一日として休業することなく孜々として新事業發達のため努力した結果多少の資金も貯へるし、又日本雜貨に關する智識も、又雜貨販賣の方法等をも略ぼ了解するに至つたものだから、明治二十五年に至りブルツクリン市に於て茂木商會なるものを開店するに至つた。其翌年となつて君の舊友にして竹馬の友たる今成新一郎氏と共同して茂木今成組なるものを組織し、日本陶磁器及び美術雜貨商を一層擴張することゝなつた。其の後明治三十七年四月に至り今成氏の歿死するに逢いたるは茂木君の爲め誠に同情すべきことであつたに相違ない。然し同年十一月三日に至り今の桃井達雄氏と共同して茂木桃井合資會社を組織し、其

を開拓し得るだけの自信と實力とを有せる事業家たることを認識せずには居られない。然し君の前途は今尚ほ未知數に屬して居る、果して君が其の所信を實現し得べき機會が近き將來に横はつて居るや否やは吾人門外漢の豫言し能はざる處なれど、吾人は君が理想を實行し得べき時勢の到來すべきを信じて疑はないので有る君の健在を祈る。

茂木喜太郎君

茂木桃井商會々主
紐育市バークレー街二五

茂木君が渡米してからの處世のモツトウは「獨力自立」と云ふ一大主張で有つた。故に此の主義の下に立てる君が他人の厄介とならないと云ふことは當然のことである換言せば如何に貧乏しても他人の下に働かないと云ふ主張と自信とは茂木君をして今日の一大事業を成就せしむるに至つた最大の原動力と云はねばならぬ。獨立自營と云ふことは誠に麗はしい又勇ましい常套語であつて、どんな人々も之を口にすることは頗る容易で有るが、扨て實行すると云ふ場合となると甚だ困難なものと見へる。多くの人事に於て常に失敗に陷り他人の厄介となつてをる人々が、自己の運命を開拓し能はざる所以のものは此の「獨力自立」と云ふ一大主張の下に立つて其の自信を遂行し得るだけの勇氣に乏しく、決斷力に缺げてをる結果に外ならない。是れ多くの青年輩が事業を企てゝも遂に失敗に終はる所以であらねばならぬ。又或る人々は自から其の運命を切り開いて所謂獨力自立の境涯に入ることが出來ない理由として、資本金を有せないから仕方が無いと云ふ口實を無遠慮に吹聽するものが隨分多數であるやうに見へる。然し是れは矢張り薄志弱行の怠惰者が自己の失敗を覆はんとする口實に過ぎない、此等の青年にして若し茂木君の奮闘史を繙かば確かに慚死するであらう。即ち茂木君が紐育に來つて約一週間程日本人共同倶樂部（今の日本倶樂部の前身）に止宿してをる間に携帶して居つた僅か許りの資金も遂に十弗位迄消費することとなつた。茲に於て茂木君は若しも此の儘で職業を求めなかつたなら徒らに借財を積むのみ、されど他人の厄介となるは自己の主義に反する、況んや商店會社等の店員たらんとするが如きは到底忍び能はざる處たるに於てをやと云ふ自重心は、君をして直ちに行商に從事せしむることとなつた。此の行商を始めた時茂木君が所持してをつた資金は僅かに九弗七十八仙であつたとは今尚ほ君の

ら證據立てられることが出來るで有らう。

そこで香西君が米國に渡航するに至つたのは、彼の聖路易大博覽會の開設せられた其の年であつた。如何なる任務を帶びて渡米せしかは其の當時君が名刺に刷込んであつた重立つ肩書を一寸紹介すれば直ちに判明するであらう。曰はく、日本全國實業會中央本部事務長、曰く五一會中央本部書記長、曰く聖路易博覽會渡航獎勵俱樂部幹事、曰く聖路易博覽會賣店組合名譽事務長、曰く同大博出品協會事務囑托、曰く嶋根縣出品名譽總代、同岐阜縣出品總代、靜岡漆器組合總代、奈良縣漆器組合總代、東京陶磁器組合總代と云ふが如き肩書を以て渡航することゝなつた。如斯君の肩書を綴つて見れば君が特種の才能を以て實業行政に關する手腕を有してゐるあとが證明せらるゝので有る。君が事務行政に關し組織立つた秩序正しい思想と明斷にして裁決力ある頭腦を有してゐる處は確かに同胞社會に於ける元老と稱せらるべきであらう。故に香西君が年二十歳にして根本政名氏が設立した五一會に入社して間もなく彼の巴里大博覽會に出張して目覺ましい手腕を振つたことは、軈がて聖路易大博を始め、ポートランド博覽會或はベニス博覽會等到る處に於て一大成功を齎す試驗場であつたに相違ない。香西君が斯の如くして常に公共團体の世話役となり、其等の機關をして最も圓滿に然かも敏活に運轉せしめ得る天才を有し、尙ほ且つ事業の實際經營に對しても非凡の成績を収め得ることが出來たのは、君をして今日あらしむる所以であらねばならぬ。然し香西君の今日あしつゝある事業が果して君の生命となすべきものであるや否やは勿論疑問である。何となれば君の使命は美術雜貨商と云ふが如き活動範圍の狹い實業方面に限定せられて居らないからで有る。香西君が紐育を中心として實業界に從事してゐるものを說ひて日本人實業組合なるものを設立するに至つたことは、君が實業行政に關する秀越せる頭腦から割り出した先見の明あるを誇るべきであらう。然し香西君の活動範圍は紐育に限られてゐない明年桑港に開かるべき巴奈馬大博覽會に際し何事かを劃作して一大事を成就するの機會は日一と近づいてをる様に見へる。君が明治十年に嶋根縣松江市に於て松江藩士の家庭に養育せられた當時には、今日のやうに海外に飛躍を試みんとは誰れも豫期せあかつたとであらう。時勢が人物を作るのか、人物が時勢を作るのかは吾人の知る處に非ずとするも、香西君の如きは實に二十世紀の實業世界に於て、最も時勢に適合して居る人物の様に見へる。されば吾人は香西君が自已の運命

見商會ボストン支店長として商業に從事して居つたが同年故あつて一時歸朝する事となり一と先づ同社を退くに至つた。再び歸朝せし當時君は東京甲斐織衛氏其他二三の有志者と相謀り米國に新商店を設立せせん計畫をしたが是れも故あつて中止することゝなつたから三十九年十一月に至り仕入品處分の爲め再渡航した。此の時約二ヶ年間程は舊加藤組に入つて商業に從事して居つたが、多治見商會の招待により再び同商會に入社したのは明治四十二年十一月のことで有る、其の翌年三度歸朝して家族を伴ひ麗はして家庭を構ゆることとなり今日に至つて居る。君の米國に止ると前後十八年に及んで居るが、此の間幾多の困難もあつたであらう、辛き經驗も嘗めたであらうが、君が渡米してから今日に至る迄日本陶磁器及び雜貨商業の爲め始終一貫せる事業に献身して斯業と運命を共にせる處は、今日君が半白の頭髪に光彩を加ふべき一大誇りと云はねばならぬ。

香西龍雄君

日本美術商會々主
紐育市ブロードウエイ一二七三

日本美術雜貨小賣商業を經營して居るものは隨分多いとであらうが、此の小賣商を營なんで居る人々の中で相當の利益を得、日本美術商店として代表し得べきもの果して幾干なるや、吾輩は不幸にして其の多くを知ることが出來ないのは何となく心細い次第で有る。然し此の心細い美術雜貨小賣商店中で一異彩を放つて居るものは恐らく香西君の經營になれる日本美術商會の右に出づるものは少なからう。抑も香西君が何の目的あつて如斯事業界に身を托する樣になつて居るのか吾輩には頓と不可思議である。と云ふのは香西君は元來有志肌の人物であつて商業方面殊に小賣商などの如き細かい仕事には不向きな性格を持つて居るやうに見へるからだ。吾人は香西君が故國に於て何をしてをつたのか殆んど知る事が出來ない。然し君が大阪市に於て大塚宇三郎氏と共同で渡航奬勵倶樂部あるものを創立し以て我が民族の海外發展を計り、我が外國貿易の興振に資せんと努めたあとを聞かば、君が海外に於て何事か成なんとする大野心を抱いてをるとは、其の當時か

しが如き、或は毎年歸朝に際し花莚生產地たる岡山、廣島、福岡、大分の各縣其他の地方に出張し各府縣知事の請に應じて同業者の爲めに講習會を催し、或時の如きは一縣に止まること二十八日間に及んで居るが、然かも是等の經費は悉く自辨であつて一文たりとも他人の補助を受けたとが無いと云ふことは、最も吾人の感服すべき事ではあるまいか。此の間に於て若し君が特に利巳的に同事業のプロモーターであつたならば、余日君の富は確かに數百萬弗に達して居つたに相違ない、然し君は自巳の利益を顧みる先きに花莚業其の物の改良若しくは發展を計ることを主眼とした。是れ赤尾君が日本海外貿易の爲め犧牲となつて居る所以で有らう。赤尾君の如きは眞に我が輸出貿易業者として國力發展の爲め奮鬪努力せる成功者にして我が事業界に於ける元老と稱すべきである。

高田雄稻君

多治見商會支配人
武市東十四街一〇二一番

高田君は靜岡縣駿河國瀧原郡高部村拍尾と云ふ處で、明治五年四月八日に生れた。君の生家は祖先代々からの農業兼酒造業を營んでゐたが、君が中學校に在學中の時代から家運何となく衰頽せんとする傾きあるや、君は此の靑年時代に於て今後身を海外貿易界に投じ以て家運の恢復を計り、立身出世の路を開かんものと決心するに至つた。そこで中學校を卒業するや直ちに東京高等商業學校に入學して商業に關する高等教育を受くることゝなつた處、不幸にして家事上の都合で明治二十八年の歲末に至り途に中途にして高等商業學校を退學せなければならぬ樣な境遇となるに至つたのは、君が學生々活中最も悲慘ある出來事であつたに相違ない。然し此の不幸の如く見へた半途退學は君をして愈海外に乘り出して素志を貫徹せんとする機會を早やむるに至つた。即ち明治二十九年春二月君は猽然故國を去つて渡航を企て桑港に上陸し、直ちに桑港ある甲斐商會に勤務することゝなつた。同商會に止まること約三ケ年餘りで有つたが、明治三十二年八月に至り同商會を辭し新たに單獨にて日本雜貨商店を設立せん目的を以て歸朝の途に就いた。然るに同航船中に恰かも森田鐵次郎氏(現多治見商會重役)の同船するありて、商會設立の議に就き相談に與かることゝなつた。茲に於て同年十月に至り君は多治見商會に入ることゝなり、明治三十三年一月より同三十八年四月迄六ケ年間多治

みなきを述べて其の辭任を容易に許さなかつたが、若し成功の見込みなければ再び入社すべしと云ふ條件附きで漸やく辭任することゝなつた。然し一度辭任した赤尾君は自己の事業が成就せずんば死すとも歸らずと云ふ決心と覺悟とを以て愈々新事業の開發に全靈全身を献ぐる事となつた。赤尾君の新企業とは云ふ迄もなく日本花莚の卸販賣の事業であつた。森村豊氏が君の企業に反對せしは第一君が資本を有せないこと、第二花莚業に對しては實地の經驗を有せざること、第三單に輸入商業を以てしては事業の成功覺束なきと等であつたが、赤尾君は以上三點の何れに對しても可能的確答を與ふるの資格は多分無かつたであらう。然し日本花莚業の前途頗る有望有利ある事だけの大勢を觀破し、遠き將來に於ては屹度成功すべきもので有ると云ふ確信を有して居つたものと見へる。君が新事業を開始した最初の約二ヶ年間といふものは筆紙に盡すとが出來ない程の苦心惨憺たる辛き經驗を有しつゝ總ての困難と闘ひ、誘惑を退け雨の降る朝も雪の夕も、花莚の見本を手にして毎日營業の犠牲となつた。是れ君が其の新事業に從事するは君の天職であると云ふ事業眞理を深く味ふことが出來た爲で有らう。二ヶ年後に至り一度歸朝して花莚の仕入をなす樣になつた時、君の事業は既に成功の曙光を認めらるゝことゝなつた。其の後五ヶ年は毎年二回宛歸朝しては商品の輸入を計り、それより今日に至る迄毎年一回歸朝し、太平洋を横切ると五十一回に及んで居る。君が明治二十四年獨立して花莚卸商を開始してから明治三十九年に至る迄の營業振りは確かに君をして今日の大成功を持ち來らしめたに相違ないとするも、明治三十九年に至り森村市左衛門氏が赤尾君の事業に對し特殊の趣味を有し、資金を投じて合資組合組織となるに及んで、資金充實と赤尾君の老熟せる商業手腕とは所謂鬼に金棒と云ふ塩梅で今日の如き事業の擴張を計り其の發展を來すに至つたとは、矢張り赤尾君の商業的手腕以外に無限の實力信用を蓄積して居ることを證據立て得る。是れ赤尾君が意志の人、奮闘の人、至誠の人にして事業に忠實なる點に於て、其の事務に勤勉なる點に於て實に摸範的事業家、成功家と云はねばならぬ。

赤尾君が日本花莚業に貢献しつゝある所以のものは前述せるが如く單に其の輸出業を營んで居ると云ふのみで無い。君が花莚生産業に對する熱心なる注告者であり且つ其教導者たるの責務を全ふしつゝあることである。即ち君が明治二十八年に於て「花莚商況及び其の改良意見」なる著述をなし之を全國の斯業者に配布せ

當ある方便を見出すことが出來ぬ。と云へば赤尾君の生命は即ち日本花莚輸出業に關する總てゞあらねばならぬ。然り赤尾君が米國に於ける日本人としては花莚輸入業者としては確かに唯一の事業家で有ると共に、又一大成功者たるに至つて居ることは何人も疑はない處である。殊に吾人が赤尾君と日本花莚生產との密接の關係を有し、日本花莚業が今日の發達をなすに至りしは、全く赤尾君一人の功績に期すべき事實あるを認むるに及んで、赤尾君は只に花莚輸出に關する海外貿易の首能者たるのみならず、又花莚其物の生產に對する恩人たることを忘るゝあとは出來ぬ。故に花莚業に就いて其の海外貿易事業たるゝ內地生產事業たるとの別なく、赤尾君が斯業に對するオーソリチーを有する點に於て、吾人は我が國民と共に赤尾君の功勞に對し大に感謝せねばならぬ。然り今日赤尾君が神戶花莚同業組合會長となり、日本輸出協會の副會長となり、又農商務省商議員たるの要職に在つて我が花莚業の發達を計り、海外貿易の發展に努力し、內國產業界に貢獻しつゝある所以のものは、決して偶然のことではあい。赤尾君は慶應元年長野縣長野市西在安森村に生れたが今は神戶市に轉籍して居る、蓋し其の主裁せる事業の本營を神戶市に設けたからで有らう。扨て赤尾君の幼年時代のことを聞くに、君は小學校時代に於て神童と歌はれて居たことは一度に三學年度の試驗に全點を以て級第したことで、然かも夏秋の二季は家庭にあつて家業を助け、通學は僅かに冬から春に亘る半期に過ぎなかつたが、天才ヶ有せる君は常に最優等の成績を以て首尾能く卒業した。小學校を卒ゆるや直ちに東京に出で當時漢學塾としては全盛であつた二松學舍に入つて漢籍を研究し、傍ら工藤英語學校に通學して語學の研究に從事すること四ヶ年に及んだが、明治十八年に至り何か世界的の事業を遣つて見度いと云ふ目論見を立てて渡米するに至つたのは君が年二十一歲の時であつた桑港に上陸して約三ヶ年間は同地に在つて各種の方面に實地踏查をなし、英學の如きも不絕夜學校に入つて研究を續けて居たが、明治二十一年春三月紐育市に來つて森村組に入ることとなり、實業方面に自巳の運命を拓開せんとする端緒を開くことゝなつた。森村組に在勤する事約四ヶ年であつたが、此の間に赤尾君は二つの人生觀を發見した樣に見へる。即ち一つは被雇者たるあとの無意味なることゝ他は獨立自營の世渡が人生の華で有ると云ふ事であつた。

茲に於て赤尾君は斷然森村組を辭任することゝなつた其の當時森村豐氏の如きは君の新事業計畫の到底見込

て市俄古市に來たり、同喫茶店の監督に從事すること約く二ヶ年の後、千九百年に至り中央茶業組合が加奈太モントリオル市に其の出張所を設くることゝなり、西村氏其の主任として遠征するに及び、君も亦其の事務擔當員として同地に赴いた。其の後西村氏が經營せる日本茶卸商會の支配人となり同地に滯在すること十有二ヶ年であつたが、此の間に君は英國婦人モレー嬢と華燭の典を擧げ今や四男一女を擧げて理想的なスイートホームを構へて居る。

然るに千九百十一年に至り紐育の古谷商會と西村商會の合同成るに及んで君は西村商會を代表して古谷西村商會支配人となり、專ら營業部を擔當し今日の隆盛を見るに至つた。元より草信君が一個の被雇人としての支配人でないことは、君が西村商會の組合員たりし事に依つて明らかで有る。即ち君は今日に於ても古谷西村商會の社員として重要の地位を有して居るのである草信君が事務の才能に長じて居るとは何人も賞讃せないものはないが、君が隱れたる讀書家であると云ふことに就ては餘り多く語るものが無い。是れは多分草信君が其の心身を家庭の犧牲となし、餘り社交的舞臺に立つて自己を吹聽せないことでもあらうが、然し讀書家の特性として餘り外部に出しやばらないと云ふ理由に加へて、スイートホームに絕大の慰安を得つゝある君が世俗的社交に顏出しするの寸暇をも持つて居らん爲めであらう。吾輩は家庭の犧牲たり得るだけの勇氣と慰藉とを十二分に發揮して居る同胞が幾人あるかを知らないが、君の如きは確に摸範的家庭の主人公と云はねばならぬ。君が讀書の人たることは千九百年以來今日に至る迄通信教授によりて兒童教育、文藝、地理、歷史と云ふが如き普通教育は勿論、更らに專門的に政治經濟、文學、物理化學等に關する高等教育に就いて十年一日の如くに自修自得して居る處は、吾人の大に學ばねばならぬ美點であると思ふ。君の如きは彼の實業に從事しては讀書は到底不可能であると云ふ口實の下に、無意味にして且つ不攝生ある生涯を送つて居る多數の實業家をして、慚死せしむるに足るだけの權威と見識を有して居る江湖の讀書家と稱すべきである。

赤尾善治郎君

赤尾森村商會々主
紐育市東十七街四十五番

日本の花莚輸出業の發達史を研究せんとするには、赤尾君が過去三十年間に於ける活歷史を繙くより外に途

とあるに至つた。蓋し君の事業的才能が如斯地位を與へらるゝべく適當して居るからで有らう。然し君の修得せし商業智識と其の人物は到底如斯一部の主任としては餘りに大き過ぎるものと見へる。乃ち墨西哥出張所設置の計畫は高木君をして君の手腕を發揮せしむる機會を作り出す樣になつた。吾等は三井物產が高木君を通じて即ち高木君の手腕に依つて如何なる事業をなしつゝあるかを知ることが出來ぬけれど、墨國の内亂に乘じて君の如き冒險家が企つ仕事は如何なるものあるべきかは略ぼ想像し得らるゝで有らう。但し今は之を公表する時期ではあるまいと思ふ。君が冒險趣味に富んで居ることは君の遊戲が之を證明して居る。即ち君の遊戲は悉く是れ屋外運動ならざるはない、例へば野球、庭球、ゴルフ、蹴球、端艇競漕等何れも屋外のものであつて然かも何れの遊戲に於ても常にチャンピオンで有ると云ふ事は、君の堅固なる體質と、健全なる精神とが常に君の冒險趣味を鼓吹して居るからであらう。君の將來は實に驚天動地の大事を成就すべく運命附けられて居るものと曰はねばならぬ。

草信竹治君

古谷西村商會支配人
ニユージャシー州アーリングトン市

草信君は神戸市の人で明治十年十二月の生れである。普通教育を卒ゆるや直ちに大森廻送店に入り運輸事業に從事すること數年であつたが、明治二十七年大志を抱いて渡航を企てた當時に於て君は大森廻送店の第一番頭として深き信用を得、前途有爲の青年として好評を博して居つた。君が渡米の目的は先づ相當の敎育を受け然る後實業界に投せんとするに在つた。米國本土に渡航するに先達つて布哇に上陸したが、其の當時今の西村庄太郎氏がホノルヽ市に於て西村商會あるものを經營して居つた場合であつたから、君は西村氏の勸誘により一時布哇に止まり西村氏の事業を援助することゝなつた。同地に止まる事二ケ年にして布哇を去つて桑港に上陸し愈々素志を貫徹せんが爲め學生々活を始むる事となつた。小學校を卒へ中學校に入り優等の成績でハイスクールも卒業し更らに大學生活に入らんとせし時、西村氏が千八百九十八年市俄古市に中央茶業組合喫茶店主任として東行するに相會し同伴せられ

で有らう。山本君が確信せる處世術は誠に單簡である單簡ではあるが一大眞理で有る。曰はく世渡りの上手と云ふのは心身の健康を意味すと。故に心身が健在であれば總ての仕事に對する忠實心も、勤勉努力と云ふが如きも自から實行し得ることが出來るので有る。殊に他人が十年でやる處を二十年かゝつてもなし遂げると云ふ忍耐心も勇氣心も自然に湧き出で來るで有らう山本君が四分一世紀を一日の如く奮鬪して今日の成功を見るに至つたことは「急げば廻はれ」と云ふ主義を實現して居る樣に見へる、山本君も亦異彩を有する一奇人と云ふべきで有らう。

高木舜三君

三井物産紐育支店雜貨部主任
同墨西哥出張所々長
ニユージャシー州プレインフヒールド市

男爵高木兼寛翁の第三男として東京市麻布區東鳥井坂に於て明治十六年一月一日誕生したのは即ち高木舜三君である。高等師範の附屬小學校を卒へ學習院の中學部を卒業し、東京高等商業學校に入つた、高等商業を卒業するや間も無く商業學研究の目的を以て渡米しヒラデルヒャ市の商科大學に入學し明治四十年に同校を卒業して商業學士たるの光榮を擔ふて一時歸朝した。是れは高木君の學生々活の大要で有るが、此の學生時代に於て高木君が世界的見識を有する樣になつたのは君が冒險思想に富んで居て、此の性格をして滿足せしめんが爲め常に遠征を企てたからである。即ち君が高等商業學校時代に於て既に支那內地を探險し更らに羅暹國に農園業視察に遠征したるが如き、或は在米學生時代に於ては遠く太西洋を渡つて歐洲各國の大勢を洞察すべく旅行を企てたるが如き、何れも君をして世界的人物たらしむる要素を與へたに相違有るまい。故に如斯冒險趣味と世界的思想に富んで居る高木君が、一昨年來墨西哥の反亂を機會となし何事か大仕事を成就せんと企て、三井物產をして其の出張所を首都メキシコ市に新設し自から其の支配人たるの危險を冒かすに至つたとは、假令常人のなし能はざることゝは云ひながら高木君自身に取つては左程の大事業でもなければ又危險とも思つて居ないかも知れぬ。

高木君は明治四十年に費府商科大學を卒へてから歐洲經由歸朝したが同年の暮れに至つて愈々三井物產會社に入社し直ちに紐育支店詰となり一躍して雜貨部主任

山本正子郎君

森村組販賣部主任
ニユージヤシー州ウエストフヒールド市

山本君は面白い愉快な男で有る。君が赤いチツキタイを掛けて茶縞のサツクコートを衣いて、店頭にニコニコと陣取つて居る處は何んと思ふても若輩の番頭さんとしか見へない。然し若く見へても何處やらに老人臭く見ゆる處もないではない。乃ち山本君が森村組に入社してから既に二十四年と云ふ長い歳月を經過して居ると聞くに及んでは、何人も驚かざるものはあるまい。宜なるかな君今や二男二女を擧げ堂々たる家庭の主人公として模範的ホームを構へて居ることに於てをやだ山本君は和歌山縣海草郡西脇野村の人で、祖先代々から豪農の家庭に育つたが、少年時代から一癖ある處ら小僧であつたと見へる。遂に實家よりは一種の勘當を受けた樣な調子で潔然故郷を去つて神戸市に飛び出した。是れが君をして米國に渡つて何か大事を成し遂げんとするに至つた動機であると云ふとで有る。即ち君が紐育市に着いたのは明治二十四年、君が年十八歳の秋で上陸後直ちに森村組に入ることゝなつた。然し君の剛膽ある性質は森村組に入つても矢張り遺憾なく發現せられたと見へる。其の當時に於ける森村組の重役連は君が餘り亂暴であるのに持て餘して、君を解雇せんとせし評議の机上に上つた事は實に屢々の事であつたが、森村豊氏や村井氏は、山本君は亂暴は亂暴だが彼れは道筋の立つてる亂暴者であるから、之を譴責した處で仕方ない、先づ爲すが儘に委すべきだ、彼の取り處は彼が氣骨ある正直 遍の野武士たる處にあるから出來るだけ働かすがよからうと云ふ具合で、山本君は十年二十年と云ふ長い間忠實に勤勉に、全身全靈を獻げて村村組の爲めに努力する事となつた。山本君は如斯亂暴者であつたが上に人並以上の豪酒家であつた然し君が一と度家庭の主人公たるに及ぶや斷然飲酒を廢し其の家庭から酒氣を絶つに至つたとは、吾人の大に學ばねばならぬ處である。殊に其の小供集が成長して教會の日曜學校に出席することゝなるや、山本君は子女教育の爲めだと思ふて時々優しき幼子の手に導かれて御寺詣をやつて居るとは、假令基督教的信仰が無いとしても其の育英事業に對する親の責務を遂げつゝある意味に於て大に賞讃すべき行爲であると云はねばならぬ。殊に君が子女教育のために田園生活を擇んだ事は是れ又都會に住める人々の大に學ばねばあらぬ處

時の間にやら自分丈けの人生觀を形作る樣になつて無限の慰安を得ると同時に、健康さへも大に恢復するあとゝなつた。身體の健康を恢復した君は再び學業に勵しむことゝなり、横濱商業に復校して首尾よく卒業した。卒業後は直ちに同市セール商會（今のセール、フレーザー商會）に勤務することゝなり、主人セール氏が當時初めて着手したカード、システムの整理を助けてゐたが一年半程する內に、外國商館の長く止まるべき處で無いとを知つて遂に同店を辭した。然るに校長美澤氏の懇切ある勸誘に由り母校に教鞭を取ることゝあつたが、僅かに一年間に於て生徒に深い印象を與へ今でも愛慕の情を寄する者が澤山ある相だ。併し研學の衝動止み難く再び學生となつて東京に出で帝國大學文科の哲學科撰科に入學し、三ケ年の課程を卒へたのは明治三十九年であつた。此の時偶々高峰博士の歸朝せるに際し相會合の機會を得たのが緣となりて渡米する事となり、千九百七年以來今年で八年間紐育ある高峰化學研究所に其の事務長となり、傍ら博士の秘書役として多忙ある博士の公私の重要なる事柄に參畫し、其の會計及び實務上に關する仕事の一切をやつて居られる。近年に至り漸次同研究所が化學品貿易の衝に當る樣にあつたので仕事は外觀者には一寸想像されぬ程多樣多端である、從つて多趣味であつて何にでも融通の利く樣な頭腦を有する人物が必要で有る。幸にして福井君の如き多方面に趣味を有し且つ實力を有して居る事務家にして且つ學者たる人物を得た高峰研究所は君によつてどれだけの便益を得るに至つて居るかは、門外漢の想像し能はざる程に大したものであらう。福井君は今から四年前一度歸朝して結婚された、夫人は横濱市に於ける屈指の實業家田中善助氏の令孃であつて、今や郊外プレイン、フヒールド市に閑靜なる一家を構へスイートホームを作つて居るが、昨冬に至り始めて嫡男鐵雄君を擧げられて一家團欒として樂しき生涯を持つて居る、君の如き穩健なる思想と溫順たる精神を以て總ての業務を處理し得る事が出來れば、事業其の物が最も着實にして然かも著しき發展を見るとは疑ふべくもないとだと思ふ。然り君の如き文學趣味と哲學若しくば宗教思想を有して居る人物が、現今の樣な臭氣紛々たる俗社會に立つて一種の人生觀を味ふて居るといふ事は、實に百萬の味方に勝る聖者の聲援であると云はねばならぬ。

て確かに立身出世の要素を備へ且つ成功の秘訣たる實力主義を充分に玩味して居つたものと見へる、乃ち君が十四歳の時高等小學校を卒業するや、直ちに三井物產株式會社神戸支店に勤務することゝなつた、蓋し實力の養生は自動的の修業に有ることを自覺せる君が、今後更らに五年乃至十年の貴重なる歲月を徒らに學生々活として消費せしむるあとは到底忍び能はざる處であつたと云ふよりも寧ろ如斯企ては君に取つては全然不可能の事であつたに相違ない。君が神戸なる三井物產支店に入つた當時は定めし地位の低い仕事をさせられたで有らう。然しあがら忍耐力の强い、奮闘力に富んで居る君は人一倍の努力と勤勉とによりて自個の運命を切り開きつゝ、漸次其の基礎を固めるだけの實力を修得するに至つた。乃ち此間に英語の獨修もやらねばならんし、新式簿記の練習もやらねばならんし其他商業、經濟、運輸等に關する學理と實際との比較研究もやらねばならんと云ふ調子で、君が神戸に於ける七ヶ年間の活動は確かに凄まじきものであつたと見へる。或は計算係を務め或は輸出入係に轉勤して居る內に、愈々君の實力は遺憾なく發揮せらるゝに至つた。於玆君は明治三十三年に至り遂に拔擢せられて紐育支店詰に榮轉することゝなつた。爾後十有五ヶ年間或は計算課主任となり或は花莚部の主任となり、現今は木綿業主任として更らに支店長代理たるの重職を占むる事とあつた。守岡君の如きは眞に自己の實力に依つて自已の運命を開拓しつゝある實業家と稱すべきで有る。君今や故矢野次郎翁の第三女二三子孃と華燭の典を擧げて、理想的スイート、ホームの主人公となり自己の天職に向つて全勢力を傾注して居る、然り實力主義の二十世紀事業界には君の如き新人物の奮闘を要求して居るのである。君幸に自重自愛せられよ。

福井藤吉君

高峰化學研究所支配人
ニユージヤシー州プレインフヒールド市

福井君の出生地は横濱で有る。生來身體が弱かりし爲め東京へ遊學することを許されなかつた。それ故當時橫濱に唯一の學校であつた商業學校に入つたが卒業の少し前十八歲の時病氣に罹かり三ヶ年間東海道の海岸に靜養することゝなつた。此の靜養中痛く精神的に傾いて宗敎や哲學の方面に非常の興味を持つ樣になつた。そこで今迄功名にあせつて煩悶に堪へなかつた君が何

つ頭腦がはつきりして判斷力に富んで居る人物でありながら何となく不得要領の處がある樣に見へるのは、是れ或は本間君の特質であるかも知れぬ。若し夫れ如斯全く相矛盾せる性格を有し尙は且つ己を持し人を制し、事業を企て業務を總裁すると遺憾なきの事實を知らば、本間君には何處かに一種不可思議なる力量を持つて居るに相違ない。吾人が本間君を疑問の人物として揮筆する又所以なきに非ざるべしと思ふ。

守岡多仲君

三井物產會社紐育支店長代理
紐育市コンベント街四十一番

二十世紀に於ける立身出世の根本要義は實力の養成にあるのである、元より權門に阿諛して職業を求め地位を得んとするものや、或は世襲若しくば遺言等により一躍して相當の事業をなし且つ成功を遂ぐるものは少くないとするも、是れ等は最早や二十世紀に於ける處世術として一種の例外と認めねばならぬ。何れにしても最後の勝利は遂に實力に歸せざるものはない、金剛石や黃金は磨かずとも假へあくとも其の光輝の發する處は銀や銅の到底及ぶべきものでないことは、恰かも天性痴鈍の者が幾十年經つても矢張り痴漢愚者たるを免れぬことゝ理は正に同一で有る。吾人が今玆に紹介せんとする守岡君は實力の人であつて決して空名の人でない。君は明治十二年に石川縣江沼郡大聖寺町に生れたが、幼少の時代から智慧の深い記臆力の强い人で忍耐と勤勉と奮鬪とは君の生命であるかの樣に自覺もして居つたに相違ないが、君の親戚や學友などは常に君が拔群の才者として前途驚くべき大事を成就するであらうと、總ての人々から尊敬せられて多大の望を屬せられて居つたとには或に氣附かなかつたかも知れぬ然し人間たる以上は社會的批評の如何に依つて、其の處世に多大の影響を及ぼすべきは到底免れ難い現代の趨勢であるからには、己から求めずして社會の好評を受け敬尊を拂はるゝことが出來る程幸福なものはあるまい。此の種の人物は事業外に於ける渡世術に於て旣に成功して居るものと云はねばならぬ。されば守岡君が小學校時代からして尊敬せられ、前途有爲の少年として大ひに囑望せられて居つたとは、君が少年時代に於ける一大成功であつたに相違ない。此の種の成功を齎らさんとするには德望ある人格と、何事をさしても叱度仕遂げると云ふ實力がなかつたならば、何人も到底異似の出來るものでは無い。守岡君は此の意味に於

むるだけの努力を有して居つたかゞ頗る疑問の人物も隨分澤山あるやうに見へる。さりながら此の種の疑問人物から全く飛び離れて更らに疑問の人物として相當の大事業を成就しつゝあるものも亦少なくない。即ち最初から餘り多くの野心もなきもの〻如く、又或る種の方面でなければ融通が利かぬと云ふが如き窮屈な精神や境遇に支配せらるゝことなしに、換言せば不得要領の内に大膽なる仕事を始め相當に成功をなしつゝある人物が隨分尠なくないと思ふ。然し此の後者に屬する人物が果して實際不得要領であるや否やは又々頗る疑問である。或は此等の人々は所謂不得要領を得たる人物と稱すべきが正當であるかも知れぬ。

斯様に人物出世の色分けをして見ると本間君の如き人物は一體何れの階級に屬すべき人物であらうか。吾輩は不幸にして君と多くを談じ得るの機會を有せないから即斷が出來ぬ、さりながら君が渡米後間もなくイリノイ州立大學文科大學に入つたのを見ると君が文藝に趣味を有して居つたとが判かる。然しながら在學中千八百九十三年に至り市俄古大博覧會の開設せられて、古谷竹之助氏が同大博内日本喫茶店を支配するに及び君は中途にして學業を廢し古谷氏の招きに應じて同店副支配人たるに至つたとを見ると、文藝の方面より實社會の方面が更らに君の趣味に一致して居るものと云はねばならぬ。時に君は漸くにして二十一歳の青年で有つた。此喫茶店營業に從事してからの本間君は日本茶輸入事業とは特別の關係を有することゝなつて今日に及んで居る。即ち君が日本の茶業に關して確かに一オーソリチーとして今日ある所以のものは、古谷氏と常に其の行動を共にして今日に及んで居る一事が萬事を證據立つるのである。例へば古谷氏が中央茶業組合の代理者として紐育に出張するや其の副支配人として紐育に來り、古谷氏を助けて古谷商店を起さしめては支配人となり、更らに其の社員として我が製茶販路の擴張に努めて居るおと既に二十餘年に及んで居る。此の間に千九百三年に於て君は中央茶業組合の出張所を聖路易市に新設するや拔擢されて其の主任者となり、其の翌々年に至つて桑港に茶業組合出張所の新たに設けらるゝや、再び君は其の主任とあつて我が日本茶新販路の開拓に隨分多大の犠牲を拂つたものである。其後千九百七年に至り再び紐育市に歸り古谷商會組合員となり兼ねて同商會支配人たること數年千九百十一年古谷西村兩商會の合同するに及んで、君は古谷商會を代表して新商會の支配人となり專ら販賣事業を擔當することゝなり今日に及んで居る。文學的趣味を有し且

せしめ得るや否やは頗る疑問と云はねばならぬ。そこで吾輩は再び君の道業趣味に論及せねばならぬ。道業とは即ち政治道業を意味するので有る。君が其の天職を全ふした曉に起つて來る趣味は實に此の政治道業であるに相違無い、今日に於て君が政治的趣味を以て國家の財政經濟又は國民の外交等を論談して居るのを聞くに、矢張り君は此の道業も生れながらにして持て來て居る樣にしか見へない。例へば米國のトラスト征伐問題が八釜敷い昨今に於て、日本の產業の發達殊に海外に於ける各種の貿易事業は、此のトラスト制度を適用することが焦眉の急務であると論破するが如き、或は日本の二個師團增設問題を捉へて、軍備の擴張と國防問題を論ずるを聞くに、先決問題として陸軍の擴張は露國陸軍の擴張と相並行すべきを主眼とすべく、而して其の陸軍擴張の必要ある場合ありとせば、徒らに增師をなすが如きは愚策あり、宜しく軍隊內部の充實を計るにありとなし、二年兵役の改正、飛行機隊の設置、銃砲の改良等は眞に軍備の擴張を意味するなりと觀破するが如き、或は東洋平和の政策として日露の同盟を主張するが如き何れも堂々たる政治家の言論として傾聽に價すべき理想を有して居るが如きは、君が前途に於ける道業が單に自己を慰め、自己を嬉ばしむるに止らず、更に廣く國民を利し國家を益するに至るべきとは、吾輩の豫言を俟つ迄もないことで有らう。されば吾人が君の健在を祈る所以のものは君が其の天職を全ふすべき運命を祝福せんとするよりも、寧ろ君が其の天職を成就したる後に於て、君の爲さんとする道業をして國家又は國民の福音たらしめんとするに外ならぬ次第である。希はくば多忙の未來を有せる君の自重自愛あらんことを。

本間義三郎君

古谷西村商會支配人
紐育市フロント街九十六番地

本間君は東京の人で有る。渡米したのは明治二十二年と云へば今から二十六年の一と昔と云はねばならぬ。吾人試みに何人に對しても彼等が渡米するに至つた目的は如何と尋ぬれば、誰れでも勿體振つて、やれ大實業家たらんとせしとか、やれ大學者たらん爲めであるとか、色々と口實を附けるのが凡人の常で有る。それも今日それ相當の仕事をして居る人々なら如斯口實も誠に結構なことゝ云はねばならぬが、然し此等の人々が果してそれ丈けの抱負を有し、其の野心を遂行せし

銀行に小僧となつてから五ヶ年間の辛き經驗は、君をして日本銀行其の物をして慈母に等しき關係を有するに至つた。尚ほ別言せば君と日本銀行とは親子の關係を有することゝなつた。乃ち君は日本銀行に養成せられ、其の益々成長するに及んで、日本銀行から選抜せられて其の遊學生となり、東京高等商業學校に通學し學業終はるや再び日本銀行々員として、或は箱館支店に或は倫敦に在勤を命ぜられ、更らに門司支店に轉勤し遂に現職に榮轉するに至る迄、君と日銀とは徹頭徹尾離るべからざる特種の關係を有して居るのである。柿内君が銀行の小僧から一足飛びに高等商業の入學試驗に級第したと云ふとは元より凡人の到底なし能はざる處であるが、君の自修自得、不羈獨立、敗けず嫌いの特性は、中學程度五ヶ年間に於ける總ての課目に就て既に修得して居つたものだから、其の入學試驗の如きも誠に易たるものであつた。斯の如くして君が高商を卒業したのは明治二十九年のとにて、君の年二十二歳の夏で有つた。卒業後日銀なる慈母の膝下に錦衣を飾りつゝ業務に勵げんでゐたが、此の間に一年志願兵として軍隊生活を一ヶ年間勤めなければならぬことゝなつた結果は、終に日露開戰に際會して滿洲の原野に出陣することゝなつた。然し奉天沙河の大戰に拔群の勳功あり陸軍歩兵中尉に昇進し、勳六等單光旭日章を下賜せらるゝに至つた。凱戰の後は三度日本銀行たる麗はしき家庭のフアミリーとして忠勤斜ならざりしかば、遂に各地分家の後見者となり、明治四十五年六月以來今日に至るまで紐育代理店監督役として、不相變母行に對し孝道を全ふしつゝあるとは、眞に君が先天的銀行家たるの特性を有し、又其の實力を有して居るとを證明して居るものと云はねばならぬ。若し夫れ君にして其の天職に飽く事なくんば、君の同僚にして兄分たる前の日本銀行紐育代理店監督役等が先例を開いて其の行くべき道標を示して居る處に從へば、假令君の欲せざるにしろ或は希はざるにしろ、必然の結果として君の道程は既に赤線を畫いて君の辿らざる可らざるの道を敎へて居る。即ち君の先々代柳屋卯三郎氏は勸業銀行の副總裁となり、先々代小野榮次郎氏は興業銀行副總裁となり、先代井上準之助氏は正金銀行頭取となり、歴然として君の進むべき道を示し且つ勸誘して居るではないか。されば君の前途が銀行圈外に離るゝ事能はざると共に、君の登るべき道程と其の色分けは最早既定の事實として、君の前途を祝福してをるやうに見へる。さりながら柿内氏が先進者の履轍を履み豫定の道程を辿つた處で、果して同氏の野心を滿足

始せし當時で有つたものだから、時の社長松尾氏の依頼により暫時同店を助くることゝなつた。是れ君が今日日本美術商を經營するに至りし端緒で有る。其後君は起立工商會社の支配人たりし事ありしも同會社の閉鎖するに及び獨立せる日本美術並に東洋骨董品商業を營むことゝなりて今日に到つて居る。君は今日に於ては美術骨董に關する特種の智腦を有し、古物骨董品の鑑定人として歐米間にオーソリチーとして知らるゝに至つた。君が每年一回歐洲諸國に出張するのは彼地に於ける美術骨董品の買占めの外尙ほそれ等を鑑定して歐米列國に日本及び一般東洋の美術品を紹介して居ると云ふ事である。君の如きは我が對外商業政策上のみならず、日本人對外國人の接近と其の融合を計り、以て世界文明の開發に貢献すると誠に大なる一種の外交家と稱すべきである。されば政治家たらんとせし君が此の種の外交家たる事を得たのは、蓋し深き意味を有して居るものと云はねばならぬ。

柿内常次郎君

日本銀行紐育代理店監督役
紐育市ブレントンホール

銀行家であつても政治道樂の趣味は中々面白いものと見へる、柿内君が銀行家としての未來は確かに多忙の生涯を有すべきに相違ないとするも、君が政治方面に特種の趣味を以て研究しをると云ふとは、殆んど何人も想像するとが出來ない處で有る。然し來るべき總選擧に於て中原の鹿を逐はんとする野心の中々深きものあるを認められる。然り政治は人生道樂中最も高尙な道樂であつて、然かも是れが職業でない以上は、何ぞ夫れ銀行家たるの故を以て政治運動を試むるを以て不可なりとなすべけんやである。此の意味に於て柿内君が銀行家として政治方面に花々しい道樂を演ずるとは吾輩の大に歡迎せねばならぬ事と思ふ。

然し柿内君の天職は云ふまでもなく銀行家たるに在るのだ、君は先天的の銀行家とでも稱せらるべきで有らう。乃ち小學校を卒業するや直ちに日本銀行に入つて所謂銀行小僧となつたが、此の小僧時代の修養が柿内君に取つては實に先天的若しくば習慣的第二の天性として銀行家たるの素要を作るに至つたと見へる。日本

福嶋於兎君

福嶋骨董美術店々主
紐育市東三十丁目八

福嶋君は佐賀市の士族福嶋九成氏の長男とし、彼の佐賀暴徒の反乱が起つた當時呱々の聲を擧げた。其の當時であつた、九成翁が官軍に將として暴徒の鎮定に進んで攻め來たるや、反軍は翁の長子於兎君を捕へて人質になさん計畫あるに及び、君は慈母と忠義深い山本乳母と共に五里の山路を逃げ延びて漸やく反軍の毒手に罹かることを脱れたと云ふ悲慘なる生涯を有して居るが、如斯家庭の人たりし君は常に總ての難事に堪へて自衛の道を講ずることが出來る修養を積むことが出來たのである。明治七年父君が轉任すると共に東京に出でしが、其の翌年父君が上海領事として海外に赴任するや父と共に支那に遊んだ、蓋し父君は君をして徒らに母の膝下に養育せしむるは獨立自營の精神を修養することが比較的困難である事を知つてゐたが爲めで有らう支那に滯留すること約二ヶ年、此の間支那學校に入つて教育を受けた。

一體君の家庭は祖先代々から漢學者を出してゐて祖父君の如きは鍋嶋藩に於ける佐賀講道館の校長を勤め、父君も亦同館の助教授であつたが、父君は鍋嶋藩から撰拔せられ、武官たるに至つた。然し其の後外交官となり更らに文官となり地方長官として各縣の知事に歴任し、今は隱退して老後の餘命を風月と共に樂しく暮して居るとの事である。父君の薫陶を受け東京に歸へるや近藤塾に入り攻玉社に學び、海軍豫備校として英語や數學等を修得し以て海軍兵學校に入學せんと希望を有してゐたが、明治十二三年以來の政治的思想の潮流は君をして政治家たらしめんとの大野心を起さしめた。そこで君は兵學校の試驗を受くる變はりに高等中學校の入學試驗を受けて合格し三ヶ年の後には同校を卒業したが、其の當時父君が地方長官として凄まじき勢力を有して居るし、且つ一般の政治騷ぎは益々弘張せられてゐた時代であるから、君は直ちに歐米に留學し政治學を專攻し未來の國務大臣たるべしと云ふ大野心は、遂に君をして故國の大學に入るを許さず、直ちに渡米することゝなつた。渡米後はコーネル大學に入らんとせしが、語學の修養をなさんためイーストマン專門學校に入つた、更らにデカマンインスチチユートに入學し一ヶ年半にして卒業し愈々大學に入つて政治學を專攻せんとせしに、會々クリスマス季節であつて其のとき村の起立工商會社が日本雜貨品の小賣部を開

みならず、是れが爲め同級生の總てに僧侶たり得るの資格あるべきを承認せしむるの結果を齎した。是れ今日君が眞宗派僧侶として今日一門の住職となり得る資格を享有して居る次第で有る。君が如斯宗教的大事業をなし且つ自から僧籍に身を投ずる實力を有するに至つたのは、君自身の信仰と其の修養とが與つて力あるものに相違ないと雖も、然かも君の家庭が君をして宗教學校に學ばしむるに至つた動機を作つて居る様に見へる。乃ち君の父君は彼の明治聖代の高僧たる渥美契縁師の令弟であつて同派に於ける模範的家庭を有して居つたものだから、此の麗はしい家庭の教訓を受けし高木君が自派の宗教學校に學ぶ様になつたのは、決して偶然ではあるまい。

愈々住職たり得るの資格を得た高木君は京都を去つて東京に出で京北中學校に轉校することゝなつた。此の轉校には蓋し深い意味があつたに相違ない。乃ち君が將來に於ける事業は宗教方面に非ずして、廣き意味に於ける政治外交方面に活路を切り開かんが爲めであつたであらう。京北中學を卒業するや直ちに早稻田大學政治科に入つて政治經濟を專修することとなつた。即ち先づ外交官たらんとする野心を滿さんが爲めにケンブル博士に就いて英語を修得しつゝあつたが、時勢の變運は君をして實業界に方向を轉換せしむる様になつた然し實業方面、殊に外國貿易方面に職業を求め、自已の運命を切り開くと云ふことは、廣き意味に於ける一種の外交官あるべしと云ふ見解を有するに至つたと見へる。早稻田大學に於ける學業は中途にして之を廢棄し明治三十八年シルバーホール氏の經營になれる外國商館に入つて實地研究を積むことゝなつた。同店に在勤すること約く二ヶ年にして、君の語學の上達せる事や、タイプライターの達人であると云ふ事や、總ての商業的才智の圓熟して居ることや、機敏にして然かも緻密なる判斷力を有して居ると云ふが如き特性は、君をして長く外國商館に止めしむることは我が日本商業界殊に外國貿易業者に取つては、堪へ忍ぶことが出來なかつたと見へる。翌年の歳末に到り君は拔擢せられて大倉組に迎へらるゝことゝなつた、東京本店に入つてから僅かに四ヶ年間に於て本店内各課長に歴任し、遂に明治四十三年に至つて君は拔群の商功に依り紐育大倉組支店に支配人として榮轉し得ることゝなり、爾來今日に及んで居る。君は當年明けて僅かに三十歳、然かも大倉組の柱石として紐育支店に長たる事既に數年に及んで居る。君の如きは眞に模範的青年實業家として世人の賞讃に價すべき新人物であると云はねばならぬ。

人と云ふが如き窮屈な位置より獨立せしむることが出來れば、定めし彼等が享有せる天賦の才智は到る處に花々しき活躍を試み、十二分の成功を持ち來すことが出來るであらうと秘かに彼等の前途に對し多大の希望と且つ敬意を表せずには居られない。

然り而して今茲に評論せんとする高木君の如きは實に此の一癖ある代表的人物中で更らに摸範的靑年事業家と稱すべきで有らう。乃ち高木君が十六歳の時中學校第二年生たるに及んで既に大日本慈善學會なるものを京都市に創設した手腕は到底凡人の眞似するあとの出來ない大事業であると云はねばならぬ。此の慈善學會の目的が孤兒の收容と貧民教育に在つた事は說明を加ふる迄もないとだが、然し何故に此の年若い高木君が主唱者となつて資金二萬圓を蒐集して迄も慈善學會を組織するに至つたかと云ふ理由を聞くに及んで、更らに君が非凡の才物であつた事を十二分に證明し得らるるので有る。

抑も高木君の出生地は三重縣四日市であつて、明治十七年七月の生れであると云ふことが總領事館の登錄簿に明載せられてをるから、何にも疑問は起らない。然し君が眞宗派の僧侶たるの資格を有して居ると云ふとは一向何人も知つてゐない樣に見へる、故に高木君は假令世俗的總ての地位を失なつても宗教的生命と位置とはよし山奥の住職となるにしても尙ほ且つ天の一方に光明を認めて、世道人心を濟度し得るの力量を修得して居ると聞かば、多くの讀者は高木君の現職と其の性格とに不審を起すことで有らう。然し非凡の人物にはやはり常識を以て想像し若しくば判斷するとの出來ない程に、奧床しい美妙の人格や實力とを完備して居ることを學ばねばならぬ。即ち君が慈善學會を京都に起すに至つたのは此の麗はしい信念と、侵すべからざる實力を發揮せんが爲めの一手段で有つた。手段とは何ぞや、君が京都眞宗中學校に在學せし當時は同校第三年級を卒業さへすれば、直ちに寺院の住職たるべき資格を與へられて居つたものが、君等が入學して第二年目から此の特典は剝奪せられんとするに至つた。此の制度の激變は高木君をして容易に服從せしむべく餘りに無意味であつたと見へる、茲に於て高木君は同級生の一員たる楠現順氏と相提携して自巳の實力と修養とを天下に表示せんが爲めに、大日本慈善學會なるものを組織し、會長に大谷榮温師を推し高木君は其の理事として同會を支配し、各地を遊說して資金二萬圓を募集し目覺ましき活動を開始することゝなつた。此の花花敷き事業は單に高木君一個の成功を見るに至つたの

て必然的開業の免許狀を受くる必要はないもの丶樣になつたけれど、遠大の野心と希望とを抱いて居る君は其の檢定試驗に級第した一事を以て滿心を起さなかつた。乃ち優等の成績で卒業するや直ちに同校に於ける病理學及び組織學に關する助手と推薦せられ、兼ねて治療部の助手たるに至つたのは明治四十一年の秋であつた。母校に教鞭に採る傍ら其の翌年に於ては岡田齒科醫院なるものを開業し尙ほ開業の餘暇を以て私立東京齒科醫學校講師として胎生學の講座をも受け持つ樣になつたのは、決して岡田君が僥倖兒たる所以に非ずして眞に君の抱負と實力とが如斯成功を持ち來すに至つたものたるや敢て贅言を要せないことがある。然れども岡田君は尙ほ此等の事業を以て滿足し、自己の成功を夢みる程に滿心を起す程の小人ではなかつた。そこで明治四十三年の秋に至り大志を抱いて渡米することゝなり紐育市に落ち着いて、齒科實習研究所に於て矯正學や技工學を專修し今日に至るも尙ほ引き續いて獨學自修怠る處が無い、何れ此等研究の結果は不日社會に公表せられ、齒科醫界に大貢獻するに至る事で有らう。尙は岡田君は上述の如き特種の學術に就いて專修する傍ら同胞の要求に應せんが爲め開業した、此の營業方面に於ても今や既に相當の成功を見るに至つた事は、名實相伴ふ齒科醫學者たる事を意味するものと云はねばならぬ。何れ專門的學術の研究を卒へ母校に歸つて再び齒科醫界に新智識を注入する時は、乃ち君の野心と希望とが遺憾なく實現せらる丶場合であるに相違ない。而して岡田君が抱ける理想の實地に應用せらるべき時勢が將に近かんとするを聞き、吾人は君の健在を祈願し且つ其最大成功を希望する次第で有る。

高木契門君

大倉組紐育支店長
ニユージャシー州プレインフヒールド市

我が同胞にして海外に足踏みし目醒ましい活動をなし且つ相當の成功を遂げつゝある人々には、何れも皆非凡の才物でないものは無い樣に見へる。吾輩が在米日本人事業家列傳と云ふが如き本篇を物するに際し、重立つ人士に相接近するの機會を得たが、彼等の大部分は何れも代表的人物たると共に、又一癖ある人々である事を認識するに至つた。此の一癖ある代表的人物は何處へ押し出しても必らず相當の仕事の出來る才物で有るから、若しも商事會社の支店長とか又は其の支配

は常に第一流の家庭を相手となすに有ると云ふ事も菊地君に依つの發見せられ且つ實現せられてをるやうに見へる。尙ほ地方行撮影に對しても氏は既に先鞭を附けたものだ。故に菊地君は此の意味に於ける寫眞師としては先づ以て斯界の元祖と稱すべきで有らう。半世紀の其の昔奥羽の僻地に歐米文明の美術的利器を輸入した新學翁の嫡孫東陽君が、今や歐米文明の中心なる紐育市に於て、最も文明式の寫眞營業術を發明するに至つた事は豈夫れ只に偶然のみと看過する事が出來るで有らうか。殊に氏の營業が日米兩國民の接近と其の親善を計る機會を造りつゝある事に至つては、吾人の最もアップリシエートせなければならぬ處であると思ふ。

齒科醫　岡田滿君

紐育市レキシントン街八十六

東京齒科醫學專門學校助教授たる岡田君が、齒科矯正學及び齒科技工學を專攻せん目的を以て渡米するに至つたのは今から五年前のことであつた。思ふに齒科學の進步發達は近代の新科學であるに相異ないが、其の發達せる齒科學に關する研究の最も進步せる國は云ふ迄もなく北米合衆國で有る。殊に學理の方面よりも之れが應用の方面に於て著るしき發達を遂げつゝあるは米國學界の一大特色であると等しく、此の齒科學に於ても亦其の通りであつて、殊に齒科矯正學や技工學は其等の實驗と相俟つて特殊の進步を見るに至つた。如斯事情であるから岡田君が東京齒科醫學專門學校を卒業し更らに學理と實際との調和を計らんが爲め當米洲に渡航することゝなつたのは誠に故あることゝ云はねばならぬ。

岡田君は明治十九年四月に滋賀縣野洲郡森山町に生れたが、尋常小學校を卒ゆると共に直ちに東京に出で、高等小學に學び、早稻田中學校に入り卒業後更らに一ケ年間高等科に入つて動植物學の研究をして居たが、日本に於ける齒科學並に齒科醫術の頗る幼稚にして未だ國民を救ふに足るだけ學術上に於ける發達をしてゐない事は、單に國家の恥辱たるのみならず又國民の一大損害であると云ふ事に着眼するに及んで、動植物學研究の目的を中止し直ちに東京齒科醫學專門學校に入學することゝなつた。動植物を弄じくることを特長としてゐた岡田君が齒科學の研究には矢張り其の特色を發揮するに至つたと見へる。在學中に於て既に內務省醫科開業試驗に合格するに至つた。故に學校を卒業し

の寫眞師となつてゐたに相違ない。十七歳の時から寫眞師たるの免許を得て京阪地方を巡歴し相當の成功を見るに至つた。其の後再び東京市に歸へつて本郷通りに菊地寫眞館ある大看板を懸けて、營業を開始するに至つたのは明治三十七年君が年二十一歳の新春であつた。然し東京の中央で開業した君は其の實驗の結果により更らに歐米先進國に於ける寫眞業を視察研究せんとする野心は此の年若き青年をして渡米せしむるの動機となり、終に同年シャトル市に渡航するに至つた。菊地君は在米既に十年に達して居るが渡米後直ちに自己の天職に向つて常に新活路を切り開いてをるやうに見へる。乃ち君が沙港に上陸するや其の翌日から米人デングマン寫眞館に勤務し、八ヶ月の後には自から其の寫眞館を讓受けて獨立自營の寫眞館を有するに至つた。語學が未熟であるのみならず、米國の事情に通せあい菊地君が、年僅かに二十一二にして米人を相手に然かも寫眞業と云ふが如き競爭者の多い事業に着手し得たことは、先づ以て君が米國に於ける成功の第一歩であつたに相違ない。此の成功を見るに至つたのは云ふ迄もなく、氏が幼少の時から斯業に對する技能と經驗とを有して居つたとに起因することで有らうけれど、氏が機を見て利を迎ふるとに對しては特種のタレントを有してをることも亦其一原因であるに相違ない。

菊地君は其の後或は桑港に或はオレゴン州ポートランド市に轉々獨立自營の寫眞館を開業し、半歳ならずして歐米に漫遊するの資力を貯蓄するやうになつたから千九百六年の歳末に至り紐育市に來つて斯業を研究せんと試みた。乃ち當時は今より更らに競爭者が多くて日本人が直ちに米人寫眞館に在勤するといふことは頗る困難の時代であつたけれど、菊地君は幸にして着紐せし其日からホワイト寫眞館に入ることゝあり、其後引き續いて技術の研究を重ねること約三年に及んだ。然し其の技術の進歩と共に再び獨立せる寫眞業を開始し、以て斯界に新機軸を出さんものと勃々たる野心を禁ずることが出來なかつたと見へる、終に千九百九年に至り紐育市目拔きの場所たる今の處へ開業することゝなつた。菊地君が所謂新機軸と云ふのはホーム、ポートレートを營業的且つ實際的に着手したとで有る。元より其の當時に於ても此の家庭撮影術の如きは一二好奇心に驅られたる寫眞師が華客の要求に應じたあとは無きにしもあらざりしと雖も、今日の如く純然たる一營業たるに至らしめたものは、實に菊地君の計畫によつて萌芽せられ、且つ成功を持ち來すに至つたと云はねばならぬ。又此の家庭訪問撮影に關する成功の秘訣

で居る特性と、且つ明晰なる腦力と敏活なる才能を有して居る天性とは、やはり法學者たるの資格を充分に享有して居るものと云はねばならぬ。此の才能と天性とは終に商業方面に應用せらるゝこととなつたが、如何なる方面に活動するにしても如斯特性は常に成功を持ち來すべき無形の鍵鑰でなければならぬ。されば君の今日ある亦所以なきに非ずといふべきである。隨つて君の將來をも豫定し得ることが出來るで有らう。君が明治二十六年大阪商業學校を首席で最優等の成績を以て卒業するや、三井家は君をして物産會社又は銀行部何れにても撰擇の自由を與ふべければ直ちに入社すべしと勧誘せられ且つ推薦せらるゝに及んで、世界的實業家たらんとせし君は、熟考を要する迄もなく、直ちに物産部に入り大阪支店詰となつた。大阪に在勤すること四ヶ年にして抜擢せられ紐育支店詰となり、生絲部主任となり、遂に其の支店長として今日の成功を見るに至つた。君は酒を飲まず、煙草を喫まず、言行方正眞に摸範的紳士と稱すべきである。

菊地東陽君

菊地寫眞館主

紐育市第五アベニュー四一八

山形市の柏山寺境内に菊地新學翁の一大紀念碑が建立せられて居る、同翁は我が國寫眞界に於けるオーソリチーであつたと共に、奥羽地方に於ける寫眞事業家として先鞭を附けた所謂開祖で有つた。乃ち奥州方面に於て始めて歐米の寫眞術を輸入し開業するに至つたのは今から四十四年の昔、明治四年の頃であつたが、新學翁は實に其の元祖であつたと云ふ深い理由に依つて同翁の故郷なる山形市の住民は新學翁の偉業を欣慕し且つ其の効蹟を記念せんが爲めに、盛大なる建碑式を柏山寺院内に擧行するに至つた。而して此の新學翁は乃ち東陽菊地君の祖父君であると云ふ事である。如斯家系を以て居る菊地君が父祖の家業を継いで斯界に活躍せんとする諸勢力を養ひ得たるは寧ろ當然のことで有らう。君は明治十六年山形市小姓町に生れ、小學校に通學してゐた時分から父業を見學して居た。夫れから十四歳となつて益々東京に出で銀座通二丁目なる二見寫眞館に入つて實地研究を重ぬること約三ヶ年に及んだが、若年なりし菊地君は其の當時に於て既に一門

の區別なく表裏相携へて盡粹して居る處は在留者の感謝に價する處で有る。一例を擧ぐれば君が新日本人會會計として多忙なる職務の餘暇自已を犧牲として其の重任を全ふせんと努むるが如き、或は日本倶樂部理事員として少からぬ骨折を厭はない處などは、やはり君の隱れたる美德で有ると云はねばならぬ。其他米人社會にも各種方面に於ける集會又は團體の會員として常に日米親交の實を擧げつゝあるが如き何れも我等の代表的人物たるを表明して居る。殊に瀨古君が實業方面に於ける手腕は吾輩の如き門外漢の批評し得べきものではないけれど、君の明晰なる頭腦から湧き出づる機敏にして且つ判斷力に富んで居る敏活なる商業政策が如何に三井物産の隆盛を計り日米貿易の增進を見るに至れるかは、敢て想像するに難からぬ事と思ふ。然れども吾人は之を具體的に統計を揚ぐるの特權を有してゐないから、此處に數字を明示することが出來ないのは誠に遺憾である。然し只一寸一例を擧げてみれば、君が生絲係りとなつた當時に於ける紐育三井物産の取扱かつてゐた生絲は僅かに三千俵に過ぎなかつたが、近年に於ては實に四萬俵以上の輸入を計る樣になつて居る一事に依るも、如何に君が商業的天才に富んで居るかを窺ふことが出來るであらう。

瀨古君は幼少の時から漢學と數學とが得意なりしは、嚴父君の薫陶と敎訓とに依ること大なるものがあつたに相違ない。君は小學校時代は故鄕に於て修業してゐたが、中途にして大阪に遊學することゝなつた。大阪に出ると云ふ事は親戚側の勸誘で其の當時學制々度に一大改革を加へて、關西商業敎育機關としては唯一にして且つ最高の學府であつた大阪商業學校に入學せしめ將來君をして世界的實業家たらしめんが爲であつた。然し父君は君をして醫師たらしめんと勸め、瀨古君は自から法學者たらんとする野心が有つたが遂に世界の大勢に鑑みる處やありけん、君は商業敎育を受くることゝなつた。商業學校に入つて經濟簿記、數學と云ふが如き科目の研究をしつゝある間に、君の野心は再び勃興して來たものと見へる、商業敎育を受けつゝある傍ら東京專門學校々外生となり法律講義錄を講修し、又大阪市屈指の法律家の門に出入して法學の研究に餘念なかつたと云ふことは、今日の瀨古君の統御的才能を遺憾なからしむることなきを意味する修養の一助となつて居る樣に見へる。瀨古君は何れかと云へば頗る沈默の人、寡言の人、沈着の人であつて、君が法律家たらんとする野心は何處に在つたであらうかと疑はれる程であるが、然し君の先天的想像力と判斷力に富ん

瀬古孝之助君

三井物産株式會社紐育支店長
紐育市第七十九街西百五十番

日本の實業界に於ける世界的事業の經營に從事して居るものは即ち三井物産會社である、隨つて三井物産に於ける各重役を始め各支店長以下の店員に至る迄何れも一騎當千の人物を以て網羅して居る樣に見へる。例へば重役である飯田君を始め山本君にしろ岩原君にしろ或は福井君にしろ其の機敏にして智慧の深い、技倆の人物であるは勿論のことだが、更らに第二次の物産内閣を組織せらるべき力量と地位とを有して居る各地に於ける支店長の顔觸れを見ても上海の小田柿君と云ひ、大阪の藤野君と云ひ、或は倫敦の南條君或は香港の林君と云ふが如き、此等の人々は物産に在つてこそ一支店長と云ふに過ぎないかも知れぬが。之を物産會社以外に持つて行くと假定せんが何處に出しても近世的實業家、事業家として何れも代表的人物となり得るの人々ばかりであつて、三井物産が人物揃ひであると云ふ事は何人も異論の無い處である。此の意味に於て三井物産紐育支店長たる瀬古孝之助君は其の頭腦明晰なる點に於て、機敏なる判斷力を有する點に於て、又敏活なる技能を有する點に於て此等幾十人の重役又は支店長中に在つて異彩を放つて居る事は、吾等紐育在留民の大いに誇りとなす處で有る。瀬古君の前任者福井菊三郎氏が今や三井物産の新内閣々員となつて花々敷き手腕を振つて居ることは、吾輩の如き何等關係をも有してゐないものでも何となく肩幅の廣きを思ひ、且つ快感を覺ゆるので有るが、其の福井氏の後釜を襲ふて目覺ましき活動をなしてゐる瀬古君が遠からずして三井物産第二次内閣を組織すべき一員たる事を想像し且つ豫定し得る特權を擁ふて居る吾人は、單に瀬古君の幸福や物産の隆盛を祝はんとするものでない、更らに日本の對外貿易上から且つは世界的商業關係から日本將來の實業界を豫想せる見地よりして、瀬古君の如き新人物が三井物産の第二内閣を組織する時代の速やかならんことを祝福せずには居られない。

扨て瀬古君の故郷は三重縣三重郡菰野村であつて、明治六年の出生と云へば當年取つて四十一歳と見へる。君が紐育支店詰に榮轉するに至つたのは明治三十年のことで其の後引き續いて紐育在留同胞實業社會の元老たる事既に十有七ヶ年に及んで居る。只に實業界のみでない在留同胞社會に於ける、社交上にも政治上にも常に一方の重鎭として同胞の發展と其幸福の爲め公私

醫たるの名聲を博し、實力を發揮して居るのは決して偶然のことではないと云はねばならぬ。殊に君が紐育に定住することゝなるや、同胞唯一の救濟機關たる共濟會に關與して其の役員となり或は會計として今日迄同胞社會の健全なる發達のために盡しつゝあることは吾人の感謝せなければならぬ事である。抑も人間が其の自已の運命を切り開いて自已の天職を全ふせんとするには、それ〴〵相當の理由と動機とを持つて居ないものはあるまい、村瀬君が醫師たるに至つたのも矢張り此の一般原則に符合して居る處がある。即ち君が十四歳の時であつた、殆んど生命を失はんとする程の大患に罹かつた其の當時。人命を救ふの道は只だ此の醫術にありと云ふ深い感想と信念とを抱く様になつた、是れ今日君をしてドクトルたらしむるに至つた心機廻轉の動機となつて居る様に見へる。昔しから醫は仁なりと云つて居るが、やはり此の慈仁の觀念に富んで居るドクトルの療療は、單に科學的醫術のみに非ずして、更らに精神的醫術の伏在せることを承認せなければならぬ。尚ほ吾人は村瀬ドクトルが數年間に亘つて專門的に研究し且つ實地に適用して既に百餘件の特効を證明するに至つて居るといふ新發明に就き特筆して置きたい。即ち新發明とは蝮毒創特効療法とでも稱すべき新考案である。但し此の新療法たるや實地に於ては既に其の効果顯著たるものあるを認められてをるけれど、未だ之を學術的に說明を加ふるの機會を得ることが出來ないと云ふので、數年間一意專心に其の學理的解剖に關する科學的研究に從事して居る。されど今や略ぼ其の草案も纏まつた樣に見へるから、此の一大發明が發表せられて、醫界に新記錄を作るに至るも餘り遠き將來ではあるまい。而して此の論文が公表せらるゝ曉は乃ち村瀬ドクトルが新醫學博士の學位を受くる其の時であらねばならぬ。尚ほ又君は獨逸に到り研學を積み歸朝の後は名古屋市に於て理想的の一大病院を設立し兄弟相提携して國家の爲め貢献せんとする希望を有し、其の計畫も略ぼ確定して居るやうに見へる。目下令弟は故鄉に開業して既に數年の經驗を有して居るが近々獨逸に留學することゝなつてをるさうな。故に村瀬君の如き新人物が時代の要求に迫まられて、其の歸朝時期の早からんことを促されつゝあるは寧ろ必然の結果であらう。然し吾等在留者は君の如き手腕ある仁醫が長く我れ等の社會に在つて、同胞發展の爲め偉大なる犧牲者たらんことを希望して止まざる次第である。

ドクトル 村瀬九郎君

紐育市レキシントン街八十六番

明治二十九年、歳僅かに十六、然かも中學校の課程を修得することなく、直ちに愛知醫學專門學校豫科に入學し得たと云ふとは既に何人に取つても容易に眞似の出來ぬ天才であつたことを證明して居る。蓋し高等小學校時代に於て英語、漢學、物理、幾何、高等數學等に關する獨習は此の天才をして中學校に學ばしむるの必要があかつた爲めであらう。然して此の新人物たる紳士や姓は村瀬名は九郎と云ひ、明治十三年八月愛知縣知多郡阿久比村に生れ幼少の時から神童と歌はれて居つた。明治三十五年優等の成績を以て同醫學校を卒業するや直ちに名古屋市なる愛知病院に聘せられた。同病院に於て學理の研究と實地の應用に努むる傍ら愛知産婆學校に教鞭を採ること約一ヶ年に及んだが、君の出生地たる郷黨等が熱誠なる懇請に動かされて、遂に故郷に歸つて開業することゝあつた。

然るに間もなく日露の開戰を見るや、君は撰拔せられ三等軍醫として招集せられた爲め終に此の戰役中身を軍籍に置くことゝなつた。乃ち君は初め第三師團附きとなつて出征したが、其の後第八師團衛生豫備員附に轉じ、更らに第五師團の傳染病蔓延するに及んで君は拔擢せられて其の豫防醫となり、大英斷を献策し遂に疫病を撲滅するに至つた。其の英斷とは全村を燒滅せしめ、且つ其の病營舍の各窓に張布せしめた事である此の事たるや其の兵戰當時の情況からしては中々容易に斷行し能はざる狀態であつたものと見へる、他の軍醫官等殆んど想像することさへ出來なかつた處であつたと傳へられて居る。故に君が勳六等單光旭日章を下賜せらるゝに至つたのも當然のことゝ云はねばあらぬ其の後黑溝臺や奉天の大戰を經て無事凱旋をしたのは明治三十九年正月であつた。歸郷後直ちに開業して郷黨のため、公私の別なく、全力を盡して貢献しつゝあつたことは君が獨立せる開業醫たるの外郷土の村醫たり、校醫たり、種痘醫たり、傳染病豫防醫たり又在郷軍人會々長たるが如き公職に盡粹せし一事に於ても明らかに證據立てらるゝのであらう。

村瀬ドクトルが渡米の動機は云ふ迄もなく歐米の學術を研究せんとする野心の一部を成就せんとするにあつたに相違ないとするも、他の動機は紐育市在留同胞間に內科專門の醫師なきため何人かを招聘したいといふ一般在留民の希望に應せんが爲めであつたおとである然り今日君が東部在留同胞間に於ける唯一の內科專門

とが出來なかつた。玆に於て君は更らに東都に歸へつて高等商業學校の入學試驗を受くることゝなつた。思ふに君の失敗が君に與へたる刺戟劑は君をして最早一ヶ年間の準備を與ふべく猶豫せしむることが出來なかつた爲で有らう。高等商業學校の入學試驗には見事好成績を以て入學するとが出來た。如斯して君は同窓同級の學生が其の當時第五年生として得意顏をして居る内に三ヶ年を一足に飛び越して高商に入學したものだから、同窓の友が矢嶋君の俊才たるを羨やみ、又君の成功に驚かざるものは無かつたと云ふとて有る。

明治三十二年七月に至り君は年僅かに二十一歳の青年を以て首尾能く東京高等商業學校ヶ卒業することゝなつたが、當時に於ける君の俊才は君をして其の卒業期迄普通一般の學生たらしむるとは、單に人物經濟から云つても亦社會經濟から見ても、到底之を許すとが出來なかつたと見へる。在學中既に君は今の堀越商會東京本店々員として通學の餘暇實業に從事せなければならぬことゝなつた。それ故其の當時堀越商會に於ける店員中只獨り矢嶋君のみが黑袴で前垂連中の内に一異彩を放つて居つたことは面白い對照であつたに相違ない。學校卒業後は間もなく堀越商會福井出張所會計主任として敏腕を振ひ、僅かに四ヶ月にして總ての整理を完成したる結果、君は前途有爲の青年商業家として拔擢せられ明治三十三年紐育支店詰に榮轉した、今日其の支店長たる要職に在り且つ堀越商會社員として同商會に於ける柱石たるに至つたのは決して怪しむに足らぬことである。矢嶋君の性格は誠に無邪氣で一寸見ては君が既に百合子愛孃のパパーであるなどゝは受け取れぬ程であるが、是れは矢張り江戸ッ子式で武士の家庭に成長したことに原因して居るであらう。殊に君の天眞爛熳たる樂天主義は、君が幼少の時代から麗はしき基督敎の家庭に養育され、且つ長ずるに及んで山をも動かす信仰に加ふるに樂天的な愛の眞理を味ふことが出來たことに基因して居るに相違ない。君が學生時代に於て彼の東京芝敎會日曜學校を創立して其の校長となり基督敎宣傳の驍將であつたことを知らば、君が和氣靄々たるスイートホームを構へて居ることも、亦君が今日一門のピアニストたる所以も略ぼ想像し得らるゝで有る。希はくば君が更らに健全なる信仰の上に立つて、商業道德界に於ける花々敷き改革者たるに至らんことを。

や直ちに府立第一中學校に入學した、然るに中學校の三年級迄は常に優等の成績を以て進級して來たが、此の第三年級時代となつて矢嶋君の學生々涯には最も紀念すべき出來事が繰り返へさるゝことゝなつた。乃ち幼少の時代から俊才と歌はれて居つた矢嶋君が其の中學第三年級に於て一方ならぬ失敗を見るに至つた。失敗とは云ふ迄もなく學年進級試驗に落第することを意味するのだ。然かも此の失敗が一度ならず二度迄も引き續いて失敗を招くことゝなつた。此の失敗の理由は何にも別に俊才たりし矢嶋君が俄かに鈍才になつたと云ふ譯ではない、其の當時の數學教員に山崎某と云へる小意地の惡い教師が居つた、矢嶋君はどふした理由であつたかは知らぬが、此の數學教員の恨みを買ふあと頗る大なるものが有つたと見へる。君の進級を妨げたものは常に此の教員受持の數學に限られて居つたと云ふことである。他の諸科目が滿點であつても只一つの科目に於て不合格であつた場合には其の全部をも級第せしめないといふのは、日本教育制度の最大缺點であるが矢嶋君は此の教育制度の惡弊と彼の小意地の惡るい數學教員の惡感との犧牲となつて二回まで失敗の學歴を繰り返へす樣になつたのは、大に同情に價すべきことである。況んや同年級で二回引き續いて落第せば最早同校に通學することを許さずと云ふが如き、窮屈極まる學制々度は矢嶋君をして更らに死地に陷らしめんとするに至つた。況んや此の二回の失敗で同級生であつたものは既に最上級生として更らに高等の學府に入らんとせるを目撃せし時、年は僅かに十七歳の若武者であつたけれど、此の出來事が矢嶋君の心靈に刺戟を與へた威物があつたに相違なきことを想像し得るに於てをやだ。

然り此の二度目の失敗は確かに矢嶋君に一大刺戟を與ふるに至つた、此の刺戟劑は遂に君をして破天荒の計畫を試みしむる樣になつた。破天荒とは中學校第三年級を修業して居ない君をして大膽にも一脚して高等學校の入學試驗を受くるの準備をなすべく獨修を始むるに至つた、僅かに三ヶ月間にして中學校三ヶ年間に修得すべき總ての課目に就いて自修研學することゝなり先づ其年の七月に至り仙臺市に於ける第二高等學校醫學部の入學試驗を受けんと試むるに至つた。蓋し君が醫師たらんとせし動機は君が幼年の時嘗て叔母君の大患に罹かりしを醫師の治療により其の生命を恢復した實例を學んだため、自分も亦醫術に依つて社會を救はんとする覺悟を抱くに至つたと云ふとだ。然し不幸にして君が全ての第一の試練は遂に其の目的を逹するあ

村商會なるものを組織するに至つた。今日同商會が我が日本茶海外輸出の大部分を供給し、米國に於てはシカゴ市に其の支店を開き、其の目覺ましき成功は矢張り西村氏古谷氏等が過去二十餘年間に於ける實驗と其手腕とに歸すべきであらう。西村君は渡米に先き違つて布哇嶋に下り、ホノル、市に於て日本雜貨並に食料品商店を經營して居つたとがある。今の古谷西村商會支配人の一員たる草信氏は此の時分からの知巳である相な。今や西村君の生命は日本茶の生命と相一致して居るかの如き感あるは、我日本茶の販路擴張に就ては西村君の新開拓に待つこと多かりしが爲めで有る。若しも明治二十七八年の當時に西村君や古谷氏が居なかつたなら、今日の樣な販路の擴張は多分不可能であつたであらう。されば吾人は日本茶の海外輸出に關する談話中には必ず西村古谷兩氏の深き印象を思ひ出さずには居られない。西村君と日本茶とが其の運命を共にすと云ふのは蓋し此の謂に外ならぬと思ふ。西村君の性格は快活にして常に樂觀的の人物である、總てのもの全からざるはなしと云ふ原則は西村氏によつて實現せられて居る樣に見へる、故に氏に接する總ての人々は君の人格を通して常に快感を覺へ、慰藉を受くるとが出來ると云ふ事だ。尙ほ氏が事務に對する熱心にして且つ勤勉なる態度と努力とは君をして更らに偉大なる成功を齎らしむるとが出來るで有らう。

矢嶋俊吉君

堀越商會紐育支店長
ニユージャシー州プレインフヒールド市

我が國西南戰役の起るや、父は身を官軍に寄せる一方の隊長となり、南洲軍征討に出掛ることゝなつた、其の留守中で、麗はしき慈母の膝内に生ひ育てられて居た俊吉矢嶋君は、明治十一年の春四月其の故郷たる石川縣金澤市に於て嚴父守一翁の第二男として呱々の聲を揚ぐるあとゝなつた。然るに父君が身を軍籍より脱して陸地測量技師となり參謀本部陸地測量局に轉任するに至つたから、矢嶋君も幼少の時より親しき父母の膝下に在つて麗はしき家庭の若武者として成長するに至つた。故に今日矢嶋君が江戸子式の面影を遺憾なく發揮して居る處も亦所以なきに非ざることゝ云はねばならぬ。

矢嶋君の學生時代に於ける經歷は中々屈曲の多いライフを以て飾られて居る、君が高等小學校二年を卒ゆる

部主任たるの要職を司る事になつた所以で有る。玆に於て君が最初の目的たりし造船事業は機械研究の目的に變化せしと雖も、然かも其の鋼鐵を利用して建築工事に從事するの智識と技術とを修得したる點に於ては殆んど同一の目的を成就したものと云ふべきであらう。此の鋼鐵建築事業は今後我が國に於ても最も有望なる前途を控へて居ることだから、稻葉君の今日の地位は更らに遠大なる機會を捉へ得るの實力を培養して居るものと想像することは敢て難からぬこと〻思ふ。君は如斯鐵構造に關する實驗を積んで居る傍ら或る時はバルチモーア架橋會社に出勤して鐵橋建設に關する實習を重ねしこと一ケ年半に及んだといへば、君の如き人物が我故國に於て重用せられ、歡待せらる〻の機運は最も近き將來に横はつて居るやうに思はれる。吾人は稻葉君の如き專門的技術家の續出せられんことを希望せずには居られない。君の原籍は滋賀縣彦根町芹橋十丁目十二番屋敷で有る。

西村庄太郎君

古谷西村商會經營者
紐育市フロント街九十六番地

西村君は古谷氏と等しく我が茶業界に於ける元老で有る。君の生地は横濱市であるが、東京に出で明治學院を卒業し、更らに農科大學に入つて農學士たるの君が商業界に身を委ぬるに至つたのは、廣き意味に於ける實業に從事せんが爲めであつたかも知れぬ。氏は農科大學を卒へてから直に横濱のヘリーヤ商會と云ふ藥舖に勤務することありしが、約八ケ年の後ち明治二十八年に至り事業視察の目的を以て渡米した、其の翌年日本製茶株式會社の組織せらる〻や其の代理者となり、日米間を相往來すること約五ケ年であつた。然るに西曆千九百年度に於て我茶業組合中央會議所が其の出張所を加奈太のモントリオル市に新設するに及んで、君は推薦せられて其の出張所主任となり、尙ほ傍ら西村商會なるものを興して日本茶の卸商を經營すること〻なつた。爾後十有一年間加奈太地方に於ける重鎭として日本茶販路の擴張に努め、歲月と共に益々隆盛に赴いて居たが、千九百十一年度に至り紐育市なる古谷商會との合同問題起るや遂に知己舊友は相提携し、古谷西

は勿論であるが、君の人格が常に商業取引の上に反射して居ることは爭はれぬ事實で有る。君の特性は事務に忠實なる事、正義を基礎として商業の取引をなすと、人一人前以上に努力すると云ふが如き何れも野澤屋をして今日の隆盛を見るに至らしめたものと云はねばならぬ。尙ほ君の特性たる謹直寡言よく人をして心服せしむる處は君をして其の事業の發展を齎らしむるに至る無形の資力であらねばならぬ。君が今日に至る迄禁酒禁煙の代表的紳士たる所以のものも亦君の人格を評價し得る一の證左と云ふべきである。今後に於ける君の成功は過去に於ける野澤屋の隆盛と其の發展とがよき實證を示せる如く、君も亦無窮の繁榮を實現し得らるゝ事であらう。

稻葉秋藏君

バーデー、エンド、ヘンダーソン
建築會社技師
紐育市オーデユボン街一〇五番

明治三十六年に大阪高等工業學校を優等で卒業した稻葉君が、卒業後直ちに横須賀海軍工廠造船所に造船技師として任命せらるゝに至つたのは、氏が在學中の專攻科目が造船科であつて、然かも特殊の技能を有したるが上に、極東に於ける風雲何となく益々急ならんとする時節柄であつたから、君の如き專門的技能を修得した人物の歡迎せらるゝのは勿論のことで有る。横須賀海軍造船所に在勤する事數年にして、更らに神戸なる三菱造船所に榮轉したが、君の研究的野心は久しく內地に滯留することを許さない乃ち明治四十一年愈々渡米し深く造船に關する研究を積まんと大抱負を以て渡航するに至つた。然し此の當時に在ては最早米國の製船所は外國人の入るを迎へて彼等の便益を計り、技術の研究を許可する程には、自由放任の主義も、博愛敎導の精神も旣に業に過去の夢と冷却し消失して居つた事だから、稻葉君が研究せんとする目的は到底米國內に於ては如何とも成就し能はざるあとゝなつた。斯の如くして氏は折角渡米した素志の貫徹せざるを遺憾と思ふて居る內に、其の翌年となつて君は我が農商務省實業練習生に撰拔せられて機械製造並に鐵構造に關する研究を命せらるゝことゝなつた。造船技術た關する機會を逸せざる可らざりし氏は、實業練習生の肩書きを得て機械製造や鋼鐵建築に關する研究の機會を得た。是れ氏が明治四十四年以來今のバーデー、エンド、ヘンダーソン建築會社の技師として優待され、其の鐵構造

日本ヅライ、グード商會が、今後に於ける森村組や茂木桃井組など〻鼎立するだけの實力を有するに至るはも餘り遠き未來のことではあるまい。開業三年にして今日の成功を持ち來せりといへば中山君は誠に僥倖兒の如く思はれるけれど、過去二十五年間に於ける辛き經驗と其の涵養し來つた商業的實力とが、遂に君をして今日の大事を成就せしめたるを知らば、如何なる事業にても一朝一夕にしては到底成功すべきものに非ざることを學ばねばならぬ。

高山喜一君

野澤屋支配人
紐育市東二十五丁目一一八

東京に生れた高山君は明治十七年、君が齡十二歳の時から横濱市に出で同市唯一の商業學校である横濱商業學校に入學した。五ヶ年間の螢雪の功現はれ十七歳の時優等の成績を以て卒業するに至つた。學生々活を卒るや直ちに同地の絹物輸出貿易商を營んで居た椎野商會に入社し愈々實業方面に活路を開拓する起點を作ることゝなつた。君が數ヶ年間に於ける實業的試練の結果は更らに海外に遊歷して世界貿易商業實地を視察研究することの必要なるを自覺するに至つたと見へる、明治二十九年に至り先づ米國に遊ぶこととなつた。渡米後は直ちにヒラデルヒヤ市に到り同市の大商會ブランケンブルーク會社(ブ氏は現市長)に入つて商業實地研究に從事すること滿三ヶ年に及び、略ぼ其の目的を達せしを以て明治三十二年軍艦笠置號が紐育港を解纜し歐洲經由航海の途に就ける機會を得、同船に便乘して歸朝した。歸朝後は再び椎野商會に入つて實業に從事すると共に、一方に於ては母校に教鞭をも採り居ること約三ヶ年、三十六年に至り横濱茂木合名會社が紐育市に其の出張所を設くるに及び其の出張所長となり再び渡米し滯紐三ヶ年にして歸朝したが、君の手腕は既に合名會社の認識する處となり、歐洲リオンの支店に其の支配人として拔擢せらるゝことに至つた。而して同地に在勤すること僅かに半歳ならざる内紐育市の出張所が完全たる支店制度に變更せらるゝに及び、君は同支店長に推薦せられて三度紐育の人となつたのは明治四十二年のことであつて、今日迄其の支店を支配して居る。野澤屋と云ふのは乃ち横濱茂木合名會社の屋號で有る高野君は斯の如く過去二十有五ヶ年の間專ら絹物の海外貿易商に從事して居る。君が今日の地位を占むる所以のものは君が勤勉にして事務的才能の秀出せること

て英學を修めた。然るに明治二十三年君が年僅かに十五の春、氏は既に外國商館ヴアンタイン會社に入つて商業實務に從事することゝあつた。同商會に勤務すると三ヶ年にして、同商店が名古屋に出張所を新設することゝなつた爲め、氏は其の會計係長として名古屋に榮轉し、同地に活動すること更らに三ヶ年に及んだが、同出張所内部の紛擾が起つて氏が遂に同店を辭任するあどゝなつたのは明治二十九年の頃である。同商會を辭してから間もなく京都に設立せられたる五二會へ出品者總代といふ名義で入社し、以て地方より集まる出品の監督を遣つて見たが、矢張り花々敷き活動の餘地を見出さ相にも思はれなかつたから、明治三十一年に至り大決心と大望を抱ひて渡米することゝなつた。渡航の目的は云ふ迄もなく米國の新天地に於て實業方面に一大成功を遂げんとするのである、然し何人でも空拳徒手にて直ちに事業を發企することは出來ない、中山氏が渡米後約一ヶ年間所謂スクールボーイや農園働きをなさなければならなかつたのは、是れ又今日の君をして成功ならしむるに足る一種の試金石であつたで有らう。一ヶ年間の奮闘を終へ桑港に歸つて愈々商業方面の第一階段に足踏みをするに至つたのは、氏が日本雜貨商朝日商會に店員となつた時である。數年間同店に事業の實習を積むに及び、明治三十六年に至り横濱市の竹村嘉造氏、桑港の小池貫太郎氏と共に三人共同にて竹村兄弟商會なるものを興し、日本雜貨の卸小賣營業に從事するに至つた。然るに千九百七年の米國經濟界の恐慌と共に同商會は遂に失敗に終つた、然し既に數ヶ年間日本雜貨商に經驗を有して居る中山君等は、此の恐慌に依つて事業を中止し又は全々廢業すると云ふが如き弱武者ではない、乃ち千九百九年に至つて日本ヴライグード會社なる商號の下に合資株式會社を組織し專ら日本雜貨の卸商を營業することゝなつた。既に桑港に於て確實なる合資會社を設立したれば、それより大膽にして商策に富んで居る中山君が、其の營業の勢力範圍を擴張せんと努むるのは、假令不案内の土地柄で然かも幾多の競爭者が既にそれ〱地盤を築いて居る場合であるとするも、或は當然であらう。そこで中山君は千九百十年の冬紐育市に遠征を試み、遂に日本ヴ　イグード商會の商號の下に桑港の支店を新設するに至つた。開業後僅かに數年の成績を見たるに過ぎないけれど、年と共に事業の發展を來たし、販路の擴張を見るに至つたとは、氏の實業的手腕の致す處であると云はねばならぬ。今や店員として日米人十餘名を使用し、其の隆盛なる商況を以て將來を推測せば

刋英文雜誌を發行し、所謂啓發運動のため全靈全身を犧牲として居るが如きは到底尋常の人物では出來難い事業であるといはねばならぬ。君は如斯常に同胞の福利と其の利權の獲得に向つて努力してをる傍ら、啓發運動の爲めには少なからぬ費用を投じたものだ、今日君が獨力經營する日本評論誌の如き元より此の意味に外ならないが、更らに君が日本の國情や風俗習慣等を米人社會に紹介せんが爲めに二萬弗を投じて故國の活動寫眞及び幻燈を輸入して重立つ都市に於て盛んなる啓發運動を試みてをる處は大に感謝すべき處である。尙ほ君は其の著書「米國權力論」や「大和心」等によつて日米兩國民相互の理解に努め、以て兩國民をして益々親善なる國交を維持し、世界人類の平和の爲め大に貢獻せんとする處は吾輩在留同胞は元より、日米一般市民の賞贊し尊敬すべき人物であるといはねばならぬ。宮川君が今日の立場は米國化したる日本人であるを以て、日米問題の解決の如きも主として米國民側から解釋を加へ、自動的自解の道を講せんと努むるは當然のことであらう、又在米同胞をして彼等のツラブルをば徒らに故國の政府に委任し以て安然なりと云ふが如き愚を學ばしめざらんと警告を與ふるのは、君が加州土地問題や歸化權問題を以て純然たる日本人權利問題なりとの確信より起る必然の助言たるべきは勿論のことである。殊に日米時局をして圓滿なる解決を結ばしめんとするに人義正道を以てするが如きは、君が近年に至り極端なる基督教者として自覺せる程にクリスチャン、サイエンスを信仰するに至つた爲めであらう。吾人は人義正道を以て直ちに國際間の難題が解決せらるべしとは思はれないけれど、眞の平和を愛し、宇宙萬民是れ我が同胞なりとの四海兄弟主義の下に立つて事物の判斷をなし得ることが出來る黄金時代に到達せば、此等の問題は自然に氷解せらるべきものなれば、矢張り人道主義の國民が一人でも增へると云ふとは誠に喜ぶ可き現象であると云はねばならぬ。されど宮川君の理想が實現せらるゝの時代は蓋し前途遼遠たる可しと云ふべきであらう、吾人は宮川君の健在ならんことを祝福して擱筆す。

中山銀之助君

日本ブライグード商會紐育支店長
紐育市ブロードウェイ六二一番地

信州松本市に於て明治九年に生れた中山君は故郷に小學教育を卒るや、直ちに横濱市に出で英語學校に入り

あるが、生れは東京市で明年九年呱々の聲を擧げた。幼少の時から英語を能くし小學校時代から英學の進歩著しきものあつたと見へる、君が十二歳の時英語演説を試み時の米國領事を驚かしめたと云ふとだ、小學校を出てから大東英和學校に入り、立敎大學に學び、法學院に遊ぶと數年の後、或は小學校敎員とあり、或は攻玉社商業學校の講師となり、或は東京私立學校組合の幹事たるに至つた。其の後君は露領ウラジオストツク港に航して露語を學ぶ内端なくも嫌疑を受けて黒龍江畔ニコラスクの鐵窓に投せられたが、在留邦人の後援により無事出獄せしも退却命令に逢ふて東京に歸つた。歸京後再び敎育界に投じて或は海軍豫備校の英語敎師となり或は長崎の外國語學校に敎鞭を採ること〻なつた。然るに日清談判破裂して我が六個師團の出陣となるや、君は第一軍司令部通譯官となり出征するに至つたが、彼の營口占領に際し君は拔擢せられて歐米人取締方を命せられた。凱旋の後君は更らに海外に勇飛せんとし渡米することゝなつたのは明治二十九年の夏であつた、桑港に上陸するや英文雜誌を發刊して日本及び日本人を米人社會に紹介せんと務むること數月間に及んだが、財政其他の理由で廢刊の止むべからざるに至り、東行して憲法、法律、國際法等の研究を積むこと數年間にして數個の學位を受くるに至つた、法學博士となるや君はインヂアナ州立大學の講師として日米國憲法比較論を講演すると共に、一方に於ては米國市民權を獲得したれば直ちに合衆國辯護士たるの資格を有するに至つた。君は其後同胞歸化問題に關しては常によく奔走し君に依つて米國市民權を得たるものは少なく無いと云ふ事だ、又氏は聯合辯護士會の記者として其の機關紙編輯の一員となり、更に國際協會々員にも推薦せられた。君が在米十有八年間に於ける事業は常に在留同胞の利權獲得と福利增進に關する奮鬪史で有る、即ち彼のアイダホ鐵道工事賃銀不正事件の如き或は浮浪漢制裁となり、男女混浴の禁止とあり、歸化權獲得の運動となり、或は桑港に於ける學童問題の起るや君は是れ日本國民の權利問題たれば宜しく起訴して法廷に爭ふべきを主張し、朝野の人士が國家問題なりとし外交關係なりと唱道せしに反對し、遂に一學童をして起訴せしめたる結果、日本人の勝訴とあり此の八釜敷かりし所謂學童問題は日本人側の權利を全ふすることが出來る樣になつた。特に昨年來日米時局問題の起るや君は歸化權問題に關しては獨特の主張を有して或は演說に、或は筆戰に同胞利權の爲めに奮鬪せんとする結果は、遂に紐育日本評論社なるものを興して月

と云ふ長い歳月をば専ら茶業に關する實驗的研究の時代として忠實且つ勤勉に古谷商會の爲めに貢獻した。七ヶ年間米國に於ける茶商況を研究した君は、更らに故國に於ける茶業の實地を踏査研究するの必要なるを感ずるに至り、千九百十一年一時歸朝することゝなつた。歸朝して故國茶業の實況を調査したる君は再び渡米して獨立せる茶卸商を企業するに至つた、蓋し充分なる成算あるを自覺し營業を開始したに相違ない。即ち古谷西村商會が合同するを機會として池田君は古谷商會を辭任し、池田茶卸商會なるものを開業するに至つたのだ。君が獨立自營の商業を開始してから僅かに三四年に過ぎないけれど君の營業振りの機敏なると奮闘的勢力に富んで居る活動は既に茶業界に於て嶄然頭角を現はして一方の重鎭たるを認めらるゝ樣になつた。今では市俄古以東を以て其の營業區域となし、到る處に着々として其の地盤を擴張し、一ヶ年百五十萬斤以上の販路を有するに至つた事は確かに成功の第一歩と稱すべきで有る。君は如斯して茶卸商に於ては既に成功の曙光を認めて居るが、更らに其の小賣營業に就ても大に計畫する處が有ると見へて、本年度から武市に其の支店を新設した、今後適當なる人物と適當なる場所さへ見出す事が出來れば、何ヶ處にても其の支店又は出張所を開設せんとする目論見を立てゝ居る。君の如きは在留同胞青年實業家として既に一門の大事業を營んでをるから、今後十年廿年の將來に於ては定めし驚天動地の大事業を成就する事が出來るのは疑ふの餘地有るまいと思ふ。池田君は福井縣鯖江町の人で明治十九年の出生であると云へば當年取つて廿八歳、吾人が君を評して青年事業家と稱するも敢て過言では有るまい。又君の前途の奮闘振りが世人の注目に値すべきものあるを豫言し置くも敢て難事に非ざるべしと思ふ。

法學博士　宮川益次君

紐育日本評論主幹
紐育市ツリビユン、ビルヂング

宮川君が在米二十年間に於ける生涯は隨分多技に亘つたる仕事を遣つてをる、隨つて君の仕事に就ての觀察は人々によつて全く相背反せる批評を下して居る樣に見へる。然し過去に於ける宮川君に對せし非難の聲は近年に至つて殆んど其の根底を絶たれたるかの如き好評と變化して來たのは、君の眞價が認識せられつゝある證左といふべきで有らう。宮川君の原籍は滋賀縣で

其手腕の堅實なるを認めらるゝに至つたのは寧ろ當然のあると云はねばならぬ。

殊に君は生絲製造業者にして日米兩國民間に於ける意思の疏通を缺げる結果、往々にして不慮の失敗を招くとあるに留意する處あり、先づ自から進んで米國全州に於ける生絲製造所を訪問視察し、精密なる調査を遂げ以て日米間の絹業界の前途をして益々圓滿ならしめんと努力したる結果遂に今日の如き平安にして且つ隆盛ある商況に趣かんとして居る事は吾人をして君の先見の明あるを歌はしめずには居られない。君が將來に在つて生絲貿易業界に於ける活動振りは、如何に目覺ましき成功を齎すべきやは今から豫言し置く事が出來るであらう。君の趣味は各方面にインテレストを有して居るが、テニスやゴルフと云ふが如き壯快なる運動もやれば、寫眞術や花園と云ふが如き優美なる趣味をも持つて居る。殊に君が有せる商業的趣味の一つとしては君が土地の價値に對する研究である、此の研究的土地の趣味は今から九ヶ年前既に實地に應用して居るが、今日に至つては頗る好成績を表はして居る樣に見へる。乃ち伊藤君が彼のロングアイランドに投資して伊藤土地會社なるものを組織して其の社長となつてをる。今日に至つて同地方に於ける地價の昂騰は君の豫言的土地趣味をして益々深刻ならしむる事であらう。況んやロングアイランド地域が近き將來に於て破天荒の發展を持ち來すべきは火を睹るよりも明かなるに於てをや。伊藤君の如き實用的の趣味を有し且つ之を實現せる人々は誠に稀れに見る處の事業者といはねばならぬ。

池田謙藏君

池田茶卸商會々主
紐育市フロント街八十七

明治三十七年、池田君は十八歳の時滋賀縣立商業學校を卒業して直ちに横濱の大谷嘉兵衛氏が經營せる同商會に店員たるに至つた。横濱に在勤すること約二ヶ年であつたが、千九百五年度に至り米國ポートランド市に開かれたルイスクラーク博覽會に、日本出品協會々計係りとして渡米することゝなつた。君が海外に於て我が輸出貿易業に趣味を有するに至つたのは此の時であつたに相違ない、博覽會事務も無事完了した君は愈々米國に踏み止まつて何事か一事業を開拓せんと決心して紐育に遠征し間もなく古谷商會に入つて專ら茶卸商に關する實務に關係することゝなり、爾後滿七ヶ年間

馬鹿氣たとはないと云ふ口實を以て、君は其の實際年齢の勘定を胡魔化さねばならぬ羽目となつたであらうとう〳〵定年に達する年齢迄一足飛びに成長したものと見へる、遂に入學を許可された。中學校は優等で卒業、高商へは無試驗入學といふが如きとん〳〵拍子で學生々活を終はるに至つたと云ふことである。

君は高田商會に取つては確かに重要のパートを掌握し且つ支配して居る、何となれば高田商會が外國から輸入する電氣機械類の大部分は米國から供給して居るからで有る。君は斯の如き要職を帶び且つ多忙の身であるけれど自已の趣味に對しては矢張り閑日月ありと見へる。君の道樂は讀書と登山にあると云ふことだ、讀書の如きも元より多枝に亘つて居るに相違なきも近年に於ける専門的研究は星學である相な。君は登山を好み故國に於て山岳會の會員たる事既に年久しとのことで有るが、星學・登山とは或は何等かの因緣を有して居るかも知れぬ。殊に君が俳句に趣味を有して居るとは在留同胞社會に於けるオーソリチーであるとの定評で有る。昔て日露戰爭當時、懸賞に當選した君は「春雨に重き袖の潤れかな」と俳句つて居る、高田君も亦風雅に富める非凡の紳士と稱すべきかな。

伊藤良吉君

森村新井組生糸調査係長
武市第五十街一五四二

三重縣三重郡四郷村から出て居る豪商で、專ら生糸と茶との卸商併に海外輸出業に關係し、横濱生糸合名會社の社員として其の名聲斯界に普き亘つて居る伊藤小左衛門氏の第二男として生れたのは伊藤良吉君であつた。それだから伊藤君が幼少の時代から父業を見學し生糸商に關する幾多の經驗を得、更に渡米して四ヶ年間の學業を卒へると共に、森村新井組に入社するに至つたのは、其の昔てから新井翁の知遇を受けて居つたと云ふ因緣のみでないとは勿論のことで有る。伊藤君は十九歳の頃迄は故郷に在つて父君の業務を手傳つてゐたが、尚ほ海外に於ける所謂文明國民の爲しつゝある營業振りや商業政策等を視察研究せんとの大志を抱いて渡米するに至りしは明治二十九年であつた。君は渡米後直ちにメーン州ウエスト、ブルック專門學校に入り專ら英學の研究を積むこと滿四ヶ年、學業を卒へて紐育市に出で明治三十三年今の森村新井組に入社するに至つた。愈々森井新井組に入つて生絲係となるや君が幼少時代から修得して居た實驗は立處にして益々

處は更に君の見識をして數層高からしめたに相違無い松木君が米國に於ける事業は今尙ほ未知數に屬してをるから吾人は餘り多くを語り度くない、然し彼が日本雜貨を米國に紹介した功績は決して少なからぬ事と思ふ。即ち彼のランプ傘、手拭、形紙、竹製手提鞄、机掛け等其他各種の日本古有の美術雜貨商品を米國市場に紹介し、以て日米貿易に一大發展を持ち來すに至つたことは特筆大書して君の功績を稱はざるにはゐられない。殊に昨今に至り君が東洋に於て新事業を企圖するに至つたことは、是れ實に閤國の一大事業であつて君の成功は吾人の豫言を俟つべき迄もないことで有らう。吾人は松木君が在米二十八年間に修得した實驗的新智識が國家並に人類社會上に貢献することの益々偉大なるべきを疑はない。

三神孝司君

高田商會紐育支店長
紐育市チャーチ街五十番地

明治三十四年に東京高等商業學校を卒業してから直ちに高田商會に入社し、其の後大阪支店詰となり同地に在勤すること二ケ年、明治四十一年に至り拔擢せられて紐育支店長に榮轉して今日に及んで居るのだ、故に吾輩の經歷など云ふものは至つて平凡單調なもので有るとは三神君の謙遜深い身上話しである。然し學校生活を終へてから數年ならずして一方の旗頭となり、更らに海外に飛び出して其の手腕を振ふことが出來るだけの實力を涵養するといふ事は何人でも眞似の出來るものではあるまい。況んや幼年の時代から拔群の才能を有し、神童と歌はれし君たることを知るに及んでをやだ。玆に於て吾人は君にして非ずんばと云ふ感想が起らざるを得ない。

君は東京府北豐嶋郡日堀村の生れであるが、明治幾年に出生したのか容易に發表するを好まないと云ふことだ、是れ或ひは君が今尙ほ未婚の生涯を送つて居るからではあるまいかと疑はれて居る。然し君が年少の時代から非凡の才智を有して居つた爲め、尋常小學校四ケ年の課程を修業するや直ちに中學校入學試驗に合格することが出來たので、高等小學校の課程は一足飛びに拔かして仕舞つたと云ふ美談あるを聞き、此の疑問も氷解せらるゝのだ、乃ち君が中學校の入學試驗に及第した時、君の年齡が入學すべき定年に達して居ない理由の下に容易に入學を許可せられないと云ふ問題が起つた。然し試驗に合格して入學を許して呉れない程

研學の餘暇を得ては毎晩道遠き英學校に通學して居たが、佛道も愈々進み進んで十七歳の時には歸恩入無爲眞實報恩者と賞讃せらるゝに至り、日薩師からは文恭と改名せられ、同師第十一番の弟子と稱せらるゝに至つた。又其の翌年には既に大學校を卒業すると共に英學も略ぼ上達するに至つたものだから渡米に先き違つて支那を研究する必要あるを認め愈々同年支那漫遊に出かけた。明治二十年萬里の長城を横切つて深く滿蒙の形勢を視察し、大事を成すは支那よりも新米洲に如くはなしと覺悟を定めて其の翌年支那より米國に直行し桑港に上陸するに至つた。

渡航同船中に博士モールス氏に紹介狀を有する某あり同氏の知已を得たれば、共に相携へてボストン市に直行した。ボストンに着いてから君はモールス博士の知遇を受け、英語研究の爲め同地サレム高等學校に入學し四ヶ年の後卒業したが、此の時君は紐育市スコッチシンヂケート商會に紹介せられ同商會日本雜貨輸入部主任となり、是れより愈々大事業を成さんとする端緒を開らくに至つたのは明治二十四年のことである。君は同商會代理者として日本に往復しては直接雜貨の輸入業を營むこと約七ヶ年、明治三十一年に至つて愈々獨立せる日本美術雜貨卸小賣商會をボストン市に經營する事となつた。君が僧侶の身で有りながら實業界に入つて大事を遂げんとするに至つた動機は是れ矢張り君の深厚なる信念から割り出されてをる。即ち法華經の内に資世産業與實相不違背と云ふ教訓があるのを見て、二十世紀に於ける産業と宗教との關係の如何に密接なるかを自覺したが爲めであると云ふことだ。然り松木君は身を商業界に投じたけれど彼の燃ゆるが如き信念は決して退歩することは無い、今日に於ても毎朝法華經を誦讀しつゝ深遠ある信仰生涯を送つて居るのみならず、機會ある毎に在留同胞社會に於ける佛事をも司ることと屢々であることは勿論だが、尙ほ君の母校に對し絕ゆるおとなき年額の出資は如何に佛教に歸依して居るかゞ證明せらるゝであらう。殊に君が過去三ヶ年の長き歲月と多大の勞費とを費やして今回上梓した英文日蓮上人傳記と日蓮宗なる五百有餘頁の大著述は、英國オックスホード大學出版部から近々中に出版する事とあつた。此の著作が不幸にして米國出版業社會に入れられなかつたのは、矢張り一種の宗教的僻見から割り出した自己主義に捉はれて居る米國思想界の爲めに犧牲たらざるを得なかつたに過ぎない。君は此の著作によつてオックスホート大學から最高の學位を贈らるゝおとゝなつたが、君は斷然固辭して受けあかつた

約十五ヶ年前の事であつて主として日本刷毛の卸販賣を營業して居る。井上君が京都市から撰拔せられて世界漫遊を終へ、今や京都生產品海外販路擴張の爲め全力を注ぎ、且つ孜々として同會社發展のため全身を獻げて居る處は何となく奥床かしき美事ではあるまいか井上君は我が刷毛業前途發達のため共同的一致の步調を以て、同業者が各其の自己の業務に忠實ならんことを希望して居る。今後に於ける井上君の運命が、更らに國家事業の爲め新天地を開拓するとあるは吾人の疑はざる處である。乞ふ益々努力せられんことを。

松木文恭君

日本雜貨卸小賣商會主
ボストン市ニユーベリー街 二番

文恭師松木君は長野縣上諏訪町の人である。十四歲の時小學校を卒へてから直ちに小學敎師となつた、君が小學敎員となつたのは更らに高等の學府に入つて大に學ばんとする手段に過ぎなかつた。其の當時日蓮宗監長新井日薩師が會々信州地方に布敎の爲め出張せるに會ひ、佛敎の深き眞理を學ばんとする信念が勃然として湧いて來た、乃ち君は十四歲の少年であつたけれど育英事業を中止して上京することゝなり日薩師の門弟たらんことを乞ふた。然し直ちに其の弟子たることを承認して與れない、蓋し餘りに若輩であつたからかも知れぬ、君が僧侶たらんとせし他の理由は將來專門的な學理を研究するには僧侶の地位に立つことが最も便益多しと思ふたからである。君が日薩師監督の下に法華經を研究すること二ヶ年にして遂に君は日薩師第十一番目の弟子となり名を文恭と改ため愈々佛道の蘊奥を極むることゝなつた。然るに君が弟子入をした同年或る要務を帶びて橫濱港を見舞ふたが、外國船艦の黑煙を吐いて居る勇姿を見て自分も是非とも一度は海外に足踏みして活動して見度いものとの野心勃々として腦裡に刺すが如く、深き印象を與へられた。此の時が即ち松木君をして今日あらしむるの動機となつた。茲に於て君は英語研究の必要なるを認め、身は日蓮宗大學校の學生でありながら、基督敎派の英學校として築地に在りし東京英和學校に通學することゝなつた。其の當時に於ける佛耶兩敎の反目は誠に盛なものであつて、松木君が同校に入つて英語を修得せしに就ては多くの苦心談を有して居る、況んや君が法衣を纏ひながら出席せし程の佛敎信仰者に對する基督敎徒の壓迫が如何に大なりしやは想像せらるゝに於てをや。君は大學校で

位を占め、或は平和協會、シチー倶樂部、貴賓會等のメンバーとして常に日米兩國の親善を計つて居る處は何れも我が日本人社會を代表して居る觀があるのだ、世人が一宮君を稱して在留同胞間の元老なりと評する蓋し所以なきにならざるなり。

井上熊三郎君

京都工商會社紐育支店長
紐育市東十七丁目三十一番地

二十三歳の時に東京高等商業學校を卒業した井上君が大なる抱負を有して實業社會に勇飛せんとするの野心は君をして容易に一定の職業を捉へしめなかつたであらう。即ち君は高商を出てから滿二ヶ年間と云ふ歳月をば歐米商業界實地視察と云ふ大責務を帶びて先づ米國を見舞ふたのは彼のセントルイ市に萬國大博覽會の開設せられた當時で明治三十七年の事であつた。君が歐米實業視察といふのは單に一個人の目論見ではない前途有爲の青年をして如何に其の運命を開拓せしむべきやと云ふ一問題が、京都市實業團體の間に詮議せらるゝ機にあつた當時、井上君が京都市出身の俊才であると云ふことが愈々證據立てらるゝ事となつた、そこで井上君の歐米漫遊は京都實業團代表者たる資格と責任とを有し世界周遊の途に就いたのである。既に京都實業團の代表者たる以上は、君が京都產出物產の販路を海外に擴張すべき注文を受くるのは勿論のとであるが、君は更らに此の機會を利用して君自身の實業的研究に從事せんとせし希望があつた爲め、君の漫遊は他動的であると共に又自動的であつたと云はねばならぬ君が歐米の視察を終へて歸朝したのは明治三十九年の春であつたが、君が世界的研究の大野心は中々容易滿足を得ないと見へて、歸朝後直ちに滿洲、朝鮮地方を巡察する事約一ヶ年に及んだ。君は如斯して殆んと三ヶ年餘りと云ふ長日月を世界的實業大學に於て修業するの機會を得た、蓋し前途に多望の生涯を有すべきを自覺し、此の自覺の遂行に遺憾なきの準備を造らんが爲めであつたに相違ない。君は此等の視察研究を終へてから愈々實業方面に足場を築き始めたのは明治三十九年の歲暮であつて、京都工商株式會社に入社するととなつた。君の商業的手腕は二三月にして既に認識せられたと見へる、其の翌年春同會社紐育支店詰に榮轉するに至つた。其の後二ヶ年間の勤務を終へ一時歸朝せしが四十二年春に至り再び渡米、來紐して同商會の支店に長たるに至つた、京都工商會社の設立は今から

拓する自信あきを知つて居る君は、此の際一時の名譽又は地位等のために自己の天職を失ふが如き場合にあらざるを判斷し、自裁自決して遂に之を固辭し同時に成城校をも辭職し、漠然として横濱に飛び出した。是れ君が愈々實業方面に活路を開拓せんとする奮起點である、乃ち某外人經營の輸出入貿易商會の店員となつたが、國家觀念の深い君には外國人の商店に在り徒らに異人の收益を計るに忍びざればとて直ちに辭任した君が外人商店を辭任した理由が時の日本銀行營業局長であつた山本達雄氏に歡迎せられ、一宮君は山本氏の推薦で横濱正金銀行に入社せんことを勸められた、然し何處迄も自信に據つて自已の運命を開かんとする君は此の推薦に對して感謝はしたが直ちに入社することを肯んじて曰く「自分は銀行業に從事せんとするには何等の修得する處なし、故に目下盛んに其の準備中なれば暫時猶豫せられよ」と、然し君の此の一言は山本氏をして益々感激せしむるに至つたと見へる、何にも大した準備は入らない早く入社して實地に修業すべしとの勸告を受くるが儘に、愈々正金銀行本店外國課に出仕することゝなつたのは明治三十年七月であつた。入社した當時の獨學苦心の物語りは吾人をして興味深きものあるを覺へしむと雖も、紙面の都合で之を消略する、然し軍人生活や教師生活から直ちに職匠の異なれる銀行員、然かも内地と事情を異にせる外國課に入つて業務を擔當して遺憾なき好成績を得、半歳ならずして歐米に漫遊し得るの機會を作つたとの事實を聞かば君が如何に勤勉努力せしかゞ想像せらるゝであらう。君は正金銀行に入つてから半歳を經、明治三十一年二月となつて時の副頭取高橋是清氏が歐米視察するに至り其の隨行員となり歐洲大陸は勿論、英米等を巡視し其の實務を全ふすると共に、君は英京倫敦支店詰に榮轉した、倫敦に在勤すること五ヶ年、明治三十六年に至り紐育支店副支配人たるの要職に榮轉し、さらに明治四十二年今西氏の後を襲ふて其の支店長となり今日に及んで居る、君は日清戰後の功績により勳六等瑞寶章を受け、日露戰役當時日本在外財界に貢獻せし功勞により同旭日章を下賜せられた、君は語學の修得頗る深きものあつて、獨逸語は勿論だが英語も佛語も中々達者なものだが此等は何れも君が自修の賜であると云へば、君が如何に自己の運命を開拓せんがため臨機應變、方向轉換の特性に富んで居るかゞ判かる。君は今や紐育市に於ける日米兩國民社會に於ける重鎭である其の共濟會中興の戰士として、或は日本人會設立の發頭者として、或は日本倶樂部、日本協會等に重要の地

は一年志願兵として近衛師團に入營したのは明治二十五年の歳暮であつたが、翌年退營する時は既に陸軍步兵少尉といふ肩書を有するに至つた。君が今日責任を重んじ規律正しい生涯を送り、且つ精神的訓練が人生成功の原動力であらねばならぬと云ふことを實現するに至つたのは或は君の天性かも知れぬが、此の軍隊生活、然かも日清戰役を通じて約三ヶ年に亘れる軍人生活が、君をして自修自得せしめた結果に外ならないと思ふ。

君が臨機應變の才智に富んで居ることは日清戰爭當時君が撿疫所事務官として宇治奈以の嶋兵站所に在勤中に起つた一事を擧ぐれば充分だ。幾萬の兵卒や人夫等が狹苦しい假屋の兵舍に止宿して居るから、若しも出火といふ場合があらば警鐘を合圖に外庭に避難する命令を下して置いた、處が或日の夕方であつた、一步哨兵と人夫頭の一人とが一寸したことから喧嘩口論の末遂に兵卒對人夫の大衝突が起らんとした。此の急報に接せし一宮君は到底尋常一樣の手段では彼等の衝突を防止することが出來ないものと認識し、直ちに警鐘天を轟かすの奇策に出でた、サア火事だ大變と云ふ心機は一轉して一同が大庭に飛び出したので、此等の衝突を未然に防ぐことが出來たといふ事である。此の臨機の所置に對し君は長官から譴責せられた相なが、譴責せられても部下の平和と安寧と秩序とを全ふした功績は決して少なからぬことであらう。一宮君は此の臨機應變の智略を稱して警鐘制策と名づけて居る相な。

一宮君が水上生活に趣味を有すると云ふことは單に一種の道樂趣味ではなかつた、眞に海上を以て自巳の住み家とせん志望を有して居た、乃ち君は海軍兵學校に入り未來の提督たらんとしたが、徵兵適齡の關係から不得止陸軍に入り、日清の役を終へて明治二十九年凱旋した時には、最早海軍兵學校に入學するべく餘りに年が長けて居るし、同窓の友が既に海軍士官として志を立つる樣になつて居るから、君は斷然海軍將校たるの宿望を斷念せなければならぬことゝなつた。君の方向轉換は正に此の時から實現せられて居る樣に見へる將官となつて國家に奉行せんとするの機會を逸した君は、嘗て獨逸協會學校で修得した學識を以て教育界に入ることとなり、二十九年陸軍士官學校豫備校たる成城學校の教授となつた。蓋し方向轉換の機運熟せざる塲合徒らに無爲にして貴重の歳月を空費するを怖れたるが爲めで有らう。其後先輩知人の推薦により愈々陸軍士官學校獨逸語教官たるの辭令を受くるに至つたが、一生を教育事業に委ねんとする程には自己の運命を開

一宮鈴太郎君

正金銀行紐育支店長
紐育市リヴアーサイド ヅライブ三六二

一宮君は福岡縣久留米市に生れた、然し幼少の時から地方的人物たるを好まなかつたと見へて、明治十二年に至り其の故郷を去つて東京に出で、就學するとゝあつたのは君が齢僅かに九歳の頃であつた。一宮君が過去四十餘年間に於ける活歷史は吾人をして幾多の敎訓を學ばしむることが出來る、乃ち君が自制自修の智を有し、臨機應變の才を持ち、方向轉換の明を有して居るとや、國家的觀念の深厚にして個人的思想の高潔なるあとや、又萬事萬端常に能く事物の調和を維ち得るの技倆を有して居るが如き、何れも君の人格と特性とを遺憾なく表明して居るものと云はねばあらぬ。或者は一宮君を評して餘りにラヂカルであると云ひ、又或る者は君を評して餘りに保守主義であると稱して居る然し此等二者の觀察は何れも君の一方面を批評し、君の半面人物を評價したるに過ぎないと思ふ。

一宮君の生涯は隨分變化多い歷史を綴つて居る、乃ち身を軍籍に置いて日淸戰役に從軍したかと思へば、凱旋の後には身を育英業に委ね成城學校敎授となり、推擧せられて陸軍士官學校敎官たらんとするに至り飄然敎育界を去つて横濱に出で身を某外國商館に投じて實業界に勇飛せんと試みしかと思へば、純然たる國家的商業の見地よりして同商館を辭するに至つた。其後間もなく君は正金銀行に入つて今や一方の驍將として紐育支店に長たること既に數年となつて居るが、君の今後が果して如何なる方面に更らに方向を轉換して驚天動地の新活路を開拓すべきや否や略ぼ豫定し得る事が出來る、然し君の將來に於ける高潔なる抱負や、新計畫等に就き茲に公表し得るの自由を有せないのは遺憾の極みである。

君は幼少の時から常に身體虚弱であつたが、君の自制自修の特質は既に年少時代に於て成功を持ち來すやうになつた、乃ち君は如何にして自己の健康を恢復せんとするやに腐心せし結果、漢學や數學等の修學をなすため毎日遠距離四里宛の運動を始めた、靑年時代となつても體育を重んじ、水上生活に趣味を有せるを利用して或は隅田川に端艇遊漕を試み、或は品川沖に夜網を打つて漁業を試みると云ふ次第であつたから、君が獨逸協會學校を卒業した時には徴兵檢査に際し完然せる合格者となり得るあとが出來る樣になつた。乃ち君

關根五男兒君

關根刷毛商會々主

紐育市ブロードウェイ五三〇

小學校を卒業して直ちに商業方面に飛び出した關根君が、京都の村井兄弟商會に入つたのは明治二十九年君が年僅かに十五の春で有つた、村井商會に入つてから君の勤勉にして正直なる技倆は會主吉兵衛氏に認識せらるゝ處となり在勤すること四年足らずして千八百九十九年君は拔擢せられ村井商會紐育支店詰と榮轉するに至つた。然るに其の翌年に至り、村井兄弟商會はアメリカン煙草會社と合同して閉店するに至つたから、關根君は歸朝して内地に地位を求めんとせば各方面に相當の働き口が有つたけれど、折角海外に乘り出したから、其の勤務先きの支店が閉鎖せられたと云つてむざ〳〵歸朝するを欲せなかつたのは、希望に充ちたる元氣旺盛なりし前途有爲の一青年に取つては寧ろ當然の事であつたとは云へ、矢張り關根君が今日ある所以にして且つ此の一瞬時に於ける君の一大決心が將來に於ける君が成功の基礎となつたに相違ない。

即ち君は村井兄弟商會紐育支店を去ると共に、紐育市に於ける日本雜貨卸商として其の名を知られて居つた關西貿易會社に轉勤し、主として日本刷毛事業に關する業務を擔當する事となつた、然るに關西貿易會社は君が入社後間もなく破産するに至つて再び君は其の地位を失ふ樣になつた、處が君が刷毛事業に關する趣味と經驗とは、彼の坂部氏が支配人として新設された京都工商會社に入らざる可らざるに至つた、乃ち君は斯くの如くして日本刷毛輸入卸商業に從事すること數年間、遂に千九百六年に至り獨立自營の關根商會を創立する樣になつた、今日に於ける日本刷毛輸入額は約二百萬弗以上に達し、此等の卸販賣は五軒の商會に依つて支配せられて居るが、關根商會の商票たるS and Sの刷毛は全米洲は勿論、加奈太地方に至る迄好評を博して居ると云ふことは君が事業經營に對する手腕の如何に深淵なるかゞ證明せらるのだ、乃ち君の商會に使用せる日白十餘名の店員が常に業務多端の爲に奮闘して居る處は其の營業の如何に盛大なるかが判かる、君は日本刷毛輸入業の外に一昨年來米國アダム自働車會社と特約し日本に於ける總代理業者として日本に自働車を供給して居る、君は兵庫縣姫路市光源寺前の人で明治十三年二月の生れである。

古谷竹之助君

古谷西村商會經營者
紐育市フロント街九十六番地

古谷君は神奈川縣横須賀市の人で有る、明治元年の生である、君が渡米してミシガン大學法科を卒業したのは明治二十二年であつた、其の翌年シカゴ大博覽會の開設せらるゝや、日本人部喫茶店主任とありしが、其の後明治二十七年に至り東京市に於ける中央茶業組合は其の出張所を紐育市に設くることとなるに及んで、君は推薦せられて其の主任となつた、蓋し其の當時米國市場に於ける日本茶の市價は常に米人のために支配せられ居りたる場合であつたから、中央茶業組合は其の出張所を紐育に設けて米人の商況を調査し、監視し以て日本茶前途の發展に資せんとするが爲めであつた。面して古谷君が調査研究の結果は日本茶が外國人の手に依つて販賣せらるゝよりも、日本人自身に於て營業することが遙かに有利有益なることを確かむる樣にあつた爲め、神戸の日本製茶輸出株式會社、靜岡の東洋製茶株式會社は古谷君並に駒田君の二氏に其の販賣を監督せしむることゝあつたのは明治三十年の事である。其の翌年に至り製茶會社は市俄古市に出張所を出し、モントリオル市へも出張所を出した、其の當時の營業は矢張り日本政府の保護を受けてをつたもので未だ獨立自營のものでは無かつた、然るに明治三十五年に至り古谷君は遂に獨立せる日本製茶卸商店を經營するに至つた、其の後明治四十年となつて古谷氏は日本共同製茶會社なるものを組織し、右會社の總代理店として古谷商會は益々其の販路を擴張する樣にあつた、然る處明治四十五年(大正元年)となつて、從來同じ關係を以て日本茶業界に貢献してをるモントリオル市の西村商會と合同して古谷西村商會と改名するに至つた、今日我が製茶の米國市場に其の販路を擴張せられつゝあるは、氏の努力に起因して居るとは云ふ迄も無い事である、殊に靜岡製茶を清水港から直接に米國へ輸出する樣に至らしめたるは確かに古谷西村兩君の賜であると云はねばならぬ、故に古谷君の如き實業家は單に自己の運命を開拓して新事業を經營せりと云ふ奮鬪家であるのみならず、其の開拓されたる新事業が日本帝國海外貿易に對し新活路を開いたものとすれば、君の事業が國家的發展てふ偉大なる効績を有すべきや亦贅言を俟たぬと云ふべきである。

りをることが判かると共に、同職は高見君をしてブリンストン神學校に入り神學を研究すべしと勸むるに至つたことである、然れども高見君は宗教信者では有るが自から傳道界に立つの人とならんよりは、更らに廣き意味に於ける人類救濟の人たらんと欲する素志が有つた爲め、神學生たるを辭し、自から甘んじて尙ほ苦學生活を續ける事となり先づラフアエツト大學に入りさらにイーストン大學に轉校し千九百〇二年に同大學を卒業した、蓋し高見君は是れより其の大目的たる醫學の研究に終生を犧牲となし、人類救濟の大義を全ふせんとする階段を切りぬけんとするの機會に接した、乃ち同大學卒業後はコロンビヤ大學醫學部に入つたが其の當時のコロンビヤ醫科大學は組織の不完全なるが上に巨額の學費を要するが爲め半斯にしてコーネル大學に轉校し千九百六年に至つて同校を卒業した、高見君の學生々活は實に十有五ヶ年間であつた、コーネル大學卒業の時には同級の副會長であつたが、卒業後直ちにメトロポリタン災禍保險會社の囑托醫となると共に同大學外科の助敎授となつて同校に勤務するに至り更らに君は大學に關係を有する傍はら武市に獨立して醫術の開業をなす事となつた、愈々醫院を開設し患者の救濟に從事するに至つてから、年々歳々隆盛に隆盛を加へ今日では一日少くとも五十名の患者を診療して居る、殊に貧民の爲めには無料施療を實行して居る處を見ると、高見君が廣き意味に於ける人類救濟の大目的は着々として實現せられてをるやうに見へる、殊に高見君が紐育日本人共濟會を設立し在留同胞の爲め過去七ヶ年間獻身的事業に努力してをるおとは吾人の感謝すべき事である、共濟會設立の動機が嘗て無名の一日本人の死骸を解剖した時に、如斯憐むべき在留同胞の爲めに完備せる共濟機關の必要なるを認めたる同情心に起因して居ると云ふ事は高見君の人格を想像し得る事が出來る、吾人は高見ドクトルの活歷史を繙くに及んで、在米幾千の同胞靑年苦學生に對し、彼等が其の專門的學術の研究をなさんとするに當り、若しも其の事業に粘着して何處迄も遂行するといふ精神と百難に逢ふも不撓不屈の大決心だにあらば、假令如何に困難ある學業でも、又無一文の貧乏書生でも、遂には必ず其の素思を貫徹し、其の目的を成就するの機會に逢し得べきものであると云ふ事目の當り實證するとが出來るのである、高見君の如き人物が在米同胞の龜鑑であると云ふのは蓋し此の意味に外ならぬおとゝ思ふ。

高見君は熊本縣下益城郡杉合村に今から四十年前即ち明治六年に生れた、小學校を卒へてから約三ヶ年間は土田塾に入つて漢籍を學び十六歳の時に同塾を卒業した、君が渡米の志を抱くに至つたのは、土田塾に研究中彼のギユリツク博士の傳道せるに逢ひて博士の親交を受け、更らに新嶋襄氏の傳記を讀んで愈々渡米大學を成さんと決心するやうになつた、斯くの如く在塾中既に渡米せん希望と覺悟とを持つてゐたけれど家庭親戚の强き反對あつた爲め容易に斷行する事が出來ないそれ故新學期の開始に際し其の携へをりし塾費を以て渡航せんと欲し、愈々單獨で其の懐かしき故郷を飛び出して大阪に落ち延び、知人の家庭に潜むこと三ヶ月渡米の計畫を立つるに至つた、然し年若き高見君、故鄕を飛び出して父兄親戚の後援ヶ斷つた少年、而かも旅費の一部に當てんと携へ來つた資金も既に消費去つて又一文だに餘す處なき此の青年が如何にして渡米の目的を成就すべきや否や頗る疑問で有つた、然れども精神一到何事不成てふ巖をも貫ぬく君の決心は其目的を達せんが爲めには手段の如何を顧慮するの暇なく、萬難を排して渡航せんと覺悟を定めて神戸市に出で、英國船ブナノカル號のキヤプテンボーイとなつて、支那、印度、黒海、英國等を經由し遂に紐育港に到着するに至つたのは今から二十三年の其の昔しである。

航海中船長は高見君が將來學生々活を送らんとするを知り、英國に於て研學しては如何と勸告せしも、目的地が米國であつたから、船長の好意を辭し遂にブルツクリン市に上陸した、此の時の所持金は僅かに十五弗であつたと云ふ事である、米國で勉學せんには不取敢語學の修得が急務である、さればとて學資を得るの道をも講ぜねばならぬ、乃ち高見君は武市の海軍製船所に働き口を求め資金を蓄へつゝ苦學の準備をなし、先づ獨學を始めた、然るに天は自から助くるものを助くるであらう、此の製船所に就働中ミツス、キヤンペルと云へる篤志の米婦人に紹介せられ、同嬢の知遇を受くるに至つた、茲に於て高見君は同嬢に就いて英語を學ぶこと前後約一ヶ年半、愈々正式に學校生活に入るの實力を養ひ得たれば、千八百九十四年マサチユーセツト州クツシングアキヤデミーの特待生に採拔せられ翌年に至りニユージヤシー州のローセンスヴエル大學豫備校に特待生として一ヶ年三百弗の奬勵學費を得、千八百九十八年に優等の成績で同校を卒業した。

此の大學豫備校卒業當時高見君の將來に關する一大問題が起つた、そは君の慈母とも稱すべきキヤンペル嬢人が君を牧師たらしめんとして今日迄其の後見者とな

育に居るといふ事が此の好機會に投合したものと見へて、博士が毎月、毎週、毎日のやうに日本の爲めに辯じつゝ米人を敎へ、所謂啓發運動の爲めに寢食を忘れる程に活動せし結果は、博士をして益々其の名聲を高からしむるに至つた、是れと云ふのも博士が此等の機會を捉へて最も有効ならしむる武器たる語學の修得が其の極致に達し、博士の講演又は演說は常に米人をして舌を卷かさしめざるとなしと云ふ實力を有して居るからである、どうして如斯語學の熟達を見るに至つたかと聞けば其處には正當なる根據が在る、即ち博士は幼少の時から英語が好きで曾ては德富蘇峰氏等と共に同志社に學び、更らに渡米してオベリン大學を卒業し尙ほヂョンスホプキン大學に入つて史學を專攻すること三ヶ年、米國に於ける學生々活を七ヶ年間繼續してPH. D. の學位を得て歸朝したのは千八百九十年であつた、それから東京高等商業敎授、早稻田大學政治科主任敎授として久しく育英事業に從事したが、千八百九十五年には外務省に入つて翻譯官となり、更らに千八百九十八年には臺灣總督府のコツミショナーとして支那、印度、波斯、土耳其等の諸國を踏査することありしが、千九百一年に至り渡米して再び敎育界に身を委ぬることとなつた、乃ち博士はシカゴ大學敎授として過去十餘年間敎鞭を採る事となつた、博士が昨年度からコロンビヤ大學講師として東洋文明史の講座を擔當する樣になつたのは、只に博士の光榮たるのみでない又吾等同胞一般の誇りとなす處である。

ドクトル 高見豊彦君

紐育日本人共濟會長
ブルツクリン市ハイ街一八二

在米同胞靑年苦學者の龜鑑として常に多大の尊敬を拂はれ居る成功者はドクトル高見豊彦氏で有る、高見君が今日の地位を得、立派な事業に着々として成功するに至つたのは、何か其處に潛みたる原動力があらねばならぬ、即ち高見君は勤勉、正直、忍耐と云ふ特性を有して居るが上に、慈善、親切、忠實といふ美德を有し、更らに强固なる意思と健全なる精神と優美なる信仰とを持つて居るが爲め、其の爲さんと志す處は百折屈せず遂に成就せざるはない、其の行はんと欲する處百難を排して着手せざる事はない、如斯人格を有してをる高見君が今日の成功を見るに至つたのは敢て怪しむべき餘地を存すること能はざる次第である。

つて研究すること五ヶ年、愈々同市第一流の寫眞館ヘンリー、ピーアス氏の寫眞館に招聘せられ同館の主任となつて益々實地研究を積むの機會を得、玆に在勤する約五ヶ年であつたが、主人の同市を去るに及んで小柴君は遂に獨立せる小柴寫眞館なるものをプロビデンス市に開業する様になつたのは千九百三年の事で有る、開業後歳月を經るに從つて益々隆盛に趣きたる結果、更らに其の支店を紐育市目拔きの場所たる第五アベニユーに開業することゝなつたのは其の翌々年であつた、紐育市に於ける君の新發展地は確かに君の運命を飾るに足る成功を持ち來たす様になつた、君は紐育に於て日本人寫眞師として開業せし最初の成功者たると共に紐育市幾千の同業者中嶄然頭角を現はし、常に第一流の技能を有し名聲を博する所以のものは、蓋し君の全生涯が事業其の物であるがためであらう、君が如斯名聲を轟かした理由は又君が斯界に新軌軸を發揮したるに起因して居ることゝ思ふ、即ち所謂New School派に關する嶄新なる研究はそれであらねばならぬ、氏は只に新派の寫眞師たるのみならず、彼の寫眞館内に入らば更らに華客の趣味を喚起せしむる様な日本式の裝飾を始め、其他色々と新趣向に富んだ設備を完成せしめて居る處などは、確かに紐育市中第一流のスッヂオたるに相違ない、氏は今や紐育を本據となし、プロビデンスを其の支店となし全身全力を注ひで事業の發展に努めて居るから、今後に於ける同氏の成功は更らに目醒ましきものが有るであらう、君の故郷は神奈川縣小田原町であつて西暦千八百七十三年の出生と云ふことだ。

哲學博士　家永豊吉君

市俄古大學教授
コロンビヤ大學講師
ブルツクリン市マツコン街二

米國に於ける日本學者中で最も著く其の名聲を轟かし殊に日本の文物制度人情風俗に關する學說や實際問題を米人社會に注入し、米人を敎へ米國に日本文明を傳達すべく先鞭を附けたる人はシカゴ大學敎授たる家永ドクトルであらう、博士は何故それ程に米國社會に於てポピユラーであるか一寸普通の人々は想像が附かない程である、然し博士の人物を知つて居るもの、博士の地位を識つて居るものは寧しろ其の當然たるべきを認めざるものはあるまい、殊に昨年以來日米兩國間に於ける時局問題が起つてからと云ふものは、博士が紐

でぁる、殊に目下八百萬圓を投して世界に於ける模範的最大銀行たるゼー、ピー、モルガン銀行の大工事設計を擔當し不日其の落成を見んとするが如きは、君の手腕をし、遺憾なく實現せしめて居る、以て如何に君が米人社會に重寶がられ一方の重鎭たるかゞ證據立てらるので有る、君は今や在外十有五年、大望を抱いて故國を去つた時其の所持金僅かに三十圓を懐中せしのみであつたが、此の間に自活の道を講じつゝ遂に光榮ある學業を終ゆるに至つたとを聞かば、君が如何に研學奮闘の生涯に充ちて居るかを覗ふことが出來る、況んや苦學生活を送りつゝも尚ほ時々故郷に金員を送つて其の両親を慰めたと云ふ美談あるに於てをやだ、君の前途は計り知るべからざる成功を有して居る、如斯技術と實驗とを有せる建築者が若しも故國に歸へつて何事かを目論見るやうになれば、日本の建築界には新記録を作り、新革命を惹き起すことであらう、希くば自重し自愛し以て斯界のため更らに偉大なる貢献あらんことを。

小柴徳治君

小柴寫眞館主
紐育市第五アベニュー五四六

小柴君は幼少の時から寫眞業に從事せんとする實質を備へて居つたと見へる、氏が八歳の頃であつた父君が箱根温泉場を經營せる時、外國人が常に寫眞機を持つて撮影して居るのを見、氏は直ちに其の眞似をしてキヤメルやレンズや其の他の寫眞機械等の摸擬品を作つて之を弄ぶことを以て無上の樂しみとなして居つた、それだから同氏が十二歳と云ふ時小學校を出るや、直ちに横濱市の玉村寫眞館に斯業研究の目的を以て弟子入りを爲すに至つたのは誠に當然のとで有る、氏は玉村寫眞館で實地研究に從事すること約六ヶ年の後、更らに學理と實際とを研究せん目的を以て渡米の志を立てプロビデンス市に到着したのは千八百九十二年であつた、同市に來るや其の當時外國人殊に日本人にして米人寫眞館に入つて職を求め且つ研究の便宜を受くるが如きことは頗る困難の事であつた、殊に一見識もなければ日本人も居ない場所で此の目的を達せんとするは仲々困難であつたに相違ない、然し氏は先づ自己の實力を涵養するが爲めにプライベート、スクールに入

妻沼岩彥君

ツロウブリツヂ、エンド、リビングストン建築會社設計部技師
紐育市第五アベニュー五二七番

妻沼君は日本人社會には餘り多く其の名を知られて居ないかも知れぬが、ミスター、ロツクライス(Rockr se)といへば米人建築技師社會には中々肩幅の廣いものである、妻沼君がロツクライスと云ふ米國向の姓名に改稱して居るのは、君の本名たる岩彥を英譯し以て其の姓となすに至つたと云ふことである、蓋し君の本職たる建築事業には日本人と云ふよりも米人の如く見ゆるが得策であるかも知れぬ、妻沼君は山形市鍛冶町百十番地に生れたが父君の職業が陸軍御用商並に建築請負といふ事業家であつたものだから、君が十八歲の少年時代から請負業に從事して父君の事業を助けたことは或は當然かも知れぬ、然し年若い君が秋田旅團兵舍の請負事業を引き受けて其の建設に從事したと聞かば、君が如何に建築方面に特種の才能を有して居るかは判かる、されど此の秋田旅團兵舍請負には不時の事情のため全々失敗に終つて仕舞つた、此の失敗てふ活ける敎訓は君をして東都に上京せしめ、更らに海外に遠征するの動機となつた、乃ち明治三十三年に至つて支那廣東市の水道工事に從事せんと或る人の後援によつて渡淸した、然るに彼の北淸事變の爲めに此の水道大工事は一時中止する樣になつて再び志を延ばすことが出來なくなつた、それだから妻沼君は其の翌年からマレー半嶋、スマトラ印度南洋諸嶋に學術研究のため遊ぶこと三ヶ年、明治三十七年日露戰役の起つた時同年八月歐洲に遊び更らに米國に渡つた、君が渡米は云ふ迄もなく建築學專攻のためであつた、先づ語學の素養を作らんが爲めオハヨウ州アークロン市のハイスクールに入學し四ヶ年後に卒業して同市アークロン大學工科に入り一ヶ年間硏學して紐育州シラキユース大學建築科に轉校し四十四年六月に最優等の成績を以て卒業した此の卒業の論文に對してはルサレン賞與金二百圓を贈られ、同校名譽會員に推薦せられ且つ建築學會の副會長に選擧せられた、如斯光榮ある君の學生々活は卒業後に於ける偉大なる後援たるべきやは云ふまでもないことである、君が紐育に出でゝロード、エンド、バーナム建築事務所の技師として、或は現在紐育に於ける最大建築會社ツロウブリツヂ、エンド、リビングストーン社の技師として其の設計に從事し常に好成績を現はすのも、矢張り實力ある君の技能が發揮せられるから

久米又藏君

タタ商會支配人
ニユージヤシー州プレインフイールド市

四圍の境遇が人物を作ると云ふことは或る程度迄は爭ふ可らざる事實である、久米君が實業方面に何事かを成就せんとする大野心を以て、横濱商業學校へ入學したのは、君が同市の月岡町に生ひ育つて商業的氣風の感化を受けたからであるかも知れぬ、君が學校生活を終へたのは明治二十九年の春であつて齡正に十九と云ふ青年であつた、適齡を迎へて一年志願兵となり兵役の義務を終へ陸軍歩兵少尉といふ肩書を持つた後、横濱貿易界の巨魁原富太郎氏の經營せる原輸出商會に入社した、同商會に入つた君の勤勉なる活動振りは、會主をして前途有爲の事業家たるべしと認識せしむるに至つた、そこで久米君は原氏に拔擢せられて同商會の商業練習生となり獨逸に留學する事となつた、獨逸に止まること滿四ヶ年明治三十三年歸朝して本店詰となつたが、明治三十六年に至り再び海外に勇飛するの機會は久米君の前途を祝福する樣にあつた、即ち君は原商會リオン支店を支配すべき要職に榮轉することゝなり、佛國に渡つて同支店長たること前後九ヶ年、此の間に露國のモスコー支店を兼配したこともあるし、又一時歸朝したこともあるし或ひは倫敦支店又は紐育支店に出張したこともあつたが、大正の新政に入ると共に君は再び紐育の人となつて原商會を代表しつゝタタ商會支配人に榮轉するに至つた。

久米君の經歷は大要上述の如きものであるから、君が今日英語も獨逸語も又佛蘭西語も日本語のそれの如く自由自在に讀み書き且つ談ずることが出來るのは敢て怪しむには足らぬことではあるが、然し人々の容易に眞似ることの出來ない記憶力を有して居るに相違ない、君が今後に於ける活動舞臺は世界的である事は過去の經歷が之を證明して居る、君は今や麗はしき家庭の主人公として愛らしき子女の養育に對し餘念なきが如く見ゆる、蓋し是れ人生の極美を味ふものとでも稱す可きであらう、君や尚は春秋に富む、今後に於ける發展は未知數に屬すべき程に多望の生涯を有し、成功の運命は君をして更らに偉大なる何事かを成就せしむるであらう、吾人は謹直にして且つ機敏なる手腕を有せる實業家久米君の健在を祈る。

等の獨占すべき仕事であるやうに想像されたる事業に對しても、日本人は充分に之を研究すれば彼等と競爭すべき技術を有し又彼等を凌駕すべき實力をも發揮し得ることが出來るといふことを實際的に教示して居ることだから、吾人は神崎氏の新事業に對して滿腔の同情と敬意を拂はずには居られない、然し神崎氏が今日ある所以のものは彼れの至誠、忠實、勤勉、奮鬪と云ふが如き精神的偉大なる資本が有るからである、君が同市ローゼー夫人の家庭に入つてパイやケーキやブレッド等を手提げ籠に入れて之れを賣り弘めて居つた當時の事を顧みて、今日市內目貫の場所で一ケ月二百圓の家賃を拂ひ馬車を驅つて之等を運搬して居る處を見れば又如何に奮鬪の勝利であるかゞ判かる、サンミット市に於ける同氏の名望が隆々たる所以も亦過去に於ける氏の事業振りが生み出したる賜に外ならぬこと云はねばならぬ、神崎君の營業振りは假令代價が高くとも其の品質が優等であり且つ其の代價に相當する丈けの實質を有することが出來れば最後の勝利は自然と已れに歸すべきものであると云ふ大原則を實行して居る、だから一斤のブレッドの代價五仙が普通であるも神崎君は之を六仙の代價で販賣して居る、曰はく同業者が澤山有るのだから此等と競爭を避くるため自分の製造品は普通のものより常に高價を以て販賣せりと、是れは一寸考ふれば當世的の營業振りで無いかも知れぬが神崎君の今日の大事業をなすに至つた理由は正に此の至誠に富んだ營業方針に起因することは云ふ迄もあるまい、今は神崎氏は此のベーカリー業の副業としてアイスクリームの製造を始め、百人を入るゝに足る日本喫茶室を造り、日本式に裝飾を施し日本の美術をも米人社會に紹介して居ることは壯事と稱すべきであらう。

神崎氏は宮崎縣東諸縣郡高岡村の生れであるが、彼の西南戰役當時南州軍の敗滅と共に家財を失ひたる家庭の人となつた、然し大望を抱ける君は笈を負ふて東都に出で英學及び普通學を修め海軍兵學校に入らんとせしも、體格檢査の際合格する能はずして遂に軍籍に身を投ずる事能はざるに至つに、それ故海外に出でゝ何事か大業を遂げんと明治二十一年渡米した、其の後布哇に渡つて同地で新聞大和新誌を起し又二十世紀新聞等に關係し二十三年桑港にミドウインター博覽會の開設せらるゝ時新聞特派通信員として再び米土に渡つたが久しき鬪志を得る能はず、一寸歸朝せしこともありしも三度目の遠征に依つて遂に今日の地盤を作り大事を遂ぐるに至つた、百折するも不撓の大精神だにあらば、何事にても成就すべしと云ふ大眞理が神崎君によりて實現せられ證據立てられたと云はねばならぬ。

アーツの學位を授けられた、如斯久しき間學術敎育界に活動して居た君は千九百四年に至り飄然として紐育市に來つた、蓋し君は歐洲に渡つて更らに學術的研究を試みんとした爲めであつたかも知れぬ、然し君は敎育界から退いて遂に實業方面の人とあり紐育生命保險會社本店詰とあつたのは、君が紐育に入つてから間も無きことであつた、其の後今日に至るまで滿十ヶ年間同會社の日本人課長として日本人に關する同會社の營業事務を擔當して居る、君は他日歸朝の上は保險事業のために大に貢献せんとする希望と野心とを抱いて居るやうに見へる、君が今日の地位は保險業を學理的及び實驗的兩方面から精密なる研究をなし得るの機會を與へて居ると見へて、保險業に關する新著述も近々上梓する運びになつて居る、又數年前には商業經營法と題する四百頁大の著作も既に出版せられた、君の如き人物は實業界に於ては誠に得難き學者と稱すべきが至當であらねばあらぬ、君の生地は長崎縣西彼杵郡時律村で有る。

神崎喜四郎君

菓子製造業

ニユージャシー州サンミツト市

十年一日の如く特種の事業を經營して倦むことがなかつたなれば如何なる仕事でも相當に成功すべきものであると云ふことは、神崎君の獨立自營になれるベーカリー事業の歷史が證明して居る樣に思はれる、神崎君がサンミツト市に腰を据たのは千九百二年であるが、其の後十餘年間に於ける君の事業は實に旭日昇天の勢を以て大々的發展を來すに至つた、今では同市に於けるベーカリー業者中の第一位に立つて、同市の上流階級に屬して居る家庭は悉く神崎君の製造品を需要するに至つた、日本人にして在米十萬の日本人中に神崎君の經營せる事業に手を出して居る事業家が幾人あるか否や、吾人は寡聞にして未だ神崎君より外に之を見出さない、在米同胞社會に於ける幾百千の事業中で君の如き大仕掛けの仕事を遣つて、然かも多くの米人同業者間の激しき競爭場裡に立つて常に好評を博し、以て市内の中流以上の住民に信頼され全市のベーカリー業を獨りで背負ふが如き繁榮を有して居るのは、只に神崎君一家の幸運たるのみでない、米人が固有の職業で彼

である、牧野君は此の時から商業又は實業方面に趣味を有するに至つて明治四十一年には高峰博士のメリーウロードの松楓殿室内の裝飾を請負ひ見事ある好成績を現はすに至つた、其の後今の高峰博士の本邸の新築に就いても牧野君は建築主任となり、日本へも往復して其の材料を蒐集し東洋建築美術の模範的建物として米人社會に紹介することを得るに至つたとは牧野君の事業として最初の成功であらう、尚ほ君は紐育美術館内の日本室設計や、華盛頓府フリーヤー氏の美術館日本部設計主任となつて目下設計準備中であるから、牧野君が純日本式の建築家並に裝飾家として米人社會に認識せらるゝことは極めて近き將來であると信ずる、尚ほ君は日米親和の建築裝飾に關し今後大に新機軸を發揮せんとする希望を有して居る相な、乾度成功することであらう。

柳原資丕君

紐育生命保險會社日本人課々長
武市ヘムロック街百八十五番地

學者であつて實業方面に手腕を揮つて居るものは誠に稀れである、實業家たらんとするに學者肌の人物は一寸頭出しが困難である事は從來に於ける事實が證明して居る、然し柳原君は此等の原則に對しては極端なる例外と云はねばならぬ、君は幼少の時から學者的の人物であつたと見へて、總ての事物に對し常に研究的態度を示して居つた、君は小學校を出てから滿三ケ年間漢學と英學とを兼修した、漢英兩學の修得は一寸面白い對象ではあるが、之れも矢張り君が他日大事を成さんとする要素を作らんが爲であつたに相違ない、君は如斯して更らに高等の學府に入るの機を得千八百八十八年に鎮西學院に入學し五ケ年の螢雪を積んで同院高等科を卒業した、卒業後は滿二ケ年間長崎縣通譯課長として官界に奉職して居つたけれど、君が學術研究の野心は到底君をして久しく故山に滯在せしむるを許さない、乃ち千八百九十六年には愈々渡米してイリノイス州ウエスレアン大學に入つて專ら化學及び社會學を研究するに至つた、四ケ年の後優等の成績で卒業してB、A、の學位を受け直ちに同大學化學部助手として益研究の機會を得たが、其の翌年となつて君はミゾリー州立大學から特待生として拔擢せらるゝと同時に同大學の助敎授に任命せられて化學及び社會學の講座の擔當すること滿一ケ年、更らに再たびウエスレアン大學に歸つて社會學を專攻し同大學に於てマスター、オブ、

無上の樂しみとすることである、又君は自ら進んで或る地位を得んとすること無く、常に現職に滿足を表しつゝ其の本職に就着すると云ふ精神に富んで居るを以て、過去二十五年間に於ける同君經歷の進達と榮進とは常に他動的であつた、今後に於ける同君の發展が未知數に屬して多望の前途を有して居ることは新發展の活路を開くべき潜勢力を世界の文明中心地點たる紐育市の中央に於て涵養せられて居るからで有る、遠からずして驚天動地の大發明を成就することであらう、乞ふ幸ひに自重自愛せられよ。

牧野克次君

日本式建築裝飾家
紐育市西百七十三丁目五六四

元治元年四月河内の國道明寺村に生れた杉本克次君は幼少の時其の親戚たる大阪市北區臼屋町で酒釀業を營んで居た牧野平與門氏の養子となつた、西南戰役當時に於ける日本國民は徵兵忌避の思想に捉はれて居つた爲めであらうが牧野君も徵兵逃れのため師範學校に入つて敎員にならんと覺悟して、師範學校四ヶ年程度の學科をば一度に受驗したが見事に及第したものだから學校生活を拔ぎにして直ちに小學校正敎員となつた、時に年僅かに十九、小學校に敎鞭を採ること數年の後美術研究のため東都に出で小山正太郎氏に就て繪畫を研究し業卒へ再び敎育界に乘り出して靜岡縣立師範學校や、京都高等工藝學校等の敎授たること十餘年に及んだ、君が京都高等工藝學校の敎授たりし當時文部省からは君をして海外留學生たらしむる順番となつて居たけれど、徒らに歲月を空費するを避くるため斷然辭表を出して渡米せんとした、然かし時の文相牧野男爵は氏の辭表を許さず、僅かに二ヶ年間休職といふ名義で歐米に旅行することを許され米國に渡つたのは明治二十九年であつた、渡米に際し自筆の繪畫を携帶し之を歐米の大家に展開して批評を乞ひ以て標準を取らん考へで紐育に直行した、紐育に來て當時の紐育美術學校々長コナー氏に紹介せられたが校長は牧野君の繪畫に就き非常なる興味を有するに至り遂に同校に聘せられて水彩畫の講師となつた　水彩畫の主任敎師となりて日本の繪畫を米國に紹介するに至つたことは牧野君の一大功績で有る、其の後紐育市のニユービギンと云ふ書籍出版會社から東洋文明史を編纂することゝなり史中の繪畫は悉く君の筆によつて完成せられた、同文明史は十二冊の大本で代價も二百二十五弗と云ふ高價

與つて力ありと云はねばならぬ、手塚氏は本年四十八歲尙ほ春秋に富むこと大なれば、氏が圓熟せる商業經驗と事業經綸の才能とは他日更に目覺ましき活動をなして日米貿易界に於ける樞要の中心人物となり、氏が大望を抱いて渡米せる大眼目の遠からずして實現せらるゝ敢て豫想に難からぬ事であると云はねばならぬ。

上中啓三君

高峰博士化學研究所技師長
紐育市西百七十三丁目五六四

兵庫縣有馬郡鹽瀨村に生れ年十二歲(明治二十年)にして大阪市に出でゝ泰西學館に入つて修業すること二ヶ年餘りであつたが、十五歲に至つて同市の大津藥舖に勤務することゝなつた、是れが今日同君をして化學の研究に終生を委ねんとするに至つた最初の出發點で有る、即ち十七歲に成つて大阪藥劑學校に入りて專門的修業を終へ十九歲にして藥劑師檢定試驗に及第し是れと同時に母校に敎鞭を採ること半歲に及んだが、更らに藥劑學に關する蘊奧を極めんが爲めに、東京醫科大學藥學專科に入學して一ヶ年半研究に從事した、其の後北海道函館市松坂藥舖の藥劑技師長となり、更らに東京永樂病院藥局長に榮轉し傍ら東京衛生研究所々長田原良純博士の助手として奉職すること二ヶ年に及んだが、何處迄も研究的性質に富んで居る君には、歐米に留學して其の目的を遂せんとする野心は遂に君をして渡米せしむるに至つた、時に明治三十三年であつた、渡米後は直ちに紐育に來つたが研究の目的を達せんがためには先づ財力を要することゝて約二ヶ月間各種の方面に職業を求めたが一寸見當らなかつた、然し幸ひにして村井、新井兩氏の紹介で今の高峰博士化學研究所に入ることとなつた、玆に於て君は愈々專問的研究をなし得るの機會を得た、今では其の技師長となり同研究所に取つては最も重要なる地位を有するに至つた、上中君は社交的方面の人物で無いことは其の化學的研究に終生を犠牲たらしむると云ふことによつて證據立てらるゝ、故に同君の名聲は其の力量の十分の一だに未だ世人から認められて居ないのも無理なき次第だ、然し彼のアドレナリンや高峰麹新製造法や其の他同研究所から高峰博士によつて發明せられて居る幾多の發明事業に就ては、常に同君が其の研究の任に當り高峰博士を助けて大事を成就しつゝあることを知らば、同氏の功績は誠に偉大なるものであらねばならぬ、同君の特性は一意專心に自己の研究事業に熱注するを以て

てフレンチ氏が經營して居る陶器商會の店員として一週六弗の給料を得て愈々商業界に活動を試みんとする大望の第一歩は此の時に於て開發せらるゝに至つた、氏は勤勉で事務に忠實で商業駈引に關する智腦が明晰で且つ判斷力に富んで居るものだから同店に勤務すること二ヶ年ならずして既に一週十五弗取りの店員となつて居た、一週十五弗と云へば今日に於ては左程の給料取りでもなければ、其の地位からいつても大したものであるとも思はれないが、今から二十五年の昔し米國經濟狀態や一般產業狀態の幼稚なる時代に於て、一週十五弗の店員と云へば實に大した收入であつて一門の商人たる地位を有して居つたもので有る、時に氏は年僅かに二十三の若年で有つた。

如斯して手塚君は實業界に入つて大に活躍するの修養と經驗とを充分に積み得たから再び紐育州に歸つてレーキシヤツタクに日本雜貨店を開業することゝなつた家賃一ヶ月百弗といへば大した意氣込みで開業したかが判かる、又開業後僅かに六週間にして二百七十五弗の雜貨で八百弗の純益を得たと云ふことでも氏が如何に遠大の手腕を實地に活動せしめたかゞ證據立てらるので有る、其の後千八百九十三年市俄古市に大博覽會の開設せらるゝや日本バザーを經營して莫大の利益を獲得した、此の當時日本雜貨商を以て成功せりとの評判を得、又事實に於て大成功を有して居たものはアトランチツクシチーの嶋村氏と手塚君とで有つた、大博覽會後氏は愈々日本雜貨商業のため全力を注ひで事業の擴張に從事した、即ち氏はクリーブランド市、市俄古市、ピツツバーグ市其他六ヶ所に日本雜貨商店を經營し斯界に於ては飛ぶ鳥をも落さん全勢を發揮した、然るに氏は此の大擴張と大發展を試みし結果として健康を損ふこと頗る甚だしきに至り、此等の營業も漸次縮少して千八百九十七年にはメイン州バーハーバー市に骨董商店を開始するに止まる樣に至つた、然るに其の翌年に至り手塚君は再び飛躍して紐育市に入り當時日本雜貨商會としては森村組をも凌がんとする大會社たる關西貿易會社の支配人に推擧せられた、而して同會社の進運隆盛に努むること四ヶ年の後千九百一年に至り森村組支配人に拔擢せられ榮轉することゝなつた爾後今日に至るまで十有餘年間森村組の發展に身體を犧牲として奮闘せられて居る、森村組が今日の大發達を持ち來すに至つた所以は村井氏を始め其他幾多事業家の努力に負ふことは勿論で有るが、又手塚氏が同店の支配人として好く之れが料配采配をなし、時勢に適合せしむる商業政策を遺憾なく發揮せらるゝこと大に

至誠と獨立心とを以て着手すれば必らず成功することを學ばねばならぬ。

手塚國一君

森村組支配人
ニユジヤシー州プレインフイルド市

手塚君は佐賀縣有田町の生れである、氏は年僅かに二十歳と云ふ青年時代に今から二十八年の一昔し同志のものとも四十二名と共に渡米の大望を抱いて紐育に着いたのは西暦千八百八十六年の夏であつた、氏が渡米の大望とは即ち實業界に入つて日米兩國の貿易界に何物かを貢献せんとする野心であつた、そこで米國に於て實業界に入らんとするには先づ商業教育を修得せねばならぬことを自覺し、其の準備の爲めニユージャーシー州のハツケツスタウンの美以派宗教大學の豫備校に入つて語學を研究するあとゝなつたのは同年の九月であつた、氏が此の豫備校に入るや同校長ホイトニー博士は氏に向つて、將來傳道師たるの覺悟あらば相當の學費を給與すべし決心如何との勸誘があつた、然るに氏は二日間熟考の上『自分は終生を實業界に委ねんと欲する決意を有するものたるが故に折角の御好意たる神學校特待生たるの光榮を受くる能はず』と云つて、之を辭退した、是れは其の當時に於ける在米日本青年學生社會に在つて勉學の方便として神學校の給費生たらんとする惡風習があつた場合で、語學の研究旁傳道事業以外の或る地位を得んが爲め神學生たらんとするもの滔々として殆んど是れのみと云ふ時代であつたにも拘はらず手塚君が素志を貫徹せんが爲め斷然校長の厚情を退けたとは既に一種の成功で有ると云はねばならぬ。

其の後氏はペンシルバニア州のピツツバーグ市なるアーサン、フレンチと呼ぶ家庭に客員となつた、家庭の客員と云へば當世に於ける家庭學僕の如く聞ゆるの語弊があるけれど、氏が家庭の客員たりしは全く御客扱ひを受けてフレンチ氏の家庭の一員となつたのだ、是れはフレンチ氏が日本に到り肥前有馬燒販賣業を研究して居つた當時、手塚君の父君との親交があつたものだから氏が渡米後語學の研究や將來の發展に就き、父君からフレンチ氏に紹介されたのに原因して居る、故に氏が米人家庭の客員として叮嚀なる優遇を受けたのも敢て不思議ではない、如斯して氏はフレンチ氏家庭の一員として米國の文明に同化するの機會を得、英語も風俗習慣も相當に修得されたから、其の翌年に至つ

無い、上陸後直ちに紐育市に遠征したけれど大した金儲け口も見附からない、そこで藤田君は農園業に對しては既に數年の實驗を有して居るものだから、テキサス州に南遷して米作に從事せんとし渡米の翌年一月メキシコに入つて米作を營む事八ヶ月で有つたが、米作事業は大資金を有するにあらざれば到底成功の見込み無きを認め、同州を引き揚げてコロラド州に入り炭鑛事業に從はんとせしも其の目的を達せず、或は鐵道勞働者となり、大根農園契約業者となり更らに日本雜貨店を傳馬市に開業する事とあつたが、遂に其の目的は充分に成就せられなかつた、此の間各地に轉々奮闘する事滿三ヶ年、再び紐育市の人となつた、此の時から氏は洋食店經營の新事業を開始するの機會を得た、乃ちニユージャーシー州東オレンヂ市に於て獨立經營の一洋食店を支配するに至つた、藤田君は洋食店事業の新經營に就ては非常なる困難と戰つた、最初の二ヶ年間は常に損失のみであつたが、故郷から令弟二人を呼び寄せ孜々として奮闘せし結果新たにニユーブランゼー市に第二洋食店を開業するに至り、更らにニユーワーク市に第三の洋食店を經營するに至つた、此の第三洋食店の如き開業當時は一日僅かに七弗の收益があつたが一ヶ月後に於ては二十五弗以上の收益を見るに至つた、斯くして開業後九ヶ月にして故郷に於ける負債三千弗を一時に返却する事が出來た、玆に於て藤田君が渡米の目的は遂に成就せられたで有らう、渡米後三ヶ年にして獨立の事業を營み、巨額の借債を返濟した藤田君は、是れから愈々自己の力量を遺憾なく發起すべき世界的大都市に本據を構へ一大活躍を試みんとて紐育市に歸へり、今の處へアルバニー洋食店を開業するに至りしは明治四十五年正月であつた、此のアルバニー洋食店は紐育市小賣商業界の中心地點に位して居つて、幾多の同業競爭者が有るにも拘らず、常に是等競爭者に打ち勝ち遂に今日の繁榮を見るに至つた、同店は紐育市に於ける日本人經營の洋食店としては唯一のものであつて、食堂には百五十名を入るゝことが出來るし又平素同店に從働して居るものは米人男女十數名であるを見ても如何に發展しつゝあるかゞ想像せらるゝので有る、藤田君は此の洋食店事業に依つて得つゝある資金を以て北海道に新開拓地三百町歩を購入し令弟二人を歸國せしめて大農園を經營せしむる事となつた、今後に於ける同氏の成功は目醒ましきものがあるであらう、尚ほ藤田君は在留同胞事業界の發展を謀せんが爲め產業組合を設立せんことを目論見て居る、吾人は藤田君に就て學ぶべき處は如何なる事業でも忍耐と

以であると云はねばならぬ、彼れが幼少の時から明治學院を卒業する迄に於ける勉學中の出來事に今尙ほ懐かしき紀念となつて居ることは、氏の一部頭髪の逆生せることで有る、一局部の頭髪が逆に生へて居ると云ふことが若しも自然的であつたなら或は畸形兒として同情せらるゝかも知れぬが、一色君のは夫れとは大に趣を異にして居る、それは氏が十歳頃から叔父松本爲之助氏方に厄介となり英語を研究した時の紀念である年少時代で外國語を習はんとするには確かに骨折れであつたと見へる、一色君が一度問ひ返すと叔父君は一色氏の頭髪を逆さに引つ張られたものだ、如斯嚴格なる敎訓的敎育を受けたこと數年に及んだものだから、其の一局部の頭髪は人爲的習慣性を生ずることゝなり、今に至るも尙ほ廿數年の其の昔し苦學せし紀念として其の一局頭髪は逆向きとなつて生育して居るとのことである如斯嚴格なる家庭の薫陶を受けた一色氏が今日の人格と成功とを有するは蓋し故なきに非ざる可しと云ふべきで有る。

藤田良吉君

アルバニー洋食店主

紐育市西十四街百十四

新潟縣古志郡上北谷村の農家に生れた藤田良吉君は、小學校を卒へてから父の家業を助けつゝ十七歳の頃迄製絲業や農業に從事して居た、年若い藤田君が農業界に於ける二ヶ年間の經驗によつて更らに廣き意味に於ける農事を經營せんとした、乃ち森林開墾事業と牧畜業を開始することとなつた、牧畜業は其の必然の結果として牛乳搾取所及び其の販賣營業に從事することゝなつた、此間奮闘するあと四ヶ年であつたけれど、從來手廣き事業の爲め巨額の負債が重つて居る資金を返濟せんとするには前途中々容易の業でないと云ふことを自覺するに至つた、玆に於て藤田君は先づ此の借債善後策を講究せんがため渡米の決心を有し、父に乞ふて渡航の目的を告げ直ちに渡米せんとした、然し父は許さなかつたが親戚會議の結果愈々渡航することとなつた時に藤田君は滿二十歳の青年にして桑港に上陸したのは明治三十六年の秋であつた。

渡米の目的は負債償還といふにあるけれど、扨て如何にして此の目的を達せんやといふ事は中々容易の事で

不幸にも其の父君を失あつた爲め、年老ひたる母親と年若き弟妹を養育せなければならぬ責任ある身となつたから、學業は一時中止せねばならぬことゝなり、志を決して日本鐵道會社に入ることゝなつた、是れ今日氏が機械に關する智識を有し又商業界に勇飛せんとする基礎を作るに至つた機會であつたに相違ない、氏は日本鐵會社に入つたが其の翌々年徴兵適齢に達したから遂に一年志願兵となつた、今日陸軍歩兵少尉正八位と云ふ肩書を持つて居るのは彼れが一ヶ年の兵役に從事した爲で有る、氏は兵役の義務を終へてから再び日本鐵道會社に歸つた、然るに明治三十二年に至り愈々歐洲に遊學の素志を貫徹すべく同會社を辭して英國に渡つた、英國首府倫敦大學に研究すると三ヶ年、明治三十七年に至つて氏は再び實業界に身を投ずることゝなり、三井物産會社に入り其の倫敦支店詰となつた、斯くして氏は愈々三井系の商業者たるの機會を獲得したので有る、倫敦支店に在勤すること約三ヶ年、明治三十九年に歸朝を命ぜられ、同會社の奥出張所々長となり、次に門司支店詰に轉任し明治四十三年に至り紐育支店に榮轉して其の機械部主任たるに至つた、一色君の今日の地位あらしむる所以のものは實に彼れの自力獨立の大精神に依ることは瞭で有らう、彼れが萬難を排して英國に留學せるに至つた一理由は、今後實業界に入らんと欲せば宜しく海外の事情を研究し且つ英語を學ぶことの必要なるを認めたるが爲めである、氏は明治學院に學んだけれど遂に基督教の感化を受けなかつた、元より氏は宗教の必要なるを認め居ると雖も、只だ宗教的信仰心の起らなかつた爲め遂に受洗するに至らなかつたと云ふて居る、蓋し氏は理性の人であつて徒らに感情的なる宗教信者たるの信仰心に捕はれなかつた爲めと、又獨立不羈の大精神が有つた爲めであらう、氏は成功の秘訣として健全なる長命を得るに在りとなし、此の長命と共に時勢に遲れざらんことを努めるは是れ吾人の天職を全ふするものであるとの信念を有して居る、而して長命は樂天的生涯を送るに在りとなし、運動の必要を論じ不攝生、不品行を愼しまねばならぬと主張し且つ之を實行して居る、氏は此の樂天的長命說は決して一個人の獨占すべきものでない、少くとも一家庭を有するものは相共に實行せなければならぬと云つて、例のゴルフ運動を始め其他の遊戯又は散歩等には常に米子夫人を同伴して居る、思ふに夫婦は同趣味を持ち同化し得る處に無限の幸福有り、愉快が生ずるであらう、是れが即ち今日一色君が麗はしき家庭を維つ所以であつて、賴母敷き未來を有する所

であると云はねばならぬ、氏は其の父君の家業を手傳ふこと二十三年更らに酒造研究の目的を以て、其故郷三重縣一志郡小川村を飛び出して東京に遊學したのは明治二十三年であつた、東京に入つてから專ら酒類釀造に關する研究を積むこと三ヶ年であつたが、此の間に彼は心的一大革命が起つたと見へる、即ち釀酒の研究をなし今後大に斯業の爲めに活躍せんとせし大望をば霙土の如く打ち棄てゝ禁酒會に入會した、禁酒家となつた彼れはそれだけでは飽き足らないと見へて、更らに慈善事業に一生涯を委ねんものと決心した、此決心は遂に氏を東京青山學院に入學せしむることゝなつたそれ故氏が明治二十七年渡米するに至つたのは其の大目的は神學の研究を始め、慈善事業及び社會事業等を專攻せんが爲であつたことは勿論のことである、乃ち彼れは渡米後直ちに紐育州に來り、シラキユース市に出で同地の神學校に入り三ヶ年間研究せんとした、然るに神學の研究及び傳道事業の頗る困難あるを悟り中途にして學業を廢し歐洲經由直ちに日本に歸朝し慈善事業に從事せんと思ひ、紐育市に歸つて來た、然し歸朝するに就ては相當の旅費を要するため日本人雜貨店に勤務することゝなつた、此の時明治三十年の秋であつた、然るに一度歸朝して慈善界に投せんとせし某思は紐育市に於ける實業界の事情や友人知人の勸告等に依つて一時中止することゝあり、意[illegible]へして紐育に止り、愈々實業界に足踏みする樣になつた、[illegible]爾來十有八年間日本美術雜貨商店を經營し、今の武市なる[illegible]本店に本據を構へてから既に十四年、同一の市場に日本美術店經營を繼續せる日本商店は先づ葛西君一人といふことである、葛西君は如斯して其の基礎を固め紐育マンハツタン區にも堂々たる支店を有するに至り、夏季に於ては每年數ヶ所に其の支店又は出張所を有して盛大なる商賣を營んで居る、今後に於ける氏の成功は更らに目醒ましきものであらう、然し氏は理想的の事業を成就したら再び故國に歸つて慈善的方面に餘命を犧牲たらしめんとする覺悟を持つて居るらしい、是れ葛西氏をして今日あらしむる所以であると思ふ。

一色虎兒君

三井物產紐育支店機械部主任
紐育市西百三十街四百二十番

一色君は東京の人で有る、明治二十七年即ち彼れが十九歲の時に彼は優等の成績を以て明治學院を卒業したが、彼れは卒業後更らに歐米に遊學せん希望で有つたが、

業をなすに於て何等差支なし」と、何ぞ其意氣の旺盛なる其の心事の潔白なる、之を聞知した新聞紙は一齊に氏を稱揚し大和魂は斯の如きものならんと、會社は見舞金として千弗を送つたが之れをも謝絶した、然るに會社が其の義足を贈るに及んで初めて是を受くるに至つた、今日氏が穿つ處の千弗の義足は即ちそれであると云ふことだ、是れは誠に一小事であるけれど我が日本人の武士道を米人に教へたるとであつて、是れにより日本人の潔白なる心事は廣く米國社會に紹介せられたるに相違ない。

串引君が今日博覽會王と稱せらるゝ所以のものは彼れが過去に於て大小博覽會に從事し日本人部の全權を掌握せしこと實に四十二回の多きに及んで居るあとに依つて證明せらるゝのだ、此の內でも特筆すべきは彼れが一個人然かも外國民たるの身分でありながら彼の千九百七年度に於てフロリダ州デヤクソンビル市に開設せられた、インターナショナル、ミドウインター大博覽會設立の主唱者となり發起者となり、時の知事ブロワード氏を說服したることは吾人の最も感謝すべきことである、又彼れが加州南部沿岸の地に東洋博覽會を開設し、之れと同時に彼地に商業會議所を組織したるが如き何れも目醒ましき事業と云はねばならぬ、斯の如く串引君の過去三十年間に於ける活歷は博覽會事業經營者たると共に日本庭園及喫茶店の創立者並びに日本古有の文物を歐米に紹介せし日本人としては、確かに第一流のオーソリチーたるに相違ない、是れは日本人側よりも寧ろ歐米列國民の一樣に認識して居る處である、彼れは如斯大事業を幾十度となく繰り返へして居るが今尙ほ妻とらず、家を成さず一個の老書生然たる處は實に彼の豪傑なる所以ではあるまいか、彼の性格は實に高潔なるもので有る、世人は時として彼れを誤解するものもあるけれど是れ彼れの經濟的失敗を見て彼れの至誠を知らない者の所謂誤解たるに過ぎない串引氏は舊盛岡藩の士族であつて慶應二年の出生と云へば當年正に四十八歲、至誠に生ける快男子、乞ふ幸ひに自重自愛あらんことを。

葛西文吉君

葛西美術雜貨商店主
武市ベドフォード街一二三一

酒造業者の家庭に生れた葛西君が熱心なる基督教信者となり、更らに禁酒會々員となり、進んで慈善事業界に活動せんとする大勇を抱くに至つたとは一種の奇蹟

到る處に建設經營した日本村なるものを追想せずには居られない、串引君の生命は即ち此の博覽會事業であることは何人も認識する處であらう、然れども彼れが過去三十年間に於ける目覺ましき大事業をなしたるにかゝはらず、今尚ほ大した成功を持ち來して居ないことを見れば、彼の過去の生涯と事業は或は失敗の歷史を繰り返へして居るかも知れぬ、然し彼れは失意の場合、逆境に陷つた時、常に是れ等の困難と戰ひ失敗に逢ふ毎に益々勇氣を得て、奮闘努力することが出來るのは實に串引君の特性で有る、此の特性を有して居ればこそ過去三十年間の生きた奮闘史を有し且つ今後に於て更らに一層の活躍を試みんとする元氣と希望とを有するあとが出來る所以で有る。

串引君が過去三十年間に於ける活動は假令全然失敗に終つたと想像するも、彼れが到る處に大なる印象を與へ、偉績を殘し、以て我が日本及日本人を歐米列國に照介した効勞は、彼の失敗を飾る最大の誇りであると共に、吾人は同君が此の誇るに足るべき生ける歷史を繙く如に聊か以て慰藉を得ることであらうと想像せずには居られない、串引君は彼れ自身の事業としては或は失敗を繰り返へしたかも知れぬが、彼のなした事蹟は今尚ほ到る處に光榮ある成功を見ざるものはない、

今二三の實例を示して見れば、今日米國到る處に日本の盆栽が重寶がられて居るのも彼れの考案に起因して居る、又日本喫茶店並に日本庭園の到る處に設置せられ米國人の賞讃を博して居るのも實に彼れがアトランチツクシチーにヂヤパンニース、ガーデンを創設せしとが紀元さあつゝ居る、又今日全米洲日本人の經營せる玉轉場(ボーリングボール)は是れ亦彼れの新考案に外ならない、又日本劇を米國に紹介せんが爲め彼の川上音次郎一座を招待したるが如き、或はエヂソン會社の活動寫眞を日本に輸入して日本文明に貢獻したるが如き、何れも串引君の大事業であつて在留同胞は勿論日本國民の大に感謝すべき處であらねばならぬ、殊に吾人の最も敬意を拂はなければならぬことは氏が曾てバフアロ博覽會に於い日本部の全權を獲得し日本村株式會社を組織し、二十五萬弗の株式募集中の處誤つて電車のために大負傷をなし遂に左足を切斷するに至つた、此の時米國知名の辯護士は同氏のために無報酬を以て任ずべければ、宜しく電車會社を相手取り損害要償の起訴をなすべしと勸むるもの多數であつた時、彼れは之を拒絕して曰はく『諸氏の厚意は感謝す、然れども今回の負傷は禍自巳に在て何ぞ電車會社を怨まんや、我れ一足を失ふと雖も幸に健在なる頭在り將來事

二ヶ年の後には漸次累進して利益分配を請け重役の信任益々加はるに至つたが、居ること四年にして自已の自由活動をなすの機會を得んとして遂に同會社を辭任した、それから紐育株式取引所仲買人「ブラウン、ウイリアムス及びバーバング」商會に入社して株式仲買業に從事することゝなつたが、投機に手を染むる者の多數の最後の運命は常に失敗の外途が無い、是れを目撃しつゝ尙ほ且つ投機を勸めねばあらぬと云ふが如きは常人のなすべき業務でないと云ふことに心附いたる結果遂に二ヶ年を經ざる内に株式市場を去つて專ら土地建物の業に從事する樣になつた。

岡本君が此の土地建物會社を起すに至つた理由は米國の如き絕大の富力を有し、紐育市の如き迅速なる發展を爲しつゝある現狀に於て此の種の事業に投資するは自他共に大なる利益を營み得るものと信じたるが爲めであるらしい、此の自他の利益と云ふ原則は商業又は事業を營むことに就ては唯一の成功の秘密であるから岡本君が此の主義の下に日米人共同の土地建物會社を組織し今日の成功を見んと企てたのは決して無謀の劃策で無かつたのは明かである、今後に於ける同君の活動舞臺は更らに一層擴張せらるゝことであらう、加州問題の起れると同時に紐育州に於ては從來條件附きの土地所有法をば四月一日から總ての外國人は土地の所有を許し、其の所有權は米國市民と寸毫も異なる處なきに至つたが、此の土地法改正に就いては岡本君も間接に運動して其の功を奏せしめたと云つて自ら喜んで居る、外國人の口を通して米國州法の改正を見ることは餘り珍らしきことでもないけれど、日米時局の時節柄にも拘はらず、而して加州に於ては外國人（日本人）に土地所有を禁止せる場合に、紐育州に於ては從來禁止されてあつた洲法を改正して如何なる外國人にも土地の所有權を獲得せしむる法案が通過し、其の通過した當日から直ちに効力を生ずるやうになつたのは、誠に面白き對象では有るが、紐育在留同胞のためには寧ろ慶賀すべきことであると云はねばならぬ。

串引弓人君

博覽會事業經營者

紐育市アスターホテル

米國と云はず、日本と云はず、歐洲列國と云はず、我が日本人にして博覽會事業經營者として何人を推擧すべきやと問はゞ、吾人は串引君を連想せずには居られない、串引君が大小博覽會の開設せらるゝ每に、其の

育に支店を設くるに及び同店支配人たるの重職を擔ふて同店に榮轉した、如斯して同氏は我故國の新古美術品をして米國に照介せるは勿論、更らに支那の骨董品をも輸入して所謂東洋文明の文物を新米洲に紹介して居ることは特筆すべきものであらう。同君の趣味は草花の栽培や水泳と魚釣りと蟹採りといふが如きものであつて、夏期中は常に友人や青年達ちを誘引して樂しく土曜や日曜を送つて居る、同君は紐育在留紳士が近來ゴルフ計りに熱注せるを見、自分は大根、蕪、又は胡瓜などの見事に出來て居るのをながめつゝ、大根の引き抜ぎ、胡瓜の摘採などずする氣持ちは彼のゴルフ連中の賭事當時の得意と少しも異なる處はないとの確信を持つて居るらしい、是れも亦一種の遊び道樂と稱すべきであらう。

岡本米藏君

紐育土地建物株式會社々長
紐育市ブロードウェイ一四九

日米兩國民の融和を計り、日米兩國の親善を計らんが爲めには所謂外交手段のみによつては、到底根本的解決を遂ぐることは出來ない、即ち社交的方面と經濟的方面とから兩國民の接近を計り、利害關係を同ふし以て切つても切れぬ關係を結ぶと云ふことも此等兩國及び兩國民の平和と親交とを計る手段たるに相違ない、岡本君は此の意味に於て日米人資本家の共同事業として紐育土地建物株式會社なるものを興し、自ら其の社長となつた、百萬弗の會社と云へば左程大きなものではないけれど是れが其の主腦者たる岡本君が、副社長以下相當の高等教育を受けた米人間に立つて今日の地位を有し得るは先づ以て日本人としては珍らしい遣り手であると云はねばならぬ、岡本君は明治十四年に兵庫縣加東郡上東條村に生れたが小學校時代から旅行が好きであつたらしい、青春十七歳の時全國の津々浦々を鐵脚踏して「修學行商日記」と云ふ旅行記一卷を著はしたが天覽ヶ賜ひし光榮を辱ふしたと云ふ事である、岡本君は文筆の才能があり組織的の智腦を有して居るものだから、東京在學中にも「商工界の七十日」と云ふ小冊を公にし、更らに先年に至つて「紐育市內外の地所」をも著述した。

明治三十七年に東京高等商業學校を卒業し同年十月飄然として渡米し、所謂徒手空拳、單騎にして紐育に着くや直ちに米國貿易株式會社々長に面談して就職の道を開いた、一週五弗と云ふ最下級の收入であつたが、

丁後は京神間の電信局に任命せられ同地に赴任し毎日通信機を友として乾燥無味なる生活を送ることゝなつた、然し毎日機械的に働いて居る境遇に對して自己の生活は到底満足せしむることが出來ないものと見へる五ヶ年の期満つるや彼の籠中の小鳥が大空に開放せられたると等しく再び自由の天地に飛び出た、然し直ちに働き口が見附からない、横濱に來て色々と運動して居る内に以前の世話人の周旋で開通社と云ふ輸出入荷物取引をなして居る商會に入社することゝなつた、此の時始めて外國貿易に關する實地研究をなし得るの機會を得、更らに實際の營業事務に當るに及んで段々と商業に關する智識を増し趣味も加はつて來て、過去の逆境から漸やく順境の域に入ることが出來た。

此の頃今の村井新井兩氏が米國に相往來せるを見聞せし牛窪君は一度は米國に渡つて何か一と仕事遣つて見度いと云ふ決心を堅めた、此の時政府保護の下に設立せられた起立工商會社あるものがあつて日本新古の美術を歐米に紹介し、米國紐育市にも其の支店を出して盛んに營業をやつて居たが、此の本店に手腕ある人物を要求すると云ふので牛窪氏は遂に其の本店詰めに榮轉した、蓋し一日も速かに渡米せんとする野心があつた爲で有らう、それだから牛窪氏は時期の到來、好機逸すべからずと云ふ青春の意氣込み、一騎當千の勇を鼓して勤務し初めた、茲に於て牛窪氏の手腕が同會社重役に認められしは當然で有る、幾千もならずして愈紐育支店詰に轉任する樣に内定せらるゝに至つた、然し餘り順潮に向つて居つた爲めか、所謂好事魔多しの例の如く、同氏を抜擢して渡米せしめんと取計らつて居つた最も信頼せし支配人の不幸なる頓死に依つて此の目的は遂に中絶するに至つた、此時牛窪君の失望落膽は恰かも木から落ちた猿の如き感があつたと云ふことである。

然し徒らに荒立つては自滅の基ひだから、先づ耐忍して天運の開展を待たんと覺悟して同所に在勤すること五ヶ年、即ち千八百八十八年西班牙萬國勸業博覽會の開かるゝや、我政府は起立工商會社に萬事を委托して出品せしむることになつた、此處に於て牛窪氏は其の出品商會の會計主任となつて歐洲大陸に遠征を試みるに至つた、是れ同氏が海外に一歩を踐み出した最初の機會であつた、同會も無事に終結を告げ歸途英獨佛の諸邦を遍遊して、千八百九十年秋歸朝した、それから間もなく同年の暮れにあつて愈々紐育支店詰に榮轉するに至つた、即ち牛窪氏が渡米したのは今から二十五年前のことである、其後四年を經て今の山中商會が紐

業家となつて居る、同君がアトランチツクシチーに於ける教會事業を始め、其他日米親交の爲め各方面の社交界によく、日本國民の代表的中心人物たることを得る所以のものは同君が深い信仰を抱ける基督教者たるが爲めであらうと思ふ、殊に同君の日本雜貨商業に對する觀念は彼のオークシヨンセールの盛んに行はるゝに對し常に眞面目なる態度を以て小賣營業に從事せる麗はしき思想である、即ちセリ賣商は時として自己の意思に反し良心に反する行爲多きを怖れ、斷然此種の營業には手出しをせないと云ふことである、同氏の如きは眞面目なる模範的商業家として後進青年の學ぶべき處誠に多しと云はねばならぬ。

牛窪第次郎君

山中美術商會支配人
紐育市第五アベニユー二五四

丹後の舞鶴市を其の生地とせる牛窪君は幼少の時から父母の膝下を離れて東京に出で彼の神田共立學校に入學したのは丁度十三才の春であつた、此の青年時代は學友等相集つては未來の空想を描き理想を語り互に駄法螺を吹いて居つたが、既に歳月を經るに從つて各々其志望も形ち付いて來て愈々各自が思ふ方面に活路を開く樣になつた、此の時牛窪君の深く感じて居た趣味は何時か海外に飛び出して外國人と商業取引をしたいと云ふ抱負であつた、然し外國に飛出すとか又は外國人間に往復すると云ふが如きは一トロに云へば誠に容易なことの樣であつたが、親戚や保證人等の非常なる反對が有つた爲め中々決行することは難問で有つた、それ故先づ外國飛躍の手始めとして横濱海岸通り二十八番館の外國人商店に飛び込んだ、此の時は外國人商業見習ひといふ肩書きを自作して行つたが、扨て働いて見ると中々容易でない、所謂體裁の良い下男の樣なもので小使小僧とでも云ふべきで有らう、三分が商事用で七分商事外の働きを遣らされたものだ、如斯して一年餘り働いて居つたが隨分苦しかつたのみならず、親戚や保證人等に對しても何となく面目なかつた。然し捨つる神あれば拾ふ神ありで、其の當時遞信省鐵道局に於て官報專用の電信技手を募集して居つたこと故、先づ一つ當つて碎けろといふ決心を以て之れが應募の試驗を受けた、處が好成績を以て首尾よく及第した、そこで東京芝區の汐留の電信學校に通學するやうになつたものだから保證人や親戚等より稍や話し相手になつて呉れるやうになつた、斯くして定期の學業終

圖繪を聞いたのが渡米を思ひ立つた原因となり、商業視察の名目を以て旅券を下附せられ渡航したのは明治二十一年の事であつた、航海中同船者に横濱の川口甚三と云ふ快活な老人有り同氏が加州サンヂヤゴー市に於て日本雜貨商を營んで居ることを知り、同氏の勸誘に從つて渡米後直ちに南加に下つて商業を實地に研究すること數ヶ月に及んだが、時恰かも墨西哥のアラモマインと云ふ金山が發見せられたので、其の金塊を採掘せんものと同志の友數名と相携へてメキシコ遠征を企てた、然し目的は外れて何等利得する處なく再びサンヂヤゴー市に引歸り、同市の私立專門學校の學僕として入學した、此の時同校美術科に於て西洋油繪の研究を始める樣になつた、其後千八百九十三年に至りシカゴ市大博覽會の開設せらるゝことを聞き直ちに東行してシカゴに着いたが、其の當時は一人として知人あるなく、自活しつゝシカゴ美術學校に通學して油繪の研究を重ね、博覽會に出品せる列國の名畫を比較見學するを以て無上の慰藉となして居つた。

處が偶々今の森村組の天野氏と下宿屋で會合した、是れば即ち所謂Love at first sight とでも云ふべきものであつたであらう、兩氏の親交は二十餘年變はることが無いと云ふとである、博覽會閉鎖後近藤君は天野氏、森本氏と共同してボストン市に行いて日本美術店を開業した、此の間にも尚ほ近藤君はマサチユセツト、ノーマル、アートスクールに通學して繪畫の研究を繼續して居つたが、研究すればする程六ケ敷く感ずる樣になつた、と云ふのは手より眼の方が遙かに進んだものだから自分の畫いた繪に不滿を抱き、教師の畫いた繪にも感心が出來ぬ樣になつたものだから、美術家として世に立つとの頗る難事たるを自覺し、意を決して商人たらんとするに至つた、即ち紐育市に出て山中繁二郞、天野重次、森本銀太郞の諸氏と共に山中天野商會あるものを起して合名會社となし日本美術古物品の販賣を始めた、其後同商會はアトランチツクシチーに其の支店を開始するに至り近藤氏は其支店長として新天地に活躍するに至つた、而して二ケ年餘りにして同店を辭し千九百年の新春から獨立して今の近藤美術商會あるものを創立する樣になつた、其の後近藤氏は紐育市、ピツツバーグ市を始め其の他數ケ所に支店又は出張所を新設し今では美術小賣商業家としては在米同胞社會に於ける元老株とでも稱すべき位置と實力とを有するに至つた。

近藤君は埼玉縣入間郡勝呂村の生れであるが農家から出で丶教育者となり、美術家となり、今では模範的商

る點に於て其効果と成績とは目醒しきものと云はねばならぬ、さればにや博士は其勳勞により我先帝陛下よりは勳五等旭日章を賜はり、又故國學士會に於ても同氏の學界に貢獻せるを認めて賞金を贈りたるが如き、何れも博士の偉業に酬んとするの一端を証據立つるものである、尙茲に附言し置き度きは博士が今日の日米時局問題に對し故國朝野の人士に向つても在米一般同胞に對しても、常に兩國の平和、兩國民の親交と云ふ大目的を以て努力しつゝあることである、世人が博士を稱して無冠の外交家と賞讃する、蓋し故あるにあらざるべし云ふべきである。

近藤佐重郎君

近藤美術商會々主
ニユージヤシー州アトランチツク市

十二歳にして小學校助教員となつたのは近藤君が小學校を卒業した時のことである、蓋し明治初年の教育には人物を要求することが頗る急務であつたからであらう、君は文久三年の生れであると云へば餘り年若い方ではあるまい、然し其元氣旺盛にして各方面に活躍を試み着々として成功せるを見ると所謂青年黨たるものの現狀に照し特種の刺激劑たるの感が起つて來る、君は小學校の先生を務めたけれど其の家庭が農家であつたものだから十五歳の時に既に戶主たるに至り育英事業を去つて專ら農業に從事した、然し是れが爲めに勉學の目的を廢することはせない、農業期の外は春冬二期には必ず中山村正泉寺の住職十輪師に就て漢書を研究して孔孟の教へを學んだ、此の當時は恰かも我が國政黨熱の漸やく盛んなりし頃であつたから君は年若き一青年であつたけれど所謂自由民權論に賛し、同會開設の必要を叫び、同志の友と相謀つては其の當時の論客たる小野梓、沼守一、高田早苗、天野爲之、波多野傳三郞と云ふが如き名士を招聘しては、盛んに政談演說會を開き、或は明治親友會なるものを起して討論會を催し、之れを以て明治青年の本分の如く思ふて居つた、然るに偶々中村敬宇氏の譯著した西國立志編なるものを通讀するに及んで、吾等新日本國民は政治騷ぎの外に大に爲すべき事あるを感知し、直ちに東京に出で、東京學館に入學して官、商、銀行用復式簿記法を研究し、更らに神田法律學校に入りて政治、經濟、法律等に關する研究をも積んだが、其の後東京學館の簿記科教授として暫らく教鞭を採つた。

此の當時であつた米國歸りの宮原某と云ふ博士から來

生命を絶つべしとまで脅迫するものあるに至つた、されと博士は自巳の事業の爲めには迫害にも困難にも打勝つの勇者なれば如何なる危險に遭遇するも其の目的を貫徹せずんば死すとも已まずと決心して益々勇を鼓して奮闘ししゝあつた、如斯して此の醸造事業も遂に愈々其歩を進めて一日に一千五百ブッシエルを醸造する大仕掛の試驗に着手すると云ふ豫定の發達を見るに至つた、然るに氏が斯くまで奮勵苦闘し正に大事業に着手せんとせし二日前最も悲慘なりし出來事が實驗場に起つた、それは醸酒試驗場内に於ける失火であつて博士が心膽を注いだ麴室は一夜の中に悉く燒失して仕舞つたなどである、博士の失望落膽は此の時程大なるものは今倘ほ嘗て出遭はないと云ふて居る、玆に於て氏の計劃は悉く失敗に歸し少なからざる負債のために身をも裂かれん程の苦しみを受くるに至つたが、博士は機會を轉換する才智を有して居るものだから　歸嚮することも出來ず進退極まつた逆境に處するの策を講ずることを得た、即ち機會の到來するまでは他の發明に從事することに決心した、彼の消化劑たるタカジアスターゼを發明したのは實に此の際であつた、氏は此の時からミシガン州デトロイト市のパークデビス製藥會社と關係を有し、今日のデビスが製藥會社として一方の成効を遂げたるは實に氏の新發明劑に起因すること頗る大なりとのことである、更らに博士はシカゴ市に事務所を構へ同市で罐詰にする牛の副腎からアドリナリンを發明した、此のアドリナリンはタカヂヤスターゼーと共に世界的新發明として世人に熱知せらるゝに至つた、更らに博士は千八百九十九年以來紐育市に於て高峰化學研究所を新設し幾多の技師又は化學研究者を招いて實驗に從事せしめつゝある、最近に至つてオレンジの廢物を利用してグレープヂユース同樣の飲料製造法を發明し、今回加州に一大製造場を設立することにあつた、之等の發明は何れも博士が熱心なる研究に外ならぬ、この外幾多の發明をなし特許權を有して居る倘ほ博士に就いて附言すべきことは、氏が紐育社交界に於ける中心人物たることである、或人は領事以外の名譽領事、大使以外の名譽外交家と云ふものもあるは、博士が永住的思想を以て日米兩國民間に於ける各種の方面にありて常に趣味ある生活をなし、私財を投じてまで相互の親善に努めつゝあるからであろふ、現に博士は日本倶樂部會長、日本協會副會長、日本人會長と云ふ重職を有せるのみならず、米國内に於ける各種の團体に加盟して盛んに兩國の親善を説いて居る、博士の如きは眞に我國威を宣揚する點に於て又國力を發揮す

工學博士 藥學博士 高峰讓吉君

紐育市リバーサイドヅライブ三三四

高峰博士は西曆千八百五十二年(嘉永元年)を以て石川縣金澤市に生れた、博士は年僅かに十歲にして加賀藩から撰抜せられ同藩の留學生として、九州長崎に派遣せらるゝことゝあつた、此時は主として英學の研究であつたが三ヶ年を經て大坂に歸へり、大坂英學校で更らに英語を學んだ、其の後明治八年に至り君は工部大學に入り專ら應用化學を研究し三年の後首尾能く卒業した、大學を出ると直ちに農商務省の留學生として英國に派遣せられ、グラスゴー大學に學ぶこと三年間、酒釀に關する化學の研究を經て歸朝するや直ちに農商務省に入りて專賣特許局參事官並に同技師長たること五ヶ年であつたが千八百八十四年米國ニユー、オレアンス萬國博覽會の開設せらるゝに及んで、君は日本政府を代表せる博覽會事務官として渡米した、此の當時博士は米國陸軍大尉ヒツチ氏の愛孃との婚約成り、其の翌年即はち明治十九年に華燭の典を擧げて歸朝した、歸朝するや直ちに澁澤榮一氏、益田孝氏等と共同して人造肥料會社を起した、其の後君は明治二十三年に至り再たび渡米するに至つた、蓋し君は米洲に於いて何事か一大事業を企てんとせし爲めである、即ち博士はイリノイ州のペオリヤに化學試驗場を創設し後ち市俄古市に移轉して高峰ファーメント會社なるものを興し、博士が其實驗所に於て廢物なる麥皮中から麴の製造を發見して高峰麴と名づけ、此の釀酒の元素麴の製造發賣を始めたが社會から非常なる稱賛を博する機に至つた、そこで氏は此高峰發酵素を以て一擧して米國に風靡せしめんが爲に米國に於ける最大の酒造ツラスト會社と特約して正に一大飛躍を試みんとしたが、同會社重役達ちは若しも此の高峰麴を使用するに至らば既に數千萬弗の投資をなして營業なせるモールト製造業は全く破壞せらるゝに至るべきを以て、其社長グリーナツト氏が贊同せし高峰麴採用の事業に對し、大株主等を聯合して此新事業の着手に反對運動を起す機になつた結果遂に氏の事業は豫期せざりし大難事に陷つた。然れとも博士は自己の事業に向つては少しも怠慢せざは勿論、病軀を抱へつゝ釀造所に起臥して尙其の研究に從事し、他日倦土重來の實力を養はんと試釀の範圍を擴張し着々として好成績を收むるに至つたものだから、彼のモールト製造業者とアルコール釀造職工とは同盟して、氏にして其の事業計劃を放棄せずんば氏の

訂し、これを辯護するの覺悟を有するものである。
以上叙述せる如く此の紳士錄が吾人の豫期せし程に餘り完全なるものでないことは今更辯解する必要はない然し若しも此の編纂に依つて今後或る機會に接し更に精確なる調査を重ね、紳士社會の全部を網羅し得べき紳士錄を完成することが出來る手解きとある事を得ば本編々輯の目的は先づ以て其の大半を全ふせるものであると信ぜらる、更らに若しも此等紳士錄の編纂に依て讀者を導き社會を益し、所謂後進同胞靑年に對し幾分なりとも彼等を鞭撻し得るの教訓とあり、又彼等をして立身せしむるの興奮劑たることを得たらんには、編者は自ら以て聊か慰むることが出來るであろふ、尙ほ附言し置き度いことは此等記錄の編纂をなすに當り豫定の如く順序正しく叙述することを得なかつたことである即ち普通の塲合に於てはA.B.C.又はイ、ロ、ハ、順として記載するのが當然であるけれど種々な事情があつた爲め此單純なる編輯さへ全ふることが出來なかつたのは讀者をして多少の不便を感ぜしめ、又紳士諸氏をして多少不快の情を起さしむるかも知れない然し是が爲め吾人の計畫した紳士錄編輯の目的に對しては何等の故障を來すべき筈はあるまいと思ふ、紳士錄を編纂すに當り聊か所見を陳述し以て其の緒言とする、是れ又理由なきにあらざるべしと信ずるが爲である。



在米日本人紳士錄

はしがき

在米日本人紳士錄と稱するよりも在米國東部日本人紳士錄と名くる方が適當であろふ、何とあれば此記錄に綴つた諸氏は紐育市を中心とせる人々であるからである、否な此等紳士錄中九割九歩迄は在紐育同胞であるから、之を其實質から名くれば紐育在留日本人紳士錄と稱すべきが當然であるかも知れぬ、然り而して在紐育紳士錄中には重立ちたる人々を網羅せんと試みたが編者が紐育市に新參なるがため總ての紳士諸氏と親しくアツクエントするの機會に接することが出來なかつたこと、隨つて此等の人々の過去現在又は將來に於ける幾多の實驗談や抱負等に就て充分なる材料を徵集し得ることが出來なかつたと云ふ理由の下に、折角企た紳士錄も實を申せば編者が接觸し得た範圍の人々に限定せらるゝに至つたのは、誠に遺憾の極みである、けれど是れも亦止むを得ざる次第である、故に紳士錄の內容を簡明に窺へば、紐育市を中心として事業をなしつゝある日本人社會の內で重立つたる人々、然かも此の重立つたる人々の中にも編者が多少なりとも親交を結び得た人々に就てのみ、其れ等の經歷を綴り、且つ短評を加ふるに過ぎない、だから此の紳士錄は紐育在留日本紳士の全部にあらざるは勿論のこと、例令記述された人物中でも或は多少の誤報はありはすまいかと云ふ一點に就ては編者の頗る憂となす處で有る、されば若し此等の記述に就いて名士諸氏の面目を損し又は名譽を傷くるが如きことありとせば、編者は其等の誤謬と代償とに對して及ばずながら全責任を擔ふてそれを改

米國關稅改正稅率

アンダーウード氏關稅改正案は去る五月上旬二百八十壹票對百三十九票を以て通過したり、今回の改正案は大英斷を以つて輕減を加へたるものなるを以て當業者の反對少からず殊に羊毛の即時無稅となし砂糖を三年後に無稅となすの二點は强烈なる反對ありしも遂に何等の修正を見るに至らざりき、而して下院を通過せる改正稅率は上院に廻附せられたるが上院に於ては九月上旬に至り幾多の修正を加へ大多數を以て通過したり然るに上院の修正稅率と下院の改正稅率とは三百餘點の稅率相違を見るに至りたれば目下兩院より成る交渉委員會に於て協議中なるが本項〆切迄に確定せるものにして本邦重要品に對する稅率は左の數點なりとす、

品名	新稅率	
生絲		無稅
羽二重	從價	四割五分
絹織物	同	同
絹製手巾		
緣取	同	五割五分
無緣取	同	五割
花莚	壹平方碼	二仙五厘
製茶		無稅

米		
玄米	毎壹斤	八分の五仙
精米	同	壹仙
麥稈眞田		
漂白したるもの又は染めたるもの		壹割
漂白せざるもの又は染めざるもの		壹割五分
樟腦		
粗製	毎壹封度	壹仙
精製及人造	同	五仙
清酒		二割五分
硫黄		無稅
豆類		無稅
刷子	從價	三割五分
木製品	從價	壹割五分
醤油		二割五分
落花生		
殼を去らざるもの	毎壹封度	四分の三仙
殼を去りたるもの	同	八分の三仙
拔絲細工(テーブルクロース)	從價	六割
陶器		
有飾		五割五分
無飾		五割
磁器		四割
圖書		六割

當國への輸入確數は知り難きも當地茶業組合の作製せる統計によれば錫蘭茶の激増殊に錫蘭綠茶の去る千九百十年四十八萬壹千九百七封度より千九百十二年百三十七萬ポンドに躍進したることは綠茶供給國として本邦當業者に對する一警報として深く今後の成行に注意するの要あるを見る。

▲羽二重(其他の絹織物を含む)

本邦羽二重貿易の不況は未だ全く其の氣配を恢復するに至らず本年本邦品の需要額は更に百萬弗臺に減せり之れを千九百九年に比すれば約六十萬弗の減額あり是れ單に本邦品のみの不況に非らず一般絹物の不振に基くものなり然れども從來當國市場にて外國羽二重を壓し來りたる米國製絹綿並に絹シルケット交織品に對する當國人の嗜好衰退し再び純絹織物の需要增加の傾向を來し且つ從前に比し稍重目物の使用に傾けるやの觀有りて本邦產羽二重の前途に多少の曙光を認めたる點なきに非らずと雖も未だ必ずしも樂觀するの期に達せざるものに似たり。

▲有飾陶磁器

千九百十二年度本邦有飾陶磁器の輸入額は百廿三萬壹千四十二十六弗にして昨年より約壹萬弗の減額、五年前千九百八年に比し約貳拾貳萬弗の減額あり之れを既往を照すに千九百二年の七十壹萬弗以來漸次增加し千九百七年には二百萬弗に垂んとするの盛況に達し次年千九百八年の百四十四萬弗より漸次低下せり蓋し米國への本邦品就中幾多の實用工藝品中陶磁器は從來先づ健全なる發達をなしつゝ有りたるものにて其の減少を來しつゝあるは他なし千九百六、七年の好況に乘じ急激なる膨脹をなし不適當品の荷嵩を生じたるに因る、元來本邦陶磁器は模樣、意匠の點に於て暫時當國人の好奇心に投じたるも千偏一律の技術は漸次嫌惡を來し加ふるに生地の脆弱なるは實用品として不向ある點あるが爲めなり。

▲絹衣(衣料品を含む)

本項に該當する本邦品は即ちキモノと稱せらるゝものにして婦人用實用向(屋內用)として又寢卷及夜會用、觀劇用として着用せられ從來本品は絹物業者及織物業者に於て副業の如き考を以て賣捌き且つ單に色合摸樣のみに留意し身巾を廣くし裾捌を寬にしたる丈にして米國婦人の嗜好に適合する樣襟裾緣の形狀及裝飾を閑却したるの觀有り本品は今後大に需要を增加するの餘地有り。

む)、絹レースたよび刺繍品、各種金屬製品、綿レース拔糸細工品、扇子、團扇類等一般の工藝品は漸次發達の途にあるも本邦品に對する粗製濫造、模樣意匠の一律なる惡聲は未だ全く全國市場より脫すること能はず一時盛況を見たりしリチン加工品のレース、緣飾、刺繍品等が漸次衰退しつゝあるも主として此の理由に基くなり、生絲は頗る活躍を呈し最近三年間の增額二百萬弗に達し千九百十二年は前二年度に比し僅々六萬七千弗の增額あるも最近當國人の絹物に對する嗜好變遷の結果本年より千九百十三年に亘り生絲市場頗る好望を以て豫想せられ居れり、茶に至りては概して順調あるも印度錫蘭綠茶の當國市場に於ける好評は戒心を要すべし。

▲生　糸

本邦對米貿易の大宗たる生糸は漸を追ふて輸入增加し千九百十二年は前年に比し六萬七千弗を增し千九百十年即ち三年前に比し三百五十三萬五千六百二十七封度價格に於て七百二十一萬二千五百五十壹弗の增加を見たり、次に米國に輸入する生糸全體に就て之を觀察するに千九百十二年は前年に比し五百五十四萬弗數量七十七萬封度を減せり是れ蓋し歐洲の重なる生產國即ち伊、佛兩國產の輸入減少に職由するものと認めらる面して其の減退の原因は本邦產に比し糸價頗る高價なりしと當國機業界の沈靜なりしに因る就中伊國產糸は反物として染上げ不良なるが爲め廉價なる日本產糸之れに代るに至り著しく佛國品の消費高を減せり廣東糸は橫糸に使用のため十五デニール物の需要好況を呈したるも昨年末に至り二十四デニール物の需要杜絕したるにより打擊を受け又同國產柞蠶糸は過去三年間需要を增加し來りたるも繭紬ハ流行一變したる爲め不況を呈するに至れり而して近來當國人嗜好の純絹製品に傾きたるため生糸市況逐日景氣付き近年稀れある上向相場を示したることあり而かも糸價は今後多少の高低あるべきも其の昂騰は一時的の釣上げ又は思惑相場的に非ずして全く前顯理由に基く大勢なるが如し。

本邦生絲當面の競爭品は支那產にして最近數年間は四百萬封度乃至五百萬封度の輸入額を上下し居るも漸次改良の機運に向ひつゝあれば將來米國生絲市場に於ける本邦產糸の競爭品として今より考慮を附ふるの必要あるべしと思考せらる。

▲茶

米國に輸入する茶の內英國よりの茶は概ね印度及錫蘭茶に屬し加奈太よりの茶は日本よりの茶を第一とし印度錫蘭茶之れに次ぐ、本邦茶、印度錫蘭茶、支那茶の

パラヒン	七七七、七九〇	五一七、三一六
石鹸	三七、三四六	二二、〇四四
酒類（價格	六八、八三七	八、〇五〇
酒類（數量	九、〇四五	九、三九〇
砂糖（精品）	六〇、九九四	一二、四六一
錫製品	三、一〇八	二、〇五一
煙草		
未精品	三八、三三〇	四三四、八九二
製品	三、八六六	五、五壹九
野菜類	九、七二六	九、四七六
木材類		
板及角材	壹三二、六四七	壹九〇、七二三
其他	壹壹八、七九九	八九、二五〇

(七)最近三ヶ年間合衆國に於ける日本品輸入貿易狀況

本邦工藝品は日露戰爭後北米合衆國市場に於て目覺ましき實行を見たるも往々粗惡品の紹介せらるゝありて本邦品に對する不評判を惹起し日本品歡迎熱の冷却と共に需要著しく減少し殊に恐慌の年を迎へて日本貿易殊に米國に對する本邦輸入貿易不活潑の狀態を呈したるも千九百十一年に至りては當國市場漸く景氣を回復したる爲め本邦品の輸入額七千八百萬弗に達し千九百十二年には更に八千萬弗に上れり。

其中生糸、茶及銅の三大重要商品の輸入割合は毎年輸入總額の七割乃至八割を占め其の殘額は主として各種本邦製造工藝品の輸入額と見て差支なし今試に毎年の本邦品輸入全額とそれより生絲、茶及銅の計數を控除したる金額とを對照すれば左表の如し

年次	本邦品輸入總額	三大商品以外輸入額 (概算千弗以下省略)
一九〇九	七〇、三九二、七二二	壹四、四六七、〇〇〇
一九一〇	六六、三九八、七六壹	壹六、八四壹、〇〇〇
一九一一	七八、五二七、四九六	壹九、九五六、〇〇〇
一九一二	八〇、六〇七、四六九	二壹、二〇九、〇〇〇

之れに依れば我が工藝品は米國市場に於て漸次發達しつゝありと推定せざるを得ずして千九百九年より千九百十一年に至る三年間に於て重要本邦輸入品中減退を示せるは銅、羽二重、花莚、木蠟の四種に過ぎず銅は廿壹萬弗、羽二重は五十萬弗、花莚九十貳萬弗、木蠟は二千弗の減退を示す就中羽二重たよび花莚は當分復活の望みなしと稱せらる、現に千九百十二年には羽二重八十萬弗、花莚百二萬弗に低下せり、異常の發達をなしつゝあるは麥稈眞田（其他の製帽材料を含む）、ブラッシ類、麥稈細工たよび玩具にして麥稈眞田は僅々三年間に倍額以上、刷毛は八割三分、麥稈細工品は三倍強、玩具は五割の增進を示す其他陶磁器、リチン加工品、各種加工木（木製品を含む）、絹衣（各種衣料品を含

化學藥染料藥材		
ライム	一五四、四六九	一三五、九三一
藥品	三三、四三六	三〇、七七〇
其他	二五八、九一八	二八四、一二一
時計類	五七、六三六	七五、八〇三
棉花及綿製品		
棉花 價格	二、八〇四、四四九	三五、一八二、〇九二
棉花 數量	一六、三六一、九〇一封度	二四〇、四六七、一四四封度
綿布	三三、五四四	五四、五七〇
其他	一〇二、四二九	六八、七三八
肥料		
燐鑛	五五七、八五〇	六五三、〇四〇
其他	五〇、七一八	六三、四〇七
魚類	一〇、三〇二	五〇、六九九
護謨製品	四一五、一二八	二五七、八五三
インキ	五五、〇九〇	一九、二六一
電氣、科學用品	九七七、〇四一	五七七、七五七
鐵鋼及製品		
條鋼	八四、八七七	四四九、三三五
軌鋼	一、四六七、三三七	一、一一八、九四二
板鐵	一、〇三六、九〇四	三、三二五、三七七
建築用鐵鋼	四七六、七二七	八〇七、八〇六
建築用金物及大工道具	一八五、三一八	二六九、四二四
線鐵	一三三、四三二	二四九、九九一
電氣機	一、三〇七、一一七	九四一、四一三
洗濯機械	一〇〇、〇七六	八、六〇八
金屬工機械	二三六、七三三	一三三、五四六
採鑛機械	一三一、三〇八	一八九、七九三
喞筒	九〇、九九三	一七〇、九〇二
冷藏用機械	五四、五四三	一一六、四〇九
裁縫機械	二四〇、〇七二	一八七、六九三
蒸滊機關及附屬品		
滊鑵車	三九五、〇五四	一三八、五一一
其他	一三六、四四三	一一七、三二五
其他の機械及附屬品	一、四二四、八〇〇	六九八、四八五
釘類	一、一一三、四九六	一、三七五、八五二
管鐵及裝具	九四四、八六五	一、〇六五、九一一
其他の鐵鋼	五三二、〇八九	四九、七三七
鉛及製品	二、七八六	三、八五六
皮革及製品		
底皮	九八三、八四一	五二五、七三八
上皮	一六八、五五〇	一五八、〇四四
其他	一二、三五六	七六四、〇一二
皮革製品	八、五八八	一二、〇五七
肉類	四〇、九八二	二三二、二二〇
船用塗料	一八二、二八三	二八三、四八五
精製鑛油品		
石油	三、一二六、〇二〇	五、一八九、〇一〇
機械油	五三一、二六三	五六四、〇三五
其他	四三、一五六	六四、〇五〇
紙類		
書籍地圖	九二、五四五	一〇二、六九九
印刷料紙	一四一、四二九	六四、三三七
其他	七九、五〇〇	八二、一四三

魚類		
鑵詰、塩漬	一九八、五〇五	二二六、八七六
海老及貝類	四四〇、三七七	五二八、一九九
鮮果及殻果		
落花生	二九一、三二〇	三二二、〇一三
其他	三二二、二四三	二二二、七三七
頭髪	二二二、二九八	一八、九四〇
帽子及原料品		
原料品	一、二九二、〇九九	一、三七〇、九七〇
帽子	一六一、五六八	六一三、七一四
象牙製品	一五一、一一二	一一四、三〇九
花莚	一、一〇三、六六一	九二〇、九九四
金属製品	二五八、五五三	二五七、七八三
植物性油	五七五、九九一	七四八、九六三
紙及製品		
書籍、地図	九二、二一二	九八、五四二
壁紙	一一八、五七七	七八、九四九
其他	二四一、〇二二	二六〇、九四二
植物	二六五、九六三	二三八、〇一九
絹物類		
生絲 価格	四七、二四八、三四七	四七、三一六、三三一
生絲 数量	三、八八六、三〇一封度	四、四九三、一三一封度
屑糸	八八、一九二	二五五、六五六
衣料品及羽二重	二、〇〇九、七四八	一、八二三、九一二
レース及刺繍類	二八二、九五四	二七八、一六七
衣服	三一三、三五四	四八〇、七二八
其他	四〇五、四五四	四八〇、七二八

薬品及香料	四一、六一二	一〇一、四六〇
酒類	三二四、五七七	三九三、八六八
麦稈真田	四四五、七三五	五七二、六六四
茶 価格	九、二七二、八二八	九、二一三、四〇二
茶 数量	五二、九九八、一九九封度	三三、七四七、三八六封度
玩具	二九五、六四一	三二四、四三〇
野菜類		
豆類	二七六、五〇六	三一一、九九一
漬物及醤油	三二〇、〇〇〇	二九三、四一四
其他	二五六、七三三	三〇〇、七四五
木材及製品		
材木	四九五、九八五	五一七、八五五
其他	四二四、六八九	六五二、〇三七

▲米国品輸出額（日本へ）

品目	一九一一年 弗	一九一二年 弗
農具及附属品	二二二、三二四	六三、三一〇
ブレッドスタッフ		
小麦	一、七四四、四六九	六〇四、五〇四
麦粉	一、七四五、五九六	二、七五〇、四〇五
其他	四五八、三九七封度	七一六、三四七封度
車輌及其他の運搬器		
客車及貨車	四〇三、七九〇	三五八、三七六
自転車及モートル同附属品	一九、八四八	三八、五三八
其他	七二、四二二	一九七、二二七

一九一三	九一、六二三、〇〇〇	五七、七四一、〇〇〇

米國の大市場は歐洲に在り其の輸出貿易に於ては千九百十三年度總額廿四億六千六百七十萬弗中日本への輸出額は五千七百七十四萬弗なれば到底比較にならずと雖も米國の東洋輸出は全額に於て一億三千三百四十五萬弗餘に過ぎざれば日本への輸出額は其の四割三分二厘を占め日本は東洋に於ける米國品の最大需要國たるなり。

即ち米國の對日本輸出貿易は總輸出額の僅かに二分三厘弱に過ぎざれども輸入貿易に於ては千九百十三年度の米國總輸入額十八億千二百萬弗に對し日本よりの輸入額九千百六十餘萬弗にして其の割合五分强、生絲、茶、銅製品、絹物等の輸入國として稍重要なる地位に在り、今左に日米貿易に關し最近二ヶ年間に於ける輸出入額の統計を示さん

▲日本品輸入額（米國へ）

品目	一九一一年（弗）	一九一二年（弗）
美術品		
廿年以上の古美術品	八八、三〇二	一〇三、八〇五
其他	五、〇二三	六、九八二
骨及角製品	一二、四三一	四、七八六
ブレツドスタフト		

米	一、三二四、五一三	一、六一五、五五三
其他	七四、九一三	七〇、六四四
ブラシ類	七三六、七八一	六〇二、九二三
ボタン及附屬品	一四、四八六	二一、六八四
化學藥染料		
粗製樟腦（價格）	一、〇四三、〇一〇	六八二、一〇八
粗製樟腦（數量）	三、四四六、一一三封度	二、一五二、九三六封度
精製樟腦（價格）	一四七、六〇二	九一、三一八
精製樟腦（數量）	四四一、七三三封度	二四四、〇四七封度
硫黃（價格）	二四三、九九八	三三一、七八九
硫黃（數量）	一八、七〇五噸	一九、二七九噸
其他	三九五、七〇八	四七五、五七二
石炭	五〇、八二四	五七、九三一
銅及製品	二、一七〇、四〇三	二、八六七、九五五
綿製品		
綿布	一四三、二五一	一八〇、九八五
レース及刺繡品	二二五、四四七	三一七、七〇五
綿屑	一一二、七三七	三七、七三七
其他	一二一、四七九	一、二三一、二三六
陶磁器類	一、二四一、三七六	一、二三一、五〇七
扇子及團扇	一一一、七〇三	一一六、九八〇
鳥毛類	一五、〇七八	二三、一一八
植物性纖維類		
レース及刺繡品	一、〇八三、八五〇	一、四五〇、〇八九
其他	九二、六八六	七九、三四九

支那	二九、五七三	三九、〇一〇
露國	二二、一一〇	二九、三二五

要之米國外國貿易上に於ける日本の地位は其の輸出入両方面に於て第八又は第九位に在り餘り重要ある國と看做す能はず、然れども日本の外國貿易に於ける米國の地位は極めて重要のものにして殊に其の輸出貿易に於ては日本の總輸出額の三割乃至三割五分は米國への輸出にして日本輸出國中常に米國が其の第一位を占め支那に對してすら九千萬圓に達せざるに米國へは一億八千三百萬圓の巨額を輸出するなり、以て日本の貿易と米國との關係が如何に重要なるかを窺ふに足らん。

(十六) 日米貿易の趨勢

日米貿易の趨勢を見るに日本より米國への輸入は年によりて多少の高低なきにあらざれども大體に於て其の輸入價額も其の輸入品種目も年々増加進歩しつゝありと云ふを得べし即ち千九百四年に米國が日本より輸入したる總價額は四千六百五十三萬餘弗に過ぎざりしが其の後五年を經たる千九百八年には六千八百九十一萬餘弗に増加し更に其後五年を經たる千九百十三年度に於ては九千六十三萬餘弗と云ふ空前の輸入價額を示すに至れり。

米國より日本への輸出額は年によりて多少高低あり千九百五年(明治卅八年)日露戰爭の影響として鐵機械類其他の需要非常に増加し五千百七十餘萬弗と云ふ空前の輸出額を示したりしが其後機機類鐵道用品建築材料等獨逸品の競爭を受け其の輸出額を減じ千九百九年には二千六百六十九萬弗に減じ更に千九百十年には棉花輸出額に減少を來せしが爲め更に下りて二千百九十六萬弗に減じたりしも千九百十一年に至りては米國工業界漸く活躍し來れると棉花の輸出額舊に復したるとによりて日本への總輸出額三千六百七十二萬餘弗に上り更らに千九百十三年に於ては五千七百七十四萬弗の輸出を見るに至れり、今左に過去十ヶ年間の日米貿易輸出入統計を示さん

年度	日本より米國へ輸入 弗	米國より日本へ輸出 弗
一九〇四	四六、五三七、四七八	二四、九八〇、四二一
一九〇五	五一、八二一、六二九	五一、七一九、六八三
一九〇六	五二、五五一、五二〇	三八、四六四、九五二
一九〇七	六八、九一〇、五九四	三八、七七〇、〇二七
一九〇八	六八、一〇七、五四五	四一、四三二、三二七
一九〇九	七〇、三九二、七二二	二六、六九一、六一三
一九一〇	六六、三九八、七六一	二一、九五九、三一〇
一九一一	七八、五二七、四九六	三六、七二一、九〇六
一九一二	八〇、六七七、〇〇〇	五三、四七八、〇〇〇

佛蘭西	一三五、三八八	一四六、一〇〇
和蘭	一〇三、七〇二	一二五、九〇九
伊太利	六五、二六一	七六、二八五
キユバ	六二、二〇三	七〇、五八一
白耳義	五一、三八七	七六、八四五
日本	五三、四七八	五七、七四一
亞爾然丁	五三、一五八	五二、八四九
墨國	五二、八四七	五四、五七一
濠洲	三九、二六〇	四三、三五一
ブラジル	三四、六七八	四二、六三八
支那	二四、三六一	二一、三二六
露國	二二、七二三	二六、四六五
英領印度	一五、六二八	一一、〇四〇

即ち日本への輸出額は第九位に在るあり。

米國の外國貿易中其の輸入額は十八億千二百萬弗にして、半製品輸入は客年度に比し二割二分增額せり左に統計を示さん

品種	一九一二年	一九一三年
食料品		
未製品及動物	二三〇、三五八千弗	二一一、四五八千弗
全製品	一九六、一〇〇	一九四、六八〇
製造原料品	五五五、九八六	六三三、二二四
同半製品	二九三、七三九	三四八、八八六
同全製品	三六〇、〇一八	四一〇、六〇八
雜品	一七、〇六一	一四、一二〇

本年度米國の輸出貿易に亞細亞地方に對し不振なるに反し亞細亞地方より米國への輸入貿易は客年に比し正に二割二分の增進を示し居れり、是れ日本よりの輸入額一千百萬弗、支那より約一千萬弗の輸入增額を見たるが爲めなり。

地方別	一九一二年	一九一三年
歐洲	八一九、五八五千弗	八九二、八六六千弗
北米	三三四、〇七二	三六一、九四三
南米	二一五、〇八九	二一七、七四七
亞細亞	二二五、四六八	二七六、四五二
太洋洲	三六、四六四	三七、五四三
亞弗利加	二二、五八五	二六、四二五

更らに列國よりの輸入額を比較して統計を示さば次の如し

國別	一九一二年	一九一三年
英國	二七二、九四〇千弗	二九五、五六四千弗
獨逸	一七一、三八〇	一八八、九六三
佛國	一二四、五四八	一三六、八七七
ブラジル	一二三、八八一	一二〇、五七一
キユバ	一二〇、一五四	一二六、〇八八
加奈太	一〇八、八一三	一二〇、五七一
濠洲	九、六〇六	一〇、九五六
日本	八〇、六〇七	九一、六三三
墨國	六五、九一五	七七、五四三
英領印度	五〇、九四八	六七、九三六
伊太利	四八、〇二八	五四、一〇七
白耳義	四一、六七七	四一、九四一
和蘭	三五、五六八	三八、一八〇
亞爾然丁	二九、八四七	二六、八六三

一九〇六年	一、七四三、八六四	一、二二六、五六三	二、九七〇、四二八	五一七、三〇〇
一九〇七年	一、八八〇、八五一	一、四三四、四二一	三、三一五、二七二	四四六、四二九
一九〇八年	一、八六〇、七七三	一、一九四、三四	三、〇五五、一一四	三六六、四二九
一九〇九年	一、六六三、〇一一	一、三一一、九二〇	二、九七四、九三一	三五一、〇九〇
一九一〇年	一、七四四、九八四	一、五五七、八一九	三、三〇二、八〇四	一八七、一六四
一九一一年	二、〇四九、三二〇	一、五二七、二二六	三、五七六、五四六	五二二、〇九四
一九一二年	二、二〇四、三二二	一、六五三、二六四	三、八五七、五八七	五五一、〇五七
一九一三年	二、四六六、七六〇	一、八一二、〇〇〇	四、二七八、三八〇	六五三、一四〇

即ち本年度貿易額は十年前に比し七割四分、五年前に比し四割三分の進歩を示し居れり、而して本年度の歐洲に對する貿易額は二十三億七千百萬弗にして米國貿易全額の半部以上を占め、北米諸國は九億七千九百萬弗、殘額九億二千五百萬弗は亞細亞、南米、太洋洲及び亞弗利加に於て分配することゝなれり。

米國輸出額二十四億六千六百七十六萬弗の內製造品の輸出額十五億萬弗即ち輸出總額の六割二分に上り居れり、今左に過去二年間の輸出品種目及び其の價格を記さんに

品種目	一九一二年度	一九一三年度
食料品		
未製品及動物	九九、八九九千弗	一八一、六九三千弗
全製品	三一八、八三八	三二〇、四〇一
製造原料品	七二三、〇〇八	七三〇、九六三
製造半製品	三四八、一四九	四〇八、九九二
製造全製品	六七二、二六八	七七八、〇〇八
雜品	八、九五五	八、四四七

而して昨年に比し輸出額の著るしく增進せるは北米地方にして一割九分を首とし南米及太洋洲の各九分八厘の增額之れに次げり、亞細亞地方は客年度三割八分の增額あるに反し本年度は約二百萬弗の輸出額を減退せり是れ日本に對して四百萬弗の增進を見たるに拘らず支那に對し三百萬弗、英領印度に對し四百萬弗を失ひしに基くものなるが爲めなり。

次に米國輸出國に就き觀察せんか英國は依然米國絕交の顧客にして五億九千七百萬弗を輸出せり、我が日本へは五千三百四十七萬八千弗を輸出せり、今左に各國への輸出航計を示すべし

國別	一九一二年	一九一三年
英國	五六四、三七二千弗	五九七、一五〇千弗
加奈太	三二八、二五七	四一五、二六〇
獨逸	三〇六、九五九	三三一、六八四

煙草に在りては全輸入額二百三十萬兩中米國は九十六萬兩にして第一位を領し、日本は十六萬兩にて第三位に在り、右の如く煙草は米國は日本に比し遙かに優勢なるも卷煙草は日本の勢力彼を凌駕す。

機械輸入を見るに千九百十年には清國全輸入額凡そ一千百萬兩に上り內英國は第一位にありて四百萬兩を供給し日本は百萬兩を供給し米國は七十萬兩を輸入したり、翌千九百十一年に於ては全計額七百萬兩の內英國は四百四十萬兩、日本は五十萬兩、米國は四十萬兩に止まれり。

之を要するに叙上の如く我國は支那輸入貿易上綿製品煙草及機械等の品目に於て現今米國品と少からざる競爭を生じ動もすれば我國は米國に比し優勢を示しつゝあるも一朝巴奈馬運河の開通に會し米國が對支那貿易上に於ける從來の不便なる商路を棄て新運河の有利なる航路によりて通商を開始せば米國品は玆に尠からざる利便を得て歐洲品に對しては勿論、巴奈馬の利益を受くる我國生產品に向つても競爭上一層有利なる地步を占むべきは明かなり、而して我對支貿易上其の影響を受くるあとの最も大なるは上記綿製品中シーチング雲齋布、煙草等に若くものあらざるべく又我國を中繼せる機械貿易も新運河開通の影響を感ずるに至らん、然りと雖も我綿製業者の如きは亦巴奈馬利用により原料輸入下の恩惠を享くるを以て米國同業者に比せば或は巴奈馬利用に因る恩澤の厚薄遠く及ばずと雖も然かも之れを英國、印度及び歐洲同業者に比すれば更に有到なる地位に進むを以て假令米國品により惡響を受け多少失ふ所ありと雖ども歐洲及印度品に比すれば巴奈馬の爲めに好響を受くる所以にして即ち對支那貿易上に於けるも巴奈馬運河の開通により結局有利なる地位に立つに至るべきなり。

（五）米國の外國貿易と日本

一千九百十三年度に於ける米國の外國貿易總額は四十二億七千八百三十八萬弗に達し米國未曾有の貿易額と稱せられ、千九百十二年度の總額を超過すること實に四億二千七十九萬弗にして輸出超過額亦六億五千三百十四萬弗を見るに至れり、今左に最近十年間の輸出入貿易比較表を示すべし(備考、金額表は千弗を單位とす)

年度	輸出	輸入	總計	輸出超過
一九〇四年	一、四六〇、八二七	九九一、〇八七	二、四五一、九一一	四六九、七三九
一九〇五年	一、五一八、五六一	一、一一七、五一三	二、六三六、〇七四	四〇一、〇四八

吾人は更に進んで支那に於ける輸入品中日本及米國が互に競爭の地位にある商品は就て少しく研究する所あらんとす。

綿織物は清國輸入品中重要なるものにして亦日本及米國よりの輸入品中にありても第一重要なるものなりとす、今重要輸入國より輸入せられたる高を見るに左表の如し

支那に於ける綿布輸入額

國名	一九一一年	一九一〇年	一九〇九年
	千反	千反	千反
英國	九、九二九	六、五一一	一〇、六九一
米國	二、〇〇二	一、三八五	三、六九一
日本	二、三五二	二、三八九	一、三九六
印度	五五四	一四七	一三三
全額	一六、八〇七	一一、一九五	一六、八七六
	千兩	千兩	千兩
全計價額	六三、九一六	四〇、九六五	五三、〇三〇

右表に示す如く千九百九年に於ては英米日印の順序なりしが翌千九百十年に於ては俄然として日本綿布の發達を示し遙かに米國を凌駕し英米日印の順序となり、千九百十一年即ち明治四十四年に於ては日本は少許の減退を告げ米國は著るしき增進を告げたるも尚日本は米國に比すれば三十五萬反の多額を供給し米國に對し優勢の地位を占め居るを見る。

尚其の品目に於て之れを見るに最も衝突を來すはシーチング及雲齋布なりとす、即ちシーチングの清國輸入は殆んど日米兩國之を占むると云ふも過言にあらず、千九百十一年に於て日本は百六十一萬反其價額五百七十二萬兩なるに米國は百三十萬反價額五百四十三萬兩にして兩國の勢力相匹敵す、雲齋布に於ても日米品は相競爭的態度を持して印度英國等に比し遙かに優勢を示しつゝありて千九百九年には我の百九十萬兩に對し米は三百八十萬兩を輸入したりしが翌年に至りて我國は急激に發展し四百二十萬兩に上れるに反し米國は却て衰頹百五十萬兩に下れり一千九百十一年我國は三百五十萬兩にして米國は二百三十萬兩を輸入したり、然しながら綿フランチルに在りては現今支那全輸入額二百萬兩內外にして未だ大なりと云ふを得ざるも米國は約其半を供給し日本品は僅々一割に達せざるの有樣にして日本の勢力甚だ微弱なり。

卷煙草及煙草は支那輸入品中重要なるものにして亦日米兩國競爭の存する所なり、即ち其の輸入を見るに卷煙草輸入價額は七百七十萬兩、煙草は二百三十萬兩なり、先づ卷煙草は英國の輸入額最も多く其價額全體の七分の四を占め日本は全體の一割米國は六分を占め即ち其の金額は日本七十九萬兩、米國四十二萬兩あり、

何に重要なるかを知るに足らん。

顧て米支貿易を観るに米支貿易は日支貿易の發達に反して近年寧ろ不振の裡に陥りつゝありしも巴奈馬運河開通の曉に至り米國は從來の蘇士運河に由るの不利を除去し得るを以て彼の新進氣鋭の米國商業家は玆に厥起して忽ち對支貿易の不振を挽回し外國品に對し盛んなる競爭を惹起し來るや炳焉たり、而して米國品の勢力增加により歐洲各國齋しく其の利害を蒙るべきや勿論なるも特に我對支貿易は爲に尠少ならざる影響を受くるを疑はず、先づ其の影響如何を論ずるに先だち請ふ少しく對支貿易上に於る日米の位置を撿せん、即ち最近稅關報告に基き各國よりの對支輸入價額を掲ぐれば左の如し(兩は海關兩あり)

國名	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年
	千兩	千兩	千兩
全計	四三〇、〇四八	四七六、五五三	四八二、五七五
香港	一五〇、四七一	一七一、四六五	一四八、二四九
英印	四〇、四三三	四三、九五八	三七、〇三四
英港	六八、二二九	七〇、九四九	八九、九九七
獨國	一五、一八八	二一、三六七	二二、四五六
白國	一〇、八五八	一一、五五〇	一〇、八六七
日本	五九、九七五	七六、七五五	七九、五〇六
米國	三二、六〇六	二四、七九九	四〇、八二二

右表を見るに一千九百十一年中の總輸入額四億八千二百萬兩に上れるが中最も重要なる地位を占むるは香港にして一億四千八百萬兩を占め英國八千九百萬兩、日本は第三位を占め七千六百萬兩、米國は第四位にありて四千萬兩なり、但し香港よりの輸入額は内地より一度香港に輸出せられ再轉して内地に輸入せらるゝもの及外國より香港に入り更に香港より支那に向て輸入せらるゝもの頗る多く實際香港品たるは其の一小部分に過ぎざるなり、故に支那輸入品の第一供給國は英國にして、日本第二位、米國第三位の順序なり、而して米國輸入額を我國よりの輸入額に比すれば兩者の間著るしき懸隔あるを見る、數年前に遡りて四十二年を見るに我が五千九百萬兩に對し米國は三千二百萬兩、翌四十三年に於ては我七千六百萬兩に對し彼は二千四百萬兩、四十四年に至り米國は急激なる增額を示せるも尚且つ我國の約半額に止まれり、右の如く米國の支那に對する輸入貿易は我對支那貿易の優勢なるに到底比肩し得べくもあらず、之れ蓋し現在に於ては米國は其の商路に於て運賃高き船車交用便によるか日子を要する蘇士經由に由るの外なく距離上に於て非常に不利益ある位置にあるが故ならん。

(四) 運河開通後の日米商品

羽二重	二八九	三、七九四	二九六	三、九一七
花莚	—	二、九六四	—	三、三一二
眞田	六、八六五千束	一、一二七	二、一三三千束	二、一六八
銅	一四、〇二四	五、七一九	一四、九八一	五、八〇七
陶磁器	—	二、一三六	—	二、一六二
絹手巾	三〇七千打	一四五	三一〇千打	一五三
屑絲	六、九七五千斤	七、一八五	七、五〇六千斤	八、四一七
樟腦	七〇三	五九六	一六九	六九一

次に米國よりの輸入品を見るに主として我國工業に要する原料品及工業發達に要する材料にして中に就て棉花は第一位を占め其の價額二千九百萬圓に達し、次に石油は九百萬圓以上諸機械六百萬圓、鐵材類六百萬圓に上り、其他小麥(三百萬圓)、小麥粉、コンデンスドミルク、革類、材木、鐵道用諸車等何れも百萬圓以上を輸入し我輸入品中重要なる品目なり、即ち米國より我國に輸入する重要品の最近二年間に於ける數量價額を擧ぐれば左の如し

種類	四十四年 數量	四十四年 價額	四十三年 數量	四十三年 價額
小麥	八四〇千担	三、四四八千圓	三五三千担	一、四九四千圓
小麥粉	二八〇	一、六二五	二一七	一、六二四
コンデンスドミルク	四一八千打	一、一九一	五一四千打	一、四七四
革類	二、四二六千斤	一、九六一	一、六七八千斤	一、五八七
石油	四三、〇〇四千瓩	九、〇一〇	四七、一四一千瓩	九、九五四
パラフィンワックス	三、一七〇七千斤	一、四四一	六、四五三千斤	七六八
棉花	一七三六千担	二九、二六八	四四四千担	一七、一九三
鐵釘類	三〇、八五六千斤	一、六八〇	二八、〇七四千斤	一、五五九
建築材電線支柱類	一六、三〇五	一、一三八	四、八九四	三三三
機械類	—	六、三一四	—	三、六二九
機關車客車貨車	—	一、一五一	—	二〇九
條竿板鐵	三三、四四四	二、四〇四	二一、七五三	九九三
筒管鐵	二五、九二四	一、五八一	二五、三五一	一、五五七
軌條	八二、二八六	三、三二九	一五、九四〇	五九八

(三)支那貿易上に於ける日米の勢力

支那は四億の人口を有する世界有數の大國にして然も無盡藏にして未開發なる富源を包藏し其の購買力も豐富にして前途有望なる好市場たるは今や世界の定論なり、而して世界商工業者の耳目は此の大國に向ふて集中し虎視耽々其の商權の擴張に腐心するや或は機會均等を稱へ或は門戸開放を叫び各國商品の競爭角逐は時時刻々倍熾烈を加へつゝあり、我國の如きは領土相接近し加ふるに同人同文の國然かも支那は我が輸出貿易上に於ける第二の華客にして明治四十四年に於て對支那輸出價額八千八百萬圓に上り四十三年の如きは九千萬圓を超へたるの盛況なりき、以て我が對支貿易が如

萬圓、佛蘭西の四千九百萬圓に比し米國は超然として第一位を占む、即ち對米貿易額は我全貿易額に對し優に二割餘に當る、更に其の內譯に就て之を見るに輸入八千百萬圓に對し輸出一億四千二百萬圓に及び之を我輸出貿易全額に對すれば米國は其の三割を吸收するの狀態なり、由是觀之米國は我輸出品の尤も重要なる市場にして同國市場の盛衰消長は我輸出貿易に至大の關係を有するのみならず延て我內國產業界に直接間接に重要なる反響を及ぼすものなるを知るに足るべし。今左に明治四十四年度に於ける我貿易價額を揭げ對米貿易の地位を知るに便せん

各洲に對する輸出入貿易價額

	輸出	輸入	計
	千圓	千圓	千圓
亞細亞	一七六、九一七	二一七、六〇〇	三九四、二一七
歐羅巴	一〇五、二八一	一九三、五六三	二九八、八四五
亞米利加	一四七、五〇一	八四、二六九	二三一、七七一
其他	一二、九五六	一三、四四二	二六、三九九
合計	四四七、四三三	五一三、四六四	九六一、二三九

諸國に對する輸出入貿易價額

國名	輸出	輸入	計
	千圓	千圓	千圓
英國	二三、八二四	一一一、一五六	一三四、九八〇
米國	一四二、七二五	八一、二五〇	二二三、九七六
支那	八八、一五二	六一、九九九	一五〇、一五二
佛國	四三、五七五	五、五一八	四九、〇九三
印度	二〇、三一六	九九、六九五	一二〇、〇一二
獨逸	一一、六八一	五六、四七三	六八、一五五
濠洲	八、一〇二	七、九二六	一六、〇二九

備考 對支那貿易額には關東州を包含せず。

米國に對する我が輸出する品目に比すれば重要品多く即ち生絲、茶、銅、羽二重、花莚、陶磁器、絹手巾、樟腦等は就中主要のものにして其の價額生絲は四十三年に於て八千九百萬圓に上り我が生絲全輸出價額の凡そ三分の二は米國に輸出せらるゝものなり而して之れに次ぐは茶にして其の價額一千三百萬圓にして全輸出額の九割以上を占め、銅四百七十萬圓即ち全額の四割に當り、羽二重は近年非常に減じたれ共三百七十萬圓即ち全額の一割二分を占め、花莚二百九十萬圓(八割)、陶磁器二百七十萬圓(五割)、眞田百百七十萬圓(二割八分)、米百萬圓(三割)、絹手巾七十四萬圓(一割七分)、樟腦五十九萬圓(二割)なり、今最近二ヶ年間の價額數量を擧ぐれば左の如し

種類	四十四年 數量	四十四年 價額	四十三年 數量	四十三年 價額
米	一四五千ポンド	一、〇九四千圓	一六五千ポンド	九九九千圓
茶	二九、四二四千斤	一三、三三〇	二八、五三三千斤	一三、九五五
生絲	九、九四四	八九、八八八	一〇、四一八	九二、三七六

第十一篇　日米貿易

(一)日米貿易の商路

現今日本と北米合衆國間の貨物輸送の徑路は二あり、一は太平洋上の滊船と米國大陸横斷の汽車とを交用して輸送せらるゝもの即ち船車交用便と、他の一線は印度洋を經て蘇士運河を經由し太西洋を横斷するもの即ち蘇士線之れなり、而して前者に於ては早きは二十數日遲きは四十餘日にして達するに反し後者蘇士線に於ては二ヶ月乃至三ヶ月の日子を費すを以て急速を要する貨物は多くは船車交用便によりて輸送せられ急速を要せざるものゝみ蘇士經由線に依るなり、而して船車交用便は其の運賃高くスエズ線は之に反し其の運賃低廉あり。

更に巴奈馬運河は右の二商路に對し如何ある關係を有すべきやと云ふに其の距離に於ては横濱紐育間は蘇士經由に比し三千五六百海里を縮減航海速力一時間十二浬の汽船に於て十二晝夜を節減するを得べし、加之巴奈馬經由線は太平洋の平穩なる洋上を航海するを以て印度洋の航海に比し保險料の低率なるべき理由あり亦蘇士航路に於ては新嘉坡以西の石炭價額比較的高價なるに反し巴奈馬航路に於てはアラバマ炭、ピッツバーグ炭を廉價に得らるゝの利益あり紐育、ニューオルリアンスに於て殊に然りとす。斯の如く巴奈馬經由線は蘇士經由線に比し幾多の利益あるを以て日米貿易の貨物は蘇士運河を去りて巴奈馬運河に由るに至るべきは明かなり、亦船車交用便に於ても巴奈馬運河により尠からざる影響を受くるに至るべきは疑を容れざる所にして尚之れに關しては後章に論ずべし。

(二) 我對米貿易の地位

明治四十四年に於ける我外國貿易は輸出品價額四億四千七百萬圓、輸入品價額五億一千三百萬圓を算し其の合計貿易額九億六千一百餘萬圓に及べり、而して之を洲別となせば對亞細亞の貿易額は最も多く三億九千四百萬圓を超へ、歐洲は之に次ぎ二億九千八百萬圓、亞米利加は二億三千百萬圓にして第三位に在り、然して對亞米利加洲貿易の二億三千百萬圓中北米合衆國が占むる所實に二億二千三百萬圓即ち九割九分以上に達するの有樣なれば即ち對亞米利加洲貿易と稱するも其實對北米合衆國貿易に外ならざるなり、而して其他各國に對する貿易額を見るに即ち支那一億五千萬圓、英國は一億三千萬圓、印度一億二千萬圓、獨逸の六千八百

ものなり立法權は三十六人より成る國會に屬す◎面積四萬九千二百方哩千九百百十年の人口六十萬人にして首府マナグワに三萬四千八百七十二人有り◎千九百十年の歲入は千五百拾八萬二千八百五十二紙幣ペソー歲出三千四百五十七萬三千百廿五紙幣ペソー也陸軍は現役兵四千人にして戰時には四萬人を召集することを得◎重要產物はコーヒー、バナ、にして又金の產出多し千九百九年の貿易額輸入二百五拾八萬三千二百五拾七金貨ペソー輸出三百九拾八萬七千四百廿八金貨ペソー

◎鐵道延長百七十一哩有り。

●巴奈馬(共和國)　千九百三年十一月四日哥倫比亞國より分れて共和制を組織す米國との巴奈馬運河條約は同年十一月十八日を以つて調印せられ運河一帶の地に對する絕對の主權を合衆國に附與し合衆國は償金一千萬弗を巴奈馬政府に支拂ふべきことを規定せり現大統領は博士パブロ・アロセメなり◎全國を山地、海岸地の二に大別し更らに海岸地は自然の地形によりて三個の平野となる面積三萬二千三百八十方哩人口凡そ四十一萬九千廿九人有り◎全國を通じて廣大肥沃の林野、牧畜に適する平野多くコーヒーは全國到る所に栽培せらる又魚族介類を多量に產し特に太平洋沿岸巴奈馬灣を以て產魚地の隨一とし巴奈馬灣內の眞珠列嶋には眞珠貝鼈甲等を產す◎貿易額は千九百十年に輸入二百六萬三千百六拾七磅なり◎國內の交通は巴奈馬コローン間の鐵道四十七哩を除くときは多くは水路に依るを以て從つて不完全の道路多し。

●コスタ・リカ(共和國)　千八百七十年憲法を制定す然れども屢ば改正を加へたるために千八百七十年より千八百八十二年に至る間は實際一の憲法なきに至れり立法權は代議院より成る國會に屬し行政權は大統領之れを掌る現大統領はリカードー・ジミチスなり◎面積二萬三千方哩之れを七大區に分つ千九百十年末日の人口卅七萬九千五百卅三人首府サン・ジョーセに二萬九千六百六十才人有り◎國敎は羅馬加特力教なれど亦信仰の自由を許す敎育は無謝儀强制主義なり◎千九百十一年度の歲計は歲入八拾萬五千八百六拾一磅にして歲出八拾萬千二百四拾一磅なり◎常備兵員凡そ九千八十七人にして戰時には十五萬人を徵集するおとを得るなり海軍は僅かに水雷艇、砲艦各一隻有るに過ぎず◎各種の農產物有りと雖ども就中コーヒー、巴焦實の產出最も多し千九百十年の貿易額輸入百六拾二萬五千二百九拾九磅輸出百七拾二萬三千三百八拾六磅なり◎千九百十年の鐵道開通線路四百四哩有り。

り◎千九百十二年の豫算は歳入出共に四百廿五萬七千弗也◎陸軍は歩兵、騎兵、砲兵より成り各州の首府に兵營を置く海軍は小砲艦を以て組織す◎重要產物は砂糖煙草、コーヒー、椰子、巴蕉等なり又鐵、金、銅、石炭等の鑛物有り◎千九百十年の貿易額輸入六百廿五萬七千六百九十一弗輸出千八十四萬九千六百廿三弗也◎千九百十年の鐵道線路百五十哩。

●ホンヂユラス(共和國)　千八百卅九年中部亞米利加聯邦の解盟に先ち同年一月十一日を以て建國し九十四年十月新憲法を發布す立法權は代議院に屬し行政權は大統領に委ぬ現大統領は將官マニユエル●ボニヲなり◎面積四萬六千二百五十方哩人口千九百十年に五十五萬三千四百四十六人一方哩に付凡十一人に當る首府テグシガルパに三萬四千六百九十二人あり◎羅馬加特力敎大に行はると雖諸敎の信仰亦自由なり敎育は無謝儀强制主義あり◎千九百十年の歳入出豫算は共に銀貨四百七十一萬四千六十四ペソーなり◎陸軍は現役兵五百人民兵二萬人を以て編成す◎主要產物は巴焦實、煙草、砂糖、玉蜀黍等あり收畜は廣く行はれ鑛物は諸州に散見すれど採掘者甚だ稀なり千九百十年の貿易額輸入五十三萬九千百八十一磅輸出四十九萬四千五百九十九磅也◎鐵道線路五十七哩にして太平、太西洋に達する線路は工事中あり。

●パラグワイ(共和國)　千八百十一年スペーインの羈絆を脫して獨立するを得たり後千八百六十四年ブラジルと戰端を開き翌六十五年六月伯剌西爾は亞爾然丁及ウルグワイ軍と聯合して國內に侵入し戰爭五ヶ年に亘りパラグワイ軍大に敗れ大統領ローペス戰歿せり千八百七十年十一月新憲法を發布す立法權は元老代議兩院より成る國會に屬し行政權は大統領に委ぬ代理大統領ペドロ●ペナ千九百十二年三月一日就任◎面積十七萬千二百四方哩千九百十年の人口凡そ七十五萬二千人にして首府アスションに八萬四千人有り◎羅馬加特力敎なれど信仰の自由を許す敎育は無謝儀强制主義なり◎千九百十一年の歳計豫算は歳入二百七十三萬八千金貨ペソー九百十九萬五百紙幣ペソー歳出九十九萬九千四百十一金貨ペソー三千二百六十八萬七千二百廿八紙幣ペソ也◎陸軍は二千六百人有りて重に內地の治安に備ふ海軍は小艦三隻に過ず◎重要物產はパラグワイ茶にて次で木材、煙草、果實、玉蜀黍、豆等なり千九百十年の貿易額輸入百廿八萬三千八百七十七磅輸出九十八萬三千三百八十一磅也◎千九百十年鐵道延長百五十四哩。

●ニカラガ(共和國)　千八百九十四年七月四日を以て憲法を制定發布し千九百五年三月卅日改正を加へたる

六千八百廿八人別に特別隊六百五十人有り海軍は三等巡洋艦に屬すべき小艦五隻を有す◎重要物產はコーヒー、ヤシ、木棉及煙草等あり又全國に鑛山數多有れど採掘事業不振なり鐵道廿八哩外に工事中の者十四哩有り

●サルヴアドル（共和國）　千八百卅九年共和國となり六十四年憲法を制定し以來四回の修正を加へ現時に至る立法權は四十二人の議員より成る國會に屬し行政權は大統領に委ぬ現大統領はマニユーエル・イー・アラウジョーなり◎面積七千二百廿五方哩之を十四州に分つ千九百十年の人口百七萬五百五十五人あり首府サン・サルヴアドルの人口は五萬九千五百四十人あり◎教育は無謝儀強制主義なり陸軍は將校三百七十八人下士二千六百十一人卒八萬二千八百八十一人を有す◎千九百十二年の歳入千三百十二萬九千七百五十銀弗歳出千三百廿八萬六千七百五十銀弗なり◎主要產物はコーヒー砂糖、護謨、煙草等にして鑛物には金、銀、銅、鐵及水銀等あり千九百十年の貿易額輸入三百七十四萬五千二百四十九金弗輸出九百十二萬二千二百九十五銀弗也◎鐵道線路千九百十年に九十七哩有り。

●ウルグワイ（共和國）　元西班牙副王の領土たりしが其の後ブラジルの一州となり千八百廿五年八月廿五日獨立して千八百廿八年八月廿八日調印のモンテヴキデオ條約に依りて承認せられ卅年七月十八日憲法を發布せり立法權は國會に屬し行政權は大統領に委ぬ現大統領はセノル、バツトルなり◎面積七萬二千二百十方哩千九百九年末調査の人口百九萬四千六百八十八人一方哩の人口十五人一に當る◎國教は羅馬加特力教なれど信仰の自由を許す教育は義務教育を施行す◎歳計豫算は千九百十一年度に歳入六百卅四萬八百八十八磅歳出六百卅四萬六萬七十一磅同年貿易額輸入九百七十五萬六千磅輸出九百四十七萬六千磅也◎常備兵三萬六千人戰時兵員十萬十萬有り海軍は小艦十二隻將校下士卒合せて六百六十人有り◎產業は牧畜業を第一とす千九百年に全國牧塲の面積は三千七百萬エーカー耕作地は千九百八年に百三十八萬三千八百エーカーなり◎千九百十一年度の鐵道延長千五百七十二哩。

●サント・ドミンゴ（共和國）　千八百四十四年建國同年十一月憲法制定以來六回の修正を加へ現時に至る立法權は元老代議兩院より成る國會に屬し行政權は大統領に委ぬ◎面積概算一萬八千四十五方哩人口千九百八年に六十七萬三千六百十一人首府サント・ドミンゴは千九百九年に一萬八千六百廿六人有り◎國教は羅馬加特力教なれど他宗教も制限を設て之を許す初等教育は無謝強制主義なりと雖も地方に依り謝金を要する所あ

的干渉により其の保護の下に在りしが千九百二年其財政整理せるが故に米國は其獨立を許せり大統領はジョセ・ミギュエル・ゴメズなり◎千九百十年調の面積四萬四千方哩人口二百廿二萬二百七十八人一方哩の人口四十六人五に當る首府ハバナの人口卅一萬九千八百八十四人あり◎千八百八十年以來教育は干渉法を施したるも實際行はれず◎千九百十年度の歳入は三千四百七十七萬九千六百八十弗にして歳出は三千九十九萬六千五百九十九弗なり◎耕作地面積は八十六萬九千七百卅三英町にして内四十五萬七千三百六十三英町は砂糖、八萬四千百英町は煙草作付地也而して其他の重要農產物は馬鈴薯、巴焦實及玉蜀黍なり◎千九百十一年度の貿易額輸入一億八百九萬七千七百八十二弗輸出一億二千八百五十四萬二千卅八弗也◎鐵道線路千九百十年に二千百七十哩有り。

●エクワドル（共和國）　嘗て西班牙の羈絆を脱しエクワドル哥倫比亞ヴェチズウエラを連結してシモン・ボリヴァーの創立せし舊哥倫比亞の一部分なりしも千八百卅年五月十一日國亂の爲め分離して共和國となる現在の憲法は千九百六年十二月廿三日發布したるものにして立法權に國會に屬し行政權は大統領に委ぬ◎面積十一萬六千方哩人口概算百廿萬五千六百人にして首府クキトーの人口七萬人有り◎國教は羅馬加特力教と定む初等教育は無謝儀强制的なり◎千九百十年の歳入は百五十一萬千七百廿磅歳出百五十四萬九千九百四十三磅にして同年の貿易額は輸入百六十四萬七千六百六十磅輸出三百四十二萬七千百磅なり◎陸軍は士官及兵員七千八百十八人を有し海軍は巡洋艦、驅逐艦及水雷艇各一隻を有し海兵二百人あり◎重要物產は椰子、コーヒー、伯西兒胡桃、棉花、秘露樹皮、オルチラ（染料）サルサパリラ（藥種）等にして護謨樹の栽培も盛大也又銅、鐵、鉛等及石炭等に富む◎鐵道延長千九百八年に三百四十哩有り。

●ハイチ（共和國）　元佛國の殖民地なりしが千八百四年一月一日を以て獨立し八十九年十月九日憲法を發布して獨立國の實を擧ぐ立法權は元老代議兩院より成る國會に屬す大統領は將軍シンシナタス・ルコントなり◎此共和國はハイチ嶋の西部を占め面積一萬二百四方哩あり人口の大半は黑人種に屬す千九百九年の概算人口二百二萬九千七百人有り首府ポルト・オー・プリンスは巨灣に臨み良港を備へ人口十萬人あり◎宗教は羅馬加特力教なり初等教育は無謝儀にして全國を十五視學區に分つ千九百十一年度の歳入は金貨三百九十五萬七千二百廿七金弗なり◎陸軍は重に步兵隊より成り總員

北岸には眞珠を產す◎千九百十年の貿易額輸入二百五十六萬七千三百六十九磅輸出三百七十一萬九千九百十一磅なり◎鐵道線路千九百十年に四百九十二哩あり。

●ボリヴヰヤ(共和國)　千八百八十年十月二十八日憲法を制定し共和國となる立法權は元老代議兩院より成る國會に屬し行政權は大統領に委ぬ現大統領はセノール、エリオドロ●ヴヰラゾンなり◎面積七十萬八千百九十五方哩千九百十年の人口二百二十六萬七千九百三十五人一方哩の人口三人三八に當る首府ラ●パズの人口は千九百九年に七萬八千八百五十六人あり◎國敎は羅馬加特力敎なれど信敎の自由を許す初等敎育は無謝儀にて名義上義務敎育を施行す◎千九百十二年の豫算歳入百四十六萬六千四百八磅歳出百四十九萬八千六十三磅なり◎現役兵三千白五十三人あり◎重要物產は護謨コヽア、機那皮、小麥、大麥、玉蜀黍にして牛、山羊及びラマ(駱駝の一種)等の畜產あり又鑛物に富み銀、銅、錫鉛、安質母尼、金、亞鉛等各所に採掘せられ就中銀の產出を最とし錫之に次ぐ而して錫の產額は世界の產額の四分の一を產し馬來半嶋の次位に在り◎當國は海に臨まざるが故に外國貿易は主に東境パラグワイに接する所シユアレズ河上流アリカ、モレンド及びアントフアガスタ港を通して行はる千九百十年の貿易額輸入三百九十萬四千百八十七磅輸出六百四萬九千七百七十一磅あり鐵道線路六百三十五哩。

●グワテマラ(共和國)　曾て二十六年間中部亞米利加聯邦に加盟したりしが千八百四十七年三月二十一日獨立して共和國となる現在の憲法は千八百七十九年制定し八十五年、八十七年、八十九年及千九百三年に修正を加へたるものなり立法權は議會に屬し行政權は大統領之を掌握す現大統領はドン●マニユエル●エストラダカブレナなり◎面積四萬八千二百九十方哩千九百十年十二月末の概算人口百九十九萬二千人にして首府グワテマラ●ラ●ヌエヴア千九百十年の人口九萬人あり◎確認せられたる國敎なし敎育は無謝儀强制主義なり◎千九百十年度の歳入五千百五十七萬千四百四十弗歳出四千五百九十五萬九千四百十弗なり◎陸軍は將校下士卒を合せ八萬五千五百三十五人あり◎農業盛大なり產物の第一はコーヒーにして次で煙草、砂糖、巴焦實、椰子等なり牧畜業亦盛大なり◎千九百九年の貿易額輸入五百廿五萬千三百十七金弗輸出千七萬九千二百十九金弗なり◎鐵道延長千九百九年に四百五十哩有り。

●玖瑪(共和國)　玖瑪共和國は西班牙の屬領として長く其の壓制に苦みしが千八百九十八年漸く獨立の態を採り巴里の媾和會議の認可を得たりし時も米國の好意

營に入るの義務あり然れども千九百四年三月の法令を以て其數を一萬人と定む海軍には巡洋艦五隻砲艦二隻其他小艦數隻あり◎重要產物はコーヒー、椰子實、煙草砂糖、護謨等にして又最も鑛物に富み就中金銀多く諸州に盛大なる鑛業場ありて其の產出每年百萬ペソーに達す◎千九百十年の貿易額輸入金貨千七百二萬五千六百三十七ペソー輸出千七百六十二萬五千百五十二ペソーなり◎鐵道延長千九百十年に六百十四哩あり。

●智利（共和國）　往昔西班牙の領地なりしが千八百十年九月十八日を以て獨立を宣言し戰鬪に戰爭を重ね十八年を以て全く西班牙の覊絆を脫し同三十三年憲法を制定す立法權は元老代議の兩院より成る國會に屬す現今の大統領はセノル、バーロス・ルコーなり◎面積二十九萬二千五百八十方哩千九百十年末調の人口三百三十二萬九千三十人にして一方哩の人口十一人一に當る首府サンチャゴの人口三十三萬二千七百二十四人あり◎國敎は羅馬加特力敎ありと雖も他の諸宗も亦尊敬保護せらる敎育は官費なれど干涉主義を採らず◎千九百十二年の豫算は歲入金貨六千九百四十八萬千二百五十ペソーにして歲出は金貨七千七百十八萬二千四百九十五ペソーなり◎陸軍は將校七百人下士卒六千六百人あり海軍は軍艦九隻其他小艦數隻を有す◎重要農產物は小麥、大麥、玉蜀黍、豌豆、馬鈴薯等なり鑛物は金、銀、滿俺石炭等にして千九百九年に硝石二百十萬千五百十二メトリック噸の產出あり◎地金銀及び貨幣をも計算せる特別易易額千九百十一年に輸入二千六百十七萬五十磅輸出二千五百五十磅あり◎鐵道延長千九百十年に三千五百七十三哩あり。

●ヴエネズウエラ（共和國）　千八百三十年共和國となる合衆國の憲法を模範となす然れども州政治及び地方政治に至つては自治の權を許すこと合衆國に比し頗ぶる大なりとす立法權は元老代議の兩院より成る國會に屬す合衆國には拒否權なし現大統領は將官ジユアン・ウキセント・ゴメズなり◎面積三十九萬三千九百七十六方哩人口千九百十一年に二百七十一萬三千七百三人あり◎國敎は羅馬加特力敎なれど國家の安寧秩序を妨さゞる限りは信仰の自由を許す初等敎育は千八百七十年以來無謝儀强制主義を實行す◎千九百十一年度の歲入出は共に五千百十三萬千二百五十ボリヴアーなり◎陸軍は常備軍九千六百人ありて戰時には約六萬の兵を召集するを得海軍には砲艦三隻の外運送船水雷艇等を有す◎ヴエネズヴエラの地は第一耕作地第二牧畜地帶第三森林帶の三帶に區別す◎人口五分の一は農業を營み金屬其他の鑛物に富む又マルガリタ嶋海岸及び同國

許す初等教育は無謝儀強制主義あり◎千九百十年の歳入は金貨八千五百八十四萬二千四百六十弗紙幣一億九百九十一萬四千百四十七弗歳出金貨二千八百二十萬三千二百九十五弗紙幣二億二百九十三萬九千六百九十八弗なり◎陸軍の平時兵員は二萬千五百人にして豫備兵十五萬人あり海軍は戰闘艦二隻、舊式戰闘艦三隻、裝甲巡洋艦四隻、防護巡洋艦三隻、砲艦二隻、水雷砲艦二隻、驅逐艦八隻、水雷艇八隻にして建造中の驅逐艦十二隻あり海軍兵員五千人乃至六千人なり◎重要農産物は小麥、玉蜀黍、亞麻仁、燕麥、大麥等にして千九百十一年の耕作地總面積は四千六百九十三萬九千百八十エータルなり◎千九百十一年の貿易額輸入七千三百三十六萬二千百三十七磅輸出六千四百九十三萬九千五百七磅あり◎鐵道延長千九百九年に二萬五千百三十六哩あり

●秘露(共和國)　元西班牙副王の領土中最も緊要なる者なりしが千八百廿一年七月二十八日獨立を宣言し西班牙兵と戰ふこと同二十四年に亘つて西國の羈絆を脫し共和國となる立法權は元老代議の兩院より成る國會に屬し行政權は大統領に委ぬ現今の大統領はセノル、アウグスト・ビー・リグイアあり◎面積六十九萬五千七百三十三方哩、千九百十二年度の人口四百六十萬九千九百九十九人にして一方哩の人口六人六に當る◎國教は羅馬加特力教にして信仰の自由を許さずと雖も其監督寛大なり初等教育は無謝儀強制主義なり◎千九百十二年の歳入三百二十萬九千二百三十七磅歳出二百八十七萬九千九百二十四磅なり◎陸軍は平時兵員四千人にして現今佛國より士官を傭ふて兵卒を訓練せしむ海軍は巡洋艦其他五隻を有す◎重要物産は棉花、コーヒー、砂糖、羊毛、護謨、鳥糞等にして金、銀、銅、鉛等の鑛物に富む◎千九百十年の貿易額輸入四百六十三萬千二百八十磅輸出六百四十萬八千二百八十二磅なり◎鐵道延長千九百十一年に千六百五十六哩あり。

●哥倫比亞(共和國)　千八百十九年西班牙の羈絆を脫し共和國を組織せしが後三國に分裂して聯合國を樹立し後又八十六年の大革命により再び共和國となる立法權は元老代議の兩院より成る國會に屬し行政權は六人の長官により大統領之を行ふ現今の大統領はセノカル、カルロス・レストレポーあり◎千九百八年調の面積四十三萬五千百方哩人口四百三十一萬三千人にして一方哩の人口十人に當る◎國教は羅馬加特力教なれど道德及び國法に牴觸せざる限りに於て他の宗教を許す初等教育は無謝儀義務教育なり◎千九百十一年の豫算は歳入九百七十七萬九千五百金貨ペソー歳出八百九十三萬七千六百八十八金貨ペソーなり◎健全なるものは皆兵

を添へて支給する其の價格は千圓乃至千五百圓なるべし之を就地後滿二ヶ年目より五年乃至十ヶ年賦で支拂ふ規定なり故に六年乃至十一年後には右の耕地家屋は自然自己の所有になるなり。

▲家族三人の開墾　是れ丈けでも非常の便宜なるに政府の心附けは更に一步を進め家族一人が開墾に着手するも收穫あるまでは其の日の暮しに困るなるべしとて初めの六ヶ月間は毎月十五日家族の內一人へ日雇仕事を與へて日給四ミル即ち二圓六十錢を給するなり、是で家族三人の食扶持は得らるべし其の內には豆、玉蜀黍其他の雜穀が稔るため之を賣れば日雇仕事をしなくても居食し得らるべし、開墾と雖も土地に價格の無き國故初め二十五町步の平原へ火を放ちて雜草雜木を燒き其跡へ所々地をほぢりて種を蒔けば後より生える雜草に交りて其處此處に玉蜀黍や豆が成熟するのを取り集め二年三年を經るに連れ石や雜木の根や切り株を取り退け地を均らし漸次耕作が收約的となり收入も非常に增加し玉蔥を作る程になれば一年一町步より一萬圓位の收益ある由今聯邦政府の殖民地にて開墾に從事し居る日本人三十餘家族あり。

▲州政府殖民地　州政府の殖民地は一家族毎に家屋附二十五町步の單位に於て聯邦殖民地と異ならず土地家屋代金千圓乃至千五百圓の四分の一を前納し殘額は就地後滿二ヶ年目より每年四分の一宛支拂ふ規定なるを以て四年後には土地家屋共自己の所有となる、初め殖民地迄の旅費は政府にて支辨して與れるも聯邦政府と違ひ着後日雇仕事を與へて與れず故に多少貯蓄なくては州政府の殖民地に行く能はず然れども其位の貯蓄はコーヒー耕地にて一二年辛棒すれば譯なく出來るべし目下サンパウロ州の殖民地に日本人三家族あり。

▲個人開墾地　個人の開墾地は政府の開墾地と異り日本の小作制度に類似せり、而して其の契約に二種あり一は成るべく多くの米を作る約束にて地代を定めず收穫の二割五分を拂なり（巴西人の常食は米で價格は一石四十八圓位）借地には單位なく望み次第なり、而して米の年額二百俵以上になれば煉瓦造の家屋を無料にて貸與することゝなり夫れ迄は小屋掛にて我慢せざる可らず目下日本人の働き居るもの四家族許りなり。

●亞爾然丁（共和國）　千八百五十三年五月十五日憲法を制定し共和國となる立法權は元老代議兩院より成る國會に屬し行政權は大統領に委ぬ現今の大統領は博士ロータ・シエーンツ・ペナーなり◎面積白十三萬五千八百四十方哩にして千九百十年の人口七百九萬千八百二十二人あり◎國敎は羅馬加特力敎なれど信仰の自由を

年齢十五歳以下の養子女は實子女と同一に看做さる。

▲渡般費用　渡航費の內神戸よりサントス迄の船賃の半額はサンパウロ州政府にて補助せらるゝを以て移民の自辨すべき分の概算は左の如し

公認渡航手數料（十二歳未滿無料）	二〇、〇〇錢
船賃（十二歳以下半額七歳以下四分一三歳以下無賃）	八二、二四
乘船地滯在費（十日間と見て）	六、〇〇
旅券用印紙代	一、〇〇
檢疫消毒及種痘費	二、〇〇
艀舟賃其の他	、五〇
合計	一一一、七四

▲渡航日數　巴西へ行くには普通歐洲を經由するが順序あるが特に直航船を差立てサンパウロ州のサントス港へ向ふことあり途中二三の寄港地あるも航海日數は多くも四十五日を要すサントス港へ上陸後は直に同市の官民收容所に至り六日以內は無料にて居室及び食事を給せられ夫れ〳〵就業すべき耕地へ配布せらるゝ也

▲移民の配布　時間の不正確は日本人の通弊にて巴西へ行く移民とても其の弊は免れず其の爲に我移民は初め耕主に喜ばれざりしなり例へば勞働時間に朝何時より夕何時迄と定むるも日本人は歐洲の移民の如く守らず日本人は仕事本位で働く癖があるので仕事の切り目が惡るければ勞働時間が過ぎても働らきさうかと思へば又朝早くより働いて他人が三袋のコーヒーを摘み取る所を自分は四袋取りたれば今日はもう是でよい杯と時間が來なくともサッサと仕事を切り上げて家に歸ることありて初めの內は日本移民は不規律で惰けると思はれしが後にありて成績を見れば歐洲のノラクラしながら時間のみキチンと守る移民よりは遙かに勝れること明らかになれり。

▲殖民地開墾　契約移民の年限は移民が耕地に着して就業後一ヶ年半にて滿了するなり從つて其後は引續き其の耕地に働くも或は他に有望なる仕事を見出し夫れに轉ずるも各自の隨意なるが耕主は成るべく引き止めんとして苦心すること恰も我國の紡績會社が職工の誘拐を防ぐに汲々たると同樣なり、給金を貰つて他人の耕地にて働くなれば一ヶ所に落付いて居る方結局利益なるも殖民地を開墾し自己の計算に於て耕作し將來の發展を計ると云へば早く決行すべきなり、開墾地に三種あり第一巴西聯邦政府殖民地、第二各州政府殖民地第三は個人の私有地あり三者何れも事情を異にせり。

▲聯邦政府殖民地　聯邦政府の殖民地は三者の內で最も簡便に殖民し得る樣な仕組となれり、玆に三人家族のものが殖民を申込めば政府は先づ殖民地へ行くまでの旅費一切を支辨し我二十五町歩の土地へ煉瓦の家屋

方にして約十六貫に付き一ミル乃至一ミル三百レース即ち六十五錢乃至八十四錢五厘位で昨年東洋移民會社より渡航せし移民の成績に依れば最初の半年に於て少くも一家族四百圓の收入あり熟練と勉強次第にて五百圓或は其以上の收入を得ること容易なり。

▲日給仕事　尚此外に一ヶ年を通じて二十四五日は前に述べた樣な日給位で働くべき仕事がある其の賃銀は普通男一人二ミル五百レース即ち我が一圓六十二錢五厘位で女は其の七掛か八掛である以上耕地手入コーヒー摘取及び日給仕事の賃金を通算すると一家族の一ヶ年の收入は耕地により人により色々違ふが千圓位にはなる、而して此の賃金は如何にして支拂はるゝかと云ふに巴西の習慣によれば支拂は一ヶ年四回即ち三ヶ月毎に支拂ふの例であるが日本の移民の多くは故國に殘して來た借金を支拂はなければならぬ必要があるので日本の移民に限り特に毎月賃金を支拂ひ到着早々より送金し得る樣な便宜與へられ居るあり。

▲移民生活費　收入は大略前述の如くなるが生活費は如何と云ふに一人一日五百レース即ち我三十二錢五厘內外を普通とす一家族で一ヶ年に三百五十圓を要すべし、移民は大概自家用の野菜、豆等を耕作し又雞、豚、羊等を飼養する故一年位經ば生活費は非常に省けるなり、耕主によりては移民が一ヶ年の契約年限後他に轉ずるを防ぎ兼ねて移民の利益を計るため雞豚等の飼養を奬勵するものもあり、牡牝の小豚を與へ初めの內は食はせるものに困るだらうとて態々玉蜀黍の莖等を車に積んで持ち來る樣な親切なる耕主あるなり。

▲農作物の間作　以上の外に間作としてコーヒー樹の間に種々の農作物を植え付けて自己の收入を計ることを得るなり是れはコーヒー樹が古くなれば耕主が許さゞるが其の代り別に畑地を無料にて貸與するものあり此等の作物賣上及び雞豚飼養の利益の如き契約の賃金以外の收入は各自の働き次第にて其の其の高何程にも上るなり尤も此等の收入は先方へ到着して一年位ひ經たる後なり、普通の勞働賃銀丈にて夫婦一ヶ年に千圓に上り生活費は二百三四十圓にて足るを以て農民としてはなかなか多額の貯蓄をすることゝなるなり現に東洋移民より渡航せし移民の內には耕地到着後半年も經ざるに四百圓を送金せし者もありき。

▲應募資格　移民の資格は現に農業に從事せる者で年齡十二歲以上四十四歲以下の男女三人以上より成る家族にて實子又は繼子を有する夫婦を原則となすが若し子供が十二歲に達せざる場合は夫婦兄弟姉妹甥姪（男子は二十歲以下女子四十五歲以下）を加ふることを得

千五百人を送るとすれば今年中には我ブラジル移民の數は一萬人以上に達する譯なり、珈琲耕地はサントス港より滊車にて約三十分行程の海面二千尺を拔く廣漠たる大高原に散布せり氣候も熱帶地の割合には寒暑の中和を得たり九月より一月迄が夏季にて其最も暑い時にて寢服の下に毛のシャツ一枚を着れば凌ぐべし要するに氣候は日本よりも宜敷く且つ各耕作地とも衞生の設備が届き居る故健康を害する樣の心配なし。

▲移民の日常　移民が自分の割り當てられた耕地へ着くや八疊敷二間と臺所附位の民舍を供給さるゝ此の民舍は槪ね幾十軒かの長屋とありて粗末ながらも煉瓦造りの瓦屋根で日本の百姓屋よりは餘程立派なり、扨て此の民舍へ落着くと翌日より夫婦共稼に取りかゝる仕事は皆珈琲栽培に關するものにて二種あり其はコーヒー耕地の手入とコーヒー摘取なり、十一月より四月迄が手入れ時期にて五月より十月迄がコーヒー摘取り季節なり八月に日本を出發せし移民は先方へ着けば先づ耕地の手入れより始むるなり手入と云へどコーヒーの木を手入れする譯にあらず單に耕地の草取りなり六ヶ月間に多くて五度位なり一人にて三四千株位は優に手入れすることを得るなり、斯くて五月頃になりコーヒーの熟する頃になれば手入を止めてコーヒー摘取りに移る珈琲樹の枝を引つ張つて果實の簇り結べるを手にて摘み取るなり始めは一日に十六貫匁入位の麻袋三四袋を取るに過ぎざるも四五日も經ば十袋位取れる樣になる移民が耕主に對して爲すべき仕事は右の二種なるが其他閑作とて移民自身の内職あり其はコーヒー樹の畝の間に仕事の暇を見て雜穀等を植えて暮向きの足にしたり又民舍の空地（日本で想像の出來ぬ程廣い）へ豚や鷄を飼養して金儲けをする者もあり一匹二圓五十錢位の豚兒が一年も二年も經てば放つて置くも何十圓の價となるなり尙此外に一ヶ年を通じて廿五六日位の日給仕事あり夫は例へば道路の修繕、珈琲實乾燥の手傳等あり、斯くて現在サンパウロ州に働ける六千五百の我同胞は一人一日平均一圓を確實に貯蓄しつゝあり。

▲耕地手入　は每千株につき年額八十ミルレス乃至百三十ミルレスにて之を日本の金に換算せば五十二圓乃至八十五圓五十錢許りなり、而して幾株の手入が出來るかと云ふに一人で三千株乃至五千株が普通の所あるべし此の株數は豫じめ耕地主と移民の間に取極めて着手するものにて夫婦及び十二歲位の子供と三人暮しの移民が假に七千株を受持つとせば千株につき平均百ミルレースとして七百ミル即ち四百五十五圓とある勘定なり次に摘取りの方は每百リツトル即ち我五斗五升目

第十篇　南米國勢大觀

●巴西(共和國)　千五百年以來葡萄牙の殖民地ありしが千八百七年葡萄牙本國に佛蘭西軍の侵入あり爲めに葡國の王族難を此地に避け王國を創設して次で帝國とありしも千八百八十九年十一月十五日ドム・ペドロ第二世帝を追放して共和國となる立法權は代議兩院より成る國會に屬す現今の大統領はマーシャル・ヘルメス・ダ・フォンセカ千九百十年三月二日當選◎面積三百二十一萬八千九百九十一方哩人口千七百三十一萬八千五百五十六人一方哩の人口五人四に當る首府はリオ・デ・ヂャネーロにして千九百九年の人口約百萬人あり◎國教は羅馬加特力教あれど信仰の自由を許す千九百十二年豫算歳入金貨九千百七十九萬七百七十六ミルレー紙幣三億千八百三十五萬ミルレー歳出金貨五千六百八十六萬八千五百六十二ミルレー紙幣三億八千二百九十二萬四千九百七十六ミルレーなり◎陸軍兵員は將校凡そ七百三十人下士卒三萬人ありて別に憲兵隊二萬人を有す海軍は戰鬪艦三隻、舊式戰鬪艦二隻、防護巡洋艦五隻、水雷砲艦五隻、驅逐艦十隻、一等水雷艇四隻を有す◎重要農產物は珈琲、砂糖、煙草、木綿、パラグワイ、茶、護謨、木材、椰子等にして牧畜業亦甚だ盛んあり千九百十年の輸入品價額五千六百五十三萬二千二百九十五磅輸出品價額七千五百四十六萬五千百九磅あり◎千九百九年伯西兒諸港に於ける入港船は五千十六隻千二百四十二萬二千五百十五噸鐵道延長千九百十年十二月三日に一萬三千二百七十九哩あり。

◎巴　西　移　民　事　情

南米巴西は我國民には最適當なる最も有望なる移民地の一あり是迄高知の竹村商會及び東洋移民會社より既に數千人の移民を送り其の大多數は頗る良好の成績を擧げつゝあり本年八月又東洋移民會社より二千五百人竹村より二千人の移民を同國サンパウロ州に送ることとなり居れり最近巴西移民事情を左に掲げん、

▲サンパウロ州　ブラジル共和國で珈琲栽培の最も盛んなのはサンパウロ州なりサンパウロ州は同國の南部に位し廣茫十一萬餘方哩東南は太西洋に面し其沿岸にサントス港あり、此港は世界有數の港にて是處より外國へ輸出する珈琲は全國輸出額の七割を占め居れり、従つてサンパウロ州には珈琲耕地非常に多く幾千町歩と云ふ樣な耕地が大小一萬以上あり日本より行く移民は總て此等の耕地へ分配さるゝあり今日同地に働き居る日本移民の數は東洋移民會社及び竹村商店より行きしものを併せて約六千五百人あるが今回又兩社なり四

せばパナマ線は鐵道費用便に比し生絲の場合に於て百封度九圓五十錢の利益なれば之を生絲の輸出總數量千三百十三萬封度に對しては百二十四萬餘圓を節約するの利益を得べし、亦茶はパナマ線の利する所百封度に付一圓八十錢なれば即ち三千八百八十二萬封度に對しては六十九萬餘圓を節約するを以て生絲及茶のみに於ても已に其の運賃約二百萬圓の節減を來し我輸出品全部に對しては其の運賃上に及ぼす所の節約額は蓋し尠少ならざるべし、況んやパナマ運河經由の運賃にして現蘇士運賃に比し更に低廉に設定せらるゝの曉に於てをや。

次に米國よりの輸入貿易に及ぼす影響を觀察せんに我國に米國より輸入する價格は八千一百萬圓に上り其の大部分は東岸及南部メキシコ灣附近に原產し只僅かに小麥、木材の如き西部地方に產する物あるに過ぎず、而して對米全輸入價額の三割五分を占むる棉花の如きは從來多くは一度鐵道により西岸に持來され、それより汽船によりて我國に運搬せられ、其他の小部分は蘇士線に依りて運搬せられたるも元來棉花は米國中部ミスシッピー沿岸に生產するもの多くパナマ運河開通の曉に於てはミスシッピー河を下りてメキシコ灣岸諸港ニュー・オリアンス、モビール等の港よりパナマを經由して日本に輸送するを以て最も捷徑にして亦賃銀の廉なる航路となすを以てパナマ開通の曉に於ては米國棉花は殆んどパナマ經由の航路に依りて我國に來るべし亦對米全輸入價額の二割弱即ち千四百萬圓を占むる鐵類、機械、機關車、客車等の如きピッツバーグ附近及シカゴの製造に係る諸品はパナマを利用せば蘇士回航に比し日子を短縮し、大陸經由に比し運賃を節約するを以て靡然としてパナマ經由線に向ふて集中すべきや明らかなり、況んや近時勃興しつゝある南部アラバマ州メーミンガムに於ける鐵工場の製品の如きに於てをや。要するに我米國よりの輸入品中米國東部及南部生產品は凡そ七割內外を占むるを以て之等の貨物は新運河の開通と共に其最大部分はパナマ運河を利用し賃銀の低廉を來し若くは日子の短縮を示すべきは明かにして即ち我輸入貿易は亦パナマ運河に依りて多大の利益を受くるに至るものあり。

七十五參に引下ぐるに於ては蘇士運河の通航料はパナマ運河に比し多少低廉となる、而して蘇士運河は其の利益增加に從て尙ほ通過料を低減し得るの規定有るを以て今後更に之が低減を見るべき乎、然らば則ち米國政府も競爭上パナマ通航料引下げの運命に到達すべきは之を想像するに難からざるなり。

我が日米貿易品は一つは運賃の低廉なる蘇士線により輸送せらるゝも、最重要輸出品たる生絲の如きは滊船滊車の交用便により運搬せられ羽二重及び茶の如きも亦生絲と同じく船車交用便により輸送せらる、而して其の運賃を見るに生絲百封度に對し紐育橫濱間の運賃は蘇士倫敦經由二圓四十七錢以下にて運搬せらるゝも、太平洋を橫ぎり大陸鐵道便即ち船車交用便にて輸送せば十二圓を支拂はざるべからず亦茶に於ては蘇士倫敦經由は一圓二十九錢なるに船車交用便は三圓二十五錢あり、亦陶磁器に至りては倫敦經由一圓五十九錢なるに船車交用便は三圓十五錢なり、即ち重なる貨物の運賃は左表の如くにして蘇士經由(倫敦回り)線は船車交用便に比し其の半額以下にして就中生絲、羽二重の如きに於ては四分の一以下の運賃を以て輸送せらるるなり、亦蘇士經由紐育直航運賃は倫敦經由運賃に比すれば更に低廉あるを以て之を船車交用の運賃に比すれば其の差隔は更に大なるもの有るなり、今我重輸出品の兩商路に於ける對紐育輸出運賃を比較すれば左の如し(百封度に對し)

種類	滊船滊車交用便 汽船賃	汽車賃	合計	蘇士汽船便(倫敦經由)
	錢	錢	錢	錢
生絲	四、〇〇	八、〇〇	一二、〇〇	二、四七
羽二重	四、〇〇	八、〇〇	一二、〇〇	二、四七
茶	一、二五	二、〇〇	三、二五	一、二九
屑絲	一、二五	四、二五	五、五〇	一、三一
麻眞田	一、二五	二、六〇	三、八五	一、二四
麥稈眞田	一、二五	一、六〇	二、八五	九七
陶磁器	一、二五	一、九〇	三、一五	一、五九
漆器	一、二五	二、五〇	三、七五	一、五九
花莚	六二	二、〇〇	二、六二	一、一二
樟腦(粗)	八〇	一、六〇	二、四〇	一、六二

右の如く蘇士經由線の運賃は船車交用線の運賃に比し頗る低廉なるがパナマ運河經由線に於ける日米間の運賃が如何に定めらるべきや今日に於て之を想像する能はざる所なれども前述の如くパナマ線は蘇士經由に比し航海費用の節減を來すべき理由を有するを以て從て其の運賃も亦蘇士線よりも低廉なるべき理あり、假りに蘇士經由(倫敦回り)の運賃と同額に設定せらるゝと

奈馬經由によりて利益を蒙るべきは則ち南北亞米利加洲東西兩岸間の通商、南北亞米利加西岸歐洲間の通商北米東岸と日本、西比利亞、支那、香港、比律賓間の通商北米東岸と布哇、サモア、ハイチー、濠洲の一部、ニユージーランド間の通商等にして之等の諸國の通商貿易上北米合衆國は從來に比し大に其勢力を擴張し歐洲品及び其他諸國の商品に對し一大競爭を惹起するに至らんとす。

亦巴奈馬運河の開通を我國經濟上より觀察すれば第一に對米貿易上に尤も重大なる貢獻をなし次に對支那貿易上にも亦不尠好影響を與ふるに至るべきや明かなり加之パナマ運河通航船舶の增加は亦從て我國に向て來航船舶の增加を促し、石炭及び船舶用品材料の需要を旺盛ならしめ亦船渠業、造船業の繁忙を促がす等直接間接にパナマ運河の開通によりて我國經濟界に與ふる所の好響決して鮮少ならざるべし。

パナマ運河通航料の高低は運河の盛衰に至大の關係を有するものなり、何となれば若し夫れ通航料にして運河經由により節約し得べき經費以上に高額ならんか、爲めに通航船舶は減少し歐洲南米西岸間の交通はマゼラン海峽を經由すべく、北米東岸と濠洲間を往來するものは喜望峰航路をとるに至るべく亦北米東岸と比律賓南淸間を連絡する船舶は蘇士航路に奪はるべきを以てなり、故にパナマ運河の通過料は蘇士運河通過料以上に上るべからざるあり。

果然我米國大使の報する所によればパナマ運河通航料は旅客及貨物を積載せる商船は登簿噸數一噸に付一弗二十仙、バラストのみを積載せる船舶は右の率より四割を減じ、軍艦は排水量一噸に付五十仙を徴收せられ陸海軍運送船、石炭船、病院船、軍需品供給船は商船同様の測度法に依り純容積一噸に付一弗二十仙を徴收せらるゝことゝなれり。

今之を蘇士運河の通航料に比較するにパナマは商船は一噸我二圓四十錢、空船の場合は一噸一圓四十錢にして蘇士運河に在りてはダニューブ噸一噸に付明年一月より六法二十五參即我二圓四十一錢、空船の場合は三法七十五參即一圓四十四錢六厘なればパナマ通航料は蘇士に比し幾分廉價なり、而して蘇士運河はダニューブ式測定法なるを以て船舶の噸數は登簿噸數より增加するが故に通航船舶は蘇士運河通航に際してはパナマ運河より遙かに多額の通航料を負擔せざるべからざるなり、然しながら傳ふる所によれば米國政府は今後二十年間右の通航料を据置くべしと云ふを以て若し蘇士運河にして千九百十四年一月より豫定の如く更に五法

にして殘餘の開鑿すべき地積は二千四百萬立方碼あり而して一ヶ月の平均開鑿高は二百五十萬立方碼なるを以て不可抗力による障害なくんば千九百十三年十二月三十一日以前に於て其の掘鑿を終り千九百十四年十二月開通を行はんとすと云ふ。

水閘式運河の方法とは如何なる方法なるやと云ふに大洋より運河に通ずる船は先づ水門を開き船を第一室に入れ續きて水門を閉ぢて之に堰內の水を注ぎ第二室の水平に達したる時第二の水門を開き船を第二室に引入れ更に第二の水門を閉ぢて第二室に水を注ぎ第三室の水の高さに達したるとき第三の水門を開き第三室に船を通はすなり第三室の水の高さは運河の水平と同一なるを以て直ちに第四の水門を開きて運河に入り船舶は自己の力により反對側の水門に達するまで三十二浬以上運河內を航行し之れより漸次降下し始む、而して第一水室に入り第一の水門を閉鎖して第二の水室の高さに降る迄水を排除減低したる後第二の水門を開きて第二室に入り第三室の水平に降る迄第二室の水を去らしめ第三室に進む、第三室の水の高さは海水と同一なるを以つて第三室を開かば直ちに大洋に出づるを得るなり、而して運河通過に要する時間は十時間乃至十二時間にして水門の通過に要する時間は三時間なり、運河の雙方より各一隻の船舶を通過せしむることを得べしと云ふ。

(三)巴奈馬運河と日米貿易運賃

巴奈馬運河の開通は通商航路の上に著るしき距離の短縮を來し世界通商上に一大變化を來さんとするものなり、今左に橫濱と合衆國太西洋沿岸諸港との距離を示さんに

	パナマ線(桑港經由) 浬	同(ホノルル經由) 浬	蘇士線(上海コロンボ經由) 浬
ボストン	九、九六六	一〇、二六四	一三、四〇一
紐育	九、七九八	一〇、〇九六	一三、五六六
費府	九、七七〇	一〇、〇六八	一三、七〇八
バルチモア	九、七二五	一〇、〇二三	一三、八四一
モビール	九、二〇〇	九、四九八	一四、八七一
新オレアンス	九、二一九	九、五一七	一四、九二四
ガスベストン	九、三二三	九、六二一	一五、一〇〇

即ち現今蘇士を經由せる貨物、喜望峰及マゼラン海峽を迂回せる貨物、或は米國大陸鐵道に由れる貨物にして巴奈馬經由によりて其の運賃を節約し或は日子を減少する等の利益を受くるものは何れも舊商路を去りて新運河經由航路を執るに至るべきは明かなり而して巴

第四、運河を完全に保護し且つ其の中立を維持するが爲めに巴奈馬共和國は太平洋沿岸及西カリビヤン海岸に於て軍港又は貯炭所に必要なる土地を米國に賣却若くは賃貸すべし。

右の對價として米國は該條約批准交換と同時は巴奈馬共和國に千萬弗を支拂ひ且つ條約批准交換後九ヶ年目より毎年二十五萬弗を與ふることゝなれり。

(二)工事の概況

今や運河開通に關し米國は完全に其の特權を獲得せるを以て千九百四年大統領は運河開鑿の第一着手として七名の委員を任命して以て其の設計並に衛生設備の調査に當らしめたり而して該委員は其後二回の變動を經て今日に及びたり、運河のタイプに就ては議會に於ても議論二派に分れ或は水平式を可とするあり或は水閘式を可とするありしが千九百六年愈々水閘式に由りて工事に着手するに決定したり、然るに由來巴奈馬の地は氣候頗る不良にして既に佛國運河會社も之れが爲めに幾多の辛酸を嘗めたる經驗有るを以て米國政府は夙に玆に着眼し從業者の健康衛生に留意する所あり、各要所には衛生的家屋を建設し病院を設置し大に悪疫の豫防撲滅に努力したるが爲に佛國經營時代に比すれば勞働者の健康狀態著しく增進し全く其の面目を一新し其從事員三萬數千人中熱病に罹るもの殆んど皆無の狀態を呈するに至りたるを以て其の工事著じるしく進捗を告げたり。

其水路は太平洋岸巴奈馬より太西洋岸コロン間五十哩の區間にして內四哩半宛は兩岸海中を掘鑿し水深四十呎を有する海上に達するの豫定にして其の水路は太平洋マリン灣より三哩半の濕底地有り之れを通過すればガトン岡の堀切に達し三個の氷閘を經てガトン湖に入り十六哩を航行しサンパグロに至り再び運河に入り七哩半進みオビスポに達し兩岸の分水界にして有名なるクレブラの堀切に進み八哩餘を通過し巴奈馬灣の海岸を去る六哩半なるペドロ・ミゲルに達す、更に水閘を過ぎて長さ一哩半を有するミラフロレス湖を經てミラフロレスに至り更に二個の水閘を通過し濕底地を經て巴奈馬に達す、運河の水深は四十呎乃至四十五呎にして其の幅員は場所によりて同一ならざるも海平水道は五百呎、湖上は五百呎乃至一千呎分水界の堀切は二百呎の幅員を有すと云ふ。

而して水路の全開鑿高はゲタール大佐の報告によれば二億二千二百十三萬四十立方碼にして本年即ち一千九百十二年九月十五日迄の開鑿高は二億千八百萬立方碼

條約は完全に英米間に批准交換せられたり。

斯くて一千九百一年該委員は巴奈馬運河及びニカラガ運河の比較は固よりメキシコのテハンテペック地峽、其他凡て運河を開鑿し得べき地點に關する調査研究を遂げたる結果ニカラガを最好地點となし佛國運河會社の財產を四千萬弗と決定報告したり、蓋し米國運河調查委員が右の報告をなしたる所以のものは委員等は固より巴奈馬地點の最も適當なるを認め垂涎措かざりしも佛國運河會社の要求價格一億弗以上なりしを以て米國は陽にニカラガの開鑿を吹聽し陰に佛國運河會社株劵の下落を待つて之を買收せんとする策略なりしなり於此運河會社は漸次其價額を低下し遂に千九百二年に至り四千萬弗を以て其特權並に既成事業を米國政府に賣却したり。

かくて巴奈馬運河開通に關する凡ての權利を得たる米國政府はコロンビヤ政府に向て之に關する條約を締結すべく交涉したるもコロンビヤ政府は遷延決せず遂に千九百三年に於ける同國議會は之を拒絕したり、此時巴奈馬州民はコロンビヤ政府に反して巴奈馬獨立の旗を揭ぐるに至りたれば米國は之を助けて巴奈馬共和國を建設せしめ千九百三年十一月卒先して其の獨立を承認し以て同國との間に巴奈馬運河に關する條約を締結したり而して該條約は千九百四年巴奈馬、北米合衆國間に批准せられ合衆國は茲に完全に運河開通に關する權利を獲得したり、今該條約の大要を記すれば如左

第一、米國は運河開鑿、維持、行用及保護の爲め運河地帶の永代使用權、占有權及支配權を獲得し同時に其の目的の爲め必要ある場合に運河地帶以外の土地及水を永久に使用、占有管轄するの權利を得たり。(運河地帶は運河の兩端海面各三海里に跨り長さ五十哩半とす、運河の兩側に各五哩の幅員を有す其の面積三百二十二英方哩なり、巴奈馬國の首府パナマ市及首府に次げる都會ある太西洋岸コロン市は共に運河地圈內に在りと雖ども條約上運河地帶の區域に屬せず運河地帶內は米國の自國の主權に行使し得るものとす)

第二　米國はパナマ市及びコロン市に於ける衞生警察權の外に兩市及其附近の地に於て公安維持の爲め警察權を行使することを得。

第三、運河並に之を通過する船舶及パナマ鐵道の安全若くは保護の爲めに武力を用ゐるの必要なる場合に於ては米國は其の裁量により何時よりとも其の警察隊及陸海軍兵を用ゐ若くは此等の目的の爲めに砲臺を築くことを得るの權利を獲得せり。

期限を以て地帶租借の權利並に運河を開通し且つ其の營業をなすの權利を獲得したり世にワイス特許と稱するものこれなり。

於爰レセップは千八百七十九年資本金一千萬法を以て佛國法律の下に巴奈馬運河會社を設立し二ヶ年の實地測量を成したる後工事に着するに至りぬ、而して其の豫定計畫に據ればコロン、巴奈馬間四十七哩にして資本金六億五千八百萬法を以て八年間に開通の目的を達する筈なりしが工事中幾多の障害頻出し加ふるに會社業務の經營其當を失したるに因り漸次資金の窮迫缺乏を來し豫定の水平式工事に於ては到底其の成功覺束なきを覺り、之を水閘式に變更し更に工事を進めたりと雖も會社の財政日に從て倍々窮乏を告げ千八百八十九年不幸にして破產の宣告を受くるの悲運に遭遇したり最初の運河會社は斯くの如くして瓦解したりしが該會社清算人は更に右會社の事業を繼續し千八百九十四年第二運河會社を設立したり、而して其の資本金六千五百萬法を以て向ふ十六ヶ年間に運河開洋成就の計畫を立て盛んに其の成功を揚言し以つて株式募集に努力せしも容易に豫定の資本を得る能はずして只僅かに其の事業を維持するの狀態に止まり何等其工事の進捗を示さゞるのみならず密かに米國に向つて該會社事業を買收せんことを交渉しつゝありたり。

米西戰爭の經驗により米國は地峽に運河開通の必要を感ずること愈々痛切となり運河開鑿は議會の重大問題となり千八百九十九年時の大統領マッキンレイは運河開鑿調査の權を委任せられたるを以て調査委員に命じて運河開鑿地帶の調査實測並に佛國運河會社の既成工事等を調査せしめたり。

而して一方に於ては米國は千八百五十年締結せるクイレトン・ブルワー條約の「英米兩國はニカラガ運河は勿論其他地峽橫貫交通路に對し單獨に之れを開鑿建設し且つ專屬的支配權を行ふこと能はざるのみならず運河沿岸又は附近に要塞及防備を施す事を得ず且つその通路は局外中立たるべき」條項によりて束縛せられつつありしを以て一意之れが改正に努力し千九百年三月ヘイ・パウンス・フォート條　を締結せんとせり、然るに之れによりて英國は運河の經營開鑿に對する參加權を引退し且つ運河通航自由平等及び戰時に際し蘇士運河同樣局外中立たることを約したりしが尙ほ其の條約中要塞防備を禁止するの條項有りしを以て米國の批准を見るに至らざりしが時恰かも南阿戰爭に際し英國は遂に米國の希望を容れ要塞防備禁止の條項を削除したりしを以て千九百一年十一月ヘイ・パウンス・フォート

第九篇　巴奈馬運河

(一)巴奈馬運河建設の由來

中米地峽に運河を開通し以て太西太平兩洋の通路を開かんとの希望は夙に今より三百五十年以前に發したり當時葡萄牙にアントニオ・ガルバスと呼べる航海者あり一書を著はしテハンテペツク、ニカラガ、巴奈馬の中何れかに運河を開通せば以て太平太西兩洋の交通をなし得べきを論じたり、又之れと相前後し西班牙王チヤールス五世は巴奈馬地峽に運河を開通せんとの希望を抱き再三探險隊を派遣して之を調査せしめたりしが偶々中道にして歿し其の子フイリツプ二世繼ぐに及び父王の希圖たりし運河開鑿の計畫は空しく放棄せられたるを以て終に巴奈馬開鑿の計畫は一時中絶に歸したり、而して爾來歐洲に於ても運河開鑿の輿論は全く終息すること二百年復た人の之を顧みるものなかりき。然るに千七百七十年頃に至り西班牙政府はテハンテペツクに運河開鑿を企畫し實地測量に從事するに至れるも亦種々の事情に制せられ之れを果すを得ずして止めり、斯くて千八百二十三年中米共和國獨立して一國を樹つるに方り運河問題は亦大に世人の注意を喚起し來りたり。

之れに次いて千八百四十八年米國カリホルニヤ州に於て一大金鑛の發見せらるゝや交通の不便甚だしきを以て運河の必要は益々痛切に感せらるゝに至り米國はニガラガに運河開通の希圖を起し人を派して之を調査せしめ而して一方に於ては巴奈馬鐵道を計畫したり、巴奈馬鐵道は千八百五十年に於て落成を遂げ太平洋巴奈馬より太西洋岸コロンに至る五十哩の間を開通するに至り兩洋岸の通商上多大の便益を與ふるに至りたり、然れども尙海運上の不便は之によりて除去せらるゝ能はざるを以て運河開通の輿論は倍々高く到底運河開通を見ずんば止まざるの觀を呈したり。

此時に當り佛國に於てはフエルデナンド・レセツプ千八百六十九年蘇士運河を完成し歐亞貿易の航路に一大變革を與へて世界の耳目を驚倒し莫大なる利益を收めたりしが亦もやレセツプ一味の徒は巴奈馬地峽の開鑿に着目し一千八百七十六年巴里に兩洋連絡運河協會なるものを組織したり、而して該協會はワイスなる者を派して巴奈馬地峽の探査に從事せしめたり、ワイスは敏活なる活動によりてコロンビヤ政府に向つて運河地帶の租借を交涉し首尾能く成功して茲にワイス、コロンビヤ政府の間に協約成立しワイスは九十九ケ年間の

が千九百十二年六月安達峰一郎氏公使として赴任す、墨其西哥國にては領事館の事務に屬すべきことも公使館之れを處辨す。

(七) 日本人の經營せる事業

一、チャパス殖民地

チャパス州は墨其西哥の南端にあり、此地に日本人の移住し初めたるは榎本殖民地企畫に源す、該殖民地は不幸にして失敗せしも之れに次いで起れる日墨協働會社は今に至りて十四年の歴史を有し駸々乎として進みつゝあり、會社はエスキントチ村を中心として附近數ヶ所に農場を置き牧畜に努め酒類製造をなす、商店あり、藥店あり、醫院あり、社員六十を超へ照井亮次郎之れを率ひ淸野三郎社務に當る、會社は尙小學校幼稚園を經營し社員の子弟訓育に資す、結婚甚だ多く二三年前墨人を妻とせる社員二十八名と傳へしが今は其數の增加せしこと疑ふべくもあらず。

日墨協働會社は一種の社會主義的組織にして社員たるは只だ勞働を供すれば足り、入社しても配當を受けず會社の必要物を需めたる殘餘は基本金として會社に保管す、會社を去らんとするや自己分の一時支拂を得る能はず十ヶ年に割當てゝ支給せらるゝなり、斯かるは主腦者の信用頗る大にして初めて實行し得べく一般に希望し得ざる所なり、其の他小橋厚本合資會社あり、村川商店あり、太田ドクトルの獨立開業あり、田川、田邊、野村、堀田の諸氏各自獨立農場を有す。

二、メキシコ市

此地方には會社として顯はれたるはなし東洋汽船の出張所あるもそは寧ろ切符取次所と見倣すべけん、商店はスエボーハポンを筆頭とし小野寺氏等のキモノあり田中氏のエルハポンもあり、皆數萬乃至數十萬の資を擁せるもの、首都の街頭に日本を代表せしむるに足る其他首府には七八の日用食料品店、理髮店を有す。

三、日墨產業株式會社

同會社は在米同胞間に組織せられたるものにして本部を加州ロスアンゼルス市に置き資本金三十萬弗となし之れを三十萬株に分つ、事業の目的は墨國の鑛山及び農業に從事せんとするにありて、目下ソノラー州シエナガに於て二ヶ所の鑛山を有し旣に支拂を完了して完全なるタイトルを所持す。

鑛移民契約あり、三十九年四十年の兩年に渡航せる同胞數千を超へぬ、されども彼等の目的たるや初めより墨國にあらずして實は北米合衆國渡航が其の最大目的たりしなり、されば渡墨早々是非の論なく國境に押し寄せ爲めに轉航禁止法の制定を見るに至りき。

目今墨國にある同胞は、此の時代に於て米國に轉せざりし人々にして在墨既に六年西班牙語を語り風俗漸やく眞墨人的たらんとして渠等の間稍區別し得べき程の色別を呈し來りぬ、獨立營業者、被雇者は區別の一方法なり、獨立營業者と云ふも之れを在米同胞の獨立營業者に比し來つては未だ見る影もなき程なり、然かも二三年前までは一介の勞働者たりしものが僅か百圓內外の貯蓄に依りて一業を創始し今や二三千圓の資を擁するに至りしは稱讚に値す、彼等の商店は小仕掛なり墨人式あり、店頭眼ばよき飾りなし、然かも粒々辛苦の痕は在米同胞には想像し難き程あり、商店は多くグロセリーなり、五六の理髮店もあれど此日用食料品店の十が一にも及ばず而して此種の商店は一杯酒屋を兼ぬるを常とす。

チワワ市を中心とせる日本人の發展は墨國中首府に次ぐべく或る點に於ては首府以上なるやも圖り難し、其資に動く一製材會社が約二百五十の邦人を大工として雇ひ入れ之れに伴ふて商人業を起し目下此製材所勞働に活く日本人を網羅せんとするの兆あり、チワワ市には約三十の日本人商店あり。

醫師は墨國に於て最も有利に且つ社會的に最も尊重せられつゝあり、首都メキシコは三四の斯業家を有し、コワウイラ州には原ドクトルあり、現今原氏は大病院に長となり患者四圍より集合す、シナロアの岡村氏、ソノラー州の北澤氏共に相當の成功と位置とを有して活動しつゝあり。

コワウイラ州はテキサスに接する北墨其西哥の一州なり、此地炭鑛に富み熊本、東洋の兩移民會社は數百の邦人を茲に移住せしめたり、ソノラー州には約八百の日本人ありと傳ふ、同州は鑛山數に於て墨國中第二を占め賃銀に於ては第一位にあり、同州の日本人は獨立せる營業に從事する者少なし然れども銅山銀山に勞働する者は或は鍛冶職として或は機械師として日給八圓乃至十圓(墨貨)を給せられつゝあり、契約業に從事しては時に日雇十圓以上に達するもあり從つて生活狀態も亦良好なり。

公館は公使館あるのみにて曩に荒川公使西班牙に榮轉してより三星霜公使を置かず堀口九萬一氏代理公使として勤務し、荒井金八、武富敏彥の二氏之に佐たりし

さりとて希望者は何人たるを論せず農務省に届け出づれば拂下げを受くるを得、殊に殖民者の爲には一層の便宜法をさへ設けあり。

(五)礦業　墨國は礦山國なり、三百有餘種の礦物を產し約五百の大會社が九億五千四百二十萬弗餘の資本を投じて數千の礦山を採掘す、礦山數に於てはハリスコ州第一にして三百〇二を有し、ソノラ州は二百三十四を以て次位を占む、然も金礦の最大なるは之をチワワ州に讓らざるを得ず、チワワ州のロサリオ礦は世界に於ても第一位にあるものにして金を出す、パトピラス礦は銀山にして同一州にあり、亦銀礦として世界一とせらる一ヶ月の收銀實に二十萬斤に上る、一年全礦山よりする利益は一億九千二百萬弗餘に算せらる、墨國に記錄あるに至りて以來礦山は三十億弗を產出せるものと云はるゝも尙ほ斯業は開拓の序幕開かれたるに過ぎず、尙ほ數千億弗の採掘も此の天產を盡す能はざるべし、今に於ても銀は全世界產額の半ばに出で居るなり。

石炭、鐵は殆んど無盡藏と云ふを得べし、只交通の便を缺ぐと工業用薪材に乏しきとによりて炭田、鐵礦の大產業起らざるは誠に遺憾なり。

(六)交通　鐵道の全延長一萬五千六百哩、內八千哩は廣軌式にして其の餘は狹軌なり、政府が過半の株券所有に依りて支配權を擁するは七千八百哩に出づ、今より四十六年前即ち我が明治元年には僅々三百五十哩の鐵道を有するに過ぎざりし國が今にありて此の成績を示し得たるは、偏へに外資の力に憑るものと觀察するを稱當れりとなす、電車鐵道は人口三萬以上位の都會にして之を缺ぐはなき程なり。

(七)漁業　墨其西哥の漁業は太西洋岸と太平洋岸との別なく共に有望なり、邦人中太西洋岸タンピーコ地方に於て一雄飛を試みんとせしものなきに非ざりしが、企業の支配方法宜しきを得ざりしと潤澤ならざりし資本とは事業の失敗を招致せしに過ぎず、然るに今や下カリホルニアに對する漁業熱昂起し來りて邦人中之に志す者少からず。

(六)メキシコ在住日本人及公使館

墨其西哥國に日本人の移住し初めたるは明治三十七年を以つて嚆矢となす、此年一艘の移民團の到着ありしかど移民會社の不親切なる種々なる違約を生じて渡航者の憤怒となり數閱月ならずして其の大部分の歸朝を見たり、越へて明治三十九年、大陸移民會社の鐵道契約移民の送致あり、熊本移民會社、東洋移民會社の炭

產物統計は玉蜀黍一億九千七十六萬五千九百七十七ブッシエル、小麥一千百九十七萬五千九百四十一ブッシエル、棉花十九萬一千六百三十五ベール、米二百三十七萬二千九百ブッシエルの產量を示す、グワユーレーは總額二十萬弗餘、以つて斯業の農業界に重きをなすを見るに足るべし。

米は熱帶の植物として取扱はれつゝあるも、北部メキシコ又之を產出せざるにあらず、テキサス州と相境するコワウイラー州の如き之を以て極めて有利の業として一大會社の設立をすら見たる程なり、又加州及びアリゾナ、ニユメキシコの諸州と境するソノラーに於ても亦昨年或る墨其西哥人の米試作に成功したるを傳へ本年は更に事業の擴張をなしたるを云ふ、場所はオンタゴタなり、斯くて北部メキシコまた水問題の解決と共に米作地の進暢を見るならむか。

農業の發達せざる地は牧畜業に盛んなるは斯界の通則なり、一千九百十一年の調査に依りて墨國は左の牧畜を有するを明かにせられたり

牛	五、三〇〇、〇〇〇頭	馬	八七〇、〇〇〇頭
ミユール	三五〇、〇〇〇	兎馬	三〇〇、〇〇〇
羊	五、〇〇〇、〇〇〇	山羊	五、〇〇〇、〇〇〇
豚	一、〇〇〇、〇〇〇	總價額	一億二千四百萬弗

墨國政府が農業發達に盡すは、一千九百十一月二月二十六日官報にて發表せる土地拂下令にて知らる、大要に曰く

政府は國內の諸州に於て農業に適する地を選定し之を安價に拂下ぐ、代價は十年に拂込むも又は一時拂となすも買手の任意なり、但し農業地としての拂下は二百町步に上るを得ず牧畜場としては五千町步までを拂下ぐ、若し拂下を欲せず之を租借する希望あらば政府は認定地價に對する年利五分の割合にて貸與す、此の場合に於て中途にて拂下を爲さんとせば常に租借者は第一撰擇權あり。

目今此の方法に依りて細民に拂下げせんと政府の計畫指定せる所在地及び一町步（日本の一町は墨國のエクタレヤと等し）の指定價格左の如し

所在地	一町步指定價 仙	所在地	一町步指定價 仙
チワワ	二、二〇〇	ドランゴー	二、〇〇〇
ソノーラ	二、〇〇〇	下カリホルニヤ	一、〇〇〇
チピワタ	二、〇〇〇	コワウイラー	二、〇〇〇
チヤパス	二、〇〇〇	グレーロー	二、五〇〇
タバスコー	三、五〇〇	ベラクルース	六、〇〇〇
ユカターン	二、〇〇〇	サカテーカス	二、〇〇〇
サンルイスポトシー	二、〇〇		

如上の賣下げは細民を賑はさむ主旨に出でたれども、

墺匈國	一、〇一〇、六五九	—
白耳義	一、八七六、〇九〇	三、四九六、二六五
加奈太	一、二二八、五七八	七四〇、八七六
中央亞米利加	五六、二二八	七八五、一四四
佛蘭西	九、四二四、〇八三	五、四八五、五六一
獨逸	一、九八二、六七八	三、六一九、七六七
英吉利	一、五〇九、〇九八	一七、〇九六、一〇〇
伊太利	一、〇三七、四二二	—
西班牙	二、八九〇、五二九	一、一二二、六三〇
南亞米利加	一、四七二、二五〇	二一、〇三六
西印度諸嶋	一一三、〇三五	九九六、三三〇
其他諸國	三、四三一、六二四	一一二、九〇三
合計	一〇七、〇六一、九五五	三八、八二三、八四八

北米合衆國より輸入せるもの丶中には、瀝質石炭の百六十三萬弗餘、木材の百七十五萬弗、原料木綿の三十五萬弗、靴類の百四十萬弗、車類の二百九十萬弗、電氣器械類の百三十五萬弗、鐵路の百八十五萬弗、建築用鐵材の百六十五萬弗、パイプ類百七十五萬弗、棉花油百八十萬弗、肉製物百十三萬弗等あり、之等の大部分はメキシコが製產し得るものなれば國の發達に伴ふて此種の輸入減少するあるべし。

(三)工業　工業は未だ幼稚なるを免れず、二三のビール製造所、一ヶ所の鐵工所、二三の紙卷煙工場、四五のシャボン工業、三四のゴム製造所を除外しては殆んど目に立つ程のものなし、勿論各地に資本金十萬乃至二十萬弗を擁して設立せられたる工業散在せられざるにあらざるも未だ其の仕掛の少あるは新進國として是非もなし。

(四)農業　メキシコは農業に發達すべき天の利を有す氣候熱帶と溫帶とを有するが故に產物も亦種々なるべき特長あり、バナヽ、珈琲、パインアップル等より小麥、棉花、凡百の野菜殆んど收穫せられざるはなし、殊に工業用として煙草、ヱチツケン、マゲイ、グワユーレの如き極めて有望なりとす、然れども現今に於けるメキシコは多く農業に着目せざるなり、礦山に富み外資の輸入その方面にのみ多く農業爲めに人の注意を惹く能はず、されば一部の士民のみに依つて行はるゝ農業は、原始的たるを免れずして耕耘の法則無視せられ、鋤を加へずして種を下す如きすらあり、近來外人の移住と新式の農具輸入とは一部の農業家に革新を促進し、工業用植物と熱帶植物(主として果物)方面は新式農法頻りに行はれつゝあるは賀すべし、グワユーレは一種の灌木にしてゴムの材料を供し、世界の需要多く且つ有利の業なれば此の方面に資本の投下大なる傾向あり、トーレオン市、サルチヨ市等は既に大仕掛の工場を具へ附近農業家に推奨して斯業發達に資しつゝあり、一千九百十一年六月に終れる年度の主なる農

地の所有を認められざること及び沿岸十五哩間に於て土地を所有する能はざることあり。

メキシコ土族が南洋より漂流し來りたりと云ふは最も信據すべき歷史的事實なり、彼等の內我が日本人に類するが如く風俗、言語等に相似點多しとか、吾人も亦我高天原民族の南洋より來れるを信ずるが故に其の地方の嶋のまたメキシコ人の祖をも出したるを信ず、ただ數千年の路合は、多少兩人種に異あらしめたるもさりとて之を以て吾人とメキシコの或る種族との間に無干涉とは斷じ難し。

(五)產業

(一)商業　國內商業は內外人の共に從事する所にして外人としては獨逸人、西班牙人及び土耳古人等優勢なり、獨人の商業は多く大仕掛にして、歐洲米國等より直接買入れをなすが如く西班牙人は數に於て獨人に超ゆるも量に於いては之に及ばざるなり、土耳古の商人は多く安物賣りにして小間物を主目的物となす、英米人は多く商業に從事せずして礦山及び製造業に着目し支那人は洗濯業に名あり。

北米合衆國に境するコワウイラ州、チワワ州及びソノラー州等は多く工藝製產物を米國に仰ぎ、風俗亦米國式なるも、夫れより內部に入りては佛、獨、西、英等の貨物大々的に市場を蠶食し居れり、流行の如きも亦範を歐洲に執り自轉車、器械類、活動寫眞の書に至るまで歐洲製の品物を見ること多し、米國が目下メキシコに有する投資額は八億六千五百萬弗の巨額に上る、英佛は之れに比して甚だ少許の資本を投下せるに過ぎざるも尙全額五千六百萬弗と云ふ、千二百の米國會社は國中に營業をなす、また旺ならずや。

銀行數は千九百年に於て僅かに十、總資本金四千二百萬弗に過ぎざりしが今は其數三十八の多きに及び資本の全額一億七千六百萬弗を唱ふ、其他數百の支店は之等銀行の補助として全國をして銀行の恩惠に浴せしむ

(二)貿易　一千九百十一年六月に了れる年度に於ける輸入は一億七百〇六萬一千弗にして輸出は一萬三千八百萬弗餘なりき、輸出の大部分は粗製品、原料品にして輸入の大部が製品、工藝品なるはメキシコの產業狀態、歐米の儔にあらざるを明示するものなり、米國は隣國として貿易國の首位にあり、輸入に於ても全輸入の半ば以上を占め輸出に於て七割以上に居る、左に國別に依れる貿易統計表を揭ぐ

國名	輸入	輸出
合衆國	六一、〇二九、六八一	一〇五、三五七、二三六

は寧ろ止むを得ざるものならむか、但し法律のみは義務教育制を布き教育の一般普及せんと計る。

目今公立學校の數一千百に及び公私學校に就學する者一百萬を以つて數ふ、國民として見て文字あるは五十パーセントに及び故母國西班牙の上にあり、尙日に增加する學校は大に國民敎育の擴大に力あるべきや論なく、宗教學校また大に此業を助く、高等の學校として政府は美術學校、工業學校、醫學校、法律學校、商業學校職業學校、音樂學校、礦山學校、陸軍兵學校、盲啞學校、海軍兵學校を維持す。

小學教育は州政府の責任なるも中央政府の補助する部分は却って州の支出の上にあり、此他宗教團體の維持する學校も其數甚だ多く著しく國民敎育の上に貢献する所あり。

宗教は天主教を以て最となし、新教の諸派殆んど勢を得ず、現今政治界に宗教の勢力を認めずと雖も今より四十年前までは宗長即ち政治長たるの觀を呈したる程なれば其勢力の一般人民に於ける今に於ても頗る大なり。

宗教上の意味よりする祭日に毎週木日の二曜あり、此日はメキシコ人の最も嬉しき日あり、男女盛裝して公園に集合し市又は町は音樂隊を供して興を添ふ、此の種の公園は必らず市又は町に一個又は數個を具ふる所にして其の構成米國等のものゝ如くならず、中央に音樂堂を置き四周に二廻り三廻りの通路を設けて男子は一方に女子は他方に練り廻るなり。

(四) メキシコ人

普通の意味に於けるメキシコ人は、舊土族西班牙人、少許の黑人及び雜種とより成る、そが比例は第一章に詳にしたり。

歸化に依り公民權を得るは甚だ他と異なるものあり今其の場合の主なるものを擧ぐれば

一、メキシコに在りて子を擧げたる場合には特に自己のメキシコ人ある希望なき旨を屆出でざる以上父母子共にメキシコ人たるの國籍を獲得す

二、メキシコにありて土地を購ひ之が登記をなすに當り特に自己のメキシコ人あるの意志なき旨を發表せざる時は法理上メキシコ人となれるものと見做さる

三、先づ正式にメキシコ人たらむ希望を發表し後半ケ年メキシコに住居せば完全に公民たるの權利を得、此場合には第一回意志表示の手續と公民權獲確定手續と二回の順序を履まざる可からず

メキシコは外人の土地所有權を許可す、たゞ例外としてはメキシコと國境を接する國の臣民は其の國境地方の土地を所有する能はざること、其他の外人と雖も豫じめ大統領の許可なくしては國境六十哩以內に於て土

市の南方に於て再び合致し此處にメキシコ富士ポポカトペトルを産む、其高さ一萬八千七百尺四時白雪を頂き巍然として天に聳ひ、メキシコ人千五百萬の崇敬を享くること殆んど吾國に於ける富士山の如し、此の双山系の中間は豐沃なる高原にして、氣候温和に植物繁茂、土俗稱してテイラーテンプフーダとするもの、首都メキシコ市は此間にあり、氣候の變化少なく常に温度七十度を上下し寒暖の差五度を超ゆること稀れあり山脉其の物の中心はメキシコの寒帶にして時に七月霜を見ることさへあり。

メキシコには噴火山多く其數十に上る、就中オリサバ山最も著はる、高さ一萬七千五百二十尺。

山脉急に太平洋に沒して港灣の多きを形成す、マンサニオ、アカプルコー、サリナクルース、グアイマスラーパス等悉く太平洋岸の良港たり、マンサニオには日本東洋滊船會社の定期航路あり、東部米國との貿易大なるが爲め人工を加へて良港たらしむるの面目を與へたる二三のものあり、ベラクルース、タンピーコ等之なり前者はメキシコの最重要港にして首府メキシコに於けるや東京横濱の關係の如し。

メキシコが其初め西班牙の領地たりしてふ事實は土俗を解する上の最大事柄たるを失はず、衣食住共にラテン系、佛蘭西系、西班牙系を帯ぶ、近時米國文明の華麗にして洒脫あるが輸入せられたりと雖も未だそは北部の一地帯に過ぎず、内部には依然舊世界の異假と古來インデアン族の風習との面影を有するあり。

家は概ね一層にしてアドベーある縦二尺横一尺五寸厚さ四寸程の土塊に些少の人工を加へたるものを材料として作製せらる、メキシコは生活程度高からず衣食に美食艷衣を誇るには程遠し、生るゝより死に至るまでサツタコートを身にせざるあり、一枚の毛布を身に纏ひ夜は以て寢衣となし晝は之を以て外套に代ふ、斯かるは殆んど全國民の半ばに達せり。

メキシコ人は極めて親切なり、辭儀丁寧あり、言語の妙を極めて人に接し、往々吾人に泡吹かすことあり、人と路に會ふや先づ握手の交換を忘れず、喃々語つて敬意の交換をなすの狀數年住み慣れずしては能く之に眞似る能はざる程なり、諸事緩慢晝寢はメキシコ人の常習なり、一時頃より四時頃まで一室を出でずして忙しき夢路をたどるは餘り褒めたものにあらず。

(三) 教育及宗教

メキシコの學校教育は未だ取立てゝ云ふ程にもあらず人口稀薄に且つ富みたりと云ふを得ざる國家なればそ

人種なり。

首府をメキシコ市と稱す、人口千九百十年に於て四十七萬六百五十九、ラテンアメリカ中南米アルゼンチンの首都ブエノスアイレスに次ぐの大都會なり、市街整備し交通遺憾なく商業殷盛殆んど間然する處なし、公共の建物等の壯大なるは悉く此市に集まり彼の千五百萬弗にて設計せられたるテアトロ、ナシヨナルと稱する世界第一の劇場も亦此處にあり、市は海拔七千尺の高地に位するが故に氣候佳絶、四時大なる變化を見ず其の他都市の大なるものはグアダラハラ十一萬八千七百九十九、ポエブラ十萬一千二百十四、モントレー六萬一千六、サンルイスポクトシー八萬二千九百四十六レオン六萬三千二百六十三人等なり、グアダラハラは舊都市として鳴り、ポエブラは紡績に名高く、モントレーはメキシコの市俄古てふ名を得たり、其他の都市は州の首都なるが故に又は農業地の中心にあるが故に殷盛なるを得たり。

陸軍はもと義勇兵組織にして巡査及びルラーレスなる地方守備騎兵をも加へて軍隊を組織し、多く輕罪に相當する犯罪人を以つて主部隊となし來りしが斯くては數に於て豫定の如くならざると及び千九百十年のマデーロ革命に於て著しき缺點とを露はしたるに基因して千九百十一年マデーロの自ら政權に憑るや直ちに義務兵役令の發布を斷行し、たゞ國の革命狀態を脱せざる既に三年未だ新徵兵令の實施を見るに至らず、一千九百十二年九月末の陸軍は四萬九千三百三十二人の兵員を有せり。

海軍はありと云ふ程あらず、十五の小型の艦船と之が乘組員たる一千の水兵二百の將校はメキシコの海軍を形成す、今軍艦の種別を擧ぐれば左の如し

小形砲艦	六隻	小形練習艦	二隻
假裝砲艦	二隻	小形通報艦	五隻
計	一五隻		

(二) 地勢及風俗

メキシコの氣候に關して邦人間多く誤れるものあり、位置南に偏したれば暑きこと炎くが如けんなど想ふべけれど、實際上國の地理は著しく一般推定の誤を示すなり。

北米合衆國に於けるロツキー山系はメキシコに入りて二岐を生じ、一は東海岸に走りてシイラーマードレーオリエンタルと稱せられ他は西海岸を沿ふて南に走りシイラマドレオクシデンタルと名づけらる、而して其の西なるは普通一萬尺を降らず東なるは稍低く六千尺を以て一般となす、此の二山脈は南に走つてフエブラ

第八篇 墨其西哥國勢

(一)政治、人口、陸海軍

メキシコ合衆國は一千八百十年に初めて獨立の緒を開きたりしものにして北隣の北米合衆國の獨立に後るゝこと數十年にして、建國の範を後者に執り立憲共和國として其法律中央政府對地方政府の關係殆と相似たり憲法は行政、司法、立法の三權分立に依り國家政治の實際に當りて相牽制せしむるあらんとし、大統領を行政部の首腦とし年俸二萬五千弗を給し八省を置きて之れに隷せしむ、外務、內務、司法、文美術、產業、遞信官業、大藏、陸海軍等之なり、各省長官の年俸は一萬二千五百弗あり、而して之等八省大臣が議會に對して責任を負はずして大統領にのみ責を有するの點米國と均しくして他立憲王帝國の如からず。

立法部は二院制を執る、五十六人の會員より成る上院と二百三十三人の代議員とより成る、衆議院とは乃ち國家の立法機關たり、其他各州は各自州議會を有し州に關する立法の衝に當り居るなり、議會は年二回集合して國家萬般の必要に應じての法を選定するは他立憲國の如し、而して議會が開會し居らざるに當りても尙立法機關を代表す可きものゝ必要あるが故に、上院は十四人を出し下院は十五人を定めて常置員たらしむ。大統領の任期を六ケ年となす、而して副大統領が之と同一任期を有するは理の當然あり、而して千九百十二年に於ける內亂の結果マデロ內閣は仆れて將軍ウエルタ氏假政府を作るに至れり、衆議院議員が人民の選定に依るは言を俟たず。

司法權は一の大審院と三の巡廻裁判所と三十二の地方裁判所と及び多くの州、郡裁判所の手に收められたり而して之が運轉の衝に當る裁判官等も亦行政官、立法者と共に衆民の選擧に依る、斯くして三權の分立完全なるを見る、法理上行政、立法、司法共に直接人民に責を有し相互は相容れざる形式を呈す。

メキシコは七十六萬五千七百八十四方哩の面積を有し殆んど北米合衆國の五分の一に相當す、其初めメキシコは現今の加州の地を始めネバダ、ユター、コロラド、ニユーメキシコ、アリゾナ、テキサス等の地を領せしも二回米國と戰つて敗れ其れを失ひぬ、目下政治區劃として二十七の州と三の個州と一府とを有し千九百十年に於ける人口千五百三十萬三千を數へき。

人種は白皙、銅色及雜種の三種にして其の比例は概ね一割九分の白皙種、四割三分の雜種、三割八分の銅色

を施しつゝあり昨年末に於て此等未成年者男百四十七人女五十二人ありたり、縣下に於ける首腦的未成年裁判所は即ちホノルヽに在る第一巡廻裁判所內に在りて昨年度の事務取扱數六百〇一件にして前年度よりも百五十二件を增加したり、其中犯罪者五百十八人殘部八十三人は寄食法を講じてやりたるものなり、右犯罪者を人種別によりて示さんに布哇人二百二十九、葡國人百〇七、支那人九十九、日本人四十九、其他三十四人也。

二、縣　監　獄

布哇縣監獄は一千八百五十七年の建築に係りホノルヽ港灣附近に在り遠からずして市外の新敷地に新監獄建築の計畫あり各地方に設置しある監獄は各郡役所之を管轄す、未成年者裁判より廻附せられたる未成年男女收容の爲めには二個の感化院あり、縣監獄の典獄は縣高等警部之れに當る昨年度の重罪犯人は入八十九人、出九十二人にして年末の現在數二百四十八人ありたり禁錮宣告を受けたる者入百二十一、出百二十人にして年末には十六人殘り居たり、年末在監囚全體にて二百六十四人、之れを人種別によりて示せば日本人五十九(女二)布哇人五十四(女二)支那人三十四、朝鮮人二十其他九十四人あり。

▲布哇の歐洲移民輸入費

一千九百九年十二月より一千九百十三年六月三十日に至る間に於て歐洲移民輸入費と稱する縣庫の特別所得稅收入中より割當てたる財源を以て布哇に輸入したる歐洲移民數は西班牙人五千四百四十九人、葡萄牙人二千七百五十八人、此の輸入費七十四萬一千八百三弗七十四仙、露西亞人二千百二十一人同上輸入費十八萬八千七百八十六弗十六仙なり、尙ほ其以前の二ヶ年半間に於て特志家の寄附金に依り特別移民船を借入れ移住せしもの西班牙人二千二百四十六人、葡萄牙人二千四百三十四人此の輸入費二十九萬一千百九弗五十三仙なり、而して以上六ヶ年間に於ける歐洲移民の輸入數を合計すれば西班牙人七千六百九十五、葡萄牙人五千一百九十六、露西亞人二千一百二十一、總計一萬五千〇十二人となる、其內男は五千三百九十九人、女三千六百四十四人、兒童五千九百六十九人にして以上の輸入費として要したる總額一百二十二萬一千六百九十九弗四十仙、之れを一人當てに割り付くれば平均八十一弗三十八仙を要したる譯なり。

斷もく擴張せられ鑵詰所も新設又新設せられつゝあり白人農業家に取りては此の鳳梨業は最も適當なるを以て此事業に從事する白人數は漸次増加の傾向を示せり

三、煙　草

更に新興事業中最も有望するを煙草なりとす、煙草栽培業は今や漸く試驗時代を通過し終れり、實驗の結果其栽培上或は摘葉上、取扱上、施肥上、保護上多大の改良を見るに至れり。昨年コナ煙草會社敷地にケオケア煙草會社(資本金五萬弗)創立せられ目下熟練したる布哇人、比嶋人職工をして葉卷を製造せしめつゝあり、四個の煙草栽培耕地より昨年度の收穫高は十四萬四千封度其價格は四萬九千九百弗に達せり、目下投資高は約三十六萬五千弗にして栽培地面積は百十九英町而して斯業就働勞働者は二百六十十人あり、其他パーミユダ種の玉葱栽培、キヤベ實よりの飼料製造等の新産業は續々として起れり。

(七)裁判所及監獄

本縣裁判所は大審院一(三人)巡廻裁判五(第一巡廻裁判所は三人其他各五人)地方裁判所廿九より成る、大審院及び巡廻裁判々事は大統領より任命せられ、地方判事は本縣大審院長之を任命す、大審院は殆んど控訴院にして巡廻裁判は普通一般の裁判事件を執掌し且つ地方裁判と等しく未成年裁判をも兼ね千九百十一年度の各裁判所の取扱ひたる事件は左の如し

大審院	七七	巡廻裁判	一、六三〇
地方裁判	一二、八三〇	計	一四、五三七

其內一萬一千二百〇七件は刑事訴訟にして殘部三千三百三十件は民事訴訟ありき、而して此の刑事訴訟に關して告發されたるもの九千〇三十二人ありたり、更らに此の告發者を各人種別及び全人口に對する割合を示さば左の如し

	告發者數	全人口に對する割合
布哇人及混血人	一、五八一	、四一〇
支那人	一、三五八	、六二六
日本人	三、二七八	、四一一
葡國人	四八九	、二一九
其他	二、三二六	、七二八
合計	九、〇三二	

即ち一千九百十二年の日本人の告發されたる者三千二百七十八人にして當時の人口に對する四分一厘一毛を出せる譯なり。

一、未成年者裁判

保護者を有せず寄るべき家庭も團體も有せざる男女未成年者は之を感化院に送り諸種の實務的技工上の政策

モロカイ	九	—	九	—	三六	—

二、學童の人種別

縣下官立私立學校に通學せる學童の昨年度の人種別は左の如し

	官立	私立	前年よりの増加率割
布哇人	三、四五三	八〇〇	、一一三
日本人	八、三六九	九三〇	二、二
混血布哇人	二、七六五	一、三一〇	、九
米國人	四五九	七一〇	一、三
英國人	八五	五一	一、一
獨逸人	一七九	一二九	一、六
葡國人	四、二一四	一、一一七	一、三
支那人	二、四七一	八〇一	、八八
ポトリコ人	五一〇	六八	一、九
朝鮮人	二七四	一一九	三、八
其他	九七四	一二一	六、六
合計	二二、七五二	六、一五七	一、五

即ち日本人學童は官立學童數の二割七分九厘八毛、私立學童の三割一分一厘、官私全學童數の三割一分〇九毛を占む。

更らに過去十二年間に於て日本人學童及び全學童（各國人種全體）の増加の跡を見るに左の如し

年次	全學童	日本人
一九〇一年	一五、五三七	一、三五二
一九〇二年	一八、三八二	二、三四一
一九〇三年	一八、四一五	二、五二一
一九〇四年	二〇、〇一七	三、三一三
一九〇五年	二一、六四四	三、八六九
一九〇六年	二一、八九〇	四、五四七
一九〇七年	二三、〇八七	五、〇三五
一九〇八年	二三、四四五	五、五一三
一九〇九年	二四、八八九	六、四一五
一九一〇年	二五、五三七	七、〇七八
一九一一年	二六、一二二	七、六〇七
一九一二年	二九、九〇九	九、二九八

（六）産業

一、砂糖

砂糖製造業は其他の全産業を綜合するも遙に之れに及ばず、昨年度の製糖高は五十九萬五千二百五十八噸にして之を布哇糖業開始以來の最大豊作なりし前年度の五十六萬六千八百二十一噸に比するも尙ほ二萬八千四百二十三噸の増加なりき、但し本年度は天候不順の爲め多少の減少は免る可らざるもの丶如し。

二、鳳梨

布哇産業中糖業の次に位ゐするは近年顯著なる發達を遂げし鳳梨業あり、本年度の産出高は二百萬函（一箱鑵詰二打入）と豫想せられつ丶あるが無論之を伴ふて生果もあれば汁液も産出せらるべし、栽培地面積は間

て其拂受けたるホームステッドの開拓費を得るの道を與へんが爲めなり、但し三ヶ年間斷へず定住したる者は三ヶ年後に其ホームステッド所有權を許可せらる、若し農業の目的のホームステッドある場合には其土地の每年一割二割三割と年限來るまで開拓して農產物を栽培せざるべからず、然して五割乃至六割の開拓栽培をなして三ヶ年を經且つ二十五本以上の樹木を同年間培養繼續したる場合には何時なりとも所有權を獲得するを得可し。

(五)教　　育

一、學校種類及教育費

官立學校は師範學校一、ハイスクル二、感化院三、普通小學校百五十一より成り、他に布哇農科大學あれ共此は獨立的經營の許にあり私立學校は五十一あり、其設備の點に於て或は財政の點に於て頗る完備し居れり、私立學校は學務課の許可を受くべきものにして且つ其の監督の許に置かれ縣下學童の三割は此等私立學校に在り、敎師は官私立全體にて八百八十二人を算し前年度よりも八十三名を增加せり右の內官立學校敎師は五百八十二名にして私立學校敎師は三百名なり、又其內男敎師は百六十八名にして殘部六百八十四名は女敎師なり、更らに之れを人種別にすれば米人四百二十六、混血布哇人百八十三、布哇人八十三、葡國人五十七、英國人四十七、支那人三十、獨逸人十五、日本人十二人、其他二十六人あり。

今過去十二年間に於ける學童及び敎育費增加の跡を見るに左の如し

年次	學童數	敎育費
一九〇一年	一一、五〇一	三五八、九二六
一九〇二年	一三、一八九	三六四、三七五
一九〇三年	一三、七九三	三九三、五〇三
一九〇四年	一四、四六七	四〇九、〇四九
一九〇五年	一五、二〇二	三三六、三五九
一九〇六年	一六、一一九	三六一、四五九
一九〇七年	一七、一三八	三四九、九三三
一九〇八年	一八、五六四	四六七、五五五
一九〇九年	一九、五〇七	四四六、八三三
一九一〇年	一九、九〇九	四七〇、一七六
一九一一年	二〇、五九七	四七九、三五一
一九一二年	二三、七五二	六三〇、三三五

次に官私立學校敎師學童數を各嶋別に示せば左の如し

嶋別	學校數 官立	學校數 私立	敎師數 官立	敎師數 私立	學童數 官立	學童數 私立
布哇	六二	八	一八六	二八	七、四二〇	八四六
馬哇	三四	九	一〇二	三〇	三、七三三	九三三
オアフ	三五	三二	二三五	二三七	八、七九三	四、二九二
加哇	一七	二	六九	五	二、六〇一	九六

尚ほ同年期間に於ける耕地就働日本人の増減は如左

年次	人口	年次	人口
一八九九	二五、六四四	一九〇〇	二五、六五四
一九〇一	二七、五三七	一九〇二	三一、〇二九
一九〇三	―	一九〇四	三三、三三一
一九〇五	二八、四〇六	一九〇六	二六、二一八
一九〇七	三〇、一一〇	一九〇八	二八、七七一
一九〇九	二六、八九五	一九一〇	二八、一〇六
一九一一	二七、五八二	一九一二	二八、一二三

八、官有地

本縣官有地は之を測量區劃してホームステッドとなし市民に分ち來れり、過去十二ヶ年に於て斯の如くして市民に拂下けられたるホームステッド數は二千百九十八個にして其内の千二百六十七個は過去五ヶ年間の拂下げ數なり、昨年度に於けるホームステッド拂下數四百八十三、其の獲得者を人種別に依りて示せば如左

布哇人	二四二	葡國人	一二一
米國人	七六	日本人	二五
露國人	七	西班牙人	三
支那人	三	英國人	二
獨逸人	二	佛國人	一
亞弗利加人	一	合計	四八三

米國人獲得數割合は昨年度以前の如何なる年度よりも多大の膨脹を示し居るが此は米國人に適せる鳳梨栽培土地が開放せられたると本縣に市場局なる物を創設せられて生産物の販路を媒介し或は善良農産種子の分配等に多大の盡瘁をなす所ありたるに依る、又茲に最も注目に値す可きは日本人のホームステッド獲得者數なり、ホームステッドは布哇市民權を有するもの丶みに拂下げらる丶ものなれば以て布哇出生日本人が漸く丁年に達し始め且つ彼等が如何に熱心にホームステッド獲得を望めるかを推すべし。

九、ホームステッド拂下法

ホームステッド拂下げに關する政府と拂受者間の契約は過去の經驗によりて修正を加へ現行契約法は最も完全に近きを得居れり、ホームステッド代價拂込高は最初の年度に於て五分を上納し其の後は毎年一割宛六分の利息附にて十ヶ年間に納了するものとす、但しホームステッド拂受者にして其年期間よりも早く拂濟まさんと欲せば其は當人の自由にして政府は夫れ丈け便利を受くるを以て代價割引の特典を與へつ丶あり、若し其の拂受けたるホームステッドにして住宅敷地なる場合には拂受者は拂受け當時より二ヶ年内に其の土地に十ヶ年の間に五ヶ年の日子（尠く共一期間六ヶ月以上家）定住せざる可らず、然して最初二ヶ年の猶豫を與へ且つ殘部五ヶ年の日子の定住を免除するは當人をして其の日子を他の勞働に從事して金錢を收益せしめ以

の增加に伴ふ出生率の膨脹の爲めに日本人投票權者の增加甚し著るしきものあるべし。

布哇縣政府成立以來十二年間に於て日本人學童數は一千三百五十二人より九千二百九十八人に增加せり、但し其中の大部分は布哇出生には非ず、過去二ヶ年半間に於ける日本人兒童の歸國數七千八百九十六人を算し渡來したる者僅かに八百九人なりき。

五、本縣扶助移民

本縣政府は歐洲の家族的農民移民を輸入せんが爲めに千九百五年移民課なるものを創設せり此の移民課を通じて千九百六年六月以來の過去五ヶ年半の間に於て輸入したる歐洲移民は西班牙人五千二百八十、葡國人四千九百六十二、露國人二千〇五十六、合計一萬二千三百〇六人にして其內男四千四百五十七女二千九百二十二小兒四千九百二十七人、然して之れが輸入費に八十九萬三千百十九弗を要せり。

六、耕主扶助移民

其他布哇耕主組合の扶助に依りて輸入せられつゝあるものに比嶋人あり歐洲移民輸入困難の今日痛切なる勞働力の要求を充す可き方法は唯是あるのみ、過去三ヶ年間斯の如くして輸入されたる比嶋人は即ち左の如し

一九一〇年	二、七二一
一九一一年	二、二〇九
一九一二年	三、〇四三
合計	七、九七三

比嶋人の最初輸入せらるゝや疾病其他の點より劣等なる階級の者多かりしも其後多大の注意の結果改良の跡著しきを見る。

七、耕地勞働と非亞細亞人

布哇縣政府成立以來過去十四年間に於ける砂糖耕地の亞細亞人と非亞細亞人勞働者數の比較消長を見るに非亞細亞人の割合漸次膨脹しつゝあるを見る、即ち左の如し

年次	亞細亞人	非亞細亞人	非亞細亞人の割合 割
一八九九	三一、六二三	四、三六四	一、二一二
一九〇〇	三一、六二三	四、四二七	一、二三〇
一九〇一	三二、五一三	七、〇七四	一、七八六
一九〇二	三四、九六六	七、二七六	一、七二二
一九〇三	—	—	—
一九〇四	三八、五四四	七、三一六	一、五九五
一九〇五	三七、四九〇	七、七五三	一、七一三
一九〇六	三三、五一七	八、〇〇八	一、九二八
一九〇七	三五、九九六	八、四五一	一、九〇〇
一九〇八	三七、八二二	九、一〇六	一、九四〇
一九〇九	三二、六六五	九、〇三七	二、一六七
一九一〇	三二、六一九	一一、二九八	二、五七二
一九一一	三二、一一一	一二、九三七	二、八七一
一九一二	三二、五三五	一四、八一〇	三、一二八

葡國人	三二五	一一九	一九五
西國人	二五四	一〇一	一七九
露國人	五二	四二	五四
其他	四四七	八二	四七
計	三、六五四	一、一四九	一、四六九

即ち日本人の歸國數は男子千八百二十九人婦女七百四十八人兒童九百十一人に達せり、之れを渡來者に比較する時は男子に於て五百二十七を失ひ婦女に於て千二百七十三人を得兒童に於て七百三十五人を損したる譯なり。

三、重要なる日本人の増加問題

斯くの如く日本人移民禁止され歸國數の渡來數を超過するに至りしは日米政府間の默約の結果に因るものなりと雖も同默約は他方に於ては其の結果として婦女の渡來數を激増せしめ從つて日本人の出生率を増加せしむるに到れり此は實に重大なる問題なり、如何となれば布哇に出生したる彼等日本人の大部分は米國市民權を獲得するを以て彼等の中より多數の選擧權者を出すや必せり、但し縣下日本人の出生數は夥しきものあれども未だ丁年に達したる者は比較的少數にして七八歲以下のもの多數を占め居るを以て布哇出生日本人中幾部分が布哇に止まるべきか或は如何程迄精神的に米國人たり得るかを斷定するは不可能なれば日本人問題が實際に於て果して如何に痛切なる問題となるべきやは今日の所未だ遽に論ずるを得ず。

四、布哇將來の政界と日本人

一千九百十年の人口調査當時布哇出生日本人男子にして投票年齡に達するものは僅かに五十三人を算し其中投票す可く登錄したるは十三人に過ぎざりき、然して八歲以上の者は二千六百七十六人なりしを以て此の人數が死亡又は歸國に依りて減少せず或は其の以前に日本に歸りたる布哇出生日本人にして再び歸布して增加せざる限りは千九百卅三年に於て布哇に投票權を有する日本人は未だ僅に二千六百七十六人に過ぎざるなり同調査當時の日本人以外の布哇市民權所有男子を見るに全體にて一萬八千二百八十人にして其の內投票登錄をなしたるもの一萬四千四百廿九人ありたり、然して之を前述日本人豫想法と同樣の方法に依りて其の將來を推算するに千九百卅三年に於て布哇の日本人以外の投票權者は實に二萬九千七百九十八人を算すべし、然して日本人以外の投票權者は既に市民たる米國人及び歸化權を有する歐洲移民の渡來に依りて其の數を增加すべけんも日本人に到りては歸化に依りて增加せんことは望むべからず然れども千九百卅三年以後は今日八歲以下の日本人兒童數の夥しき事及び日本人婦女呼寄

なれ共住宅敷地の買占め、住宅の建築、ホームステッド獲得等の上に於て其の證左歴々たるものあり。

一、日　本　人

扶助に依らざる移民中最も注目に値す可きは日本人の増減なりとす、米布合併後日本人の渡來數は歸國數を超過する事多大なるものありしが其の過去數ヶ年間に於ては歸國數却つて渡來數を超過するに到れり、最近日本人の傾向は男子及び兒童の歸國數は渡來數よりも甚だしく其の代りに呼寄婦女の渡來するもの歸國婦女數を超ゆること著し、然れば日本人人口の增加し得る唯一の道は出生數の死亡數を超過するにあるのみ、例へば千九百五年一月一日より千九百十二年一月一日に至る七ヶ年間に於ける日本人渡來數の歸國數を超過すること男子に於て二千四百三十六、婦女に於て四千三十八ありたるも、兒童の歸國數七千〇八十七ありたるを以て結局五百十三の損失を示せり、更に之を過去二ヶ年半に就て見るに男子の歸國數は千二百六十九婦女渡來數は二千百六十二兒童歸國數は二千百十二の超過ありたるを以て結局千二百十九の損失となれり、以上は勿論下等船客數統計表に依りて調査したるものなれば上等船客として出入したるものを計上すれば多少の變更を生ずるは已むを得ざるなり。

二、各國人種出入

今昨年度の下等船客として出入したる各國人種の出入別を示さんに次の如し

▲渡　來　數

	男	女	小兒
日本人	一、三〇二	二、〇二一	一七六
支那人	四二六	四四	四二
比嶋人	二、五七三	二七五	一九〇
朝鮮人	｜	九	五
印度人	七	｜	｜
ポトリコ	一	｜	｜
葡國人	二九五	一九〇	三七七
西國人	三〇五	一九四	三六七
露國人	一一五	五八	九七
其他	四八六	六九	四五
計	五、五五五	二、八六〇	一、二九四

即ち日本人の渡來數は男子千三百二人婦女二千〇二十一人小兒百七十六人ありたるを見る。

▲歸　國　數

	男	女	小兒
日本人	一、八二九	七四八	九一一
支那人	六四八	三九	六〇一
比嶋人	一四一	七	八
朝鮮人	四九	七	九
印度人	六	｜	｜
ポトリコ	三	四	六

	輸入額（弗）	輸出額（弗）
日本船	一、五六三、三〇六	二二、五四一
英國船	一、〇五一、〇〇六	八七、四六一
獨逸船	三四八、五七七	—
諾威船	六三、二八二	—
佛國船	一六、〇七八	—
濠洲船	四七七	—
伊國船	三一八	—
其他	一、七八〇	—
計	三、〇四四、八二四	二〇、〇〇二
米國船	二五、六四九、四九八	二五、三三九、四三六
總計	二八、六九四、三二二	二五、四四九、四三八

即ち日本船の輸入額は百五十六萬三千三百〇六弗にして輸出額は二萬二千五百四十一弗、輸出入合計百五十八萬五千八百四十七弗なり。

更に以上の出入船舶を縣下の各港別によりて表せば左の如し

	入 隻	入 噸	出 隻	出 噸
ホノルヽ	二七〇	一、三二一、六七六	二三六	一、二九〇、一六二
ヒロ	二〇二	二三、〇〇四	二三	三七、八九七
カフルイ	一六二	二三、三〇〇	一五	一九、七五六
マフコナ	一三	七、三七二	一五	九、三四七
コロア	三	六、九六三	三	一、九四七
	四三一	一、三七〇、三一五	四二九	一、三五九、一〇九

四、港　灣

オアフ嶋ホノルヽ港は小なりと雖も本縣下に於ては最も重要なる港灣なり、港口の廣さ四百呎、深さ三十五呎、昨年中港内の浚渫工事十五萬二千六十ヤードを完成せり、布哇嶋を主要港たるヒロ港には最初約百七十萬弗を以て九千六百呎の防波堤を築造する筈なりしも後改正を加へて其中七十六萬弗は浚渫工事に費し殘額を以て防波堤工事を完成することゝし目下工事進行中なり、馬哇嶋のカフルイ港は昨年度に於て二千百五十呎の防波堤工事を完成し且つ浚渫工事も成就せり、加哇嶋ハナペヽ灣は測量の結果ナピリ〳〵港灣改良費として百八萬六千弗の豫算案を議會に提出中なり。

(四) 移　民

布哇移民は之れを左の三種に分つ

(一)扶助に依らざる者
(二)本縣移民勞働統計課の扶助に依る者
(三)布哇耕主組合の扶助に依る者

布哇の最も希望する所の移民は勿論米大陸の米國人なれ共此は別に金錢上の扶助は與へざるを以て縣有地監理課、移民勞働統計課、振興會等を通じて之が來布を奬勵しつゝあり、然して過去二ヶ年間の形況は頗ぶる慶賀すべきものあり精確なる統計表は之を作る不可能

比し四十萬七千九百九十五弗を増加し輸出額は三十七萬三千二百七十三弗にして之を前年度の七十三萬〇六百四十三弗に比較する時は實に三十五萬七千三百六十九弗の大減少なり。

今布哇對外貿易の詳細なる國別表を示さんに左の如し

	輸入額	輸出額
濠洲及タスマニ	三三〇、二六三弗	七、八二〇弗
日本	二、四一四、三四六	二六、八四五
英領南洋諸嶋	七、六一八	二、五六二
英領印度	六二三、三九二	—
加奈太	二二、七八八	四五、五七九
智利	五九〇、五八九	—
佛國	一三、七八六	一九、六五一
獨逸	三七〇、一一六	一一〇、一二〇
香港	三二九、八一四	三、七〇四
英國	七一一、六〇二	八六、七一九
其他	一八四、一三〇	七〇、二七三
合計	五、五九八、四四四	三七三、二七三

即ち日布貿易額は二百四十四萬一千百九十一弗にして其中輸入額二百四十一萬四千三百四十六弗は昨年度の二百二萬二千六百九十八弗に比して三十九萬一千六百四十八弗を増加し輸出額は二萬六千八百四十五弗にして前年度の二十七萬四千七百四十五弗に比して二十四萬七千八百九十九弗の減少なり、蓋し前年度に於ては臺灣製糖會社の製糖機械注文ありしも昨年度に於ては之れ無かりしためなり。

三、船舶出入

本縣下諸港の昨年度の入船噸數は百三十七萬〇三百十五噸にして前年度より二萬六千四百三十九噸増加し、出船噸數は百三十五萬九千百〇九噸にして前年度より一萬一千七百三十八噸を増加せり、但し逐年小蒸汽船に代ふるに大汽船現れ來りしを以て出入船舶數に於ては減少を示したりと雖も一千九百九年以來は漸次増加し來れり、今昨年度の出入船舶を國別に依りて示せば左の如し、但し此内には嶋間船及び軍用船を含まず

國別	入 隻	入 噸	出 隻	出 噸
米國船	三七	九〇七、〇九九	三五	八九九、三七〇
英國船	五二	一八四、二二九	五	一八一、八六六
日本船	四二	二四一、三三三	四二	二四一、三三三
獨逸船	六	二八、六五六	六	二八、六五六
諾威船	三	七、六六八	四	六、四九二
佛國船	一	一、三六八	一	一、三六八
合計	一四一	一、三七〇、三一五	一四九	一、三五九、一〇九

即ち日本船の出入したるもの四十二隻、其の噸數二十四萬千三百二十三噸なり。

次に右船舶が運送し來り或は運輸し去りたる價格を各國船別に依りて示さんに

▲七個　ホノルヽ（オアフ嶋）
▲二個　ヒロ
▲一個宛　ホノカア、北コナ、北コハラ（以上布哇嶋）
▲一個宛　ワイルク、ラハイナ、カフタ（以上馬哇嶋）
▲一個宛　リフエ、ワイメア（以上加哇嶋）

右十七個の銀行中貯蓄專門のもの一、商業專門のもの三、其他は商業貯蓄を兼ねたるものなり、其內日本人の經營に係るもの二個あり。

一千九百十一年六月末の調査による本縣下各國人種の預金高、預金者數及平均一人の預金高等を表示すれば左の如し、但し此は貯蓄預金高のみなり

	人口	全人口に對する歩合	預金者數	平均一人預金	預金總高
		割		弗	弗
日本人	七九、六七四	四、一五二	一、〇四二	九六、五〇	一〇〇、五五二、二六
支那人	二一、六七四	一、一二九	一、一二七	三〇一、〇六	三八四、四五三、六三
土人	三八、五四七	二、〇〇九	三、〇四八	八八、〇三	二六八、二六六、八七
葡萄牙人	三三、三〇三	一、一六二	二、六二四	三八二、五三	一、〇〇三、七六六、二九
其他	二九、七二一	一、五四八	八、一一一	四六四、一八	三、七六四、九三四、〇六
合計	一九一、九〇九		一六、一〇二	三四三、九四	五、五三二、九七三、二一

右表に依れば縣下日本人人口七萬九千六百七十四人にて布哇全人口の四割一部五二を占め日本人預金者は千〇四十二人、預金高平均一人に就き日本人は九十六弗五十仙にて總計十萬五百五十二弗廿六仙全預金額の僅に一歩八二を占るに過ぎず。

（三）內外貿易

昨年度の輸出入額は正金を除いて八千四百十四萬三千七百六十弗に達せり、之れを前年度の六千九百四十五萬一千百六十三弗に比較する時は一千四百六十九萬二千五百九十七弗の增加あり、然して其內輸入額は二千八百六十九萬四千三百二十二弗にして前年度よりも增加すること百十八萬千七百四十二弗、輸出額は五千五百四十四萬九千四百三十八弗にして前年度よりも千三百五十一萬八百五十五弗を增加せり。

一、對米大陸

斯くの如き貿易額の激增は主として米大陸に向けての輸出額の增加に職由す、然して此の輸出額の增加は主に縣下に於ける砂糖收穫の豊富なりしより來る、布哇貿易額の九割は對米大陸輸出之を占め然して輸出は輸入に倍すゝ事約二倍半あり、昨年度の對米大陸貿易の輸出額は五千五百七萬六千百六十五弗、輸入額は二千三百九萬五千八百七十八弗に達せり。

二、對外國

昨年度の對外貿易に於ては輸入額五百五十九萬八千四百四十四弗にして前年度の五百十九萬四百四十九弗に

▲動産

種別	納税者數	評價
會社	五四八	五六、二四〇、六〇九弗
日本人	六五七	四四三、六三九
アングロサクソン	二、五八九	一七、六五七、九〇六
土人	五、八一九	一二、五八三、六三七
支那人	六二一	一、一七一、八二六
衛、西人	一、七六六	二、七九一、二〇四
其他	―	二〇〇

▲不動産

種別	納税者數	評價
會社	七三一	七七、〇六六、七七三弗
アングロサクソン	一、七二一	二、八六七、五九三
土人	二、二四三	一、二九九、六九〇
支那人	一、六〇六	二、二六二、六一三
衛、西人	一、三二〇	四七五、一八六
日本人	一、九七三	一、九七三、八九七
其他	―	―

縣下動不動産評定總價額は一億七千六百八十三萬四千八百一弗なり、日本人の動不動産評定價格合計二百四十一萬七千五百二十八弗となる。

▲所得税徴收高

普通、特別所得税徴收高及び其の納税者數の人種別は即ち左の如し

種別	納税者數	徴收高
會社	六七三	八二九、七四八弗
アングロサクソン	一、九六五	八七、一二二
土人	一七五	九、九四二
日本人	一一五	二、二三四
衛、西人	六七	一、三六八
支那人	六二	八八二
合計	三、〇五七	九三二、二九六

日本人所得税納税者中特別所得税は十人にして三百五十四弗、普通所得税は百〇五人にして一千八百八十一弗あり。

三、會社及銀行

昨年度に於て新に創立せられたる會社數は七十六個にして之を細別すれば商業三十二、農業十、貯蓄銀行三保險二、慈善及其他二十九、解散したる會社は十一個にして農業二、商業九、而して期限滿了したる慈善業會社三十三ありたり、斯くて昨年末に於ける本縣内の内國會社總數は八百十三個存し其資本金總額(慈善業類のものを除く)は一億六千八百二十一萬七千五百七十八弗に達せり之れ前年度に比較して實に一千百三十四萬四千五百五十弗の增加なり。

本縣内の銀行數は十七個にて前年度より一個の增加を見たるのみなるが之れが所在地を擧ぐれば左の如し

數の呼寄婦女あるが爲に其の出生率は多大の增加を示しつゝあり、然れども日本人兒童は未だ年少なり、縣政府の扶助しつゝある移民に歐洲人あり、耕主組合の扶助に係るものに比嶋人あり、過去二ヶ年間に於ける葡、西、露移民の來りしもの四千九百六十四、本縣に移民課を設けて以來の同移民一萬二千三百〇六を輸入し然して其の費用八十九萬三千百十八弗を要せり、過去二ヶ年間に於ける耕主組合の輸入したる比嶋人は五千二百五十二人に達し比嶋人輸入開始以來七千九百七十三を算す。

二、其他の形況

耕地に於ける勞働者狀態は著しく進步し白人勞働者の割合は大に增加して目下全勞働者の三割一步二八を占む、最低給貸銀は一ヶ月十二弗五十仙なりしも二十弗に增加し然して昨年新らに砂糖相場を標準とせる奬勵金制度を設けたり其他勞働者の生活上の必要設備も大に改良の實擧れり、ホームステッドの分配せられたるもの昨年に於て四百八十三に達し其の大部分は白人種の所有に歸せり、其他運輸業の發展、通信事業の擴張學校衛生方面の改良多大なるものありたり、更に特筆に値ひするは千九百十一年に於て眞珠灣軍港開通式を擧げたることにして太平洋艦隊旗艦カリフオニア號初めて其の雄姿を港內に浮べたり。

(二) 財政經濟狀態

一、課稅

本縣の課稅は普通財產、特別財產稅、個人稅、普通所得稅、特別所得稅、相續稅、保險稅等より成る、普通財產稅は從來三百弗以上の動及不動財產に平均一分の稅を課し來りしも之に變更を加へて各嶋の要する出費によりて各嶋の稅率を定むることゝしたるを以て本年はホノルヽ市郡は一分一、馬哇郡は一分一五、布哇郡は一分一八、加哇郡は一分一六の割合を賦課せり、特稅財產稅は馬車類に二弗乃至五弗、自轉車に一弗、自働車に重量一封度につき一仙、飼犬一頭に一弗を課し個人稅は二十歲以上六十歲以下の男子より人頭稅一弗道路稅二弗、學校稅二弗を徵し、普通所得稅は一ヶ年の收入千五百弗以上の者に二分、特別所得稅は四千弗以上の者に二分を課し、相續稅は五千弗以上の直接相續に二分、五百弗以上の間接相續に五分、保險稅二分を徵收す。

二、財產評價と人種別

本年度の動產稅及び不動產納稅者數及其の評定價格を人種別にて示せば左の如し

第七篇　布哇嶋大勢

（一）布哇の概況

布哇縣は千九百十二年度に於て前例なき繁榮を見たり即ち輸出入額に於て八千四百十四萬三千七百六十弗を示し前年より増加せしこと千四百六十九萬二千五百九十七弗、更らに之れを細別すれば輸入高は二千八百六十九萬四千三百二十二弗にして百十八萬一千七百四十二弗増加し輸出高は五千五百十四萬九千四百三十八弗にして千三百五十一萬八百五十五弗増加せり、然して輸出入額の九割は對米大陸との貿易之を占む、船舶出入亦其の噸數に於て前年度よりも四割四分の増加を示し税關歳入は百六十四萬三千百九十七弗にして前年よりも一萬一千五百六十三弗減少し、收税局の歳入は二十二萬六千二百二十五弗にして前年度より増加すること四萬三千四百八十六弗、然して此の收税局歳入中十七萬二千八十九弗は會社税なり。

縣庫歳入は諸種の公共事業に出費多大の増加ありたるにも拘らず歳出を超過すること多額にして年末に及びて百三十一萬三千七百八十六弗の現金を剩せり、縣債は同じく同年末に於て總額六百九十五萬四千弗ありたり、銀行預金總額は一千八百十八萬九千百三十五弗に達し其内商業預金千二百六十六萬七千百六十二弗にして貯蓄預金は五百二十二萬一千九百七十三弗、現今の銀行數十七個あり、新會社の創立せられたるもの七十六、解散したるもの十一、期限滿ちて消滅したるもの卅三、然して現存會社の資本總額は一億六千八百二十一萬七千五百七十八弗に達したり、諸種の保險契約高九千六百二十　萬三千八百五十九弗、保險料高百五十萬八千三百五十八弗、損害支拂高は六十七萬八千百四十三弗を示せり。

一、人口の増減

一千九百十年の人口調査以來の人口増減の趨勢を見るに布哇縣下に於ける過去二ヶ年間の出生數は九千六百四十一其内五千百四十七は前年度分にして同じく過去二ヶ年間の死亡數は六千三百九十七其内三千七十一は前年度分あり、縣政府の扶助を受けずして流入したるは米大陸よりの米國人と日本よりの日本人なりとす、米國人は旅客として將た移住者として増加を遂げたれども精確なる數字的統計は得難し、然して日本人は如何と見るに此は減少を示せり、過去二ヶ年間に於て日本人歸國者數の入國者數を超過すること四百八十九に及べり、日本人は近來續々として歸國の途に就き唯多

英領加奈太西部在住日本人營業別

◎バンクーバー市

營業別	戸數	營業別	戸數
官廳	一	新聞社	二
新聞支社	三	雜誌社	一
銀行	一	醫師	五
齒科醫	二	産婆	三
食料品雜貨商	五五	貿易商	三
精米所	四	賣藥商	二
竹細工商	二	寫眞屋	二
書籍販賣店	四	時計店	四
印刷所	二	西洋料理店	二〇
日本料理店	二八	飲食店	二八
酒類販賣商	二	旅館	五七
下宿屋	五七	魚屋	四
菓子屋	二	豆腐屋	七
理髮床	一八	湯屋	一三
玉突場	一六	洋服商	三
洋服洗濯所	一二	洗濯所	三
水産物輸出入業	四	貸家業	三
運送店	八	靴商及靴工	二
大工	九	金融社	一
周旋業	一七	土木人夫請負	五
通辯	五	代書	三
植木屋	二	金物商	一
麵類屋	三	造船業	四
合計	三二五		

◎ヴヰクトリア市

營業別	戸數	營業別	戸數
美術雜貨商	六	食料品商	二
西洋料理店	五	旅館	三
理髮床	三	湯屋	三
玉突場	二	洋服店	一
洋服洗濯色揚業	六	靴商及靴工	二
大工職	一	喫茶店	二
合計	三六		

(五)英領加奈太西部日本人の教育及團體

英領加奈太に於ける日本人の教育機關としては晩香坡市に共立國民學校あり、教師三名、生徒男女合して百二十五名、純日本式の教育を施しステブストンにも亦漁業慈善團體附屬小學校あり、宗教團體としては基督教會晩香坡に一、信徒三百名あり、佛教會晩香坡に一個ありてニユウエストミニスター其の他數ヶ所に支部を設く會員及び信徒約二千五百名あり。

公共團體としては晩香坡に日本人會あり三ヶ所に支部を有し會員五百十三名あり、ステブストンの漁者慈善團體は一方に於て漁者の同業組合とも云ふべく其の附屬機關として完備したる病院及小學校を有し相互救濟保護の爲めに極めて必要なる活動をなす。

英領加奈太の西端晩香坡を中心としてブリッチシュコロンビア州及びアルバタ州に約一萬二千の日本人散在し漁業、伐木、農業、土地賣買其他都市の事業に從事す、一千九百十二年末の調査による在留日本人人口地方別左の如し、

	男	女	計
晩香坡市	三、二三九	九四九	四、一八八
晩香坡市附近	八九七	九六	九九三
晩香坡嶋地方	八七七	一三二	一、〇〇九
ステブストン	一、〇九九	二五九	一、三五八
其他の地方	三、八四四	五六四	四、四〇六
計	九、九五六	二、〇〇〇	一一、九五六

(二)英領晩香坡附近日本人の漁業

英領加奈太西部在住日本人の事業として最も重要なるものはバンクーバー附近フレザー河及びナ、イモ灣に於ける漁業なり、其の漁獲する重なる魚族は鮭を第一とし、ニシン、スタージヨン、鱒、鱈、鯨等にして鮭漁は主としてフレザー河に於けるものなるが年々の漁獲者約千五百人中千二百人は日本人にして彼等は漁業規則によりて歸化權を取得し約八百艘の漁船を所有しステブストン漁業團體を組織し大に活動をなす。

鮭の外にニシン漁又日本人獨占の事業にしてナ、イモ灣にはキヤンプを建設し其の經營者日本人の二十一に對する白人四と云ふ比例にして一千九百十一年には日本人の從業者八百四十人、其の漁獲高晩香坡灣約四十五萬弗、漁夫の給料として支拂ひたるもの十五萬二千弗、函代、ギヤスリン、網代、鹽代其の他諸雜費支拂十七萬弗の事業にして其の漁獲したるものは殆んど日本人の手によりて神戸、上海、香港等に輸出す、此の外約百萬弗の產出ある塩鮭業又日本人の獨占事業たり

(三)英領加奈太西部日本人の農業及林業

英領加奈太に於ける日本人の農業は未だ大なる發達をなしたりと云ふ可らず、ピーシー州に於ては僅かにアナン、バーノン、ミッシヨン、コールデー、カムバーランド、デンマン諸州地方に穀物野菜を耕作するもの三十組とアルバタ州に約十組の穀物耕作者あるに過ぎず。

伐木製材業に至りては加奈太在住日本人の事業として漁業と相併んで極めて重要なるものにして其の就働日本人數二千三百二十五人あり。

(四)英領加奈太西部日本人の商業

英領加奈太西部の日本人の商業としてはバンクーバーヴヰクトリアを外にしては殆んど數ふるに足らず一千九百十二年末調査の晩香坡、ヴヰクトリアに於ける營業別戶數左の如し、

本人顧客の商業なれども美術雑貨、西洋料理、洗濯等は全く外人を顧客とし旅館又大半は日本人以外を顧客となす、一千九百十二年末の調査によればワシントン州に於ける日本人經營の商業及び雑業は總計六百六十一戸、其内四百八十四戸はシャトルに在り、百〇一戸はタコマにあり、四十八戸はスポーケンに在り、殘り四十戸はワシントン州各地方に散在す其の營業種別左の如し、

ワシントン州在住日本人營業別

營業別	戸數	營業別	戸數
官廳	一	新聞社	三
新聞支社	三	雑誌社	九
會社	一〇	銀行	三
病院醫院	一三	齒科醫	七
助産婦	四	美術雑貨商	二
貿易商	五	食料品雑貨	五九
精米所	二	賣藥商	四
寫眞屋	七	書籍販賣店	五
和洋雑貨商	一六	時計商	七
印刷所	四	西洋料理店	三八
日本料理店	一〇	飲食店	三九
酒類販賣店	三	旅館	一〇一
魚屋	五	果物蔬菜商	九
菓子屋	五	豆腐屋	九
理髪床	四二	湯屋	二四
玉突場	一七	洋服商	四六
洋服洗濯所	五	洗濯所	四四
桂庵	一六	運送店	一八
靴商及靴工	五	大工	一五
通辯	六	家具商	一四
其他	二六	合計	六六一

(四)ワシントン州日本人の敎育及團體

ワシントン州全體に千六百八十二人の日本人兒童あり其内學齡に達せるもの六百人之れが敎育機關として日本人經營の小學校シャトル市に一、タコマ市に一個あり、シャトル市に於けるものは敎員三名、就學兒童男五十名女三十九名にしてタコマ市に於けるものは男十名女九名あり、日本人小學校に通學する兒童の外に米國公立小學校に通學する男兒二百五十人、女兒五十人あり。

米國公立ハイスクールに通學するもの男七十人女十人大學及び專門學校等に通學するもの男二十五人あり。宗敎團體としてはシャトル市に基督敎會及附屬團體十個、佛敎會一個、タコマ市に基督敎會二個、スポーケンに基督敎會一個あり公共團體としてはシャトル、タコマに日本人會ありて在留同胞の風敎の向上、利權の擁護に貢獻す。

▲バンクーバー地方(英領加奈太西部)

(一)英領加奈太西部の日本人人口

即ちオレゴン州における日本人農園數は二百十二、耕地面積九千八百五十二英町半あり。

(三)オレゴン州日本人營業別

營業別	戶數	營業別	戶數
官廳	一	新聞社	一
新聞支社	三	會社	六
病院醫院	五	齒科醫	三
貿易商	一	食料品商	壹五
精米所	三	醬油釀造所	壹
寫眞屋	三	時計商	壹
印刷所	一	西洋料理店	三七
日本料理店	四	飲食店	壹九
旅館	二〇	下宿屋	二壹
魚屋	一	果物蔬菜商	壹
菓子屋	一	豆腐屋	壹
理髮床	一一	湯屋	二二
玉突場	一四	洋服洗濯所	三
洗濯所	二五	桂庵	壹
運送屋	二	靴商及靴工	二
大工	二	通辯	五
繪師	一	其他	九
合計	二四七		

(四)オレゴン州日本人教育及宗教

オレゴン州に在留せる日本人兒童は千九百十二年末にたいて二百四十五人あり內學齡に達せるものは六十八人あるのみ、同胞によりて經營せる教育機關一つあり

オレゴン州の宗教たよび團體としてポートランド市に基督教會一、佛教會一、日本人會一、貿易組合一、金融組合一、學生會一等あり何れも數十名の會員を有せり。

▲シャトル地方(ワシントン州)

(一)ワシントン州在留日本人職業別

官吏及學生	三二五	教師及牧師	一五
商業及雜業經營者	七二〇	漁業勞働者	一五〇
同上被傭人	一、三三八	礦山勞働者	三七
農業經營者	六二五	外人商店就働者	五一〇
同上勞働者	一、五六七	工場勞働者	一〇
製材所勞働者	一、二七七	家內勞働者	二、〇四二
鐵道勞働者	一、一五〇	其他勞働者	三六五
罐詰會社勞働者	八〇〇	計	一〇、九三一

(二)ワシントン州日本人の農業

千九百十二年末の調査によれば華盛頓州に於ける農園總數は五百十六組總農耕地面積一萬五千八百七十二英町にして內四百二十五英町は米人より抵當流として所有權日本人に歸せるものあり。

(三)ワシントン州日本人の商業

シャトル、タコマ及び州內各地に於ける日本人經營の商業及雜業は比較的發達したりと云ふべし、其の重なるものは食料品雜貨、美術雜貨、旅館、西洋料理、果物野菜、洋服裁縫、洗濯、日本料理等にして其の大部分は日

等の非組織的金融組合著しく增加せり千九百十二年末調査の產業組合個數會員數左の如し、

名稱	個數	會員數
農業組合	壹〇	壹、五〇〇
消費組合	五	壹六〇
金融組合	二四五	壹、二八〇
營業組合	壹五	八四〇
販賣組合	五	四二五
合計	二八〇	四、二〇五

三、日本人の社交團體　加州に於ける日本人の社交團體として數ふべきものに縣人會、倶樂部、青年學生團等あり縣人會中には單なる社交親睦以外に貯蓄、共濟、矯風等の目的を有するものあり倶樂部、青年學生會は相互の親睦娛樂の外に各種の研究を目的とするもの多し千九百十二年末の調査によれば縣人會九十八、其會員七千八百十八人、社交倶樂部二十、其會員五百三十人青年團學生會十六、會員五百三十三人あり。

▲ポートランド地方（オレゴン州）

（一）オレゴン州在住日本人人口

オレゴン州における日本人は千八百九十年頃より發達し千八百九十七年頃より漸次人口を增加し今日に至りたるものにして千九百十二年末の調査によれば同州內に在住する日本人總戸數四百二十六、總人口三千五百十八人內男二千九百五十四人女三百十九人、日本生男兒二十八人、米國生男兒八十八人、日本生女兒十壹人米國生女兒百十八人なり而して同州三千五百十八人の總人口より妻女小兒を除きたる三千十七人を其の職業によりて分れば左の如し、

農業經營者	壹六九	製材所勞働者	三〇九
同上勞働者	三八八	外人商店就働者	壹二五
雜業經營者	二七六	家內勞働者	五〇三
同上被傭者	三九四	學生	壹二
鐵道勞働者	八〇〇	其他の勞働	四壹
計	三、〇壹七		

（二）オレゴン州在住日本人の農業

オレゴン州は確實に外國人の土地所有權を認め、且つ地味豐饒にして凡ての耕作物に適するにかゝはらず同地在住日本人の多くは左程に農業に注目せざりしが千九百六年頃より漸く一般に注目せられ、今日に至りては多くの借地農業者と土地所有者を見るに至れり、同地邦人の耕作地は所有、借地、利益分配借地の三種に分たるゝが今之等を一括して表示すれば次の如し、

耕地種別	農園數	耕地面積
土地所有	八八	四、六六五半
現金借地	壹二壹	五、〇壹二
利益分配借地	三	壹七五
計	二壹二	九、八五二半

(五)カリホルニヤ州日本人の教育

千九百十二年末の調査によればカリホルニヤ州に在住する邦人兒童六千五百五十八人中學齡に達せるもの二千五百〇五人にして之れを年齡男女出生國別すれば左の如し、

種別	五歳以下	六歳より十歳まで	十一歳より十五歳迄	十六歳より廿歳まで	計
日本生男兒	二〇	九二	一二八	一三六	三六八
米國生男兒	二、〇四〇	六二五	二一三	一〇七	二、九七五
日本生女兒	一五	七五	一〇三	九二	二七五
米國生女兒	一、九七〇	六二九	二〇八	九五	二、九三三
計	四、〇五三	一、四二一	六五二	四四二	六、五五八

千九百十二年末の調査によれば二千八百五人の學齡兒童中千百八十三人は米國公立小學校に登校し六百八十八人は日本人小學校に通學するものなり。

(六)カリホルニヤ州在住日本人の宗教

一、日本人基督教　加州同胞の基督教は大部分新教にして、布教を開始して以來三十年同胞社會發展に大なる感化を與へ來れるものなり、千九百十壹年四月各派教役者信徒間聯合提携したる基督教傳道團なるものを組織し地方の巡廻布教を開始せり、千九百十二年末の調査によればカリホルニヤ州各地に散在する教會數は三十七、講義所六、牧師三十六人、教會員二千四十人にして每日曜の禮拜出席者八百人、附屬日曜學校生徒五百三十八人あり。

二、日本人佛教　カリホルニヤに於ける日本人佛教は全く本願寺派の開教師によりて布教せられ桑港に米國佛教會の本部あり同州各地に十八ヶ所の會堂と十八名の開教師あり信徒五千四百五十名壹年の經費壹萬九千四百三十弗なり。

(七)加州日本人の團體及組合

一、日本人會　加州日本人の公共團體としては各地日本人の散在する所に日本人會あり之れが中樞機關として桑港に在米日本人會あり其の重なる目的は在米日本人の權利利益を擁護し共同の地位を高め日米人間の親交を圖るにあり千九百十二年末の調査によれば加州に於ける日本人會總數五十二、其の會員總數壹萬五千六百八十人壹ヶ年の經費支出五萬八千九百七十弗なり。

二、日本人の產業組合　茲に產業組合と云ふは農業組合、消費組合、金融組合、販賣組合、商業組合および營業同盟等の總稱にして在住日本人の事業が漸次堅實に向ふに從ひ其の事業共同利益を保護すべき必要痛切に自覺するに至り最近數年間に著しく其の數々增加せり、殊に近來日本人間の事業勃興に對して金融機關の設備不充分なる結果として各地に金融社又は賴母子講

印刷所	二
日本料理店	七
旅館	二六
魚鳥屋	五
菓子屋	三
理髪床	二五
玉突場	二二
洋服商	壹壹
洗濯所	七
桂庵	壹
運送屋	一
大工	九
眼科醫	壹
自轉車商	壹
果物及氷菓	八
活動寫眞	壹
合計	二九六

◎フレスノ市

新聞社	壹
會社	三
病院醫院	二
助産婦	四
食料品商	四
寫眞師	壹
時計商	四
西洋料理店	七
飲食店	六
旅館	壹〇
西洋料理店	六
飲食店	二七
下宿屋	壹三
果物蔬菜商	三
豆腐屋	三
湯屋	壹四
射的場	壹
洋服洗濯所	二
切花販賣	壹
家屋掃除	壹
靴商及靴工	二
通辯	八
蓄音器商	壹
製造所	四
煙草商	五
其他	壹四
新聞支社	四
銀行	壹
齒科醫	壹
美術雑貨	二
賣藥商	壹
書籍販賣	壹
印刷所	壹
日本料理店	四
酒類販賣	壹
魚屋	二
果物蔬菜商	四
豆腐屋	壹
湯屋	四
射的場	四
洋服洗濯所	壹
運送屋	三
大工	四
自轉車商	三
曹達水製造	二
活動寫眞	二
菓子屋	壹
理髪床	九
玉突場	壹七
洋服商	三
洗濯所	五
靴商及靴工	壹
珈琲商	三
通辯	三
鍛冶屋	壹
合計	壹三二

(四)カリホルニヤ州日本人の漁業

カリホルニヤ州に於ける邦人の漁業は明治二十壹年モントレー灣に漁獲を開始したる以來發達し來れるものにして今や南部加州沿岸サンタバヾラ、ポートロスアンゼルス、ベニス、サンピドロ、オクスナードよりサンデーゴに至る一帶の近海に於ては殆んど拔くべからざるの勢力を扶植するに至れり千九百十二年度の調査によればカリホルニヤ州に於ける邦人の漁業者は三百十八にして其の漁獲用ギャスリン短艇七十五艘、普通漁舟二百五十五艘を有す其漁獲斤量七百五十六萬斤價額三十五萬弗に達し其の漁獲物種類は鮭、鮑、鮪、鰤、梭魚、鰹其他なるが鮮魚類中には遠く北部ワシントン州、英領バンクーバーより中部山中諸州まで輸出せらるゝものあり。

食料品商	二〇
賣藥商	壹壹
書籍販賣	七
時計商	八
西洋料理店	壹二
飲食店	壹壹
旅館	四二
魚屋	五
菓子屋	八
理髮床	二六
玉突場	二五
洋服商	二八
洗濯所	壹八
桂庵	八
運送屋	三
大工	八
畫工圖案師	五
其他	壹壹

◎ローサンゼルス市

新聞社	二
雜誌社	五
醫院	七
美術雜貨	四
食料品商	三五
味噌製造所	二
賣藥商	四
書籍販賣	四
時計商	六

精米所	四
寫眞屋	壹〇
和洋雜貨商	二三
印刷所	五
日本料理店	一六
酒類販賣	五
下宿屋	壹四
果物蔬菜商	七
豆腐屋	二
湯屋	壹七
射的場	八
洋服洗濯所	六五
切花販賣	六
家屋掃除	壹二〇
靴商及靴工	五五
通辯	二五
音樂指南	五
合計	七〇七

新聞支社	二
會社	壹壹
助産婦	九
貿易商	壹
精米所	二
清酒釀造所	壹
寫眞屋	壹〇
和洋雜貨	八
印刷所	二

西洋料理店	三六
飲食店	三五
旅館	壹〇五
魚屋	四
菓子屋	五
理髮床	六五
玉突場	四五
洋服商	二五
洗濯所	二三
桂庵	壹七
運送屋	壹三
大工	壹三
肉屋	壹
畫工	六
活動寫眞	三
通辯	七
靴、帽子商	五
婦人服裁縫	壹二
貸自働車	三
合計	八六八

◎サクラメント市

新聞社	壹
會社	二
病院	三
助産婦	三
食料品商	壹壹
賣藥商	五
書籍販賣	二

日本料理店	壹三
酒類販賣	五
下宿屋	三五
果物蔬菜商	四五
豆腐屋	二
湯屋	二六
射的場	一
洋服洗濯所	壹〇
切花販賣	三
家屋掃除	七八
靴商及靴工	壹三
蒲鉾製造所	二
ペンキプラマ業	七
植木屋	二八
按摩療治	九
農産物仲買	壹七
郵便支局	壹
麺類製造所	壹
其他	三〇

新聞支社	二
銀行	壹
齒科醫	壹
雜貨商	四
精米所	壹
寫眞屋	五
時計商	六

而してカリホルニヤ在住日本人經營の農耕地を耕作物により種別するに千九百十一年度に於ては甘菜園最大面積を占めたりしが千九百十二年にては約九千英町の減少を見るに反し果物は三千八百英町の増加をなしたる結果として甘菜の耕作面積は第二位に下れり葡萄、馬鈴薯何れも約七千英町を増加し野菜、アスパラガス、アニオン、苺等が何れも一千以上二千英町の増加を見たる等注意すべき點なり。

（三）カリホルニヤ州日本人職業別

營業別	戶數	營業別	戶數
官廳	一	新聞社	六
新聞支社	一八	雜誌社	一二
會社	一九	銀行	三
醫院	二九	齒科醫	一七
助産婦	三二	美術雜貨	六四
貿易商	八	食料品商	壹八九
精米所	七	醸造所	四
藥舗	二八	寫眞屋	三五
書籍販賣	一九	和洋雜貨商	三八
時計商	三六	印刷所	壹四
西洋料理店	壹壹六	日本料理店	九六
飲食店	一二三	酒類販賣商	一三
旅館	三九一	下宿屋	八五
魚屋	四五	果物蔬菜商	八六
菓子屋	二七	豆腐屋	二八
理髪床	二四八	湯屋	壹壹六
玉突場	二六〇	射的場	壹六
洋服商	壹〇八	洗濯所	一五九
洋服洗濯所	壹壹八	切花販賣商	六七
桂庵	四〇	家屋掃除店	二九七
運送店	三七	靴商及靴屋	壹七五
大工	四九	自轉車商	壹九
活動寫眞屋	九	通辯	四九
圖案師	壹壹	仲買商	壹七
其他	壹四七	合計	三、五七七

斯くの如くカリホルニヤ州に於ける日本人商店及び其他の戶數は實に三千五百七十七戶の多數を示すに到れり、此等各商店中殊に留意すべきもの四百七十六軒は旅館及下宿屋、日米飲食店三百三十五軒、家屋掃除屋二百九十七軒、理髪床二百四十八軒、洗濯所二百七十七軒、食料雜貨商百八十九軒等ありとす、尙ほ左にカリホルニヤ同胞社會中重立つ都市卽ちサンフランシスコ市、ローサンゼルス市、サクラメント市たよびフレスノ市に在留せる日本人營業別を記載すれば如左、

◎サンフランシスコ市

營業別	戶數	營業別	戶數
官廳	一	新聞社	二
雜誌社	一六	滊船會社	壹
銀行	壹	醫院	二
齒科醫	五	助産婦	六
美術雜貨商	三二	貿易商	七

鑛山働	一	四一五	一	四七三	八八八
家内勞働	二三一	四〇七	三四	一	六七二
計	六六三	一、八三〇	二三八	二、七〇四	五、四三五

(十一) 太平洋沿岸地方

並に太平洋沿岸地方と云ふはキャリホルニャ、オレゴン、ワシントン、ワイオミングの諸州と英領バンクーバー地方全體を含む地方を意味するものにして、此等太平洋沿岸地方に於ける日本人は在米同胞の大部分を占め、殊に農業の發達と獨立自營の小賣雜貨商、飲食店、理髪店等邦人相手の商業も亦頗る繁榮を來しつゝある也。故に本章に於ては之を大別して桑港地方(加州全體を意味す)、ポートランド地方(オレゴン全州を含む)、シャトル地方(ワシントン全州を含む)、バンクーバー地方(英領加奈陀西部全體を含む)の四項に分ち記述することゝせり。

▲桑港地方(カリホルニャ州)

大正二年度に於ける我が外務省の調査によれば桑港總領事館區に在留せる日本人は男四萬五千六百〇七人女六千一百三十九人合計五萬一千七百四十六人あるが此等の内其の八割以上はキャリホルニャ一州に在留せるものなるを以て、現今に於ける加州在留同胞は四萬四千人内外なり、今此等同胞の狀態に就き順序を追ふて記載せん、

(一)加州在留日本人人口職業別

職業	人口	職業	人口
	人		人
官吏、教師、牧師	一一八	外人商店働	八五〇
學生	一、一一五	漁業	三一〇
農園經營者	五、五九〇	工場勞働	三一五
農園勞働者	一九、五〇〇	海員	一九五
雜業經營者	三、九九三	罐詰會社働	一五〇
同上被傭人	五、壹四二	礦山勞働	五〇
家内勞働	四、五五〇	其他の勞働	壹、五〇〇
鐵道勞働	三五〇	計	四三、七二八

(二)加州日本人の農業

加州に於ける同胞が地方に在住するものゝ都市に在住するものより遙かに多數なるは畢竟加州の日本人が都市の事業よりも地方の事業殊に農業を主たる產業として發達しつゝあるを語るものなり即ち一千九百十二年末の調査によれば加州に於ける日本人の農園を所有して經營する自作農園五百三十五組、其の經營者數七百七十八人にして其耕地面積二萬六千五百七十壹英町、現金借地、步合耕作、請負耕作等の方法を以てする農園數三千二百十五組、其の經營者數四千八百三十二人、耕作面積二十一萬九千百八十二英町に達し其の耕作總面積に於ては全合衆國日本人經園農園の七割强を占む

はユタ州のオグデン市およびソートレーキ市、コロラド州のデンヴアー市とし、今以上三市に於ける同胞の営業種別および戸数を示せば次の如し、

◎デンヴアー市

営業別	戸数	営業別	戸数
官庁	一	新聞社	二
新聞支社	二	医院	二
歯科医	一	美術雑貨	一
食料品商	三	写真屋	二
小間物商	一	印刷所	二
牛乳屋	一	看板屋	一
西洋料理店	二	日本料理店	一〇
麺類製造所	一	旅館	六
下宿屋	七	魚屋	二
果物蔬菜店	二	菓子屋	一
豆腐屋	一	理髪床	四
湯屋	二	玉突場	一〇
洋服店	三	洗濯屋	四
桂庵	五	土木請負業	七
運送店	二	製靴及修繕業	二
大工職	一	時計商	一
野菜商	一	茶商	二
射的場	一	薬舗	一
合計	一一四		

◎オグデン市

新聞支社	三	医院	一
歯科医	一	雑貨店	一
食料品商	二	写真屋	一
西洋料理店	二	日本料理店	五
旅館	一一	玉突場	八
洋服店	二	魚屋	一
果物蔬菜店	二	豆腐屋	一
理髪床	五	湯屋	四
洗濯屋	二	運送店	二
合計	五四		

◎ソルトレーキ市

新聞社	一	新聞支社	二
医院	一	食料品商	三
西洋料理店	三	日本料理店	一〇
旅館	九	魚屋	二
果物店	一	菓子屋	一
理髪床	六	湯屋	七
玉突場	四	洋服店	一
洗濯屋	四	運送店	二
合計	五七		

(四)山中部諸州在住日本人の雑種労働

山中諸州に於ける日本人は鉄道、炭坑及び農園に就働する者頗る多し、大正元年末に於ける此等の労働者を各州に分れば左の如し、但しニユーメキシコ州は其数極めて少数なるを以て之を省略せり、

種別	デンヴアー	ユター	アリゾナ	コロラド	計
農園働	―	二八〇	五五	一,四三二	一,七六七
鉄道働	四三二	七一八	一三八	七九九	二,〇八七

細工商一等各地に散在せり。

(十) 山中部諸州在住日本人

(一)山中部諸州在住日本人人口

太平洋沿岸諸州に次いで最も多數の日本人の在住せるは山中(インターマウンテン)諸州なり、茲に山中諸州と云ふはネウアダ、ユター、アリゾナ、コロラド並にニユーメキシコの五州を指すものなり、此の地方に於ける日本人の人口は兩三年前より稍々減少の狀態にありと雖も、昨年以來妻帶者の數著しく增加したる結果として兒童の增加も亦驚くべきものあり、大正元年末に於ける山中部諸州在住日本人人口を州別に表示すれば左の如し、

州名	男	女	兒童	計
ネヴアダ	五七三	四八	二七	六四八
ユター	一、三五二	一一二	五六	一、五二〇
アリゾナ	五三八	六二	四八	六四八
コロラド	三、五六七	一三二	八三	三、七八二
ニユーメキシコ	七二	一〇	七	八九
計	六、一〇二	三六四	二二一	六、六八七

之を前年末の人口に比すれば男に於て八百二十四人の減少を示せるも女に於て百六十六人、兒童に於て九十八人の增加を示せり。

(二)山中部諸州在住日本人の農業

山中諸州に於ける日本人農業の最も發達せるはコロラド州にしてユター、アリゾナ二州にも多少の農業者あれどもネヴアダ及びニユーメキシコの二州は見るに足るものなし、而して如上三州に於ける總耕地面積は二萬八千六百七十九英町を算し其の主要作物は砂糖大根、ヘイ及び穀物等あり、今主要作物と其の耕地面積とを州別に表示すれば左の如し、

主要作物	コロラド州 英町	ユター州 英町	アリゾナ州 英町
砂糖大根	八、〇〇五	五、一七一	六二三
ポテート	一、九六七	九七	二五六
穀物	三、六七八		
ヘイ	三、四八一	九九一	三〇五
其他	三、四二六	六七三	一二〇

右の中其他とせるは野菜類を重なるものとす。

(三)山中部諸州在住日本人の商業

山中諸州日本人の商業は之を太平洋沿岸の各市に比較し得べき程度に達し居らず、殊にネヴアダ、アリゾナ、ニユーメキシコ州に於ては殆んど商業として見るに足るべきものあらず、而して他州に於ける同胞商店中の主なるは旅館、請負業、食料品商、洗濯屋、理髮店、西洋料理店、日本料理店等なり、而して其主なる商業地

醫院	三	洋服商	二
支那料理店	二	農業	八二
苗木商	六	棉花商	一
玉突場	二	理髪床	一
金銀細工	一	合計	一八二

中央諸州に至りては日本人農業の漸やく發展を見るに至り、テキサス州に於ける農業は米作並に苗木業を以て同胞の發達漸次確實たるを認むるに至りたり、又洋食店を經營するもの漸やく増加し殊に支那料理を兼營せるもの少からず、昨秋シカゴ在留日本人が企業組合なるものを組織し其の第一歩として資金二萬弗を投じて支那料理店を開店せんとするに至りしが如き其の著名なるものなり。

(五)中央部に於ける重立つ都會の日本人職業別

◎シカゴ市

營業別	戸數	營業別	戸數
茶輸入商	二	茶珈琲店	二
日本美術及び雜貨	九	洋食店並に支那料理	五
食料品商	三	絹物商	二
竹細工業	四	輕業師	一
醫師	一	滊船代理店	二
寫眞師	一	洋服商	二
建築師	二	保険業	一
其他	五	合計	四二

◎クリープランド並に其附近

茶卸商	一	洋食店及支那料理業	七
茶珈琲商店	二	農業	一
美術雜貨	一	合計	一二

◎デトロイト市並に其の附近

茶卸小賣商	二	雜貨商	二
藥劑師	一	農園	一
洋食店	一	合計	七

◎セントルイス市並に其の附近

雜貨商	二	玉突場	一
支那料理店	二	寫眞師	一
洋食店	四	農業	一
合計	一一		

◎テキサス地方

洋食店	六	雜貨商	三
棉花商	一	玉突場	一
理髪店	一	農園	九
苗木商	六	醫師	四一
合計	六八		

◎子ブラスカ地方

洋食店	五	宿屋	三
玉突場	一	農業	二九
メールオーダー	一	合計	三九

其の他の諸州には洋食店九、雜貨商三、農一一、金銀

團體的勢力を作るに至りしは、宗教傳道者の與つて力ありしが爲めなり。

一、宗教團體　即ち市俄古市に基督敎の傳道を開きしは明治三十四年にして其後五年を經て片田江駒太郎氏ミッションホームを組織し、其の翌年に到り嶋津卿氏同志の友と新たに基督敎青年會を創立するに至れり、ミッションホームは昨年基督協會と改稱したり、會員は何れも九十名内外の多數を示し傳道事業着々として發展しつゝあるなり。

二、婦人ホーム　昨年新たに嶋津卿氏により設立せられたるものあり、名稱は婦人ホームとするも婦人の外幼兒の保姆監督をもなすものなれば、今後同胞の增加と共に此種の機關の必要を認むるに至るべし。

三、共濟會　同胞社會に於ける共濟事業を目的として起れるものにして、今より四年前有志者の發起により設立せられたるものなり、會長に山口秀太郎氏、會計近藤長衛氏、幹事に瀧本爲三氏あり會員は年々增加して今や百八十名を有す。

四、日本人會　昨春新たに日本人會なる公共機關設立せられたりと雖も、從來同胞一般の公共事業は領事館宗敎團體および共濟會等に於て充分其の職責を全ふせることなれば、特に日本人會として目醒ましき事業は未だ實現し能はず、今後相當の會員と基本金とを有するに至らば同地に於ける一般公共團體としては唯一の機關たるに至るべし。

五、學生界　諸大學に在留せる日本人學生は其の數百五十名の多きを示し居れり、此等學生の大部分は何れも自活自給の學生にして學資裕かならざる日本人學生のためには極めて都合好き地方と云ふべし、此等學生はシカゴ大學を中心としてミシガン、オハヨウ、インデアナ、イリノイ、ウイスコンシン、ミネソダ、ミゾリー等諸州大學に在留せる學生一團となり中央州日本人學生會なるものを組織し其の本部をシカゴ大學内に置きて、毎年一回大會を開くことゝなれり、目下會長に加藤勝治氏幹計に移川子之吉氏あり年々會員の增加を見る。

(四)中央部諸州日本人職業別

中央部諸州に於ける日本人職業別は左の如し、

職業別	戸數	職業別	戸數
茶輸入商	三	輕業師	一
茶珈琲店	六	洋食店	三〇
雜貨商	二〇	食料品商	三
絹物商	二	宿屋	一〇
竹細工	二	建築師	二
メールオーダー	一	寫眞師	二

州別	男人	女人	計人
イリノイ	三五一	四八	三九九
オハヨ	六七	九	七六
ミシガン	八一	四	八五
ウキスコンシン	四六	二	四八
ミチソダ	六六	三	六九
ノースダコタ	九五	六	一〇一
サウスダコタ	四一	一	四二
ネブラスカ	七六一	一六	七七七
アイオワ	三二	二	三四
ミゾーリー	九七	二	九九
キャンサス	九四	三	九七
ケンタツキー	八	ー	八
テネツシー	二四	ー	二四
アラバマ	五	ー	五
ミシヽツピー	二	ー	二
アーカンサス	四	ー	四
オクラホマ	三三	三	三六
テキサス	二九四	五四	三四八
ルイジアナ	二〇	一	二一
インデアナ	六八	ー	六八
計	二、一八八	一五四	二、三四二

(二)中央部諸州在住日本人の農業

中央部諸州在住日本人の農業と云ふも、テキサス州在住日本人の農業を措きては他にネブラスカ州在住日本人の經營せる農事の稍や見るべきものあるのみなり、

テキサス州の農業は米作たよび柑橘栽培を主とし其の米作は合衆國産米上重要なる地位を占め一ヶ年約五百五十萬俵の合衆國總産米額中三百萬俵はテキサス州にて收穫せられ、其の一部米田は日本人によりて經營せらるゝものなり、同州在住日本人經營の農作物種別、耕地英加數を示せば左の如し、

作物種別	耕地英加數	作物種別	耕地英加數
米	九、〇三〇	野菜	二三〇
蜜柑	一、〇〇〇	雜	一、二五〇
苗木	一、二一〇	計	一二、七二〇

右耕地總英町數の中日本人の所有に係る物は七千三百七十英町にして他の五千三百五十英町は現金借地なりネブラスカ州在住日本人の農耕地總面積は一千二百五十英町にして中所有九百三十英町、借地三百二十英町なり、農作物の重なるは砂糖大根、ポテト、燕麥、大麥、アルファルファ等にして砂糖大根の耕作第一位を占め耕地總面積の中七百四十五英町は之が栽培に充てらる

(三)日本人團體及び宗教並に教育

中央部諸州に於ける日本人は二十ヶ州に散在せるを以て一地方に集合せる團體としては市俄古市を除くの外見るべきもの一もなし、市俄古市に於ける在留日本人は其の數に於ては僅かに四百内外に過ぎずと雖も、其の結合力に富みたること他方のたよばざる處あり此等

鈴太郎氏を創立委員長に推薦し、同氏より創立委員若干名を指名し協議の上總會を開ひて近々其の起草案を討議し正式の手續を經て紐育日本人會なるを組織することゝなれり、本稿締切日迄は未だ其の發會式を見るに到らざりき。

(十八)紐育市外の重立つ都市在留日本人職業別

◎ボストン市並に其の近郊

職業別	戸數	職業別	戸數
團體	一	美術店	一
雜貨商	四	書工	二
玉場	三	旅館兼料理屋	一
花園業	一	養鷄業	一
合計	一四		

◎ヒラデルヒヤ、ピッツバーグ

職業別	戸數	職業別	戸數
美術店	一	雜貨店	二
茶店	一	下宿屋	三
玉場	二	職員	二
合計	一一		

◎アトランチックシチー

職業別	戸數	職業別	戸數
美術店	二	土地賣買仲介	一
洋食店	一	雜貨	二
玉場	三	合計	九

◎ロングアイランド地方

職業別	戸數	職業別	戸數
雜貨店	五	玉場	一三
合計	一八		

(九) 中央部諸州在住日本人

茲に中央部諸州と云ふは在シカゴ帝國領事館管轄區內に於ける諸州を指すものにして即ちインデアナ、イリノイ、ミシガン、ウイスコンシン、ミチソダ、アイオワ、ミゾリー、ケンタッキー、ノースダコタ、サウスダコタ、子ブラスカ、キャンサス、オハヨー、テ子ッシー、アラバマ、ミシシッピー、アーカンサス、ルイジアナ テキサス、オクラホマの二十州あり、此等諸州に散在する日本人は極めて少數にして、其の事業の如きも亦擧げて稱すべきものなし、只イリノイス州シカゴ市に於ける雜貨商たよびテキサス州に於ける米作並に子ブラスカ州に於ける砂糖大根耕作の稍々數ふべきあるのみなり。

(一)中央部諸州在住日本人々口

市俄古領事館の調査によれば、一千九百十二年度末に於ける中央部諸州在住日本人々口は二千三百四十二人にして內男二千百八十八人女百五十四人あり、之れを前年末の人口に比較すれば僅々十六人の增加に過ぎず而して此の十六人の中十五人は婦女にして男子の增加は只一人あるのみなり、今中央部各地に散在せる人員を州別に表示すれば次の如し、

車同好者の組織せる日の出倶樂部なるもの創立せられしが、其の後千九百一年五月に至り紐育日本人日の出倶樂部と改稱し其の組織をも變更して發會式を擧げたり、而して現存せる日本倶樂部たる名稱と新組織を見るに至りしは千九百五年三月のことなり、現會長に高峰讓吉、副會長は新井領一郎、會計に一宮鈴太郎、書記長に高木契開の諸氏其の任にあり、尙ほ日本倶樂部は一種の社交倶樂部にして、會員は會社、商店員を始め新聞記者其の他の紳士凡そ百三十名を有し娛樂機關も完備せり、現今の建物及び敷地は同倶樂部が十一萬弗を投じて新たに購入せるものにして、如斯日本倶樂部は在外同胞社會に在つては實に模範的のものなり。

三、紐育日本協會　千九百七年五月黑木大將の來紐を機會として發會せられたる同協會は、日米兩國の親善を計らん目的を以て組織せられたるものにして、其の會員は日米兩國民を以て成り立ち兩國の外交家、實業家、新聞記者等社交界にも經濟政治界にも相當の實力を有せる人々少なからず、此等米人會員は主として日本に興味を有せる男女たるおと云ふ迄もなし、現今の會員は凡そ五百五十名にして、會長にラッセル博士、名譽會長に珍田捨己子爵、副會長にベルモント、名譽副會長に高峰博士、會計にセリグマン、名譽會計に一宮鈴太郎、書記にウォーデン氏等各自犧牲的努力を試みつゝあり、同會が日米時局解決に對し直接間接に援助せられしことは吾人の感謝すべきことゝす。

四、日本人共濟會　千九百七年高見ドクトルの主唱により始めて設立せられたる慈善救濟の事業を專らとせる財團法人にして、其の目的は會員死亡者の葬儀、會員疾病の救助、同胞墓地購入等にあり、現今の會員は約六百名に達し、會長に高見豊彥、副會長に天野重次、齋藤和、會計に一宮鈴太郎、幹事に堀內俊太郎の諸氏就任せり。

五、紐育日本人會　以上記載せる各種の團體の外に靑年會あり、五一會あり、同氣會あり、學生倶樂部、記者同志會等幾多の團體ありと雖も、何れも特種の性質を帶び且つ多くは社交的團體たるに過ぎざるを以て、日本人全體を統一せる公共機關としての政治的團體は未だ組織せられたることなかりき、然るに日米時局問題の漸やく八釜敷くなりたる結果、同胞全般に通じて統一的團體を組織することの愈々忽せにすべからざる機運に達せしを以て、去る七月添田壽一博士一行の演說會をカーチギホールに於て開催せし際、安井渓泉氏の緊急動議により紐育日本人會設立の必要を說くに及び出席者一同の贊成あり、直ちに正金銀行支店長一宮

會(同)

▲美術骨董品　山中商會、副嶋商會、近藤商會

▲食料品販賣店　竹田北村商會、片桐兄弟商會

▲料理店兼旅館業　若松亭、東洋倶樂部、朝日亭、開盛亭、大和亭、自由亭

▲洋服店　佐々洋服店、エムパイヤ洋服店、坂野洋服店

▲新聞社　日米週報社、紐育新報社(共に週刊)

▲雜誌社　紐育日本評論、日本人社(共に月刊)

▲寫眞師　小柴寫眞館、菊池寫眞館、堀寫眞館、松井寫眞館、金親寫眞館、御木寫眞館

▲團體及倶樂部　日本人會、共濟會、日本倶樂部、基督教修道會、ミツションホーム、美以教會、青年會、コロンビヤ學生會、紐育大學同窓會

▲銀行　橫濱正金銀行出張所、日本銀行出張所

尙ほ此の外各種の商店、旅館、雜貨店の職業別は本誌卷末の附錄住所姓名錄に掲載し置けり。

(四)紐育市日本人營業種別

營業別	戶數	營業別	戶數
官廳	一	團體	二
教會	四	新聞雜誌社	四
倶樂部	八	銀行	一
醫院	三	齒科醫	三
產婆	一	貿易商	一七
茶商	五	美術店	一
雜貨店	一三	陶器商	一
食料品商	三	骨董商	三
寫眞屋	六	土地賣買	二
園藝業	二	發明業	三
印刷所	二	滊船代理店	三
西洋料理店	一	日本料理店	六
旅館	七	下宿屋	五
洗濯所	一	菓子商	五
日米洋服店	四	球突場	二
桂庵	四	建築師	二
畫工及圖案家	一九	豆腐屋	一
其他	六	合計	一五一

(五)紐育市日本人團體及宗教

一、諸宗教團體　紐育市に於ける團體の起元は各地方に於けると等しく宗教的團體に始まれり、即ちブルックリン市に起りたる日本人教會は千八百九十二年に始まれり、最初は紐育在留同胞基督教信者の有志相集まり一家を借りて相互の信仰を堅めんとせしが其の動機となり今日の武市基督教青年會の基礎を築くに至れり其の後千八百九十九年末には廣瀨由助氏獨立して今のミツションホームを作り、日本人美以教會は武市青年會より離れて一個の傳道團となり、千九百九年大堀篤氏は有志者と共に今の基督教修道會を設立することとなりたり、會員は五十名乃至八十名を有し何れも相當の活動を試みつゝあり、然れども傳道事業の遲々として振はざるは最も遺憾なりとす。

二、日本倶樂部　是より先千八百九十七年に於て自轉

賀會を催せし時八百名の出席ありしに徴するも、在留同胞の著しき增加を來せしを證明し得べし、然り日露戰爭當時紐育に在留せる日本人は實に一千餘名に達したるなり。

而して更らに驚くべき發展は日露戰爭後に於ける紐育市在留日本人の活動振りあり、商店、會社等の增設は勿論、其の人口に於て年々增加し來り今や會社、銀行、商店、旅館、料理店等百六十個の營業を見るに到り、在留者も二千名の多數に達したり、在留者が如斯增加を來せる所以のものは、商會、會社等の增設と共に多數の店員を要することゝ、妻子の呼び寄せ、子女の出生に起因すること云ふ迄もなしと雖も殊に吾人の留意すべきことは西部地方に於ける同胞が東遷し來りつゝあるに依つて著しき增加を見るに到りしこと是れなり、即ち彼の千九百六年の桑港震災後に於ける同胞の地方的散在は其の反響する處遂に市部諸州におよび、更らに排日思想と其の排日行爲あるため加州を去つて東遷せんとする傾向は、幾多の青年を驅つて東部地方に遠征を試みるに到りし結果、斯くの如き在留者の增加を見るに到りしや明なりとす、而して此等遠征せる多數の人々は其の就職口を家庭に求むることゝあり、茲に於て紐育地方に同胞の家內的勞働と云ふ新らしき職業を開拓するに到れり、是れ必ずしも喜ぶべき現象に非ずと雖も、此等の青年が多少の貯蓄をなし之れを投資して獨立事業の經營者となり、農園又は敷地を購入して地主たらんとする傾向ありて未來頼母敷き青年も亦少からず。

市內の會社商店は主として外人を顧客とせるものにして、其の營業區域も最も重要地點に店舖を構へ一般米人の大商店と相並んで毫も遜色なきもの多し、即ち三井物產支店の如き、森村組の如き、森村新井組の如き正金支店の如き、其の他山中商會、堀越商會、野澤屋、茂木桃井組の如きもの之れなり、尙ほ此の外大なる事務所又は支店を設けて白人と相並び盛大なる商業を營むもの少からず、大倉組、高田商會、古谷西村商會、日本棉花會社、赤尾森村組、京都商工會社等の如き即ち之れあり、今紐育市に於ける重なる商店、會社、團體等を擧ぐれば左の如し、

▲輸出入商　三井物產株式會社支店、森村新井會社(生絲の輸入、棉花の輸出)

▲輸出商　大倉組支店(機械類)高田商會支店(同)日本棉花株式會社(棉花)高峰工業事務所(藥品)岩佐商會

▲輸入商　森村組(雜貨陶器)茂木桃井組(同)多治見商會(同)近藤商會(同)萬丙商店(同)堀越商會(絹物)野澤屋(絹物及び綿製品)古谷西村商會(製茶)赤尾森村商會(花莚)京都商工株式會社(ブラッシュ類)關根商

名他は何れも學生にて、家庭勞働者は一人も無かりき米國初期の留學生として紐育に在りしは目賀田種太郎柴四郎、鳩山和夫、松井某、清水篤守、原口要、相馬永胤、神鞭知常、種田精一の諸氏なりしと云ふ。

十五年に三井物產會社紐育に支店を設置せり當時の支店長は山尾熊藏氏にして副支店長は岩下淸周氏（今の北濱銀行頭取）なりしが經營上の都合により三年にして一時閉店し更らに三十四年に岩原謙三氏支店長として來紐し其の經營の局に當りて今日の發達を見るに至れり、又時を同じうして山田修、福井信爾氏合資組織を以てウオーカー街に山田福井商會を設立して生絲取引商を開始せり、當時又朝吹英二氏等の發起にて生絲輸出の目的を以て東京に貿易商會を創設し支店を紐育に開き甲斐織衛氏其の主任となり貿易商會は紐育の外桑港および羅府に支店を設置せり而して殆んど之れと同時に雜貨の輸出を目的とする關西貿易會社なるもの東京に設立せられ其の支店を紐育に設置せり。

之れより先き明治十三年に正金銀行出張所の創立せられし當時は足立何三郎氏主任の下に店員の如きも僅かに三名に過ぎず其の翌即ち明治十四年扶桑商會の創立を見之れと時を同じうして海外輸出の目的を以て東京に同伸會社創立せられ速水堅曹氏其の社長として支店を紐育に設くるに及び新井領一郎氏は佐藤新井組を辭して同伸會社紐育支店の主任となり更らに廿六年同會社を辭して森村新井組を組織して專ら其の經營の任に當れり而して同伸會社は紐育第二期の領事として赴任したる高木三郎氏其の主任たりしが今は解散せり、當時日本政府は幾多の保護と便宜とを實業家に與へ資本金を貸與して日米貿易の發達を奬勵したる結果各種の會社創設せらるゝに至りたる次第にしてフイラデルフイヤ博覽會後には松尾儀助氏を支配人とし八戶欽三郎氏を副支配人としたる起立工商會社の設立を見るに到りしが其後幾干も經ずして貿易會社、佐藤商會、關西貿易會社、扶桑商會、起立工商會社等は遂に解散するの止むを得ざるに到り一時興隆に向はんとせし日米の通商關係も一頓挫を來せり、明治二十七年堀越善重郎氏メーソン、エンド、コンパニーの代理店を紐育に開くに及びて其の經營の局に當り後ち獨立自營して生絲取引商を開始せり。

明治廿七八年日淸戰爭當時に到る迄は紐育日本人發展史の初期にして日淸役の當時市內に在留せし同胞は漸やく三百內外に過ぎざりしなり、其後十ヶ年間は同胞發展の第二期にして即ち日露戰爭當時に到る迄に在留者は益々增加し來り、明治三十七八年に於ける戰捷祝

陶器商	九
洗濯業	一〇
建築業土木請負業	三
大工業	一五
園藝業	二八
水產業	一一
寫眞業	一一
雜貨商	一八五
菓子商	八
養鶏業	四
農業	一〇八
株式中買商	二
時計商	二
自働車運轉手	九
學生	三五七
牧師	五
畫工及び畫家	二七
醫師	二〇
柔道教師	四
行商	一五
タイプライターリボン製造業	一
家內勞働	八八六
裁縫業	一一
造花業	一
椅子張業	二
彫刻業	二二
ソース製造業	一
旅館及下宿業	一七
發明業	五
鑄物師	二
飲食店	三〇
廣告業	一
飲食料品販賣商	七
炭酸紙商	一
美術品修繕業	一
藝人	六七
海員	一六五
牧師、傳道師	六
看護婦	二
齒科醫	三
驗溫器驗液製造業	一
玉屋	一二
職業未定並に無職	八二九
計	三、二七五

（三）紐育市在住日本人

紐育市に日本人の入り込みしは明治四年末佐藤桃太郎氏を以て嚆矢となす、越へて明治九年ヒラデルヒヤ市に大博覽會の開設せらるゝに至つて、今の森村新井組の社長新井領一郎氏渡米して居を紐育市に構へ、同十二年今の森村組總支配人村井保固氏の來紐せるは知名のパイオニアとして世人の記臆に存す。

紐育市に於ける同胞商業界の發展の摸様と在留者増加の有様を記さんに、日本商店は明治九年佐藤桃太郎、森村豊兩氏が日本の生産品殊に生絲、雜貨、茶等を米國に輸入したるを以て始めとし、亞いで日米貿易の發達を圖る目的にて新井領一郎氏及び茶業者益田林三郎書籍藥品商鈴木東一（丸善書籍店）骨董商伊達忠七の諸氏相携へて渡航し建築家妻木賴黄氏も亦此の一行と共に來紐せり、其の後幾干もなくして鈴木東一氏は二豎の冒す所となりて死亡し益田林三郎氏は家事の都合に依りて四年後に歸朝せり。

佐藤桃太郎氏は森村豊氏と共にフロント街九十七番に佐藤桃太郎の名を以て生絲商を開始し其の後フルトン街に移り又ブロードウエイに轉じ更らに第六街に移り佐藤商會と改稱し明治十一年更らに佐藤新井組と改稱して益々業務を擴張せり、其後森村氏は佐藤氏と分離し第六街たよび第十七街の二ヶ所に森村兄弟商會を創立せり之れ即ち今日の森村組なり。

明治十二年村井保固氏の來紐せし當時在留日本人は總數僅かに三十四五名にして內商業に從事せるもの二十

郞來任し四十三年六月歸朝を命せられ、後任として井田守三來任し以て今日に到れり。

(七)布哇總領事館　明治八年十一月ジー、ビー、デンソンを名譽領事に任じたるを始めとし十年二月ジヨン、ドミニス、フリユセル之に代り十三年九月貿易事務館と稱し事務代理ジヨセフ、オカルトン就任、十七年七月領事館となり室田義文、中村治郞在勤を命せられ、十八年九月總領事館となり安藤太郞、鳥井忠文、正木退三藤井三郞、嶋村久、齋藤、上野專一を經て大正二年現任永瀧久吉に到る。

(八)東部諸州在住日本人

玆に東部諸州と云ふは、在紐育帝國總領事館管轄區內に於けるポートリコ嶋を始めメーン、ニユーハムプシヤイアー、ヴアーモント、マサチユーセツト、ロードアイランド、コンネクチカツト、ニユーヨーク、ニユージヤーセー、ペンシルヴアニア、デラウエヤー、メリーランド、ヴアーヂニア、ウエストヴアヂニア、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジヨーヂア、フロリダ、デストリクトオブコロムビアの十八州一嶋たよび一區なり。

(一)東部諸州在住日本人々口

本社並に紐育總領事館の調査による大正二年六月末に於ける東部諸州に在住せる日本人々口は三千二百七十五名にして內男三千百八名女百六十七名なり、而して此等東部諸州に於ける人口は紐育市に在住せるもの其の大部分を占め其他の各州は極めて少數の在留者を有するのみ即ち各州に區分せば次の如し、

州名	男	女	計
紐育	二、一一七	九二	二、二〇九
ニユージヤーシー	二五二	二五	二七七
マサチユーセツト	二一五	一五	二三〇
ペンシルヴアエア	二〇六	一七	二二三
フロリダ	七九	一〇	八九
コヒンビア區	四二	一二	五四
コンネクチカツト	四七	六	五三
ロードアイランド	三八	三	四一
メリーランド	二七	二	二九
ヴアーモント外五州	八五	四	八九
合計	三、一〇八	一六七	三、二七五

(二)東部諸州在住日本人の職業

東部諸州在住日本人を紐育總領事館の調査によりて職業別に表示すれば左の如し、

職業別	人	職業別	人
官吏	二三	會社銀行員	二八三
文部省留學生	五	實業練習生	一七
通信員新聞記者	七	貿易商	二七
美術品商	一二	茶商	一五

寺嶋宗則、二十年四月同陸奥宗光、二十三年同建野鄕三、二十七年九月同栗野愼一郎、二十九年四月同星亨三十一年九月同小村壽太郎、三十三年六月同高平小五郎任命せられて三十九年一月に到れり、斯くて三十九年一月七日帝國公使館は帝國大使館となり同月特命全權大使青木周藏在勤仰付けられ、四十年十二月に至る同月大使青木周藏歸朝を命ぜられ、翌四十一年男爵高平小五郎代りて米國大使に任ぜられしが四十二年八月歸朝を命ぜられ、十一月駐米大使を免ぜられ、墺國駐剳大使たりし男爵内田康哉後任として駐米大使に任命され十二月を以て着任し四十年に到る、四十四年八月桂内閣瓦解し西園寺内閣成るに及び内田大使は其の外相に拔擢され九月を以て歸朝し其の後任として駐獨大使男爵珍田捨己任命さる。

(二)紐育總領事館　米國に帝國領事館の開設せられたるは明治三年にして桑港を以て嚆矢とす在紐育帝國領事館は桑港領事館に後るゝこと三年、明治六年始めて開設せられ、最初の領事は富田鐵之助にして其の後藤井三郎、高平小五郎、嶋村久、中村恒次郎、内田定槌、小池張造、水野幸吉を經て現任の飯嶋龜太郎に到る。

(三)市俄古領事館　在市俄古帝國領事館は明治三十年十二月一日開設せられ最初の領事は能勢辰五郎にして藤田敏郎、清水三郎を經て四十一年七月領事官補松原一雄事務代理勤務を命ぜられ同年十月領事に進み四十三年四月歸朝を命ぜられ、山崎馨一を經て現任阿部嘉八に到る。

(四)桑港總領事館　在桑港領事館の開廳せられたるは明治三年四月にして同月米人チアレス、ウオールコツト、ブルークス名譽領事に任じ高木三郎を副領事として補佐せしめたり、而して明治四十年二月領事館を總領事館に陞せたり、歷代領事はブルークス(名譽領事)ダーン(同)高木三郎、ブルークス、柳谷謙太郎、藤井三郎、三田葺、珍田捨己、神谷三郎、瀨川淺之進、陸奥廣吉、上野季三郎、小池張造、永井松三を經て現任沼野安太郎に到る。

(五)沙港領事館　明治二十八年十月タコマ市に帝國領事館を設け、領事齋藤幹在勤を命ぜられ三十年八月に至る、同年九月林外吉領事となり、三十三年十二月シヤトルに移す、三十六年一月林領事歸朝し其後久水三郎、田中都吉を經て四十四年八月現任領事高橋淸一就任せり。

(六)ポ市領事館　明治三十六年ポートランド市にシヤトル領事分館を設け、書記生岩谷讓吉之れが主任たりしが四十一年九月に至りて領事館となり領事沼野安太

地方別に示せば左の如し。

地方別	校數	教師數	生徒數
	個	人	人
カリホルニヤ州	一八	三八	七一五
オンゴン州	二	二	一二七
ワシントン州	四	六	一三九
計	二四	四六	八八一

二、英語學校　日本人經營の英語學校は主として業務の都合上公立學校に通學し能はざる青年の爲めに、速成的に英語を教授するものにして、此等學校は日本より渡米する青年の多かりし頃には多數の生徒を收容せしが移民禁止以來渡米青年の減少と共に年々其數を減じつゝあり、太平洋沿岸に於ける此等學校の總數は約七十にして生徒の總數は千五百人に達す。

（六）在留日本人と宗教

在米日本人の宗教界は之れを基督教と佛教に大別す。

一、基督教　日本人社會の發展に關し、心靈上並に風化上に多大の感化貢獻をなしたるを基督教とす、特に各派教役者が近年聯合し提携して布教傳道に協力するに到りたるも又財政的に獨立する教會が漸く多きを加へたることは喜ぶべき現象なりとす、教會數および信徒數を示せば左の如し、

地方別	教會數	牧師數	會員數
カリホルニヤ州	四〇	四〇	三、五〇〇
オレゴン州	一	一	四九二
ワシントン州	一〇	一〇	一、二〇〇
山中部諸州	二	二	七〇〇
シカゴ市	二	二	一八一
紐育市	三	三	二一五
計	五八	五八	五、六五八

二、佛教　米國に於ける佛教は太平洋沿岸に於てのみ之を見るべく全く本願寺派の開教師により布教せらる、日本人小學校中此派の監督の下にあるもの少からず、太平洋沿岸各地に於ける會堂並に信徒數を示せば左の如し、

地方別	會堂數	開教師數	信徒數
カリホルニヤ州	三一	一二	六、二三四
オレゴン州	一	一	一、八六七
ワシントン州	一	一	三、五八六
計	三三	一四	一一、六八七

（七）在米官廳の沿革

一、帝國大使館　米國に帝國を代表する公館の初めて設置せられたるは、明治三年閏十月三日にして辨務使館と稱し、同年小辨務使森有禮任命せられ越えて五年十月十四日公使館と改稱し辨理公使上野景範在勤仰付らる、七年九月特命全權公使吉田淸成、十五年七月同

時計業	四〇	經師屋	一五
印刷業	一四	看板屋	一七
西洋料理店	一七九	日本料理店	二三〇
麺類製造所	五	飲食店	一二四
洗濯屋	一四二	刺繍業	一三
花園業	一二〇	切花販賣業	三六
桂庵	七二	土木請負業	三二
家屋掃除業	二三六	運送業	六〇
靴店及靴工	二一六	農業物市場	八
通辯業	二九	雜業	二一三
活動寫眞屋	八	大工	八〇
計	四、七一四		

（五）在米日本人の教育

米國に於ける日本人の教育は大體に於て之を二種に區別するを得、即ち一は日本人學生及學童が米國の州私立大學及公私立の中小學校に通學し、全然米國の教育を受くるものにして、他は在留同胞自ら經營せる日本的小學校及英語學校其他の私塾に於て日本の國語及英語を學習するものなり。

（一）公立學校通學の日本人學生生徒

一、公立小學校通學の日本人學童　米國（布哇を除く）公立學校に通學せる日本人學童數は精確なる統計を得る能はざれども目下二千名内外なるべし。

二、中學校通學の日本學童　米國中學校（ハイスクール）に通學せる日本人學生の大半は米國の公立學校より進入したるものにて、其他は日本に於て教育を受けたるものゝ轉學したるものなり、後者の大部分は父兄より學資の支給を受けず學僕其他自活の道を講じ傍ら通學するものなり、而して其の總數は米國全體を通じて五六百名に上るべし。

三、大學專門學校の日本學生　此等學校に於ける日本學生の多數は、日本に於て高等教育を受けたる者及び米國の公立中學校を卒業したるものなり、此等學生の多くは夏期休暇を利用して行商或は勞働に服し又は學僕として其の學資を收得するなり、此等學生の數は米國全部を通じて三百五十名に達す。

（二）日本人經營の小學校及語學校

一、小學校　米國に於ける日本小學校設立は太平洋沿岸地方に於ける特色とも見るべきものにして、其の目的は米國教育を受けしめんが爲め公立學校に通學せしむるの必要あるは勿論なれど、此等學童が日本人たる以上は、此れに日本の國語及び日本の地理歷史の大要を習得せしめ、日本に關する一般智識を習得せしむるにあり、玆に於て此等兒童の最も多數なる太平洋沿岸地に於て近年續々として小學校及び幼稚園の設置を見るに到れり、同地方に於ける此等小學校及び生徒數を

農業の經營上加州の如き利便多からざるは其の農業が加州に及ばざる故因なるべし、ロツキイ山諸州の砂糖大根及テキサスの米作は稍見るべきものなきにあらざれど、耕作反別に於て收穫高に於て、未だ到底加州同胞の農業の盛大なるに及ばず、今大正一年度に於ける在米日本人の耕作反別を地方別に示せば左の如し、

地方別	反別	地方別	反別
	英町		英町
加州	二〇七、五六五	ユタ州	七、〇二五
オレゴン州	六、二五〇	コロラド州	二一、三〇七
ワシントン州	一三、六三五	ネブラスカ州	一、二五〇
アイダホ州	一二、三二六	イリノイス州	三二七
テキサス州	一二、三二六	フロリダ州	六二五
ニューメキシコ州	七六〇	其他	三、五〇〇
ワイオミング州	一二五	合計	二八三、四三〇
紐育州	九九〇		

即ち昨年度の米國の日本人が耕作總反別は二十八萬三千四百三十英町にして、是を日本の反別に換算すれば十一萬三千三百八十ヶ步に當る、而して一英町の收穫高は最も少きは廿五弗より、最も多きは五百弗に達するを以て假りに平均收穫七十五弗とするも一年の總收穫高は二千百二十五萬五千七百二十五弗に達す、主要產物は葡萄、果物、馬鈴薯、苺、砂糖大根、野菜、アスパラガス、セロリ、甘瓜、麥、飼草、莢豆、切花、米等あり。

(四) 在米日本人の商業

日本人の商業及び雜業は在留同胞を顧客とするもの主要を占む、勿論白人を相手とする商業及び雜業の營業なきにあらざれども、其の大多數は同胞を華客とするものなり、乍併年月を經るに從ひ資力經驗共に備はり外人相手の商業及雜業が大に發展せんとするの徵兆は近年に到りて著しきものあり、大正一年度に於ける在米日本人營業戶數は左の如し

營業種別	戶數
銀行	五
新聞社	一五
雜誌社	一五
齒科醫	二七
美術雜貨店	九五
食料品商店	三二〇
醬酒製造所	二
旅館	五一〇
魚屋	三五
菓子屋	五六
理髮店	三一六
球突場	二八四
洋服店	八七
骨董商	五
竹細工店	一五
書籍販賣店	三〇

營業種別	戶數
會社	六
新聞支社	四八
病院及醫院	五〇
產婆	二六
貿易商	三五
精米所	五
酒類販賣店	一八
下宿屋	一一四
果物蔬菜店	一五〇
豆腐屋	四二
湯屋	一六七
射的場	二五
洋服洗濯所	六二
賣藥商	二二
寫眞業	六五
小間物商店	二九

目的は西部地方殊に加州に於ける排日的迫害を脱して新たに樂園を求め、新事業を經營せんとするものあるは勿論なれど、東部地方に於ける家庭的勞働賃銀の西部に比し高率を示せる結果、此等の階級に屬せる同胞の東遷せるもの亦尠しとせず、されば現今に於ける東部地方の在留同胞は其の過半數は此等家庭的勞働者たらざるはなし、而して東部地方に於ける親日狀態は却つて此等の青年をして獨立自尊の勇氣を沮喪せしめ遂に何等をも就成し能はざる同胞たらしめんとする傾向あるは誠に憂ふべき現象なりと云ふべきなり。

(二)在米日本人數

大正二年六月末に於ける我が外務省の調査に依る在米同胞の人口數は其の總數は七萬六千一百〇二人にして内男六萬六千七百五十九人女九千三百四十三人なり、今其の統計を示せば次の如し

區別	男	女	計
華盛頓區	四二	一二	五四
紐育區	三、一五八	一一七	三、二七五
市俄古區	三、一八八	一五四	二、三四二
桑港區	四五、六〇七	六、一三九	五一、七四六
沙港區	一〇、七八四	二、一六五	一二、九四六
計	六六、七五九	九、三四三	七六、一〇二

尙ほ布哇、加奈陀及び墨國並に南米に於ける日本人數統計は左の如し

國別	男	女	計
ホノルヽ區	四五、四〇六	二五、六九四	七一、一〇〇
加奈陀	九、四二五	二、〇〇七	一一、四四二
墨西哥	二、三六九	一三三	二、四九一
伯剌西爾	二、三二七	一、四七四	三、八〇一
亞爾然丁	二四〇	六	二四六
智利	二五〇	一四	二六四
秘露	五、一〇七	一九〇	五、二九七
計	六五、一二四	二九、五一七	九四、六三一

斯くの如くして南北兩亞米利加及び布哇嶋に在留せる我が同胞の總數は實に十七萬六百八十三人に達し內男十三萬一千八百八十三人、女三萬八千八百六十人あり本國よりの渡航者は妻女の呼寄の外殆んど皆無の如き狀態にある我が移民の比較的減少せざる所以のものは妻女の呼寄せが定住的となり更らに子女の增加を來す結果に外ならず、昨年度に於ける在留日本人の子女の增加は實に二千名の多數に達したり。

(三)在米日本人の農業

米國在留日本人の農業の最も發展し居れるはカリホルニヤ州なり、同州は日本移民地として最も古き歷史を有し、他州に比して在留者の數多きにも依らんが加州以外の日本人の農業は七八年前より漸く着手されしが

第六篇 在米日本人現狀

(一)東部と西部の日本人

北米合衆國に在留せる日本人は其の東部地方に於けるものと其の西部地方に於けるものとの間には、其の生活狀態の異なるあり其の位置境遇等甚しき相異せるものありて、在米同胞と云ふも必ずしも一概に總括し能はざるなり、今玆に東部地方及び西部地方と區別するは市俄古市を起點となし市俄古市以東の諸州を東部地方となし市俄古市以西を西部地方と稱するなり、而して此等東西二地方に於ける日本人は其の事業の經營に就ても自から異なる所ありて東部地方の日本人は商業を主し西部地方に於ける日本人は農業を主とす、然り而して東部地方に於て商業に從事せる同胞と西部地方に於て農業に從事せる同胞とは同じく營業又は經營事業たりとするも東部地方に在つては槪して日本よりの資金により事業を經營せるに反し、西部地方に在つては彼等の大部分は殆んど無資本にして移住せるものにして、漸次資本を貯蓄し遂に獨立自營の新開展地を作るに至りたることは誠に留意すべきことなり。

即ち東部に於ける日本人は、日本に本店を有する會社及び商店又は出張所を設けたると、日本より資本を齎して開業せる商店の漸次增加發展せるもの多く、テキサス州に於ける日本人農業の如きも、太平洋沿岸に於けるものとは其の趣きを異にし日本より直接資金を投じて經營せるものなるに對し、西部地方に於ける同胞は從來家內的勞働を主となしたるものが、幾干の貯蓄をなして農商業に手を着くるに至れり、農業に從事するものは最初は一勞働者となり其れより小作人となり小作人より地主となるが如く漸次其の基礎を堅め、更らに商業方面に發展を試みるもの其の數多きに至れりされば東部地方と西部地方に於ける日本人は全く其の立脚地を異にせるものと知るべし、尙ほ注意すべきは東部地方に於ける在留同胞の數は年々增加し來りつゝあること是れなり、布哇轉航禁止、日本移民制限のため太平洋沿岸地方に於ける同胞數は假令迎妻、出生等によりて其の減少を補ひつゝありとするも、尙ほ年々其の人々を減じつゝあるに反し東部地方の日本人は漸次增加せるなり、是れ東部地方に於ける同胞事業界の發展によるものにして迎妻出生等による人々の增加せるは云ふ迄もなく、更らに此等の增加は西部地方に於ける在留同胞の漸次東遷せんとする新傾向あるに因ること大なりと云はざるべからず、是等東遷せる同胞の

の統計表に依り推斷すれば輸出は上半期に於て四割五分下半期に於て五割五分輸入は上半期に於て四割の歩合を示し居れるを以て年末決濟期に於ける入超額は結局四千三百萬圓位に止まることゝなるべし

(十九)運輸交通

運輸交通は國民生活の基礎をなすものあるが其の明治年間に於ける進歩發達は驚嘆すべきものあり

(一)船舶　之れを海上の交通に見るに明治三年に於ける滊船總噸數僅かに一萬五千噸餘に過ぎざりしが明治四十三年には百二十三萬餘噸に達し四十五年六月末現在に於ては滊船百三十九萬一千噸に達せり

年次		滊船	帆船 噸數船	帆船 石數船
三年	隻	三五	二	一
	噸	一五、四九八	二、四五四	一
二十年	隻	四八六	七八	一七、一六四
	噸	七二、三三三	六〇、九五五	二、八五二、二四七
四十三年	隻	二、五四五	六、三九三	三、六四三
	噸	一、二三三、九〇九	四二三、七三〇	三、一四一、三七一
四十五年六月末	噸	一、三九一、〇〇〇	四三一、〇〇〇	一

明治四十三年度に於ける日本郵船、大阪商船、東洋滊船、日淸滊船等の四社のみにても其一個年間の航行度數一萬一千五百回、浬數八百廿一萬浬、搭載貨物一千八十四萬噸、乘客人員二百八十餘萬人に達せり

(二)貿易船　單に船舶數及び其の噸數の增加したるのみにあらず海外貿易の發達に伴れて內外貿易船の出入港數も激增し明治四十三年度日本各貿易港に入港したる總貿易船舶噸數を明治十年の夫れに比すれば實に三十六倍に達し殊に三十年前に於ては殆んど全部外國船を以て占められたる日本の海外貿易は今や內外船舶相半するに至れり即ち左の如し

年次		內國船	外國船
十年	隻	五二	四九四
	噸	一〇三、三〇九	四六二、五三三
三十年	隻	一、六七四	一、八五〇
	噸	六八二、九〇五	三、〇八七、九八四
四十三年	隻	七、六二九	三、五三九
	噸	九、三四八、六五九	一〇、八一五、一二七

(三)鐵道　明治二年廟議之れが建設に決するや全國の輿論囂々として反對したりし帝國の鐵道事業は今や線路延長六千餘哩を算するの盛況を呈するに至れり明治五年京濱間に十七哩の鐵道敷設せられて以來の延長哩を比較すれば左の如し

年次	線路延長	年次	線路延長
五年度	一七哩	十年度	六五哩
二十年度	五九三	三十年度	二、九四八
四十年度	五、一五八	四十五年三月末	六、二三三

に發したるバルカン動亂又はパターソン等の同盟罷工も甚だしきに至らずして止まんとす次に內地の農作を見るに是又凶作にあらざるが如し故に今後特別の不利なる事情起る事なくんば本年度の輸出入貿易額は不權衡の甚だしきに失する事なかるべし元來我國の貿易統計に於ては輸入額は日本へ到着の價格を以て統計し且つ保稅倉庫假置場等に在るものをも包含して計算したるにより五六千萬圓の輸入超過を見る事あるも之を以て直ちに輸出入の權衡を失するものと考ふるは穩當にあらざるべし輸入品中輸入額の最も多きは織物用動植物纖維類なるが此の內にて棉は昨年に比し米棉の買付尠かりしを以て前年同期に比し輸入額に約五十萬圓の減少を來し羊毛も亦三十萬圓の減少を見たれども之等は內地事業の減退せる爲に非ざれば後半期に於て其の補充を見るに至るべし又比律賓より麻尼羅麻、印度よりジウト(黄麻)輸入增加の爲め苧麻の輸入額增加し綿織物及び毛織物は前年に於ては見越輸入品の停滯ありたるを以て本年は此の停滯品漸次減退したれば前年に比して增加を見るも或る種のものは內地にて生產するに到りしに因り例年に比すれば輸入額多しと云ふを得ず又鐵類其他の金屬品材料類の輸入は大體に於て昨年と大差なきも此等は內地に生產增加せざる間は造船及機械工業の發達により輸入の減退を見る事なかるべし鐵製品中釘は內地製造の發達により著しく輸入を減じ諸機械類に於ては機關車及び紡績機械材料の輸入を增加したり米及び小麥は昨年の內地米作豐かならざりし影響を受け又砂糖は臺灣の凶作に輸出原料の增加により共に輸入額を增加し豆類は輸入手數を省き假置場內に於て製油原料に供するもの增加したるに依り輸入に於て減少を示し又油糟の輸入は外國より輸入したるものにあらずして假置場より輸入せしものを包含し居りて其の輸入額は前年より增加せり輸出品中生糸は例年に比し歐洲の需要增進したり輸出千萬圓餘の輸加を告げ綿糸綿布類は支那貿易好況のため前年に比し一千六百萬圓の增加を來し綿メリヤス肌着、洋傘、錫、製糖、石炭等の東洋向輸出貨物は孰れも增加をなしたれど燐寸は支那向に於て少しく減少し製帽用眞田、陶磁器、花莚は米國の需要增加し輸出を增加したるも製茶は反之同國向に於て減少を見たり此他羽二重は印度及米國に絹手巾は英國及び南米へ木材は支那、獨逸、白耳義及び英國へ銅は支那、英國及び佛國へ魚油は歐洲(主として白獨) へ孰れも輸出を增加し又米は年々凶作の影響を受けて輸出を減少せり。

要するに大正二年の貿易額は今俄に測斷し難きも既往

白耳義	三、一七七、九〇〇	七、七三七、一九七
伊太利	一七、八九四、九九六	六六五、二五九
瑞西	五九五、七七二	二、三〇七、二二三
墺太利匈牙利	八八二、〇七七	三、〇八二、九八九
和蘭	四二七、一四二	一、一八二、八〇五
瑞典	一五、六七六	三、五一一、一九三
諾威	五、〇一一	四八四、五二八
露西亞	二、五九五、六五〇	五三四、一一六
西班牙	二九六、〇一六	七四三、一八〇
丁抹	一六〇、一三九	一二一、七二五
土耳其	一四一、九一四	二〇、三五七
葡萄牙	七、九八三	二四、五三六
計	一〇五、二八一、四九四	一〇五、五六三、八九一
▲亞米利加洲		
合衆國	一四二、七二五、六四二	八一、二五〇、九〇九
英領亞米利加	四、〇〇六、〇四六	三三三、九三二
墨其西哥	四一七、〇五四	三、四三八
秘露	二二〇、二一一	一、六六八
智利	一三三、〇〇〇	二、六七九、四九三
計	一四七、五〇一、九五三	八四、二六九、四四〇
▲其他諸洲		
濠太剌利	八、一〇二、五二五	七、九二六、九二七
布哇	四、一六五、九〇八	一四、三三三
埃及	六八八、四一〇	五、五〇一、七三四
計	一二、九五六、八四三	一三、四四二、九九四
其他諸國	三、一〇七、二三〇	四、六八一、九一七
不詳	一、六六九、三〇九	五四六、九六六
總計	四四七、四三三、八八八	五一三、八〇五、七〇五

(八)輸出入金銀價額　明治三十七年以來は左の如し

▲金貨及金地金

年次	輸出 圓	輸入 圓
三十七年	一〇六、〇二六、五六二	五、四五六、三三三
三十九年	二二、九八三、六三一	三七、〇二一、八二七
四十一年	三、六五三、四五七	一六、九〇〇、〇四九
四十四年	二二、八〇一、五六四	四、九三八、六七二

▲銀貨及銀地金

年次	輸出 圓	輸入 圓
三十七年	一、七六九、二九七	二八、四九〇、三二三
三十九年	二、八〇〇、八〇五	一〇、一八九、三七〇
四十一年	一一九、〇四五	六四四、四三七
四十四年	一、五九六、七二二	一、二二九、五九六

(九)貿易趨勢　大正二年上半期に於ける貿易額は輸出總額二億八千四百萬圓輸入總額四億四百八十萬圓に上り輸出入共前年同期に比し五千四百萬圓の增加を來し輸入超過は一億二千七十六萬五十圓にして前年同期輸入超過額一億二千二十四萬三千圓と大差なきを見る而して我が貿易對手國の狀態を見るに今後輸出貿易に有利なる事多し即ちバルカン戰局も今や一段落を告げ歐洲市況は活氣を呈し來り米國に於ては關稅輕減法案は將に議會を通過せんとしつゝあり又清國の狀態を見るに上半期に於ける我對淸貿易は未曾有の好況を呈し且つ同國の政爭も將に平和に解決せんとしつゝあり又新

紙及紙製品	三、九七七、四二〇
鑛物及鑛石	一九、二二一、四六七
金屬	二一、七六八、三七七
金屬製品	二、六〇九、三五八
陶磁器及玻璃製品	七、七四四、六二三
機械類	三、六四〇、一三四
雜品	四八、八二七、九五七
小包郵便物	四、二五〇、四七六
計	四四二、九九六、八四八
再輸出品價	四、四三七、〇四〇
總計	四四七、四三三、八八八

▲輸入

植物及動物	四〇五、五〇五
穀物及種子	三六、一〇六、九六二
飲食物	六、七〇三、六六七
砂糖及糖菓類	九、三五八、九六四
酒類及酒精	一、五六二、四二七
皮毛骨角類	七、三九六、〇三五
藥材化學藥及び製藥	二六、五二一、二七八
油及蠟	二一、五九八、五七三
染料顏料及塗料	一一、四五九、五〇七
絲縷繩索及同材料	七〇、八七一、八六三
布帛及布帛製品	三二、九七二、〇一七
衣服及附屬品	一、八三一、四九三
紙及紙製品	七、八二八、二六一
鑛物及鑛石	九、八三八、一八五
金屬	五七、九六七、二八七
金屬製品	一二、二〇八、四六八
陶磁器及び玻璃製品	三、〇五三、二五一
車輛船舶、學術器及機械類	四三、一三四、一二二
雜品	四九、六八六、三〇三
小包郵便物	二、二二九、一九七
旅客携帶品	二〇八、三五四
計	五一二、九四二、一六九
再輸入品價	八六三、五三六
總計	五一三、八〇五、七〇五

（七）輸出入物品價額國別　明治四十四年度分は如左

國名	日本より輸出	日本へ輸入
▲亞細亞洲		
支那	一一二、二一五、九八〇圓	八二、五四三、五〇七圓
朝鮮	一	一
香港	二四、五二一、九八五	七〇一、六三一
英領印度	二〇、三一六、三二二	九九、六九五、六八八
同海峽殖民地	七、一〇五、七一五	四、八一六、六二六
蘭領印度	三、七二四、一一七	一五、四五九、三〇二
佛領印度	四六九、八六一	九、九二三、八八六
露領亞細亞	三、〇七〇、五五九	五〇九、四六〇
比律賓諸嶋	五、九九五、八七〇	一、三二九、〇六八
暹羅	四九六、六五〇	二、三二一、三二九
計	一七六、九一七、〇五九	二一七、三〇〇、四九七
▲歐羅巴洲		
英吉利	二三、八二四、〇六五	一二、一五六、七五八
佛蘭西	四三、五七五、三九一	五、五一八、一〇四
獨逸	一一、六八一、七六二	五六、四七三、九二一

▲輸出

年次	有税品 円	無税品 円	合計 円
四〇	—	四三二、四二三、八七三	四三二、四二三、八七三
四二	—	四一三、一一三、五一二	四一三、一一三、五一二
四四	—	四四七、四三三、八八八	四四七、四三三、八八八

▲輸入

年次	有税品 円	無税品 円	合計 円
四〇	三〇七、三五八、二九一	一八七、一〇九、〇五五	四九四、四六七、三四六
四二	二二一、七一五、四〇五	一七二、四八三、四三八	三九四、一九八、八四三
四四	二七八、二九〇、二八八	二三五、五一五、四一七	五一三、八〇五、七〇五

(四)輸出入物品價額内外國別產　明治四十年以來は左の如し

▲輸出

年次	内國產 円	外國產 円	合計 円
四〇	四二八、五〇三、九四二	三、九〇八、九三一	四三二、四二三、八七三
四二	四〇九、九七三、三二〇	三、一三九、一九一	四一三、一一三、五一二
四四	四四二、九九六、八四八	四、四三七、〇四〇	四四七、四三三、八八八

▲輸入

年次	内國產 円	外國產 円	合計 円
四〇	一、三二五、六三〇	四九三、一四一、七一六	四九四、四六七、三四六
四二	一、〇五七、三四四	三九三、一四一、四九九	三九四、一九八、八四三
四四	八六三、五三六	五一二、九四二、一六九	五一三、八〇五、七〇五

(五)輸出入搭載貨物價額内外國船別　明治四十年以來は左の如し

▲輸出

年次	内國船 円	外國船 円
四〇	一八二、六四七、三七二	二四五、三七七、三七一
四二	一八六、五〇九、一八七	二二六、四〇七、五八五
四四	二一八、八〇一、五一八	二二八、三三六、三七〇

▲輸入

年次	内國船 円	外國船 円
四〇	一八一、八一七、七〇六	三〇九、五八九、九〇二
四二	一七七、三三七、九六七	二一六、五八九、八五五
四四	二二二、四九二、七一二	二八七、七二六、二四七

本表と前に揭げたる此類の諸表と金額の符合せざるは本表の輸出には船用品價額及賣却船價額を、輸入には買入船價額及び難破船價額を含有せざるに因る

(六)輸出入品價額種類別　明治四十四年度分は如左

▲輸出

種別	價額 圓
穀物及種子	七、二九六、八〇四
飲食物	三二、二五〇、五一二
砂糖及糖菓類	六、九二五、八一七
酒類	二、八四八、〇四四
煙草	九二四、八〇三
皮毛角牙類	二、二〇七、〇二四
薬材製薬染料及塗料	九、五三三、二六〇
油及臘	四、三六八、八四四
絲縷縄索及同材料	一八〇、六八一、三三八
布帛及布帛製品	六八、〇九一、〇一四
衣服及附屬品	一五、八二九、五七六

越中伏木	陸奥青森	後志小樽
根室根室	釧路釧路	膽振室蘭
樺太大泊		

若松港に於ては下記物品に限り輸入を爲すことを得即ち鳥卵(生鮮なるもの)米、籾、大麥、小麥、燕麥、玉蜀黍及び豆類、石炭及びコークス、鑛、銑鐵、フエロマンガニース及スピーゲルアイゼン、肥料

住の江港に於ては貨物の輸出に限りなすことを得

青森港に於ては下記物品に限り輸入を爲すあとを得即ち穀物及び種子、飲食物(酒類を除く)(關税定率輸入税表第三類に掲ぐるもの)毛皮、獸皮(同表第四類第七十一號に掲ぐるもの)油、脂及臘、布帛(同表第九類に掲ぐるもの)鐵(葉鐵、テー形、アングル形其の他類似のもの軌條及び軌條用フキツシプレート管)鐵、鐵製牝牡螺旋釘、ワツシヤー、リベツト及ドツグスパイクス、家屋、橋梁、船舶、船渠等の金屬製建設材料、工匠具、農具及同部分品、鐵道機關車、機關車用炭水車及同部分品、鐵道車輛及同部分品、皴、無税品、免税品、關税定率法第七條に掲ぐるもの

根室港に於ては水產物に限り輸入を爲すことを得

(二)輸出入物品總價額　明治元年以來は左の如し

年次	輸出 圓	輸入 圓
元年	一五、五五三、四七三	一〇、六九三、〇七二
一〇	二三、四六一、〇九二	二七、四七九、六六二
二〇	五二、四〇七、六八一	五一、六九九、七七〇
三〇	一七七、八四七、九二三	二七四、〇六一、二〇五
四〇	四五五、一五二、三四九	五一一、七一七、三六〇
四四	四四七、四三三、八八八	五一三、八〇五、七〇五

本表は臺灣に於ける外國貿易額をも計上せるものにして輸出に在りては外國公館用品外國軍艦用品外國船用品博覽會出品を、輸入に在りては御料品兵器彈藥爆發物海軍艦船並に同材料博物館及陳列所用品博覽會出品積戻品(再輸入)を合算し又在外公館用品外國航行內國船用品等の輸出に係るもの及び外國公館用品勳章賞牌記錄文書商品見本等の輸入に係るものは包含せず而して明治三十年以前は外國船用品中に外國航行內國船用品を混じ之れを區別するに由なし明治二十年以前は金圓を以て數へたるものと銀圓を以て數へたるものとの混計にして同三十年は銀圓同四十年以後は金圓の統計なり但し明治四十四年の計數は臺灣貿易を含ます。

(三)輸出入物品價額有税無税品別　明治四十年以來は左の如し

工場數

年次	原動力を用る工場	動力を用ざる工場	計	職工數
四三	六、七三一	六、七九二	一三、五二三	七一七、一六七
四二	六、七二三	八、七〇三	一五、四二六	六九二、二二一
四一	五、六一七	五、七七三	一一、三九〇	六四九、六七六
四〇	五、六〇七	五、七三一	一〇、四三八	六四三、二九二
三九	四、六三六	五、七〇五	一〇、三六一	六一二、一七七

製造工業中其の產額の最大なるは蠶絲の四百十四萬七千貫目、綿絲の五千六百三十九萬六千貫目、織物製造高の二億四千七百九萬五千圓等にして此の外陶磁器、煉瓦、油類、和洋紙、麥粉、燐寸、肥料等何れも年額一千萬圓以上三千四五百萬圓を產出す。

（十七）金融

明治五年十一月國立銀行條令制定せられて以來發達したる帝國の金融機關は年を追ふて長足なる發展をなし明治四十三年十二月末日現在の狀況に於ては特種銀行五十二普通及貯蓄銀行二千二百、其の拂込資本額五億萬圓を算するに至れり即ち左の如し

種別	本店	支店及出張所	拂込資本金 千圓
日本銀行	一	九	三七、五〇〇
勸業銀行	一	|	八、七四八
興業銀行	一	|	一六、二五〇
正金銀行	一	三三	二四、〇〇〇
北海道拓殖銀行	一	五	三、五〇〇
臺灣銀行	一	一八	六、二五〇
農工銀行	四六	一	三〇、六一九
普通銀行	一、六〇四	一、六九七	三一九、二五八
貯蓄銀行	四一七 △一七二	七八四 二五二	四七、九九五 △四、九〇五
合計	二、五七三 △一七三	二、五三七 △二五二	四九四、一二二 △四、九〇五

△は普通銀行の兼業せるものなり

（十八）貿易

（一）開港場　本邦開港場は現今三十七あり即ち如左

武藏 横濱	攝津 神戸	攝津 大阪
肥前 長崎	越後 新潟	佐渡 夷
渡嶋 函館	駿河 淸水	尾張 武豊
尾張 名古屋	伊勢 四日市	備後 絲崎
長門 下關	豊前 門司	筑前 若松
筑前 博多	肥前 唐津	肥前 住の江
肥前 口の津	筑後 三池	肥後 三角
對馬 嚴原	對馬 佐須奈	對馬 鹿見
琉球 那覇	石見 濱田	伯耆 境
丹後 宮津	越前 敦賀	能登七尾南灣

漁船改良せられ漁域擴張せられ一瀉千里の勢を以て發達しつゝあるの時其の發達狀態を見るは緊要の事なり明治三十七年以降四十二年に至る六ヶ年間の漁獲物製造物價額比較左の如し

年次	漁獲物 圓	製造物 圓
三七	四三、八九二、七八四	三一、七二六、六五九
三八	五〇、二六一、六二六	三五、五〇〇、〇一六
三九	五四、六七三、八四四	三三、五四三、二八一
四〇	六二、八五七、二一二	三九、二六七、一九五
四一	六五、三三四、三五一	三五、四九一、七四二
四二	六八、九七一、三〇九	三五、二三〇、五四六

明治四十二年度に於て漁獲水產物中生產價額の大なるものは鰮の六百十七萬圓、鰹の七百十二萬圓、鯛の四百六十八萬圓、鯖の三百十三萬圓、鮪の二百四十六萬圓、鰤の二百三十六萬圓、背黑鰯の二百五十八萬圓等にして重要水產製造物に於ては鰹節の六百萬圓、鰮の三百二十六萬圓、煮乾鰮の二百八十四萬圓、海苔の百四十六萬圓、肥料用鰊鰮の三百九十九萬圓等あり

製鹽業は明治四十二年の製造高九億九千五百五萬八千斤にして其し價格は計算しあらざれど明治三十八年に計算したるもの一千二十一萬四千二百圓なり。

（十五）鑛業

鑛業の長足なる發達は明治年間の一異觀なり特に石炭硫黃、銅、石油の採掘に於て其の進步目覺しく過去三十五年間に石炭は七十一倍、硫黃六十三倍、石油は五百五十二倍、銅は七倍に增加せり。

過去五ヶ年重要鑛產價額左の如し

種類	三十八年 圓	四十二年 圓
金	四、〇六三、八二〇	五、〇七七、〇五八
銀	三、二九三、四〇八	四、二六一、四八一
銅	二三、六六三、三三一	二四、五三六、一五〇
鐵	二、六三九、一一七	二、五三六、四六八
石炭	四〇、一九六、六九五	五八、二一三、六八〇
硫黃	五七五、二二六	八一二、六七三
石油	二、九四二、九一〇	六、四二八、五一四

（十六）製造工業

泰西文明の輸入せらるゝに從つて日本の工業は手工的家庭的組織より漸く工場組織、會社組織に進み日淸、日露の兩役を經て其の製品廣く海外に供給するに至り一層見るべき發達をなせり。

最近五年間に於ける工場累年比較表左の如し

を與へ其の賣買の弊を解き作物種類の制限を廢し加ふるに交通機關の發達と學術應用の進步は農産業の長足なる發達を見るに至れり即ち過去三十三年間に米作付反別八十萬町步、麥作付反別六十二萬町步を增加し、其の收穫高に於ては一反步收穫割合の增加と相俟つて米八割、麥十二割增加し繭産額は四倍に增加したり農業生産價格の確數は得る能はざるも各專門學者の推算によれば田生産額五億七千萬圓、畑生産額二億八千萬圓、其他一億五千萬圓と計上せらる即ち明治三十八年以降最近五ヶ年間平均各種重要農作物作付反別及び一反步の收穫高左の如し

最近五個年平均重要農作物作付反別及收穫高表

種別	作付反別	收穫高	一反步の平均收穫
	町	石	石
米	二、九〇九、三七九	四七、五七九、七四二	一、六七
大麥	六五四、四三二	九、三六七、〇七一	一、四三
裸麥	六九三、八八五	七、二八六、三三三	一、〇五
小麥	四四八、三四六	四、一八三、一一三	一、一六
大豆	四六四、〇二一	三、七六六、九六二	〇、八七
小豆	一三五、二三七	九〇二、八〇一	〇、六七
粟	一九四、三八一	二、二二七、五八九	一、一五
稗	五八、七二七	八一五、九二四	一、三九
蕎麥	一五七、二二三	一、二七四、一六三	〇、八一
繭産額	—	三、九〇〇、七六三	—
		貫	貫
甘藷	二四九、九八八	九〇七、四八七、〇六四	三〇八
馬鈴薯	六二、〇〇五	一五九、六三七、五〇二	二五七
桑園	四四二、五四三	—	—
茶	四八、三六六	八、三四二、四四六	—

(十三) 林産業

日本の林野は大體に於て國有林、御料林野、公私社寺有林野の三種に區別さる明治四十二年現在林野總面積は國有森林千〇八十六萬一千五百七十八町步、同上原野廿四萬六千五百六十九町步、御料森林二百〇九萬七百四十五町步、同上原野十五萬〇七百三十八町步、公私社寺有林八百二十七萬九千三百八十三町步、同上原野百三十六萬六千九百八十九町步にして明治四十二年度の國有林野收入は薪炭用材竹其他副産物價格總てにて三百五十萬五千百六十九圓、其森林伐採價格如左

國有林	三、四六八、一一三圓
御料林	一、二五四、四二四
公私社寺有林	六八、二四八、四四七
合計	七二、九七〇、九八四

(十四) 水産業

四面環海延長七千四百三十二里餘の海岸線を有する日本の水産業は如何なる狀態にありや歐米の漁業は今や

同	四二年	九、四九三一、三七九一、三八九　二、七六八
同	四三年	九、六〇八一、一七二　六二一　一、七九三

表中無保證金は時事に關する事項を記載せざるものあり、官報號外は之を省く。

(十)宗　　教

日本國民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て信敎の自由を有す現在宗敎は神道、佛敎、耶蘇敎なり而して神道は更に十二敎派に別れ明治四十二年現在國幣社以上百七十一、府縣社以下五萬二千〇三十、、境外無格社九萬二千二百三十九、總計十四萬七千四百四十一にして神職一萬四千八百二十一人あり。

佛敎亦十二大宗派に別れ明治四十二年末現在寺院總數七萬一千八百三十一、境外佛堂三萬六千九百八十九にして其の住職五萬一千四百四十四人あり。

基督敎の現に日本に布敎せらるゝものゝ二十五派あり明治四十二年末現在布敎者日本人千二百八十三人、外國人千九百六十三人、會堂及講義所千二百十九個所あり

(十一)國　　富

中村金藏氏が日本帝國第二十四統計年鑑及び明治三十七年度大藏省主税局年報により各種產業先資及び所得高を計上したるもの左の如し

種別	所得高	元資
法人所得	九三、七三六、〇一九圓	九三七、三六〇、一九〇圓
田畑	二三三、八九二、四〇三	二、〇六四、八七三、三六五
宅地貸及貸家	三一、三七八、八四一	五三三、九八〇、六六六
山林	六、七七二、一〇三	一二三、八六八、三六四
原野其他	一、七七三、九六九	二九、五六六、一一八
鑛業	一、三六九、〇四〇	三二、八一七、三三三
收養採取業	六、一五五、八五七	一〇三、五九七、六三六
貸金預金利子	四三、二四一、三六五	七〇四、〇三三、七五一
俸給及給與	五七、〇六一、三四四	四七五、五二一、二〇七
商業	八九、〇六三、〇〇四	一、三八四、三八三、四一八
工業	二一、四二三、六三三	三五六、八七七、二七四
庶業	九、六八六、三一四	八〇、七一九、二三四
勞力	三、一八六、一七三	二二、二四一、一五五
其他	七、二六九、八四四	九〇、八七三、〇四七
合計	四〇一、二六二、八八八	五、九六九、三三一、五六八
所得税を課せざるもの	一、七七六、九六六、九六〇	一一、八四六、四四六、四〇〇
總計	二、二七二、九六五、八六七	一八、七五三、一八三、一五八

尙ほ日本帝國の富力に關し高橋秀臣、五十嵐榮吉二氏の調査によれば明治三十七年現在富力二百五十一億一千九百六十七萬六千七百三十九圓と計算せり。

(十二)農　產　業

明治維新後職業の自由を許し國民一般に土地の所有權

圖書冊數	公立	三四五、〇八八	四〇五、九八五	四四九、三二一	五五五、一四六	七三〇、七七六	八八一、四四六
	私立	五一六、二六〇	六二九、六九一	七四七、八四壹	八〇〇、四八四	一、〇一六、五七八	一、一一一、四四四
	合計	一、〇九三、六三八	一、二七七、〇一〇	壹、四四九、五九八	壹、六一六、四〇一	二、〇壹七、九七三	二、二七一、九三五
開館日數	官立	三三二	二九三	三四〇	三三三	三三四	三三三
	公立	八、四六七	八、七四九	九、九九五	一三、三二八	一六、六七三	二五、〇二八
	私立	一三、九四〇	一六、三三一	一九、六三四	二四、四九四	三〇、九四九	四二、六八一
	合計	二二、七三九	二五、三七三	二九、九六九	三八、一五五	四七、九五六	六八、〇四二
閲覧人員	官立	一三七、三六四	一二六、四二四	壹九五、三四四	二〇六、〇六一	二二六、二五四	二三〇、〇四〇
	公立	三六九、七九五	三七〇、九壹七	四九五、九五三	四九五、五〇九	七四三、八九七	一、二二一、〇三七
	私立	一九六、四四三	二〇七、一七五	二五八、五〇一	三二九、〇七八	四〇五、三〇四	五九七、〇四八
	合計	七〇三、六〇二	七〇四、五一六	九四九、七九八	一、〇三〇、六四八	一、三七五、四五五	二、〇四八、一二五
一日平均人員	官立	四一三、七五	四三一、一五	五七四、五四	六一八、八〇	六七七、四一	六九〇、八一
	公立	四三、六七	四二、四〇	四九、六二	三七、壹八	四四、六二	四八、七八
	私立	一四、〇九	一二、六九	一三、一七	一三、四四	一三、一〇	一三、九八

本表は年度末即ち三月卅一日調にして開館日數及閲覧人員は前年四月一日より其年三月卅一日に至る一年度中の事實なり。

圖書冊數は公衆の閲覧に供するものゝみの數なり。

(五)出版圖書　明治卅七年以來の部數は左の如し

年次	著作	飜譯	合計
明治三十七年	二六、五八二	二八	二六、六一〇
同　三十八年	二八、二六二	一七	二八、二七九
同　三十九年	二八、七九六	六五	二八、八六一
同　四十年	二九、四二六	四九	二九、四七五
同　四十一年	二八、九八六	四三	二九、〇二九
同　四十二年	三四、六七三	五七	三四、七三〇
同　四十三年	四一、五六八	五二	四一、六二〇

(六)官報部數及新聞紙雜誌種類　明治三十七年以來は左の如し

年次	官報（千部）	新聞雜誌種類 有保證金	無保證金	合計
明治三七年	八、四二五	八一七	七七三	一、五九〇
同　三八年	八、八八六	九〇六	八六九	一、七七五
同　三九年	九、一五六	九九五	九九三	一、九八八
同　四〇年	九、一八一	一、一八五	一、一八五	二、三〇〇
同　四一年	九、三二七	一、二七六	一、二四八	二、五二四

二五	七、三五六、七二四	四、〇五六、七二四
三〇	七、七三〇、四四一	四、七八二、七七一
三五	七、三六六、五〇四	五、九五五、二九三
四〇	八、一八三、四一三	六、八四一、〇三八
四二	八、六〇七、四三五	七、三一九、三九九

明治四十二年現在の學齡人員就學兒童數を男女別し其就學割合を示せば左の如し

明治四十二年度學齡及修學人員男女比較表

	學齡人員	學齡修學人員	學齡兒童百中就學割合
男	四、四八七、九一壹	三、八五七、九五七	
女	四、一一九、五二四	三、四六一、四四二	
計	八、六〇七、四三五	七、三一九、三九九	九七、六〇

(三)學校種別　明治四十二年現在三萬四千六百五十九の諸學校を各種別し更に官、公、私立に分類すれば如左

明治四十二年度官公私立學校數表

校名	官立	公立	私立	計
小學校	三	二五、八九八	一八三	二六、〇八四
盲唖學校	一	二	三九	四二
師範學校	—	七八	—	七八
高等師範	二	—	—	二
女子高等師範	一	—	—	一
臨時教員養成所	二	—	—	二
中學校	二	二四壹	六二	三〇五
高等女學校	一	一三五	四二	一七八
高等學校	八	—	—	八
帝國大學	三	—	—	三
專門學校	八	四	四八	六〇
實業學校	一四	五、三三八	二九二	五、六四四
實業教員養成所	三	—	—	三
各種學校	—	八九一	壹、三五七	二、二四八
總計	四九	三二、五八七	二、〇二三	三四、六〇九

明治四十二年末現在幼稚園數は四百四十三、保母數一千二百五十三人、幼兒數男壹萬九千七百九十六人、女壹萬七千五百〇二人、計三萬七千二百九十八人なり。

(四)官公私立圖書館　明治三十七年度以來の統計は左の如し

種別		三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年度	四十一年度	四十二年度
館數	官立	一	一	一	一	五	一
	公立	三〇	三〇	三五	四六	六四	九七
	私立	六九	七〇	九一	一〇四	一三五	一八三
	合計	一〇〇	一〇一	一二七	一五一	二〇〇	二八一
	官立	二三二、二九〇	二四一、三三四	二五二、四三六	二六〇、七七二	二七〇、六壹九	二七九、〇四五

清戰爭の終局は日本帝國の實力を示すと同時に直に帝國をして世界の國際團體に加入せしめ明治三十五年には日英同盟條約成り日露戰爭は更に日本の國際的地位を進め外交も亦隨つて振興し明治三十八年十月日露講和條約成立して以來日佛、日露の新協約を締結し明治四十三年八月二十九日には日韓合併成り東洋平和の禍根なりとして千七百餘年來の大懸案たりし朝鮮問題を解決し明治四十四年には各國との舊條約を改訂し帝國と諸外國との關係は一層親密を加ふるに至れり。

帝國の締盟條約國左の如し

亞米利加合衆國、大不列顛、露西亞、和蘭、佛蘭西、獨逸、葡萄牙、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹、瑞典諾威、西班牙、墺太利匈牙利、支那、秘露、暹羅、墨西哥、伯剌西爾、亞爾然丁、希臘、果剛獨立國、智利、哥倫比亞

(九) 教　育

教育學藝に關する事務は文部大臣の管理する所にして文部省中に專門學務局、普通學務局、實業學務局等ありて諸學校、圖書館、博物館、天文臺、氣象臺其他に關する事務を管掌す。

(一)學校教員學生生徒　教育事業は明治年間に日本上下の最も力を傾注したるものゝ一にして明治四十二年の現狀を明治六年の夫れに比較すれば各種學校は約三倍し學生生徒數は約五倍したり明治六年以降の學校、教員、學生生徒數を表示すれば左の如し

年次	學校	教員	學生生徒
六	一二、五九七	二七、一〇七	一、三二六、一九〇
一〇	二六、二七八	六二、三九七	二、二〇五、二一八
一五	三〇、六六二	八九、八三一	三、〇九〇、九一八
二〇	二七、五〇〇	六三、二三四	二、八三三、三五〇
二五	二五、四〇四	六七、六八八	三、二九〇、五一三
三〇	二八、四五二	八七、八五五	四、一六八、七一七
三五	三〇、四五二	一二六、七〇三	五、四六九、四一九
四〇	三五、一九七	一四七、〇八六	六、三二七、八五八
四二	三四、六五九	一七二、一〇八	七、一五〇、四七〇

明治二十年より三十年に至る間學校數、教員數の著しく減少したるは學校制度改正し其の小なるものを廢したる爲めなり

(二)學齡人員就學人員　父兄其他の學齡兒童保護者は兒童滿六歲に達せし翌月より滿十二歲に至る六ヶ年間就學せしむる義務を負ふ明治六年以降學齡兒童數及就學人員左の如し

年次	學齡人員	學齡修學人員
六	四、二〇五、三四一	一、一八二、九六八
一〇	五、二五一、八〇七	二、〇九四、二九八
一五	五、七五〇、九四六	二、九一七、〇二二
二〇	六、七四〇、九二九	三、〇三三、一一六

十年	五二、七七三、八六一	一、五四
二十年	二三六、〇一一、〇五二	六、〇四
三十年	三九九、二四五、九二八	九、二四
四十三年	二、七八〇、三八一、三二五	五三、二二四

(七)國　防

帝國臣民にして滿十七歲より滿四十歲迄の男子は總て兵役に服する義務あり兵役は常備、後備、補充、國民の四に分れ常備兵は又現役と豫備役とに分る現役は陸軍三個年(步兵二個年)海軍四個年にして滿二十歲に至れる者之れに服す。

(一)陸軍　陸軍は陸軍大臣其の軍政を管理する所にして明治五年徵兵令を發布し六年全國に六管鎭臺を置き東京、仙臺、名古屋、大阪、廣嶋、熊本に各師團を置きたる以來發達したるものなり。

明治六年の兵員は僅かに三萬千六百八十人、戰時四萬六千三百五十人に過ぎざりしが日淸戰爭の際には戰爭に參加したるもの二十四萬餘に上り日淸戰爭後六箇師團を新設し日露戰爭中更に四師團を新設したるを以て今や帝國の陸軍は近衛一個師團をも合して十九師團を備ふるに至れり。

(二)海軍　海軍は海軍大臣其の軍政を管理す明治五年徵兵令發布當時は鋼鐵艦二隻、鐵骨木皮艦二隻之れに木製の小艦合して僅かに十七隻、排水噸數一萬噸に充たざりしが今や艦數百廿四隻排水噸數五十五萬餘噸世界に於て英米獨佛の次に位する海軍國たり。

明治四年以來海軍膨脹の趨勢左の如し

年次	艦數	排水量	馬力
四年	一七	六、〇〇六	二、三七五
二十年	三二	三二、一五八	三九、九一〇
三十年	四七	一一五、六二六	一八四、一三八
四十年	一二四	四九六、六二二	一、〇五一、八七二
大正元年	一二四	五五四、一〇一	一、二二八、四六六

明治元年以來帝國國防費の膨脹左の如し

年次	陸軍 千圓	海軍 千圓	計 千圓
元年	｜	｜	一、〇三八
五年	七、二七九	一、九九五	九、二七五
十年	六、一二二	三、七一三	九、八三五
二十年	一二、六三四	五、八八三	一八、五一七
三十年	六〇、一四七	四〇、一五〇	一〇〇、九九八
四十三年	八〇、五二〇	七五、七二二	一五六、二四二
大正二年	九七、九三五	九七、〇八二	一九五、〇一七

(八)外　交

帝國の外交は日淸戰爭以前までは條約改正の事業未だ成らず帝國は不對等條約のために主權の行用を羈束せられ獨立國たる所以の體面を保持するを得ざりしが日

	大正二年度豫算額	整理標準額	差引大正二年度實行豫算額
合計	五八六、八〇七、五八八	三六、二〇五、七八四	五五三、九五八、三五二
外臨時軍事費	壹、〇〇〇、〇〇〇	五六三、三壹八	四三六、六八二
改合計	五八七、八〇七、五八八	三六、七六九、壹〇二	五五四、三九五、〇三四

▲大正二年度各特別會計實行豫算

		大正二年度豫算額	整理標準額	差引大正二年度實行豫算額
治水費	歳入	壹四、九壹三、七八八	四、二八壹、三八二	壹〇、六三二、四〇六
	歳出	壹四、九壹三、七八八	四、二八壹、三八二	壹〇、六三二、四〇六
帝國鐵道	資本勘定歳入	九四、六六五、四三七	壹八、五〇三、壹七壹	七六、壹六二、二六六
	資本勘定歳出	九四、六六五、四三七	壹八、五〇三、壹七壹	七六、壹六二、二六六
	收益勘定歳入	壹壹二、七五二、七六壹	—	壹壹二、七五二、七六壹
	收益勘定歳出	九七、二三七、九三八	壹、七五八、九六四	九五、四七八、九七四
	積立勘定歳入	二、六〇九、三壹〇	—	二、六〇九、三壹〇
	積立勘定歳出	二、六〇九、三壹〇	—	二、六〇九、三壹〇
朝鮮總督府	歳入	五七、九八九、六壹〇	三、五六三、壹三八	五四、四二六、四七二
	歳出	五七、九八九、六壹〇	三、五六三、壹三八	五四、四二六、四七二
朝鮮事業公債費	歳入	壹二、六二七、二二〇	壹、二壹三、壹三八	壹壹、四壹四、〇八二
	歳出	壹二、六二七、二二〇	壹、二壹三、壹三八	壹壹、四壹四、〇八二
臺灣總督府	歳入	四四、〇五五、三六六	壹、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇五五、三六六
	歳出	四四、〇五五、三六六	三、七六一、六五三	四〇、二九三、七一三

(二)國債　國費の膨脹は勢ひ國債の膨脹を伴はざるを得ず明治七年末現在公債四千六百萬圓なりしもの四十四年三月末日には內國債未償還高十三億三千三百十六萬五千五百圓、外國債未償還高十四億四千七百二十壹萬五千七百十五圓、合計二十七億八千三十八萬壹千二百十五圓となり國民の國債負擔額は人口壹人に對し明治七年の壹圓三十九錢より四十三年には約五十三圓即ち約四十倍に增加せり。

明治七年以來の未償還公債左の如し

年度	未償還公債 圓	人口一個當 錢
七年	四六、九六三、三二二	壹、三九

▲大正二年度歳入實行豫算査定額

	大正二年度豫算額	整理標準額	大正二年度實行豫算額
經常部合計	五二九、七五五、六四九	六、五五〇、三八六	五三五、五二〇、八八六
歳入臨時部合計	五七、〇五一、九三九	六、九三五、五八二	五六、九七二、五九〇
歳入合計	五八六、八〇七、五八八	三、四七五、九六八	五九二、四九二、四七六

▲大正二年度歳出實行豫算

		大正二年度豫算額	整理標準額	大正二年度實行豫算額
經常部	皇室費	四、五〇〇、〇〇〇	〇	四、五〇〇、〇〇〇
	外務省	四、二九八、三〇五	三二五、三〇〇	三、九九八、五一九
	內務省	一二、五九〇、八〇一	七七〇、四〇三	一二、一二四、七四五
	大藏省	一八八、九一〇、二八五	一、二八五、一五四	一八八、〇二一、一六六
	陸軍省	七八、一五五、四〇三	三、〇一八、九六九	七五、六八八、三四一
	海軍省	四二、二三六、二一五	三、〇二五、九四四	三九、二一〇、二七一
	司法省	一二、三九三、七九九	九四八、八五六	一一、七四五、六三二
	文部省	九、五四七、四五三	四七六、二八二	九、三三九、六五三
	農商務省	七、七〇八、二四三	九三八、〇七〇	六、九〇三、一八五
	遞信省	六一、六七七、八五二	一、九九六、一五五	六〇、五〇三、三九〇
	計	四二二、〇一八、三五六	一二、七八五、一四二	四一二、〇三四、九〇二
臨時部	外務省	二九三、一六五	二八、〇〇〇	二六五、壹六五
	內務省	一九、七七〇、三五三	四、八三八、二三四	壹五、〇七壹、六〇壹
	大藏省	四二、五七六、五五一	六、八八二、六一四	三五、八二四、〇二四
	陸軍省	一九、七八〇、六七三	六、二九六、七二二	壹三、六三三、二壹四
	海軍省	五四、八四五、五九一	二、四六〇、六四四	五二、三四四、九四七
	司法省	六四八、一三七	九七、六三〇	五八〇、五〇七
	文部省	一、〇五八、八四三	壹〇二、四六〇	九六壹、三八七
	農商務省	九、三七五、一八九	二、二〇八、四五壹	七、二五三、八六六
	遞信省	一六、四四〇、七三〇	五〇五、八八七	壹五、九七八、七三八
	計	一六四、七八九、二三二	二三、四二〇、六四二	壹四壹、九二三、四五〇

判所の判決に對する上告は控訴院、控訴院の判決に對する上告は大審院之れを裁判す而して大審院の裁判を以て終審とす。

(十八) 財 政

明治維新以來帝國の財政は國家萬般の施設、社會一切の事物長足の進歩をなせしに伴ひ比較的短日月の間に驚心駭目すべき變遷をなせり殊に日清、日露の二大役に遭遇したるが爲め軍費の膨脹を始めとし國力の發展に伴ふ財政の膨脹は大河の漲るが如き勢を呈したり、即ち明治元年三千三百餘萬圓に過ぎざりし國費は今や五億九千二百餘萬圓とあり國民一人の負擔約十一倍に上れり。

(一)歳入歳出　明治元年以來の帝國歳入歳出表は左の如し

明治年度	歳入（圓）	歳出（圓）
一	三三、〇八九、三一三	三〇、五〇五、〇八六
五	五〇、四四五、一七三	五七、七三〇、〇二五
一〇	五二、三三八、一三三	四八、四二八、三二四
一五	七三、五〇八、四二七	七三、四八〇、六六七
二〇	八八、一六一、〇七四	七九、四五三、〇三六
二五	一〇一、四六一、九一一	七六、七三四、七四〇
三〇	二二六、三九〇、一二三	二二三、六七八、八四四
三五	二九七、三四一、四二四	二八九、二二六、七三一
四〇	八五七、〇八三、八一七	六〇二、四〇〇、五九五
四五	五七二、八九一、八六六	五七二、八九二、八六六
大正二	五九二、四九三、四七六	五五三、九五八、三五二

次に最近七年間の歳出歳入を經常部臨時部に分てば左の如し

▲經常部收支累年比較

年度	經常歳入（圓）	經常歳出（圓）
四〇	四九二、二八七、〇三七	三九八、五九八、一〇五
四一	五〇九、八六二、九八六	四〇九、二四五、九二三
四二	四八三、二四一、一八六	三九四、一九三、一二〇
四三	四九一、二七八、八二三	四二二、〇〇九、一七九
四四	四九四、九一六、四九七	四一〇、一四一、八七七
四五	五〇二、五五五、八〇五	四一一、九六五、八六四
大正二	五三五、五二〇、八八六	四一二、〇三四、九〇二

▲臨時部收支累年比較

年度	臨時歳入（圓）	臨時歳出（圓）
四〇	三六四、七九六、七七六	二〇三、八三二、八五四
四一	二八五、〇七四、二七四	二二七、一一五、一七一
四二	一九四、三〇四、一〇九	一三八、七〇〇、五一三
四三	一八一、五四二、〇八〇	一五七、一四四、八四八
四四	七三、九八七、四一九	一五八、七六二、〇三九
四五	七〇、三三六、〇六一	一六〇、九二六、〇〇二
大正二	五六、九七二、五九〇	一四一、九二三、三五二

は大臣ヶ助けて省務を整理し各局部の事務を監督し及各局中各課の事務を指揮監督す大臣事故ある時は臨時代理をなすと雖も國務大臣として內閣の職務を代理することなし各省に大臣官房を置き各省中省務を分掌する爲め諸局を置く其分掌事務は各省官制に於て之を定む大臣官房及各局の分課は各省大臣の定むる所による但し陸軍、海軍兩省中の分課は該省官制に於て之を定む各省を通じて次官局長、參事官、秘書官、書記官及屬の職員あり。

(五)地方官廳　各省大臣の所管事務の爲めに全國を幾部に區劃して行政區となし各區に地方廳を置く地方廳は一定の地域內に於て其の土地の狀況により執行方便を取捨する目的を以て中央行政官廳の命令を執行する機關なり。

(六)府縣制及郡制　府縣は法人として官の監督を承け法律命令の範圍內に於て其公共事務並に從來の法律命令又は慣例により及び將來の法律命令により府縣に屬する事務を處理す府縣の自治に關する機關は第一に府縣會ありて其の議員は各郡市より一人以上を選擧す第二に府縣參事會ありて府縣の自治に關する行政を掌理す而して之が會員は府縣知事、府縣の高等官二名及び名譽職參事會員を以て組織す。

郡は法人として官の監督を受け法律命令の範圍內に於て公共事務並に法律命令に依り郡に屬する事務を處理す郡の自治に關する機關として郡會及郡參事會あり。

(七)市町村制　市町村は法律上一個人と均しく權利を有し義務を負擔し凡て市町村の公共事務は官の監督を承けて自ら之を處理するものとす市町村の自治機關としては第一に意思を決定するものあり第二に之を實行するものあり第三に此兩者の中間に立ちて全體を統理するものあり其の第一を市町村會とし第二を市町村參事會とし其の第三を市町村長とす而して之に附屬するものを市町村吏員とす。

(五)司　法

帝國が行政と司法との各機關を分離し民刑の裁判を盡く成文の法律に依り決するに至りしは明治三年新律綱領を制定し同六年之れに追加して改定律令發布以來のことにして明治八年には元老院大審院を置き立法、司法の分界を愈々明にし漸次司法上の機關及法律を整頓し更に民事上の諸法典をも整理し今日に至れり。

全國の裁判事務は司法省の管轄する所裁判所は第一區裁判所、第二地方裁判所、第三控訴院、第四大審院の四種あり裁判所に判事を置き檢事局を附置す區裁判所の決定に對する控訴は地方裁判所之れを裁判し、地方裁

三千三百十一萬〇七百九十六人なりしもの大正元年十二月末の調査によれば五千二百二十萬六百七十九人となれり之れに臺灣、樺太、朝鮮等の新領土人口をも加ふれば其數實に六千九百萬に達す即ち明治天皇即位當時の約二倍大に膨脹し北米合衆國の發展には及ばずと雖も其の進歩の程度世界に二三を爭ふ。

(四)政治、行政

(一)中央行政　内閣は國務各大臣を以て組織し大政の方針及び各部行政の權衡を定む總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持し閣議を開き重要の事項を議決す内閣には書記官長を置き總理大臣の命を承けて機密文書を管掌し庶務を統理す賞勳、法制、恩給、統計、印刷の五局は内閣に隷し鐵道院、拓殖局は總理大臣に隷す。

(二)樞密院　樞密院は天皇親臨して重要の國務を諮詢し給ふ所にして議長一人、副議長一人、顧問官二十八人書記官長一人、書記官三人を以て組織せらる。

(三)帝國議會　帝國議會は帝國憲法の規定に依りて設置せられたる國家の立法機關にして貴族院及び衆議院の兩院より成る貴族院議員に五種あり(一)皇族の男子(二)公侯爵(三)同爵者の互選によりて選出せられたる伯子男爵議員(四)國家に功勞あり又は學識あるものにつき特に勅任せられたるもの(五)各府縣に於て土地を有し或は工業商業等を營むに付き多額の直接國税を納むる者十五人を互選して勅任せられたるもの是れなり皇族の男子にして成年に達したる時は議席に列せられ又公侯爵を有する者は滿二十五歳に達したるときは議員たるべきものとす貴族院は天皇の諮詢に應へ奉り又華族の特權に關する條規を議決し其他は議院法の條規に依りて開會するものにして議長、副議長は議員中より七ヶ年の任期を以て勅任せらるゝ者とす。

衆議院議員は各選擧區に於て之を選擧する者にして帝國臣民たる男子年齢滿三十年以上の者は凡て被選擧權を有し選擧權を有する者は(一)帝國臣民たる男子にして年齢滿二十五歳以上(二)選擧人名簿調製の期日前滿一年以上其の選擧區内に住所を有し尚引續き有すること(三)選擧人名簿調製の期日前滿一年以上地租十圓以上又滿二年以上地租以外の直接國税十圓以上若くは地租と其他の直接國税とを通じて十圓以上を納め尚引續き納むることの三條件の具備を要す選擧は投票に依り單記無記名とす。

(四)行政官廳　行政官廳は外務、内務、大藏、陸軍、海軍司法、文部、農商務、遞信の九省あり國務大臣は各省行政の中心となり百官を率ゐて政務を裁理す各省の次官

第五篇 日本國勢要覽

(一)日本帝國國體

大日本帝國は萬世一系の天皇之れを統治し給ひ皇位は皇室典範の規定する所に依り皇男子孫之を繼承し給ふを例とす天皇は國の元首に在して統治權を總攬し給ひ憲法の條規に依りて之を行ひ給ふものにして帝國議會の開閉、法律の裁可、公布及執行、條約の締結、宣戰媾和陸海軍の統帥、大赦、特赦、減刑、復權の命令皆帝國憲法の規定する所により天皇の大權事項に屬す臣民は帝國憲法の規定する權利義務を享有して皇室を奉戴する者にして華族、士族、平民の三階級あり華族は公、侯、伯、子、男の五爵に分たれ皇室の藩屛として憲法上特別の地位を附與せられ宮內大臣の監督を受く、士族、平民の區別は族籍の區別に過ぎず。

(二)領土面積

日本帝國領土面積は明治天皇即位當時二萬三千六百餘方里に過ぎざりしが其後琉球の屬入を確定し次いで臺灣を收め樺太を取り朝鮮を併合して明治より大正の御代に移りたる今日に於ては當時の二倍大四萬三千四百餘方里を算するに至り其位置は北緯二十一度四、五に始り五十度五、六に終り英國綠威を基點としたる東經百十九度一、八に始り百五十六度三、二に終る今や十六の本地と四百三十一の屬嶋とより成る其の周圍及び面積左の如し

土地	周圍 里	面積 方里	面積百分比例
本州	二,四七五,四六	一四,五七一,一二	三三,五三
四國	六七五,八一	一,一八〇,六七	二,七二
九州	一,八四六,八六	二,六一七,五四	六,〇二
北海道本地	六五〇,四八	五,〇八三,八七	一一,七〇
千嶋卅一嶋	五九一,二四	一,〇一一,四九	二,三三
佐渡	五三,三〇	五六,三三	〇,一三
隱岐	七五,九七	二一,八九	〇,〇五
淡路	四〇,八八	三六,六九	〇,〇八
壹岐	三七,二五	八,六三	〇,〇二
對馬	二〇六,二二	四四,七二	〇,一〇
琉球五十五嶋	三一五,〇六	一五六,九一	〇,三六
小笠原廿嶋	七一,五八	四,五〇	〇,〇一
朝鮮	—	一四,一二三,〇〇	三二,五〇
臺灣	三一三,六七	二,三二四,一一	五,三五
澎湖嶋	六九,六九	七,九九	〇,〇二
樺太	—	二,二〇八,九二	五,〇八
合計	七,四二三,四七	四三,四五八,三八	一〇〇,〇〇

(三)人口

日本帝國の人口は過去四十年間に舊領土のみにて五割の增加をなしたり即ち明治五年內務省の調査に依れば

郵便局數	五九、五八〇(所)
郵便線路	四四七、九九八(哩)
郵便物取扱數	一四、八五〇、一〇二、五五九(通)
內國郵便配達費用	八五、八五四、三三三(弗)
外國郵便配達費用	三、二〇四、五九九(弗)
郵便收入計	二三七、八七九、八二三(弗)
郵便支出計	二三七、六四八、九二六(弗)

(二)電信　米國の電信事業は私立會社の經營にしてウエスタン、ユニオン會社殆んど獨占の觀あり同會社千九百十一年度の統計左の如し

電信線　一、四八七、三三五哩　收入　三七、一五八、九八九弗
電信局　二四、九三六所　經費　三〇、〇五三、六三二
電信取扱　七七、七八〇、七三三通　利益　七、一〇五、三五七

(三)電話　米國の電話も亦私立會社の經營する所にしてアメリカン電話會社殆んど獨占の姿なり同會社千九百十年末現在の統計左の如し

電話線	一一、四六二、二一二(哩)
電話局	五、八八二、七一九(所)
使用人員	一二〇、三一一(人)
一日平均接話數	二二、二八四、〇一〇(回)

(四)海運業　千九百十一年末現在米國の船舶艘數及び噸數左の如し

▲外國航路

蒸滊船	五五〇隻	五八二、一八六噸
帆船	三九四	一九五、七〇四
小船	七二六	八五、六三七
計	一、六七〇	八六三、五三七

▲內國航路

蒸氣船	一二、七五七隻	四、四九〇、八八三噸
帆船	七、八一一	一、四〇二、一五一
計	二〇、五六八	五、八九三、〇三四

漁業用滊船五百九十隻、帆船五百八十四隻、其の噸數五萬一千八百六十二噸は之を內國航路中に編入せり千九百十一年中に米國に於て建造せられたる船舶は滊船九百六十九、帆船八十二、運河船五十二、小船三百十九、合計千四百二十二艘にして千九百十一年中に米國港灣に出入したる船舶噸數左の如し

	米國各港に入りしもの	米國各港より出でしもの
米國船	九、六九二、七七〇噸	九、七五三、四六三噸
外國船	三二、九八二、二一九	三二、六八三、六八四
計	四二、六七四、九八九	四二、四三七、一四七

(五)鐵道　米國の鐵道は悉く私立會社の經營する所にして唯布哇及びアラスカに國有鐵道を布設せり千九百十年の米國鐵道に關する統計左の如し

乘客人數	九七一、六八三、一九九(人)
積荷噸數	一、八四九、九〇〇、一〇一(噸)
乘客賃收入	五四九、〇一五、〇〇三(弗)
運賃收入	六三五、四五〇、六八一(弗)
鐵道總收入	一、二二一、八五二、六四七(弗)
鐵道總資本	一八、四一七、一三二、二三八(弗)

穀類	一九六、二七七	五二二、七六九	一八〇、〇六〇
毛織物及羊毛	一六八、七三三	四三五、九七九	一五五、一〇一
煙草	一六六、八二〇	四二六、六六五	二三九、三〇九
鐵道用車輛	二八二、一七四	四〇五、六〇一	二〇六、一八八

(十二)合衆國の商業貿易

(一)過去五年間の輸出入　一千九百八年より千九百十二年に至る五ヶ年間の米國輸出入貿易左の如し

年度	輸出額
千九百〇八年	一、八六〇、七七三、三四六弗
千九百〇九年	一、六六三、〇一一、一〇四
千九百十年	一、七四四、九八四、七二〇
千九百十一年	二、〇四九、三二〇、一九九
千九百十二年	二、三二六、五四一、四二二

年度	輸入額
千九百〇八年	一、一九四、三四一、七九二弗
千九百〇九年	一、三一一、九二〇、二二四
千九百十年	一、五五六、九四七、四三〇
千九百十一年	一、五二七、二二六、一〇五
千九百十二年	一、七四九、二三二、六五三

(二)重なる輸出入國　千九百十一年の輸出入を各國別にすれば左の如し

國別	米國より輸出額(弗)	米國へ輸入額(弗)
墺匈國	一九、五一四、七八七	一六、九五八、〇九九
白耳義	四五、〇一六、六二二	三七、〇八四、七四三
佛蘭西	一三五、二七一、六四八	一一五、四一四、七八四
獨逸	二八七、四九五、八一四	一六三、二四二、五六〇
伊太利	六〇、五八〇、七七六	四七、三三四、八〇九
和蘭	九六、一〇三、七六九	三二、九二六、四九二
露西亞	二三、五二四、二六七	一一、〇〇四、一六四
西班牙	二五、〇六四、九一六	一九、七八四、九九八
瑞西	六九八、九八六	二五、一七二、六一六
英國	五七六、六一三、九七四	二六一、二八九、一〇六
加奈陀	二六九、八〇六、〇一三	一〇〇、八六三、四一八
巴奈馬	二〇、八六七、九一九	三、五〇六、七三五
墨西哥	六一、二八一、七一五	五七、四五〇、一一一
英領西印度	一一、八七三、四〇〇	一二、二五八、五八八
キユバ	六〇、七〇九、〇六二	一一〇、三〇八、四六八
亞爾然丁	四三、九一八、五一一	二九、〇九〇、七三二
ブラジル	二七、二四〇、一四六	一〇〇、八六七、一八四
智利	一二、〇四四、五七八	一九、九四一、〇〇〇
支那	一九、二八七、八三六	三四、二二七、五〇三
英領印度	一一、九三七、七九六	七二、六三三、八二四
日本	三六、七二一、四〇九	七八、五二七、四九六
英領濠洲	四五、〇八〇、五四八	一一、七七九、七三八
布哇	一三、五〇九、一四八	二〇、七〇四、九〇三
比律賓	一九、七二三、一一三	一七、四〇〇、三九八
全亞弗利加	二三、六〇七、一〇七	二七、二一三、六二〇

(輸出入總額貳千萬弗以下略す)

(十三)合衆國の交通通信機關

(一)郵便　米國の通信機關中政府事業に屬するは郵便事務即ち郵便、郵便爲替、郵便小包等のみにして逓信大臣之を管理す千九百十一年度に於ける郵便統計如左

千三百萬一千四百二弗なり其の重なる産出額及び其の價格左の如し

種類	産出容量	價格(弗)
金	四、六五七、〇一八(オンス)	九六、二六九、一〇〇
銀	五七、一三七、九〇〇(同)	三〇、八五四、五〇〇
銑鐵	二七、三〇三、五六七(重噸)	四二五、一一五、二三五
銅	一、〇八〇、一五九、五〇九(封度)	一三七、一八〇、二五七
鉛	三七二、二二七(輕噸)	三二、七五五、九七六
亞鉛	二五二、四七九(同)	二七、二六七、七三二
水銀(あるみにゆしむ)	二〇、六〇一(フレスク)	九五八、一五三
石炭	四七、七三四、〇〇〇(封度)	八、九五五、七〇〇
石炭	四一七、一一一、一四二(輕噸)	四六九、二八一、七一九
無煙炭	七五、四三三、二四六(重噸)	一六〇、二七五、三〇二
石材	—	七六、五二〇、五八四
重油(せめんと)	二〇九、五五六、〇四八(樽)	一二七、八九六、三二八
石灰	七七、七八五、一四一(同)	六八、七五二、〇九二
粘土	三、四八一、七八〇(輕噸)	一三、八九四、九六二
燐礦	—	一七〇、一一五、九七四
	二、六五四、九八八(重噸)	一〇、九一七、〇〇〇

（二）製造工業　千九百十年國勢調査の結果による一千九百九年末現在の米國製造工業と千九百四年の夫れとを比較すれば左の如し

種目	一九一〇年	一九〇五年
工場數	二六八、四九一	二一六、一八〇
從業人員	七、六七八、五七八	六、二一三、六一三
內　工場經營者	二七三、二六五	二三五、六七二
事務員	七九〇、二六七	五一九、五五六
職工	六、六一五、〇四六	五、四六八、三八三
資本金(弗)	一八、四二八、二七〇、〇—	一二、六七五、五八一、〇—
費用支出(弗)	一八、四五三、〇八〇、〇—	一三、一三八、二六〇、〇—
經營者所得	四、三六五、六一三、〇—	三、一八四、八〇四、〇—
事務員俸給	九三八、五七五、〇—	五七四、四三九、〇—
職工給料	三、四二七、〇三八、〇—	二、六一〇、四四五、〇—
原料品代	一二、一四二、七九一、〇—	八、五〇〇、二〇八、—
雜支拂	一、九四五、六七六、〇—	一、四五三、一六八、—
製產總價格	二〇、六七二、〇五二、〇—	一四、七九三、九〇三、—
加工により附與せられたる價格	八、五三〇、二六一、〇—	六、二九三、六九五、—

以上千九百十年度の製造工業總產額二百六億七千二百餘萬弗中一億萬弗以上の製產額を有する製造工業產物四十三種あり以下四億萬弗以上の製造額をなす工場の使用人數製造額加工によりて增加したる價格等を表示すれば左の如し

種類	使用勞働人員(人)	製產總額(千弗)	加工による增加(千弗)
屠獸及肉類	八九、七二八	一、三七〇、五六八	一六八、七四〇
鑄造及機械	五三一、〇一一	一、二三八、四七五	六八八、四六四
木材	六九五、〇一九	一、一五六、一二九	六四八、〇一二
鐵及鋼鐵工場	二四〇、〇七六	九八五、七二三	三二八、三三三
麪粉及穀粉	三九、四五三	八八三、五八四	一二八、〇〇八
印刷	二五八、四三四	七三七、八七六	五三八、一〇一
綿織物	三七八、八八〇	六二八、三九一	二五七、三八五
男子用衣服類	二三九、六九六	五六八、〇七七	二七〇、五六二

煙草	一、〇一三、〇〇〇	八五、二一〇、〇〇〇
亞麻	二、七五七、〇〇〇	三五、二七二、〇〇〇
米	六九六、〇〇〇	一八、二七四、〇〇〇
馬鈴薯	三、六一九、〇〇〇	二三三、七七八、〇〇〇
甘蔗	三九八、〇二九	二〇、四三六、四六〇
農用馬	ー	二、一七二、六九四、〇〇〇
ミユール	ー	五二五、六五七、〇〇〇
乳牛	ー	八一五、四一四、〇〇〇
其他の牛	ー	七九〇、〇六四、〇〇〇
豚	ー	五二三、三二八、〇〇〇
羊毛	ー	六六、五九一、〇一七
鷄	ー	一四〇、二〇五、六〇七
七面鳥	ー	六、五九四、六九五
鵞	ー	一、五六七、一六四
蜂房	ー	一〇、三七三、六一五

(十)合衆國の林業及漁業

(一)林業　一千九百十一年合衆國農務省森林局より發表したる報告によれば合衆國々有林百五十個所の總面積は一億六千三百七十九萬三千四百四十三英町にして之にアラスカの二千六百七十四萬八千八百五十、ポートリコの六萬五千九百五十英町を加ふれば一億九千六十萬八千二百四十三英町となり私有林の調査統計正確ならざれども概算五億萬英町に達すべく一千九百十年に鐵道及び電車用として合衆國々有林より伐採されたる枕木數は一億四千八百二十三萬一千個にして同上電柱等に供給したるもの三百八十七萬本、シングルの生產額一千二百九十七萬六千三百六十二束、テレビン油千七百六十萬弗、松脂千八百二十五萬五千弗、木材生產額四千一萬八千二百八十二メジアーフートにして其價格五億八百十一萬八千弗なり。

(二)漁業　一千九百年以降一千九百十年に至る間に各漁業地方よりの調査報告書に基きたる合衆國漁業統計左の如し

地方別	漁船數	漁夫數	資本金 弗	漁獲價格 弗
南太西洋諸州	五三六	二三、四五二	二、九九二、一四九	二、八三七、六三二
墨西哥灣諸州	七二四	一八、〇二九	四、七〇七、四六〇	五、四四四、一九六
中太西洋諸州	三、五八三	八三、一〇三	二六、六七三、五二一	一八、九八三、九五八
新英州諸州	一、四四八	三七、三三九	三二、五三〇、七〇〇	一四、[illegible]
大湖	二〇六	九、三三三	七、四四四、[illegible]	[illegible]
ミシシッピー河	五	一三、二七七	[illegible]	[illegible]
内海	一	二、四九一	[illegible]	[illegible]
太平洋諸州	二三六	一九、八五八	三一、[illegible]	[illegible]
アラスカ	二五三	一三、五六八	九、八八一、八八一	[illegible]
合計	六、九六一	二二九、三七〇	[illegible]	[illegible]

(十一)合衆國の工業

(一)鑛業　千九百十年度米國鑛產物總價格は二十億百七十四萬四千八百六十九弗にして内金屬產額七億千七十四萬三千四百六十七弗、非金屬生產額十二億

れるものなり。

千九百十年度の統計によれば合衆國の農業經營者は白人種五百四十二萬二千八百九十二人、ニグロ其他の人種九十一萬七千四百六十五人合計六百三十四萬〇三百五十七人にして十年前の五百七十三萬七千三百七十二人に比し六十萬二千九百九十五人を增加せり此内白人農業者の增加割合は九分一厘に對し有色人種農業者は一割九分五厘の增加を見るに至れり即ち左の如し

人種	一九一〇年	一九〇〇年	十年間の增加	同上割合 %
白人種	五、四三二、八九二	四、九六九、六〇八	四六三、二八四	九、一
ニグロ其他	九一七、四六五	七六七、七六四	一四九、七〇一	一九、五

更に之れを土地所有農業者と小作者とに分くば

種別	一九一〇年	一九〇〇年	十年間の增加	同上割合 パーセント
土地所有農業者	三、九三三、七〇五	三、六五三、三二三	二八〇、三八二	七、七
小作農業者	二、三四九、二五四	二、〇二四、九六四	三二四、二九〇	一六、〇
請負	五七、三九八	五九、〇八五	減一、六八七	減二、九

即ち土地所有農業者の七分七厘增加する間に小作農業は一割六分の增加をなし請負耕作者は却つて二分九厘の減少を見るに至れり而して之れを農場の面積により て區別すれば左の如し

面積	一九一〇年	一九〇〇年	增加割合 パーセント
十九英町以下	八二九、三〇三	六七三、八七〇	二三、一
廿以上四十九英町	一、四二〇、九九二	一、二五七、四九六	一三、〇
五十以上九十九英町	一、四三五、七四三	一、三六六、〇三八	五、一
百以上百七十四英町	一、五一三、二三五	一、四二三、二六二	六、四
百七十五以上四百九十九	九七六、五九七	八六八、〇二〇	一二、五
五百以上九百九十九	一二四、八〇三	一〇二、五二六	二一、八
一千英町以上	四九、六〇四	四七、一六〇	五、二

即ち十九英町以下の小農場增加數最も多く其の增加割合二割三分一厘、之れに亞ぐものは二十英町以上四十九英町以下のものにして其の增加數殆んど前者に匹敵す此表は以て合衆國農場が漸次小區域に向ひつゝあるを証するものなり

一千九百十年國勢調査の結果に依れば合衆國の農產物總價格は八十九億二千六百萬弗と計上せられたるが農務省より報告せられたる一千九百十一年の農產額は八十四億一千七百萬弗にして其内主なる農產物の耕作面積及び其の價格左の如し

種類	耕作英町	價格 弗
玉蜀黍	一〇五、八二五、〇〇〇	一、五六五、二五八、〇〇〇
小麥	四九、五四三、〇〇〇	五四三、〇六三、〇〇〇
燕麥	三七、七六三、〇〇〇	四一四、六六三、〇〇〇
ライ麥	二、一二七、〇〇〇	二七、五五七、〇〇〇
大麥	七、六二七、〇〇〇	一三六、一八二、〇〇〇
蕎麥	八三三、〇〇〇	一二、七三五、〇〇〇
棉花	三六、〇四五、〇〇〇	八二〇、三二〇、〇〇〇
枯草	四三、〇一七、〇〇〇	六九四、五七〇、〇〇〇

港を置けり。

千九百十一年末現在海軍將校數二千九百七十六人候補生たよび海軍兵學校在職の將校千百〇六人の外に退職將校八百六十三人あり下士卒は四萬七千五百人なり海軍民兵は將校千六百四十七人下士卒五千三百八十八人合計七千〇三十五人なり。

軍艦隻數は百九十八、其の總噸數百〇二萬六千二百九十三噸前年に比し隻數七、噸數八萬四千三百八十七噸を增加せり其の艦種隻數噸數左の如し

艦種	隻數	噸數
戰闘艦	三七	六一〇•五二六
巡洋艦	二五	一一三•五七六
海防艦	一〇	三九•〇〇四
裝甲巡洋艦	一二	一五七•四四五
報知艦	三	一一•二五〇
水雷驅逐艦	五〇	三一•九六九
水雷艇	三二	五•一二六
潛航水雷其他	六	七•五二九
砲艦	一八	二一•五二九
補充巡洋艦	五	二八•三三九
總計	一九八	一•〇二六•二九三

(九)合衆國の農業

千九百十年度國勢調査の結果によれば合衆國の總農場數は六百三十四萬三千三百五十七にして其の總面積は八億七千三百七十二萬九千エーカー其の內改良せられたる農耕地面積は四億七千七百四十四萬八千エーカーあり其の農業地總價格は二百八十三億八千六百七十七萬弗にして農用建築物總價格の六十二億九千四百七十三萬七千弗を合すれば三百四十六億八千百五十萬七千弗とあり之れに農業器具價格十二億六千二百〇二萬二千弗を加ふれば實に三百五十八億五千九百六十二萬三千弗に上れり而して是れを千九百年度の夫れに對比すれば總農場數に於て六十萬五千、其の總面積三千五百十三萬七千エーカー改良農耕地面積六千二百九十四萬九千エーカーを增加し其の價格は農地總價格に於て百八十億六千六百八十五萬九千弗、農用建物總價格二十七億三千八百〇九萬七千弗、農具總價格五億一千二百二十四萬六千弗を增加し總計二百十三億一千七百二十萬二千弗の增加を示せり而して茲に注意すべきは一エーカーの平均農地價格にして千九百年度の十五弗五十七仙より千九百十年度に至りては卅二弗四十九仙に騰貴したるあと是れなり其の理由は(一)交通機關其他の設備により農場收益增加したること(二)近年農產物價格の騰貴したる等に因るは勿論なれども(三)又農地面積增加割合に比し人口增加割合の多きが爲に農產物價格の騰貴を來し從つて地價を騰貴せしむるに至

陸軍組織は千九百一年二月二日、同七年一月二十五日および同八年四月二十三日及千九百十一年三月三日國會の制定せる法律に基けるものにして常備兵の定員は十萬人を以て最大限となす。

千九百十一年末陸軍現役兵は將校四千八百四十二名下士卒七萬七千五百卅三名あり而して此常備軍は左の九種に別る

一 歩兵三十個聯隊　將校千五百卅名下士卒二萬七千七名

二 騎兵十五個聯隊　將校七百六十五名下士卒一萬三千二百八十六名

三 野戰砲兵六個聯隊　將校二百五十二名下士卒五千四十六名砲百四十四門

四 要塞砲兵百七十個中隊　將校七百十五名下士卒一萬八千四百七十一名

五 工兵三個大隊　將校下士卒共千九百四十二名

六 通信兵十一個中隊　總數千百十二名

七 ポートリコ駐在軍　歩兵一個聯隊　將校三十二名下士卒五百七十六名

八 非律賓斥候隊　五十二個中隊　將校百八十名下士卒五千七百三十二名

九 印度人斥候隊　若干

此の外參謀部及び兵學校に一萬八百卅二人の將校學生及び士官候補生並びに下士卒あり。

兵事上全國を八師管(デビジョン)に分つ即ち東部メキシコ灣、大湖地方、ミゾリー、ダコタ、テキサス、コロラド及びカリフオルニア是れなり。

而して太平洋方面の防備は非律賓に右の內歩兵八個聯隊、野砲兵三個中隊、騎兵四個聯隊、要塞砲兵六個中隊工兵二個中隊、比律賓斥候隊五十二個中隊の中に警察隊百個中隊(五千〇五十二人)あり布哇に配置せらるゝものは歩兵一個大隊、騎兵二個大隊、要塞砲兵二個中隊工兵一個中隊等なり。

米國には常備軍の外に各州に民兵あり民兵は第一民兵第二民兵に分る千九百十一年末民兵將校九千二百廿四人、下士卒十一萬二千四百七十九人、第二民兵は十八歲以上四十四歲迄の男一切を含み其の數千四百七十五萬二千人あり。

(二)海軍　海軍々政は內閣大臣たる海軍卿の管理する處なるが上院の認可を得て大統領其の長官を任命す別に専門の軍人たるを要せず往々にして銀行家法律家其他實業家等より出づるものあり外に局長八名海兵團長一名、法官部長一名あり、ポウツマス外八ヶ所に海軍鎮守府(ネビーヤード)を設けチヤレストン外八ヶ所に軍

の國富概算は壹千二百五十億萬弗にして千九百十壹年の國富概算は壹千三百億萬弗なり

更に米國の國富が過去六十年間に如何に增加したるかを示さば次の如し

年度	國富總額
千八百五十年	七、壹三五、七八〇、〇〇〇弗
千八百六十年	壹六、壹五九、六壹六、〇〇〇
千八百七十年	三〇、〇六八、五壹八、〇〇〇
千八百八十年	四三、六四二、〇〇〇、〇〇〇
千八百九十年	六五、〇三七、〇九壹、〇〇〇
千九百年	八八、五壹七、三〇六、七七五
千九百〇四年	壹〇七、壹〇四、二壹壹、九壹七

(三)流通貨幣　千九百十壹年十月二日現在米國の流通貨幣は三十二億四千二百十八萬二千七百十五弗にして之れを千九百十壹年度の人口概算九千四百四十萬に割當つれば一人分三十四弗三十五仙となる其の貨幣種類左の如し

種類	流通高
金貨	五九五、壹三四、四五九弗
金貨證券	九三〇、壹二六、〇二九
銀貨	七三、五八五、二九二
銀貨證券	四五八、四四〇、三一七
補助貨幣	壹四三、二六六、七三三
大藏證券	三、壹五五、七四九
合衆國紙幣	三四壹、七五四、七三二
國立銀行紙幣	六九九、七一九、四〇四
計	三、二四二、一八二、七一五

(四)銀行　千九百十一年九月四日現在米國の銀行に關する統計左の如し

種類	銀行數	資本金
國立銀行	七、三〇一	一、〇二五、四〇〇、〇〇〇弗
貯蓄銀行	一、八八四	七二、一七七、八九九
州立銀行	一二、八四三	四五二、九四四、六八四
私立銀行	一、一一六	二一、八七二、四一六
信託會社	一、二五一	三八五、七八二、九三三
計	二四、三九五	一、九五八、一七七、九三二

而して各銀行の預金額は次の如し

種類	預金
國立銀行	六、六八四、八〇〇、〇〇〇弗
貯蓄銀行	四、二一二、五八三、五九八
州立銀行	二、七七七、五六六、八三五
私立銀行	一四二、二七七、二二四
信託會社	三、二九五、八五五、八九五
計	一七、一一三、〇八三、五五二

(八)合衆國の國防

大統領は合衆國陸海軍の元帥にして諸州の民兵が召集せられたる時は其の總指揮官となる、國會は兵を募り又は之を養ふの權利を有す。

(一)陸軍　國會は千七百八十九年陸軍省を設置し以て大統領の軍政事務を處理するに便ならしめたり現在の

而して千九百十壹年度の經常歲入歲出を大別し之れに特別會計歲出入を加ふれば左の如し

▲歲入の部

關税	三壹四、四九七、〇七壹弗
内國税	三三二、五二九、二〇壹
雜收入	六四、三四六、壹〇三
經常歲入計	七〇壹、三七二、三七五
特別會計收入	
國債收入	五八、三三四、七二五
郵便收入	二三七、八七九、八二四
總歲入	九九七、五八六、九二四

▲歲出の部

立法費	壹三、三四四、八三八弗
行政費	六三二、六五八、〇〇九
司法費	八、壹三五、壹五壹
經常歲出計	六五四、壹三七、九九八
特別會計支出	
巴奈馬運河費	三七、〇六三、五壹五
國債利子其他	三五、二二三、三三七
郵便費	二三七、六六〇、七〇五
總歲出	九六四、〇八五、五五五

米國の行政費中の重なるものは内務費二億百九十六萬八千七百六十壹弗、陸軍費の壹億六千二百三十五萬七千百弗、海軍費の壹億二千七十二萬八千七百八十六弗大藏費の八千七百七十壹萬八千八百十六弗等なり。

(二)國富　千九百十年度の國勢調査を基礎としたる米國の國富に關する統計は未だ全部發表せらるゝに至らざれども千九百四年商工務省に於てこれを調査し千九百七年に統計局より發表したるもの左の如し

種別	金額
民有地	五五、五壹〇、二二八、〇五七弗
公有地	六、八三壹、二四五、〇七〇
家畜	四、〇七三、七九壹、七三六
農具類	八四四、九八九、八六三
製造機械類	三、二九七、五四九、壹八〇
金銀貨及び地金類	壹、九九八、六〇三、三〇三
鐵道及附屬品	壹壹、二四四、七五二、〇〇〇
市街鐵道	二、二壹九、九六六、〇〇〇
電信	二二七、四〇〇、〇〇〇
電話	五八五、八四〇、〇〇〇
寢臺及特別車	壹二三、〇〇〇、〇〇〇
船舶及運河	八四六、四八九、八〇四
私設水利	二七五、〇〇〇、〇〇〇
私設電燈電力設備	五六二、八五壹、壹〇五
農產物	壹、八九九、三七九、六六二
製造品	七、四〇九、二九壹、六六八
輸入貨物	四九五、五四三、六八五
礦產物	四〇八、〇六六、七八七
衣服用具	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
器具馬車類	五、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
計	壹〇七、壹〇四、壹六九、二壹〇

ウオールド、アルマナックの計上したる千九百十年

警察判事支配の下に置けり、郡には登錄所を置き郡吏之を管理し又巡廻裁判所判事の權に屬するもあり治安裁判所又警察裁判所の下に上等法院あり上等法院の上に控訴院あり最高裁判所は州大審院にして院長以下數名の判事あり一定の任期を以て人民より選擧せらる其任期中若し死亡其他の事故により缺員を生じたる塲合は知事より補缺員を任命し次期の州會上院に承認を求む、年俸は二千五百弗以上七千五百弗までなり。

中央政府に屬する最下級裁判所は即ち地方裁判所にして現今六十ヶ所あり地方裁判所は死刑に處するものを除き其の他總て合衆國に關する犯罪を取扱ふ、地方裁判所の上に九個の巡廻裁判所ありて各壹名の巡廻裁判事を置く而して地方裁判所の判事壹名又は二名にて巡廻裁判所を開設するあとを得巡廻判事は委員を選定して米國に對する犯罪者を逮捕尋問するの任務あり。大審院の判事九名は二年おとに九巡廻裁判所に於て開廳する責任あり而して此の塲合には巡廻判事又は地方裁判所判事二名加入するものとす、米國最高法衙たる大審院に院長壹名、陪席判事八名あり上院の同意を得て大統領之を任命す大審院は下級裁判所よりの上告、外國使臣及び國事に關する事件の裁判及原告又は被告が州たる塲合の事件を裁斷す。

(七)合衆國の財政經濟

(一)歲入歲出　最近十年間の米國政府歲入歲出額次の如し但し郵便税たよび其の支出並に公債元金勘定に關する借入及び支拂は此の中に含まず

年度	歲入
千九百〇二年	五六二、四七八、二三三弗
千九百〇三年	五六〇、三九六、六七五
千九百〇四年	五三九、七壹六、九壹四
千九百〇五年	五四四、六〇六、七五九
千九百〇六年	五九四、七壹七、九四二
千九百〇七年	六六三、壹二五、六六〇
千九百〇八年	六〇壹、〇六〇、七二三
千九百〇九年	六〇三、五八九、四九〇
千九百十年	六七五、五壹壹、七壹五
千九百十壹年	七〇壹、三七二、三七五

年度	歲出
千九百〇二年	四七壹、壹九〇、八五八弗
千九百〇三年	五〇六、〇八九、〇二二
千九百〇四年	五三二、二三七、八二壹
千九百〇五年	五六三、三六〇、〇九四
千九百〇六年	五四九、四〇五、四二五
千九百〇七年	五五壹、七〇五、壹二九
千九百〇八年	六二壹、壹〇二、三九壹
千九百〇九年	六六二、三二四、四四五
千九百十年	六五九、七〇五、三九壹
千九百十壹年	六五四、壹三七、九九八

師範學校中公立の校數二百二十三、其の敎員數男千二百五十四人、女二千三百八十五人、生徒男壹萬五千三百五十八人、女六萬二百八十四人にして私立師範校は校數六十五、敎員男二百二八、女二百八十六人、生徒男二千六百廿二人、女五千八百三十壹人也大學の敎授數は男二萬三千二百六十八人、女五千二十五人、本科生徒數男拾壹萬壹千四百四十九人、女六萬壹千二百六十五人、其の壹個年の費用八千九十萬二千五百七十壹弗あり。

(五)合衆國の宗敎

米國は宗敎の自由を許せるが故に從つて其宗派の數極めて多く大小百七十餘派に達す其の大多數は新舊基督敎なり米國々勢調査特別委員たりしカーロル博士が壹千九百十二年末を以てクリスチヤン、アドヴアケート誌上に發表したる調査報告によれば全米國の敎會寺院數二萬壹千四百四十三、牧師及び僧侶數十七萬二千八百九十六、信徒數三千六百十萬九千四百五人にして之れを壹千九百十年の夫れに比すれば敎會數六千二百八十三、牧師數四千五百十九、信徒數百三十九萬二千〇二十八人を增加したり其の重なる敎派の牧師、僧侶、敎會、信徒數左の如し

敎派名	牧師、僧侶數	敎會數	信徒數（人）
加特力	壹七、四〇四	壹三、九七九	壹二、七壹壹、六七三
美以派	四二、一九九	六壹、壹九壹	六、五九六、壹六八
浸禮派	四〇、〇壹壹	五五、八壹〇	五、七七四、〇六六
ルーサレン	八、六五九	壹三、八〇二	二、二四三、四八六
長老派	壹三、三四二	壹六、四五六	一、九二〇、七六五
聖公會	五、三八〇	七、六五二	九三八、三九〇
組合派	六、〇四五	六、〇五〇	七四壹、四〇〇
レホームド	二、壹壹〇	二、六壹九	四四八、壹九〇
プラザレン	三、六四九	壹、七壹壹	壹壹二、八二六
フリンド	壹、四五六	壹、〇九七	壹二三、七壹八
クリスチヤン	九九三	壹、三二九	八七、四七八
ユニテリアン	五五八	四八二	七〇、五四二
佛敎	壹五	七四	三、壹六五

(六)合衆國の司法

司法制は聯邦と州との二種に分たれ聯邦裁判所にては海軍法、特許法、銀行法其の他合衆國法律に關する民事訴訟法及び合衆國に關する犯罪、海上の掠奪、殺人、收入法違反等の件を司り而して人身財産に關する件並に州の民事々件は總て州裁判所處理す。

州の最下級裁判所は治安判事の管轄に屬し都會にては

だ大なる減少を見るに至らず以下掲載の二表は其の一班を示すものなり。

▲合衆國過去廿年間の就學兒童及教育費の增加表

年度	就學兒童數	普通教育費
一八九一	一三、〇五〇、一三二	一四七、四九四、八〇九弗
一八九五	一四、二四三、七六五	一七五、八〇九、二七九
一九〇〇	一五、五〇三、一一〇	二一四、九六四、六一八
一九〇五	一六、四六八、二〇〇	二九一、六一六、六六〇
一九一〇	一七、八一三、八五二	四二六、二五〇、四三四

年度	入國移民總數	書く事の能はざるもの	讀み書き共に出來さる者
一八九三	五〇二、九一七	五九、五八二	六一、〇三八
一八九五	二七九、九四八	二六、一一二	四二、三〇二
一九〇〇	四四八、五七二	二、〇九七	九三、五七六
一九〇五	一、〇二六、四九九	八、二〇九	二三〇、八二二
一九〇九	七五一、七八六	二、四三一	一九一、〇四九
一九一〇	一、〇四一、五七〇	四、五七一	二五三、五六九

(二)各種學校及生徒數　千九百十一年度に於ける合衆國各種學校生徒數左の如し

學校種類	學校數	生徒及學生 公立學校生	生徒及學生 私立學校生
小學校	—	一六、六五〇、〇〇〇	一、一六三、八五二
高等學校	三、二二三	九八四、六七七	一三〇、六四九
大學	五八一	六七、六二六	一一七、〇八六
師範學校	二八八	七五、六四二	八、四五三
公立夜學校	—	三七四、三六四	—
商業學校	六〇〇	—	一三四、七七八
感化院	一一五	五一、三八七	—
盲唖學校	一八五	一六、二三〇	六三九
精神學校	四五	一六、六七八	八九二
印度人學校	—	三七、八八三	—
アラスカ學校	—	八、八六四	—
神學校	一九三	—	—
法律學校	一一六	—	—
醫學校	一一二	—	—
齒科醫學校	五三	—	—
藥劑學校	七九	—	—
看護婦學校	一、一二九	—	—
公々幼稚園	—	—	一一〇、〇〇〇
其他	—	—	五五、〇〇〇
計	一五、七〇九	一八、二八三、三五一	一、七二一、三四九

右の内小學校の教員は男十壹萬四百八十壹人、女四十壹萬二千七百二十九人、計五十二萬三千二百十人にして其給料二億五千三百九十壹萬五千四百七十弗生徒の毎日出席平均數千二百八十二萬七千三百七人なり。

高等學校中公立の校數は壹萬二百三十四、其教員數男二萬百五十二人、女二萬五千十五人、生徒中男四十三萬三千五十三人、女五十五萬千六百廿四人にして私立高等學校數は千九百七十九、其教員數男四千九百八十六人、女七千八十七人、生徒中男六萬壹千二百六十八人、女六萬九千三百五十壹人あり。

印度	—	—	二六	四、七一三	一七五
日本	—	—	二六、八五五	一二九、七九七	六、一一四
土耳古	—	—	八、三九八	七七、三九三	一二、七八八
其の他の亞細亞諸國	六二二	六、六六九	二八、三七〇	一一、〇五九	六〇七
亞細亞計	一二三、八二三	六八、三八〇	八六、八一五	二四三、五六七	二一、四四九
濠洲	一〇、九一三	一二、五七四	八、七九三	一二、九七三	七九四
亞弗利加	一一九	四三七	一、三四三	七、三六八	一、〇〇九
其の他	一、五四〇	一、二九九	一、七四九	三三、六五四	一五
總計	二、八一二、一九一	五、二四六、六一三	三、八四四、四二〇	八、七九五、三八六	八三八、一七二

即ち右表に依れば一千八百八十年前に於ては獨逸移民最高數を示し英蘭土、愛蘭土、加奈太、支那等の順序なりしが其後一千八百九十年に終る十ヶ年間には獨逸、英蘭土、愛蘭土、スカンヂナビア、加奈太、墺太利匈牙利伊太利、露西亞の順序に變じ更に千九百年に終る十ヶ年間には伊太利移民最大數を示し墺太利匈牙利、露國之れに亞ぎ獨逸は第四位に下り英蘭土、愛蘭土亦稍減少し越えて千九百十年に終る十ヶ年間には墺太利匈牙利等著しく增加し露西亞又急激なる增加をなせり概して一千八百九十年前にありては北歐移民の入國多かりしに一千八百九十年後は南歐及び東歐移民數激增し北歐移民の割合漸次減少し來れるは注意すべき點とす。

右表入國移民は總て合衆國内に止りたるものにあらず一千九百十一年には二十九萬五千六百六十六人の歸國移民を見たるが故に殘留移民は五十八萬二千九百廿一人となり之れを一千九百十年の殘留移民數に比すれば廿五萬六千二百十三人少なし。

(四)合衆國の教育

(一)教育制度　合衆國は別に全國の教育を統一すべき機關を有せず一に之れを各州の任意に委す隨つて我邦の文部省の如きは之れを見るを得ざるなり然れども各州共に公立學校の授業料は全く徵收せず且つ大學及び幾多の中學を有し中には是等大中學の生徒より授業料を徵する州もあり又然らざるもあり。

一千九百一年より一千九百十年に至る過去十ヶ年間に於て米國の教育費は漸次增加し教育機關も隨つて整備し來れるを以て兒童總數に對する就學兒童割合は多少增加したれども年々海外より流入する移民中には依然として無學なるもの多きを以て一般の無學者割合は未

	1	2	3	4	5
丁抹	三一、七七一	八八、一三三	五二、六七〇	六五、二八三	六、一九一
佛蘭西	七二、二〇六	五〇、四六四	三六、〇〇六	七三、三七九	八、六六六
獨逸	七一八、一八二	一、四五二、九七〇	五四三、九二二	三四一、四九八	二七、七八八
希臘	—	—	一五、九九六	一六七、五一九	二一、四四六
伊太利	五五、七五九	三〇七、三〇九	六五五、六九四	二、〇四五、八七七	一五七、一三四
和蘭	一六、五四一	五三、七〇一	三一、八一六	四八、二六二	六、六一九
瑞典・諾威	二一一、二四五	五六八、三六二			
諾威			九五、二六四	一七〇、五〇五	八、六七五
瑞典			二三〇、六七九	二四九、五三四	一二、六八八
露西亜「露領波蘭をも含む」	五二、二五四	二六五、〇八八	五九三、七〇三	一、五七七、三〇六	一六二、三九五
西班牙・葡萄牙	九、八九三	六、五三五			
西班牙			六、七二三	二七、七三五	一〇、二三〇
葡萄牙			二三、〇一〇	六九、一四九	
ルーマニア	—	—	一四、五五七	五三、〇〇八	一、九九七
瑞西	二八、二九三	八一、九八八	三三、一四九	三四、九二二	三、五〇五
歐洲土耳古	—	—	二、五六二	一一八、二〇二	一四、〇八一
英蘭土	四六〇、四七九	六五七、四八八	二七一、〇七四	三八八、〇一七	四〇、四〇八
蘇格蘭土	八七、五六四	一四七、八六九	六〇、〇五三	一二〇、四六七	一四、五七八
愛蘭土	四三六、八七一	六五五、四八二	四〇三、四九六	三三七、〇六五	二五、八七九
ウェールス	—	—	一一、一八六	一七、四六四	二、一六二
其の他の歐洲諸國	六五六	一〇、三一八	四、三七〇	一、七一九	二四三
歐洲計	二、二六一、九〇四	四、七二一、六〇二	三、七〇三、〇六一	八、一三六、〇一六	七一八、八七五
英領加奈陀	三八三、二六九	三九二、八〇二	二、六三一	一七七、二二六	五五、九九〇
墨西哥	五、三六二	一、九一三	七四六	四九、六四二	二三、二三八
中央亜米利加	二一〇	四六二	一、一八三	八、一一二	一、二四二
西印度諸嶋	一三、九五七	二九、〇四二	三五、〇四〇	一〇七、五四八	一二、四六七
南米	九二八	二、三〇四	三、〇五九	一七、二八〇	二、九八九
米國計	四〇三、七二六	四二六、五二三	四二、六五九	三六一、八〇八	九五、九二六
太平洋諸嶋	一〇、〇五六	一五、七九八	—	—	一〇四
支那	一二三、二〇一	六一、七一一	二三、一六六	二〇、六〇五	一、七六五

市俄古	二、三〇七、六三八	一九一	九二七、七四七、四九二
ヒラデルヒヤ	一、六二五、〇〇〇	一三〇	一、五五六、三三三、六一四
セントルイス	七三〇、〇〇〇	六一	五九九、〇一九、九三一
ボストン	七二〇、一〇〇	二七	一、四八一、七七九、七一七
クリブランド	六二〇、〇〇〇	四五	七二四、八〇四、六二五
バルチモーア	五七二、〇〇〇	三二	七四一、九〇九、三二三
ピツツバーグ	五三三、九〇五	四一	七六六、三〇八、七〇〇
デトロイ	五六七、九四四	四二	五五二、二五五、一〇〇
バフアロ	四四六、〇〇〇	四二	五三五、四八九、二六〇
桑港	四五五、〇〇〇	四五	五一〇、四二四、二二六
ミルウオーキー	三九二、一八一	二三	四六〇、五四八、七六三
シンシナチ	四〇五、〇〇〇	五〇	五三〇、〇〇〇、〇〇〇
ニユーワーク	三七五、〇〇〇	二三	八〇八、八六五、一八二
ニユーオルレアンス	三七五、〇〇〇	一九六	二三五、九九四、二二一
ロースアンゼルス	四五〇、〇〇〇	六九	四五八、九三九、一二九
ミ子アポリス	三三〇、〇〇〇	一〇二	二三三、五六三、一四〇
シヤトル	二八一、八九六	五三	二三三、九二九、〇四八
デンバー	二三五、〇〇〇	八九	一三四、八〇〇、〇〇〇
ポートランド	二六〇、〇〇〇	五一	二九六、一九九、〇一

〔備考〕ミ子アポリスとシヤトルとの間に位すべきものゼルシー市キヤンサス市あり、シヤトルとデンバーとの間に位するものにインデアナポリス、プロビデンス、ルイスビル、ロツチエスター、セントポール等あり其他人口十萬以上の都市二十あり

(三)合衆國に於ける外國移民

合衆國に入國したる移民過去一百餘年間に三千萬人に達せりと雖も一千八百二十年以前の統計は正確ならず一千八百二十年以降一千九百十二年六月に終る過去九十二年間の入國移民數左の如し

年度	入國移民數	年度	入國移民數
一八二〇	八、三八五	一九〇三	三五七、〇四六
一八三〇	二三、三二二	一九〇四	八一二、七八〇
一八四〇	八四、〇六六	一九〇五	一、〇二六、四九九
一八五〇	三一〇、〇〇四	一九〇六	一、一〇〇、七三五
一八六〇	一三三、一四三	一九〇七	一、二八五、三四九
一八七〇	三八七、二〇三	一九〇八	七八二、八七〇
一八八〇	四五七、二五七	一九〇九	七五一、七八六
一八九〇	四五五、三〇二	一九一〇	一、〇四一、五七〇
一九〇〇	四四八、五七二	一九一一	八七八、五八七
一九〇一	四八七、九一八	一九一二	八三八、一七二
一九〇二	六四八、七四三	合計	二九、六二〇、五二九

右の内一千八百八十一年以降一千九百十二年に至る過去四十一年間の入國移民數を移民輸出國別とすれば左の如し

移民輸出國	一八七一―一八八〇年	一八八一―一八九〇年	一八九一―一九〇〇年	一九〇一―一九一〇年	一九一二年
墺匈國	七二、九六九	三五二、七一九	五九七、〇四七	二、一四五、二六六	一七八、八八二
白耳義	七、二二一	二〇、一七七	二〇、〇六二	四一、六三五	四、一六九

ポートリコ	三、四三五	一、一三五、七八三
パナマ運河地帶	四四八	一五四、二五五
ダアマ	二一〇	一〇、〇〇〇
サモア其他	七七	六、八〇〇
計	七一六、五二九	九、九三五、八七五

（內ダアマ、サモアの人口は一千九百年度に調査したるものなれども其他は千九百十一年末現在數なり）

即ち合衆國商工務省の調査によれば一千九百十一年末現在合衆國大陸及び直領地の總面積は三百七十四萬三千三百十八平方哩にして其總人口は一億〇三百七十二萬八千三百八十四人となる。

（三）合衆國人口增減の趨勢　一千七百九十年以來十年每に執行したる合衆國國勢調査の結果により大陸合衆國に於ける人口及其密度、增減の狀態を表示せば如左

年度	人口	一平方哩の人口密度
一七九〇	三、九二九、二一四	四、五
一八〇〇	五、三〇八、四八三	六、一
一八一〇	七、二三九、八八一	四、三
一八二〇	九、六三八、四五三	五、五
一八三〇	一二、八六六、〇二〇	七、三
一八四〇	一七、〇六九、四五三	九、七
一八五〇	二三、一九一、八七六	七、九
一八六〇	三一、四四三、三二一	一〇、六
一八七〇	三八、五五八、三七一	一三、〇
一八八〇	五〇、一五五、七八三	一六、九
一八九〇	六二、九四七、七一四	二一、[illegible]
一九〇〇	七五、九九四、五七五	二五、六
一九一〇	九一、九七二、二六六	三〇、九

（四）人種及び男女別　一千九百十年の國勢調査の結果による大陸合衆國人口人種及び男女別は左の如し

人種別	男	女	計
米國白人			
（兩親共米國人）	二五、三三九、二九四	二四、二三九、一四七	四九、四八八、四四一
同（兩親共外國人）	九、四二七、〇三三	九、四七三、六二〇	一八、九〇〇、六五三
外國白人	七、五二三、四四五	五、八二二、一三八	一三、三四五、五八三
ニグロー	四、八八六、三三八	四、九四一、九三六	九、八二八、二七四
インデアン	一三五、一三三	一三〇、五五〇	二六五、六八三
支那人	六六、二六八	四、六七六	七〇、九四四
日本人	六二、七二一	九、〇二一	七一、七四二
計	四七、三三二、一二二	四四、六四〇、一四四	九一、九七二、二六六

（五）都部人口の割合　大陸合衆國に於ける都部人口割合過去三十年間の變遷左の如し

年度	都會人口（人）	地方人口（人）	都市人口割合
一八九〇	二二、七二〇、二二三	四〇、二二七、四九〇	[illegible]
一九〇〇	三〇、七九七、一八五	四五、一九七、三九〇	[illegible]
一九一〇	四二、六二三、三八三	四九、三四八、八八三	[illegible]

（六）重なる都會　千九百十年の調査による合衆國重ある都會の人口及び其面積課税財産額左の如し

市名	人口（人）	面積（平方哩）	課税財産額（弗）
紐育	[illegible]	[illegible]	[illegible]

西ヴアジニア	二四、〇二二	一、二二一、一一九
北カロライナ	四八、七四〇	二、二〇六、二八七
南カロライナ	三〇、四九五	一、五一五、四〇〇
ジョジア	五八、七二五	二、六〇九、一二一
フロリダ	五四、八六一	七五二、六一九
コロンビア區	六〇	三三一、〇六九
小計	二六九、〇七一	一二、一九四、八九五
▲北中央之部		
オハヨート	四〇、七四〇	四、七九七、一二一
インヂアナ	三五、八八五	二、七〇〇、八七六
イリノイス	五六、〇〇二	五、六三八、五九一
ミゾリー	六八、七二七	三、二九三、三三五
ミシガン	五七、四八〇	二、八一〇、一七三
アイオア	五五、五八六	二、二二四、七七一
ウイスカンシン	五五、二五六	二、三三三、八六〇
ミチソダ	八〇、八五八	二、〇七五、七〇八
カンサス	八一、七七四	一、六九〇、九四九
子ブラスカ	七六、八〇八	一、一九二、二一四
北ダコタ	七〇、一八三	五七七、〇五六
南ダコタ	七六、八六八	五八三、八八八
小計	七五六、一六七	二九、八八八、五四二
▲南中央之部		
ケンタツキー	四〇、一八一	二、二八九、九〇五
ケ子ッシー	四一、六八七	二、一八四、七八九
ルイジアナ	四五、四〇九	一、六五六、三八八
ミシシッピー	四六、三六二	一、七九七、一一四
テキサス	二六二、三九八	三、八九六、五四二
アラバマ	五一、二七九	二、一三八、〇九三
アーカンサス	五二、五二五	一、五七四、四四九
オクラハマ	六九、四一四	一、六五七、一五五
小計	六〇九、二五五	一七、一九四、四三五
▲西方之部		
モンタナ	一四五、七七六	三七六、〇五三
ワイオミング	九七、五九四	一四五、九六五
コロラド	一〇三、六五八	七九九、〇二四
新メキシコ	一二二、五〇三	三二七、三〇一
アリゾナ	一一三、八四〇	二〇四、三五四
ユタ	八二、一八四	三七三、三五一
子ヴアダ	一〇九、八二一	八一、八七五
アイダホ	八三、七七九	三二五、五九四
ワシントン	六六、八三六	一、一四一、九九〇
オレゴン	九五、六〇七	六七二、七六五
カリフオーニア	一五六、〇九二	二、三七七、五四九
小計	一、一七七、六九〇	六、八二五、八二一
合衆國大陸總計	二、九七四、一五九	九一、九七二、二六六

以上の外人口に於て海員其他各州に居住せざる合衆國民五萬六千六百八人あり

(二)直領地の面積及び人口　大陸以外の合衆國領土面積及び人口左の如し

直領地名	面積平方哩	人口(人)
アラスカ	五九〇、八八四	六四、四四三
布哇	六、四四九	一九六、二二七
比律賓	一一五、〇二六	八、三六八、四二七

第四篇　米國國勢要覽

(一)北米合衆國政體

北米合衆國は一千七百六十六年七月四日を以て獨立を宣言し同八十三年英國其の獨立を承認し翌年九月三日を以て講和條約を締結したり政體は共和政治にして同八十七年九月十七日憲法を制定し爾來一千八百七十年三月三十日迄に六回の修正を加へて以て今日に至れり大統領、國會議員の選擧方法及權限、立法權司法權及び陸海軍の組織、中央政府と州政府との關係、市民の權利及義務等は第三篇合衆國憲法の條文に明かなるを以て茲に據述せず

(二)合衆國の面積及人口

(一)合衆國大陸總面積と總人口　一千九百十二年一月合衆國商工務省より發行したる合衆國統計年鑑によれば合衆國の陸上總面積は布哇、アラスカを除きて二百九十七萬四千百五十九平方哩之に水上面積をも加ふれば三百〇二萬六千七百八十九平方哩となる一千九百十年度國勢調査の結果によれば合衆國大陸の人口は九千百九十七萬二千二百六十六人にして之を千九百年の國勢調査に比すれば一千五百九十七萬七千六百二十人の增加を示し其增加割合二割七厘一平方哩の人口密度は三十人九に當る然るに一千九百十二年一月を以て商工務省より發行したる合衆國統計年鑑によれば一千九百十一年末の現在人口は國勢調査の結果より更に百七十三萬四千六百三十五人を增加し九千三百七十九萬二千五百九人と計上されたり以下一千九百十年を基礎とし陸上面積及び人口を表示すれば左の如し

▲北大西洋之部

州名又ハ直轄名	陸上面積（平方哩）	人口
メーン	[illegible]	[illegible]
マサチユセツト	[illegible]	[illegible]
コンネチカツト	[illegible]	[illegible]
ニユーヨーク	[illegible]	[illegible]
ニユージャーシー	[illegible]	[illegible]
新ハンプシャ	[illegible]	[illegible]
ウァモント	[illegible]	[illegible]
ロードアイランド	[illegible]	[illegible]
ペンシルヴァニア	[illegible]	[illegible]
小計	[illegible]	[illegible]

▲南大西洋之部

州名又ハ直轄名	陸上面積（平方哩）	人口
デラウェア	[illegible]	[illegible]
メリーランド	[illegible]	[illegible]
ヴア[illegible]ア	[illegible]	[illegible]

（兼諾威）　西班牙國馬德里（兼葡萄牙）　暹羅國盤谷
墨其西哥國メキシコ　伯剌西爾國リヲ、デ、ジヤチー
ロ（兼亞爾然丁）　智利國サンチヤゴ（兼秘露）

總領事館

英國倫敦　露國莫斯科　英領オツタワ
英領香港　英領カルカツタ　露國浦鹽斯德
米國紐育　米國桑港　米領ホノルル、
濠洲シドニー　獨國漢堡　支那天津
支那哈爾賓　支那奉天（新民府に分館あり）
支那上海　支那漢口　支那廣東
支那間嶋（頭道溝、局子街及琿春に分館あり）

領事館

白耳義國アンヴエルス　米國ポートランド
露國ニコラエウスク　支那齊齊哈爾　佛國里昂
米國沙港　米國シカゴ　英領晩香坡　支那吉林
支那長春　支那鐵嶺　支那遼陽　支那安東
支那牛莊　支那芝罘　支那蘇州　支那杭州
支那南京　支那長沙　支那沙市　支那重慶
支那福州　支那厦門　支那汕頭　英領新嘉坡
英領孟買　米領マニラ　秘國里馬　蘭領バタビヤ

名譽總領事館

伊國ジエノア（チユラン兼轄）　墺國維也納
諾威國クリスチヤニア

名譽領事館

英國グラスゴー　英國ミツドルスバラー
英國リバアプール　英國マンチエスター
英領ニユーゼーランドウエリントン　英領コロンボ
英領南阿弗利加ケープタウン　濠洲メルボルン
英領濠洲ブルーム　米國ニユーオリヤンス
米國モビール　米國ボストン
米國ガルベストン　米國費府
米國聖路易　米國デンヴアー
佛國ル、バーブル　佛國ボルドー
佛領柴棍　獨國ブレーメン
獨國ミユンヘン　獨國フライブルヒ
獨國コローン　獨國ライプチツヒ
獨國フランクフオールト、アム、マイン　獨國伯林
露國ワルソー　白國ブリユクセル
伊國ヴエニス　伊國パレルモ
伊國米蘭　伊國ナーブル
伊國リボルノ　蘭國ロツテルダム
蘭國アムステルダム　甸國ブダペスト
丁抹國コーペンハーゲン　瑞西チユーリヒ
瑞典國ストツクホルム　墨其西哥國マンサニヨ
亞爾然丁國ブエノスアイレス

一、出生屆、死亡屆及結婚屆ニハ記名ノ下ニ必ズ實印ヲ捺印スベシ若シ實印ナキ場合ニハ拇印ノ上「實印ナキニ付拇印ス」ト姓名ノ側ニ附記スベシ

一、年月日時及年齡ヲ記スルニハ必ズ壹、貳、參、拾等ノ數字ヲ用ヒ一、二、三、十等ヲ用ユ可ラズ

一、領事館宛ノ書信ニハ必ズ其宛名ヲ英字ニテ明瞭ニ記シ封皮ニハ願屆書ノ種類ヲ表記スルコトヲ要ス

一、諸願屆書ニハ返信用郵券ヲ封入スベシ

一、日本ヘ輸出ニ就キ原產地証明願(輸出證明願)ノ用紙ハ常ニ領事館ニ備ヘアレバ出願人ハ領事館ニ乞ヒ受ケラル、ヲヨシトス故ニ雛形ハ略ス

一、願書ハ凡テ一通、屆書ハ凡テ二通ヲ要ス

一、領事館証明手數料ハ左ノ如シ

一、原產地証明	一件ニ付	二弗
二、英文証明	同	二弗
三、營業証明	同	二弗
四、農業証明	同	二弗
五、身分又ハ事實証明	同	一弗
六、在留証明	同	五十仙

▲旅券ニ就テノ注意

旅行券ハ平生注意シテ紛失セザル樣心懸クベシ例ヘバ徴兵猶豫其他居住証明營業証明等ヲ得ルニ當リ領事館其他官廳ト書面ノ往復ヲナス場合或ハ合衆國ヨリ外國領地例ヘバ英領加奈奈ニ旅行セムトスル場合ニハ必要ナルモノナリ萬一紛失セシ時ハ早速其ノ旨ヲ領事館ニ屆出ヅベシ故ニ旅券番號、下附月日等旅券面ノ必要ナル要項ヲ寫シ取リ置クモ無益ニ非ザルベシ

日本ニ於テ旅行券ヲ受ケタルトキハ一ヶ年以內ニ出發セザレバ效力ヲ失スル規定ナリ又歸國ノ際ハ十日以內ニ下附セラレタル官廳ニ納附シ再渡航ノトキハ出願受領スル規定ナリ

◆・◆・◆

▲附言 米國關税々率に關する定率法及び新關税等は目下議會に於て改正案討議中なるを以て本篇締切り迄に決定を見る能はざりき、故に本篇には之を記載し能はず、何れ卷末に附録として明記すべし。

◎日本大使館公使館領事館及名譽領事所在地

大使館

米國華盛頓　英國倫敦　佛國巴里　獨國伯林　露國聖彼得堡　伊國羅馬　墺國維也納(兼瑞西國公使館)

公使館

和蘭國海牙(兼丁抹)　白耳義國ブラッセル　支那北京(日本政府代表者として)　瑞典國ストックホルム

現住所　北米合衆國　州　郡
何　某
年　月　日生

私儀目下前記ノ所ニ於テ(何々業)ニ從事罷在候テ貴館ノ證明ヲ得國許ヨリ妻(子)(何誰)ヲ呼寄中ニ候處來ル　月　日何港着ノ(汽船名)ニテ着米仕リ候ニ付キ引取リノ爲メ入用ニ候間右ノ旨英文ニテ御証明被下度証據書類相添ヘ此段奉願上候也

年　月　日

何　某㊞
保証人　何之　誰㊞
(又ハ何々日本人會)

前　例

輸入證明願

一、記號
一、數量
一、品名
一、番號
一、價格
一、造石税(若シ酒又ハ醤油ナラバ)

右汽船何々ヲ以テ大正　年　月　日神戸(若クハ横濱長崎)出港大正何年何月何日當港ヘ輸入候間御証明被成下度當地税關上陸許可証相添ヘ此段奉願候也

大正　年　月　日
現住所　(職業)
何之　誰㊞

前　例

▲注　意

輸入証明願ハ正副二通ヲ要ス

▲諸願屆ニ關スル一般ノ注意

一、總テ願書ヲ認ムルニハ字體ヲ明瞭ニシ且ツ一字一句タリトモ誤謬ノ無キコトヲ要ス、特ニ出生、死亡、婚姻、離婚諸屆書ノ如キハ故國戸籍法ニテ嚴重ニ規定セルモノナルヲ以テ、聊カニテモ誤リアルトキハ戸籍吏ハ之ヲ受理セザルナリ、サレバ領事館ニテハ時々新聞紙上又ハ其他ノ方法ニ依リ此點ニ就テ注意ヲ與フルニ拘ラズ、尚ホ間違ヲ爲スモノアリ、而シテ又誤謬ヲ訂正セシメンガ爲メ願書ヲ本人ニ返戻セル場合ニハ僅カノ誤リハ領事館ニテ書キ改ムルモ宜シカランナド云フモノモアル由ナレド其ハ實ニ無理ナル申分ニテ戸籍法上領事館ハ加筆書換等ヲ爲ス能ハザレバコソ已ムヲ得ズ返戻ナドノ手數ヲ煩ハスナレ、出願人ハ此等ノ事ニ留意シテ餘計ナル時日ト手數ヲ費サヌ樣心懸クベシ

一、願書ハ領事ノ在留証明書ヲ添ヘテ各自ヨリ直接其郡市町村役場ヘ送附スヘシ
二、願書ハ一月一日ヨリ四月十五日迄ニ本籍地ヘ到達スルヲ要ス
三、従來徴兵適齢者ハ滿三十二歳ニ達スル迄ハ毎年猶豫願ヲ差出スヲ要ス
四、願書ハ初メ町村長ヘ差出シ郡長若クハ市長ヘ轉達シ更ニ兵事官ノ手許ニ到達スル順序ナルヲ以テ遅クモ三月三十一日マデニ本籍地ヘ着スル樣當地ヨリ發送スルヲ要ス
五、願書ニ添付スベキ在留証明ノ日付ハ其年ノ日付ニアラザレバ受理セラレザルコトヲ注意スベシ

旅券下附願

本籍　府縣　市郡　町村字　番地
現住所　州　市郡　街村　番地
（族籍職業）
姓名
年　月　日生

私儀今般何々ノ目的ヲ以テ何國ヘ渡航仕度候ニ付旅券御下附被成下度保証人連署ノ上此段奉願候也

大正　年　月　日

保証人　何之某 印
何之某 印
（又ハ何々日本人會）

書例

英文證明願

本籍　府縣　市郡　町村字　番地
現住所　北米合衆國　州　郡　[illegible]

右ノ者何國ヘ何ノ[illegible]

大正　年　月　日　[illegible]　何之某

[illegible]

注意

一、英文[illegible]
二、英文[illegible]
ヲ附記スルコト

英文[illegible]

[illegible]

三、親、妻、子ノ呼寄ニハ戸籍寫ヲ添附スベシ
四、營業ノ事實ヲ證明スルニ足ルライセンス、又ハリース或ハ土地所有證ヲ提供スベシ
五、保證人ハ信用アル者ニ限ル

在留證明願

本籍 府縣 市郡 町村字 番地
戸主(又ハ戸主何某何男)
職業 何之誰
年 月 日生
現住所 北米合衆國 州 郡
年 月 日付 廳下附(第 號)旅行券所持

私儀何々(此處ニ證明書使用ノ目的ヲ記入ス)ノ爲メ必要有之候ニ付肩書ノ地ニ在留罷在候旨御證明相成度旅行券相添へ保證人連署ヲ以テ此段相願候也

大正 年 月 日
何之誰印
州 郡
保證人 何之誰印
(又ハ何々日本人會)

前例

▲注意

一、願書ハ一通ニテヨシ
二、親、妻、子呼寄ニハ證明願注意ノ三四五ヲ適用ス
三、一時歸國者ニシテ妻女父母等ヲ同伴再渡航セントスル者ハ願書中ニ其旨ヲ明記スベシ
四、徴兵猶豫ノ爲メ出願期日ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日マデトシ若シ一旦證明ヲ得タル上送附ノ途中ニテ紛失シ又ハ書式ニ錯誤アリタル場合ニハ期限後ト雖モ事情ヲ具シテ再下附出願ヲナスコトヲ得
五、旅券ヲ有セザル者ハ之ヲ添附セザル理由書ヲ附スベシ

徴兵猶豫願

府縣 市郡 町村字 番地
(族籍職業)戸主(戸主某何男)
何之誰
明治 年 月 日生

私儀本年徴兵ニ應ズベキノ處目下北米、、、ニ在留致居リ候ニ付徴兵御猶豫相成度別紙(在外公館長)ノ在留證明書相添此段奉願候也

大正 年 月 日
何之誰
何々聯隊區徴兵官(官姓名)殿

▲注意

北米合衆國　州　市郡　街村　番地
保証人　何　之　誰

前　例

▲注　意

在留登録届ハ一通ニテヨシ

旅券紛失届

本籍　府県　市郡　町村大字　番地
（族籍職業）戸主（又戸主某、男、女）
現住所　州　市郡　街村　番地
何　之　誰
年　月　日生

一、旅券番號　何々
一、旅行地名　何々
一、下附年月日　何々
一、下附官廳　何々

右私儀所持ノ旅券何年何月何日何々ノ爲メ紛失候間保証人連署ヲ以テ此段及御届候也

大正　年　月　日

何　之　誰㊞
保証人　何　之　誰㊞

前　例

▲注　意

旅券紛失届ハ一通ニテヨシ

營業證明願

本籍　府県　市郡　町村字　番地
職業　何　之　誰
年　月　日生
現住所　北米合衆國　州　郡
年　月　日付　廳下附（第　號）旅券所持

私儀何々（此處ニ証明使用ノ目的ヲ記入ス）ノ爲メ必要有之候ニ付（何々此處ニ証明ヲ要スル事項ヲ記入ス例ヘバ肩書ノ所ニ於テ何々營業罷在候儀等）御証明相成度旅行券相添ヘ保証人連署ヲ以テ此段相願候也

大正　年　月　日

州　郡　何　之　誰㊞
保証人　何　之　誰㊞
（又ハ何々日本人會）

前　例

▲注　意

一、願書ハ一通ニテヨシ
二、右書式ハ營業農業身分証明出願に適用ス

戸主(族籍職業)
妻何某復籍スベキ家ノ　何　之　誰
戸主(父、兄、弟)
府県　市郡　町村大字　番地
右某父(職業)　何　之　誰
同　母(職業)　何　某

右大正何年何月何日婚姻候處今般協議ノ上離婚候間此段及御屆候也

大正　年　月　日

屆出人　夫　何　之　誰㊞
同　妻　何　某㊞

府県　市郡　町村大字　番地(職業)
當時北米合衆國　州　在留
証人　河　之　誰㊞
年　月　日生

府県　市郡　町村大字　番地(職業)
當時北米合衆國　州　在留
証人　何　之　誰㊞
年　月　日生

前例

▲注　意

一、米國ニ於テハ裁判ニヨルニ非ザレバ離婚スルコトヲ得ズ
二、本屆書ニハ米國裁判所ノ離婚許可証ヲ添附スベキモノトス
三、滿二十五歳ニ至ラザルモノガ協議ノ上離婚ヲ爲サントスル場合ニハ必ズ其父母ノ同意ヲ得ルヿヲ要ス

在留登録屆

府県　市郡　町村大字　番地　(族籍)
戸　生　何之誰(職業)(片假名ニテ傍訓ヲ附ス)
何　之　誰
年　月　日生

所持旅券　年　月　日付　廳下附(第　)
在留地到着又ハ上陸年月日
在留地(英文ニテ書ス)
郵便物配達宛先(英文ニテ書ス)
移轉地(英文ニテ書ス)

右ハ外國在留帝國臣民登録規則ニ準シ(旅行券相添へ又ハ保証人連署ヲ以テ)此段及御屆候也

大正　年　月　日

何　之　誰

府縣　市郡　町村大字　番地　(職業)
當時北米合衆國　州　在留
證人　何之誰　印
年月日生

府縣　市郡　町村大字　番地　(職業)
當時北米合衆國　州　在留
證人　何之誰　印
年月日生

前例

▲注意

一、婚姻居ハ三通ヲ要ス、但シ夫妻本籍地ヲ同ジウスルトキハ二通ニテ宜シ而シテ用紙ハ何レノ場合ニテモ半紙二ツ折トス
二、男子ハ滿十七歲女子は滿十五歲に至ラザレバ婚姻ヲ爲スヿヲ得ズ
三、家族ガ婚姻ヲ爲スニハ戶主ノ同意ヲ要ス
四、子ガ婚姻ヲ爲スニハ其家ニアル父母ノ同意ヲ要ス但シ男ガ滿三十歲女ガ滿二十五歲ニ達シタル後ハ此限ニアラズ
五、證人ハ成年者ニ限ル
六、居出人夫妻及證人ハ必ズ其姓名ヲ自署シ捺印スベシ、代筆ヲ許サズ
七、居書ガ一通二枚トナリタル時ハ其綴合セル處ニ居出人及證人の割印ヲ要ス
八、居出人夫妻ノ父母ノ姓名ハ其實父母ノ名ヲ記シ養父母ノ名ヲ記スベカラズ
九、本居書記載事項中父母何レカ死亡セルトキハ亡父何之誰ト記シ職業ヲ記ス可ラズ
十、婚姻居ハ本國官廳ニ於テ爲スベシ
十一、白人ト婚姻シタル場合ハ米國ニ於テ適法ニ得タル結婚證ヲ添ヘテ願出ヅ可シ

離婚屆

府縣　市郡　町村大字　番地
戶主(族籍職業)何之誰(何男)(職業)
當時北米合衆國　州　在留
夫　何之誰
年月日生

府縣　市郡　町村大字　番地
右父(職業)　何之誰
同母(職業)　何某
妻　何某
年月日生

府縣　市郡　町村大字　番地

（男）兄弟、姉妹等）

死亡者　何之誰

年月日生

右何々（死亡者名）大正何年何月何日何時何分北米、、

、、何所ニ於テ死亡候間別紙醫師ノ診斷書（若クハ檢屍官の調書）相添此段及御屆候也

大正　年　月　日

府縣　市郡　町村大字　番地

戸主（族籍職業）何之誰（何男）（職業）

現時北米合衆國　州　在留

屆出人（死亡者同居人）　何之誰㊞

年月日生

前　例

▲注　意

一、屆書ハ正副二通ヲ要シ用紙ハ洋紙ニテ差支ナシ

二、死亡屆出人ハ戸主、妻、子、兄、弟、姉、妹、家主又ハ同居人ナルヲ要ス

三、屆出ハ丁年以上ナラザルベカラズ

四、死亡屆法定期限ハ死亡後五日以内ナリ

結婚屆

府縣　市郡　町村大字　番地

戸主（族籍職業）何之誰（何男）（職業）

當時北米合衆國　州　在留

夫　何之誰

年月日生

府縣　市郡　町村大字　番地

右父（職業）　何之誰

同母（職業）　何某

府縣　市郡　町村大字　番地

戸主（族籍職業）何之誰（何女、姉、妹）（職業）

當時北米合衆國　州　在留

妻　何之誰

年月日生

府縣　市郡　町村大字　番地

右父（職業）　何之誰

同母（職業）　何某

右婚姻候間別紙（戸主及父母ノ同意書）相添ヘ此段及御屆候也

大正　年　月　日

屆出人右夫　何之誰㊞

同　右妻　何某㊞

(十八)諸願屆書式

出生屆

府縣 郡市 村町大字 番屋敷
戸主(族籍職業)何之誰(何男)(職業)
父 何之誰
母(職業) 何某
出生子(何男何女) 何某

右何々(出生子名)大正何年何月何日午前(後)何時何分北米、、、何所ニ於テ出生候間此段及御屆候也

大正 年 月 日

北米合衆國 州 在留
屆出人 父 何之誰㊞
明治 年 月 日生

在外公館長宛

(大使、公使、總領事、領事若クハ其代理者ノ官姓名ヲ記スヘシ) 以下同様

▲注意

一、屆書は正副二通ヲ要シ用紙ハ洋紙ニテ差支ナシ
二、出生屆出ノ法定期限ハ出生ノ日ヨリ十日以内ナルヲ以テ若シ此ノ期限ヲ經過シタルモノハ左記雛形ニ依リ延滯始末書二通ヲ添附スルコトヲ要ス
三、本籍番地或ハ出生年年月日等不明ノ時ハ「出生年月日不明」ト付箋スヘシ
四、出生生屆ニハ必ズ出生子ノ出生時刻ヲ記入スルコトヲ要ス若シ何時半ノ場合ニハ「何時何十分」ト記シ半ノ字ヲ用ユベカラズ
五、死胎兒ノ出生ハ戸籍吏ヘ屆出ルヲ要セズ單ニ死胎兒埋葬ノ許可證ヲ得テ之ヲ保存シ置クヘシ
六、出生屆ヲ差出サントスル者ハ必ズ別項諸願書ニ關スル一般ノ注意ヲ參照スベシ
七、米國官廳ニ屆出ヲナサントスル者ハ米國所定ノ書式ニヨリ屆出ヅベシ
八、延滯始末書雛形左ノ如シ

延滯始末書

別紙出生子何之誰出生屆ノ儀法定期間内ニ屆出ベキ筈ノ處御規則不案内(又ハ其他ノ理由ヲ記スベシ)ノ爲メ今日迄延引致シ候條何卒御受理相成度此段御願申上候

大正 年 月 日

屆出人 何之誰㊞

前例

死亡屆

府縣 郡市 村町大字 番地
戸主(族籍、職業) 何之誰 (父母某何女

の證明書を受け船長若しくは驛長の證明書を添へ到着の上召集事務所に屆出づべし

十、正當の理由なくして前二條の規定に違反したる時は五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せられ又は五日以上十日以下の拘留に處せらる

十一、兵籍に在るもの外國滯在中創傷又は疾病に因り永久服役に堪へずと思惟する時は地方醫師の診斷證書を添へ公吏若くは領事の證明を經て聯隊區司令官に屆出づべし此場合には豫備、後備、補充役其他の兵役を免せらるゝことあるべし

十二、外國滯在中戶籍に異動を生じたる時は十四日以內に市町村長を經て聯隊區司令官に屆出べし

十三、在留軍人にして重罪輕罪(罰金を除)の刑に處せられたる時は刑名及び刑期を記し聯隊區司令官に屆出づべし

十四、在留の下士卒、上等兵にして禁錮の刑に處せられたる者は其兵科の一等卒に降等せらる看護長、看護手、計手は前兵科の一等卒に降下す

十五、前四條の規定に違反したるものは金五十錢以上一圓九十五錢以下の罰金を科す

（十七）親妻子呼寄に就ての注意

在米者にして其親妻子其他の親類を呼寄せんとするには左に記載する事項に注意するを要す

親を呼び寄せんとするものは生活の基礎旣に定まりて親を扶養するに足る餘裕あり且つ本邦に於て親を扶養する者なき場合に限る

子を呼寄する場合は子を手元にて扶養すべき必要ある時一家米國に引移り永住の事實を認めらるゝ時父業相當に發展し此れを子に讓らんとするもの其他呼寄者の資力境遇上子を手元に呼寄得らるゝ實力あるものに限る尤も年齡二十歲以下に限る、養子は入籍後五ヶ年經過せざる可からず

妻の場合には妻を養ひ得らるゝ資力を有し且境遇上差支なきものと認めらるゝ時

店員呼び寄は少くとも五千弗位の財產を有し實業に從事せるものか又は之れと同等の資格あるものにて店員を本邦より呼び寄せざるべからざる事情顯著なるときに限る

學生の呼寄は出來ず只此場合は日本にて本人が其筋へ渡航願を差出すべし

尙ほ呼寄に要する證明並に其注意に關しては領事館諸願屆書式を參照すべし

除せらる

(二)在外國兵籍に關する規定

一、米國に在る豫備役、後備役又は補充役に屬する下士卒は勤務演習又は簡閲點呼の爲めに召集せらるゝことなし

二、前記の下士卒にして外國に在る者召集の通知を受け若くは其の他手續によりて召集の事實ありたる事を確知したるときは直ちに歸國し本籍地到着後廿四時間以內に市町村長を經て聯隊區司令官に屆出づべし(以下戰時又は非常の場合に於ける召集を云ふ)

三、召集に應ずる者は令狀を以て最近の便船にて歸國し直ちに其令狀及軍隊手帳並に印形を携へ召集事務所に出頭すべし、但し召集の通知を受けたるものにして令狀の交附を受くる爲に到着に遲延する虞あるときは令狀を携ふるに及ばず

四、召集に應ずるものにして指定の時日に先方に到着すること能はざるときは所在地の帝國領事に就き其通知を受けたる時日及出發時日の證明書を受け到着の上召集事務所に屆出づべし若し正當の理由なくして此規定に違反するときは五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處し五日以上十日以內の拘留に處す

五、召集に應ずべき者にして召集令狀又は召集通知を受領したる際負傷又は疾病の爲に召集に應ずる能はざるときは令狀又は通知受領後二十四時間以內に聯隊區司令官に宛てたる醫師の診斷書に令狀若くは通知書を添へて之を本籍市町村長に差出すべし、但し寄留又は旅行先より屆出づるものは本籍市町村長に宛てゝ發送すべし正當の理由なくして此規定に違反するものは前條と同一の處罰を受く

六、令狀又は通知書を受領して未だ出發せざる內に負傷又は疾病にかゝりたるものは直ちに前條の手續をなすべし

七、召集令狀を受けたるもの犯罪の爲め刑期服役中又は行衛不明のため召集に應ずる能はざるときは令狀を受領したるものより受領後二十四時間以內に聯隊區司令官に宛てたる屆書に日本官吏の證明及令狀を添へ之を本籍地の町村長に差出すべし

八、召集に應じ出發の途上にありて負傷又は疾病に罹り到着遲延する虞あるときは直ちに醫師の診斷證書を添へ召集部隊長に屆出で出發することを得るに至りたるときは速やかに到着の上召集事務所に屆け出づべし

九、負傷、疾病の外止むを得ざる事故に依り到着を遲延する虞あるときは滯在地の官吏公吏より滯在日數

虚僞の届出を爲したる者たよび之が證人たるものに對しても亦じ

第六條　在外公館長は利害關係人の申請に依り手數料を徵收して在留帝國臣民登錄簿の謄本を附與することを得

第七條　本令は條約又は慣例に依り領事裁判權を行ふことを得る領事の駐在する地方に適用せず

第八條　本令に於て在外公館と稱するは帝國領事館又は領事館の管轄區域に屬せざる地方に於ては帝國大使館又は公使館を云ふ

(十六)徵兵に關する注意

(一)徵兵猶豫に關する規定

一、米國(そのた徵兵令第二十三條第二項に規定する國以外に在る者)にある日本臣民は滿三十二歲迄徵兵猶豫を出願することを得

二、徵兵猶豫を乞はんとするものは所在帝國領事館より居住證明書を受取りその證明書を添へ本籍地の町村長に宛て徵兵猶豫願を差出すべし、但し出願者にして家族なき時は戶主より之を差出すものとす

三、前記の居住證明書は旅券に手數料として現金五十仙を添へて所在帝國領事館にその下附を出願すべし若し旅券を紛失したるときは領事の承諾を經たる保證人の連署を以て願出づべし

四、徵兵猶豫は每年必らず一回宛滿三十二歲まで同一の手續を以て之を差出すべし、但し願書の差出期限は每年一月一日より四月十五日迄に本籍地の市町村長經由徵兵官の手に到達することを要す若し此の期間に後れたる者は猶豫の特典を失ふ

五、徵兵の義務あるものにして猶豫願を怠る場合は徵兵令第三十二條により兵役を忌避する者と見做され歸國したる場合に一ヶ月以上一ヶ年以下の禁錮に處せられ且つ三十圓以下の罰金を附加せらる

六、米國にありて徵兵猶豫を乞へる者にして滿三十二歲迄に歸國する時は抽籤法に依らずして徵集せらる但し體格檢査の合格の上とす

七、米國に在りて徵兵を猶豫せらるゝ者にして滿三十二歲までに歸朝したるときは歸國の日より十四日以內に戶主より書面を以て本籍地の市町村長にその旨を屆出づべし若し此の期間內に此の手續を怠りたる時は徵兵令第三十條に依り三圓以上三十圓以下の罰金に處せらるべし

八、徵兵猶豫中の者にして滿三十二歲に達したる時は國民兵役に編入せられ現役並に豫備後備の兵役を免

き滿二十一歲に達したるときは市民と看做さる

(四)外國に在る歸化人

一、外國に在る歸化人は合衆國固有の市民と同一の保護をなす

二、歸化人にして二年以上外國に住居したるときは市民籍を失ふ、但しその外國に駐在する合衆國の外交官又は領事官の證明によりて之を保有することを得るものとす

(五)日本人と歸化權

日本人は歸化を爲し得べきや否やに付ては議論の存する處あれども日本人は未だ歸化權を享有するに至らず現に前大統領ルーズヴェルトが第五十九議會に下したる敎書に付ても明かあり

(六)歸化の效果

歸化の許可を受けたるときは各州は等しく選擧權を與ふ、但し州に依りては歸化の宣誓をなしたるとき直ちに歸化人又は固有の臣民と同一の權利を與ふるもの也

(十五)在外臣民登錄規則

(明治四十二年十月一日より實施)

第一條　外國に在留する帝國臣民はその在留地到着後七日以內に左の事項を所轄在外公館に屆出ることを要す

一、氏名及年月日、但し氏名に付てはその讀方を明示すべし

二、本籍族籍職業

三、在留地、但し本人に對する郵便物の配達せらるべき宛名を明示すべし

四、在留地到着の年月日

第二條　妻又は未成年の子女にして夫又は親と同居するときは夫又は親より前の數條規定により屆出をなすことを要す

第三條　在外公館に於て本令規定の屆出を受理したるときは在留帝國臣民登錄簿にその屆出事項を登錄す

在外公館長は之を登錄するに付き證明の爲め必要と認むるときは屆出人をして旅券戶籍謄本又はその他の文書を提出せしめ且つ一名又は數名の證人を立てしむることを得

在外公館長はその適當と認むる帝國臣民の團體をして前項の證人たらしむることを得

第四條　前條の登錄に付ては手數料を徵收せず、但し在外公館長は本令規定の屆出期間經過の後屆出を爲したる者に對し登錄手數料を徵收することを得

第五條　在外公館長は本令規定の屆出を爲したる者に對し在留證明その他一切の證明を發給することを得

(一)歸化の手續

一、歸化を爲さんとする外國人は合衆國の巡廻裁判所又は地方裁判所若くは合衆國直轄地の地方裁判所又は大審院その他通法に關する裁判管轄權を有する裁判所に出廷して善意を以て合衆國の人民となり且つ歸化を出願する當時に所屬したる國家又はその君主に對する忠誠の關係を絕つべきことを宣誓することを要す

但しその裁判所は外國人が歸化の許可を得べき前二ヶ年以上住居したる地方に存するものとす

二、歸化を爲さんとする外國人は右の宣誓二年以上七年以內に於て前記の裁判所に出廷して左の事項を記載する書面を提出することを要す

第一、合衆國の臣民となり且つ永久に此の國に住居すること
第二、現存せる政體に對して疑義を懷かざること
第三、多夫又は多妻主義を遵奉せざること
第四、歸化出願の出當所屬したる國家に對する忠誠の關係を絕つこと

右の書面には二名の信用ある合衆國市民の證明を要しその證人は出願者が引續き五年以上合衆國に住居し且つその出願地の裁判所々在地に於て出願前一年以上住居したることを證明して記入することを要す

三、出願人は歸化の最終決定を受くる前に公開裁判所に於て口頭を以て合衆國の憲法を遵奉し且つ絕對に外國に對する忠誠の關係を絕止すべきことを要す此場合に裁判所は前に規定する事項に適合し且つ出願人が品行方正にして能く憲法の規定を遵奉するものなることを認めたるときは直ちに歸化を許す

四、合衆國の兵士となり一年以上此國に住居し且つ品行方正なる者は直に歸化を許す

(二)歸化を許さゞる外國人

左に掲ぐるものは歸化を許さず

第一、外國の爵位又は貴族の稱號を保留せんとするもの
第二、現存する政體に反對し若くは政府の官吏を暗殺せんとする主義を主張し又は之を遵奉する者
第三、英語を語ること能はざる者
第四、支那人は絕對に歸化を許さず

(三)未成年者の歸化

一、未成年者の外國人は滿十八歲に達したるときは第一歸化證を受くることを得、但し第一歸化證を受取りたる後二年を經過し且つ合衆國に五年以上住居し滿二十一歲に達したる者にあらざれば歸化を許すことを得ず

二、歸化人の子にして兩親が歸化の許可を受けたると

重罪犯人にして破廉恥罪に關せざる國事犯人は入國を禁止せず、又獨立したる精巧勞働者が此國に存せざる場合に入國を許す、契約に依るものと雖も俳優美術家、講師、歌手、宣敎師、敎授學者、從僕等は自由に入國を許す

三、船客名簿　船舶此國の港津に到着したるときは其船長は乘客三十人毎に一通宛の名簿を調製して當移民官に之を差出すものとす、其名簿には各船客の氏名、年齡、男子、婚姻の有無、職業、讀書の有無、國籍、人種等の外、前揭第一號より第十八號に一々該當するや否やを記載す右の名簿には船醫の署名を要す

四、移民の檢査　移民官は上陸せんとする一切の外國人を檢査す又移民官は一定の醫官を督して移民の健康診斷を爲さしむ右の檢査に通過したる者は上陸を許す

五、移民の送還　入國禁止の條項に該當するものは送還せらる、移民法の規定に違反して此國に入り來りたる者は上陸後三年以内に發覺したるときはその出發地とあれる國に送還す、移民送還の費用はその移民を輸入したる汽船又は鐵道會社の負擔とす

六、特別檢問所　移民總監は急速に抑留せられたる移民を檢査するため、特別檢問所を設くることを得、檢問員は商工務卿の認可を以て移民官中より選任し其の員數は三人とす、若しその港津に於て三人以上の移民官なきときは同上の手續を以て合衆國官吏中より之を選任する事を得、特別檢問は傍聽を許さず

七、移民の上告　特別檢問所の決定に對して不服ある者は移民總監を經て商工務卿に訴願を提起することを得、但し移民法第十六條によりて上陸を拒絕せられたる者は訴願を提起することを得ず

(十四)合衆國歸化法

外國人に歸化を許すことは合衆國の權内に屬し各州は此れに與からず何となれば歸化には外國人をして合衆國の人民とならしめ且つ合衆國人民の權利義務を享有せしむることゝなるを以て、その行爲の性質上中央に屬すべきものなり、此理を誤解して往々市民として投票する權利は州に於て之を與ふるものなるが故に市民となることを許さゞる行爲即ち歸化も亦州より許さるゝ[illegible]ふものあり然れども選擧權の附與は歸化に許可をさけたる後に生ずるものにして一[illegible]原因となり[illegible]は結果となるものなり即ち二[illegible]

[illegible]

材料に供すべき手續をなすの必要あり但し此手續をなす場合には右追加罰金等は兎も角も一時稅關に納め置かざるべからず

五、輸入手續の大要

先づ船積證書と送狀とを得たる場合には運賃未拂なれば滊船會社に行きて運賃並に波止場費を支拂ひ其の受取即ち荷物發送許可證を得て稅關ブロカーに托して輸入願書を作成し關稅を支拂ひたる後免狀を得先の發送許可證及び免狀を波止場に持行き免狀は稅關官吏に渡し發送許可證は是れを船會社の貨物係に渡し荷物の發送を乞ふべし但し此の免狀中に波止場には直接輸入者の手に全然引渡さるゝものと假りに渡さるゝものと又一部又は全部稅關檢査場を廻送するものとの區別あるが故に假令波止場にて受取りたるものなりとも輸入者自身が自由に他人に賣渡し又は輸送し得る物なるや否やは特に注意を要すべき事なり常に輸入貨物は稅關に於て輸入願書の精算を終了するまでは輸入者の手に受取りたるものと雖も自由に開封又は賣拂くことを得ざるなり

(十三)合衆國移民法

合衆國移民法の規定は第五十九議會に於て其幾分を修正せられたり、今左に修正法の要點を述ぶ

一、入國稅　入國稅は外國領土より此國に入る外國人に對して一人に付金四弗を徵收す、但し合衆國に入るを許さるべき外國人にして入國に先だち一ヶ年以上引續き加奈太、ニューフキントランド、玖瑪又は墨西哥に在りたるもの、又は單に此國を通過して外國に赴く者は此限りにあらず

二、入國禁止の外國人　左に掲ぐる者は入國を禁止す

(一)瘋癲又は白痴者(二)心身耗弱(三)發狂者(四)入國前五年以內に曾て發狂したる者(五)曾て二回以上發狂したる者(六)貧窮者(七)公費の救助を受くるに至るべき者(八)乞食(九)肺結核其外不潔なる傳染病にかゝれる者(十)重罪又は破廉恥罪に關する輕罪の處罰を受けたる者(十一)多夫多妻主義又は無政府主義を遵奉する者(十二)暴力に依りて合衆國政府其外現存せる政府並に法律を顚覆し其外政府の官吏を暗殺する事を主義とする者(十三)醜業婦(十四)醜業婦を密入せんとするもの(十五)契約勞働者(十六)或種の勞働又は勤務をなすことを申出で又は約束したるの故を以て入國許可の出願をなしたる日より一年以內に送還せられたる者(十七)他人より乘車、乘船切符又は旅費の支給を受けたる者、但し其の支給を受けたる者が前記の階級に屬せずとの確證ありたるときは此限りにあらず(十八)年齡十六歲以下の兒童にして父母又は一方に伴はれざる者

日本より來る送狀中には往々常識より考ふるも直ちに了解し得る樣なる明白なる誤謬あるものあり爲めに罰金又は其の物品を沒收せらるゝ等の不幸に陷る輸入者なしとせず例へば送狀に對して領事證明を得るに當り輸出者は(賣渡し人)なりとして宣誓するに不拘其の送狀面には其の商品原價に對して其幾分かの口錢(Commission)を明記せるが如きは其一例なり、是れ沒常識の甚だしきものにして自身が其商品の賣渡し人として顧客に賣却したる上に更らに是に對して口錢を取立つる筈なければなり故に斯る場合の送狀は此口錢は有價格中に算入すべきものあり

送狀は合計原價米金百弗以上の場合には必らず出港地駐在の米國領事の證明を附記すべき規定なり普通此證明料は日本金五圓〇二錢あり若し領事證明なき送狀を以て輸入手續をなす場合には輸入者は直に其送狀寫と同樣なる送狀を作りて出港地駐在の米國領事の證明を得て斯る送狀を再び輸入地稅關に提出すべき規定なり但米金一百弗未滿の場合には別に證明を得るの要なし

三、船積證書とは如何なるものか

船積證書とは船積貨物に對する其貨物の引換證劵にして此證書なくして輸入手續をなすは最も困難なり而して船積證書の作成法に二種あり一は直接荷受主に宛て發行するもの他は荷爲替取組等に便宜あるため指圖人渡し(The Order)と明記せるものにして直接荷受主宛のものは本人の裏書なくんば他の代理人を以て稅關手續をなすことを得ざれども指圖人渡しのものは此の船積證書の所持人は常に輸入手續をなすことを得べし但し此の場合には船積人の裏書あるものに非らざれば稅關に於ては正當に作成せられたる船積證書として認定せざるべし

四、不正價格

送狀の原價は商品原價即ち支拂ひたる又は支拂ふべき正當なる價格と同樣なるものならざるべからず若し不正なる價格を附記して脫稅等を企つるものなりと認定せらるゝ場合には普通の關稅以外に更らに追加稅及び罰金を賦課せらるべし又甚だしきに至つては其の賤價貨物を沒收し且つ刑事の罪に問はるべし若し正當價格を以て輸入手續をなしたるに拘はらず賤價品として認定せられ追加罰金を賦課せられたる場合には一定の期間內に上告の手續をなして出港地の輸出人より右送狀面の原價の正當なることを商業會議所及び外の二三同業者の證明したる宣誓書を更に米國領事の許にて證明せられたるもの其外上告に對して有効なりと認むる證據書類を取寄せ裁判の時に必要なりと思考する凡てむ

るは違法なることを忠告す而して税關官吏にして禮金または賄賂を受けたるものは其の職を免せらるべし
税關官吏に於て不禮のことと又は不法のことあるときは税關長、副税關長又は波止場に於ける副監視官または國庫書記に報告せらるべし

八、家　　財

一家族の持來る家具類の一ヶ年より少なからず使用したるもの而して他人のため又は賣却の爲めに非らざるものは免税品として許さるべし
他人の爲め商賣上に用ゐんための物品及家具は斯く宣誓をなさゞるべからず
迅速なる引證(引合せ)を容易ならしめ且つ夫により合衆國を去らんとする人が海外に持行きたる貴重なる個人用品及家具の持歸に對し通關を容易ならしむるためには出發地港又は旅行を始むる港に於ける税關長に宛て記名することを得
千八百九十七年の議會法は明白に北太平洋中に於て獲たる海豹の皮全部又は一部分より成れる着衣を合衆國に輸入することを禁ず而して所有者は滿足なる證據を立て税關長が其着衣が禁制品に非らざることを滿足するに非らざれば輸入することを得ず

(四)輸入税關手續

凡ての輸入手續に必要なる書類は正式に作成せられたる送狀と船積證書との二つなり

一、送り狀の作成法

送狀は英文にて作り荷受先の商會名又は姓名を明記し貨物の箱の記號、番號、品名、分量、目方、替値段、および其合計値段等を明記し別欄諸掛中には箱、包、袋其の外包裝物の代および箱詰荷造費用、海上保險料、領事證明料、口錢、船積費用人夫賃、其小口の諸掛費用および運賃等を明記すべきものなり而して若し運賃先拂なればその由を明記すべきものなり而して右諸掛中若し出來得るなれば箱その外の包裝物の代及荷造費等は各々其品名を異にすると同時に其包裝物の大さをも異にするが故に品目および價格を記したる次行に一々斯る諸掛を附記するを最も便利なりとす而して別に箱詰その外の費用を附記する必要なき物品に對しては是等の諸費用は商品原價中に含める旨を明記すべきものなり即ち右諸掛中箱その外の包裝物の代價および荷造箱詰費用は有税原價中に算入せらるべき規則なるが故に特に此の注意を要する所以なり而して運賃、海上保險、領事證明その外の諸掛は有税原價中に算入せらるべきものに非らざるなり

二、日本送狀の誤謬

爲めに必要且つ專用するものは他人のため又は賣却の目的に出でざるときは免税品として持來ることを得

三、葉卷莨類

凡ての葉卷莨および葉卷莨類は宣言せざる可らず而して一百弗の免税中に含蓄するものにあらず

乘客各自は五十本の葉卷莨および三百本の卷莨を免税品として海關税及內國收入税なくして持ち來ることを得

四、物品の記載

一家族中の年長者若し乘客なれば同家族に對する願書を作成することを得

婦人の單獨に旅行する時は是等の宣誓に於ては事實を説明せざるべからず而して是等の旅具の敏速なる檢査を爲すための願書を作ることを得

乘客の齎らす靴、旅行李、箱、包および各種の提袋等乘客に附隨するものは其旅具の正確なる個數を宣誓書に説明せざるべからず

如何なる時と雖も乘客は出來得べくんば外國にて買入たる時の勘定書を示すべきものとす

五、異議及再檢査

乘客若し波止場にある税關吏が有税品に對して定めたる價格に於て不滿足なるときは再檢査を要求することを得、但し夫に對する出願は其場にある當該官吏に直に爲さざるべからず

若し如何なる場合にても其進行をなす能はざるときは物品を包藏せる容器は税關の保管に附せらるべし、而して再檢査の出願は原評價檢査の後二日以內に書式を以て税關長宛てになすべきものなり

再檢査の要求は物品が税關の保管を離れたる後は受理せざるものとす

到着港以外の合衆國の港に於て發送せられんとする旅具は波止場に於ける當該税關官吏に出願するとき又は外國に向け合衆國を通過するものは其に對して關税を徴收することなく波止場に於て見當る各鐵道又運送會社等の代理人により發送するを得べし

乘客若し旅具を保税の儘發送せんと欲する場合には其由を指示し而して旅具檢査の施行前に是等宣誓書中に其の價格を説明すべきものなり

六、旅具に對する關税の支拂

政府の官吏は關税支拂に對しては流通貨の外如何なる物をも受取ることを法律に於て之れを禁ず然れども所有者が要求する場合に流通貨幣を得せしむる爲めには二十四時間旅具を波止場に留置することを得

七、税關官吏は謝禮を禁ず

税關官吏に向つて禮金又は賄賂を與へんとし又は其上

乘客は二種に別る
第一　合衆國に居住せざる者
第二　合衆國に居住せる者
居住民に非ざる者および嘗て居住せざるものは市民たる意義に影響す
居住民に非ざるものとは他國の正當なる居住者
二ヶ年又は其以上引續きて海外にありて居住民（合衆國の）にあらずとして逐放されたるもの
居住民とは合衆國に嘗て居住したる凡ての人にして二ヶ年の越えず海外に在りたるものを云ふ

二、着衣類

合衆國居住民は使用したるものと使用せざるものとを問はず各自の帶ぶるもの又は旅具中にある凡ての着衣類貴金屬裝飾品および他の物品等海外に於て買求又は他の方法を以て受得したるものは夫に對する外國の原價たよび價格を宣言せざるべからず
彼等が着衣類、貴金屬裝飾品及他の物品等合衆國より持行きたるものにして其價格を增加する爲め海外滯在中改造又は改善したるものは先の說明書中に斯る改良に要したる原價の說明をも附せざる可らず
斯くの如く宣言したる物品中若し他人の所有又は商賣上或は賣却の爲に使用するものは此宣誓書中に之を說明せざる可らず
合衆國の居住民は現在の外國價格に於て一百弗の價格ある物品を免稅品として許さるべし、但し賣却又は商賣用としての物品に非らずと正當に宣誓せられたるものたることを規定す
未丁年者の場合は海外に於て受理したる物品の價格一百弗の免稅は斯る未丁年者の實際の使用としての物品に適用せず
海外に於て受得したる着衣類又は他の物品は「使用したるもの」ありとして免稅せざるものあり、但し此適當ある輕減は評定官によりて施行せらるべきものなり
合衆國居住民の海外に於て其價格を增加するために改造又改善をなさゞる物の嘗て合衆國より海外に持行きたる被覆物及個人私用品は免稅品として持來ることを得
合衆國居住民は買求又は然らざるも海外に於て受得したる着衣類又は他の物品の價格より一百弗の免稅を引き去るべからず斯る免稅は波止塲に於ける官吏是れを爲す
合衆國の居住者にあらざるものは着衣類の性質にあるもの丶個人用裝飾品、化粧用物品及是に類する物品の正當に乘客の携帶するものにして旅行の目的たよび現在の愉快たよび便宜の爲めに彼等が被覆又は使用する

楽器部分品及附屬品		
一、オルガンリード	每百斤	二八、〇〇
二、ピアノピン（弦捲用のもの）	同	三、〇〇
三、其のた	従價	四割
電信機、電話機及同部分品（別號に掲げぬもの）	同	二割
銃砲及同部分品		
一、小銃	每個	七、四〇
二、拳銃	同	一、四〇
三、其のた	従價	四割
▲雜品		
肥料（油糟、食用に適せぬ乾魚、骨粉、血粉、骨灰、鳥糞、過燐酸石灰等）		無税
別號に掲げざる物品		
一、未製品	従價	一割
二、其のた		
甲、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又は龜甲を用ゐたるもの	同	五割
乙、其のた	同	四割

(四)米國税關に於ける旅具檢査

（千九百九年八月十二日大藏省の布告に係るもの）

税關法および規則による諸外國より合衆國に到着せん乘客旅具および使用品の凡ては檢査を要す

檢査施行以前に旅客は海外にて得たる如何なる物品を携帶したるかを説明する事を法律に依つて要求せらる

此報告は「旅具の宣誓及輸入願書」(Baggage Declaration and Entry.)と名稱を付せられたる其の主意に基き規定せられたる書式に於てなさゞる可らず

旅客は夫に二種の宣誓あることを注意せざるべからず第一は内地に住居する人、第二は内地に住居せざる人に適用するもの

此等の書式は航海中に既に船舶の事務員之を乘客に配付すべし

若し乘客が既に用意して宣誓書に記名したる時は其書式の下端にある箋札は取去らるべし而して其書式は當該事務員に渡さるべきものなり

準備に於て書損じたる宣誓書は乘客之を破棄すべからず而して事務長に渡すべし事務長は更に新らしき書式を渡すべし

乘客の旅具及使用品は凡て埠頭に陸揚げせられたる後は乘客は手に持てる箋札を税關監吏の机上に提示せざるべからず而して監吏は其の檢査をなすの準備をなす

乘客は其宣誓に對し各自其記名を認知せざるべからず

一、乘客の區別

イ、一個の重量一キログラムを越ぬ物	每百斤	七八、四〇
ロ、一個の重量十キログラムを越ぬ物	同	四五、九〇
ハ、其のた	從價	四　割
二、撥條	每百斤	一二、六〇
三、髮撥條	每斤	一、六〇
四、其のた	從價	四　割
雙眼鏡及隻眼鏡		
一、プリズムを用ゐたるもの	每斤	一五、〇〇
二、其のた	同	三、〇〇
望遠鏡		
一、一個の重量一キログラムを越えぬもの	每百斤	一〇二、〇〇
二、そのた	從價	二　割
顯微鏡及同部分品	同	同
寒暖計		
一、體溫計(ケースの有無を別たず)	每百斤(ケース共)	一一六、〇〇
二、其のた	從價	二　割
晴雨計		
一、バログラフ	同	同
二、アチロイドバロメーター	每百斤	六三、四〇
三、そのた	從價	二　割
電池		
一、蓄電池	同	同
二、乾電池	每百斤	一三、八〇

三、其のた	從價	二割五分
電池部分品(電氣用カーボンを除く)		
一、エレクヘロード	同	二　割
二、其のた	同	二割五分
醫療器、オーソペヂックインストルーメント及同部分品(別號に揭げぬもの)	同	二　割
製圖器、測量器及同部分品(別號に揭げざるもの)	同	二　割
理化學器及同部分品(別號にかゝげぬもの)	同	同
幻燈器、活動寫眞器及び同部分品	同	五　割
寫眞器	同	同
寫眞器部分品		
一、レンズ	同	三　割
二、そのた	同	五　割
蓄音器	同	同
蓄音器部分品及附屬品		
一、樂譜用の板及圓筒		
甲、樂譜入のもの	每百斤	七四、三〇
乙、其のた	同	五七、四〇
二、其のた	從價	五　割
樂器		
一、ピアノ	每百斤	三四、四〇
二、オルガン	同	二三、一〇
三、手風琴	同	三〇、〇〇
四、其のた	從價	四　割

飾用のものを除く)		
一、手縫用針	同	五〇、五〇
二、縫衣機用針	同	四六四、〇〇
三、メリヤス機用針	同	一八〇、〇〇
四、その他	從價	三割
ストーヴ		
一、鑄鐵製のもの		
甲、琺瑯を施したる物	每百斤	一三、七〇
乙、其の他	同	一三、四〇
二、其の他	從價	四割
タイプライター及同部分品	每百斤	九四、〇〇
貨幣		
一、金銀貨幣		無税
二、其のた		
甲、本邦通貨		無税
乙、其の他	從價	一割
貴金屬製品及貴金屬を用ゐ又は貴金屬を鍍したる金屬製品(別號に掲げざるもの)	同	五割
▲時計、學術器、銃砲、車輛、船舶及機械類		
懷中時計		
一、金側又は白金側の物		
甲、徑四十ミリメートルを越えぬもの		
イ、シリンダー機械のもの	每個	一〇、五〇
ロ、其の他	同	一〇、九〇
乙、其の他		
イ、シリンダー機械のもの	同	一五、五〇
ロ、其の他	同	一五、九〇
二、銀側又は鍍金側の物		
甲、徑四十ミリメートルを越えぬもの		
イ、シリンダー機械のもの	同	〇、九五
ロ、其の他	同	一、三五
乙、其のた		
イ、シリンダー機械のもの	同	一、一〇
ロ、其のた	同	一、五〇
三、其のた		
甲、シリンダー機械のもの	同	〇、七〇
乙、其のた	同	一、一〇
置時計たよび掛時計	從價	四割
ウオッチマンスクロック其た時刻を記錄する時計	同	三割
置時計、掛時計、タワークロック及びウオッチマンスクロック其のた時刻を記錄する時計の部分品		
一、ムーヴメント		
甲、ウオッチマンスタロック其の外時刻を記錄する時計用の物	同	三割
乙、其のた		

及びパンプースチール	同	〇、六〇
ハ、そのた	從價	七分五厘
▲金屬製品		
釘、リベット、螺旋釘、牝牡螺旋釘類（貴金屬を用ゐたるもの又は貴金屬を鍍したるものを除く）		
一、鐵釘		
甲、金屬を鍍せぬもの	每百斤	一、二五
乙、其のた	同	二、五五
二、銅釘	同	一五、六〇
三、鐵螺旋釘	同	四、五五
四、眞鍮螺旋釘及青銅螺旋釘	同	二五、五〇
五、鐵牝牡螺旋釘たよびワッシャー	同	二、〇〇
六、鐵リベット	同	一、四〇
七、ドッグスパイプ（鐵製のもの）	同	一、四五
八、ブーツプロテクター（鐵製のもの）	同	五、六〇
九、其のた	從價	二割五分
機械用チューンベルチング	同	二割
懐中時計用鎖、眼鏡用鎖その外身邊粧飾用鎖		
一、金製又は白金製の物	同	五割
二、鍍金したるもの	每斤	一八、〇〇
三、其のた	從價	五割
刄物（別號に掲げぬ物）		

一、貴金屬を用ゐたる物又は金屬を鍍したる物	同	同
二、そのた		
甲、ポッケットナイフ		
イ、柄に象牙、眞珠貝若は鼈甲を用ゐたるもの又は琺瑯を施したるもの	每百個	二〇、九〇
ロ、そのた	同	六、八五
乙、テーブルナイフ		
イ、柄に象牙、眞珠貝若くは鼈甲を用ゐたるもの又は琺瑯を施したるもの	同	四七、四〇
ロ、そのた	同	四、六五
丙、剃刀		
イ、有柄のもの	同	二二、八〇
ロ、其のた	從價	四割
丁、刀劍	同	同
戊、そのた	同	同
テーブルフォークたよびスプーン		
一、貴金屬を用ゐたるもの又は貴金屬を鍍したるもの	同	五割
二、そのた		
甲、フォーク	每百個	四、九〇
乙、スプーン	每百斤	五〇、二〇
コルクスクリュー	同	一七、二〇
縫針、編針、溜針類（身邊裝		

五、其のた	從價	二割五分
金屬線又は網を入れたる硝子板	每百平方メートル	五五、二〇〇
航窓用硝子(様なき物)	每百斤	七、〇〇〇
スカイライトグラス	從價	三割五分
眼鏡用硝子(切りたる物)	同	三割
顯微鏡用デフキグラス	每千個	一、六〇〇
顯微鏡用オブゼクトグラス	同	一、四〇〇
寫眞用乾板		
一、現象せるもの	每百斤(內裝共)	二〇、一〇〇
二、其のた	從價	四割
眼鏡		
一、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、象牙又は龞甲の様又は柄をするもの	同	五割
二、そのた	同	四割
硝子鏡		
一、貴金屬又は貴金屬を鍍したる金屬を用ゐたるもの	同	五割
二、其のた	同	四割
▲鑛及金屬		
白金		無稅
一、塊、錠、棒及板	每斤	四〇、〇〇〇
二、線	同	一九、三〇〇
三、屑及紋(改治用にのみ適するもの)	從價	九分
金		
一、塊、錠、粘、板及帶	從價	無稅
二、管及線		二割
三、箔	同	三割
四、屑及紋(改造用のみに適するもの)		無稅
銀		
一、塊、錠、板たよび帶	從價	無稅
二、管たよび線		二割
三、箔	同	三割
四、屑及紋(改造のみに適するもの)		無稅
鐵		
一、塊たよび錠		
甲、銑鐵	每百斤	〇、一〇〇
乙、スピーゲルアイゼン	同	〇、一六〇
丙、レエロマンガニーズ	同	〇、二五
丁、フエロシリコン及びシリコスピーゲルアイゼン	同	〇、三〇
戊、フエロクローム、フエロユワケ、、フエロアルミニュウムそのたの不可鍛鑄鐵 合金	從價	五分
己、其のた		
イ、[illegible]	每百斤	[illegible]
ロ、[illegible]		

書籍、習字本、習畫本、樂譜、新聞、雜誌其のた別號に掲げざる印刷物		同
紙幣、銀行劵、利札、株劵其のたの有價證劵		同
屑紙		同
別號に掲げざる紙製品及びパルプ製品	從價	同 四割
▲礦物及礦物製品		
ボルト、カーボナード其他の黑色ダイヤモンド		無税
貴石	從價	五分
半貴石及び別號に掲げざる半貴石製品		
一、切らざる物又は磨かざるもの	同	二割
二、其のた	同	五割
燐礦石		無税
カイナイト、キーゼライト、カーラナイト其のた類似の鹽類		無税
石膏		
一、燒かざるもの	毎百斤	〇、〇六
二、其のた	同	〇、三〇
石膏製品	從價	四割
クリオラマト		無税
石炭		同
セメント製品		
一、磨かざる物塗らざる物又は彩色せざる物	從價	三割

二、そのた	同	四割
コークス	毎一萬斤	五、六五
▲陶磁器硝子及硝子品		
硝子塊	同	一割
硝子粉	同	同
硝子棒及硝子管	毎百斤	七、〇〇
硝子板		
一、無色平面の物		
甲、厚四ミリメートルを越えざる物		
イ、一平方メートルを越えざるもの	毎百平方メートル	一一、八〇
ロ、其他	同	一八、四〇
乙、其のた		
イ、千平方センチメートルを越えぬ物	同	五六、三〇
ロ、其のた	同	一四二、〇〇
二、鍍銀したる物		
甲、千平方センチメートルを越えぬもの	同	一三九、〇〇
乙、其他	同	一五九、〇〇
三、有色、著色又は砂磨の物(條付の物エンボッスしたる物其のた類似のものを除く)		
甲、一平方メートルを越えぬ物	同	二九、三〇
乙、そのた	同	三三、二〇
四、條付の物、エンボッスしたる物其他類似物	同	二九、七〇

三、綿製、亞麻製、綿亞麻製、毛製又は毛綿製のもの	同	二二六、〇〇
四、絹製又は絹入の物	同	九四九、〇〇
五、其の他	從價	四割
靴其の他の履物		
一、長靴		
甲、革製の物	每百斤	一三四、〇〇
乙、護謨製の物	同	五〇、〇〇
丙、其の他	從價	四割
二、短靴		
甲、革製の物	每百斤	一三五、〇〇
乙、帆布製のもの		
イ、革底の物	同	八六、七〇
ロ、其の他	同	五七、八〇
丙、絹製又は絹入の物	從價	五割
丁、其の他	同	四割
▲製紙用パルプ紙、紙製品、書籍及繪畫		
印刷料紙		
一、アートペーパー	每百斤	二、四〇
二、其の他		
甲、有色の物	同	一、二〇
乙、其の他		
イ、一平方メートルの重量五十グラムを超えざるもの	同	一、〇〇
ロ、其の他	同	二、〇〇
筆記用紙	同	三、一五

白紙帳簿		
一、唐紙製の物	同	九、〇〇
二、其のた		
甲、紙表裝の物	同	二五、三〇
乙、其のた	同	四七、八〇
書式類	同	一六、四〇
書狀用紙(箱入の物)	從價	三割
封筒		
一、箱入の物(書狀用紙其ノ物を含む)	每百斤(箱共)	一九、六〇
二、其のた	同	一五、一〇
寫眞用バライタペーパー、鷄卵紙及感光紙		
一、バライタペーパー	同(內裝共)	一九、三〇
二、鷄卵紙	同	八五、六〇
三、ブロマイドペーパー及プラチナムペーパー	同	一三四、〇〇
四、其のた	從價	四割
カーボンペーパー	每百斤	二七、三〇
寫眞	從價	五割
書籍		
一、印刷したるもの	每百斤	三九、三〇
二、其のた		無稅
カードカレンダー及ブラッタカレンダー	從價	三割
繪葉書	每百斤	五二、四〇
クリスマスカード類	從價	五割
設計圖		無稅
地圖、海圖及學術圖		同

乙、其の他	從價	三割
二、蚊帳地		
甲、綿製のもの	每百斤	七八、八〇
乙、其の他	從價	三割
三、ウエツング		
甲、絹製又は絹入の物	每百斤	六八、〇〇
乙、其の他	從價	三割
四、漁網地及繩網地	同	二割五分
五、其の		
甲、絹製又は絹入の物	從價	四割五分
乙、其の他	從價	三割
護謨入布皮護謨紐類		
一、幅八センチメートルを越えざるもの		
甲、絹入のもの	每百斤	一四八、〇〇
乙、其の他	同	八六、〇〇
二、其の他		
甲、織りたる物		
イ、絹入のもの	從價	四割
ロ、其の他	同	三割
乙、其の他		
イ、絹入の物	從價	四割
ロ、其の他	同	三割
インシユレーチングテープ(布帛を用ゐたるもの)	每百斤	一九、六〇
ランプ心	從價	三割
タイプライターリボン	同	三割
手　布(單製の物)		
一、綿製のもの	每百打	二五、九〇
二、亞麻麵のもの	同	八三、七〇
三、亞麻綿製のもの	同	七三、二〇
四、絹製又は絹入の物	從價	五割
五、其の他	同	三割五分
浴　布(單製の物)		
一、綿製の物	每百斤	四〇、〇〇
二、其の他	從價	三割五分
ブランケツト(單製の物)		
一、毛製又は毛綿製の物	每百斤	三〇、四〇
二、其の他	同	二五、八〇
▲衣類及同附屬品		
シャツ、フロント、カラー及びカフス肌衣（上下を別たず）	同	一三〇、〇〇
一、メリヤス製のもの		
甲、綿製の物	同	一一五、〇〇
乙、毛製又は毛綿製のもの	同	一三三、〇〇
丙、絹製又は絹入の物	從價	五割
丁、其の他	同	四割
二、其の他		
甲、絹製のもの又は絹入のもの	同	五割
乙、其の他	同	四割
手　袋		
一、革製の物	每百斤	四五〇、〇〇
二、革と他物とを以て製したるもの(絹入のものを除く)	同	一七九、〇〇

乙、番手の異りたる糸を撚り合せたるものおよび諸糸	同	一割五分
丙、其の他		
丙の一、梳毛の物		
イ、メートル式番手三十二番を越えざるもの	毎百斤	一三、二〇
ロ、其の他	同	一七、五〇
丙の二、紡毛のもの	同	一二、〇〇
二、其の他	染めざる物又は捺染せざるものゝ税率に二圓五十銭を加ふ	
毛織撚糸		
染めざる物又は捺染せざるもの	毎百斤	九、九〇
人造絹	同	八七、九〇
ラグス	同	八六、八〇
毛粉、絹粉及人造絹粉	從價	二割
▲布帛及布帛製品		
綿織物		
一、天鵞絨、プラッシュ其の他のパイル織物		
甲、生地の物	毎百斤	三四、〇〇
乙、其の他	同	四〇、〇〇
二、シュニール糸を以て織りたる布帛	從價	二割
三、フランネル其の他の起毛布	毎百斤	一八、〇〇
四、縮	從價	二割
五、搦織布	毎百斤	三六、〇〇
六、レースを織込みたる布帛	從價	二割
[illegible]、葛、マニラヘムプ、アガーヴ其他の植物繊維（綿、亜麻、ラミー、大麻及黄麻を除く）の織物及其の交織物		
五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸数		
一、四を越えざる物	毎百斤	二、〇〇
二、十を越えざる物	同	六、〇〇
三、廿を越えざる物	同	一二、〇〇
四、其の他	從價	二割
メリヤス地其の他類似の編みたる布帛（起毛したると否とを問はず）		
一、絹製又は絹入のもの	從價	四割九分
二、其の他		
甲、一立方メートルに付二百グラムを越えざるもの	毎百斤	六八、〇〇
乙、一平方メートルに付五百グラムを越えざるもの	同	五四、〇〇
丙、其の他	同	二七、〇〇
レース地及網地		
一、窓掛地		
甲、綿製のもの	同	二〇、〇〇

品目	単位	税率
實綿および繰綿		無税
綿織絲		
一、單撚の物及雙撚の物		
甲、生のもの（瓦斯燒のものを含む）		
イ、英式番手廿四番を超えざるもの	每百斤	五、八〇
ロ、英式番手四十二番を超えざるもの	同	六、四〇
ハ、英式番手六十番を超えざるもの	同	九、五〇
ニ、英式番手八十番を超えざるもの	同	一一、〇〇
ホ、其のた	同	一一、三〇
乙、單に晒白したる物	生のもの税率に一圓增	
丙、其他	生のもの税率に三圓增	
二、其のた		
甲、生のもの（瓦斯燒のものを含む）	每百斤	二八、〇〇
乙、其のた	同	三〇、〇〇
綿絲および長さ十メートルの重量三グラムを超えざる綿線		
一、縚造のもの		
甲、生のもの	同	二八、〇〇
乙、其他	同	三〇、〇〇
二、其のた		
甲、木製の絲卷に卷きたるもの	每百斤（絲卷共）	三五、九〇

品目	単位	税率
乙、其の他	従價	三割
亞麻織絲		
一、單撚のもの		
甲、生のもの	每百斤	一〇、七五
乙、其の他	同	一一、四〇
二、其の他		
甲、生のもの	同	四〇、九〇
乙、その他	同	四四、九〇
亞麻絲及英式番手七番を超えたる單撚絲の撚り合せたるものにして長十メートルの重量十二グラムを超えざる麻線		
一、生のもの	同	四〇、九〇
二、其の他	同	四四、九〇
苧麻織絲ラミー織絲		
一、生のもの	同	七、八〇
二、其の他	同	一二、〇〇
大麻織絲	同	一割
黄麻織絲	同	一割
羊毛、山羊、及駱駝毛（メード又はコームしたるものを含む）		無税
毛織物		
一、染めざるもの又は捺染せざるもの		
甲、梳毛糸と紡毛とを撚り合せたるもの	従價	一割五分

硝酸曹達		
一、精製のもの	同	二、三〇
二、そのた		無税
炭酸曹達		
一、精製のもの	従価	二割
二、其のた	毎百斤	〇、四五
硝酸加里(硝石)	同	二、三四
硫酸加里		
一、精製のもの	従価	二割
二、其のた		無税
明礬	同	〇、四五
グリセリン	毎百斤	三、二〇
クロ、フォルム	同	二二、二〇
ヨードホルム	同	二〇二、〇〇
乳糖	同	七、六〇
サッカリン其のた類似の甘味物	毎斤	六〇、〇〇
殺虫粉	毎百斤	一五、七〇
酒精剤		
一、阿片丁幾	同	二九、〇〇
二、其のた	毎リットル	〇、七三
歯磨粉、歯洗薬、化粧粉、其のた別號に掲げざる調製薫香類	従価	五割
ガーゼ、脱脂綿繃帯、カフトガフト、其のた類似の外科用材料	同	三割
爆發薬		
一、火薬	毎百斤	八、〇五

二、ダイナマイト	同	六、一〇〇
三、デトチール	同(内裝共)	二五、五〇〇
四、フューズ	同	三七、四〇〇
燐寸	従価	四割
ヴァニシュ	毎百斤	一四、五〇
木タールたよび石炭タール	同	〇、五〇
瀝青たよび土瀝青	同	〇、五五
靴墨	同(容器共)	九、九五
鉛筆		
一、箱に入れざるもの	従価	三割
二、其のた(金屬製の箱に入れたるを除く)		
甲、木箱又は紙箱入		
イ、金屬を有する物	毎グロス	〇、七五
ロ、其他	同	五五
乙、其のた	従価	三割
インキ		
一、寫眞用又は筆記用	毎百斤(容器共)	八、三五
二、印刷用のもの		
甲、溶液状又は泥状		
甲の一、樽入		
イ、墨色	同	三、四五
ロ、其のた	従価	二割五分
甲の二、其のた	毎百斤(容器共)	二一、五〇
乙、固形のもの	同	一一、〇〇
三、其他	従価	三割
封蠟	毎千斤	四、〇〇
▲絲類、繩索及同材料		

乙、其他	同	二割
汗油	毎百斤	一〇、三〇
魚油、鯨油	同	一、三〇
獸脂		
一、豚油	同	九、三〇
二、其他	同	〇、八〇
鑛油		
一、原油		
對温蒸溜法に依り攝氏百二十度より二百七十五度に至る間に於て蒸溜する液原液の容量に對する百分率		
甲、二十を越えざる物	毎十ガロン	〇、一七
乙、三十を越えざる物	同	〇、二五
丙、四十を越えざる物	同	〇、三三
丁、其他	同	〇、三六
但し百分率四十五以上一を増す毎に十ガロンに付一錢を加ふ		
二、其他		
(動植物性の油及脂、石鹼等を含有する機械油を含む)攝氏十五度に於ける比重		
甲、〇、七三〇を超ねざるもの	毎十ガロン	〇、五〇
乙、〇、八七五を超えざるもの	毎十ガロン	〇、九六
丙、其他	毎百斤	一、二三

ワセリン	同	二、九五
石鹼		
一、薫香を附したるもの	同(内裝共)	二八、六〇
二、其他	同	五、七〇
香水	同	九〇、〇〇
▲藥材、化學藥、製藥、其調合品および爆發藥		
ホツプ		無税
甘草	毎百斤	二、〇〇
サフラン	同	四二二、〇〇
吐根	同	八二、〇〇
麝香	毎斤	一〇一、〇〇
人造麝香	毎百斤	八一、五〇
生インヂヤンラバー、生ガタパーチヤおよび其代用物		無税
ジヤラチン	同	一〇、二〇
デキストリン	同	一、一五
亞鉛粉	同	一、五〇
硼酸	同	三、二〇
サルチール酸	同	一、六〇
石炭酸	同	一六、〇〇
苛性曹達および苛性加里		
一、精製のもの	同	七、五二
二、其のた	同	〇、七〇
炭酸曹達		
一、曹達灰	同	〇、三五
二、其のた	同	〇、八〇
重炭酸曹達	同	〇、九五
過酸化曹達	同	四、六〇

增すおとに百リツトルに付二十五錢を加ふ		
シャンパン其他スークリングワイン	毎百リツトル	一〇〇、〇〇
嗅煙草	同	五、一七
▲毛皮、骨角、歯牙、甲殻類及其製品		
毛皮		
綿羊及山羊皮	毎百斤	九、四〇
其他	從價	四割
毛皮製品	同	五割
獸皮		
牛皮及水牛皮		無税
鹿皮	毎百斤	一、九〇
山馬皮	同	一、二五
革類		
一、牛革、水牛革、馬革、綿羊革及山羊皮		
甲、塗りたるもの	從價	二割
乙、染めたるもの又は着色したるもの（ローラーレザーを除く）	同	二割
丙、其他		
丙の一、牛、水牛、馬の革		
イ、靴底革	毎百斤	一五、二〇
ロ、印度紅革	同	九、五〇
ハ、其他	從價	二割
丙の二、綿羊革、山羊革		
イ、ローラーレザー	毎百斤	六九、〇〇
ロ、其他	同	二四、〇〇
二、鰐魚革		

甲、一個の重量百五十グラムを越えざるもの	同	二〇七、〇〇
乙、其他	同	一一三、〇〇
革製品		
一、機械用の帯及管	同	三七、二〇
二、帽子用裏革（模造革を含む）	同	八八、八〇
三、其他		
甲、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又は鼈甲を用ゐたるもの	從價	五割
乙、其他	同	四割
獸毛		無税
羽毛		
一、裝飾用のもの	從價	四割
二、其他	同	二割
羽毛皮		無税
羽毛製品及羽毛皮製品	從價	五割
眞珠	同	五分
海綿		
一、整理したるもの	毎百斤	一八一、〇〇
二、其他	同	九、二〇
植物性氣發油		
一、芳香性のもの		無税
二、其他		
甲、松精油	毎百リツトル	五、二〇
イ、罎入又は樽入	從價	二割

乾果 其他	毎百斤	六、九〇
珈琲 其他	従価	三割
種子	毎百斤	一五、〇〇
其他	同	二五、一〇
チヨコレート其他の代用物ココー(砂糖を加へざるもの)	従価	四割五分
種子	毎百斤	六、〇〇
その他	同(容器共)	四三、〇〇
胡椒		
種子	毎百斤	九、三五
其他	同(容器共)	一一、七〇
菓子	毎百斤	三二、〇〇
ビスケツト(砂糖を加へざるもの)	同	一三、三〇
マカロニー、ヴアーミセリ其他各種の麺類	同	七、九〇
バター、人造バター	同	二九、六〇
チース	同	二〇、五〇
コンデンスミルク	同(容器共)	五、五五
ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其他の滋養食料	従価	三割五分
鳥卵(生鮮なるもの)	毎百斤	六、〇〇
鑛水、曹達水其他砂糖又は酒精を含まざる諸飲料	(水毎百リツトル)	一六、〇〇
麦酒	同	一二、〇〇
葡萄酒(ポート、シエリー、ヴエルモント、マデラ、マルサラ等を含む)		
但し攝氏十五度に於て〇、七九四七の比重を有するものは純酒精とし其容量百分中純酒精の容量二十四を超えざるもの		
一、個人のもの	毎リツトル	四〇、〇〇
二、其他		
甲、原容量百分中純酒精の容量十四を超えざるもの		
イ、攝氏十五度に於て百立方センチメートル中に於ける糖分を葡萄糖として計算したる重量一グラムを超えざるもの	同	一五、〇〇
ロ、其他 但し攝氏十五度に於て百立方センチメートル中に於ける糖分を葡萄糖として計算したる重量二十グラムを超えたるものは二十グラム以上一グラムを増す毎に百リツトルに付き十五銭を加ふ	同	二〇、〇〇
乙、其他 但し攝氏十五度に於て百立方センチメートル中に於ける糖分を葡萄糖として計算したる重量二十グラムを越えたるものは二十グラム以上一グラムを	同	三〇、〇〇

第九條　輸入原料品を用ゐ命令を以て指定したる物品を製造し之を外國へ輸出したる時は命令の定むる所により輸入税の全部又は一部の拂戻を爲すことを得

輸入原料品を用ゐ命令を以て指定したる肥料を製造したる時は命令の定むる所により輸入税の全部または一部の拂戻をなすことを得

詐僞又は不正の行爲を以つて前二項の拂戻金を得又は得んとしたる者は關税法第七十五條の例により處分す

第十條　輸入製品にして内國に於て製造する船舶に備付けまたは取付け輸入の日より二年以内に該船舶と共に輸出するものは輸入税を免ず但し輸入の際税金に相當する擔保を提供することを要す

第十一條　左に掲ぐる物品は輸入を禁ず

一　阿片たよび阿片吸煙具但し政府の輸入するものを除く

二　僞造、變造又は模造の貨幣、紙幣、銀行券及右價證券

三　公安又は風俗を害すべき書籍、圖畫、彫刻物其の他の物品

四　特許權、實用新案權、意匠權、商標權及び著作權を侵害する物品

(二)日本海關税率

(從量税率の單位は圓とす)

品名		税率
▲植物及動物		
馬	從價	五分
牛	同	一割
綿羊	每頭	三、〇〇
山羊	同	二、三〇
家畜類	從價	二割
▲穀物		
大麥	每百斤	〇、五五
パールバーレル	同	四、〇〇
麥芽	同	二、二〇
小麥	同	〇、七七
オート	同	〇、六五
▲穀粉、澱粉類及種子		
小麥粉	每百斤	一、八五
オートミール	同	五、〇〇
コーンミール	同	三、[illegible]五
亞麻子		〇、六五
棉子		無税
▲飲食物及煙草		
蔬菜		
罐詰もの	每百斤(容器共)	七、九〇
罎詰もの	同　同	七、六〇
壺詰もの	同　同	一、九五
其他	從價	三割
生果	每百斤	四、〇〇

する公用品

七　本邦大使館又は公使館の館員に屬する自用品に對し關稅を免除する國の在本邦大使館又は公使館の館員に屬する公用品

八　本邦在住者に贈與する勳章賞牌及記章

九　記錄文書其他の書類

十　官立公立の學校、博物館、物品陳列所其の他の造營物及び私立の專門學校に陳列する標本または參考品として輸入する物品

十一　慈善又は救恤のために寄贈したる物品

十二　政府の輸入に係る政府の專賣品

十三　商品の見本但し見本用にのみ適用するものに限る

十四　旅客の用品及旅客の職業上必要なる器具但し旅客の身分に相當するものにして稅關官が適當と認めたるものに限る

十五　在外軍艦及び軍人より送還したる物品

十六　個人に屬する引越荷物但し既に使用せられたるものに限る

十七　輸出したる物品にして五年以內に輸入せられ輸出の時の性質たよび形狀を變せざるもの但し酒精、酒類、砂糖及び第八條又は第九條により輸入稅の免除または拂戾を受けたる物品を除く

十八　命令を以て指定したる輸出貨物の容品にして再輸入するもの

十九　本邦より出漁する船舶を以て捕獲採取したる魚介類、海獸、海藻其の他の水產物及び其の製品にして工程の簡單なるもの但し當該船舶又は之に附屬せる船舶を以て輸入したるものに限る

二十　外國航行の艦船に船用のため開港內に於て引き渡す物品

廿一　難船したる本邦船舶の解體材及艤裝品

廿二　本邦より出港したる船舶に搭載したる輸出品貨物にして該船舶難破したる爲積戾りたるもの

廿三　國、道、府縣の輸入する種馬、種牛、種豚、種羊及種禽並に產牛馬組合、產馬組合又は產牛組合の輸入する種馬、種牛

第八條　左の物品にして輸入の日より一年以內に再び輸出するものには輸入稅を免ず但し輸入の際稅金に相當する擔保を提供することを要す

一　加工の爲め輸入する物品にして命令を以て指定したるもの

二　輸入貨物の容器にして命令を以て指定したる物

三　修繕のため輸入する物品

四　學術研究のため輸入する物品

五　試驗品として輸入するもの

六　注文取集のため輸入する見本品

七　演劇其他興業用の爲輸入する物品

△富籤及之に關する廣告引札の類
△風俗を害するものは繪畫彫刻其他凡ての物品を含有す
△他の郵便物を破壞し若くは取扱者に對して危險を及ぼす恐れあるもの
△生死を問はず諸動物、但し能く乾燥したる昆蟲爬蟲は此限りにあらず

大略右の如しと雖も其の郵便物にして規定外と思惟する時は郵便局に至りて能く其の事情を說明し其の物品を示して曖昧なる行爲あるべからず又受取人無くして返送する場合には普通郵便物と異り其の遞送料は二重に徵收せらるゝものとす

(十二)日米海關稅率

(一)日本關稅定率法

〔明治四十三年四月法律第五十四號を以て改正せられたるもの〕

第一條　外國より輸入する物品には別表に依り關稅を課す

第二條　從價稅品は輸入港に到着したる時の價格によりて課稅す

第三條　條約に依る特別協定の便益を受けざる地域の生產品に對し必要ある時に勅令を以て地域および物品を指定し該協定の限度を越えざる便利を與ふることを得

第四條　本邦の船舶又は生產品に對し他國の船舶又は生產品よりも不利益なる取扱を爲す國の生產品に對しては勅令を以て物品を指定の別表に定めたる關稅の外其物品の價格と同額以下の關稅を課する事を得

第五條　外國に於て輸出奬勵金を受くる物品に對しては別表に定めたる關稅の外勅令を以て奬勵金と同額の關稅を課することを得

第六條　米及籾の輸入稅は凶作の場合に於ては勅令を以て期間を指定し每百斤四十錢を限度とし之を低減するおとを得

第七條　左の物品は輸入稅を免す

一　御料品
二　本邦に來遊する外國の元首及其の一族並に其の從者に屬する物品
三　陸海軍の輸入に係る兵器彈藥及爆發物
四　陸海軍に於て燃料として輸入する原油以外の鑛油にして攝氏十五度に於ける比重〇、八七五を超えたるもの
五　軍艦
六　本邦に派遣せられたる外國の大使又は公使に一する自用品並に在本邦外國大使館又は公使館に一

二弗五十仙以下	十仙	三十弗以上四十弗	四十五仙
二弗五十仙以上五弗	十五仙	四十弗以上五十弗	五十仙
五弗以上七弗五十仙	二十仙	五十弗以上六十弗	六十仙
七弗五十仙以上十弗	二十五仙	六十弗以上七十弗	七十仙
十弗以上十五弗	三十仙	七十弗以上八十弗	八十仙
十五弗以上二十弗	三十五仙	八十弗以上九十弗	九十仙
二十弗以上三十弗	四十仙	九十弗以上百弗	一弗

(三)發送禁止品

左に揭ぐる物は發送する事を得ず

一、爆發物、可燃性の種類、流動體又は濕氣ある物
二、禽獸、昆蟲
三、野鄙淫猥なる書畫
四、金銀貨幣寳石類
五、富籤又は之れに關する廣告或は書狀
六、規定の重量及び延長の超過せる物

(十一)日米間小包郵便取扱規則

小包郵便物の差出人は特に備ふる正式の用紙を以て稅關告知書を添付し之れに名宛、地名、小包郵便の形狀封入品名及價格の表示、日附、差出人の住所及姓名を記すべし尙は此の宿所は名宛地に到るまで小包郵便物に添附するを要す

書留小包郵便物の名宛人は名宛局より該郵便物到着の通知を受くべし

小包郵便物は規定の運賃の外何等の郵便料を課せらるることなく名宛局より名宛人に配達せらるべし然れども適法に課せらるべき關稅は名宛局の關稅法規に從ひ配達の際徵收せらるゝものとす

一、價格　八十弗以下
一、重量　十一斤
一、丈け　三呎五吋
一、全體の長さ　（丈け及周圍の長さを云ふ）
一、包束　稅關官吏が檢査に臨み何時にても開封に差支なき樣になし置くべし
一、運賃　一斤に付十二仙
一、課稅輸入　稅を課せらるゝも輸出稅を課せらるることなし
一、取扱所　到る所の郵便局にて之を取扱ふ
一、禁制品　左に記載せるものゝ中何たるを問はず其の一項に觸るゝものは之を禁制品として小包郵便局は之を取扱はず

△版權法に觸るゝもの
△毒藥、爆發物、脂肪質、流動體及變化し易きもの
△蒸菓子類若くは軟弱取扱に不便のもの例へば糊類等
△原形を變じ易き藥物及惡臭を放つもの若くは其の恐れあるもの

特權を有せざる印刷物即ち廣告紙、書籍、寫眞等の郵税は一「オンス」に付一仙とす
第四種郵便物　以上三種の何れにも屬せざるものをいふ郵税は商品見本貨幣は一「オンス」一仙、植物種物等は一「オンス」に付き一仙とす但し重量は通じて一個四斤に限るものとす
別配達郵便物　郵便局所在地より一哩以外の地に發送するを得ず
別配達郵便物税金は右の郵税の外一個に付十仙とす
書留郵便物　規定郵税の外一個に付十仙の税金を徴す書留郵便物の紛失したるときは一個に付五十弗以内の損害を賠償す
郵便爲替　一口金百弗に限る
郵便爲替證書は二回以上裏書をなすことを得ず
郵便爲替手數料は左の如し

二弗五十仙以下	三仙	三十弗以上四十弗	十五仙
二弗五十仙以上五弗	五仙	四十弗以上五十弗	十八仙
五弗以上十弗	八仙	五十弗以上六十弗	二十仙
十弗以上二十弗	十仙	六十弗以上七十五弗	二十三仙
二十弗以上三十弗	十三仙	七十五弗以上百弗	三十仙

(二)外國郵便物

外國郵便物中英國、愛爾蘭土及ニユーフアウンドランド宛の手紙並に太西洋沿岸發の手紙にして同洋を經て直ちに獨逸へ送達さるゝものは内國郵便同樣の郵税なれど其他の郵便物は他の諸國宛のものと異ならずまた前記内國郵便物の項中に擧げたる諸外國への郵税は内地と等しきは云ふ迄もなし

一、手紙郵税　一「オンス」に付五仙其の以上は一「オンス」を加ふる毎に三仙
二、「はがき」　一枚に付二仙
三、新聞雜誌及其他印刷物　一「オンス」に付一仙
四、法律上の書面、保險書類等　十「オンス」に付五仙其以上は一「オンス」を加ふる毎に一仙
右三、四の二種の重量は四斤六「オンス」を限り長さ又は幅の一方は十八吋以下とす又卷きたる場合は長さ三十吋直徑四吋を超ゆるを得ず
五、商品見本　四「オンス」につき二仙其の以上は一「オンス」を加ふる毎に一仙、重量十二「オンス」長さ十二吋幅八吋厚さ四吋以下とすまた卷きたる場合には長さ十二吋直徑六吋を超ゆるを得ず
書留郵便物　右の郵税の外一個に付十仙とす
郵便爲替　一口百弗に限る
爲替手數料は左の如し

を求むべきものとす此手續を了せざる者の預入また
は支拂は局長に於て取扱はざるべし

十六、郵便貯金債券　貯金者は其の貯金の金額または一部を三十弗、四十弗、六十弗、八十弗、百弗、二百弗、三百弗、四百弗、五百弗の債券に交換するを得是等債券は半年毎に支拂はるべし一年二分五厘の利子を附せられ發行後一年にして政府は二十年後に償却すべき元利を償却し得るものとす交換は相當の債券ある場合には毎年一月一日及び七月一日に於てすべし交換を希望する時は少く共十五日前に請求書用紙を申受け三通を作りて局長に差出し同時に希望の債券額に相當する貯金證書をも局長に差出して受領書を受くべし、但し利子は債券發行まで附せらるべし局長は債券を受領すると同時に之を本人に通知し前記貯金證書の受領書と引き替へに債券を交附し同時に債券に交換せる證書に對し全額の利子を支拂ふべし已に債券に交換せる貯金は其の最高限額として許可せらるゝ五百弗の內に計算することなく又債券の總額に就きては毫も制限する處なし債券は政府の租税關税並に州市其の他地方の租税一切を免除せらるゝものとす債券は單に郵便貯金を以て購入し得るものにして貯金者以外に交附することなし、但し貯金者に於て之れを賣却讓與することを得るものなりとす

（十）合衆國郵便條例

郵便物を大別して內國郵便物及外國郵便物の二種とす內國郵便物とは合衆國本土、加奈太、墨西哥、玖馬、ツヽイラ、ポートリコ、グラム、布哇、比律賓、パナマ運河地帶、パナマ共和國等の外清國上海ある合衆國郵便物取扱人の手を經て集配せらるゝものを云ひ其他を總て外國郵便物と稱す

（一）內國郵便物

第一種郵便物　手紙又は印刷したる郵便物にして公使の閲覽を許さゞるものをいひ郵税は一「オンス」に付き二仙の割合とし重量は四斤を限る又「はがき」は郵税一仙とす

第二種郵便物　新聞、雜誌其他定期刊行物にして合衆國遞信省より第二種郵便物たる特權を與へられたるものを云ふ

郵税は發行人より發送する場合には一斤に付一仙發行人以外の者が發送する時は四「オンス」に付き一仙とす

第三種郵便物　私の通信にあらず又第二種郵便物たる

のにして郵便としての價値なく僅に郵券さ交換すること並に郵券を貯金券又は切手さ交換するを得す

十、利子　郵便貯金利子は各證書に對し一年二分とし一年毎に支拂はるべく一年未滿の貯金に對しては之れを支拂はざるべし郵便貯金利子は初めて貯金せる月の翌月一日よりの計算にて支拂はるものとす

十一、貯金の引出　郵便貯金者は何時にても其の貯金の全額若くは一部を引出すことを得、此の場合には所要の金額に對し貯金證書に正當の裏書して差出すべし但し貯金の全額並に利子の支拂を受けんとする時は局長若くは其の代理者の面前に於て證書に裏書すべし、局長若くは代理者に於て之れを承諾する時は直ちに支拂ふものとすまた一部の支拂を受けんとする時は局長は新證書を交附すべし、但し其の日附は預入の日を記入し利子の計算に誤なからしむべし尙はまた利子のみの支拂をうけんとする時は證書を差附するに及ばす其の受領書のみを差出すべし、局長は證書の裏面に其の旨記入し之れを貯金者に返附するものとす

十二、貯金者出頭し難き場合　郵便貯金者にして病氣其の他已むを得ざる理由にて自身出頭貯金を增加し能はざる場合には代理者を委囑するか又は郵便にて送金することを得此の場合には局長は貯金者に二通の證書を交附す貯金者は之れを受領したる後直ちに署名の上返附すべし局長は貯金額記入の上一通を本人に交附するものとす但し郵便にて新貯金を附送することを得す此の場合には貯金附送者は代理委任狀を交附せる代理者を差出し之を處理せしむべし

十三、引出人出頭し難き場合　郵便貯金引出人にして病氣其の他已むを得ざる理由にて出頭し能はざるときには代理者をして此の場合に使用すべき證書を申受け其の貯金引出人は之れに記入署名し署名の保證保證人の保證を經て支拂を要する證書に裏書して提出附屬に差出す時は所要の金額は代理者に支拂はるべし若し利子のみの支拂を要する時は前記の證書の受領記入の場所に署名して差出さば所要の利子は代理者に交附せらるべし

十四、貯金者死亡の場合　貯金者死亡せるときは其の貯金は相當の條件に從ひ法定繼承者に支拂はるべし若し正當の繼承者なき場合は局長に於て之れが支拂を受くべき適當の人物を認めたる者に支拂ふことを得るものとす

十五、貯金者の結婚せる場合　貯金せる婦人にして結婚したる者は新名義を以て支拂を受け得るやう裏書

るものに對し代金並に利子の支拂は米國政府之れが責任を負ふものとす

三、貯金の方法　郵便貯金は十歳以上の男女は何人にても自巳の名義にて貯金し得、また夫ある婦人も其の夫の干渉を受けずして自巳の名義にて貯金し得べし、但し一人一時に一口の貯金に限る、郵便貯金は自巳所屬以外の郵便局にするおとを得ず、郵便貯金は最初自身若くは代理委員者が郵便局に出頭して之が手續を爲すべし、第二回目よりは郵便にて貯金するを得、郵便貯金は個人に限り會社團體等數人連名にて之を爲すを得ず、郵便貯金は何人にても他人の名義にて之をなすことを得ず

四、無手數料　郵便貯金は凡べて之れが預入にも支拂にも料金を徴せず

五、秘密勘定　郵便局または貯金事務關係者は遞信卿の命令あるにあらざれば貯金者の氏名其の他貯金に關し本人以外には何事も公示することを許さず

六、預入の方法　郵便貯金を開始せんとするものは、局長または代理者へ必要なる事項を告げて申込書に記入を請ひたる上署名すべし若し又署名に某種の記號を使用する時は無關係者の證明を要するものとす

七、貯金　郵便貯金せる者に對して一弗、二弗、五弗十弗、二十弗、五十弗、百弗の貯金證書を交附す是等證書は貯金者氏名、貯金番號、發行日附、貯金開始日附等を記入し局長又は代理者は本人の署名を經たる證書二通を作り一通は本人一通は局長これを所藏す、郵便貯金は一弗以上に限り一弗未滿の少額を取扱はず、郵便貯金は一個月一弗以上に限り又一人の貯金額は利子を除き五百弗を超ゆることを得ず

八、貯金證書　郵便貯金證書は他人に讓り渡し又は處置せしむるを得ざるものとし支拂は必らず本人に限る、郵便貯金を開始せるものは一個の封筒を受け其の中に證書を所藏すべく此の封筒には所有者の心得を印刷し又一面には貯金の出納を記入し得べき場所を有す、郵便貯金證書を紛失し又は破損せる時は貯金者は之を局長に屆け出で局長に於て至當と認めたる時は相當の條件を附し新證書を交附すべし、郵便貯金證書は局長の保管に附することを得ず

九、貯金劵及切手　一弗未滿なる金員を貯金せんとするときは十仙の貯金劵たよび之に附着せる貯金切手を購入すべし貯金劵は漸次切手を購入して之を貼付すべき場所を有し十仙切手九枚を貼付したる貯金劵は一弗の貯金を開始し又は增加し得るものとす郵便貯金劵及び切手は單に貯金證書と交換せらるべきも

(八)合衆國著作權法

一、著作權を受くべき種類　地圖、圖書、標本、書籍樂譜、脚本、畫匠等を著述または製造せる者若しくは之を所有する者は著作權法の規定に依り印行製造複製等を成すことを得

二、著作權登錄手續　右記載せる種類の著作權を獲得せんと欲する者は其著作物の出版または公表を成す期日までに合衆國議會の圖書館長に宛て旣に印刷せる圖書の表紙または著作物の見本を添て出願すべし

三、願書に記載すべき事項左の如し

(一)出願者の氏名、住所、國籍(二)出願に係はる物が書籍あれば其國語(三)出願に係る物が書籍なれば其內容(四)表紙の印刷は其書籍の名稱を表示するを以て足るべし且つ印刷物に代ふるにタイプライターを以てするも差支なし

出願物が定期刋行物ある時は其刋行の目的及び番號を附記するを要す

四、著作權登錄手數料　五十仙尙は別に其の登錄の複本を得る爲めに五十仙を納むべきものとす

手數料は郵便爲替または現金送達に限る、合衆國以外の人民にして合衆國と著作權保護同盟條約を締結せる國に屬せる者が著作權登錄を出願する時は其の手數料は一弗とし複本下附の手數料は金五十仙とす

旣に發行せる著作物に對しては最も見易き場所に左の事項を記載するを要す

著作權を取得せずして右の旨を記入せる者は金百弗の罰金を科さる

Copyrighted by at the office of the librarian of Congress.

尙著作物を發行せる時は直ちに二部を議會圖書館長に提出すべし出版物以外の物に對しては寫眞を以て之に代ふ若し之を怠る時は著作權を無効とし且つ金二十弗の科料を申渡さる

五、著作權の存續期間　著作權の存續期間は二十八ヶ年とす但し著作權の存續を欲する者は本人または妻子を以て出願する時に於ては十四ヶ年存續することを得べし

(九)合衆國郵便貯金條例

一千九百十一年四月發布されたる合衆國郵便貯金條例の槪要左の如し

一、目的　郵便貯金制度は米國政府保證の下に利子附貯金法の便を圖らんために創設せるものなり

二、貯金の安全　郵便貯金條例に依り郵便局に貯金せ

受けたる日より向ふ十七ヶ年間合衆國に於て其權利を行使することを得尙ほ專賣特許を出願するもの數名なるときは其特許は各自の共有に屬するものとす

(七)合衆國商標法

一、登錄の手續及制限　商標を登錄せんとする者は左の願書および誓文に其見本を添へて特許局に差出すべし願書に記載すべき事項

(一)登錄者の姓名、住所、國籍(二)商標の附着する商品の種類性質(三)商標を商品に附着する方法商標を使用せる年月

誓文に記載すべき事項

登錄せんとする商標は出願人の所有に屬すること(二)他人は商標と同樣または類似のものを使用する權利なきこと(三)其商標は各州、各國又は印度種族との商標に使用せられたること(四)願書に添へたる商標の見本は登錄せんとするものと毫も異ならざること

右は出願人の在住する州の法律に依り宣誓を司る者の公證を經るを要す

若し出願人外國に住居又は滯在せる場合には誓文中に左の事項を追記し(但し合衆國または各州との商業に使用されたりとのことを記する必要なし)該國駐在合衆國大使、公使、代理公使、領事、貿易事務官の公證を得るか或は該國に於て宣誓を司る者の公證に加ふるに右の外交官または領事より其公證の有効なることを證明したる文書を得て願書及び誓文と共に差出すべし

(一)合衆國にて登錄せんとする商標は出願人が其居住或は滯在せる國に於て登錄したるものなるか又は出願中のものなること(二)登錄濟または出願日附

何れの場合に於ても出願手數料は十弗とす

合衆國々旗、合衆國内の州郡、都市等の徽章外國々旗其他現に生存する人の肖像等を商標とするを得ず但し人の肖像は本人より其承諾を得し場合は此限にあらず商標を冒用せる場合は裁判所は冒用者に對して其の冒用の結果權利者の被りたる三倍以上の賠償を命ずる事を得且つ冒用者は別に訴訟費用を支辨する義務を有す

二、有効期限　商標登錄濟の時は二十年間有効とす、但し既に外國に於て登錄せる時は其の有効期間は其國の法律に依るものとす

商標權存續期間を更新せんとするときは其滿期前六個月以内に同一の手續を以て其旨を出願するを要す

其食物の名稱を記載し他の物品を摸造せざることゝ及び他の物品の名稱を記載して之を製造若くは販賣せざるもの(二)貼紙又は記號に混合物又は摸造品たることを明瞭に記載したるもの、普通の混合物にあらずして單に色彩および香味を附けたる爲に有害ある染料又は香料を混和したるものは特に其旨を記載したるときは同じく例外とす

八、藥品または食物の小賣にして、製造人又は卸賣人等より其不純物にあらず、又は不正なる記號を加へたるものにあらずとの證明を受取りたるときは本法によりて處罰せらるゝことなし、但し右の製造人は合衆國に住居するものに限る

(六)合衆國專賣特許法

一、專賣特許を受るを得る物　左に掲ぐる物は專賣特許を受くることを得

(一)新奇の機械(二)新奇にして有用なる技術(三)新奇の製造品(四)新奇にして有用なる材料(五)既存物の改良(六)既存物を變形すべき意匠

二、出願の手續　專賣特許を得んとする者は二人の證人の證明を經たる願書に左の事項を記載して之を特許局に提出すべし

(一)其發明又は發見したる事物の名稱(二)其事物の製造並に使用の方法(三)其發明品が機械あるときは其機械の原理

圖を以て其發明品を表明し得るときは製圖の上之を提出することを要す

願書中には猶ほ左の事項を加ふべし

(一)發明または發見をなしたる者の氏名、住所、國籍(二)其發明又は發見は最先の者にして曾て同一物の發明又は發見せられたることを知らざること(三)若し米國に於て特許の出願をなす前に外國に於て同一物の專賣特許を受けたるときは其の特許を受けたる國、年月日及其他の國に於て同一物が特許を受けざること(四)專賣特許の出願をなしたる日前二年以上米國または外國に於て公知公行せられざりしことを信ずること

專賣特許に關する手數料は左の如し

出願手數料十五弗　特許狀下附手數料二十弗　意匠の登錄(三年六ケ月間)十弗　意匠の登錄(七年間)十五弗　同上(十四年間)三十弗

發明または發見をなしたる者にして之を完成する迄に猶ほ時日を要するときには特許局に金十弗を納付して他人に優先する權利を登記することを得但し優先權存續期間は一ケ年とす

三、有効期限　專賣特許權利者又は其相續人は特許を

る強度、純分、分量を有するもの、但し瓶、箱其他の容器表面に其強度、純分及量分等の異ることを特に記載したる場合は此限りにあらず(二)菓子の場合にはテラアルバ、ボライチーズ、ターケ、クロムエロー、其他健康に有害なる色彩香料其他の成分を交へたるもの若くは葡萄、麥酒其他酒成分を交へたるもの、其他麻醉劑を交へたるもの亦同じ(三)食物の場合には其成分又は之が強度を減少し又は之を弱め又は其成分に危害を與ふべき方法を以て成物を混じ若くは包裝したるもの、物品と同一物なるを裝ふために全部又は一部他品を使用したるもの、其物品の有用なる部分又は一部を取去りたるもの、着色粹碎外包其他の方法を以て物品の損敗し又劣惡となれるを隱蔽したるもの

毒物其他健康に有害なる成分を含むもの、若し食物を發送する爲に外部より防腐劑を以て包裝したる場合に機械的に又は水に浸してその防腐劑を除去し得るとき、其包裝の表面に特にその防腐劑を除去する方法を記載して之を貼附すべし、但し本法の規定は其食物を使用に供せんとする場合に於てのみ之を適用す

食物の全部又は一部が不潔となり、又腐敗し若くは食用に適せざる動物又は疾病に罹れる動物より成立するか又は屠殺以外の原因に依りて死亡したる動物より成立したるとき

以上の物品を製造販賣する者は五百弗以內の罰金を科し、又は一年以下の禁錮に處し、若くは禁錮と罰金とを並科す

六、左の場合には不正なる記號を附したるものと看做す

(一)他物を摸造したるもの又は他物の名稱を以て成物を賣らんとしたるもの(二)包裝物の全部又は一部を取去りて他物を之に入れ代へたるもの若くは包裝の貼紙にアルコール、モルヒネ、阿片、コカチン、ヒロイン、アルフアベタコカイン、クロロホーム、鹽化水素、アセタリニード其他此等の原料より製出したるもの若くは此等原料の混合物等其の內容となれるもの丶名稱を記載せざるもの(三)食物にありては購買者を欺くため、または購買者をして誤解せしむるが如き貼紙、又は記載を用ひたるもの

外國品にあらざるものを外國品と詐りたるもの、包裝の表面にその內容重量及び容積を記載せざるもの

七、左の場合は不正なる記號を附したるもの、又は不純物を混じたるものと看做さず

(一)食物に有害なる成分を混入するもの、明かに

のとす

三、國會議員、合衆國の官吏、又は州會議員若くは州の行政官其他司法官として合衆國の憲法を守るべきことを宣誓したる者にして合衆國に對する一揆又は叛逆に加入し若くは敵に助力及び便宜を與へたる者は兩院議員、大統領及び副大統領の選擧人又は合衆國の文武官若くは州の文武官に任用することを得ず但し各院は各院の三分の二以上の投票を以て此の制限を除去するあとを得

四、合衆國が法律に依り起したる一般の負債並に一揆及び內亂を鎭定する爲に功勞ありたる者に對し年金並に賞與を與ふる爲めに起したる負債は有効のものとす

合衆國又は州は合衆國に對する一揆又は叛逆を助成するために起したる負債其他の義務若くは奴隷の開放に因て生じたる損害に對する賠償の請求を引受け又は之を支拂ふ義務なし

右の負債、義務及び請求は不法且つ無効のものと看做す

五、國會は適當なる立法に依りて本章の規定を强行する權を有す

第十五章　萬民平等の權

一、合衆國市民の選擧權は人種、色澤又は人種的役務（奴隷）に服したるの故を以て合衆國又は州より非認又は制限を受くることなし

二、國會は適當なる立法により本章の規定を强行する權を有す

（五）合衆國純良食物法

一、本法は大藏卿及商工務卿等之を執行するために必要の規定を設く

二、本法は一州より他州に輸入若くは外國より合衆國に輸入する一切の藥品類に適用す

三、本法に所謂藥品と稱するは、藥劑、調劑品等內用又は外用に供するものにして、合衆國の藥方録又は藥方書に認めらるゝもの及人類又は他の動物の疾病を治療し、若くは之を豫防する材料または其混合物を云ふ

四、本法に所謂食物とは食用に供すべきもの飲料、菓子又は人類其他の動物の使用に供すべき加味物等を云ふ

五、左に記載する物品は不純物を混じたるものと見做す

（一）合衆國衛生試驗所に於て檢査したるものと異

選州を計算す其大統領として最多數の得點を有し且び選擧人總數の過半數以上に達したる者は大統領に當選す若し選擧人の過半數に達する投票數を得たる者なきときは下院は最高點者三人に付き決選投票を行ふ、但し此場合に於ける投票は各州の代表者を以てし其票數は各州一票宛とし其定員數は各州代表者の三分の二以上に達し且つ州數の過半數を得ることを要す

下院が大統領を選擧する權利ある場合に之を選擧せざるときは副大統領は大統領の死亡又は故障の場合に於けると同じく翌年三月第四日まで大統領として其職務を行ふ

副大統領として最多數の投票を得たるものにして其票數が選擧人總數の過半數に達したるときは副大統領に當選す、若し選擧人總數の過半數の投票を得たる者なきときは上院は最高點者二名の中より副大統領を選擧す、但し此場合の定員數は上院議員總數の三分の二とす

何人も憲法上大統領に選任せらるゝ資格なる者は副大統領と成るを得ず

第十三章　奴隷の禁止

一、奴隷又は任意に出でざる役務は合衆國内又は其法權の下に在る土地に存在するを得ず、但し犯罪の處罰として勞役に服する者は此限にあらず

二、國會は適當なる立法を以て本章を施行する權を有す

第十四章　一般的修正

一、合衆國に於て出産し又は歸化に因りて其法權に服する者は合衆國並に其住居する州の市民とす

州は合衆國市民の特權又は特典を制限する法律を設け又は之を施行することを得ず又法律の手續に依らずして人民の生命自由又は財産を奪ひ若くは其法律の下に在る人に對して均等なる法律の保護を拒むことを得ず

二、下院議員の數は各州の間に其州に在る人民の數に比例して之を分配す、但し租税を賦課せざる未開土人を省く

年齡二十一歳に達したる男子にして合衆國市民が大統領及び副大統領の選擧人、下院議員、州の行政官並に司法官又は州會議員を選擧する權利を否認せられ若くは叛逆又は其他の犯罪以外の原因に由りて之を制限せられたるときは代表の基本に權利の否認又は制限を受けたる市民が其州に在る二十一歳以上の男子の市民の總數に對する割合に應じて減少するも

民兵に屬し現に兵役に服する場合は此限にあらず何人も同一の犯罪に對して再び處罰を受くることなく又刑事裁判に於て自己に對し不利益なる證人の地位に立つことなし何人も正當なる法律手續によらずして其生命自由又は財産を奪はるゝことなく又相當の賠償を受けずして私有財産を公用の爲に徵收せらるゝことなし

第六章　刑事被告人の權利

刑事裁判に於て被告は法律に依て先づ犯罪行爲地と確定せられたる州及び地方の公正なる陪審官より迅速且つ公の審問を受くる權利を有し及び其公訴の性質並に原因に付て說明を求むの權利を有す右の場合に被告は自己の利益の爲に證人の出廷を請求し及び自己を辯護せしむる爲辯護士の助力を求むることを得

第七章　同一件に付き再審を受けざる權

通法に關する訴訟にして其爭點が二十弗以上の價格に在るときは陪審官に依て審問を受くるの權利を保留さる且つ陪審官より審問を受けたる事實は通法の規定によらずして再び合衆國の如何なる裁判所に於ても審問を受くることなし

第八章　處罰の制限

過當なる保釋金を命じ又は過當なる罰金を賦課することを得ず又過酷異常なる處罰を爲すことを得ず

第九條　憲法上の臣民權の範圍

此憲法に列記したる或權利は之を以て人民が保有したる他の權利を排除し又は減滅するものと解釋するを得ず

第十章　州の留保權

憲法を以て合衆國に委任せず又は各州に禁止せざる權利は州又は人民に留保す

第十一章　合衆國司法權の制限

合衆國の司法權は法律又は衡平法に從て他州の市民若くは外國の臣民又は人民が合衆國の一州に對して提起したる訴訟に及ばず

第十二章　大統領及び副大統領の選擧

選擧人は其所屬する州に集會して投票を以て大統領及び副大統領を選擧すべし、但し其一人は選擧人と同一の州に屬せざるを要す

選擧人は投票用紙に大統領及び副大統領たるべき人の氏名を認め且つ大統領及び副大統領たるべき人が得たる各自の點數名簿を作成し署名證明及封緘を施し之を上院議長に宛てゝ首府に送達すべし

上院議長は兩院議院の面前に於て證明書を開封し投

各州は其承諾に依らずして上院に於ける均等投票の利益を奪はるゝことなし

第六章　國法及び條約と州法

一、此憲法制定前に起こしたる負債及び契約は國家連合(Confederation)の下に於けると同じく此憲法に依て合衆國に對して有効のものとす

二、此憲法及び合衆國が制定したる法律並に合衆國の權力により締結せらるべき一切の條約は國の最高法律と成り各州の裁判官は州の憲法又は其法律に於て反對の規定あるに拘らず之に拘束さる

三、兩院議員、各州會議員、合衆國及び各州の行政官並に司法官は宣誓又は誓約によりて憲法を保守する義務を有す

宗教上の區別を以て合衆國の官吏又は公設の委員となる資格を制限することを得ず

第七章　憲法承認の効力

九州以上の聯合會議の承認さるときは此憲法の承認を與へたる州の間に於て憲法制定の効力あるものと認む

(四)修正憲法

第一章　信仰、言論、印行及集會の自由

國會は宗教を創設し其自由禮拜を禁止し若くは言論又は印行の自由を制限することを得ず

國會は平和に集會し及び災害救助の請願を爲す人民の權利を制限する法律を制定することを得ず

第二章　民兵組織の權

組織整頓したる民兵は州の安全を保つに必要なるを以て人民の武器を貯へ及び之を所持する權利を侵害することを得ず

第三章　軍隊の宿泊

平時に於て家主の承諾を經ずして兵士を其家に宿泊せしむることを得ず其戰時に於ても法律の規定する以外の方法を以て之を宿泊せしむることを得ず

第四章　身體住居及財產の不可侵

不法搜索及び不法押收に對し身體、住居、書類、財產等を安全に保持する權利は之を侵害することを得ず宣誓又は誓言により正當の理由を擧し特に搜索せらるべき場所及び押收せらるべき人又は物を記載するにあらざれば逮捕狀を發することを得ず

第五章　正當なる裁判を受くるの權

何人も大法官(Grand Jury)の意見書又は公訴狀に依るの外死刑其他破廉恥に關する犯罪の追訴を受ることなし、但し戰時又は事變に際し陸海常備軍若くは

二、國會は叛逆の罪に對して處罰を宣告する權を有す、但し私權剝奪又は財產沒收の處罰は犯人の生前に限る

第四章 州權

第一條 各州は他州の公の行爲、記錄及び訴訟手續に關し完全なる信用及び信任を與ふることを要す

國會は法律を以て此等の行爲、記錄及び訴訟手續並に其効果等を證明すべき方法を規定することを要す

第二條 一、各州の市民は他の州に於て一切の特權及び特典を受くるものとす

二、一州に於て叛逆、重罪又は其他の罪に問はれたる者にして逃走して他州に入りたるときは其州は其犯罪行爲地の州の行政官の請求に依り其犯人を逮捕して裁判管轄地の州に之を引渡すべし

三、一州の法律に依りて勤務又は勞働に服すべき者にして他州に逃走したる場合に其州の法律によりて勤務又は勞働を免除さるゝ時と雖も其の州は勤務又は勞働を要求する權ある州に之を引渡すべし

第三條 一、新立の州は國會の承認によりて聯合に加入す、但し新立の州は他州の法權の下に之を創立することを得ず

州は其關係する州の議會並に國會の承認を經ずして二以上の州の間又は州の一部との間に聯合を形成することを得ず

二、國會は合衆國の直轄地又は合衆國に所屬する財產に關し必要なる規則及び條例を設くることを得

此憲法の規定は合衆國又は特定の州の權利に關し不利益なる解釋を爲すことを許さず

第四條 合衆國は聯合に加入したる州に對し共和制政體を保障し各州に對する外寇を防ぎ州議會又は州行政官(議會を召集する能はざる場合)の請願に因り其內亂に對し之を保護す

第五章 憲法の修正

國會は兩院の三分の二以上が必要と認むるときは憲法修正案を提出することを得、又聯合各州議會の數の三分の二以上が憲法修正を請求したるときは憲法修正の爲に聯合會議を召集することを得

聯合州議會の數の三分の二以上又は聯合會議の三分の二以上が憲法變更の必要を承認したるときは其承認は國會自ら之を承認したるものと同じく此憲法の一部として此憲法變更の主意及び目的に對し有効なるものとす、但し一千八百八年以前に於て爲さるべき修正は如何なる方法を以てするも憲法第一章第九條の第一項及び第二項を變更するを得ず

及び其必要並に便宜と認めたる方案を建議することを得臨時緊急の場合に於て大統領は兩院又は一院を召集することを得、其兩院の間に休會に關し意見を異にする時は大統領は其適當と認むる時まで兩院に休會を命ずることを得

大統領は大使及び公使を受け及び法律の執行を監視し合衆國一切の官吏を任命することを得（臨時緊急の場合）

第四條　大統領、副大統領及び一切の行政官は彈劾に因り及び叛逆收賄其重罪及び輕罪の追訴に因り其職務を免除さる

第三章　司法權

第一條　合衆國の司法權は大審院之を管掌し國會は時時下級裁判所を設くることを得

大審院及び下級裁判所の判事は過失惡行に因るの外其職を免せらるゝことなく其職務に對しての俸給を受け且就職中其俸給を減せらるゝことなし

第二條　一、司法權は此の憲法に因りて生ずる法律及び衡平法、合衆國法律、合衆國の權力に因りて締結せられ又は締結せらるべき條約に及ぶ

司法權は大使、公使及領事に關する一切の事件、海軍々法會議及び海上裁判に關する一切の事件、合衆國が當事者の一方として紛議に關係せる事件、二州以上の間に生じたる紛議、州と他州の市民との間に生じたる紛議、異りたる州民間に生じたる紛議、他州より下附せられたる土地に關し同一州民の間に生じたる紛議、一州と其州民及び外國又は其外國の臣民若くは人民の間に生じたる紛議に及ぶ

二、大使、公使、領事等に關する一切の事件に關し州が當事者たる訴訟は先づ大審院之を受理審議し其他の事件にして前記數多の事項に關する訴訟に付ては其法規並に事實に關し大審院之れが控訴管轄權を有す但し其管轄事項に關する除外例並に其の制限は國會之を定む

三、彈劾の場合を除くの外犯罪の審問は陪審官制度に依り其審問は犯罪行爲地の州に於て之を開始す、但し其犯罪が州に於て行はれざりしときは國會は法律を以て審問の場所を定む

第三條　一、合衆國に對する叛逆の罪は國家に對し戰爭を開始し若くは敵に助力又は便宜を與ふることに因りて成立す

何人も二人以上の證人に依りて其叛逆の行爲を證明せらるゝか又は法廷に於て之を自白したる場合の外叛逆の罪に問はるゝことなし

一人を選擧す

四、國會は大統領選擧の日時を定む、但し其日時は全國同一とす

五、出生に因て合衆國の市民となり若くは此憲法制定の當時現に合衆國の市民たるものゝ外大統領に選任するを得ず

年齢三十五歳以上に達し且つ十四ヶ年以上合衆國に住居せざる者は大統領に選任するを得ず

六、大統領其職を去り死亡し任意に辭職し又は其職權職務を執行すること能はざるに至りたるときは副大統領は之に代て大統領に就任す

國會は大統領及び副大統領が退職、死亡又は辭職したる場合若くは故障の爲に其職務を執行すること能はざるに至りたる場合に於て如何なる官吏が大統領として行政を行ひ及び官吏が大統領の故障止む時まで其行政を行ふか若くは新に大統領を選擧する時まで行政を行ふかに付て必要なる規定を設くることを得

七、大統領は任期間一定の俸給を受け其額は任期中増減することを得ず且つ大統領は其任期中合衆國若くは州より其俸給以外の報酬を受くることを得ず

八、大統領は其職務を執行するに先だち左の宣誓又は誓言を爲すことを要す

余は嚴肅に余が誠實に合衆國の大統領たる職務を執行し余の能力を盡して合衆國の憲法を守護すべきおとを宣誓(又は誓言)す

第二條 一、大統領は合衆國陸海軍の元帥にして其諸州の民兵が召集せられたるときは其總指揮官となる

大統領は書面を以て行政部の長官より其管掌事務に關する意見を徵收し及び其彈劾の場合を除くの外合衆國に對する犯罪の處罰を免除し若くは其刑罰の執行猶豫を許可するの權を有す

二、大統領は上院の建議及び承諾を以て條約を締結するを得、但し上院の建議及び承諾は出席議員の三分の二以上の決議を經ることを要す

大統領は上院の建議及び承諾を以て大使、公使、領事大審院の判事を任命し及び其他其任命に關し特別の規定を設けざるも法律を以て規定することを要する官吏を任命することを得、但し國會は法律を以て大統領自ら又は裁判所若くは行政長官が自ら任命するを適當と認むる下級官吏に任命權を委任することを得

三、大統領は上院の閉會中辭令書を與へて官吏の缺員を補充することを得、但し其官吏は次の會期に至り其職を失ふ

第三條 大統領は國會に對し時々國政の狀況を報告し

第十條　一、各州は外國と條約を締結し同盟を爲し聯合を結ぶことを得ず又海上捕獲狀及報復狀を下附し貨幣を鑄造し信用證劵を發行し負債を償却する爲に金銀貨幣以外の貨幣を法貨とし私權剝奪法又は遡及法律其他契約上の義務を減殺する法律を制定し若くは人民に貴族の稱號を與ふることを得ず

二、各州は國會の承諾を得ずして海關監視法を執行する爲に必要なるものゝ外輸入品又は輸出品に租稅を賦課することを得ず其の各州が輸出入品に賦課したる租稅純收入は國庫の用途に充當す國庫は海關監視等に關する法律を制定し之を制限する權を有す

三、各州は國會の承諾を經ずして噸稅を賦課し平時に於て軍隊又は軍艦を貯へ他州又は外國と條約を結び其他外寇又は危險切迫して遲滯を許さゞる場合の外戰爭に從事することを得ず

第二章　行政權

第一條　一、國の行政權は大統領之を掌握す大統領は副大統領と共に其任期四ヶ年にして左の方法に依て選擧せらる

二、各州は州會の規定する方法に從ひ各州より選出する上下兩院議員と同數の選擧人を選出す、但し兩院議員又は合衆國政府の下に奉職する人は選擧人となることを得ず

三、選擧人は各所屬の州に集會し二人に對して投票を爲す、但し其一人は選擧人の所屬する州の住民にあらざることを要す

選擧人は投票せられたる人の名簿を作成し之に署名し證明及び封緘を施し上院議長に宛てゝ合衆國の首府に送達すべし

上院議長は上下兩院議員の面前に於て證明書を開封し投票を計算す

選擧人總數の過半數に達し最大多數の投票を得たる人は大統領に當選す、若し他に選擧人の過半數に達し同一の投票を得たる者あるときは下院は直ちに投票を行ひ其一人を大統領に選擧す

選擧人總數の過半數を得たる者一人も無之きときは下院は其最高點を得たる者五人に付き投票を以て其一人を選擧す、但し此場合に於ける投票は各州の代表者を以てし其票數は各州一票宛とし其定足數は各州の代表者の三分の二に達し且つ州數の過半數を得ることを要す

何れの場合に於ても大統領選擧の後選擧人より最多數の投票を得たる者を副大統領に任ず、但し二人以上同一の投票數を得たるときは上院は投票を以て其

に反する行爲の區劃を一定して之を處罰すること

十一、戰を宣し海上捕獲免狀及報復免狀を下附し陸上並に海上の捕獲に關する規定を設くること

十二、陸軍を設け及之を維持すること但し之が爲に要する資金は二年以上之を流用するを得ず

十三、海軍を設け及之を維持すること

十四、陸軍及海軍の軍政に關し必用なる規定を設くること

十五、合衆國の法律を執行し內亂を鎭定し及外寇を防ぐ爲に民兵召集に關する規定を設くること

十六、民兵を組織し武裝し及之を訓練する爲に必用ある規定を設け合衆國の爲に勤務する民兵を統御し並に民兵の士官を任命する權及國會の規定したる方法に從て民兵を訓練する權を各州に留保する爲め必要なる規定を設くること

十七、國會の承諾及特定の州の讓與に依て合衆國政府の直轄地となりたる地方(十平方哩を超過せず)に於て絕對に立法權を行使し及城砦、武庫、造兵廠、乾燥船渠其他必要なる建造物を設くる爲に州議會の承諾を經て買收したる地方に同一の權を行使すること

十八、前顯諸種の權利及憲法に依り合衆國政府各省又は各省の官吏に委任せられたる權利を行使するに必要なる法律を設くること

第九條 一、現存する各州が適當と認めたる外國人の入國に付ては一千八百八年以前に限り國會は其入國を禁止することを得ず但し國會は一人に付十弗以內の入國稅を課することを得

二、人身保護に關する特權は內亂、外寇に際し公安維持の必要上止むを得ざる場合の外之れを停止することを得ず

三、私權剝奪法案又は遡及法律案は之を通過することを得ず

四、人頭稅其他直接稅は從來の規定に依り人口又は計算に比例するにあらざれば之れを賦課徵收するを得ず

五、一州より他州に輸入したる物品には課稅せず

六、一州の港津は通商又は歲入の規定に依り他州の港津と異る計算を受くることなし又一州の港津を出でたる船舶は他州の港津に入りて關稅を賦課徵收せらるゝことなし

七、法律の一定によるにあらざれば國庫より金錢を受取ることを得ず國庫金に關する收入の計算は時々之れを公表す

八、合衆國は貴族の稱號を認許せず其合衆國政府の下に奉職する者は國會の承諾を得るにあらざれば外國の君主、主長又は外國より何等の贈與、報酬、官職又は稱號を受くるを得ず

二、兩院を通過したる議案は先づ之を法律と爲す前に大統領に提出し大統領之を裁可したるときは其の議案に署名し裁可せざる時は之に反對の旨を附記して其の議案を發案したる議院に廻附す此の場合に其の議院は議事錄に却下の旨を記入し再び同一案に付て議事を開くものとす

議院が再議の後三分の二以上の決議を以て之れを通過し大統領の不裁可の旨を附記して他院に提出したるときは其の議案の提出を受けたる議院は同一方法を以て之れを議事に附し三分の二以上の決議を以て之れを通過したるときは法律となる

右の場合に於ては兩院の意思は議員の賛否の發言に依て之を決し其の議案に對して賛否の表決を爲したる議員の氏名を各院の議事錄に記入す

三、議院を通過したる議案が大統領に提出せられたる日より十日以內(日曜日は之を除く)に大統領より回付を受けざるときは其の議案は大統領が自ら裁可し署名したると同一に法律となる但し兩院が休會中にして大統領より議案の回付を受くる能はざる場合は此限にあらず

休會の場合を除くの外命令、決議又は投票に關し兩院の協議を必要とするときは之を大統領に提出して其の裁斷を乞ふべし若し大統領が其の提出案を却下したるときは兩院は法律案の決議に必要なる規定及制限に從て兩議院員三分の二の決議を以て之を通過することを得

第八條　國會は左の權限を有す

一、稅租、手數料海關稅及消毒稅等を賦課徵收し國債を償却し國防並に國の利益を增進する爲に必要なる設置をなすこと但し前記の公課は國內を通じて劃一とす

二、合衆國の信用を以て國債を起すこと

三、外國との通商並に國內の諸州間及び印度種族との間に於ける通商を制限すること

四、歸化に關する劃一の制限を設け破產に關し國內を通じて劃一の制定を設くること

五、貨幣を鑄造し內外貨幣の價格を整理し貨幣の重量並に其の價格の尺度を一定すること

六、公債證書及び通貨の僞造に對する罰則を定むること

七、郵便局及郵便道路を設くること

八、學術其他有用なる技術の進步を助成する爲に一定の期間著作物及び發明品を專用する權利を與ふること

九、大審院の下に下級の裁判所を設置すること

十、公海に於て行はる海賊及び重罪行爲及び國際法

ざれば懲罰の判定を受くることとなし

七、官吏彈劾の裁判に於ては失職以上の判決を爲すことを得ず且つ其處罰は合衆國に於て名譽、信用、又は利益ある官職を擔任するの資格を奪ふに止まる但し彈劾を提起せられたる官吏は此の裁判の外別に法律の規定に依り公訴、審問判決及處罰せらるゝものとす

第四條　一、上院議員及下院議員を選擧する日時、場所及び方法等は各州議會各自之を定む但し國會は上院議員選擧の場所以外の事項に付ては任意に法律を以て制限を設け又は州會の規定を變更することを得

二、國會は毎年少くとも一回之を召集するものとし其開會は法律を以て特別の期日を指定せざるときは十二月第一月曜日に之を行ふ

第五條　一、各院は議員の選擧解任及び其資格等を審査判定する權を有す

各院が議事を爲す定員數は員數の過半數以上とす但し定員數を得ざるときは少數議員は日々休會を爲し議員法を以て定めたる方法並に罰則に依り缺席議員の出席を强制することを得

二、各院は其議事に關する規則を定め院内の秩序を紊したる議員を處罰し及び議員三分の二以上の決議を以て議員を除名することを得

三、各院は議事錄を調製し其秘密を要するものゝ外は時々之を公表すべし

如何なる議事にても出席員五分の一の請求あるときは議員の爲したる表決は單純なる諾否の發言と雖も之を記錄することを要す

四、國會の開會中一院は他の一院の承諾を得ずして三日以上休會し若くは兩院の會場以外の場所に於て開會することを得ず

第六條　一、兩院議員は法律を以て定めたる金額に依りて國庫より其勤務に對する報酬を受く

兩院議員は叛逆、重罪並に公安を害する犯罪を除くの外は會開中院の內外に於て逮捕せらるゝことなく及び其院內に於て爲したる發言表決に對して院外に於て審問を受くることなし

二、兩院議員は其任期中合衆國の制定したる行政官に任用し若くは其任期中合衆國より何等の利益（歳費以外の）を受くることを得ず

合衆國政府の官職を擔任する者は兩院何れの議員ともなることを得ず

第七條　一、歳入增加に關する議案は下院先づ之を議決す但し上院は其議案を提出又は修正することを得

入したる州の間に之を分配し其數は一定の年限勤務に服する者を含み自由民の總數を加算して之を決定す但し租稅を賦課せざる印度人は之を除く

數の計算は第一議會開會後三年以內及び各十年毎に法律の規定する方法に從て之を行ふ

下院議員の數は三萬人毎に一人を超過することを得ず、但し各州は少くとも一名の下院議員を選出するものとす

右の計算を爲す時までニユーハムプシアイア州は三名、マサチユーセット州は八名、ロードアイランド州及びプロヴインデンス殖民地は一名、コネクチカット州は五名、紐育州は六名、ニユージャーシー州は四名、ペンシルヴアニア州は八名、デラウエア州は一名メリーランド州は六名、ノースカロライナ州は四名サウスカロライナ州は五名、ジョージア州は三名を選出する權利を有す

四、州選出議員に缺員を生じたるときは州の行政官は直ちに選擧を施行することを要す

五、下院は其議長並に役員を選擧し及び彈劾を起す權を有す

第三條　一、上院は各州の議會より選出せられたる二名の議員を以て之れを組織し各議員の任期を六ケ年とす

二、選擧の後上院議員を召集したるときは直ちに議員を三級に分つ

第一級に屬する者は第二年の終りに於て、第二級に屬する者は第四年の終りに於て、第三級に屬する者は第六年の終りに於て各其任期を終了す

上院議員三分の一の補缺選擧は二年毎に之を行ふ州議會閉會中上院議員の辭職の爲に缺員を生じたるときは州行政官は次の州會開會の時まで臨時議員を選任することを得

三、年齡滿三十歲以上にして九年以上合衆國市民となり且つ選擧の當時其選出されたる州の住民にあらざる者は上院議員となることを得ず

四、副大統領は上院議長之に任じ議事に關し可否同數ある場合の外投票權を有せず

五、上院は上院に屬する各役員を選擧し副大統領缺げたるとき又は副大統領が代て大統領の職務を執行する場合に臨時の議長を選擧することを得

六、上院は官吏彈劾に對し專ら之を裁決する權を有す但し大統領が彈劾せられたるときは大審院長議事を統括す

何人も出席議員の三分の二以上の投票に依るにあら

は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへし

第七十條　公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て內外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はさるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第七十一條　帝國議會に於て豫算を議定せす又は豫算成立に至らさるときは政府は前年度の豫算を施行すへし

第七十二條　國家の歲出歲入の決算は會計檢查院之を檢查確定し政府は其の檢查報告と俱に之を帝國議會に提出すへし

會計檢查院の組織及職權は法律を以て之を定む

第七章　補　則

第七十三條　將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に付すへし

此の場合に於て兩議院は各々其の總員三分二以上出席するに非されは議事を開くことを得す出席議員三分の二以上の多數を得るに非されは改正の議決を爲すことを得す

第七十四條　皇室典範の改正は帝國議會の議を經るを要せす

皇室典範を以て此憲法の條規を變更することを得す

第七十五條　憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得す

第七十六條　法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らす此の憲法に矛盾せさる現行の法令は總て遵由の効力を有す

歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

(三)合衆國憲法

第一章　立法權

第一條　國の立法權は上下兩院より成る國の議會に屬す

第二條　一、下院は二年每に各州の人民より選擧したる議員を以て之を組織し各州の選擧人は其州議會の議員の選擧人たる資格を具備することを要す

二、年齡滿二十五歲に達し七ケ年以上其州の市民となり其選擧の當時現に其州の住民たらざる者は議員となるを得ず

三、下院議員及び直接國稅は其數に應じて聯合に加

天皇の諮詢に應へ重要の國務を審議す

第五章 司法

第五十七條　司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む

第五十八條　裁判官は法律に定められたる資格を具ふる者を以て之に任す

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に依るの外其の職を免せらるゝことなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む

第五十九條　裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

第六十條　特別裁判所の管轄に屬すへきものは別に法律を以て之を定む

第六十一條　行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すへきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らす

第六章 會計

第六十二條　新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むへし

但報償に屬する行政上の手數料及其の他の收納金は前項の限に在らす

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるへき契約をなすときは帝國議會の協贊を經へし

第六十三條　現行の租税は更に法律を以て之を改めさる限は舊に依り之を徴收す

第六十四條　國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を經へし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生したる支出あるとき後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十五條　豫算は前に衆議院に提出すへし

第六十六條　皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協贊を要せす

第六十七條　憲法上の大權に基つける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得す

第六十八條　特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協贊を求むることを得

第六十九條　避くへからさる豫算の不足を補ふ爲に又

及各々法律案を提出するを得

第三十九條　兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得す

第四十條　兩議院は法律又は其の他の事件に付各々其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得さるものは同會期中に於て再び建議することを得す

第四十一條　帝國議會は每年之を召集す

第四十二條　帝國議會は三月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅令を以て之を延長することあるへし

第四十三條　臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すへし

臨時會の會期を定むるは勅令に依る

第四十四條　帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時に之を行ふへし

衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停會せらるへし

第四十五條　衆議院解散を命せられたる時は勅令を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五ヶ月以内に之を召集すへし

第四十六條　兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席するに非されは議事を開き議決を爲す事を得す

第四十七條　兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

第四十八條　兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院の決議により秘密會と爲すことを得

第四十九條　兩議院は各々天皇に上奏することを得

第五十條　兩議院は臣民より提出する請願書を受くることを得

第五十一條　兩議院は此の憲法及議院法に揭くるものの外内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得

第五十二條　兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるへし

第五十三條　兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

第五十四條　國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

第四章　國務大臣及樞密顧問

第五十五條　國務各大臣は天皇を輔弼し其責に任す

凡て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す

第五十六條　樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

第二章 臣民權利義務

第十八條　日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條　日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應し均く文武官に任せられ及其の他の公務に就くことを得

第二十條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す

第二十一條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有す

第二十二條　日本臣民は法律の範圍內に於て居住及移轉の自由を有す

第二十三條　日本臣民は法律に依るに非すして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條　日本臣民は法律に定められたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなし

第二十五條　日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及捜索せらるゝことなし

第二十六條　日本臣民は法律に定められたる場合を除くの外信書の秘密を侵さるゝことなし

第二十七條　日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし
公益の為め必要なる處分は法律の定むる所に依る

第二十八條　日本臣民は安寧秩序を妨けす及臣民たるの義務に背かさる限に於て信教の自由を有す

第二十九條　日本臣民は法律の範圍內に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

第三十條　日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に從ひ請願を為すことを得

第三十一條　本章に掲けたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨くることなし

第三十二條　本章に掲けたる條規は陸海軍の法令又は紀律に牴觸せさるものに限り軍人に準行す

第三章 帝國議會

第三十三條　帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條　貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

第三十五條　衆議院は選擧法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

第三十六條　何人も同時に兩議院の議員たることを得す

第三十七條　凡て法律は帝國議會の協贊を經るを要す

第三十八條　兩議院は政府の提出する法律案を議決し

る時は本條約は締盟國の一方が右通告を與へたる日より六ヶ月の期間滿了に至る迄引續き效力を有す

第十八條　本條約は批准を要す其批准書は本月より三月以内に成る可く速かに東京に於て交換すへし

右證據として各全權委員本條約二通に署名調印す

明治四十四年二月二十一日即西暦千九百十一年二月二十一日華盛頓に於て

内田康哉　印

フィンランダ、シー、ノックス　印

(二)日本帝國憲法

第一章　天皇

第一條　大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

第二條　皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

第三條　天皇は神聖にして侵すへからす

第四條　天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ

第五條　天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ

第六條　天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命す

第七條　天皇は帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命す

第八條　天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るへき勅令を發す

此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すへし若し議會に於て承諾せさるときは政府は將來に向て其の效力を失ふことを公布すへし

第九條　天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得す

第十條　天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を掲けたるものは各々其の條項に依る

第十一條　天皇は陸海軍を統帥す

第十二條　天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

第十三條　天皇は戰を宣し和を講し及諸般の條約を締結す

第十四條　天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及效力は法律を以て之を定む

第十五條　天皇は爵位勲章及其他の榮典を授與す

第十六條　天皇は大赦特赦減刑及復權を命す

第十七條　攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

方の船舶に課することなし右均等の待遇は兩國の船舶が何れの地より來り又は何れの地に行くを問はず相互に之を實行すべし

第十二條　兩締盟國の一方の定期郵便運送の任務に當る船舶は國有たると國庫より之れが補助を受くるものなるとの別なく他の一方の版圖内の港に於て同樣の最惠國船舶に許與せらるゝ便益特權及び免除を享有すべし

第十三條　兩締盟國の沿岸貿易は本條約に規定する限りにあらず日本國及び合衆國各自の國法の定むる所に依る

但し締盟國の臣民又は人民は本件に關し其一方の版圖内に於て最惠國待遇を享有すべきものとす

兩締盟國の一方の船舶にして他の一方の版圖内の一個以上の輸入港へ仕向けられたる貨物を外國に於て積載したるものは右諸港の一つに於て其貨物の一部を陸上げし更らに他の一港又は數港に續航して其地に貨物の殘部を陸上げすることを得

但し常に到達國の國法税法及び税關規則に從ふことを要す又同樣の方法及び同一の制限に依り締盟國の一方の船舶は他の一方の港より國外に向ひ發航の當時該國の港に於て貨物を積載することを得

第十四條　本條約に於て別に明文ある場合を除くの外兩締盟國は通商及び航海に關する一切の事項につき其一方が別國の臣民又は人民に現に許與し又は今後許與することあるべき一切の特權恩典又は免除にして若し右別國へ無償にして許與したるものなる時は無償にて若し條約を附して許與したるものなる時は同一又は均等の條件を以て之を他の一方の臣民又は人民に及ぼすことを同意す

第十五條　兩締盟國の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て法定の手續を履行するときは特許商標又は意匠に關し内國臣民又は人民と同一の保護を享受すべし

第十六條　本條約は其の實施の日より千八百九十四年十一月二十二日の通商航海條約に代るものとす而して同日より千八百九十四年十一月二十二日の通商航海條約は其效力を失ふべし

第十七條　本條約は千九百十一年七月十七日より實施し十二年間又は兩締盟國の一方が他の一方に對し本條約を消滅せしむるの意志を通告せる日より六ヶ月の期間滿了に至るまで其效力を有す

右十二年間滿了の六ヶ月前に兩締盟國の何れよりも本條約を消滅せしむるの意志を他の一方に通告せざ

奬勵金便益戻税に關する一切の事項に就ては全く國内臣民又は人民と均等なる待遇を享有すべし

第七條　兩締盟國の一方の國法に從ひて既に設立せられ又は今後設立せらるべき商工業戻び金融業に關する有限責任其の他の會社及び組合にして該國版圖内に住所を有する者は他の一方の版圖内に於て其の國法に違犯せざる限り權利を行使し原告又は被告として裁判所に出頭することを得

前項の規定は兩締盟國の一方に於て設立せられたる會社又は組合が他の一方に於て其營業に從事するを認許せらるゝや否やと何等の關係を有せずして右認許は常に各當該國又は其地方の法令に依るものとす

第八條　兩締盟國一方の港に其國の船舶を以て外國より適法に輸入せられ又は輸入せらるゝことあるべき一切の物品は他の一方の船舶を以てまた均しく該港に之を輸入することを得此場合に於て右物品の内國船舶に依て輸入せらるゝ時課する所と異なるか或は之より多額の税金又は課金は如何なる名稱を有するものたりと雖も之れを課することなし右相互均等の待遇は該物品が直接生産原地より到ると其の他の外國地方より到るとを問はず之れを實行すべし

輸出に關しても右同樣に全く均等の待遇をなすべく從て兩締盟國一方の版圖内に於て該版圖内より適法に輸出せられ又は輸出せらるゝことあるべき物品は其輸出が日本船舶に依ると合衆國船舶に依るとを問はず且其仕向地が締盟國の一方の港たると第三國の港たるとに拘らず之が輸出に當り同一の輸出税を納附し又は同一の奬勵金及び戻税を受くべし

第九條　締盟國版圖内に於ける船舶の繫留及び貨物の積卸に關する一切の事項に就ては締盟國に於て兩國の船舶を全く均等に待遇する意思なるより締盟國の何れの一方たりとも他の一方の船舶に對し同樣の場合に等しく許可せざる何等の特權を自國船舶に許與することなかるべし

第十條　日本國又は合衆國の國旗を掲げ且つ各本國法の規定する國籍證明書々類を有する商船は合衆國又は日本國に於て之れを日本船舶又は合衆國船舶と認むべし

第十一條　政府、官公吏、私人、團體又は各種製造物の名義を以て又は其利益の爲めに課せらるゝ噸税、港税、水先案内料、燈臺税、撿疫費其他の名稱如何に拘らず之に類似又は該當する料金は同樣の場合に均しく國内船舶一般又は最惠國船舶に課するものにあらざれば締盟國の一方の版圖内の港に於て之を他の一

以て內國臣民又は人民に對して定めたる條件及び方式に依るの外臨檢捜索をなし又は帳簿書類若くは計算書の檢査閲點することを得ず

第三條　兩締盟國の一方は港都市其他の場所に總領事、領事、副領事、辨理領事及び事務官を置くことを得

但し右領事官の駐在を認可するに便ならざる場所に就ては此限りに非ず尤も此制限は一切の他國に對しても亦均しく之を加ふるにあらざれば一方の締約國に對し之を加ふることを得ず

右總領事、副領事、辨理領事及び事務官は駐在國政府より認可狀承認書を得たる時は最惠國の同等領事官に認許せられ又は今後認許せらるゝ事あるべき總國內に於て相互の條件に依り職務を執行し並に特典及び免除を享有するの權利を有すべし認可狀其の他の承認狀を發給せる政府は其の裁量を以て之を取消すことを得

但し其の取消をなすに就ては之を正當と認めたる理由を通知すべし

第四條　兩締盟國版圖內には相互に通商及び航海の自由あるべし締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖內に於て外國通商の爲めに開かれ又は開かるることある可き一切の場所港及び河川に最惠國臣民又は人民と均しく船舶及び貨物を以て自由に到ることを得

但し常に到達國の國法に従ふを要す

第五條　兩締盟國の一方の版圖內の生産又は製造に係る物品にして他の一方の版圖內に輸入せらるゝものに對する輸入税は今後兩國間の特別取締又は各自の國內法によりて之を定むべし

締盟國の何れの一方たりとも他の一方の版圖內に輸出せらるゝ物品に對し同樣の物品が別國に輸入せらるゝに當り納附し又は納附することあるべき所と異なるか或ひは之れより多額なる税金又は課金を課することを得ず

又締盟國何れの一方たりとも他の一方よりの版圖內よりの物品輸入又は該版圖內への物品輸出に對しては同樣の物品の別國よりの輸入又は別國への輸出に對して均しく適用せられざる何等の禁止を加ふることを得ず

但し衞生上の装置として又は動物及び有用の植物を保護するの目的を以て加ふる禁止又は制限は此限にあらず

第六條　兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖內に於て一切の通過税を免除せらるべく又倉入

第三篇　條約及法令

憲法、法律、諸願居書式及手續

(一)日米通商航海條約

日本國皇帝陛下及亞米利加合衆國大統領は幸に兩國民間に存在せる友好親善の關係を鞏固ならしめん事を欲し而して今後兩國間の通商關係を律すべき條規を明確に訂立するは此の善美なる目的を達するに資すべきを信じ之れが爲めに通商航海條約を締結する事に決し仍て日本國皇帝陛下は亞米利加合衆國駐剳特命全權大使從三位勳一等男爵内田康哉を亞米利加合衆國大統領は合衆國々務卿フイランダシー、ノツクスを各其全權委員に任命せり各全權委員は互に委任狀を示し之れが良好妥當あるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條　兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に到りて旅行し又は居住し卸賣又は小賣商業に從事し家屋製造所倉庫及び店舖の所有又は賃借して之れを使用し自から選擇せる代理人を雇使し商業及び商業の目的の爲め土地を賃借し其他一般の商業に關帶し又は必要ある一切の行爲を爲す事に就き其の國の法令を遵由するに於ては内國臣民又は人民と同一の條件に依り之れが自由を享有すべし

該臣民又は人民は何等の名義を以てするも内國臣民又は人民の納附し又は納附することあるべきものと異なるか或は之より多額なる課金又は租税を徴收せらるゝことなかるべし

兩締盟國一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て其の身體及び財產に對して常に保護及び保障を享受すべし而して内國臣民又は人民と同一の條件に服するに於ては本件に關し内國臣民又は人民に許與し若くは許與することあるべき所と同一の權利及び特權を享有すべし

該臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て守備軍たると護國軍たると民兵たるとを問はず陸海何れに於ても强制兵役を免れ且つ服役の代りとして課せらるる一切の公納を免れ又一切の强募公債又は軍用賦歛金若くは取立金を免るべし

第二條　兩締盟國の一方の臣民又は人民が他の一方の版圖内に於て有する家宅倉庫製造所及び店舖並に一切の附屬構造物にして住居及び商業の目的に使用せらるゝものは侵すべからず

右建物及び附屬構造物に就ては法律命令及び規則を

にヂリンガム移民委員は暗に此の偏見を認容するの態度を取り、委員の一人たるゼンクス博士の如きは公然日本移民禁止の必要を說くに至れり、若し合衆國にして一般移民制限の法律を設け、之を平等に各國人に適用するに於ては吾人素より之に對して多く異議無しといへども、特に日本人の移民を禁止するの政策は、之れを日米親交の上より見、之を正義公平の見地より考へて、吾人の反對せざるべからざる處なり。

●移民總監の報告

米國移民總監キーフ氏が一九一二年度に於ける日本移民調査の報告書は此の程公表せられたるが其の報告の大要は次の如し

▲米大陸日本移民

◎米大陸入國日本人　過去一ヶ年間に大陸合衆國に入國したる日本人總數は五千四百六十一人なるが其內入國を許可せられたるもの五千三百五十八人にして入國を拒絕されたるもの百〇三人あり又五千三百五十八人中普通旅券を携帶せるもの五千二百六十七人其の內五千二百〇五人は旅行劵協約の適用によりて入國したるものなり

◎入國日本人の種類　此の五千二百〇五人中千七百〇四人は再渡航者二千六百七十九人は呼寄られたる親、妻、子女等にして八百十九人は非勞として新に入國したるもの其他に三人の農業移住者あり而して殘餘の六十二人は純粹なる勞働者なり

◎米大陸より退去日本人　同年期間に合衆國大陸より退去したる日本人總數は五千四百三十七人にして之を入國日本人數に比すれば七十九人の增加を示せり即ち此の一ヶ年間に在留同胞數七十九人を減じたる譯なり

▲布哇日本移民

◎布哇日本移民數　は八千五百八十九名にして內勞働者にあらざるもの五千七十四名勞働者三千五百十五名なりとす、此等の數字に就き注意すべきは四千三百二十八名即ち總數の五割以上は婦人なること是れなり而して此等の婦人中十分の八九は未知未見のものにて所謂寫眞結婚によるものなり危險なる外人患者の中日本婦人六百八十一名ありき

◎米法律と寫眞結婚　此等寫眞結婚なるものは米國內の如何なる州に於ても違法視せられざるが故に良人たるべき男子は上陸地點に赴き米國法律に適合せる方法を以て結婚の儀式を行ふ斯くして違法の嫌なからしむるあり

るなり、然れども一面に於て米國生れの兒童を增加すると同時に、他の一面に於ては之を完全に敎育して他日米國市民たるに適するの素養を與えざるべからず、之れ實に在米邦人の一大責任なり。

(十六)日本移民排斥の眞相

日本移民の性質が東歐及び南歐より來る移民に比して其の品質の劣る處なきは何人も認めざるべからざる處なり、歐洲移民中英人と獨逸人を除きては日本人ほど多くの資金を懷中し來るものを見ず、更に之を敎育の程度より見るも、日本移民は遙に南部伊太利人、希臘人、露西亞人、波蘭土人等の上にあり、千九百年の合衆國戶口調査によれば、加州に於ける外國生れ白人の一割は文盲者ありしに比し、日本人中の文盲者は八分强に過ぎざりき、更に上院議員デリンガムを議長とせる合衆國移民委員の報告を見るも、日本人は英語を學ぶに熱心にして、米國の風俗習慣に適合するに努むることを認めたり。

更に之を經濟的方面より觀察すれば、日本人が賃銀の點に於て白人と競爭したるの時代は旣に過ぎ去り、今や農園に於ても、鐵道賃銀に於ても、家內勞働に於ても、日本人は白人と同額の賃銀を得るに至れり、農園勞働者として日本人が他の勞働者に優るは多數米人の認むる處、鐵道工夫としては日本人はメキシコ人、希臘人、伊太利人の上に居り、現に太北鐵道會社に雇傭せらるゝ日本人中には工夫監督者の地位に進みたる者百餘人ありて、其の下に監督せらるゝものは單に日本人のみならずして、希臘人あり、伊太利人あり、メキシコ人あり、而して監督者たる日本人と被監督者たる白人との關係は極めて圓滿にして毫も紛爭を生ずるの憂を見ず。

斯くの如く日本移民は歐洲移民に比して遜色なきにも拘らず、特に之を排斥するは、畢竟するに人種的偏見に外ならず、見よデリンガム委員の報告書には、日本人が同化の程度は支那人の上にありて、英語を學び、米國の文物制度を理解するに努むるの點に於て日本人は稱讚すべき性質を有すと明言するにも拘らず、太平洋沿岸に於ける米人の態度は成るべく日本人と遠ざかるに在るを以て、日本人の入國は依然として制限するの必要ありとの意を明にせり、而して曰はく日本人が成るべく白人と接近して同化せんと努むる場合に於ても、白人は之を避くるの傾向ありと、此の傾向は明かに人種的偏見に基くものにして、此の偏見を打破するは米國先覺者の義務たり責任たらざるべからず、然る

學童問題が如何にして解決せられたるかは日米國交中に之を詳記せり、即ち一面に於ては或る條件の下に、日本學童の公立學校に入るを許すと同時に、他の一面に於ては日本人の布哇より轉航し來るを禁じ、且つ日本より直接に來る勞働者も左の三種類の外は全然入國を許さゞることゝなれり。

(一)米國に定住して一旦日本に歸りたる者、即はち再渡航者

(二)米國定住者の父母又は妻子

(三)米國に定住して獨立農業に從事する者

日本移民禁止の合意が日米間に成立したるは明治四十年の夏なりしも、此の合意を實行するの準備を整ふるに數ヶ月を要したるを以て、同年七月より明治四十一年六月に至る一年に於ける日本移民は顯著しく減少するに至らず、九千五百四十四人を算したり、四十一年七月以降は日本政府に於て嚴に勞働者の渡米を禁じたる結果として、移民數頓に減少するに至れり、左の統計を見よ。

明治年度	入國者數	明治年度	入國者數
四一	九、五四四	四三	二、九二〇
四二	三、一一一	四四	四、二八二

右の統計の示すが如く、明治四十二年以後に於ける我が移民の數は甚だ少かりしのみならず、米國より日本に歸る者の數却て入國者より多かりしかば、其の結果として、日本人を顧客とする旅館、商店等の衰微を來せるも、他の一面に於ては、在米日本人をして永住土着の決心を起さしめ、特に農業に從事する者の如きは日本より妻子を呼び寄せて、事業の基礎を固むるに至れり、移民禁止合意の結果として生じたる寫眞結婚には幾多の弊害あり、或は單に妻を迎へんが爲めに、農地小作の契約を爲すあり、或は實際家を成すの資力なき者にして、濫りに妻を迎ふるあり、加之寫眞結婚てふ思想が米人の眼には餘りに奇異に映ずるを以て、米人中にも之を批難する者少なからず、然れども移民禁止によりて在米日本人の被りたる打撃を幾分にても少うするの應急手段としては寫眞結婚の如きは或は適宜の處置なりしならん、寫眞結婚によりて渡米したる婦人の如何に多かりしかは過去數年間の統計に徵して明かなり、即ち明治四十一年に於ける婦人の渡米者數は日本移民總數の一割七分强なりしが、四十二年には五割五分强即ち半數以上となり、四十三年には六割九分餘となれり、斯くの如く妻帶者の增加したるが爲め米國生れの日本兒童の增加するは當然の結果にして、在米日本人が之によりて根底を堅くするは疑ふべからざ

き多く耳を傾くるもの無かりき、然るに明治二十五年に至りては桑港勞働者中に排日を生張するもの漸く加はり、先づ料理人同盟の日本料理人排斥運動となれり明治二十七年大陸横斷鐵道工夫のストライキあるや、罷工勞働者の飢餓に瀕するもの續々として加州に入り込み、白人といはず日本人といはず、漫りに良民を苦しめたりしが、日本勞働者の止宿處にして彼等に襲撃せられたる者も亦少なからざりき、然れども同盟罷工の休むと同時に、排日運動も亦自ら消滅したり。

布哇轉航後に起れる排日運動に至つては、全く從前の排日運動と異なり、其の畫策極めて機敏にして、其の運動甚だ猛烈なりしかば、終に意外の結果を見るに至れり、明治三十八年頃那諾產れてトヴエトモーなる者桑港に於て日韓人排斥同盟會なるものを組織し、其の機關雜誌を以て頻りに日本人を攻擊し始めたり、之と同時に桑港クロニクル亦猛烈なる筆法を以て排日を鼓吹したりしかば、會員の數頓に增加し其の勢力侮るべからざる者となれり。

トヴエトモーは素と刑餘の徒なり、三十數年前那諾より米國ミネソダ州に移住し來り、暫らく同州の一小市に於て那諾語の週刊新聞紙の記者たりしが、其の時彼は百數十弗の小切手を僞造し、某商人の姓名を詐稱したるの罪を以て獄に投せられ、一年の服役を卒へて出獄したる後、彼は桑港に移住し巧みに過古の罪惡を隱拖して、勞働者の諸團體に出入し、徐々として勞働界に其の勢力を扶殖し、終に桑港建築勞働者同盟の幹事となるに至れり、されば其の經歷より見るも、其品性より見るも素より高潔なる人士の列に伍すべからざるの徒なれども、其の品性の野卑なるは偶ま以て彼をして勞働者を籠絡するの術に長せしめたるに非ざるか。

排日同盟會の始めて桑港に現はれたるは明治三十八年五月にして、其後ポルトランド、シヤトル、デンバー、ロサンゼレス等の諸市に其支部を設け、英領コロンビヤの勞働黨とも氣脈を通じて組織的運動を試みたり。

當時桑港の市政は勞働同盟派の掌中に歸し、市長シウミッ及び市參事會員の多數は勞働團體を代表する者にして、トヴエトモーと意氣相投ずるの間柄なりしかば排日同盟は爲す處として意の如くならざる無く、其の跳梁專恣名狀すべからざるものありき、而して此の時に方りて偶然にも桑港の大震災あり、排日派に假すに日本兒童の口實を以てするに至れり、而して學童問題の結果は布哇轉航禁止となり、日本移民の大制限となれり。

（五）移民禁止の結果

(三)布哇轉航の弊害

日本人は太平洋沿岸の各方面に於て着々發展しつゝあるの時に方りて、意外の方面より其の發展を阻碍するの不幸を來たしたり、布哇轉航者の激増是なり。

是より先き民主黨のクリブランド內閣は倒れて、共和黨のマッキンレー之に代はり、保護の政策を取りて內國產業の發達を圖りたるの結果、米國の製造工業界は頓に活氣を呈し、勞働者の需要益す多く、明治三十四年前後に至りては日本勞働者の供給は常に需要を充たす能はざるの狀態を來たせり、是に於てか勞働者の周旋仲介を業とする日本人は、此機を利用して奇利を博せんと欲し、布哇に在る日本勞働者を太平洋沿岸に轉航せしめて、以て米人の需要を滿たさんとの計畫を立て、人を布哇に派して耕地の勞働者を說き、之に勸むるに轉航を以てせり、布哇の勞働者は太平洋沿岸に於ける賃銀の高きと、其の氣候風土の健康に適するとの故を以て、直に轉航の有利なるを認め、明治三十六年頃より續々米本土に渡航し來れり、殊に明治三十七年より三十九年に至る三年間は轉航者の最も多かりし時にして、滊船の桑港に着く每に五百乃至一千の轉航者を見ざるなく、三ケ年間に於ける轉航者の總數は無慮三萬を算するに至れり。

布哇勞働者の轉航は需要供給の原則に伴ふ自然の現象にして已むを得ざるものありしと雖も、之が爲めに在米日本勞働者の聲價を落したるのみならず、轉航者の數餘りに多かりしが爲に、桑港に於ける勞働組合及び一部米人の反感を招き排日運動の端緒を開くに至れり蓋し布哇勞働者の多數は契約移民時代に渡航したるものにして一種の奴隸根性を有したるのみならず、久しく熱帶的氣候の中に在りて怠慢の習慣を生じたるを以て、其の米本土に來りて後も、容易に從來の習慣を脫する能はず、其の勞働の成績は到底從來太平洋沿岸に在りし日本勞働者と比較すべきにあらざりき、是に於てか從來日本人に反感を抱きし一部の白人は益す日本人を嫌忌するに至れり、布哇勞働者の轉航は實に在米日本人にとりて一大障碍たりしなり。

(四)排日運動

組織的排日運動は布哇轉航の時に始まりしと雖も、其の起源は遠く明治二十年頃にあり、其頃桑港にオドンナルと稱する愛蘭土生れの醫師あり、頻りに日本人を排斥したり、然れども當時一般桑港人は日本人問題に關して深く思慮する處なく、オドンナルの排日論の如

即ち明治二十三年より在米日本人口は毎年增加し來り明治四十年に至りて七萬五千二百二十六を算するに至れり。

更に統計を離れて此の期間に於ける在米日本人發展の實狀を記さんに、明治二十二年頃豈本春之進兄弟等は既に桑港の對岸なるオークランドに於て植木、石竹、菊等の栽培を始め、以て今日の如く盛大なる花園業の基礎を築けり、明治十九年の頃田中鶴吉、井上角五郎等は加州ローダイ附近に二十英町の土地を購入して、日本村を建設するの計畫を爲せしも終に失敗に終れり明治二十年以後は靑年學生の渡米する者益々多く、同年大阪に米國移民會社なるもの設立せられ、大に北米移民を奬勵せしかば、明治二十二年頃よりは日本人の渡來せるは獨り桑港附近のみならず、北方シャトル及びタコマ方面にも直接移民の渡航するを見るに至れり明治二十四年頃となりては、桑港方面に上陸せる日本人の數大に增加したる結果として、日本人は南加は勿論、北の方オレゴン、東の方はネヴダ、ユタ、コロラド等の諸州にまで進入するに至れり。

加州方面に於ける日本人の發展を助けたる者は支那人排斥法なり、同法の制定せられたるは明治十七年（一八八四年）にして爾來加州農園勞働者の數漸次に減少せしかば、農園經營者は勞働者の缺欠を感じ日本人を以て之を補足せんとの希望を生じたり、斯くて明治二十一年の夏六十餘名の日本人はバカビルに於て果物摘採に從事したるは是れ實に日本勞働者が群を爲して加州の農業的勞働に從事したる嚆矢にして、亞いでサクラメント、サンノゼ方面の農園にも日本人の侵入するあり、明治二十四年に至りては加州內地のフレスノ附近にも數十人の日本勞働者を見るに至れり、更に二年を經て日本人はサリナス方面に入りて從來支那人及び葡萄牙人の獨占事業なりし甘菜耕作の請負を開始し、更に櫻而那河下地方に入りて、馬鈴薯、玉葱等の耕地耕作に從事せり。

斯くの如く日本人は着々として加州の各地方に侵入せしかば、東洋汽船會社は明治三十年を以て桑港航路を開始し、日本郵船會社亦翌年を以てシャトル航路を開始したり、明治三十一年には在加州日本人の數三萬の多きに達せり、日本人が農園に於て斯くの如く勢力を發展すると同時に、都市に於ける日本人も大に增加し明治三十二年頃には桑港日本人の數四千を超え、日本金融社なる金融機關の設備すら開始せられ、橫濱正金銀行の外に三井物產會社及び東洋汽船會社の支店をも設立せられたり。

然米人ハリス（美以教會の日本監督ハリスとは關係あし）の知遇を受け、他の留學生に別れ、ハリスと共に紐育に來れるは明治二三年頃なるが如し、斯くて紐育に止まること十餘年にして、更にハリスに伴はれて加州サンタローサ附近に來れり、ハリスが同地方に於て二千英町の地面を購求し、葡萄園を開くに及んで、氏を助けて農園の經營に從事せり、後ハリスの病死するや、永澤氏は遺言によりて其の財産を監督するの權を繼承し以て今日に至れり。

明治十八年頃に於ける桑港附近の在留邦人の數は五百人内外にして一二の日本人下宿屋、食料品店等あり、横濱正金銀行亦同年を以て桑港に支店を開始す。

（二）日本人海外發展の時期

明治十八年政府が公然海外出稼を許可したるの結果として、翌年より邦人の渡米する者著しく增加せり、而して明治十九年より我が米國移民の數は漸次に增加し明治四十年に至りて最高潮に達せり、之れを左の統計に徴せよ、

明治年度	入國者數	歸朝者數
一九	一九四人	七〇人
二〇	三三九	六五
二一	四〇四	六七
二二	六四〇	七六
二三	六九一	七七五
二四	一、二五六	一六八
二五	一、四九八	四四五
二六	一、六四八	三五六
二七	一、七三九	三九一
二八	四八〇	四四七
二九	一、二二〇	三六七
三〇	一、五二六人	三八八人
三一	二、三二〇	六七一
三二	二、八〇四	八三三
三三	六、六六八	一、〇〇六
三四	四、九三二	八六六
三五	五、〇三五	一、〇三五
三六	六、九三三	一、〇〇八
三七	七、六四四	九三三
三八	三、六〇八	一、七九一
三九	八、六六六	二、八〇一
四〇	一〇、二三〇	一、九〇三

斯くの如く明治四十年度には日本人の渡米せる者一萬を超ゆるに至りたるが、斯る增加を來したる重なる原因は、一は米國の經濟界の好況なると、一は加州に於ける排日運動の結果移民禁止を見越して日本人が相競ふて渡航したるに在り。

右の統計に示せる渡航者と歸朝者の數に基き明治二十三年より四十年に至るまで每年在米日本人の數を概算し左の統計を得、

明治年度	在米日本人口
二三	二、〇三九
二四	二、九〇七
二五	四、一六二
二六	五、四五四
二七	六、八〇二
二八	七、九三五
二九	八、六七八
三〇	九、八一六
三一	一一、三七五
三二	一三、三八六
三三	二四、三二六
三四	二八、三九一
三五	三二、四〇三
三六	三八、二八八
三七	五三、七六四
三八	六一、一四四
三九	六六、八九九
四〇	七五、二二六

第二篇 移民問題

(一)初期の移民

徳川幕府が固執せる鎖國政策の下にありても、或は法網を脱して太平洋を渡れる冒險兒あり、或は海上難破に逢ふて餘儀なく米國に渡れる者ありしと見ゆ、されば合衆國大藏省の一八九三年度の報告書中には、一八六一年（文久元年）より一八七〇年（明治三年）に至る十年間に米國に來れる日本人の總數を二百十八人と報じたり。

明治維新の時代に入りては鎖國の政策を棄てゝ臣民の海外に渡航するを許可したるも、特に法律を設けて邦人の海外出稼を公許したるは一八八五年(明治十八年)なり、今合衆國の報告書によりて一八六九年（明治二年）より一八八五年(明治十八年)に至るまで毎年の日本移民數を見るに左の如し。

明治年度	入國者數	明治年度	入國者數
二	六三	十一	二
三	四八	十二	四
四	七八	十三	四
五	一七	十四	十一
六	九	十五	五
七	二一	十六	二七
八	三	十七	二〇
九	四	十八	四九
十	七		

明治初年に於ける移民は外人の好僕として來りし者、難船せる漁夫の漂流し、又は外國船に救はれて桑港に來れる者の外少數の鑛山坑夫ありしが如し、幕府の御雇役人たりし蘭人スチルなる者、加州某處の金鑛を開くの目的を以て明治二年頃前後二回に四十名の日本勞働者を連れ來りたるも、採鑛の計畫意の如くならず、スチルは失敗の結果何處にか逃亡し、四十名の日本坑夫は衣食に窮するの悲慘なる境遇に陷れり。

一時は東洋のロビンソン、クルーソーとまで稱せられたる田中鶴吉が加州に在りしも此の頃なりき、彼れ僅かに十三才にして慶應二年を以て桑港に來りしが、居ること四五年にして天日製鹽業を研究するの志を起こし、桑港の對岸アラメダに在る一製鹽所に入りて研究の目的を遂せり、然れども彼が歸國後の歷史は失敗の歷史にして、終に其の雄圖を實現するの機會を得ざりき。

加州邦人の元祖とも稱すべき永澤鼎が加州に來たれるは明治十三年の頃なりき、彼は最初薩藩の海外留學生として森有禮等と共に英國に赴きしが、其の滯英中偶

として、日本の輿論は大に加州の横暴を責め、我外務省亦本年三月に至り珍田大使をして米國政府に交渉せしめたり、是に於て大統領ウィルソン氏は日本の要求の正當なるを認めたるもの丶如く、書を加州知事に寄せて排日土地案の撤回を求めたるも、加州議會の形勢は到底中央政府の言に耳を傾くるの様子なく、土地案の通過旦夕に迫るの有樣なりしかば、大統領は四月下旬國務卿ブライアンを加州に派して親しく加州知事に交渉せしめたり、ブ氏はサクラメントに赴き留まる一週間許にして幾度か知事及び議員と會合したるも、知事及び議員の態度は依然として變更せず、ブ氏亦策の施すべきなく、手を空うして華府に還れり、越へて數日にして議會は無法にも土地案を通過したり、其の要點は左の如し、

一、歸化權なき外國人は土地を所有するの權なし

二、歸化權なき外國人の社員又は株主が多數を占むる會社も亦右と同じ

三、歸化權なき外國人は讓與又は相續により土地の所有權を獲得するを得ず

四、歸化權なき外國人は三年を越えざる期間内にて農地をリースするを得

尤も案の明文中には外國人に土地を所有するの權利なしと明記せず、却て條約の範圍内に於て土地を所有するの權利ありといふ極めて婉曲なる言辭を用ゐたり、然るに現行日米條約中には日本人は商工業用の爲めに土地をリースするの權ある事を明記するも、土地を所有するの權利あることを明記せず、而かも農業用の爲めに土地を所有するの權利ありや否やに關しては一も規定する所なし、人或は最惠國條款の存在を說くも、日米條約の最惠國條款たる單に「通商航海」に適用するものにして、其他の事項に適用し得るやは疑問なり、是に於て問題は日米條約の規定を離れて一般國際私法の原則より考へざるべからざる事となれり。

土地案が加州議會を通過して知事ジョンソンの手許に送達し來れるや、大統領は五月十一日再びジョンソンに電報を發して、該法に署名するを暫く延期すべき旨を依賴せり、然かもジョンソンは依然として之を聞かず、終に之に署名せり、是に於て珍田大使は更に國務省と交渉して其の善後策の考究に努めつ丶あり、而して此の善後策の如何なるものなるやは、本稿の印刷に付せらる丶まで未だ公表せられず。

(十三)加州の排日運動

桑港學童問題の落着以來加州に於ける排日運動は次第に其の勢力を增すの傾向ありき、一九〇七年の同州議會に日本人排斥を目的とする土地案、隔離學校案等の提出せられてより、毎年同種の法案の同議會に提出せられざるなく、爲めに在留邦人をして不安の念を抱かしめたり、然れども加州議會の多數は共和黨にして、中央政府亦共和黨の手中にありし間は此種の排日案は大抵握潰の運命に逢へり、ルーズヴェルトが大統領たりし時如何に强硬の態度を以て加州議會の排日案を抑制したるかは世人の熟知する處あり、タフトの時代に至りては、其の態度ルー氏の如く强硬ならざりしも、而かも其の忠告は加州議會の耳を傾くる處なりき。

然るに一九一二年の總選擧に於て、共和黨は保守派と進步派とに二分し、加州知事ジョンソンは進步派に屬し、其の議會亦進步派の議員多數を占めたるに反し、中央政府は民主黨の手中に歸したり、是に於て中央政府は加州議會に對して何等の勢力なく、其の助言忠告は毫も加州議會に顧みられざるのみか、加州の進步黨政事家は、中央政府を困難の地位に陷れんが爲めに故らに反抗するの態度を示すに至れり、是れ今年加州に於ける排日案が意外の結果を來たしたる所以なり。

今年(一九一二—一九一三)の加州議會に提出せられたる排日案の數約三十五にして之を性質によりて大別すれば左の如し、

一、歸化權なき外國人の土地所有權を禁止するの件　八案
二、歸化權なき外國人の漁業税を增加する件　七案
三、歸化權なき外國人の兒童を白人小學校より離隔する件　九案
四、歸化權なき外國人に酒類販賣を禁止する件　一案
五、歸化權なき外國人に蒸氣機關の使用を許さゞる件　三案
六、歸化權なき外國人に探偵たることを許さゞる件　三案
七、歸化權なき外國人の人頭税を增加するの件　二案
八、歸化權なき外國人に白婦人雇使を許さゞる件　一案

此等の議案は直接に日本人てふ言語を用ゐざれども、提出者の目的が日本人を苦しむるに在ることは言はずして明白なり、右の議案中土地所有權に關するものは日本人の利害に關すること至大なるを以て、加州日本人會は檄を故國に飛ばして其の聲援を求めたるの結果

其の占領者は一私立會社たる場合にも合衆國はモンロー主義を適用して之に反對すべしとの意を明にせり。

(十二)新日米條約の締結

米國の新聞紙及び政治家中には日墨密約を云々して忌まはしき浮説を傳ふる中にも、日米の當局者は兩國の親交を證明するに足るべき一の施設を爲せり、一九一一年(明治四十四年)二月二十一日を以て調印せられたる新日米條約是れあり、蓋し日本と諸外國との條約は同年限りにて消滅し夫々新條約を締約せざるべからざる事と成り居りたれば、日米條約の成立は必ずしも異數とするに足らざるが如くなれど、舊條約第二條の移民に關する但書の削除に關する日本の希望は容易に米國に容れられざるべしと觀測せられたるのみならず、舊條約の終了時期に關しても日米の間意見の一致せざるものあり、從て米國との新條約締結は最も困難なるべしと思惟せられたり、然るに米國は歐洲列國に率先して新條約の調印を承諾し、上院亦滿場一致を以て之を批准したるは、寧ろ日本の意外としたる處にして、日本の新聞紙中には之を以て米國政府が日本との友誼を重んずるの證據と爲すもの多かりき。

新條約の最も注目すべき點は、舊條約第二條の但書を削除したる事なり、蓋し該但書は「本條約の規定は兩締盟國の各一方に於て商業、勞働者の移住、警察及び公安に關し現に行はれ又は將來制定せらるべき法律勅令及び規則には何等の影響を及ぼさず」といふにありて、米國の法規を以て我が勞働者の渡來を禁止又は制限するの自由を認めたり、新條約が之を削除したるは一見甚だ日本に有利なるが如きも、日本は之を條約の正文より削除したる換りに、一篇の覺書を米國に提供して移民制限に關する既存の合意を繼續する旨を約したれば、實際に於ては日本に何等の益する處無きなり其他新條約の要點は(一)沿岸貿易を全然兩國各自の法律に遵ふべきものとなせること(二)舊條約中永代借地權の有効を認めたる條項を削除したる事(三)日米間の關稅に關しては互惠條約の締結を見るまでは何れも其の國定率に依るべきも互に最惠國待遇を許與すべしとの議定書を添えたる事等なり、但し永代借地權の問題は今猶解釋せられず、日本に居留する外人は今日依然として永代借地權の恩澤に沐浴しつゝあり、之が爲めに外人の課稅問題等に就て時々紛議を生ずるを免れず同年五月十一日より七月六日まで、華盛頓府に日、英、米、露の北海海獸保護會議を開き、其の結果は圓滿に同海獸問題を解決し、四國共に一の條約に調印したり。

米國が日本に對する友情の依然として舊に異ならざる旨を貴國政府に傳えんことを希望す」と。
斯くて日墨密約說は自ら消滅するの有樣なりしにも拘らず、翌年(一九一二年)四月二日マサチウセット州選出上院議員ロッヂ氏は上院に於て突飛なる決議案を提出して再び中外の耳目を聳動したり、決議案の大意は「近時東洋の某强國が墨國のマグダレナ灣に於て貯炭用に供するの目的を以て土地を租借せりとの風說あり仍て上院は國務省に向て是に關する凡ての材料を明示せられんことを望む」といふにありき、決議の目的は言ふまでもなく例のモンロー主義を楯として、墨國に於ける日本の企畫を阻碍するに在り。
マグダレナ灣事件に關して無根の風說を流布したるは例のハーストの黃色紙なり、ロッヂの決議案の提出せらるに先ちて此の黃色新聞紙は連日筆を極めて人心を聳動するの虛說を揭げたり、ロッヂの決議案は實に此の虛說に胚胎せるものなり、ハーストが斯くの如く熱心にマグダレナ灣事件を吹聽せるは、其の裡面に醜陋なる魂膽の伏在せる事疑ふべからず、世間傳ふる處によれば彼は墨國のローアー、カリホルニヤに於て廣大の地面を有し、其の地價を騰貴せしむるの方法として根も葉も無き虛說を流布し、以て世人の注目を[illegible]方に引きしものなりといふ、或は曰く彼の背後には軍艦製造業者ありて彼を操縱しつゝありと、其の眞僞未だ判斷し易からざるも、彼の心事が野卑陋劣なるは亦以て想ふべきなり。
右の決議に對してタフト內閣は、墨國に於ける日本の行動は何等憂ふるに足るもの無きを宣明し、日本政府亦內田大使をして左の如き說明を發表せしめたり、曰く「マグダレナ灣に關する世評は全然無根の浮說にして帝國政府は何等の關係を有せず、唯曩に東洋漁業會社が全く他と關係なく、墨國政府より同國西海岸に漁業權を獲得したるは事實なり、其後同會社は右の權利を同會社より東洋捕鯨會社に讓渡したるを以て、同會社は十月十七日改めて墨國政府と契約を取結びたり、此結果同社は重役一名及び漁業技師漁夫十名を同地に派遣し目下漁區の調査中なり、但該漁區はトペッタ及びオアクサカ兩州に亘る地方にしてマグダレナ灣とは何等の干係なし、其の契約期間は十年にして何等政治的意味を有せず」云々。
斯くの如くして日墨密約說及びマグダレナ灣占領說の眞相は漸く有識者の間に知らるゝと雖も、ロッヂ氏の執拗なる更に第二の決議案を上院に提出し、墨國及び南米に於て貯炭の目的の爲めに土地を占領するときは

一、外國生れの兒童にして英語を解する者は、一定の試驗を經て適當の級に編入せらるべし

二、外國出生の兒童にして九才以上の者は第一年級に、十才以上は第二年級に、十一才以上は第三年級に、十二才以上は第四年級に、十三才以上は第五年級に、十四才以上は第五年級に、十五才以上は第六年級に、十六才以上は第七年級に、十七才以上は第八年級に入るを許さず

此の解決法そのものは、必ずしも不當ならざるも、而かも日本は僅か九十三人の兒童を右の如き條件の下に桑港公立學校に入れんが爲めに、移民禁止てふ至大の犠牲を供するの已むを得ざるに至れり、畢竟學童問題の如きも一の移民問題に過ぎずして、桑港勞働黨は日本移民禁止てふ目的を達せんが爲めに計畫せる一の策略なりしが如し、而して日本は此の裡面の事情を知らず、勞働黨の注文通り其の網にかゝれり。

此の時よりして移民問題は日米間に横はる至大至難の問題とはなれり、學童問題の後久しからずして、ル氏の日本人に對する態度は著しく變更したるのみならず太西洋艦隊が世界を一週して日本に立寄りしは、移民問題の解決に關係ありなどゝ傳えられ、日米の親交は最早往時の如くならざるに至れり、移民問題は最も重大なれば吾人は編を別にして特に之を詳説すべし。

(十一)日墨密約説と
マグダレナ灣事件

一九一〇年(明治四十三年)十一月墨國に内亂起り、翌年三月合衆國は不慮の變に備へんが爲めに、テキサス方面に向て軍隊を移動するや、黄色紙は奇怪なる風説を傳えて曰く、米國今回の陸軍動員は表面上墨國の内亂に備ふと云ふと雖も、其實は日本の墨國に於ける野心を未發に防ぎ以てモンロー主義の今日猶有力なるを世人に向て公表するものなりと、一犬虚を吠えて萬犬實を傳え、米國の新聞紙中には日米開戰の機目前に迫れるが如く報道するものすらありき。

是に於て時の駐米大使内田男は深く之を憂ひ、再三新聞記者等を引見して、右の如き風説の何等の根據なきを説明すると同時に、大統領タフト氏も此の風説を否認する爲め、三月二十三日内田大使を白館に招き下の如き大意を傳えたり曰く「合衆國が軍隊を墨國々境に出したるを見て、世間には陰然日本に對する示威運動なるかの如く傳ふるものあり、斯くの如き妄説は素より一顧にだも値せず、然れども余は斯る風説の一日も早く消滅せんことを希望するの餘り、閣下を煩はして合

家屋の大半は烏有に歸したるの大慘事あり、爲めに市中の公立學校中には授業を休止するもの多かりしが、其後程なく或は天幕を張り、或は家屋を假設して開校するに到り、十方哩の燒殘地域に數十の小學校を見るに至れり、斯くて日本兒童も此等の學校に通學し居りしが、同年十月十一日に至り桑港敎育課にては十月十一日を以て日本人生徒をば悉く一般公立學校より放逐して、支那人の爲めに設けたる東洋人學校に入らしむべき旨を布告し、翌朝より之を勵行したり。

是より先き桑港の勞働黨は幾度か日本兒童を離隔せんとして會合を開き決議は屢通過したるも、終に實行せられざりしが、今や震災の結果公立學校の設備不完全にして、日本兒童を入るゝの餘地無しとの口實を設けて離隔を斷行したり、當時桑港の市政を司る者は市長を首めとして勞働黨に屬するもの多かりしかば、斯くの如き不法の處置を斷行したるは素より怪むに足らざるあり、當時日本兒童の桑港公立學校に在りし者九十三人にして、內男六十八人、女二十三人ありき、而して此等の學生は二十三校に散在したるを以て何れの學校に於ても日本人の爲めに校舍の狹隘を感ずるが如き現象無かりき、敎育課が離隔の理由とせる校舍の不完全といふが如きは一片の口實に過ぎずして、眞の理由は勞働黨が日本移民に對して嫉妬、猜疑の念を抱きしに在りしのみ。

十月二十五日我が靑木大使は國務卿ルートを訪ふて學童問題に關して圓滿なる解決を見るやう盡力あり度き旨を陳述したり、是に於て大統領ルーズヴエルト氏は翌二十六日商工務卿メトカーフ氏に命ずるに加州に赴きて問題の眞相を調査すべき事を以てしたり、斯くてメトカーフ氏が報告書を齎らして桑港より歸るや、ル氏は明かに桑港の處置の不當なるを認めたるもの〻如く、十二月三日を以て議會に與へたる敎書中には極筆日本を稱揚し、日本人に歸化權を與ふべしとまで斷言したり、十二月十八日に至てル氏は更に學童問題に關する特別敎書を下して桑港の處置を批難し、且つメトカーフ氏の報告書をも敎書に添えて、事情の眞相を明にし、桑港に於ける日本人は當然受くべき法律の保護をすら受け居らずと極言し、大に日本人の爲めに辯護する處ありき。

ル氏の敎書は加州に於て大反抗を惹き起し、問題の解決益々困難となれり、是に於てル氏は桑港市長シユミツツ及び桑港敎育課員一同を華府に招き反覆熟議する處あり、其の結果は左の如き方法によりて學童問題を解決することとなれり、

ノックス氏が第一に提出せるは滿洲鐵道中立の議なり此の提議の裡面に如何なる魂膽ありしやは猶知るに由なきも、米國の某鐵道王及び富豪がノックスの背後に在りて、之を操縱したりとの風說は、必ずしも無根の臆測にあらざるが如し。殊に此の提議に先つ一二年前鐵道界の巨人ハリマンが日本に遊びて、時の滿鐵總裁後藤男に南滿鐵道を讓受けたき意思を漏したるの事實を聯想せば、思半に過ぐるものあらん。滿鐵中立の提議は露國に於て强硬なる反對を被り、其他の列强亦之を見ること極めて冷淡なりしかば、日本は之に對して强硬なる抗議を申込むまでも無く當然失敗に歸すべき運命を有したりき。

滿鐵中立の提議が全然失敗に終るや、ノックスは更に紐育の企業家の後援となり、滿洲に於て錦州と愛琿とを聯結すべき大鐵道の敷設を計畫したり。然るに此の計畫を實行するには日露の承諾を經ざるべからず、何となれば錦愛鐵道は南方に於ては我が南滿線と競爭するの結果を來すべく、北方に於ては露國の東清鐵道と聯絡するの必要ありたればなり。日本は此の新計畫に對して必ずしも反對せざるものゝ如くなりしも、露國は飽くまでも之に反對したり、其の結果として錦愛線の計畫も水泡に歸したり。

斯くの如く米國の二計畫は何れも失敗に歸せしも、此時より米國資本家の一派にして滿洲並に淸國の經濟的企業に投資せんとする者は政府の後援を擁して益々劃策する處あり、曾て奉天總領事たりしストレート氏を聘して其の顧問となし終に淸國政府に向て莫大の資金を貸與するの契約を結ぶの運びに至れり。然るに此の契約の成立せんとするや英、佛、獨の三國は、曩きに米國が洒川鐵道借款加入を主張せしを理由として、米國の新借款に加入せんことを申込めり、米國は之を拒む能はずして、三國の要求を容れ、茲に四國借款團を見るに至れり、其後四國は日露兩國をも加入せしむるの得策を認め、終に六國借款團の成立を見るに至れり、旣にして淸國革命の騷動ありて借款の談判自ら中止せしが、中華民國の成立するに及んで談判は再び繼續せられたるも、群議百出借款の契約容易に成らざるの時米國に於ては民主黨內閣の成立と共に其の極東政策に大變動を來たしたるの結果、米國の資本家は全然六國借款團より手を引くに到れり。是れ實に一九一三年三月なり。

(十)桑港學童問題

一九〇六年四月に桑港は空前の震災と火災との爲めに

をして宣教師一同に一種の說論を發し、其の韓國政治に容喙するの不得策なるを說けり、這般の事情より察するもルーズヴエルト內閣が滿韓問題に關して日本に同情を寄せたるは疑ふべからざるが如し、而かも民間に於ける言論は頗る日本に不利にして、動もすれば日米の親交を阻害するの虞ありしかば、兩國の政府は深く之を憂ひ、一九〇八年十一月三十日を以て一篇の宣言書を交換し以て米國民の疑惑を釋かんと試みたり、日本より提出して合衆國の承認を得たる宣言書に曰く、

一、太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を奬勵するは兩國政府の希望たり

二、兩國政府の政策は何等侵略的傾向に制せらるゝことなく、前記方面に於ける現狀維持及び淸國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とす

三、從て兩國政府は相互に前記方面に於て他の一方の有する所領を尊重するの强固なる決意を有す



立憲同志會總裁 前內閣總理大臣 公爵 桂太郎

四、兩國政府は又其の權內に屬する一切の平和手段により淸國の獨立及び領土保全、並に同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し以て淸國に於ける列國の共通利益を保存するの決意を有す

五、前述の現狀維持又は機會均等主義を侵迫する事件發生するときは兩國政府は其の有益と認むる措置に關し協商を遂げんが爲め互に意見を交換すべし

此の宣言書の交換は米國の輿論に多くの影響を與へざりしものゝ如く、米國の諸新聞は依然として日本を猜疑せり、然れども滿韓問題は米國が直接に多大の痛痒の感ずるものに非ず、時を經るに從て米國諸新聞紙は漸く之を閑却するの傾向ありき、然るに一九〇九年ルーズヴエルト退きてタフト新に大統領となり、ノックスを入れて國務卿となすに及んで其の極東政策は頗る進擊的態度を帶び再び衆目を滿洲方面に注集せしむるに至れり。

國の間に調停を試みんとし、一方には日本の讓歩程度を確かめ、一方には露國全權をして交讓せしめんとし露國駐在の米國公使マイヤーをして露國皇帝に謁見し切に人道の爲め平和の爲め日本の新提議に同意せられんことを勸告せしめたるも、露帝は如何なる名義を以てするも、一錢の償金をも出だす能はざる旨をウイッテに訓電したり、是を以てウイッテの態度は益々强硬にして我が全權も大統領ル氏も如何ともする能はず、斯くて日本は終に償金の要求を撤回し、樺太の北半部すら得る能はずして極めて我に不利なる條件の下に和を結ぶの止むを得ざるに至れり、ル氏が此の談判の進行中兩國の全權に對して如何なる助言を爲したるやは今猶秘密に屬す、ル氏自叙傳を草するの時果して忌憚なく之を公表するや否や。

(九)滿韓問題と米國

日露戰爭の當時米國の官民は滿腔の同情を日本に寄せたり、然るに戰爭の終局すると同時に、米國の態度は俄然として一變し、米國の新聞紙は大抵日本の欠點短處を指摘し、殊に其の滿韓政策に向て苛酷なる批難を試むるに到れり、蓋し此の態度一變の兆候はポーツマツスに於ける媾和談判の進行中既に明白となれり、當時ウイッテは竊に黃白を散じて米國新聞紙若くは通信社を買收し、以て日本に向へる米國の同情を一轉して露國に向はしめんと謀れりとの風說あり、其の眞僞未だ明ならずと雖も、全然無根の臆測にも非ざりしものゝ如し、次ぎに從軍の目的を以て極東に向へる米國新聞記者が日本政府が軍機の秘密を保つの必要上容易に戰地に入るを許さゞるに不滿を抱き、自ら日本を讒誣するの筆法を弄したるが如きも亦、米國の輿論を一變するに與りて力ありしものゝ如し。

米國の新聞紙が最も批難せるは滿韓問題に關する日本の政策なりき、曰はく日本は韓半島に於ける米國の既得利權を尊重せずと、曰はく日本は韓民を虐すること殘忍苛酷にして人道を無視すと、曰はく日本は滿洲より米國の商品を驅逐せんとすと、言議百出底止する處を知らず、然かも日本が韓國に統監府を置き事實上韓國を合併するや米國大統領ル氏は列國に率先して米國公使館を京城より引き上げ以て日本の對韓政策を是認するの意を明にせるが如き、少くとも米國政府部內に於ては日本の眞意を諒とせしものゝ如し、加之在韓米國宣敎師が動もすれば、日本の處置を批難して韓民の不平を挑撥するが如き態度を執る者あるや、大統領ル氏は深く之を憂へ、時の京城駐在米國領事サンモンス

大統領の力を假るの便利なるを認むるに於ては、大統領は其の權能内に於て爲し得る限り、何事にても喜んで盡力すべし、然れども兩國にして大統領の力を假らず、直接に右の準備を整ふることを得ば、大統領は之に對して滿足の意を表すべし、畢竟大統領の希望する處は唯文明世界全體が依て以て平和を來たさんことを祈るべき會合の成立に外ならず、

右の公文に對し小村外相は六月十一日を以て左の如き回答を發したり。

帝國政府は合衆國大統領の勸告に對し極めて愼重なる考量を費したり、日露間の平和を十分に確保するに足るべき條件の下に、戰爭を終局することは、世界の利益の爲に、將た帝國の利益の爲めに、帝國政府の希望する所なるを以て帝國政府は大統領の勸告に應じ、全然兩交戰國間に於て直接に媾和條件を商議決定するの目的を以て相互の意に適し、且つ便益と認めらるべき時及場所に於て露國全權委員と會合せんが爲め、帝國全權委員を任命すべし、

斯くて日露の媾和委員は愈々明治三十八年(一九〇五)八月初旬を以て紐育に著せり、日本側に於ては小村外相を首席全權とし、高平公使を次席全權に任じ、佐藤辨理公使、山座政務局長、安達書記官、落合書記官、本多秘書官、小西外交官補、外務省雇米人デニソン等之が隨員たり、露國側にてはウイッテを首席全權としローゼンを次席全權とし、外に隨員四名あり、かくて日露兩國の全權大使はオイスターベーに赴きてル氏に會見するや、ル氏は其の常用船メーフラワー號に於て一行を引見し祝杯を擧げて曰く『諸君余は今諸君の爲めに祝杯を擧げんとす、然れども此の祝杯に對しては諸君に於て答杯を擧げらるゝを要せず、諸君は起立のまゝ無言にて其の杯酒を乾されんことを望む、余は今諸君が代表せらるゝ二大國の主權者及び人民の安寧幸福の爲に茲に此の杯を擧ぐ、此の二大國民の間に公正なる永久の平和が速かに成立せんことは啻に兩國の利害の爲のみならず、すべての文明世界の爲に余の熱望する處なり』と。

談判は愈八月九日を以てポーツマウスに開かれたり、而して談判の最も困難なりしは償金問題にして、ウイッテは斷乎として償金に關する日本の提議を拒絶したりしかば、小村大使は一の折衷案を提出し、日本は樺太全島の割讓を得、其の北半部を露國に賣却すべきにより露國は其の代金として十二億圓を支拂はれたしと申込めり、然かもウイッテは頑として此の議に應ぜず、是に於て大統領ル氏は深く談判の破裂を憂へ、兩

て戰爭の繼續に反對するの聲愈々大を加ふると同時に獨佛兩國亦露國に向て戰局を結ぶの得策なるを忠言することを益々切なり、是に於て駐露米國大使マイヤー氏は大統領の命を受け六月七日を以て露帝に謁見し、大統領ルー氏の誠意を奏陳し、列國の願望を容れて和を講せられんことを勸告したり、而して一面華盛頓に於ける外交界を見れば、我が高平公使は日本海大海戰の翌日(五月二十九日)大統領と長時間の會談を爲し、次で大統領は歐洲列國の公使を引見したり、其の結果として、大統領ルー氏は兩交戰國及び其他の列國に於ても、媾和談判開始に關するルー氏の斡旋を拒むの意なきを確かめ得たり、是に於てかルー氏は六月十日を以て東京駐在米國公使グリスカムをして左の公文を日本政府に致さしめたり。

本公使は國務長官の電訓に從ひ、閣下に對し左の通牒を爲すの光榮を有す、

大統領の所觀を以てすれば、今や人類一般の利益の爲めに、目下の慘憺たる戰爭を終局せんが爲に盡力するの秋方に來れるものゝ如し、合衆國が日露兩國と友交親善の關係を保つや久し、合衆國は兩國の繁榮福祉を祈ると共に、此の二大國民の戰爭により世界の進步を阻碍せらるゝを感ず、故に大統領は日露兩國政府に於て單に兩國の爲めのみならず、文明世界全體の利益の爲め相互間に直接の媾和談判を開始せられんことを切望す、



駐米日本全權大使
子爵　珍田捨己

右媾和談判は全然兩交戰國間に於て直接に之を行ふべし、換言すれば、日露兩國の全權委員は何等仲介者を設けずして會見し、以て是等兩國の代表者に於て媾和條件を協定する能はざるかを考ふるに至らんこと是れ大統領の希望する處あり、大統領は媾和談判其のものに關しては何等の仲介者を要するを見ずと雖も、若し兩關係國にして、會合の日時及び場所に關し、豫じめ準備を整ふるに付き

半島を還附するの已むを得ざるに至れり。

(八)日露戰爭と米國

北淸事變即ち拳匪の亂の後露國が滿洲に跳梁するや、日本は極力門戸開放主義を主張して、滿洲に關する露淸密約の成立を妨ぐるに苦心せり、時の米國國務卿ヘー氏亦門戸開放の唱導者なりしかば、日米兩國は自ら相接近するの傾向を來たせり。

日露愈よ干戈の間に相見ゆるに及んで國務卿ヘー氏は東京駐在の米國公使をして我が外務省に左の如く傳えしめたり、曰く「合衆國政府は日露兩國間に開始したる交戰行爲の進行中、兩交戰國に於て淸國の中立並に其の行政の保全を尊重し、且つ交戰地區域を成るべく限局し、以て淸國人民の猥りに動搖擾亂するを防ぎ、又世界の商業及び交通上の損害を成るべく最低度に止めしむることを切望す」と、換言すれば米國の希望は兩交戰國に於て淸國の中立並に同國行政の保全を尊重する外に、成るべく交戰地を局限して局外者の損害を少くせんとするに在りき、此の希望たる素より日本の異議なき處なれば、小村外務大臣は直ちに之に答へて下の如き通牒を發したり、曰く「本件に關しては帝國政府は全然合衆國政府と其の希望を同ふするが故に、露國政府に於ても同様の約束を爲し、且つ同約束を誠實に遵守するに於ては、帝國政府は露國占領の地方以外に於て淸國の中立及び行政の保全を尊重することを約束するの意思なり」と。

既にして日本は海陸に連勝して奉天を陷れ、露國の極東艦隊を全滅するや、米國大統領ルーズヴェルト氏は日露の間に斡旋して媾和談判を開かしむべしとの風說頻りに列國に傳えられたり、然れども當時波羅的艦隊は極東に向て進航しつゝあり、日本に於ては東鄕大將が波羅的艦隊を擊破し得るを信じて疑はざりしかば、未だ媾和の意思無く、露國亦同艦隊に多大の望を囑して容易に戰爭を止むるの意無かりき、故に米國大統領の心中和議を周旋するの意ありしとするも、其時機未だ熟せざりしなり、然るに五月廿七八日の日本海大戰に於て東鄕大將は見事にも露國の波羅的艦隊を殲滅したりしかば、大統領ル氏は以て時機逸すべからずと爲し六月二日露國の駐米公使カシニーと會見して媾和談判斡旋の勞を執るの內意を漏らしたり、然るに露國政府は猶會稽の恥を雪ぐの意あり、宮中の軍事會議に於て依然として戰爭を繼續するの決議を爲したりしかばカシニーは大統領の好意を拒絕したり。

然かも顧て露國民間の事情を察すれば、平和を要求し

の如き公文を米國公使に交附せり、曰く『日本政府は日淸兩國の和睦の爲め調停の勞を執らんとせらるゝ米國政府の好意に對し深く感謝す、交戰以來帝國の軍勢は到る處勝利を得たれば、今更ら戰爭を休止する爲め友邦の協力を請ふの必要を認めず、然れども帝國政府は勝に乘じて過當の慾望を逞うせんとするものに非ず唯淸國政府が直接に帝國政府に向ひ媾和を請求し來らざる間は帝國政府は未だ和議の時機の來れるものと認むる能はず』と。

然るに同年十一月二十二日在北京米國公使デンビーは在東京米國公使ダンに寄電して曰く『淸國は直接に日本と媾和談判を開き度きにより、居中周旋の勞を執られたき旨を本官に依頼せり、媾和條件は朝鮮の獨立及び償金を辨償するの二件とす、此旨日本外務大臣に傳達あらんことを望む』と、是れ實に淸國が直接に媾和を求めたる第一步なりとす、爾來日淸兩國は米國の斡旋によりて數回の交涉を重ね、終に李鴻章は日本に來りて下の關に談判を開くに至りぬ。

(七)三國干涉と米國

淸國と戰て連戰連勝せる日本は端なくも三國干涉の屈辱を被りて臥薪嘗膽の苦を忍ばざるべからざるに至りぬ、老猾なる李鴻章が遼東半嶋の割讓を一條件として和を媾ずるや、露、獨、佛の三國は日本に勸告するに遼東を放棄すべきを以てせり、日本は大勢の已むべからざるを見て三國の勸告を容るゝに決したるも、最後の讓步を爲すに先ち、英米の援助を得て三國の意思を變せしめんと欲し、在米栗野公使に訓電して下の如く米國政府に告ぐべしと命じたり、曰く『日本は友邦の正當なる異議を無視するものに非ず、然れども遼東半嶋の割讓は淸國の承諾したる處にして、其の條約は既に我聖上陛下の御批准を經たり、今日に至て之を放棄するは容易の事に非ず、若し米國が是迄平和恢復の爲めに盡されたる友誼を今一步進められ、特に半嶋の割讓に對して異議を抱き居る露國に向て其の再考を勸告するの勞を執られなば、或は此の未定の問題を圓滿に解決するを得べきか、是れ日本は內密に米國の友誼的協力を望む所以なり』と。

栗野公使は本國の命に依て米國政府に右の意を致したるも、當時米國は此の問題に關して日本を援助する强固なる決心無かりしものゝ如く、僅に局外中立の主意を矛盾せざる範圍に於て日本と協力すべしてふ極めて曖昧なる返答を爲したり、英國亦局外中立の態度を變更する能はざる旨を答えたりしかば、日本は終に遼東

し日本兵士が旅順にて清國人を慘殺せしとの報道眞實あらば、日米條約が上院の批準を得ること困難なるべしとの旨を以てせり」と、果然上院は新條約に一の修正を加えたりしが、其の修正案は殆んど條約全體を破壞するの結果を生ずるに足るべき重大の意義を有したるを以て、陸奥外相は更に栗野公使に電訓し米國々務省と幾多の協議を凝らしたる後、漸く翌二十八年二月の初旬に至り、上院をして更に新條約を討議せしめ、終に日本の滿足するに足るべき再修正を成立せしめたりき、些々たる小事が如何に米國の輿論を動かし、延いて其の外交政策を左右するかを知るに足るべし。

清國は到底我軍の鋭鋒に當る能はざるを觀るや、密かに歐洲列强に向つて仲裁を請へり、英國は第一に之に耳を傾け、其他の列强を說いて聯合仲裁を試みんと企てたり、英國の此の計畫は列强の反對に逢ふて失敗に歸せしも、平和主義を以て傳來の政策と爲せる米國は極東問題に關する歐洲諸國の意向測られざるものあるを見て、自ら進んで日清兩國に對し友誼的仲裁を試るに至れり、二十七年十一月初旬米國公使ダンは本國の訓令を我が外相に致して曰く『痛歎すべき日清間の戰爭は毫も亞細亞に於ける米國の政策を危殆ならしむるものに非ず、兩交戰國に對する米國の意向は不偏不黨友交の情を重んじ、中立の義を守り、兩國の好運を希望するに外ならず、然れども若し戰鬪久しきに亘り、日本軍の海陸に於ける進行を制するの途無きに於ては極東に利害を有する歐洲列强は、相謀りて日本國將來の安固と康寧とに不利なる要求を爲し、以て戰爭の終局を促がすやも計り難し、米國は從來日本に對し深き同情を有するが故に東方平和の爲め、日清兩國均しく名譽を毀損せざる範圍に於て仲裁の勞を執るの意なきに非ず、日本政府は之に關して如何なる意向を有するや』と、之に對し陸奥外相は下



ウイルソン新内閣國務卿
武雷安

是より條約改正は益す至難の問題となれり、明治十二年九月井上馨は寺嶋に代りて外務卿と爲り、更に條約改正を企てしも失敗して明治二十年九月を以て辭職し時の總理大臣伊藤博文は外務大臣を兼ぬることゝなれり、翌二十一年二月大隈重信入りて外務の椅子に就き國別談判の方針を以て再び條約改正に着手せり、翌年二月米國は第一に我が談判に應じ、同四月二十日東京に於いて我が全權と米國公使ハッバードとの間に條約の調印成れり、次ぎに獨逸及び露國も我が談判を容れて新條約に調印せり、然るに改正條約の大意が倫敦タイムスに公表せらるゝや、輿論囂然として當局の失態を攻撃したるの結果、同年十月二十四日を以て伊藤内閣の總辭職となり、山縣有朋代つて内閣を組織し青木周藏を以て外務大臣と爲せり、青木は一面に於いて米獨、露の三國に向て曩きに大隈が締結せる條約の無期延期を申込み、他の一面に於ては英國公使に向て條約改正の談判を開けり、然るに明治二十四年四月偶ま露國皇太子大津の遭難事變あり、爲めに青木は責を引いて辭職したりしかば、條約改正は再び一頓挫を來たせり。

陸奥宗光の青木に代はりて外相たるや、再び條約改正に着手し、明治二十六年九月先づ時の駐英公使青木周藏をして英國に向つて談判を開かしめしが、幸にして英國は案外の好意を以て之に應せしかば、翌年七月十六日を以て始めて日英の間に對等條約の締結を見たり次いで米國は同年十一月を以て新條約に調印し、其他の列國も亦相前後して改正條約を批準せり、而して明治の大難事たる條約改正の終了と相前後して、日本の國運を賭すべき大役こそ起りたれ、日清戰爭是れあり。

(六)日清戰爭と米國

明治二十七年八月一日先帝陛下は清國に對して宣戰を布告し給へり、斯くて我軍連戰連勝して旅順を陷るゝや、忌まはしき報道は端なくも世界の耳目を聳動したり、旅順逆殺事件是なり、就中米國の新聞紙は極筆日本の軍隊を批難し、日本人は文明の皮膚を被るも其の精神は野蠻人なりと極論するに至れり、時恰かも日米間の條約改正談判は首尾能く終了して、新條約は既に兩國全權委員の間に調印せられ米國上院の批準を受くべき運びに到りしを以て、如上の報道は米國の政治家に多大の印象を與え、上院をして新條約の協賛に躊躇せしむるの懸念ありき、されば當時の駐米公使栗野愼一郎は明治二十七年十二月十四日を以て陸奥外務大臣に電稟して曰く『米國外務大臣は本官に告ぐるに、若

受くるも差支なきを悟らしむると(第三)日本法律中に外教禁止の明文なきも高札に其の禁令あるを以て之れを除去し外人に信教の自由を許すことゝ云ふは是れ大久保、伊藤等の條約改正案なりき。

右の改正案が廟議に附せらるゝや異論頗ぶる多く、中には條約改正談判は他日機を見て東京に開くべしと主張せるものありしが、参議副嶋種臣は伊藤博文と共に令を受けて改正案の審査に從事し、漸やく廟議の決定を見るに及んで、大久保と伊藤とは其の成案を携へて再び米國に來り、更らに談判を開きしも米國政府は之に應ずるの色なかりしが故に、大使の一行は條約改正の時機未だ到らざるを認め、最初の計畫を變更して單に歐洲を巡遊して歸朝したるは明治六年九月なりき。

(五)條約改正と米國

岩倉大使の一行が歐米を巡遊したる當時より條約改正は我が國朝野の宿題となれり、大使の使命は第一に米國に於いて失敗したるが爲め全く水泡に歸せりと雖も政府は更に機を見て談判を開かんと欲し、常に問題の研究を怠らざりき、斯くて明治十一年に至りて時の外務卿寺嶋種臣は再び條約改正に着手し先づ第一に税權を恢復するの方針を立て、米國に向つて談判を開始したり、米國政府は案外にも快く日本の提案を是認し、新税條約は華盛頓に於て調印せらるゝの運びに至れり新條約の第一條には『此の條約實施の日より日本海關税並に其他諸税を自由に賦課し、及び日本開港場外國貿易に關する諸規則制定の權利は獨り日本に屬することを合衆國は認識すべし』と規定し、更らに他の條項に於て『外國貿易を隆盛ならしむる爲めに必要なりとせば、輸入税をも廢すべく新港をも開くを拒まざるべし、但し沿岸貿易は全く日本政府の管轄たるべし』と云へる規定を設けたり、斯くの如く新條約は大體に於て日本に利益なりしも、其の第十條には『此の條約は日本と他の締盟各國と現實此の條約に均しき所の約書或は現在條約の儘を取結び、右現行の時に實施すべし』とありしを以て、既に調印を經たる日米關税條約も實は實施の期なくして一片の空文に歸せり。

然り新日米條約は空文に過ぎざりしと雖も、日本は少くとも此の談判によりて、米國が條約改正に贊成の態度を有することを確め得たり、當時の駐日英國公使は冷血辛酷を以て知られたるパークスにして、彼は極力日米間に成れる新關税條約に反對し、他の列國公使亦パークスに同意したり、是れ新條約が終に畫餅に歸したる所以なり。

も、列國公使は殆んど之を雲烟眼視して毫も我が要求に應ずるの意なし、明治四年に至つて政府は益々條約改正の必要を認め、謂へらく東京に於て列國公使と交渉するよりも、我より進んで特使を歐米に派し直接に列國政府と談判せしむるに如かずと、斯くて政府は右大臣岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、工部少輔山口尙芳を副使とし、同年十月四日を以て歐米巡廻の途に上らしめたり。

斯くて一行は第一に米國に來り、國務卿と會見して條約改正の談判を開かんことを要求せり、國務卿は外交の慣例に從ひ岩倉大使等に向つて其の全權委任狀を示されんことを求む然るに當時我が外交思想の幼稚なる國際談判に必要なる慣例を知らず、大使一行は何等の委任狀を携へずして、漠然條約改正てふ目的を抱きて渡米したり、米國々務卿の注意によりて始めて外交談判に全權委任狀の必要なるを知り、委任狀取寄せんがため倉追大久保と伊藤とを日本に還へしたり。



日本內閣總理大臣
伯爵　山本權兵衛

されど大久保、伊藤の米國より一先づ歸朝せるは單に委任狀を得んが爲めに非ずして、更らに重大なる使命ありき、大使の一行は米國に來りて少しく海外の事物を目撃してより、條約改正に關する一つの私案を立て得たるを以て、之に對し故國政府の同意を求むるの必要を感じたり、則ち伊藤、大久保の歸國せるは右改正案を齎らして政府と相談せんが爲めなりき、此の改正案の內容を見るに(第一)內地雜居は尙早きにあり、外國人をして居留地方の規則を遵守せしめんが爲め、當分開港場に於て何里方内を限りて外人の居住を許し、內治の整頓を待つて次第に其區域を擴張すると(第二)裁判所を公用し、內外人をして同一の審判を受けしむることを條約文に明記し、以て治外法權を撤廢すること、但し當分の間假りに法律を設け漸を以て法律を改正し、裁判の公平と法律の寛大とを外人に的示し、以て在留外人をして我法律の支配を

にペリーに優れること疑ふべきに非ず、而かも後世開國の歴史を談ずるもの、多くペリーを説きてハリスを説かず、一奇ならずや。

安政五年六月十九日ハリスと幕府との間に江戸にて成立したる日米條約は實に明治二十八年條約改正以前に於ける通商條約の基礎を爲したるものにして同年英、佛、魯、蘭の四國亦米國に倣ふて同様の條約を幕府と締結せり。

(三)第一遣米特使

安政五年(一八五八年)の江戸條約成立の後二年、即ち萬延元年幕府は始めて米國に向つて特使を派するに決し、同年三月正副二使に從者十八人を添へ、米國軍艦ポーハタンに便乘して米國に向はしむ、斯くて一行は同月二十七日を以て桑港に着し、五月初旬を以て華盛頓府に着せり、大統領ブカナンは陸軍大將カスを以て接待員となし、好遇優待到らざる處なかりき、一行は烏帽子直垂の裝束に兩刀を帶びたる、異様の外國人なりしを以て、米人は非常の好奇心を以て之を迎へ、華盛頓の社交會は晝夜之を饗應するに忙殺せらるゝの觀ありしと云ふ。

特使の使命は一は安政五年の條約を親しく大統領に交附するにありて、一つは米國の國情を視察するにありき、當時日本に於ては攘夷の聲益々熾んにして、朝廷及び諸侯の、幕府が獨斷を以て米國と條約を結びたる專横を憤るの聲囂々たるに當り、幕府斷乎として特使派遣を實行す、其の英斷寧ろ稱讃に價するものあり、櫻田門外に於ける井伊大老の暗殺は實に特使出發の後幾干もなくして起りし慘事なりき、一行は華府及び其他東部の諸市に滯在すること約一ヶ月にして、同年七月一日を以て桑港より再び米國軍艦ナイヤガラに便乘して歸朝の途に就けり。

(四)第二の遣米特使―條約改正の着手

既にして世は明治維新の昭代となれり、攘夷討幕を主張せる諸侯は皇室を擁し奉りて首尾よく幕府を顛覆したる後、飜然として攘夷説の狂愚を覺り、開國進取の大方針を立つるに至れり、而して明治政府が此の方針を實行するに方り第一に障碍を感せるは、不正不對等なる安政五年の條約なりき、是を以て政府は明治二年十二月時の外務卿澤宣嘉をして條約改正の要求を列國公使に申込ましめたり、是れ實に日本が二十六年の間苦心焦慮せる條約改正の第一着歩なりき。

然り政府は明治二年を以て條約改正の第一歩を取れる

領事裁判の要求は一言にして幕府の承諾を得たり、余は意外の結果に一驚を喫したり」云々、

何ぞ知らんや、幕府が見て以て小事と爲せる領事裁判の制度は實に將來に向つて大禍根を遺したるものならんとは、蓋し當時幕府は内外人の觸接より生ずる種々の危險及び煩累を防がんが爲め、成るべく外國人の居住區域を狹小にし、而して其の限定したる區域内に於て一切彼れの行動に放任して之れに干渉せざるを得策なりと思惟せり、惟ふに居留地制度は當時の日本に於いては寧ろ適當の制度なりしならん、然れども幕府の政治家が是れと同時に領事裁判に關して何等の辯論を費やさゞりしは、全く治外法權の何ものたるを知らざりしに基くのみ、當時幕府が外交の事情に關して全く門外漢たりしは、安政條約の日本文を見るも明かなり、デプロマチツク、エヂエントを譯して『政事に預かる役人』と云ひ、總領事及び領事を呼ぶに『諸取締の役人及貿易を處置する役人』と云ふが如き其一例なり。

安政四年十月ハリス江戸に入りて將軍に謁見したる後閣老に面して大事を告げんと乞ふ、是に於て當時幕府の外務大臣とも稱すべき堀田正篤ハリスを其の邸に招き、外國係りの諸役人をも其の席に列せしめてハリスの言ふ處を聽く、ハリス乃ち襟を正し容を改めて説いて曰はく、米國の國是は一視同仁の精神に基く、故に其の對外政策は決して領土侵略を目的とするものに非ず、貴國に對する亦實に斯の如し、今や蒸氣電信の發明は世界の距離を短縮し、列國の通商、交際益々頻繁なり、此の時に當りて貴國獨り孤立して鎖國の舊慣を株守せんとするも、是れ世界の大勢に逆ふものにして早晩失敗に終らざるべからず、速やかに國を開きて列國と有無を通じ、智識を世界に求め以て富國强兵の途を開くに如かずと、説くこと六時間言辭壯重、赤誠面目に現はる、堀田正篤等痛くハリスの言に感動し益す開國の方針に向つて進むべきを決したり、此の會見は實に安政五年六月十九日の日米條約を産み出せるものなり、蓋し同條約は領事裁判の規定あり、又居留地制度を許したるが如き將來に禍を遺せるの點少からざりしも、當時我國の事情より察すれば、斯かる不利の條約を締結する萬止むを得ざりしものにして、決してハリスを咎むべからざるなり、ハリス堀田正篤と會見してより幕府は大にハリスに信頼し、終に彼を外交顧問の地位に置くに至れり、斯くてハリスは外交の智識なき幕府と、虎視眈々たる歐洲列强の使臣との間に介在して、陰に日本の利益を保護せんと努めたるものゝ如し、彼は其の人格に於て其の外交的手腕に於いて遙か

ず、幕府止むを得ず、安政四年八月を以てハリスの江戸に入るを許す、ハリスは新英州の產にして、淸敎徒の家に人となり、品性高潔度量濶大にして正義と同情とを以て日本を開國文明の域に進めんと努力したるものゝ如し、日本が世界の大勢に通せず、動もすれば狡猾なる外國使臣の犧牲とならんとするの時に當りて、ハリスの如き人物が米國第一の公使として日本に來れるは日米國交の爲めに最も喜ぶべき事なりき。

ペリーが締結せる親交條約は極めて不完全なるものなりしを以て、ハリスの來るや更らに第二の條約を結ばんことを要求せり、其の結果は安政四年五月二十六日の條約及び安政五年六月十九日の條約となれり、此の二條約の結果として、幕府は下田函館の外に神奈川、兵庫、長崎、新潟を開放せり、當時幕府が世界の大勢に暗く往々にして冠履顚倒



北米合衆國大統領
ウッドロー　ウイルソン

の處置に出でしは、治外法權の許容に對する態度に徴するも明かなり、ハリスの日記の一節に治外法權設定に關する談判を記して曰く

「余は條約談判の爲めに、下田より江戸に出づるに際し、密かに謂へらく、從來下田に於て外國奉行と交涉を重ねて猶ほ未だ決定せざる米銀交換割合の如きも一旦江戸に到りて執政と會商せば、之を解決すること甚だ難からざるべし、唯領事裁判の一事は今日の情勢に於て實に外國人のために必要の條件なりと雖も、幕府をして之を承諾せしむるは、決して容易ならざるべしと、而かも余が江戸に到りて幕府の全權委員と談判するや、余が容易なりと思惟せる米銀交換問題は會商數日に亘りて僅かに決定したるに反し、余が至難と思惟したる

三日を以て和親條約十二條を締結し、下田、函館の二港を開けり、當時幕府が如何に海外の事情に暗く、鎖國の舊思想に支配せられたりしかは、同條約の日本人に徹して明なり「米人渡來の儀差免す」と云ひ「合衆國の君共」と云ふが如き是れ豈に外人を見るに夷狄を以てするの筆法に非ずや、而して米國の上院を呼んで「長公會大臣」と云ひ、其大統領を呼んで「君主」と云ふが如き今日より見れば實に一笑を禁じ能はざるものあり。嘉永七年の條約は主として、兩國相互難破船の救助、其の船舶の要する薪炭、食料品の供給等を規定したるに止まり、眞の通商條約にあらざりしは條約の文面明らかに日本の商人が幕府役人の手を經ずして自由に貨物を交換貿易する能はざる旨を記したるにても知るべし、蓋し斯くの如き不滿足の條約を締結するは決してペリーの意思に非ざりしなるべし、然れども日本は當時猶ほ鎖國攘夷を夢みつゝあるの際にして、到底完全なる通商條約を結ぶの意無し、這般の事情を了解したるペリーは一時に其の目的を達するの不可能なるを覺り、扨こそ此の不完全なる條約に滿足して歸國せるものなるべし。

當時ペリーの使命が、日本と通商條約を結ぶの外に、東洋に於て貯炭の目的に供すべき適當なる地點を獲得するに在りしは明なり、然れども此の事情を以て直に米國に領土侵略の野心ありしものと斷するは誤謬なり當時米國は猶ほ帝國主義の聲を聞かず、自由博愛の思想は猶ほ全土に充滿せり、即ち其の東洋に對する期望は單に通商の自由を得るにありて、領土擴張の野心無かりしは明なり、貯炭所を得るの目的亦此の方針に胚胎せるに過ぎず、故に其の行動毫も批難すべき無し、唯惜むらくば近時南米若しくは墨國に於ける日本の平和的行動を妨げんとする政客の米國に跳梁しつゝあることを、彼のマグダレナ灣事件の如き、日本に眞に貯炭所を得るの意思ありしとするも、其の動機にして通商の利益を得るに止まるものならば、何等批難すべき所以を見ず、五十年前ペリーが東洋に於ける一使命と毫も異なる無し。

（二）ハリスの條約

一八五六年(安政三年)七月タウンセンド、ハリス米國最初の總領事として日本に來れり、其の名稱は總領事と云ふも、其の實際は公使と同等の權力を有せり、彼れ先づペリー條約に依りて開かれたる下田港に寓を定め、次いで自から江戸に赴きて親しく將軍に謁せんことを求む、幕府百方辭を盡くしてハリスの要求を斥けんとせしも、ハリス飽く迄も強硬の態度を持して離か

日米大勢年鑑 第一號

米國紐育 日米週報社發行

第一篇 日米國交史

(一)ペリーの使命

日米國交中の第一頁はペリーの遠征を以て始まる、ペリー以前に水師提督ビッドル及びカプテン、グリンの兩度江戸灣に入れるありしも、其使命は曩きに日本近海に難破せる米國船の乘組員が幕府に抑留せられたるを回復するに止まりて、日米の間に永久に通商條約を締結するにあらざりき。

之より先き支那は列國の壓迫に堪へずして既に其の數港を開放せり、是に於て世界の文明通商の大勢は滔々として東漸し、歐米の商船の極東に向ふもの益す多きを加ふ、而して支那と一葦帶水を隔つるに過ぎざる日本の鎖國は實に列强通商の近路に横はる一大障碍たるを免かれざりき、是れ歐米が日本に迫るに開國を以てせる所以なりき。

水師提督ペリーが大統領フイルモールの命を受け、日本と通商航海條約を結ぶの使命を受け華府を發したるは一八五二年十一月二十四日にして、商船ミスシピー號に搭じて太西洋岸より出發し、喜望岬を迂廻し、印度洋を經て香港に達したるは翌年四月なりき、彼は香港に於て支那の諸港に散在せる四隻の米國軍艦を集めて、一つの艦隊を組織し、自から旗艦サスケハナに乘じて日本に向ひ、同年七月八日を以て伊豆の浦賀に着せり、幕府即ち林大學頭及び浦賀奉行戸田伊豆守をしてペリーを引見し命令を傳へしめて曰はく、米國大統領の國書に對する返答は明年長崎に於て阿蘭艦長を經て之を米使に交附すべしと、ペリーは當時威力を以て幕府を壓服するの不可なるを知り、再來を約して其の儘浦賀を引き上げたり。

一八五四年(嘉永七年)一月ペリーは前年の約束通り、軍艦十隻を率ひて再び浦賀に來り、幕府に迫るに前約の履行を以てす、幕府策の出づる處を知らず、終に林大學頭等をして米使と横濱村に會見せしめ、同年三月

第一附録　紐育名所案内

頁

第二附録　在米日本人住所姓名録

(索引は姓名録末尾にあり)

英文欄

日米名士の日米時局問題に對する各意見

(名簿は英文欄卷頭にあり)

目次終

在米日本人紳士録

第七篇 布哇嶋大勢

第六篇　在米日本人現狀

日米大勢年鑑目次

認むるに及んで、我が社は如何にして此の社會的要求に應ずべきものなるや、如何なる手段に依つて讀者を利し社會を益し、又我が社の抱負をも遺憾なく實現し得べきものなるや否やに就ては大に腐心せるものなるが、種々苦心熟慮の結果遂に日米大勢年鑑なるものを編纂し以て焦眉の急に備ふることゝなれり。

我が日米大勢年鑑の生るゝに至りし所以のものは畧ぼ上述の如き理由に外ならずと雖も、然かも如何なる材料に基き大部の編纂を全ふすべきものなるや否やに就いては頗る苦心せる處なり。即ち如何にせば最も簡易なる方法によりて讀者を滿足せしめ得るや否やの一點に就いては、我社は少なからぬ努力と熟慮を要したるなり。殊に在米日本人の現狀に關する調査の如き、其の數字上に於ては多少の相違あるべしと雖も、此等の統計は我が帝國總領事館、領事館、各地日本人會其他各地新聞社又は各種團體等の精密なる調査報告を基礎として綜合せるものなれば、先づ以て精確に近き統計たるべきや吾人の信じて疑はざる處なり。終りに臨み本號發刊に際し我が在紐育帝國總領事館が特別なる便宜を與へられ、其他オツタワ帝國總領事館、墨國及南米各國に於ける我が帝國公使館又は領事館等が詳細なる材料を提供せられたるに對し、我が社は此の機會を利用し此等の諸團體又は新聞雜誌社等に對し滿腔の謝意を表し置かんと欲す。尙ほ明年度に至り日米大勢年鑑第二號を發刊するの機會を得るに至らば、吾人は更らに一層勉勵努力し以て大方諸彥の希望をして遺憾なからしむべく、且つ又我が社の主義主張をして益實現せしめ得るは吾人の敢て豫言し置かんと欲する處なり、聊か卑見を開陳して發刊の辭となす。

西曆一千九百十四年一月一日

日米週報社

發刊の辭

日米兩國の關係益々複雜を極むるに至り、在米同胞にして合衆國の國情に暗きものあるのみならず往々にして彼等自身に於て在留同胞が如何なる狀態にあるやをすら窺知する能はざるものあるは吾人の誠に遺憾とせる處なり。殊に近年に至り日墨關係より南米問題に及ぼす幾多の研究資料は、吾人の目前に提供せられて、我が大和民族の世界的膨脹の大使命は日一日と吾人の双肩に重きを加ふるものありと雖も、然かも吾等日本人にして墨西哥事情に通せず、巴奈馬運河開通後に於ける日本海運と其の海外貿易に及ぼす影響に就いて踏査せるものも亦誠に少數なり、更に南米の富源に大和民族の發展を計らんとするが如き企畫あるものあるは殆んど聞かざる處なり。

若し夫れ如斯在米同胞にして米國事情に疎く且つ彼等自身の現狀に暗きものあらんか彼等が如何にして特種の便益を計り利得を加へんと努むと雖も、其の効果や單に案外なる結果を見るに至るべく、彼等の企業も或は往々にして不時の失敗を招き或は救ふべからざる境遇に陷るもの少なからざるべし。されば故國の國情に通せず、又南北兩洲の事情を理解し得るの機會を有すること誠に稀なる在留同胞社會に在つて、是等各方面に於ける國勢、人情、風俗、習慣等に關する大勢を記述することを得たらんには、或は彼等をして禍を未然に防遏し得べく或は福利の增加に資することを得べけん。我が社が日米大勢年鑑を發刊するに至りし所以のものは、實に此等不具的境遇に在留せる日本人並に故國一般同胞に向つて此等各方面に於ける諸問題に關する智識を分與し聊か以て吾が使命の一亘を全ふせんと欲するのみ。別言せば我が社は其の社運の隆盛を見ると共に、每週發刊の日米週報紙上のみに於ては、彼等が要求せる歷史的記述や統計的說明等に關する詳細なる報道を試みんと努力しつゝありと雖も、未だ到底完然たらしむること能はざるものあるを

Birds eye view from our Editorial office

[1] 本社編輯室よりハドソン河を隔てゝニュゼーシー州を望む





[2] 同編輯室より紐育市街を望む

世界塔は一千九百十三年八月新築せられし三十階の高塔にして本社事務所は此内に在り



日米週報社

世界塔

World's Tower Building

110-112 W. 40th St., New York.

日米大勢年鑑